長野県水産史

長野県漁業協同組合連合会

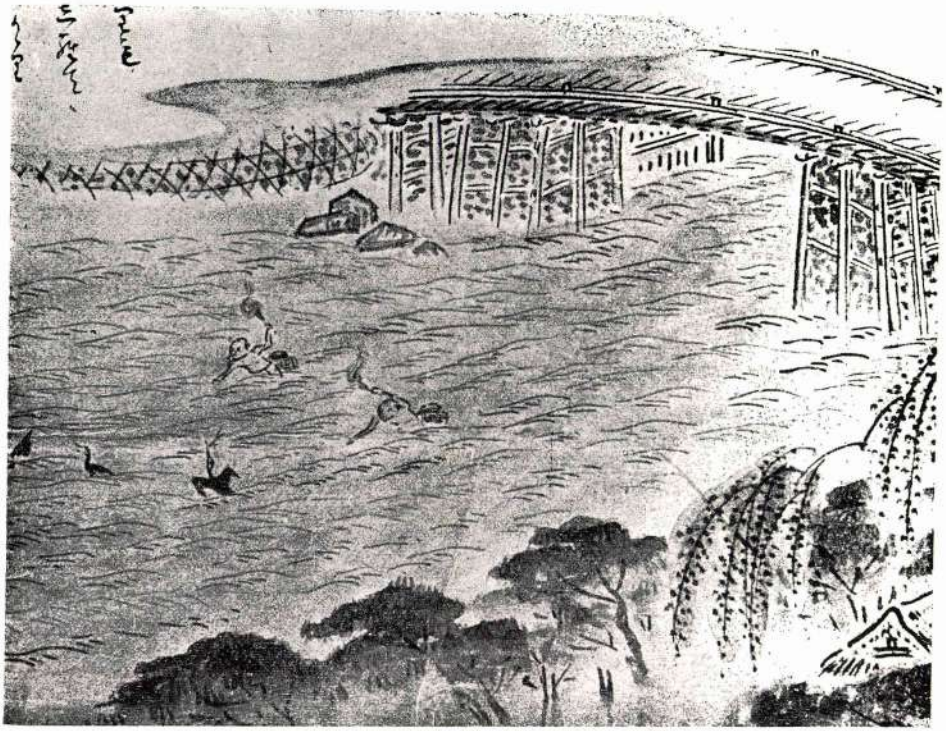

江戸時代　天竜川鵜飼の図（高遠藩史料）

島木赤彦

遠き沖の氷をたゝく漁槌（つち）の音槌におくれて響きつゝあり

寒鮒の肉を乏しみ箸をもて梳（す）きつゝ食ふ楽しかりけり

若山牧水

歯を痛み泣けば背負いてわが母は峡（かい）の小川に魚を釣りにき

鯉こくにあらいにあきて焼かせたる鯉の味噌焼うまかりにけり

河湖漁業の今昔

大正時代　千曲川の帆かけ船
これに漁舟を積んで出漁

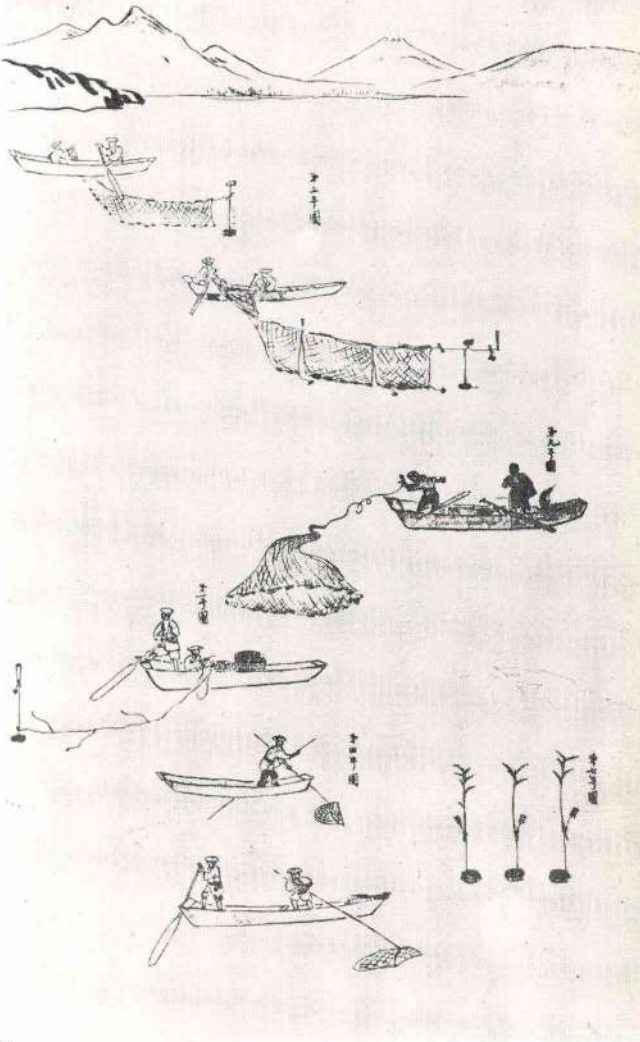

明治時代　諏訪湖の漁業図

農村の保存食として　江戸時代から
今日でもこうして……（木曽路にて）

昭和時代　諏訪湖のフナ投網（朝日新聞社撮影）

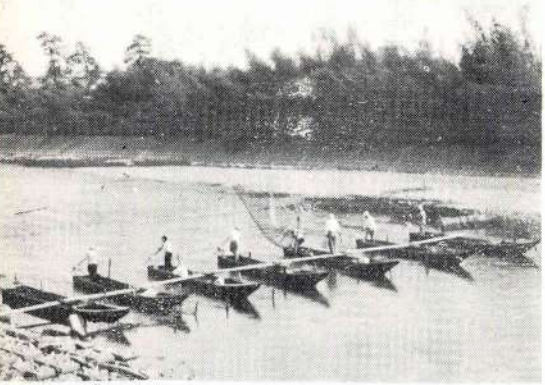

琵琶湖ソ上小鮎の採捕（安曇川にて）

千曲川水系のツケ場（上小・更埴地方）

犀川水系魚梯の一例（水内発電所ダム）

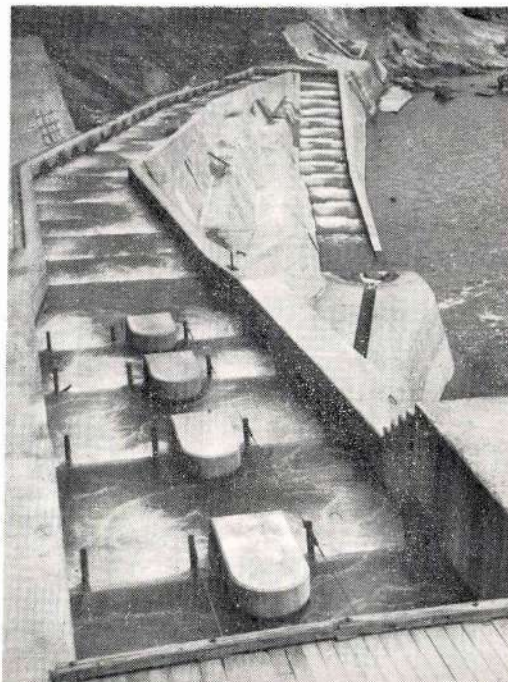

養殖の移り変り

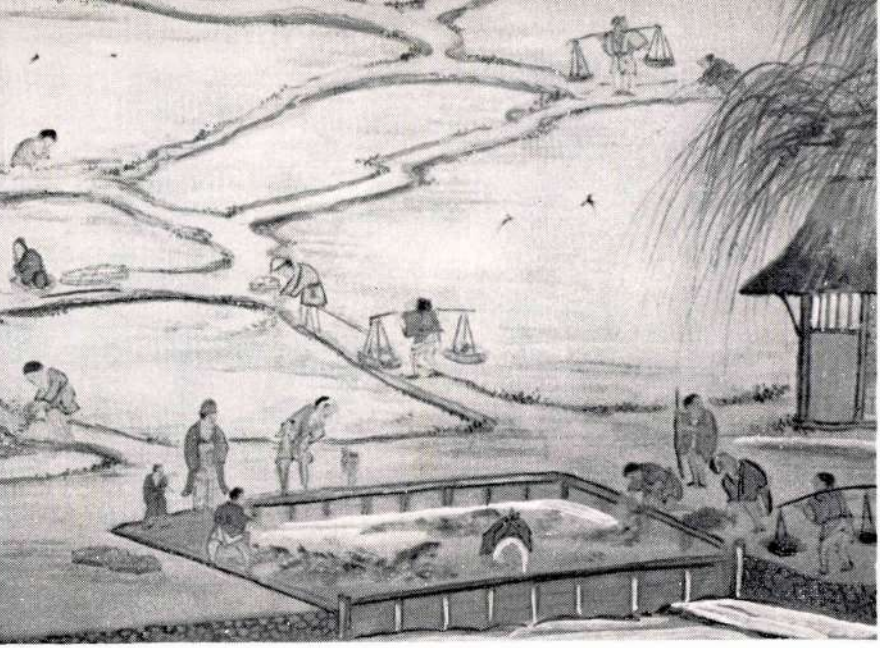

明治時代　南佐久地方での水田養鯉風景

鯉売りの今昔　（右）明治時代
（左上）大正時代（左下）昭和時代の
活魚車登場

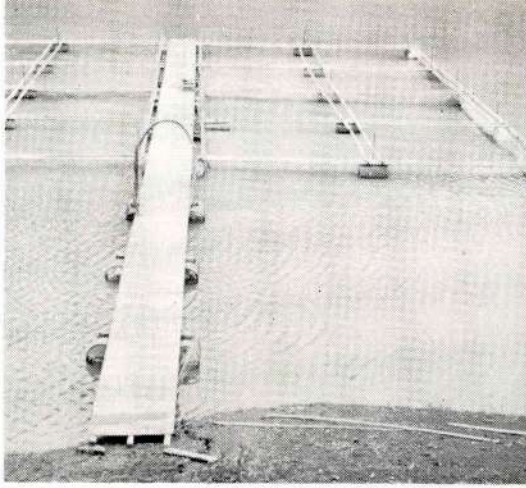

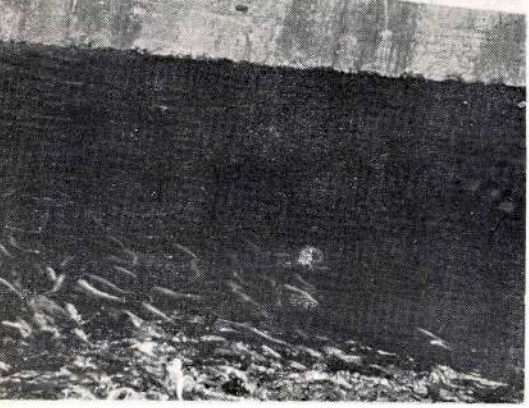

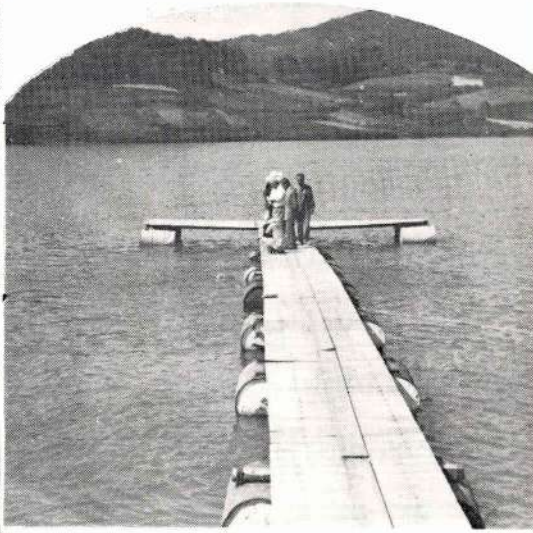

輝やける養殖時代　（右上）諏訪湖の網生簀養鯉（右下）塩田の溜池養鯉（左上）明科水揚で虹鱒に投餌される天皇皇后両陛下（左中）にじますの人工採卵（下）天竜川漁協の宮田養魚場

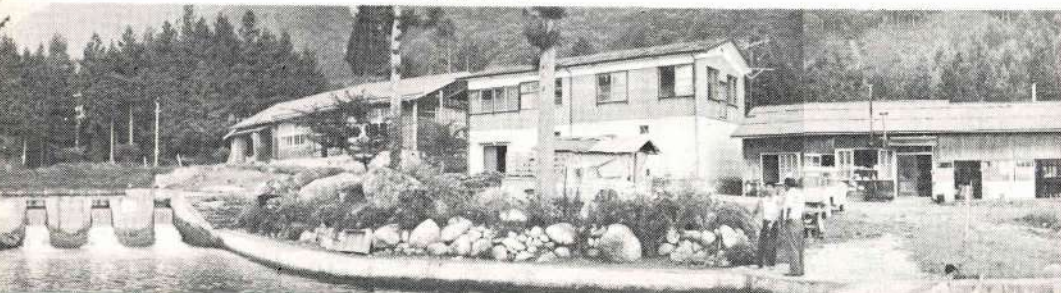

水産會館

長野県水産会館　（文字は成沢伍一郎筆）

昭和四十一年に売り出された鯉の切手

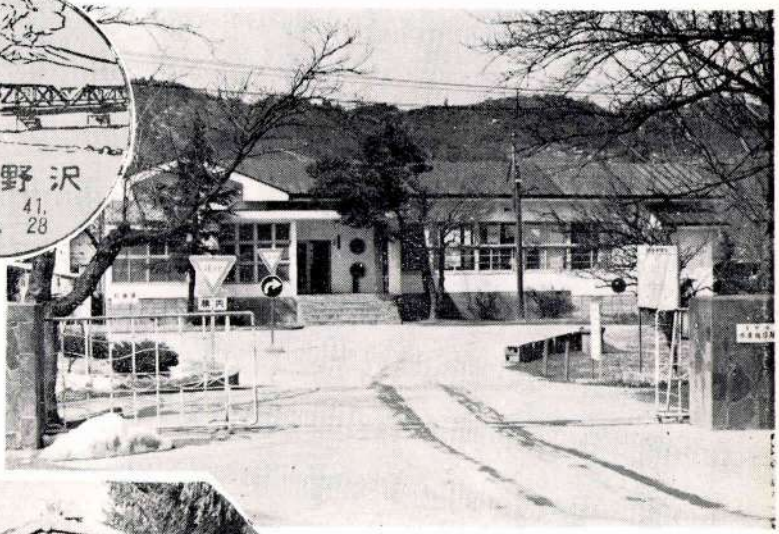

明科の長野県水産指導所

淡水区水産研究所上田支所

養殖漁業協同組合別地区図

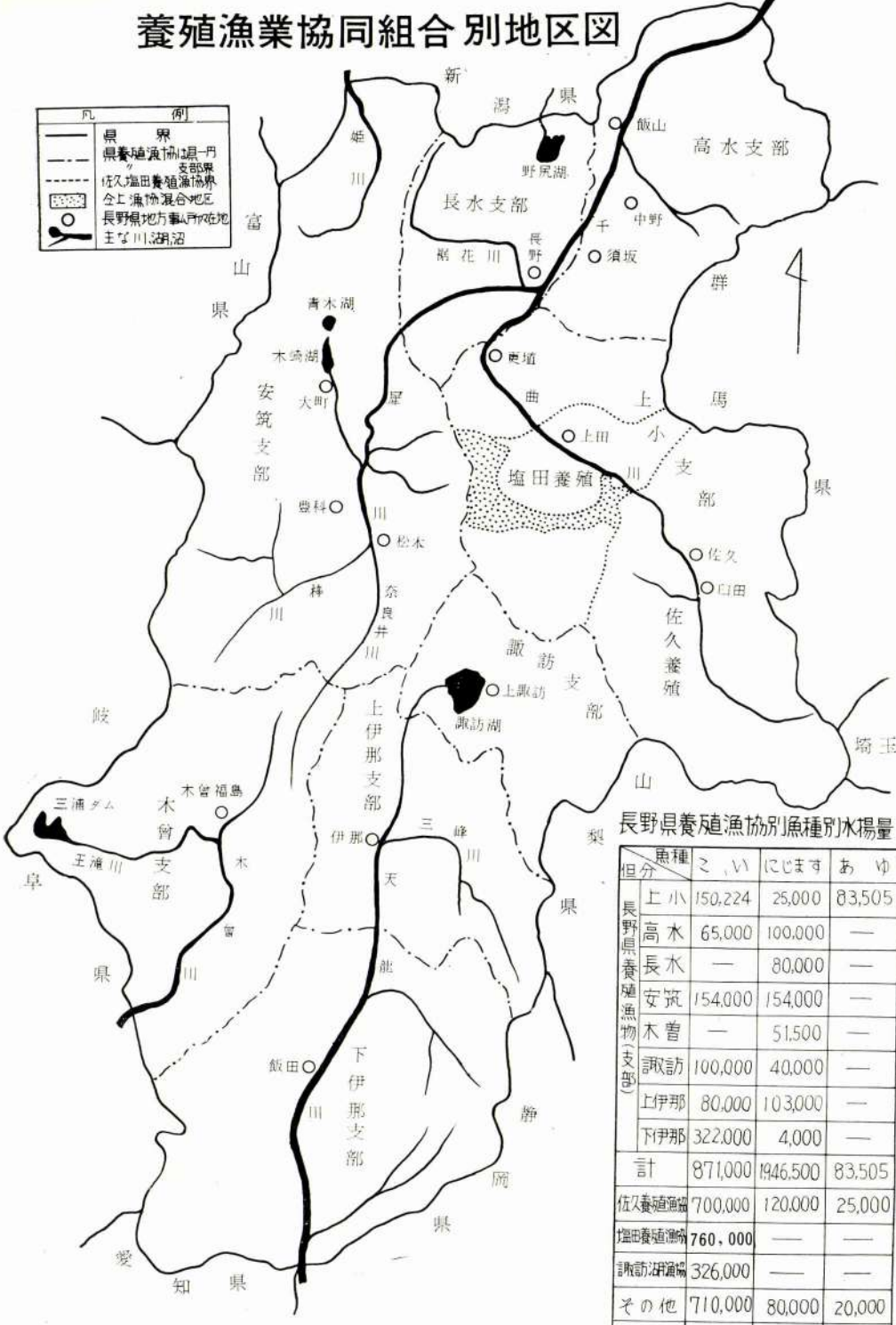

長野県養殖漁協別魚種別水揚量

但分	魚種	こい	にじます	あゆ
長野県養殖漁物(支部)	上小	150,224	25,000	83,505
	高水	65,000	100,000	—
	長水	—	80,000	—
	安筑	154,000	154,000	—
	木曽	—	51,500	—
	諏訪	100,000	40,000	—
	上伊那	80,000	103,000	—
	下伊那	322,000	4,000	—
計		871,000	1946,500	83,505
佐久養殖漁協		700,000	120,000	25,000
塩田養殖漁協		760,000	—	—
諏訪湖漁協		326,000	—	—
その他		710,000	80,000	20,000
合計		3,367,000	2146,500	128,505

漁業協同組合別地区図

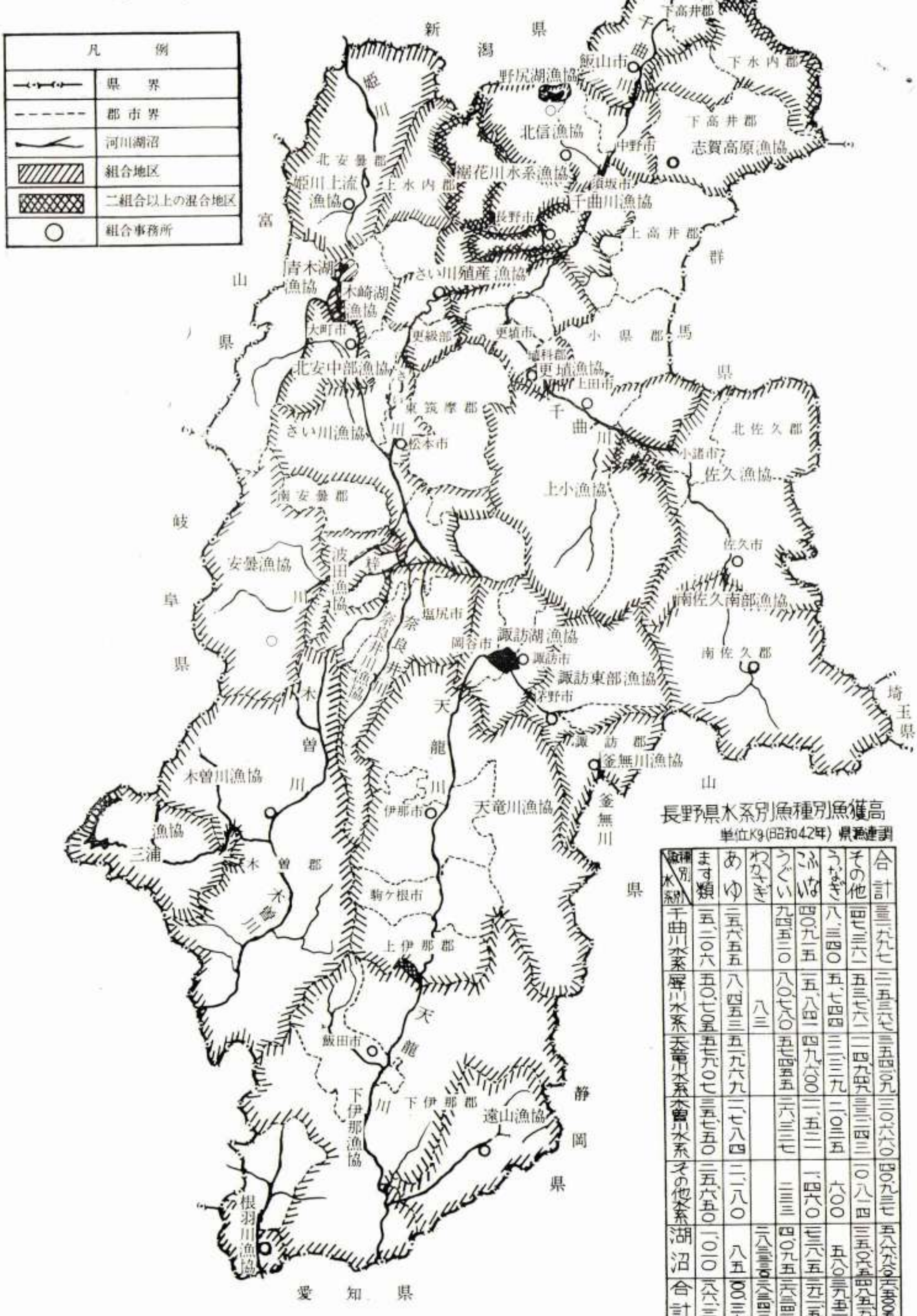

長野県水系別魚種別魚獲高

単位Kg(昭和42年) 県漁連調

魚種別／水系別	ます類	あゆ	わかさぎ	うぐい	ふな こい	うなぎ	その他	合計
千曲川水系	一五、二〇六	三五、六五五		九四、五三〇	四〇、九一五	八、三四〇	四七、三六二	三二一、六九七
犀川水系	五〇、七〇五	八四、五三三	八三	八〇、七八〇	一五、八四一	五、七四四	五三、七六一	二一五、三六七
天竜川水系	五五、七六〇七	五一、九六九		五七、四五五	四九、六〇〇	三、三三九	二一四、九四九	三五四、〇九
木曽川水系	三五、七五〇	二一、七八四		二六、三三七	一一、五二一	一、〇三五	三三、二四三	一二〇、六六〇
その他水系	三五、六五〇	二一、八〇		三三三	一、四六〇	六〇〇	一〇、八一四	四〇、九三七
湖沼	一、〇一〇	八五	三八、三三〇	四〇、九五	七三、八五	五八〇	三五〇、五〇	五八八、六〇
合計	一六六、三八	二〇〇、三六	三八、三四三	二六、三四〇	二五、二三	三九、五六	四八、九五	二六、五〇〇

(註)貝類を含め1,664,270Kg

序文

長野県漁業協同組合連合会長
依田勇雄

日本の屋根といわれる我が長野県は八つの県に囲まれた海無県であって、ここから源を発する数多の河川は長大な流れとなり、その間、無数の湖沼を形成しながら太平洋へ、又日本海へと注いでいる。これ等の河川には、その昔においては、さけ、ます、あゆ、うなぎが大量に捕獲され、古文献によれば時の都であった京都の御所へ貢として毎年多くのさけやますが献上されたのである。そして当時の人々には、極めて貴重な動物性蛋白食糧として珍重されたものである。

近い時代でも大正時代にはさけ、ます、が千曲川や犀川で漁獲され、秋になるとあの琥珀色をした美しい小豆大の卵を口にした記憶があったが、近代産業の発展に伴い、基幹産業である水力発電事業が到る処の河川に起ったため、今ではさけ、ますは絶無となってしまった。吾々漁業関係者として誠に淋しい限りである。しかし漁場としての河川湖沼はまだまだ数多あるので、これが保全と培養を図るため、採る漁業から造る漁業に移行し、年々多額の経費を投じて魚族放流事業を実施して来ているのである。

我が信州は将来、精密工業等の発展とともに国民全体の休養の地として、我が国唯一の利用度が高い県になつて行くものと思う。それには太陽の下、山々には、うつ蒼たる緑があり、河川、湖沼には多数の魚が游泳することにより、休養の地として又観光地として、その声価を一層高めねばならないと思う。

本年があたかも本会創立四十周年に当るので、これが記念として本県の過去の水産業を顧みるとともにこれを今後進展の資料にしたいと存じ、本史を刊行することにしたのであるが、願わくば組合員各位はもとより、一般の各位に対し多少なりとも参考になれば幸いである。

序　文

長野県知事　西　沢　権　一　郎

本県は、臨海地域と異なり、海産物に恵まれないので、住民の食生活を維持するうえに、古くから淡水魚介類が大きな比重をしめてきた。

このようなことから、必然的に、県民の生活の知恵と県の政策とは相互に内水面漁業の発達をうながし、今日わが国における有数の内水面漁業県として、その地位を確立し得ていることは、喜ばしい限りである。

このたび、長野県漁業協同組合連合会が、創立四十周年記念事業として、本書を発行し、遠い時代にさかのぼつて漁業の足跡をたづね、現在の姿をとらえて将来の展望につなげようとする意図は、まことに時宜に適した快挙であり、その完成を心からお祝いしたい。

特に、明治以降現在にいたる記述には、現存する多くの人々の活躍された足跡がいきいきとしるされており、今をおいては得がたい、向後への贈りものとなつている。

明日の長野県の漁業を考えるうえで、ここに盛られている多くの先達の業績を踏まえて、県政の発展に反映させてゆかねばならないと思う次第である。

序

全国内水面漁業協同組合連合会会長

重政誠之

深山の木の葉を潜ぐる水は、集つて渓をなし、やがて河となり秀峯麗山起伏重畳の間を、或は、急湍岩を嚙み、深渕青藍をたたえ、西北するは信濃川となり、東南するは天竜川、木曽川となり、滞溜するは多くの湖沼を形成する。

ここ信濃の国は山国とはいえ、多くの内水面に恵ぐまれ、これらの水面からは多くの淡水魚を饒産する環境をもつ、うましい国である。

かつては、晩春の候ともなるとソ上してくる鮎の大群は豊富な餌料に育ぐくまれ、急速な成長を遂げ、生鮮な海産魚が入手困難な時期における重要な魚類蛋白質の供給源となり、中秋より初冬にかけてこの国に産するさけ、ますは季節の魚として、極めて貴重な越冬食料として利用され、また、県下に散在する湖沼からは、四季とりどりの魚を食膳に供するなど、淡水魚はこの国の人々の日常生活と密接な関係を有していた。

然るに内水面漁業、特に河川漁業は明治中期以降我が国が国是とした重工業主義の犠牲となり、特に第一次欧州大戦以後、動力源を水力発電事業に求めるに及び、河川傾斜の大きい山国の河川は逐次寸断されるに至り、河川漁業の大宗ともいうべきさく河魚族、さけ、ますの姿は消え今や往年の漁獲を求めることができない状態となつた。

これに対し長野県においては、いち早く「獲る漁業から作る漁業に」転換するため、昭和初期には危険をもかえりみず、滋賀県より琵琶湖産小鮎の移殖放流を行い、中流域の鮎漁業の増産確保を計り、上流域開発については、全国に魁けて、冷水魚試験場を設置し、また湖沼地域の開発のためには諏訪支所を設けるなど、全く漁業維持には涙ぐましい努力が重ねられてきた。

また、この山国に住む人々の知恵は常に魚を自己の管理下に置き必要に応じ収獲して食用に供する道を養魚に求め、先人は幾多の苦労を重ね、長野県人特有のねばりと努力は、或は佐久地方の稲田養魚となり、アルプス山麓の湧水地帯に於ける虹鱒養殖は我が国養鱒界の先達となり、その製品は広く欧米に輸出されるに至るなど、今日の養殖長野県の礎を築いた。

かくの如く長野県の水産史は我が国内水面漁業がたどつた歴史を物語るものであるといつても過言ではない。

この時に当り、長野県漁業協同組合連合会において、県下の漁業の変遷、魚類資源の維持培養、養殖業の発展等について、歴史的に観察し、その経緯を詳らかにし、爾後に残されることは誠に意義深く、今後益々重要性を加える内水面漁業の発展の資料となるとともに、全国内水面漁業関係の参考書ともなることを希ってやまない次第である、

目次

口絵

河湖漁業の今昔と養殖の移り変り
水産会館と指導機関
漁業協同組合の区域図と生産高

長野県漁業協同組合連合会会長　依田勇雄
長野県知事　西沢権一郎
全国内水面漁業協同組合連合会長　重政誠之

序文

第1章　原始から古代へ

1　原始、狩漁部落の繁栄……三
2　諏訪神族の原始漁法……六
3　入ってきた天皇集団……八
4　安曇郡と海人部村……一〇
5　木崎湖畔のアイヌ伝説……一四
6　天皇と、万葉びとと、鮎と……一五

第2章　信濃鮭、平安京を風靡す

1　楚割鮭、氷頭、スジ子……二一

2 莫大な貢ぎ鮭の量……二三
3 鮭泥棒の話、頼朝の話……二四
4 命がけの運送の旅……二五
5 その頃の鮭の主産地……二七
6 天皇の養鯉と、信濃の鷹匠……二九

第3章 鎌倉、室町、桃山時代

1 東国武士、信濃漁場への憧れ……三五
2 川魚料理礼讃の時代……三七
3 諏訪湖の観光『鯉馳(こいはせ)』……三九
4 室町時代の魚料理と作法……四〇
5 大門先の市場で鰯を……四二
6 哀れ、野尻湖の川狩……四四
7 天竜の鮎鮨、千曲の鮒ずし……四五

第4章 江戸時代、養鯉も興る

1 地先漁業権の発生と運営……五一
2 諏訪湖の漁業税……五四
3 各藩、各様の川漁税……五八
4 諏訪藩の漁業政策……六〇
5 活躍する鵜匠たち……六五

6 川々の魚自慢……六八
7 大庄屋の川魚料理……七二
8 下級武士の釣り稼ぎ……七五
9 養鯉発生の歴史性……七七
10 稲田養鯉始まる……八四
11 魚の流通と諏訪湖の問屋場……八六

第5章　明治維新とともに

1 明治新政への出発……九三
長野県の成立（九三）河湖開放と鑑札制度（九五）漁業税と独立漁業者の出現（九六）
2 明治初年、郷土水産の実態……九七
明治六年の川魚売上げ高（九八）或る養鯉農民の日記（九九）町村別漁獲高、漁民、漁舟、流通（一〇一）漁具、漁法とその制限（一〇六）
3 鮭の人工孵化、放流の記録……一一〇
南箕輪に県営養魚場（一一〇）綿内に鮭の採卵場（一一三）放流成果を天皇に奏上（一一五）
4 養鯉、製糸の勃興と共に……一一七
蚕蛹餌料の登場（一一七）養鯉業者の製糸経営（一一九）松代に『市兵衛の青鯉』（一一九）養鯉生産高の推移（一二二）
5 普及していく水田養鯉……一二四
その頃の放養手引き（一二五）稲作りを忘れて（一二六）養鯉の経営分析（一二七）鯉仔づくりも盛況（一二九）
6 初めて漁業法制定さる……一三一
明治漁業法の内容（一三一）漁業権出願者相次ぐ（一三五）最初の長野県漁業取締規則（一三八）

7 花盛りの河湖……一三九
漁業者の盛衰（一四〇）船に舟を積んで出漁（一四一）つけ場宴の歴史（一四二）漁獲高の足どり（一四四）ふえる魚、減る魚（一四五）
8 幅広い養魚の試み始まる……一四六
スッポン養殖に成功（一四七）ドイツ鯉、鰻、金魚、姫鱒（一四九）木崎と野尻湖の開発へ（一五〇）
9 明治時代の料理と加工……一五五
ぜいたくな鯉料理（一五六）明治天皇と川魚（一五六）島崎藤村とハヤの魚田（一五七）加工への工夫（一五七）
10 広ろがつていく流通……一五九
『生ま師』と『ボテ振り』（一五九）松代と佐久に鯉販売会社（一六一）鯉、汽車に乗つて（一六三）

第6章　大正時代の足どり

1 掠奪漁業への反省……一六七
恐ろしい毒採みとデーザ（一六八）水視眼鏡の恐怖（一七〇）上小から反省運動（一七一）
2 諏訪湖の放流始まる……一七二
まず公魚に成功（一七三）諏訪湖の放流日誌（一七五）魚を喰う鯰退治（一七七）見よ、銀鱗の輝きを（一七八）全県下に公魚ブーム（一八〇）木崎と野尻湖の放流（一八一）
3 水産県政、四本の柱……一八三
初めて水産係を設く（一八三）許可漁業制度の設定（一八四）漁業税を組合に委譲す（一八七）木曽川で漁業補償第一号（一八七）
4 組合ぞくぞく誕生す……一九〇
漁業組合準則（一九〇）まず木崎三湖と諏訪湖に漁業組合生まる（一九一）三十二組合の創立一覧（一九二）

長野県漁業聯合会の結成（一九五）
5 漁業権の設定を急ぐ……一九五
奈良井川漁業組合の例（一九六）水産庁からの抗議に鬱く（一九八）揉める上下流間の協定（二〇〇）
6 養鯉、日本一となる……二〇二
水田養鯉の発展（二〇二）池中養鯉も伸展す（二〇五）父祖たちの知恵（二〇七）
7 販路拡張にいばらの道……二〇九
県民生活の中の淡水魚（二〇九）諏訪湖の共販制（二〇九）或る鯉商の日記から（二一二）村々を往く鯉仔売り（二一四）佐久鯉の名、野沢屋と共に（二一五）

第7章　昭和前期の河湖防衛

1 長野県漁業組合連合会の誕生……二一九
創立当時の予算規模（二一九）水産会館の建設（二二一）
2 河川放流への段取り……二二二
明科の基地づくり（二二二）東洋一の養魚場を誇る（二二四）県、増殖奨励金制度設ける（二二五）
信濃川魚族振興資金の設定（二二六）県漁連、水産五ヶ年計画樹てる（二二七）
3 小鮎の放流始まる……二二八
儲かる放流鮎（二二九）鮎簗再び盛んに（二三一）上小漁業組合の共販制（二三一）各水系で生態研究（二三二）稚鮎輸送に心胆を砕く（二三四）
4 河川湖沼魚防衛の成果……二三六
河川湖沼漁獲の推移（二三七）増殖の功績者たち（二三七）遡上の魚、影を見せず（二三九）
盛り返えす諏訪湖（二四二）
5 漁業補償運動の展開……二四五
発電王国への道（二四五）ツンボ桟敷の怒り（二四八）各地に紛糾続く（二五一）信濃川堰止め

の補償（二五四）東電との補償問題解決（二五八）補償金の出し方（二六〇）
6 養殖時代へのあけぼの……二六二
ふえてきた専業者（二六三）養鯉、池中に定着す（二六四）鮎の養殖に成功（二六五）木曽谷の虹鱒卵（二六六）
7 指導、試験機関の成立……二六七
長野県水産指導所（二六八）諏訪に水産試験場（二六九）淡水研上田支所（二七〇）
8 加工と流通……二七二
わかさぎの加工始まる（二七二）鯉の缶詰にかけた身代（二七四）活魚車の登場（二七五）
県の蓄養池奨励（二七六）
9 戦時体制の組み立てへ……二七六
出資組合となり、銃後奉公を宣言す（二七七）統制機構の確立と水産協力会（二七八）干鯆・魚苗配給制となる（二八一）南信養魚水産組合の結成と反響（二八三）鯉、鮎の出荷統制さる（二八五）
10 決戦下の苦斗……二八六
宣戦の詔勅を聴いて（二八六）諏訪湖に漁業報国推進隊結成さる（二八七）鯉大陸に向い、大陸の草魚来る（二八八）誘蛾灯の虫を集めて（二九〇）政府、養殖に頼みをかける（二九三）河川湖沼漁獲絶頂に達す（二九五）
11 終戦前夜……二九六
出ない供出、来ない配給（二九七）川々に釣り人の群れ（二九九）魚価の足どり（三〇〇）どたん場の漁業会づくり（三〇四）ついに終戦の詔勅を聴く（三〇六）

第8章 戦後の逞しい復興

1 終戦直後の混乱の中で……三一一
河川湖解放運動と漁民の動揺（三一一）戦後水産県政の第一歩（三一三）河川湖漁獲どん底に落

つ（三一五）漁業補償の特別増額運動起す（三一七）西大滝ダムの人間魚梯（三二〇）信濃鮭、ついに歴史を閉づ（三二四）

2 組合の民主化と新漁業権……三二四

魚協と県漁連の再発足（三二六）新しい組合の意義と使明（三二八）明治漁業法への反省、犀川の例（三三〇）新漁業権獲得の闘い（三三二）新漁業法の成立と旧漁業権の補償（三三六）補償金五千五百万円来る（三三七）税金と免許料撤廃にも凱歌（三四一）

3 復興への体制づくり……三四三

漁場管理委員会に諮問、新漁場を決める（三四五）単協に漁場管理協議会（三五〇）長野県漁業調整規則成る（三五一）漁業監視員の役割（三六二）全国初つの子供漁業組合（三六四）

4 基金協会と信漁連の誕生……三六五

漁業権証券の資金化に活況（三六五）各組合、自立採算に向う（三六七）諏訪湖の真珠養殖（三六九）長野県漁業信用基金協会の設立（三七〇）長野県信漁連の創立（三七三）

5 水産県政の歩み……三七七

河川湖魚への限りなき郷愁（三七九）水産行政の機構と人事（三八一）水産指導、研究機関の変遷（三八三）県水産予算の推移（三八四）漁業近代化資金制度を設く（三八八）観光と水産の結びつけ（三八九）天皇、虹鱒のメッカへ（三九一）

6 河川湖沼の復活、遊漁時代来る……三九三

漁獲復興の足どり（三九三）海産鮎の取入れ（三九四）うぐいの大型稚魚に成功（三九九）その頃の漁具、漁法（四〇一）激増する遊漁者の群れ（四一〇）釣り師たちがもたらすもの（四一四）密漁に悩まされる（四一六）漁業権を守る漁民大会（四一七）組合の自己批判（四一八）農薬と汚濁問題と学者たち（四二二）

7 養鯉復興への邁進……四二五

種苗の大型化、量産に成功（四二六）稲田養鯉の歴史終る（四二八）新飼料ペレットの開発

（四二九）佐久養殖漁協の活動（四三〇）
8 脚光浴びる溜池と網生簀……四三一
溜池養魚の歴史（四三二）塩田、溜池開発に成功す（四三四）諏訪湖の網生簀（四三七）
9 虹鱒日本一を目さす……四四〇
虹鱒発展の足どり（四四〇）明科水指の方向転換（四四二）信州虹鱒、東京へ（四四三）アメリカ輸出始まる（四四四）県養殖漁協の活動（四四五）養鱒ブーム巻きおこる（四四七）
10 二つの魚卵センター……四四九
明科水指の虹鱒（四四九）諏訪湖のわかさぎ卵（四五〇）
11 戦後の漁業補償……四五一
戦後の発電所建設一覧（四五三）高堰堤時代、魚道を諦める（四五三）佐久間ダムを繞つて（四五五）共同入会漁場の設定（四五七）補償料一億円取得の理論（四五九）補償金のもたらすもの（四六〇）
12 あすへの課題……四六二
諏訪湖の汚水問題（四六三）佐久の養鯉団地造成（四六六）鮎の種苗をどうするか（四六七）流通問題への関心（四六九）夢かける水産ビル（四七二）

第9章 余 録

1 漁業協同組合の沿革……四七七
2 漁場案内図……五一一
3 県内に棲む魚類の方言……五一六
4 年 表……五一八
5 編集を終つて……田中武夫……五二五
6 写真、県漁連を支えた人びと

第1章　原始から古代へ

1　原始、狩漁部落の繁栄

この高原郷土における水産史を、どこから書き始むべきか、それはむづかしい問題である。漁撈は、この高原に人間が住むようになった、その時から始まっているのであり、むしろ原始にさかのぼればさかのぼるほど、山での狩りと、河湖での漁撈だけが頼りだったからである。

先史時代、既に、ここでは何万年もの長い間、旧石器時代人が住んでいた。彼らは、まだ土器を造ることも知らず、生活のための道具といえば、手頃な石を見つけて、打ちくだくだけの手法であり、槍の穂先のような形や、切出しナイフのようなものを造るに過ぎなかった。

旧石器時代人たちは、海岸や河湖に近い台地に、ほら穴をつくって住み、空腹をおぼえると、水辺に降りて、魚や貝を手取りにし、生まのままかぶりついたり、石器で割ってたべたりした。魚貝がとれる間はそこに住み、取れなくなれば、もっと取れる方へ移っていく、流浪の生活であった。

信濃路で、彼らの遺跡が最も色濃く残っているのは、諏訪湖畔の手長丘、霧ヶ峯高原の湿地帯、蓼科山麓池ノ平。佐久地方では、八ヶ岳東部の野辺山、馬場平、川ッ原、矢出川沿岸。中信地方では松本平。奥信濃では、野尻湖畔、飯山市の大倉崎安田神社境内。下高井の坪山、中道南、夜間瀬など、千曲川の支流に接した段丘上（信濃史料）である。

これらの遺跡に全く共通して見られることは、野尻湖、諏訪湖はもちろん、いずれも河川の渓谷沿いであった。霧ヶ峯の草原にも、かつての日には、矢島池・釜池・足倉など、多くの池沼が存在していたのである。

まだ漁具などの全く考えられなかった時代、すべてが手取りの原始人にとっては、湖畔や渓谷だけが絶好の漁場であった。

東日本から北海道にかけては、アキアジと呼ばれる鮭が、産卵期には大群をなして川をさかのぼり、極めて小さな支流の小川にまで、びちびちしていた。その群れの中に立てた棒が、いつまでも倒れずにいるといわれたほどである（読売新聞社刊、日本の歴史）。旧石器時代人たちが、そこに天国を求めたのは当然でなければならない。諏訪湖畔の手長丘に、手長神社があり、料理の神さまとしてあがめられているのも、旧石器時代の伝承をしのばせて、甚だ興味が深い。東北地方の常陸や磐城にも、同じ名の神社があって、磐城国宇多郡鷹狼山では、こんな伝説を持っている。

新地村中に農家あり、貝塚屋敷という。昔、神あり、平日鷹狼山にあり。臂肘甚だ長く、しばしば臂を山嶺より伸ばし、数千の貝子を東溟中に撮り、貝子をかんで殻をこの地に捨つ。積つて丘の如し、郷人その神を称して手長明神といい、殻を捨つるの地、これを貝塚という。腐殻今にいたるも存す。

この伝説にしたがえば、諏訪湖畔の手長神社もまた、旧石器時代の象徴ということになる。彼らは、手長丘の台地に住み、諏訪湖の魚貝を手取って、生活していたのである。

何万年もの長い間、こうした旧石器時代人、手長族の住んでいるところへ、紀元前六、七千年頃になると、新しい民族が入ってきた。新石器時代人ともいわれ、アイヌ人の祖先ともいわれる。彼らも、まだ石器時代人としての狩漁民族であり、ほとんどの道具を磨きあげた石でつくっていたが、大きな特長は、土器造りも知っていたことである。

新来の新石器時代人たちが造る土器には、縄目の文様がついており、厚手で、豪放な飾りがついて、美ごとな工芸ぶりが私たちの目を見張らせたので、その文化を縄文時代と名づけられた。

そのほかにも、旧石器人とちがって、彼らはさまざまな技術を持っていた。竪穴を掘って四本の柱を立て、茅の屋根をつくることも知っており、家の中に爐をしつらえることも知っていたが、何といっても、物の貯蔵ができる土器の発明は革命的であって、これがあることに依り、一定地での定着生活を可能ならしめた。彼らは、自分の手でつくった弓と、黒燿石でこしらえた鋭利な矢尻の矢を携え、犬をつれて山に入り、鹿や熊を射とめることができ

た。鹿の皮では、すぐれた着物をつくることもできたし、その角や骨を削って、魚のよくひっかゝる釣針も作り泳いでいる魚をさすためのヤスもつくった。

まだ米を作ることは知らない縄文人であったが、それだけに狩漁生活は逞しいものであり、山でも河湖でも、豊富な獲物をしとめることができたから、それを自慢の土器で焼いたり、煮たり、干したりして、大ガメに入れて貯蔵しておけば、一定の土地に長く生活することもできるようになったのである。

縄文人は鹿の角や骨を削つて釣針をつくつた

彼らは、扇状地の山手や川辺の台地に、清水のよく湧き出る環境をえらび出して、狩漁部落をつくりあげ、幾千年にもわたって、この高原の郷土に繁栄した。

たとえば、鳥居竜蔵博士は、伊那谷における縄文時代の研究論文の中で、左のようにいっている。

由来、山岳地帯としての信州は、先史時代アイヌ人の遺蹟や遺物の多数に存在するところである。中でも、この郡の遺物遺蹟は、その数量において、もつとも多い地方であつて、けだしアイヌ人先史時代のそれとしてもつとも冠たるものであろう。かくの如きは、これ、ひつきようここに多数の部落のあつたことを暗示するものである。

これは、本郡に、彼らの生活要件に大切な獣類の棲息場所たる森林が存在し、その鳥類や淡水魚や、自然の果実草根が豊かだつたからである。日本海に注ぐ河川のように、サケはのぼつてこなかつたが、天竜川では鮎やナマズが豊富にとれたのである。

鳥居博士のいうアイヌ人たちは、この高原でどんな漁法を用いていたのであろうか。一人で使う四ツ手網や、二人が両岸に立って、河身を遮断しながら上下する、帯状の居繰り網は、既にあったといわれている。友釣りや蚊頭と呼ばれる擬餌針、ヤス突きなどはその頃からのものであり、鵜飼いや簗も石器時代からのものと

いわれ、鵜飼いは、神武天皇の神話の中にも出てくる。釣針は鹿の角の二ヶ股や魚の骨でつくり、沈みは石に穴をうがって結だのんである。

2　諏訪神族の原始漁法

縄文時代の部落遺跡は、日本中でも信濃路にもっとも多く、更に、その中でも、諏訪地方に色濃く繁栄のあとがしのばれるという。建御名方命（たけみなかたのみこと）を祖神と仰ぐ、諏訪神族集団が、その頃の中心勢力であったのだろうか。

神話にしたがえば、建御名方命は、出雲族の大酋長大国主命（おおくにぬしのみこと）の子、事代主命（ことしろぬしのみこと）（えびす様）の弟で、天皇族が出雲征伐のとき、追われて諏訪湖畔に移り住んだともいわれ（古事記）、大国主命が、糸魚川あたりに根を張っていた女酋長沼川姫（ぬまかわひめ）のもとへ、七日七夜通いつめて生まれた子供である（延喜式）とも伝説さる。

いわば、建御名方命は出雲族と越国（こしのくに）の先住民族との間にできた混血の英雄である。この英雄のひきいる民族集団が、先住の旧石器時代人たちを次第に征服し、縄文人たちと混血し、諏訪湖畔をふるさととして、全信濃に及ぶ一大勢力を築きあげたのであろう。奈良朝時代の中ば頃には、七年間ほど、信濃国から独立し、諏訪国をつくったほどの大集団である。

諏訪神族が、この地で大きく繁栄したのは、縄文時代もおいおい終りに近づいた頃であり、やがて、彼らは大和朝廷への奉仕者となっていくのである。彼らは逞しい狩猟民族ではあったが、稲をつくることを既に知っていたらしい。

足利尊氏の奥書を持ち、室町時代に書かれた『諏訪明神絵詞』（諏訪円忠作）は、諏訪神社の縁起を物語る最も古い史料の一つだが、その中の一節を見よう。混血民族としての諏訪集団が、この地に発生した頃の、漁撈の姿をしのばせる伝承が書かれてる。

正月一日宮中に詣ず。社頭の体三所の霊壇を構えたり。その上壇は尊神の御在所、鳥居格子のみあり。その前に香花の供養をそなう。中の壇には宝殿、経所ばかりなり。下の壇は松柏城甍を並べ、拝殿をもつばらにして、魚肉の神膳をここに供す。初官以下の輩は、伊豆早社より巡礼して、内宮の壇上に神拝す。また湖水をへだてて遠山に下宮のいらか見ゆ。今日の神幸思いやられてこれを拝す。さて御手洗河に帰りて、漁猟の儀を表す。七尺の清滝氷とざして、一機の白布地にしけり。雅楽数輩、斧鉞をもつてこれを切りくだけば、蝦蟇五、六出現す。毎年不欠の奇特なり。これを射取て各串さして捧げもちて、生贄の初とす。

諏訪明神の元旦の神事が、まず漁猟の儀であったことは、祖神が漁猟の民であることを物語り、蝦蟆を射取って串に刺して、初贄としたという伝説は、湖水の魚を弓で射とる場合もあったであろうことを想像させ、生まのガマを喰ったことも想像させる。

アイヌ人たちは、獲った魚をその場で、果物をかじるように、生まのままかじりつくのであったというが、湖畔の先住民たちも、そうしたのである。もっとも、今日、私たちとても、生まの魚を喰わないわけではない。大きなカメに、木の実や、焼いた魚・鳥・獣の肉などを貯蔵することができたけれども、冬には、石斧で氷を割って、食糧を求めることも工夫しなければならなかった。

毎年臘月中、日限は定らず、極寒の時期、日夜の間に御渡りあり。当社神変不思議の専一として、いまだ断絶せざるところなり。上下両社の中間に五十町湖水あり。氷閉ざして厚きこと四五尺、或は三尺余なり。氷の上に雪降りつみて、氷いよいよ厚し。漁に網をおろすとて、たとえば五六尺切りひらく時、十人ばかり斧鉞を持ち、切つて魚をとる(諏訪明神絵詞)。

諏訪湖における氷曳き漁法の発祥は、そのみなもとを、滝水を切り割ってガマをとったり、十人ばかりが石鉞をもって氷を割った、縄文時代にまでさかのぼらせて考えることができるかも知れない。氷がとけると、彼らの漁業は一層活発になった。村中が力を合せて丸木舟をつくり、或るものは舟をこぎ、あるものは梶をとって、沖合に出かけていった。鹿の角の二タ股でつくった釣針や、鋭くけづった角ヤスを自慢し合いながら、大漁を祝うこともあ

ったにちがいない。

田中阿歌麿は、「諏訪湖畔に住んだ、縄文から弥生文化につながる人びとの中には、或は時に、水上生活をした者もあるかも知れない。湖中に杭を打ち立て、その上に屋根を結んで、住まつたことをしのばせる遺物があるからだ」といっている。

そうだとすれば、水上を通う舟もなければなるまい。今も、諏訪神社に伝える柴舟の伝承について、藤森栄一博士は、先住民時代にまでさかのぼらせて、考えている。

3　入ってきた天皇集団

紀元前一、二世紀になると、いよいよ日本人の祖先が、この列島に渡ってきた。彼らは、今までこの列島に繁栄していたアイヌ人や、出雲族、諏訪神族などにくらべると、遙かに高い文化を持っていた。

先住民たちの持っていた土器が、厚手の縄目であるのに対し、彼らの土器は、もっと薄手で、繊細な櫛目の文様を使い、人間や家や魚や、船の絵などを線で描いたものもあった。学者たちが、弥生土器文化と名づけたものである。

一般に使う道具は、依然として石器であったが、頭(かしら)だったものは、青銅や鉄でいろいろな道具や祭具をつくることを知っており、矢尻や矛などの武器をつくることも知っていた。この鉄器文化は、今までの連中と全く違った大きな進歩であり、このことに依て、私たちの祖先の日本人は、急速に発展したのであった。

しかし、それにも増して、弥生人たちの持ってきた大きな文明は、米作りを中心にした農耕を知っていたことである。川の水をひいて田を作り、木を伐ったあとを掘り起して、粟・ヒエ・キビ・大豆などをつくつた。まだ米を主食とするところには至っていなかったから、狩漁の生活は続いていたが、米のめしに魚という、今日風な食生

活の基盤が始まったのである。

縄文人たちは、魚を獲るために、もっぱら湖沼のほとりや川の上源に住んだが、弥生人たちは、もっと低地の平坦な、大河のほとりに住んだ。田をつくるには広い土地が必要だったし、水の便を考えなければならなかったからである。

一定の土地に永く住み、大勢が力を併せて、計画的な農事作業を繰り返えしていく必要がおこってきたのである。そこから、協同体としての、ムラというものの建設が始まった。そして、優れた統率者が現れると、村がだんだん大きくなり、分村を持つようになり、周辺にある先住民の集落を勢力下におさめて、ムラよりももっと大きいクニと呼ぶものをつくるようになっていくのであった。

だから、そのような発展の基盤となる米作りを知っていたことは、革命的な変化であった。その技術を持って、この列島に渡ってきた日本人の祖先たちは、まず北九州に根をおろし、やがて、瀬戸内海を進み、大和地方に進出した。いうところの神武天皇の東征である。

その頃、近畿地方には、アイヌや出雲族を初め、さまざまな種族の先住民が、それぞれに繁栄する部落を持っていたのだが、新来の、天皇と呼ばれるものを首長と仰ぐ弥生人集団の前に、相ついで、ひれ伏し、同和し、混血していった。そして、大和地方における一つの地方政権として、大和朝廷というものが草創されたのである。

かくて、大和朝廷の列島制覇への道が始まるのであるが、四世紀の終り頃には、東北地方を除く列島の大部分が、ほぼその支配下に組みこまれていった。この高原に、一大勢力を築きあげていた諏訪神族集団も、当然、天皇集団の勢力下に帰して、それと同和し、混血し、それ以後の東北地方進攻には、いつも最先頭に立つて進軍し、日本建国の最も大きな功績者となった。

大和朝廷にとって、信濃の高原は、すばらしい魅力の土地であった。彼らは、養蚕のわざも知っていたが、蚕を飼うための山林原野が、ここには幾らでもある。いたるところに生い繁っている梓や竹を伐って、強力な彼らのツルを張れば、今までのものとはくらべものにならない優秀な弓矢が出来た。

新田をひらいていくためには、用水をつくるための杭もたくさん必要だったし、スキやクワをつくるのには、格

好のいい材料が欲しかったが、それもふんだんに得られた。豊富に獲れる鹿の皮を、鉄製の針で縫っていけば、魚の骨や鹿の角の針では、想像もできない立派な衣類ができた。湖沼には、すばらしい鯉や鮒がぴちぴちしていたし、川々では鮎がとれ、殊に日本海からは、抱えるほどの大きな鮭鱒がのぼってきた。彼らの持っている鉄製の針やヤスを使えば、おもしろいぐらい獲れるのである。

この高原を目ざして、大和朝廷の開拓者たちが、次々と送りこまれてきたのは当然であった。

4　安曇郡と海人部村

四世紀の初め頃、応仁天皇が諸国に海人部を配置した。織部が織物の専門部民であり、鞍部が鞍作りの専門部民であるように、海人部は、漁撈と船をあつかう専門の部民である。海に馴れた種族で、魚や貝を獲って朝廷の食膳に奉仕したり、天皇の船旅を案内したりする役割をになっていた。

もともとは、天皇族とはちがう海神族と呼ばれ、北九州に先住した種族であったが、やがて、天皇への忠誠を誓うようになり、船造りの技術や、魚獲りの知識をもって、それからはずっと、皇威の先鋒要員となり、日本中にひろがっていったのである。海神族の海人部たちは、その後、朝廷から安曇氏の姓を与えられた。

海人部たちは、入れ墨の習俗を持っていた。日本にはまだ文字のなかった時代、大陸魏の国では、大和朝廷を倭国と呼んでいたが、魏国人の、倭国への旅行記『倭人伝』の中に「倭人、よく海にもぐって、魚ハマグリをとる。男子は、老人も若者も、みな顔やからだに入れ墨をしている。もぐった時、恐ろしい魚にかぶりつかれないためだという」と書かれている。

海人部たちは、朝廷の食膳に奉仕するものとして、海岸だけでなく、内陸へも配置されるようになると、河魚だけでなく、狩りにも専門の部民となったが、その場合にも、けだものに襲われないためのまじないとして、入れ墨をした。男だけでなく、女もまた狩漁の場合には、その習俗を持ったであろう。

応仁天皇が全国に配置した海人部が、信濃にも送りこまれたかどうか。大和朝廷にとって、大きな魅力の地となっていたこの高原に、その折の、食糧開発部隊である海人部が送りこまれないはずはない。

奈良朝から平安朝にかけた頃、小県郡に海人部郷が繁栄し、その郷が大きくなり過ぎたため、分村を出して、余部郷までつくっていた（延喜式）。その郷の所在地は、今の丸子・依田窪など、依田川流域であろうといわれている。依田川の漁場を中心として、海人部たちが漁撈とともに、水田開発をおこなった地域に、その一族をばんえんさせて、築きあげた郷村である。

太古から大正時代までも、依田川は、最も優れた漁場の一つであった。小県郡誌（大正十二年刊）が「依田川は漁利極めて大なり。鰍・ハヤ・鮭・鱒・鮎・鯉・フナなどを見る。大門川には特にイワナを産し、丸子腰越の飛魚また有名なり。元文二年五月一日、上田候松平忠愛巡廻の帰路、この景をめで、酒宴あり、六ッ時提灯にて立たせらる」と記録している。

魚類の豊富なこの土地へ乗りこんできた海人部たちが、まずその資源に支えられながら、川辺の水田開発を進めたのである。山手には、まだ多くのアイヌ人が、岩魚などを獲って生活していたかも知れない。それらを追いつめ征服しながら、新しい稲作り民族の村を建て、郷をつくっていったのである。

大正時代、丸子町腰越で、男女一と組の土偶が発掘された。小県郡誌の記事を見よう。

普通の土偶は、直立、中腰、腰掛の三様あれども、おゝむね足を見る。然るに、これは上衣裾まであり て足を見ず。頭部は普通坊主なるかまたは帽子様、笠様のものを頂けども、これは左右及び上部に一種の物品を付し、あだかも今日の潜水器を被れるが如し。面部、普通は覆面、素面、面着けなどあり、これは素面の部に入るべし。入れ墨を施して、口辺には、鼻の左右より口部を還状にとり巻く線と、この還状線に平行して内外両方、口部の左右に弧状線を入る。右耳には二個の穿孔あり、その一孔を耳道とすれば、他の一孔は何を語るか。両肩には、鎧の押付の板につづける綿噛のごときものあり。

女土偶は孔のありさまより見るに、処女には非ずして、嫁したる壮年者と見らる。男女ともに粘土を細き紐状とし、巻きまわして中空に作りあげるものにて、一般石器住民の手法なり。

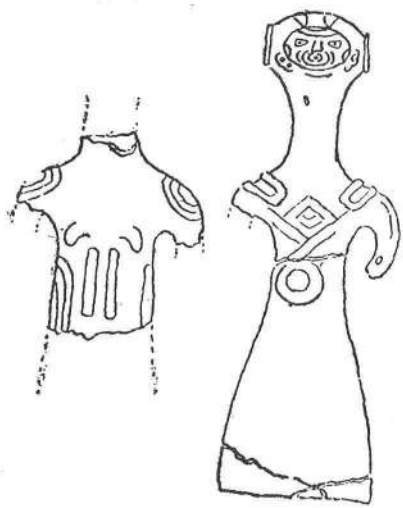

入れ墨のある珍しい土偶（丸子町腰越）

腰越の土偶が、入れ墨をしたり、潜水具様のものをかぶっているように見える姿は、私たちに、海人部の面影を語りかけており、このあたりの海人部郷の名とともに、古代の海人部配置時代において漁撈の姿をしのばせて、まことに興味深いのである。

ここでもう一つ、山を越して、安曇野のことにもふれてみたい。安曇郡の開拓者たちもまた、海人部と同じ安曇族だからであり、安曇地方開発の伝説が、上小平と結びつかっているからでもある。

江戸時代、松本藩で記録した『信府統記』の中に、左のような伝説がのせられており、小県側にも、似た伝説を持っている。

安曇筑摩両郡旧伝俗

景行天皇十二年までは、この辺の平地は、みな山々の沢より落る水湛えて湖なり。ここに犀竜というあり、又これより東高梨というところの池に、白竜王といえるものありしが、犀竜と交わって一子を生ず。八峯瀬山にて誕生、日光泉小太郎と称す。生まれながら常の人に非ず、岩壁をかけり、水中に入れども自在無碍なり。この地を平陸となさんがため、海中に入りて点検するに、一つの山をのぞかば、必ず水落ち下りて丘となるべし。然れども人力の及ぶところならねば、天地神祇に祈られるほどに大雨降り、満水して彼の山の上を越ゆるほどに水溢れたり。その時、犀一匹出現せり。小太郎これに乗り波の山を乗り破りたり。湖水落ちて平陸となりしより、田地をひらき、人民居住して次第に郷村できにけり。湖水湛えし時は、山へ船にて往来せしゆえ、今に山家組船着というところに、石をつなぎし石などもあり。

山家の号は、人みな山上に住せるゆえ、久しき在名なり。ここに船を寄せけるを今に船着といい伝う。里人ら皆釣りを業と

し、世を営めり。

景行天皇十二年までは、安筑平一帯が大きな湖水であり、人びとはその湖をめぐって、釣りを業とし、世を営んでいたのだが、この湖水の主犀竜と東方高梨池の白竜とが一子をなし、その子が湖中の一と山を乗り破って、ついに湖水を排し、今の平地に開拓したというのである。

上小平を開発して、入れ墨の土偶を残し、海人部郷を築きあげた安曇族の一党が、一と山越して安筑平にも進出し、その開拓の地に安曇郡を建てたのである。朝廷に奉仕するための漁猟資源を求めては、河川のほとりにやってきた安曇族の一党が、そのあたりに田畑を開き、農耕を進め、長者となって、勢力を築きあげていったのであった。

穂高神社は、彼らが繁栄した日に、祖神として祭っていた神社であり、今もその神社に伝わるお船祭の神事が安曇族の開拓活動の日の姿をしのばせている。奈良朝の昔、その一族が朝廷に貢上した麻袴なども、正倉院御物の中に保存されている。安曇族集団の一党は、更に、ばんえんして、犀川を下り、犀曲合流のデルタ地帯の開拓にもあたった。そこにある氷鉋斗女神社（長野市稲里）や玉依姫神社（松代東条）は、いずれも安曇族の祖神であって、彼らは、それらの神々を祭りながら、開拓の鍬をふるっていたのである。

以上、大和朝廷の勢力が、おいおいこの高原の郷土に入って来、先住の諸種族を征服しながら、ひたすら開発を進めた頃における、海人部・安曇族の活動ぶりを見てきたが、上小地方の千曲川水系といい、犀川上流の安曇平といい、或は犀曲合流のデルタ地帯といい、すべて優れた漁場を足場として、開拓が進められている事実は、本県の水産史上、興味あることがらといえよう。

飛鳥時代、天武天皇が、信濃に行宮をつくる計画を立てたが、それの背景には、有力な安曇氏がおり、彼らの開発した食糧資源があったのである。天皇を首長と仰ぐ大和民族は、米作りの技術を知っていたとはいっても、まだ、それが主食となる程の生産を見るには至らず、狩漁に依る獲物が、依然として、食生活を大きく支えていた時代である。

鳥獣や淡水魚に恵まれ、しかも、次第に水田が開かれ始めてきた信濃は、大和朝廷にとっての宝庫であった。

5　木崎湖畔のアイヌ伝説

紀元前一、二世紀の頃、天皇を首長と仰いで、この列島に渡ってきた日本人の祖先たちが、四世紀の終り頃には、ほぼ列島の大部分を制覇して、先住民を征服し、同和し、混血していったが、すべて、何の抵抗もなしに進んだのではない。初めのうち、農耕民族と狩猟民族では、自ら生活環境がちがっていた。一方は、水田をひらくために、できるだけ川辺に住み、一方は、魚や鳥獣を求めて、河川の上源や山手に住んだ。おたがいに処を得て住み生活の場を荒し合うことが少なかったから、同和もし易かったし、比較的に血ぬらずの進軍もできた。

しかし、やがては先住のアイスたちも稲作りを覚えたであろうし、前線屯田の日本軍が、稲作りや収獲に先住民の労力を動員することもあったであろう。そうなると、征服者と被征服者の利害が次第に入り組み、対立の場も生じてきた。

新来者が、先住民の奥地まで立ち入って田をひらき、彼らの漁場や狩り場をおびやかすことになれば、アイヌ人たちも、徒党を組んで平坦地を襲い、新来者の財物を奪ったり、田の畦を切り崩したりするであろう。当然、戦いがおこってくる。平安朝時代になっても、この高原では、そのような戦いがしばしば繰り返えされた。

その頃まで、信濃路の奥地には、あちらこちらに、消え残る雪のように、アイヌが住んでいたのである。おおくは同化し、混血し、或るものは亡び去っていったが、中には、近郷に名をなすほどの酋長もあった。日本的な大酋長は、東北地方に残ったといわれる阿倍一族であったが、木崎湖畔にも、その民族の血につながると思われる阿倍党がいた。

木崎湖畔の森区に阿倍渡（あべつと）と呼ぶ地名があり、阿倍五郎丸明神の伝説を持っているが、アベットは、アイヌ語の『われらの神を祀るところ』の意である。残雪のように、湖畔に残ったアイヌたちが、アベットに氏神を祀り、漁業

をなりわいとし、阿倍一族と称していたのである。

そのアベット部落では、古来、犬とニワトリを飼わないというが、これも興味の深い伝承である。日本に、犬というものを持ってきたのは狩猟の民のアイヌ人であり、ニワトリというものを持ちこんできたのは、農耕民族の日本人であったといわれている。いうならば、犬はアイヌの象徴であり、ニワトリは日本人の象徴である。

古い昔のいつの日か、木崎湖の漁場を中心として、湖畔に、狩猟の民のアイヌ部落が繁栄し、犬なども飼われているところへ、新しく農耕の民の日本民族が、ニワトリを伴って入って来、一戦が展開されたのであろう。それ以来、ここの部落の家々では、犬とニワトリとの同居を嫌う習慣が生じ、それが伝説となって、長くつたえられたものと思われる。

この地方では、もう一つ、青木湖にも伝説をもっている。青木湖尾の漁場で、大陰暦の六月一日、旧宮本村神明宮に供える赤魚を捕るのが古くからの習慣になっているが、その漁を岩釣りと呼び、岩釣りをなし得るものは、湖畔の西側恵比寿間原の旧家に限るという伝承である。

恵比寿間の地名は、全国のほかの地方にも見られるが、多くは、えびす間、即ち蝦夷（えぞ）間のなまりであって、エゾの住んだところに残った地名だといわれている。ここでも、或はそこに先住民の漁猟部落があり、神明宮への供御奉仕をしていたのかも知れない。その後、時移り、人変っても、部落に残った習わしが、いい伝えられたのであろう。

ともあれ、湖畔に残る幾つかの伝説は、この地方における先住民と、新しく入ってきた日本人との、民族交替の日の歴史のあとを偲ばせる。

6　天皇と、万葉びとと、鮎と

六世紀前後の頃、大和朝廷の基盤がいよいよ確立し、国々の開発が進んで、そこからの貢物が豊かになると、

天皇家は弥栄を謳歌した。増獲されていく川の幸、山の幸がそれを支え、水田開拓も次第に進んで、そこからの貢物が豊かになると、拡大された経済力の上に、やがて仏教文化も花開いてきたのである。

下積みの農民たちは、調租に苦しみ、夫役に泣き、征夷前線の兵士たちは、命をかけていたけれども、王朝をめぐる貴族や地方豪族は、日本建国の発展を喜び、天皇の弥栄を祝っていた。天武天皇が、吉野の離宮に行幸したとき、柿本人麿がこんな長歌を詠んでいる。

安治し吾が大君神ながら神さびせすと、吉野川水激つ河内に、高殿を高知りまして登り立ち国見をすれば、畳づく青垣山、山神の奉る御調と、春べは花挿し持ち秋立てば紅葉挿し、遊副川の神も大御食に仕へ奉ると、上つ瀬に鵜川を立て、下つ瀬に小網差し渡し、山川も寄りて仕ふる神の御代かも。

天皇の食膳に奉仕するために、人民たちが鵜川をたて、小網を渡して、漁撈にいそしんでいるのを見と、大君の御代は益々めでたいというのである。米作りは、おいおい盛んになってきたが、食糧の大宗を支えるものは、まだ狩漁であった。

魚を獲るためには、鵜飼いと小網が使われたが、その漁法については「泊瀬の川の、上ッ瀬に鵜を八羽潜き、下つ瀬に鵜を八羽潜け、上ッ瀬の鮎を食わしめ、下ッ瀬の鮎を食わしめ」と詠み、また地方での鵜飼いについても「み雪降る越と名に負える、天離る鄙にしあれば山高み河遠白し、野を広み草こそ茂き、鮎走る夏の盛りと、島つ鳥鵜飼いが輩は、行く川の清き瀬毎に、篝火照し漂い上る」と詠んでいる。

吉野の渓流でも、越の国の平野を流れる河川でも、鵜飼いがおこなわれていたとすれば、信濃路あたりでも、おこなわれていたかも知れない。もっぱら漁法は鵜飼いであり、もう一つには、小網を小川に巻し渡し、両岸の二人が上流へ掬いあげていく漁具であった。もちろん、釣りもあった。

九州の松浦川は、鮎のよく獲れる川であり、万葉時代の人びとが、多くの歌を詠んでいる。「松浦川、河の瀬光り鮎釣ると立たせる妹が裳の裾ぬれぬ。」「春去れば、わが家の里の川門には、鮎児さ走る君待ち難てに。」「遠つ

人、松浦の川に若鮎釣る、妹が袂をわれこそまかめ」などの歌がある。

川辺に立って、若鮎を釣っているのは、男たちだけでなく、若い娘たちも、紅の裳裾をぬらしながら、入りまじって釣り、喜々と遊んでいた。わが家の川門に立って釣っているのは、恋人を待つ間の慰みであった。万葉びとの描き出す初夏の風物詩が、千数百年の歴史を一瞬にちじめて、今も目に見えるのである。

万葉歌の中には「信濃なる千曲の川のささら石も、君し踏みてば玉とひろわん。」「中まなに浮きおる舟のこぎてなば、あうことかたし今日にしあらねば。」など、千曲川のほとりで詠まれた歌があるが、これらも、鮎釣りの間に生まれた恋歌ではなかったか。万葉時代の人びとが、河湖にでかけて獲るものは、さかなだけではなく、湖水や沼の岸辺では、貝を拾うこともできたし、それを上手に料理して、夕べの膳をかざってやれば、その柔かいおいしさに、年寄った両親も舌づつみを打って喜び、娘の腕前をほめそやすのであった。こんな歌がある。

加島嶺の机の島の、小螺をい拾い持ち来て、石以ち啄き破り、早川に洗いすすぎ、辛塩にここた揉み、高杯に盛り、机に立てて母に奉りつや、女の児の刀自、父に献りつや御女つの刀自。

○

家苞に貝を拾ふと、沖辺より寄せ来る浪に衣手濡れぬ。

この歌は、その頃の貝の喰べ方なども偲ばせて、興味が深いが、万葉時代に生きた人びとにとって、すなどりは生活の支えでもあり、季節を楽しむリクレーションでもあったのである。

第2章　信濃鮭、平安京を風靡す

1　楚割鮭（すわやりざけ）・氷頭（ひづ）・スジ子

奈良朝から平安朝にかけて、仏教文化が咲き誇り、国々に国分寺が建てられ、都にも地方にも僧侶が満ち溢れるようになると、仏のいましめにしたがって、四足を喰べないという僧侶の生活ぶりが、一般の風習ともなってひろがっていった。

四ツ足の牛馬や、獣肉を喰べてはいけないという禁令がしばしば出されたので、自然、副食物には獣肉をさけて、魚貝類や小鳥類が多くなり、魚獲りや鴨打ちが盛んになつた。大陸から伝ってきた味噌作りや、アメなどによる新しい調味料が、それらの副食物について、料理の工夫を高かめさせた。

紫式部が源氏物語を書いている頃、貴族の家では、たいてい料理専門の者を抱えるようになり、それを庖丁と呼んだ。こんにち、台所といわれるお勝手のしつらえなども、その頃に始まったのである。たがいに自慢の料理をこしらえて、客呼びをしたり、宴会をひらいたりしていた。

その頃の貴族の日記について、或る日の、宴会の膳をのぞいてみよう。七つの膳が並べられていた。

第一台　醤、酒、酢、塩
第二台　強飯が大き目の椀に高々と盛られている。
第三台　すすき、鯛、鯉のなます、鯉の味噌、鯛の干焼、むかご焼、あわびの熱汗、汗なます。
第四台　焼だこ、鮭の楚割、むし鮑、千鳥の焼鳥。
第五台　くらげ、なまこ、鮑味噌、鯛びしお。
第六台　盃。
第七台　長柄の銚子。
最後に、水と木の実の菓子が出る。

なかなか豪勢な料理だが、獣類の肉というものは全くない。すべて魚貝類であり、味噌を使う料理が多かった。魚貝類がどんなに珍重されたか、よく物語られている。

なますというのは、今日いうところのなますではなく、生まのまま切って並べる、こんにちの刺身に近いものであった。しかし、貴族といえども、常日頃、こんな豪勢な料理を喰べていたわけではなく、おおくは干物や塩漬けの魚であった。

延喜式の諸国貢調物を見ると、九州筑前からは、年々醤鮒、鮒の鮨、押鮨、塩漬鮎、塩漬雑魚を朝廷にみついでいる。鮨というのは、こんにちの鮨とは全く違う。生まの魚を塩でまぶして一と晩おさえ、水気をぬぐつて、冷飯とともに桶におさめ、重い石をのせて幾日かそのままにしておくと、酸味がでてくる。それが鮨であった。

魚とめしをいつしよに食うための鮨ではなく、魚を貯蔵するための加工であって、その頃は、すべての魚をそのような方法で加工するか、干物や塩漬けにするかして、遠方へ送ったのである。

ともあれ、前記の料理の中で、注目したいのは、四の膳にのっていた鮭の楚割である。これは、越後と信濃の特産物であったから、この日の鮭も、その地方から送られてきたものである。

楚割鮭はスワヤリと呼ばれ、生鮭のはらわたを除いて、屋根の上に放りあげ、さらし干しにしたものであって、こんにちの荒巻鮭の元祖ともいえるだろうか。これを木の枝のように細く割り、削って喰べるのであった。幾日もかかって都へ運んでいくためには、そんな方法で、かちかちに加工しなければならないのである。

鮭の加工は、ほかの方法でもおこなわれ、氷頭、背腸（せわた）、鮭の子の塩漬けなどがあつた。氷頭は、頭蓋骨のこと、氷のように透明で、もろく柔かいから、焼いて叩いて食べるのであった。背腸は背中のヒレのこと、ヒレ酒などにも使ったのであろうか。頭からヒレからスジ子まで、それがすべて信濃と越後の特産物であり、都びとに珍重されたのであった。

2　莫大な貢ぎ鮭の量

平安朝の初め頃、信濃には十郡、六十五の郷があり、総人口十万余人で、十二万五千石の米を産し、中央政府と地元国衙に一万七千石の税を納めていたが、このほかに、多くの貢調物を課せられていた。特産物が非常に多かったからである。

梓弓は日本一の産地で、年々何千張もが納められ、馬もまた日本一の産地であった。十六の国営牧場があり、その間に私営もまじって、つねに、三千頭もの馬が放たれていた。八月十五日の望月を中心にして、多くの馬が都に曳かれて行き、清涼殿でおこなわれる貢馬の盛儀は、天皇にも殿上人たちにも、年々待ちこがれられた。

動植物の資源も多く、牛のなめし皮、鹿の皮、かましし の角、蜂蜜などを初め、あらゆる薬草が貢がれ、姫くるみや梨の実も貢がれた。ふと絹や麻布も、信濃調布と呼んで珍重がられたが、特に目立つものは鮭であった。

延喜式にのせられた信濃の貢物を摘記して見よう。

〔延喜式〕　二十四　主計上

信　濃　国　行程上廿一日、下十日

調　紬布六十端、縣布三十端、緋革五張、自余輸布、但浮浪人調庸輸商布

庸　輸布

中男作物　紙、紅花、麻子、芥子、猪膏、脯、雉腊　鮭　楚割、氷頭、背腹、鮭子

○

〔延喜式〕　三十一　宮内省

諸国例貢御贄

信　濃　梨子、干棗、姫胡桃子、楚割鮭

○

〔延喜式〕　三十九　内膳司

諸国貢進御贄

年　料

信　濃　国　梨子、干棗、姫胡桃子、楚割鮭、其荷数、梨子一荷、八篭に納む、篭別一斗。胡桃子一荷、八篭に納む、篭別一斗。楚割鮭一荷、九篭に納む、篭別六隻、例貢十月これを進む。梨子三荷、八篭に納む、篭別七十果。大棗一荷、

一月これを進む。

〔延喜式〕　五　神祇　斉宮

およそ諸国の送り納むべき調庸ならびに京庫に受くる雑物、寮庫に積み貯うる雑用

信　濃　国　熊皮八張、猪脅三斗、楚割鮭一百二十隻、芥子五斗

信濃では、年々主計寮、大膳職、宮内省、神祇宮のそれぞれに、鮭を納めることになっていた。主計寮は、いろいろな税物を計算して、国々に割り当て、徴収して国費を扱う役所であるが、まずそこへ、鮭の楚割、氷頭、背腸、鮭の子を納め、ついで、皇室用の鮭を宮内省に納めなければならなかった。

更に内膳職からも割り当てられたが、これは朝廷をめぐる中央貴族や役人たちに給与されるものであり、神祇官に納めたものは、そこから、必要に応じて、全国各地の神社に神供としてわかち与えられるのであった。

このほかに、中央貴族たちから直接望まれるものもあったし、地方の名社から贄として希望されるものもあり、地元の国衙の役人たちが喰べる分も納めなければならなかったから、総量は非常なものである。京都では、年々二万尾から三万尾の鮭を消費したといわれ、そのほとんどが信濃と越後産であった。

3　鮭泥棒の話・頼朝の話

平安朝の世相を描いた宇治拾遺物語に、鮭泥棒の話が書かれている。これは越後からの荷物の場合であったが、捕えられた犯人が「当節、裸かにして調べたら、女御・后でさえも、一本や二本の盗み鮭をかくしているわい」と、啖呵を切っているところを見ると、信濃や越後から送られていく楚割鮭は、絶えず盗難にあっていたのであろう。

今は昔、越後の国より鮭を馬にのせて、二十駄ばかり、粟田口より京へ追い入れけり。このとき、頂禿げたる大童子の、物

むずかしう、うらうらかにも見えぬが、鮭負う馬の中に入りにけり。道はせばくて、馬なにかにとひめける間に、この大童子走り沿いて、鮭を二つ引抜きて、ふところに入れてけり。

さりげなく立ち去りけるを、この鮭に具したる男見てけり。走り立ちて、童の腕首を取りて、引きとどめていうよう。「わせんじようは、いかでこの鮭を盗むぞ」といいければ、大童子「さること無し、何を証拠にてかくはのたまうぞ。ぬしが取りて、このわらわに負するなり」という。かくひしめくほどに、上り下りするもの市をなして、ゆきもやらで見あいたり。

さてこの男、大童子につかみつきて「わせんじよう、はや物脱ぎたまえ」といえば、「あわれ、このように裸かになりてあらんには、いかなる女御、后(きさき)なりとも、腰に鮭の一、二隻なきようはありなんや」といいければ、ここら立ちとまりて見けるものども、一度にはたと笑いける。

信濃鮭が、いかに人気を集めていたかを物語る史料はほかにも多い。佐々木盛綱が、鎌倉将軍頼朝のために楚割(すはやり)鮭をご馳走したとき、その持てなしに感激した頼朝が「待ちいたる人の心も楚割のわりなく見ゆる心ざしかな」と詠んだのが伝えられているし、『徒然草』に、左のような記事も見られる。

四条大納言隆親卿、塩気無しの乾物鮭を天皇の食膳にまいらせけるに、「かかる卑しき下品なるものを、なんぞもつて召しあがられようぞ」と、人の申しけるを聞きて、大納言「鮭という魚、召しあがらぬことに成り居れば仕方なけれども、どうして鮭の素乾しが悪いのか、鮎の素乾しならば、召しあがるであろうのに」と、申されけり。

4 命がけの運送の旅

平安朝代、荘園制度が始まると、地方の住民は、中央政府への租調を納めたり、自分の属する荘園領主に年貢を納めなければならなかった。領主が必要な貢ぎものもしなければならなかったし、領主が寺を建てたり、垣根をつくったりするときは、役夫も上洛させなければならなかった。

領家からは、鮭楚割・氷頭・ヒレ・スジ子なども欲しいといって来たし、京都市中の魚を売る店からの注文も来ただろうから、中央政府に納める調貢のほかに、それらのものを合せると、信濃路から運びこまれていく鮭の量は、年々莫大な数にのぼった。

中央政府に納めるものは、割り当てにしたがって、一応国衙（松本市）の倉に集め、旅行中の食糧を与えて動員される役夫が、背負ったり、馬の背に積んだりして、京都まで運ぶのである。領家や魚店からの注文は、反物を代償として買われていった。

もちろん、魚だけではなく、朝廷や都の経済を支えるいっさいの物資が、全国の各地から、ただ人間と馬の力だけによって、遠く山河を越えて、運ばれていくのであるから、運送は大変な仕事であり、それに当らせられる農民たちは、絶えず苦労に泣いた。

短くても一ヶ月はかかる長い輸送の旅の途中で、病んで倒れる役夫もあり、国元の役所から給与された糧食だけでは足りなくなって、飢え、疲れ果てて死んでしまうものもすくなくなかった。その頃の記録の幾つかを見よう。

〔**続日本記**〕　天平宝字三年五月、また詔して曰く、この頃聞く、三冬の間に至りて、市辺に餓死人多しと。その由をたずぬるに、皆曰く、諸国の調脚郷に帰ることを得ず。あるいは病に因って憂苦し、或は粮無くして飢寒すと。朕ひそかに哀れむ。よろしく国の大小にしたがって、公廨を割り出して、以て常平倉となし、時の貴賤にしたがってセリ売りして利をとり、あまねく還脚の飢苦を救うべし。

○

〔**類聚三代格**〕　美濃国恵奈郡坂本駅と信濃国阿智駅と相去る六十四里、雲山畳重し、道遠く山高し。星をいただきて早く発てども、夜を冒して晩く到る。一駅のほどなお数駅に倍す。駅子荷を負うて常に運送に苦しみ、寒節の中、道に死するもの多し。朝廷これを悲しみ、殊に恩貸を降し、永く件の駅子の租調を免ず。恵奈郡の課丁を検するに、すべて二百九十六人なり、なかんずく二百十五人は駅子となり、八十一人は調庸を輸す。

○

〔**続日本後紀**〕　承和二年六月、勅す。聞くならく、東海・東山の両道の河津の処、或は渡舟数少く、或は橋梁備わらず。

これにより、貢調の担夫河辺に来集し、日をかさね旬を経、利渉するを得ず、よろしく河毎に渡舟二艘を加増すべし。

これらの記録によると、美濃国恵奈一郡だけでも、三百人近い役夫が動員されている。これが、全国いたるところの地方から、租調の物資を運んで京都へ集まるのだから、京都は人間でごった返えした。

このほかに、寺社を建てたり、領主の土木工事などを手伝うための役夫も殺到するのであった。たとえば延略十六年には、造宮のために、遠江・駿河・信濃・出雲の四ヶ国から、延べ二万余人の雇夫が京都に集められた。

信濃の鮭は、毎年十月に納めるのが例になっていたし、梨子は十一月ときめられていたが、多くは、すべての調租や年貢が、すべて農閑期に持ちこまれることになっていたので、特に冬期の京都市中は、貧しい人間の群れで充満した。しかも、消費の急激な増加で、物価は跳ねあがった。

疲れ果て、病にほうけて、乞食をするか、人の物を奪うか、しからざれば餓死以外に道を失った田舎者の、ちまたに溢れる姿を見て、天皇が諸国の調脚郷に帰ることを得ず、市辺に餓死人多しと、見るに見かねて記録したのも当然である。

このように、飢えと死とたたかいながら、みやこの食生活を支えるために、信濃鮭も出荷されていったのである。

5　その頃の鮭の主産地

建久四年、鎌倉幕府ができて直ぐの頃、麻績御厨から三百尾の鮭とスジ子を伊勢神宮に、御贄として納めた記録が残っている。それ以前の平安時代から、麻績は伊勢神宮領となっており、年々鮭を納めていたのである。

この記録に依って犀川水系の麻績付近が、優れた鮭漁場の一つであったことがわかる。このほかにも、犀川沿いや、千曲川と犀川が合流するデルタ地帯には、伊勢神宮を領家と仰ぐ荘園郷村が多かった。多かったというよりは、その地帯の郷村の悉くが、伊勢の御厨になっていたという方が当っているかも知れない。

安曇の仁科・矢原、対岸の麻績・会田、もっと下って更級の富部・村上・藤長、合流点近い長田・保科など、いずれも古来、鮭の大漁場であった郷村は、悉く伊勢神宮に属する荘園の、御厨になっていた。

信濃には無数の荘園郷村があり、それらのすべては、皇室領や中央貴族に属し、或は京都・奈良の大寺の荘園になっていたのに、犀川水系と、犀曲合流点あたりに漁場を持つ郷村は、どうして、みんな伊勢神宮を領家に仰いでいたのだろうか。

読経と仏事儀式に明け暮れている中央貴族や寺院では、自分たちの食卓には魚類を飾りながらも、基本的には殺生禁制の仏教思想を持っており、時には、魚鳥捕獲の禁止令を出したほどだったから、積極的には、漁場を重視しなかったのである。

その点、神社の場合は全く逆であった。古代における鮎を初めとして、神事に魚の供えはかかせないものである。漁場を最も重要に考えなければならなかった。さればこそ、優れた漁場を持つ郷村では、伊勢神宮に属して、それの積極的な保護をうけながら、漁撈生活を盛んならしめていたのである。

伊勢神宮では、建久四年、麻績郷から三百尾の鮭を御贄として納めさせているが、一と抱えもある大鮭をそんなにたくさん、神前に供えるだけに使ったのではあるまい。神民たちの生活の資にもしたし、門前の市で売り捌きもしたのであろう。御贄と称して、麻績御厨から納めさせたものは三百尾だが、犀曲水系の他の多くの御厨からも、いろいろな形で、多量の鮭が納められたに違いない。

鎌倉時代には、地方の荘園の中にも、問とか問丸とか呼ばれるものが活動していた。彼らは、運送業を兼ねる商人であって、中央にいる荘園領主と、地方の現地にいる納税者の間に立ち、年貢を運んでやったり、ついでに、地方の特産物を買い集めて、都の商人に卸したりもするのであった。

これらの問丸連中が、伊勢神宮に納めるための鮭の運送を請負い、ついでに、麻績・仁科・会田・富部・村上・藤長・長田・保科など、御厨の村々から、大鮭を多量に買いつけ、都に運んでいったのである。

御厨の漁民たちは、たとえば、仏教思想のほうはいたる世相の中で、魚鳥捕獲の禁止令が出ていたとしても、お伊勢様の神前に供えるのだといえば、幾らでも魚を獲ることができたのである。そして、それを問丸連中に売り渡

し、問丸連中は、その一部分だけを年貢として、伊勢神宮に納め、多くの部分は、道々の市場にも卸しながら、都に運んだのである。

6　天皇の養鯉と信濃の鷹匠

日本書記に「景行天皇四年、美濃国泳宮（くくりのみや）にて、池の鯉を鑑賞さる」の記事が見える。池で鯉を飼うことは、すでに千九百年前の昔からあったのである。それが、平安朝になると、いよいよ本格的になり、普及された。

平安朝の貴族たちは、ほとんど仏事と遊びごとに明け暮れていた。こんにち、私たちの周囲でおこなわれている遊びごとの大部分は、平安貴族によって始められたものである。正月に七草粥をたべたり、三月の雛飾り、五月の軒場にショウブをぶら下げ、仲秋にはすすきを立てて月見をするなど、みんなその頃からの習俗である。

夢判断や星占いも、平安貴族の遊びであり、お寺やお宮の祭礼も盛んになった。奈良時代までは、真に祖先に感謝し、生産の豊饒を祈るものであった祭礼を、平安貴族たちは遊びの対象として考えるようになった。

鵜飼いにしても、万葉歌をうたった時代の人びとは、国の弥栄を象徴する生産の業としてうけとめ、若鮎の走る姿を、力強い国家発展の象徴とうけとめるのであったが、平安貴族たちは、鵜飼いをリクレーションにとり入れ、鮎釣りを遊覧の対象と化した。

このとき、鯉が大きく登場してきた。貴族が頻りに別荘を建て、自然をうつし出すための大庭園を造るようになると、そこに泳いでいるはずの鯉が欲しくなったのである。鮭・鱒・鮎などは池に放つことができなかったし、海の魚も通用しなかった。だから、池で飼える鯉への関心が高かまり、人気が集中した。

もちろん、養殖にはまだ遠いけれども、蕃養のわざが始まり、ただに食生活を支える魚としてだけ考えられていた鯉に、新しく、趣味としての、或は鑑賞の対象としての分野が始まってきたのである。

或る意味では、養殖への出発といえないこともない。まず飼うことが始まれば、餌を与えることの工夫も施され

なければならなくなるだろう。そして、やがては、より大きいものを養い上げ、ついには、子を生ませ、それを育てあげることへも関心を深めていくであろう。もちろん、それには長い年月がかかった。

江戸時代の後期まで、なお六、七百年の歳月をかけなければ、人工養殖のことは成功しないのであるが、まず、貴族たちの別荘の池に飼うことが、そこへの出発であったと考えられないこともないのである。

平安朝の終りの頃、一条天皇のとき、大番役で京都にのぼった信濃の住人（伊那高遠）が、天皇の鷹をつかって、宮廷の池に飼われている鯉をとらせ、大いに驚嘆されて、ほう美に、領地までも与えられた記録が残っている。

一条院御時、御秘蔵の鷹ありけり、ただしいかにも鳥をとらざりけり。御鷹飼どもめんめんに鳥飼いけれども、すえて鳥に目をだにかけざりければ、しかねて件の鷹を粟田口十禅寺の辻につなぎて、みち行く人に見せられけり。もしおのずからいうことやあるとて人をつけられけるに、ただのひたたれ上下にあみがさきたるのぼりうど、馬よりおりてこの鷹を立まわり立まわり見て、あわれ逸物や、上なきもの也。ただしいまだとりかわれぬ鷹なれば、鳥をばよもとらじといって、すぐる者有りけり。

その時御鷹飼出て、かの人にあいて、只今のたまわせる事すこしもたがわず候。これは御門の鷹なり。しかるべくば鳥かいて叡感にあづかり給えといえば、このぬし、鳥かわんことやすき事也。われらならではこの御鷹鳥かいぬべき人覚えずといえば、いと希有の事也。すみやかにこのよし叡聞にいるべしとて、宿などくわしくたずね聞きて、鷹すえて参りて、このよし奏聞しければ、叡感ありてすなわち件の鷹男めされて御鷹を給わせけり。すえて罷出てよく鳥かいて参りたり。

南庭の池の汀に候て叡覧にそなえけるに、出御の後池にすなごをまきければ、魚あつまりてうかびたりけるに、鷹はやりければあわせてけり。すなわち大きなる鯉をとりてあがりたりければ、やがてとりかいてけり。御門よりはじめてあやしみ目をおどろかして、その故をめしとわれければ、この御鷹はみさご腹の鷹にて候。まずかならず母が振舞をして後に、父が芸をばつかうまつり候を、人そのゆえをしり候わぬなり。この後は一つもよもにがし候わじ。究竟の逸物にて候也と申しければ、叡感はなはだしくて、所望何事かある、申さんにしたがうべきよう仰せ下されければ、信濃国ひじの郡に屋敷田園などをぞ申しうけける。ひじの検校豊平とはこれが事也。大番役にのぼりたりける時の事也。（古今著聞集）

山国で、鳥類に恵まれたこの高原の郷土には、優れた鷹使いが数多くいたのである。鎌倉将軍頼朝が、全国の鷹狩りを禁じたときも、信濃にだけはそれを許した。信濃では、それが最も大切な生活のなりわいだったからである。

信濃路の鷹飼いの名人たちは、鷹に鳥や兎をとらせるだけでなく、時々は、湖沼や河川で、鯉もとらせた。信濃の鷹匠は、天皇に、まずその業を見せて、驚嘆させたのである。

第3章　鎌倉・室町・桃山時代

1　東国武士、信濃漁場への憧れ

平安貴族の政権を打倒して、鎌倉幕府の武家政治を確立した東国の豪族たちは、食生活の在り方も、当然、みやこびととは違っていた。たとえば、魚食の例に見ても、京都の貴族たちは、専ら仏の教えにしたがって、殺生を最大の悪事とし、漁猟を控え目にしていたが、新興階級の武士たちは、そんなことには全く心をかけなかった。

公卿殿上人に代って、政権を獲得し、社会構成の柱として、新しく登場した武士たちは、もともと農民の中から立ち上り、土地を足場とする自給自足経済の中で、その地歩を築きあげてきた連中である。

政権の座にいた中央貴族が、家々に専門の料理人を抱え、食膳のぜいたくをつくしている頃、新興の武士たちは弓矢を携え、鷹を臂にして山野をばっしょうし、或は網をかついで鵜舟をうかべ、河湖に日を過ごしていたのである。鳥獣魚の血をすゝって、精力的な動物蛋白に支えられ、逞しい彼らのからだが鍛えあげられたのであった。

木曽義仲が京都に攻めのぼったとき、来訪の公卿にご馳走したのは、まっ黒に毛ばだたっ玄米めしと、塩気もない平茸の汁だけであり、その公卿は箸をふれることさえもできず、そっと隠して持ち帰り、厩に投げこんだ。都に出てきた武士たちは、そんな貧しい食生活だったのであるが、その代り、故郷の山河では、ふんだんに獣魚の蛋白を摂った。

鎌倉の執権『北条九代記』に、当時の世相が書かれている。

> 文応元年三月、御家人ら祝儀の進物とりどりに捧げ奉り、鎌倉のありさま賑々しくぞ覚えける。これこの世の人殺生をことゝし、大名高家より下々までも、猟漁を好み、鷹を臂にし犬を挽き、山にはワナをかけ、水には網を布きて、飛走鱗甲さらにその処を得ず。それもともとの雑類は、汲々として生をむさぼり、蠢々の群黎は、孜々として死を畏る。暫く形は異なれども含識悉く命根を惜むことはこれ同じ。

かの漁猟を好む輩、巣を傾け、胎を割き、皷をうち、煙をあげ、矢を飛ばし、網を布きて、逃ぐるを追い、もるるをとらえて、トガなくして俎上にのぼせ、鼎中に煮る。十善の中には命を救うを専らとす。されば大聖はこの悲愁を憐れみ、君子はその庖厨を遠くすという。

日夜、山河の殺生に明け暮れる東国武士たちにとって、信濃は憧れの天地であった。河湖ではふんだんに魚が獲れたし、山野をかけめぐって、獲物を求めれば、その間、おのづからにして、弓矢の術も進むからである。『沙石集』は、鎌倉時代の説話集として有名だが、その中に左のような文章がある。

信州にも、中頃、かかることありけり。さらしなの地頭他界して後、三人の女の孝養しけるに、年来の師の老僧の説経に、彼の三人の女のことよく知つたりけるままに、委しくぞ申しける。嫡女は今溝の地頭が妻なり、至孝の心丁寧にして、さい河の辺なれば、常に魚のある所にて、既にいうべき汁をも近き道なれば、きっと父の許へぞやりける（下略）

更級の地頭が死のきわに、魚汁を飲みたいといったとき、長女が、犀川のほとりに住み、いつでも魚の豊富なところだったので、すぐさま魚汁をとどけてやり、孝養を尽したという説話である。犀川は、優れた漁場として鎌倉にも知られており、鎌倉の武士たちは、そのことをうらやましく思って、この説話になったのであった。

さらに『太平記』の一節を見よう。坂東八ヶ国に敵無しといわれたつわもの畑六郎右ヱ門が、あだかも神変にひとしいほどの武力を養い得たのは、信濃に移り住んで、生涯山野の漁猟を業として、年久しく、鍛えることができたからだという記録である。

足利尾張守高経・高上野介師重両大将として、北陸道七ヵ国の勢、七千余騎を率して、鷹巣城の四辺を千重百重に囲まれ、三十ヵ所の向城をぞ取りたりける。彼の畑六郎左ヱ門と申すは、武蔵住人にてありけるが、歳十六の時より、相撲を好みて取りけるが、坂東八ヵ国に更に勝つものなかりけり。腕の力筋太くして、股のムラ肉厚ければ、彼の薩摩の氏長もかくやと覚えておびただし。その後信濃に移住して、生涯山野紅海の猟漁を業として、年久しくありしかば、馬に騎て、悪所岩石をおとす

こと、あだかも神変を得るが如し。

文中、普通ならば「農業をなりわいとし」というところを、ここでは敢て「猟漁を業とし」といっている。豊かな漁場が、東国武士たちの憧れを信濃路に誘ったのである。

この高原に住む豪族たちは、山手に城を築き、川辺に館を構えて、半農・半漁の生活をすることを望んでおり漁場に恵まれた地方では、農業よりも、むしろ漁業にかける期待が大きっかたのである。

2　川魚料理礼讃の時代

別荘をつくり、大きな庭池を構えて、鑑賞用の鯉を飼い始めた平安貴族たちは、時に、それを掬いとって自慢の庖丁をふるったこともあるだろうから、鯉料理が人気の対象になった。

東国の新興階級である鎌倉武士たちは、それにも増して、鯉の人気をひきあげた。鎌倉の御家人になって、奉公をつくせば、恩賞としての領地をもらい、それが地頭たちの生活の基盤となるのである。だから、彼らは、あらゆる手段を傾けて、その土地からの生産を高かめなければならなかった。

土地にぞくした河湖もまた、地頭にとっては財産なのである。伊勢の地頭が、五十鈴川の流れを堰きとめて、漁場の確保をはかったため、漁場争いの戦争をおこした（太平記）こともあるほどに、地頭らは、淡水魚の収獲に関心を持った。

殊に、滝までも跳ねのぼる大きな鯉は、その逞しい勢いが、新興武士の象徴ともなり、出世魚としての縁起さえかつがれた。二尺もある大鯉を進物にされて、頼朝は、しばしば上機嫌であった。鯉を中心とした淡水魚礼讃の時代がきたのである。

鯉の熱い吸いものを食いたる日は、耳ぎわの髪がばらつかないとなん。膠にも作るものなれば、ねばりたるものにこそ。

鯉ばかりは、主上の御前にても切らるるものなれば、やんごとなき魚なり。鳥には雉この上なきものなり。雉・松茸などは、禁中、貴人などの食膳を置く部屋に懸りたるも苦しからず。そのほかは心うきことなり。

中宮のお方の湯など沸す部屋の上の食器棚に雁の見えつるを、太政大臣西園寺実兼殿の御覧じて帰らせたまいて、やがて御文にて「かようのもの、さながらその姿にて御棚にいて候いしこと、見習わず、あさましきことなり。もののわかりし、人いまさぬために、かかることになりつるよ」など、申されたりける。（徒然草）

ほかの魚とちがって、鯉だけは、天皇の御前で切身にしてもよい。鳥ならば雉、きのこならば松茸と同じく、この上もない上品と考えられた。足利時代の四条流料理法にも「美物の目録は、魚が前、鳥は後也。魚の中にても鯉は第一也。その次はすずき也、河魚は前、海魚は後なりと」書かれている。正に、川魚時代であった。

『徒然草』の鴨長明は、更に筆を進めて、その頃、百日もの間、願をかけて、鯉料理ばかり食べていた人のあったことを記録した。

園の別当入道藤原基藤は、またとない料理の名人なりき。ある人のもとにて、いみじき鯉を出したりければ、皆人、別当入道の料理を見ばやと思えども、心安げに頼むもいかがかとためらいけるとき、別当入道さる人にて、この程、百日の間、願を立てて、毎日鯉の料理をなしけるに、今日、欠きはべるべきに非ず。まげて申しうけん。

鯉のこのような人気に対して、海産の評判はどうであったか、徒然草は、そのことにもふれている。鎌倉幕府ができてから、東国の住民の中には、鰹なども用いられるようになったが、鯉にくらべたら、鰹などは全くいやしいもので、それの頭などは、しもべでさえ喰わなかったし、ちょっとした客人の前では、お膳の上に並べることさえはばかった。

鎌倉の海に鰹という魚あり。この地方としては又とない上品として、近頃もてはやすものなり。それも、鎌倉の年寄りの申

しはべりしは「この魚、おのれらの若かりし世までは、相当なる人の前には、出づることははべらざりき。頭はしもべも食わず。切り捨てはべりしものなり」と申しき。かようのもの、世の末になれば、上流社会にまで、入りこんものかわ。

3　諏訪湖の観光『鯉馳』

山河を駈けめぐる狩漁生活の明け暮れが、信濃の豪族たちの武力を鍛えあげた。頼朝は、富士や浅間山麓で、しばしば巻き狩りをおこない、或は神前における的始めや流鏑馬を盛んにして、東国武士の鍛錬につとめたが、そんな場合、頼朝の身近には必ず信濃のさむらいがいた。

身辺の安全を守るためにも、馳せ参じた諸国のさむらいの模範となるためにも、弓矢に堪能な信濃衆がいなければ、どうにもならないのであった。たとえば、鎌倉の幕府日誌『吾妻鏡』の記録を見よう。

文治三年八月十五日、鶴岡放生会なり。流鏑馬あり。諏訪大夫盛澄というもの流鏑馬の芸を窮む。今日俄かに召出され、御厩第一の悪馬を賜わる。盛澄騎らんと欲するの刻、御厩舎人密々盛澄に告げていわく。この馬は的前において必ず右方に馳するなり。則ち一の的前において右方に寄る。盛澄は生得の達者なれば、押直してこれを射るに、始終相違なし。次に小土器をもって五寸の串に挟み、三つにこれを立てらる。盛澄また悉く射おわんぬ。次に件の三ケの串を射つべきの由、重ねて仰せ出さる。盛澄これを承り、既に生涯の運を思切ると雖も、心中諏訪大明神を祈念し奉り、然るのち、鏃を平に捻り廻してこれを射る。五寸の串みなこれを射切る。観るもの感ぜざるはなし。二品御気色また快然として、忽ち厚免を仰せらる。

平安朝の終り頃、信濃高遠の住人非持検校が、鷹を使って庭池の鯉をとらせ、一条天皇を驚嘆させたことを前に書いたが、鎌倉将軍の前でも、諏訪盛澄が美事な弓術を見せて頼朝を驚嘆させたのである。

いずれも、山野ばっしょうの狩漁の間にやしない上げてきた逞しさであったが、その頃諏訪湖には『鯉馳』とい

う行事があって、観光客を誘っていた。湖上に跳ねあがる大鯉を弓矢で射取る行事で、その巧みさが観光客の目を見張らせたのである。日頃、これほどの技術を訓練されていたのだから、馬上からの的射ちも、美事に成しとげ得たのである。「鯉」の字を「里魚」と書いてしゃれている。

当郡の湖上に、炎暑の頃、風静かなる日、鯉馳という漁舟あり。里魚射とることなり。他国にはたぐい稀なるをや。必ず神事の法則にあらねども、神官・氏人納涼の船遊びして、祭礼の饗膳にたむく。その体、釣り舟数艘、多少同じからず、流るるをくみつらねて堪能の射手一面に立ちわたる。矢はずをとりてこれを待つ間に、左右に鵜縄をつけ、その縄手を引きて小舟二艘先だち、かこみを広くなし、魚をこめて、沖より水際をさして漕ぎわたれば、その中の魚類恐れて彼の縄をこえんと遠海になりゆけば、両方の縄のはしを陸地に取りあぐ。

歩行の老少これをうけとりて引寄せば、里魚たえずして水上におどる。その時に面々射手矢先をととのえてこれを射る。十の八九は矢あたりて波上に浮かぶ。串にさすが如くして取りあぐ。自ら船中に飛入る魚などもあり、是は即ち上下末社、小坂の鎮守浜南宮の中間、津々浦々のわざ、興ある風情なり。見物の男女屋形船を漁舟にこぎならべて遊宴す。水上の射礼は延暦の昔尊神化現の奇特、その上古の風、未代にも残れるをや。（諏訪明神絵詞）

4　室町時代の魚料理と作法

金閣寺や銀閣寺を建て、絵画にも芸能にも文化の花をひらかせた室町時代には、料理の方でも大草流・四条流・進士流などの流儀が生み出され、さまざまな工夫をこらしたが、「日本食物史」（足立勇）の解説に依って、その頃の淡水魚料理を見よう。

鮎　鮎を本とする。
刺身　鯉ならば、わさび酢。鯛ならば、しょうが酢。すずきならば蓼酢。えびならば、実芥子の酢。かれいならばぬた酢。

糸膾　鮒の膾のことである。なるたけ細く切る。太ければ口中に久しく残り、また臭くて、料理が無駄になる。糸膾というのは、細く切れということだ。蓼酢。

鯛の膾　用いるとき大根を添える以外、鯉の子を煎ってあえる。から味には生が。

山吹膾　かれいの膾である。かれいの子を煎ってあえるもの。その色からこの称がおこった。

鰹の膾　蓼酢がよい。

拾い魚　何の魚にても道で拾うのは吉である。但、料理の仕方によって吉ともなり。凶ともなる。

江州鮒の丸煮　少しも庖丁を入れてはならない。

蛸切　飯の菜ならば、薄く丸く。肴には、厚く長く。

えび　必ず皮をむいて出す。

かき・くらげの冷汁　かきもくらげも酒で色をとる。辛味には山吹を入れる。かき無く、くらげばかりならば、こたゝみという。

乾鮭の水あえ　しょうがを細くきざんで入れるのは、水毒を消すためである。

凝　こごりという。小鮒その他何魚でもよい。たれ味噌で煮る。五月から六月へかけての夏こごりこそ、四条流の面目である。

えびの船盛　貴人一人の御前に出す。余の人はただの割りえびで差支えなし。

このわた　しおからの少し損じたものを大きな物に、酒か水を入れ、その中で、箸で挟んでふりすすぐ。

潮煎　うしおにという。潮をまずよくこすこと。これは浦辺で潮をくんで、鯛を煮たことから始まる。ゆえに口伝では、潮をくんで、まず煮て、それから魚を入れ酒塩を加える。例の如く鰹も加える。

酢煎　すいり煮という。鯉でも鯛でも、さしみのように作って、水塩・鰹・酒を入れて適宜に煮、たべる時酢をさす。

生鮑　初めはえぐい味がするから、塩をうってよくもみそれから水をすすぐ。あえても、煮てもよい。

鮎の串さし　春より七月中旬までは、頭を上にさす。そののちは、上り鮎だから、頭を下にしてさす。

包焼　鮒のうろこをよく拭いて、腹をよく洗い、それから結び昆布・くるみ・けしのほかに、栗を蒸して入れる。これらを入れて、腹をぬいくるんで、薄いたれ味噌に鯉を入れて、よき程に認めて、塩・酒塩を添えて参らする。

この中に酢入り煮と呼ぶ料理がでてくるが、諏訪では、その頃、鮒の酢入り煮が入気を呼んでいた記録も残っている。

これだけ料理が工夫されると、その喰べ方やお膳の出し方にも、うるさい作法が始まってきた。小笠原流の行儀

が始まったのもその頃である。これらの作法は、こんにちもなお私たちの中に伝えられ、生きている。

同じ武家政治でも、鎌倉から足利に政権が移り、幕府も京都室町に移って、世に「花の御所」と呼ばれるようになると、東国武士本来の自給自足的な土地経済が、次第に流通経済に移行し、逞しい武士魂がうすれて、公卿殿上人的な形式主義が、武家社会にも及んできたのである。

室町時代の食事作法

一、客の相伴仕り候えと仰せあらば、吸物などの汁を先きに吸うべからず、肴など二箸三箸喰うてのち、汁を吸うべし。

一、人前にてめし喰う時は、人よりあとに喰い始め、箸をば人より先におくべし。

一、物を喰て、箸をば膳におきて酒をも飲むべし。汁碗の上に箸をおくこと、ゆめゆめあるべからず。

一、肴の吸いものをば、汁を吸て、実をば挟むものなり。

一、汁の中なる魚の骨を膳のすみへ取り出すこと、非興第一なり。

一、料理する人心得うべきことは、魚鳥はあぢわいよきところを主人にも、また上座の人にも参らすべし。鯛の汁も首の身をば上方に参らするゆえは、目と口の間、別してあぢわいよければなり。

一、配膳につきては、膳を目より上に持つ由申候えどもあまりにことごとしくば、足もとも見えまじく候。ただ息のかからぬほどに差出して持たるべく候。但、下様へは少し低く候ても苦しからず候。

5　大門先の市場で鰯を

鎌倉幕府ができた頃から、魚類の販売が目立ち始め、商品流通の中に新しい傾向を示したといわれる。京都や鎌倉には、定期的な市場だけでなく、ぽつぽつ定着した商店が軒を並べるようになった。

それらの商店街では、鎧兜や農具から、日常雑貨のさまざまな品物を売っていたが、京都では、琵琶湖の鮒、淀の鯉、瀬戸内海の鯛などを並べる店もあり、鎌倉では、そこの海でとれる鰹や、利根川の鯉、諏訪湖の焼鮒などを売る店もあった。

しかし、地方では、まだ当分、定看した商店が軒を並べるようにはなっていなかった。大きなお寺の神社や大門先に、日を限って定期的に市が立ち、行商人がやってきては、莚を敷き籠をならべて、思い思いの物を売ったのである。

室町時代、文明十四年の諏訪神社の記録に、「七月二十五日、大雨降り、田沢宿、五日市場、十日市場、大門大海となる」と見える。諏訪神社の大門先では、毎月五日と十日に市が立ったのである。

木曽谷の定勝寺にも、延徳三年六月「定勝寺造営関のこと、木曽中の商人ら大小共無沙汰なく、沙汰あるべく候」という文書が残っている。木曽路の領主が、定勝寺建立の費用を生み出すために、関所を設け、渡り歩く行商人から通行税を取り立てたときの文書である。

行商人たちは、ところところの特産品や、生活用品を背中にして、次から次へと、寺社大門先の定期市を渡り歩くのであった。彼らの荷物の中には、焼鮒や鮎鮨などもかつがれていたのである。

室町時代の後期、文安五年、諏訪頼長が上社の大祝（おおほうり）に就任した日の、祝宴の膳を飾った品物の買物控帳が残っており、その中に、もち米・鰯・鹿枝・かしら・しい・かとう魚・兎・塩・ねぶか・すいりの鮒・酒・鳥・おん鳥・やきさんご・にんじん・さかしお・河鳥・鮭・濁酒などの品々が見えている。

みんな、諏訪大社の大門先の市場で買われたのだが、諏訪湖や地元の村で間に合わないもの、鮭などは、奈良井川あたりにのぼってきたものを行商が持ってきたのであろう。興味深いのは、海産の鰯が一品だけ顔を見せていることである。

海産としては、鰯だけが入ってきていたのであった。もちろん、かちかちの干鰯の子、ホシコと呼ばれるものであった。海なし国のこの高原へ、初めて入ってきた海の幸は、ホシコであったことがわかるのである。

今も、正月元日の祝膳には、欠かすことのできないゴマメであり、神供の三宝には欠かせない鰯であるが、その

鰯の、初めて海の幸が神前に供えられたときからの名残りであろう。私たちの習俗の中には、興味深く、歴史のあとが刻まれているのである。

6　哀れ、野尻湖の川狩

戦国時代の豪族たちは、川狩と呼んで、河湖での漁獲を楽しんでいた。徳川家康が天下をとったとき、最初に松代城主として知行せしめた松平忠輝は、初め家康の信任も厚かったのだが、最後には、不信を買って、家康のために殺ろされた。

家康が、しばしば忠輝を召び出そうとしたのに対し、その頃、京都にいた忠輝が、川狩りに夢中になっていて、呼び出しに応じなかったのも、不信を買う一つの原因であったという。釣りに夢中の余り、家庭をも、世の中をも忘れがちな釣り好きが、その時代にもいたのである。

春日山城主上杉謙信の信任が厚く、のちには、信越国境の野尻城主として、武田勢に備えていた宇佐美定行も、野尻湖で、時折り川狩りを楽しんでいたが、彼をめぐる哀れな伝説がのこっている。

> 謙信の姉婿上杉政景、謙信との間に隙あり、謙信、政景を殺ろさんとす。宇佐美定行、謙信にいさめて曰く。弟、その兄を殺すこと最も不義なり。されども、謙信許さず。定行曰く。しからば、われ、むしろ政景とともに死なん。
>
> かくて定行、ある日、政景を野尻湖の川狩に誘う。船底に穴をうがち、栓をつめて出ず。沖に出ずる時、定行、政景に口論をしかけ、相組んで喧嘩となる。定行、栓をぬけば、水はたちまち船に充ちて、両人相組みしまま湖底に沈みて果つ。定行、身を殺ろして、主君謙信の不義なからしむ。人びと、泣いて定行の忠義をたゝえざる無し。（千曲の真砂）

野尻湖は、諏訪湖や仁科三湖とともに、石器時代以来の漁撈遺蹟をとどめているが、その後、日本人の祖先たち

が入ってきてからも、船を浮べての漁撈が長く続けられてきたのである。

大正時代、田中阿歌麿とともに、野尻湖の研究にあたった船舶史の権威西村真次が、野尻湖に浮かんでいた漁舟について、左のような研究を発表した。

野尻湖に用いられている船舶には、川船型と海船型との二つがある。以前には田船という極めて原始的な一形式があったが走りが悪いので、今日ではそれを採用しなくなって、川船型が用いられている。川船型は上高井郡山王島の船大工によって、この湖沼に輸入されたといっている。

この船の鳥瞰図は長い円錐形を呈し、底辺が直線を呈しているだけで、他の両辺は弧線を描いて、両凹形を現している。全長は二十二呎八吋あり、広さは最も大きいところで四呎十吋である。深さは中央部において二呎二吋八分の四である。船具は極めて簡単で、船首材につけた鉄環から錨綱を伸ばし、その先端に錨をつけている。錨は自然石を錨綱の先端で縦横に結びつけたものである。

これを工芸学的に見ると、どんな結果が得られるか、私の考えでは、㈠接合に縫釘を用いているところから、この船に現れる造船術は、日本人固有のものである。㈡船首材が丸太の二つ割を用いているところから、くりぬき舟のおもかげを残存したと見ることができる。㈢錨に自然石を使っているところが、古代の繋船術を暗示している。㈣打擢は古代操船法の残片で、艫の方は遙か後代のものだということができる。

以上四点から考えて、野尻湖の川船型船舶は、たとえその構造において、近代の進歩した様式を混合していても、手法はくりぬき舟時代から構造船時代に進む過程を思わせて、この船は極めて重要な残存物である。（田中阿歌麿著、野尻湖の研究）

7　天竜の鮎鮎、千曲の鮒ずし

室町政府が権威を失い、百年もの長い戦国時代のあいだ、農民も漁民も、戦乱に追いまくられて、ただ逃げて廻

って歩くような日夜をすごし、田畑も漁場も荒れ果てたが、ようやく戦乱がおさまり、安土・桃山時代になると農民も次第に故郷に定着するようになり、漁民も活況をとり戻した。

戦国時代が終りに近づく頃、武田信玄が平城を築いて、城下町の建設を思い立ったのを皮切りに、天正四年、信長が安土城を築き、ついで秀吉が大阪城をそびえさせ、聚落第建設に進む頃は、国々の大名たちもそれぞれに城下町をつくりあげた。今までの山城を捨て、平地におりて、経済中心の繁華地を築いたのである。

城下には、急速に商店が立ちならび、職人衆が集まり、日を限って立つ市の日には、近郷の農民たちが野菜や果物を売りに来た。殊に、秀吉は、今までの、寺社と手を結んだ特定の「座」集団の市場独占を改め、農民も自由に市場で莚をならべることのできる楽市(らくいち)制度をとったので、城下が賑い、農村も活況を呈し、漁民も漁獲物を城下(じょうか)に持ちこんできた。

地方の城下でも、大手商人は、持ちこまれてくる土地土地の特産物を買い集めて、京大阪にまで交易し、中央からも新時代の物資を仕入れてくるようになった。自然、国々の名産品が人々の話題にのぼり、大小名のあいだには名産品を贈り合って、親交をを重ね、忠誠のしるしとする習わしが盛んになった。

信州では山菜や薬草が名産になって、贈られたり、売られたりしたが、特に、犀川や千曲の鮭・鮒、諏訪湖の鯉鮒、天竜の鮎・赤魚などが歓迎された。幾つかの古文書（信濃史料）を摘記してみよう。

〔諏訪宮坂家古文書〕

年始の嘉兆、際限あるべからず候。神前に仰せて精誠あり、御玉会給い候。頂戴いたし候。よって祝儀の鮭到来、祝着に候。なお駒井孫三郎申すべく候。恐々謹言。

天正元年正月十六日　　信玄

祢宜太夫殿

○

〔諏訪矢島文書〕

神前において精誠をぬきんでられ、御玉会・守符到来、頂戴候。殊に鯉五掛給わり候。賞翫せしめ候。これによりいよいよ祈念肝要に候。恐々謹言。

天正元年五月十一日　　信玄

権祝殿

○

〔諏訪守矢文書〕

なおなお御音信として、この方珍しき鮒百御意にかけら

れ候。

賞翫申すことに候。存じよらざる折節、御懇書に預り候。本望至極と存じ候、去年も御書状に預り候えども、かれこれ取り紛るるの故御無沙汰の至、本意に背き存じ候。仰せの如く近年は相互に乱国、われらも牢体ゆえ、申し断る儀もなく過され候。ここ元程近き儀に候の条、相当の御用など候わば、仰せを蒙るべく、無沙汰存ずまじく候。恐々謹言。

天正十一年三月二十四日　　屋代越中務秀正

神長官殿

○

〔播磨・森家先代実録〕

関ヶ原の合戦が終って間もない、慶長六年七月のある日、高遠城下にいる松沢喜右ヱ門ら三人の重臣に宛て、下総国多胡在住保科正光から、急ぎの飛脚が長い手紙を届けてきた。

正光は元来高遠城主で秀吉のとき、下総国多胡城に移され、以来十年ほどそこに住んだが、家康の天下になると同時に、ふたたび故郷の城主に任命された。その嬉しさを綿々と綴り、旧家臣に、万般の移転手配を依頼して来たのであるが、その中に、左のような頼みが書かれていた。

馬人足のことは、定めて丸山方より委しく申し越すべく候。まず荷物などは当座用に候ものばかりもたせ候て、大形の道具はまた地下人隙次第に相届くべく候。泊り泊りのことよくよく念を入れ申しつくべく候。

さて、いかようにしても鮎を調法候て、すしを沢山に申しつくべく候。方々へ音信にすべく候。狩人を申しつけ、鹿皮の夏毛を支度すべく候。

天竜川の鮎をできるだけたくさん獲り、鮎ずしにして、至急送れというのである。鮨というのは、今日の、めしといっしょに喰うためのものではなく、鮎を保存するために、米に挟んで、酢味を生じさせるものであった。故郷

飛札、殊に遠路初鮭、祝着の至りに候。よって上方出馬の儀、二十六日時分たるべく候。その表の儀委細中納言ところより申し入るべく候なり。その御心得あるべく候。恐々謹言。

慶長五年八月二十一日　　家康

川中島侍従殿

の名物である鮎を、在任中厄介になった方々へ、挨拶廻りにくばりたいというのである。

室町時代から、諏訪神社の記録には、鮒鮨や酢入りの鮒を頻りに送り出したことが書きとめられている。名産品として、遠くへ送ったり、行商人たちが市場に売り出すものは、みんな、そういう風に保存のための加工をしたのである。

その頃、鮒料理は宮中でも用いられ、内裏では鮒をフモジと呼んだ。味噌を濃く仕立て、根芋の茎などを入れ、煮立ったところへ、鮒鮨を切って入れると、酢入り鮒と呼ばれ料理ができあがるのであって、みやこでも、地方でも祭りや祝日には、たいてい、その酢入り鮒で、膳を飾るのであった。

千曲川や犀川筋でも、鮒鮨が有名になっており、丹島宿の御本陣柳島家からは、加賀百万石の藩主へ例年それを送って、喜ばれたものである。

第4章　江戸時代・養魚も興る

1　地先漁業権の発生と運営

江戸時代、河湖における漁業は、多くの場合、村々の地先漁業権として与えられ、個々に与えられる場合もあった。その漁業権がどのようにして発生し、どのような経過を辿って発展、確立したか、幾つかの資料を見よう。

最も古いものは、武田信玄時代である。永禄年間、信玄が川中島に進攻し、上杉謙信との戦いを続ける頃、甲州方に馳せ参じて軍功を立てた青木湖畔の豪族西山勘兵衛に対し、褒賞として、湖畔の田地とともに青木湖の水面を与えた。漁業権の一つの発生である。

ついで慶長十六年、家康が江戸幕府をひらいて間も無い頃、川中島四郡は家康の六男松平忠輝に与えられ、松代に城代花井吉成をおいて支配していたが、そのとき、大豆島村に鮭川漁業権を与えた記録が残っている。

大豆島打切之儀、先規にまかせ大豆島へ申付候。近年は鰡理介、長池村両郷へ申付けられ候由、自然御役目の魚なども加増にて申付候儀も、理介死去候間存ぜられず候。先きにこの如き切手を出し候。若し長池の申分候わば双方の口上尋ぬ可く候。その間大豆島へ申付。ならびに綱島、河合、かちぬま等三郷へ、荒野荒地何程も切次第手柄次第、発し申すべく候。自然難渋候者候わばこの方へ申上ぐべく候。

慶長十六年辛亥八月二十九日　　山　隼人

松　筑後

大豆島百姓中

千曲川と犀川の合流するデルタ地帯は、原始時代からの大漁場であり、殊に鮭鱒が豊富に獲れたため、鎌倉時代の武士の中には、この地方に住むことを生涯の願いとしたものもあった程である。新幕府の松代城主が、そこおける鮭川の漁業権を大豆島村の百姓たちに与えた。この地方の新田開発に、総力を挙げて貢献した労に報いたので

あるが、その漁業権に対して、隣村の長池郷から、鱸理介を通して、われわれにも鮭川権が与えられていると主張しだしたことから、漁業権争いがおこつた。そこで、松代城主が改めて、大豆島側にその権利のあることを確認した時の文書である。

この文書の出た数年前まで、裾花川はまだ、旭山山麓から東に向かい、長野市内を東流していたのであつたが、花井吉成の構想によつて、裾花川を南流させ、今の形にかえたのである。自然、広大な開拓余地が生じたため、領主は、旧川敷での新田開発奨励政策を打ち出した。

奨励策の一つとして、新田を開発した村々に対しては、その地先の鮭川漁業権を与えることにし、大豆島村が、まずそれを獲得したのである。大豆島村の百姓衆に与えた、この再確認書の中で、松代城代は、綱島、河合、かじ沼などの村々も、大豆島村のように河原の新田開発を成しとげ得たならば、いつでも、鮭川権を与えるであろうと約束している。こうして、新田開発の進むにともない、犀曲デルタにおける村々の地先漁業権が成立していつたのである。

地先漁業権が、個人に与えられた例もある。

お恐れながら口上を以て願奉候事

一、付場壱ヶ所

右は当村新田開発向にて渡世のため付場壱ヶ所差出したく願上候。御情にて御願の通り仰せつけ下しおかれ候わば有難き仕合せに存じ奉候。幾重にも御憐愍の御意仰せ下され度く願い奉候。以上。

文化七午年二月

上山田村　願人　重兵衛
名主　蔵茂衛
同断　吉兵衛
〃　八郎右エ門

道橋奉行所

（上山田宮本茂慶氏蔵）

更級郡上山田村の百姓重兵衛が、村内の千曲河原を開墾して新田をひらき、その地先で付場を営みたいと申しているので、お許し願いたいと、村役人の証明を添えて、松代藩の係に嘆願し、免許を得たときの文書である。

千曲川水系における付場の歴史は、新田開発の労に報いる付場漁業権の設定から、こうして、発祥してきたので

あった。

漁業権の発生理由には、ほかの場合もある。高遠藩では、藩主の食膳やさむらい衆の宴席を飾る魚を獲らせるために、中沢村の天竜川支流に大簗をつくらせ、村の地先に占有漁業権を与えた。

それぞれの藩が、それぞれの施策の中において、さまざまな形をとりながら、村や個人に対する地先漁業権付与の慣行をつくりあげてきたのであるが、その漁業権が、どんな形で運営されたかも見ておきたい。飯田市座光寺の北原武彦家には、父祖伝来の庄屋日誌が残っているが、その中に次の記録がある。

文化十三年七月二十一日、大島川沖に魚簗かけ始める。弓数二十六、世話人民右衛門、直右衛門両人也。口数百十四也。

同八月二十四日　大風吹き水大きに出る。魚簗流さる。

同八月二十二日　池の立簀編み。昼より魚簗普請に行く。

同八月二十日　夜魚簗に行く、泊り。

○

文化十四年三月二十三日、昼より釣頭呼び、貫調べ済む、夜四つ時。割壱俵につき三百文九分、物高掛り廿八文八分、木曽伝馬共。

地先の漁場は、当然、村の総意に依て運営されるものであって、庄屋が元締となり、その下に二、三人の世話人がいた。座光寺村では、そのほかに、釣頭というものをおき、村うちの生産高を調べたり、漁業税の割り出しなどをおこなった。

簗漁業の場合には、村民の誰れもが参加するというのではなく、希望者をつのって出資させ、簗元をおいて、簗を築き、運営した。収獲物は、一定量を藩に運上したあと、出資口数と提供した労力にしたがって分配されるのであるが、世話人たちは、絶えず天を仰いで出水のことを心配し、簗元自らも泊りがけで、修理に当ったり、流失を警戒しなければならなかった。

座光寺・北原庄司談　大きな流れを堰き止めるのだから、資材は大変なものであった。今、私の屋敷内に三間と六間の長屋

があるが、ある年の築資材の払い下げだけで建てられた。大水にも耐えるだけの設備をしなければ魚は多く獲れないし、それだけに一度流されれば損害が大きい。一かバチかの漁業であった。

豊かな農民は、この築により多くの口数を出資して、より多くの収獲物をわけ取ることができ、商人に売って儲けることもできた。城下の商人で、投資するものも現れた。こうして、漁業地帯の農民の間に、近世後期の流通経済がもたらす貧富の格差が大きくなっていく、一つの要因がもたれたのであった。

2 諏訪湖の漁業税

原始時代から、漁猟の宝庫であった信濃路の鮭が、奈良朝の律令時代になると、租調として朝廷に納められたり中央に住む荘園領主のもとに送られた記録は、既に古くから見られる。

平安・鎌倉時代には、伊勢神宮を領主とあおぐ犀川水系の村々から、年々相当量の鮭が、贄として運ばれていった。もちろん、それらの現物貢上も、漁業税の初発的な姿と見ていいだろうが、それが、いつ頃から、物を貢ぐという考え方でなく、税金として取り立てられるという、考え方のものに変ってきたのか。

嘉暦四年、鎌倉幕府が、諏訪湖畔の漁民に対し八剣神社の御造営は、諏訪湖の船別銭によって、その費を補えと下知した古文書が残っている。

その頃、棟別銭というものがあった。幕府や領主が、臨時の出費のために、年貢の取り立てだけでは間に合わなくなった場合、戸毎に、臨時税として棟別銭をかけたのである。

だから、船別銭というのは、漁船に臨時の税を課し、それによって、八剣神社を造営せよとの指令である。これが、信濃における漁業税の最初の史料であった。八剣神社は湖畔の高島村にあり、漁民部落の氏神として崇敬を集めていた。桃山時代の天正年間、この地の領主となった日根野高吉が、高島城を建てるために、今の地へ移したの

である。

では、その船別銭は、どんな形でとられたのか。その後、武田勝頼の出した「舞童の楽器装束の費は、当冬の氷曳の網渡銭によって当てよ」の下知状が残っており、船別銭の率についても、船毎に、上の舟は諏訪枡で二升、中の船は一升五合、下の舟は一升ずつの割合で米を出せと決めていた。武田信玄が、諏訪湖における漁船税を確立したのである。

永禄年間、武田信玄から、青木湖の漁業権を与えられた湖畔の豪族西山勘兵衛は、年々二百疋の赤魚を運上することによって漁業権を確立した。信玄は、諏訪湖において、米による臨時漁船税を確立し、青木湖においては、獲物の現物年貢を設定したのである。

秀吉が天下を統一して、桃山時代に入ると、漁業税はもっと整つた形になった。秀吉の家臣団として、諏訪の領主になった日根野高吉が、文禄四年、左のような課税方針を明らかにした。もはや、臨時の賦課ではなく、漁場を完全な土地と見なし、そこからの漁獲高に米年貢をかけたのである。

あきのうみの覚（花岡昭治氏所蔵）

一、仁石五斗　真志野村
一、八斗　文出村
一、四斗　下金子
一、四斗　中金子
一、仁斗　田部村
一、九斗　大和村
一、拾五石九斗　高島村
右之かかり壱石九斗
一、五石八斗一升　有賀村
右之かかり六斗八升
一、五石七斗　花岡村
右之かかり六斗七升
文禄四年之納
四月四日
高島村之　若さ之守
ぬい之　丞
弐部右ヱ門
主計之助
民部之丞
久左ヱ門
源兵ヱ
小坂村之　内蔵之助
有賀村之　蔵左ヱ門
又左ヱ門
花岡村　惣右ヱ門
市之助
以上

武田勝頼の前記下知状には当冬の氷曳の「綱渡銭」という言葉があり、ここでは「あきのうみの覚」といっている。その頃、諏訪湖の漁業は「氷曳」と「あきのうみ」との二つに、劃然と区別されていた。「氷曳き」とは、冬季間の氷上漁業であり、明海は、春・夏・秋の漁撈である。したがって、課税も劃然と二つに分けられていた。

このような経過を辿って、諏訪湖の漁業税は、既に鎌倉・武田・桃山時代から見られるが、江戸時代が進むにつれて、いろいろな形で、それは益々体系づけられ、定着していった。諏訪湖の漁業が、最も花開いたといわれる宝暦年間の課税状況を見よう。

宝暦五乙亥年十月

癸酉分明海御運上割帳　花岡村（小口勘衛氏所蔵）

酉分御年貢

一、七石五斗八升

内弐石三斗八升五合

内八斗御用捨

残而壱石五斗八升五合

八人ニ割者、斗九升壱八合壱勺弐才

ヅツ

右之内

一、五石壱斗九升五合　両村上納

内八斗六升五合八勺三才小坂村分

船数七艘分

一、四石三斗弐升九合壱勺五才　花岡村分

船数三拾五艘

壱艘ニ付壱斗弐升三合六勺九才

甲金五貫文

一、三貫三百文　網船三十五艘分

残り壱貫七百文　鵜飼八人分　壱人ニ付弐百十弐文ヅツ

九十壱人網舟壱艘ニ付甲金割

両替四貫五百四拾八文

米御値段分ニ弐斗七升

壱升ニ付四十文四厘二毛

諏訪湊の漁業税には、大きく三つの特色があった。その一つは、漁業年貢を村年貢の中に入れた対村課税の形式であり、その二は、対村課税のほかに漁業者個人を対象とした運上形式があり、もう一つは、賦役的現物納めであった。

諏訪湖の漁業史に多くの貴重な研究をなしとげた小林正人（諏訪市）は、左のように発表している。

諏訪湖では、寛永十九年に湖の検地を行い、農地同様湖に畝歩を設けて石盛りをなし、下田扱いとして津高を掛け、対村課税として、漁業年貢を米に換算して納めさせるようにした。この対象となったのは高島、小坂、有賀、花岡であり、この年貢を納めることによって、四村に湖上漁業の特権を与え、漁業の振興をはかったのである。前記運上割帳によると、小坂村では七艘、花岡村では三十五艘の漁船が稼いでおり、九十余人が船網をうっている。

村年貢をおさめて、特権的にすべての漁法を許されたのは高島、花岡、有賀、小坂の村々で、三浜漁業と呼ばれた。その他の沿岸農村民にたいしては、散浜と呼んで、沖へ出ての投網だけが許され、個人の運上を賦課された。

以上は明海漁業の場合であって、このほかに冬季の氷曳漁業には、更に別に課税された。氷上漁撈には三浜のほかに岡村谷も加わることを許された。この納税には御用網と年貢網の二種類があり、年貢網は村百姓全体に課せられ、御用網には、収獲の鯉や鮒を領主やさむらい達に現物でおさめる義務が課せられた。

身のうち六寸内外という揃った鮒を、台所役人検査の上、日を定めて年々何百枚も納めなければならない義務は、漁民たちの大きな負担であり、時には、不漁のため他村内から買い集めて間に合わせなければならず、漁民を泣かせた。

村年貢として、村を対象に課税される姿は、以上の如くであったが、このほか個人を対象とした運上があった。

投網運上　沖投網をしようとするものは、許可札をうけなければならなかった。御家中のさむらい達は、初め札受けをしなくてもよかったが、魚が段々減ってくると、彼らも札をうけて税金を納めることになった。

浜散沖投網運上　散浜投網は、安永年中に初めて許可され、文化・文政の頃には、湯之脇、大和、高木、富部、久保、武居、友之町、土波止新田など八ヶ村で、七十八枚の札を数えた。

阿原投網場運上　阿原は湖畔のデルタ地帯で、湖魚の産卵自然孵化場であった。この阿原は、稚魚保護育成の場所として、非常に大切な地帯であったから、三浜の漁民たちは、常に強力な漁業統制制限をおこなっていた。格別に高い税金を払い、三浜が共同して総入札の上、漁場をうけるのであった。

溝役運上　湖水に流れこむ田川について、地元西堀村の収獲に対し、関沢について、地元小井川村の収獲に対して課税するものであり、これは花岡村が集めて納めた。

天竜川簗運上　天竜川の藩境には、上簗上、中、下、下簗一番二番というようなキメのこまかい簗場がしつらえられ、時には、全瀬堰止めという大がかりな施設もほどこして、およそ一疋の魚をも下へは流すまいと意気込まれた。したがって、水揚

げも多く、税金も多く、たとえば、寛政元年には十二両であった税収入が、五十年後の天保年間には七倍になった。

これらの漁業税研究の結論として、小林は左のように付記した。

諏訪湖が、湖の漁業に課した漁業税は、各方面にわたり、厳密な課税方法がとられたが、阿原持網場運上七十八両、天竜川築運上八十四両というような税額は、まことに莫大なものであった。天保十年に納めた天竜川築運上八十八四は、当時の米相場に対比すると、米九十七石六斗に当り、安政五年の阿原網運上七十八両は、米四十六石八斗に当る。花岡村の当時の田畑総高が百五十四石余であったことと思い合わせるならば、この税額がどんなに大きなものであったか想像できよう。その上、一網の漁獲量に、数百枚という運上鮒が課せられたのだから、正に大きな負担である。

しかし一面、この大きな負担を為し得た住民の経済的な生活のことも見逃がすわけにはいくまい。負担は重かったに違いないが、それに堪え得る経済基盤があったのである。これは、藩治の適地適作政策の一環、三浜限定漁業のもたらし得た恩恵というべきであろう。(信濃史学会刊、科野)

3　各藩各様の川漁税

川での漁業税には、漁具や漁場に課するものと漁獲高に課するものとの二つあったが、課税率やとり立て方は、各藩まちまちであった。漁具に課するものは個人対象であり、漁場や漁獲高に課するものは村対象であった。

江戸幕府が始まって間もない元和元年、松代藩主が、犀曲デルメ地帯の大豆島村に、鮭川の漁業権を与えたときの文書に「大豆島村鮭の打切、当年より拾本のうち四本宛の積に上げ申すべく候」(信濃史料)と書かれている。これは、漁獲高を対象とするものであり、米年貢よりは少し安い、四公六民の現物納めであった。河川での漁業税は、現物納めから始まったのである。

しかし、江戸時代が進むにしたがって、湖水の場合と同じように、川においても、石高換算の米年貢として課せ

られるようになった。江戸中期の慶安年間、松本藩では、中川手村鼠川部落から南の東岸地帯を漁業区に指定し、区域内の農民に漁業権を与えて、五石七斗の年貢をとり立てた。（長野県産業要覧）

元禄時代から間もない宝暦の頃、松本藩主の名において書かれた『信府統記』には、領内村々の年貢高が詳細に記入されているが、その中に、仁科三湖の漁業に対しては「川役」を課し、他の河川においては「川網鮭役」と呼ぶ税を課したことが書かれており、この頃には、既に金納になっている。

安曇郡では、熊倉・下村・青島・町村・下平・平瀬・犬飼新田・矢原・白金・等々力・重柳の村々から合せて上銀百四十九匁八分一厘、筑摩郡では、光・塔ノ原・渚・宮淵・荒井・堀米などから合せて上銀百八十匁二分が納められた。仁科三湖では、館ノ内・野口・木崎・中綱・青木・塩島の村々が、合計上銀三十四匁五分六厘を納めた。

これらの課税は、一般漁業については、網を使う漁具にかけられ、鮭については、別に魚獲高に応じて課せられた。鮭一尾につき銀三匁の率であった。村々では、共同の漁業で川鮭を捕り、納税分を差し引いたのち、その収獲物を分け合つたのである。

この記録によって、犀川筋の鮭漁業が、いかに重要な産物であったかを知り得るが、天竜川のように、特に目立った魚の無いところでは、村々で獲れた川魚の全体について、税金を納めるのであった。

座光寺村（飯田市）の北原家文書に、「文化十四年三月二十三日、昼より釣頭呼び、貫調べ済む、夜四ッ時。割壱俵につき三百文九分、惣高掛廿八文八分」の記録がある。大庄屋の北原民右ヱ門が、釣頭（つりがしら）を呼んで、その年の村内における魚獲高を調べあげ、一俵について三百文九分の割合で、藩への納め分をきめたのである。

以上、川における対村課税の姿を見てきたが、個人対象のものもあった。江戸中期、松本藩では、網を使うものを許可制にし、鑑札料をとっていたが、漁場の優劣によって格差を設けた。

たとえば、享保二年の記録に犀川・中房川の鑑札料は殺生札四百文、網札五百文、木曽川殺生札網札とも三百文宮淵村鵜飼札三百文、山辺川殺生札四百五十文、烏川殺生札四百文であり、合せて網殺生札二十三枚、川殺生札六十八枚（松本市史）とある。

今の奈良井川も、その頃木曽川と呼ばれていたが、この鑑札料のに格差によって山辺川が非常に優れた漁場であ

り、烏川なども、犀川に劣らない漁場であったことがわかるのである。松代藩でも、網に対する個人課税をおこなった。幕末頃の、領内山村山村(犀川水系)の記録に「引網は銀二十匁、四つ手網は銀六匁、そのほかは無税なり」と書かれ、もう少し下流安茂里村(長野市)の記録にも「投網は銀六分、独立垂釣は無税なり」と記されている。

これらの史料によって、課税率や取り立て方法は、藩ごとにまちまちであったが、総じては、どこの藩でも、地先漁業権への対村課税と、個人に対する漁具課税が一般的であったことがわかる。江戸時代初期には、現物納税であったものが、次第に米に代り、やがて、金納に代って、定着したのであった。

4 諏訪藩の漁業政策

諏訪湖の漁撈が、いつ頃、原始的な自給自足を脱して、民業としての方向をとり始めたか、恐らくは鎌倉以前にさかのぼるであろう。

江戸時代に入ると、湖民たちの協同の力によって、漁法も一段と進歩し、大きな生産をあげるようになって、藩の財政を支える一つの柱となった。

湖水は今よりも一と廻り大きい水面をもって、鯉・鮒・鰻・鯰・赤魚・はや・えび・蜆・たにしなどあらゆる魚介に恵まれ、大がかりな底網や王者ぶった鵜飼の活動も目立った。貝原益軒が、こんな見聞記を残している。

> 此湖氷はりて、漁人氷の下にあみを引を氷引と云。これまた奇異のわざなり。氷を一所ながくうがちて、其所よりあみを入、又その先をうがち、竹の竿をもてまへのうがちた所より、次のうがちたる所まであみを送りやりて、幾所もかくのごとくにうがちて、あみをひろくはりて魚をとる。昔は、かくの如くするすべを知らずして、冬春は漁りをせずといえり。(木曽路之記)

ここでは、春・夏・秋の漁撈を「明海(あきのうみ)」と呼び、冬季氷上の漁撈を氷引(こおりひき)と呼んで、漁法の取締りについても、

税金の取り方についても劃然と区別していた。明海については、湖畔の高島、小坂、有賀、花岡の四村に特権を与えて、三浜漁業と称し、全面的な漁撈をゆるしたが、他の村落には、散浜漁業と称して、沖へ出ての投網だけをゆるした。氷曳に限っては、三浜のほかに岡谷村も加えられた。

三浜では、その特権に対して、もちろん格別の税金が課せられ、鯉や鮒の現物運上も、かなり重いものを課せられたが、それだけにまた、三浜の漁民たちは自主的に漁場の保護や、魚族の育成にもつくさなければならなかった。高島藩のこの政策が、諏訪湖漁業の振興をもたらす要因の一つになった。江戸中期の宝暦年間、諏訪湖漁業は最も盛況を極め、それからは次第に生産が落ちた。大きな生産能率をあげるのは、氷曳と鵜飼いであった。

氷曳は、氷上にあって小さな穴をうがち、目に見えない氷の下で、魚をおいこむための長さ六間の袋網と、一反の長さ五間の垣網、片垣一六反、両垣三二反付の大網を、地曳網の形において曳くのである。よほどの技術がなければならなかったし、幾組かの漁場にわかれて、これに携わる漁民の、完全なチームワークが組み立てられなければならなかった。

小さな穴をうがっては、次々と見えない氷の下を曳いていくのだから、時には失敗もあったが、成功した場合の収獲は、明海の場合よりも可成り能率の高いものであり、売上げ代金は諸がかりを除いたあと、参加漁民に均等に配分された（小林正人）

特権を与えられた三浜では、自主的な統制活動もし、藩にむかってもしばしば建策を試み、藩もまたそれを聞きとどけて、実施することが多かった。殊に漁民たちは、湖魚の自然孵化場である阿原デルタを大切に扱い、そこでの投網には格別高い札請料を課して、自主的な制限を加え、魚類の減退を防いだ。

宝暦年間まで、家中のさむらいは、無税で勝手に漁獲することをゆるされていたが、次第に湖魚が減ってくるのを見ると、漁民たちが藩に願い出て、さむらいたちにも課税されることになった。

そのような努力が払われながら、諏訪湖の魚は守られ、育てられてきたのである。高島藩では、天竜川の藩境における簗についても、きめの細い策を施し、増産をはかった。一尾の魚をも領外に流すまいとして、大がかりな簗をつくらしめ、資材は藩林から払下げ、簗の設備や修理には、藩役人を特派して、指導し、監督した。

宝暦年間を最盛期とし、幕末の頃になると、湖魚が見立って減少したため、藩では取締りをいよいよ強化し、海役場を設けて海役人を置き、絶えず巡回して、魚族の保護をはかったが、三浜の漁民たちは、「柄掬御免」の特権と称し、自分の漁船を御用船と呼んで、横暴を極める場面もあった。

網干場を他村内にも、自由に設けることができるほどの特権を与えられた三浜では、毎年十一月、御用投網と称して鯉を漁し、その優秀なものをえらんで藩に献じ、藩主不在のときは、江戸屋敷に送る習わしもあった。そういうところからも、江戸での、諏訪湖の魚の名声がひろがっていったのである。

天保十四年に改正された高島藩の諏訪湖漁業取締規則を掲げておこう。江戸時代の漁具や漁法を知るためにも、興味深い史料である。

天保十四年癸卯五月、被仰出留

一、小和田村、小坂村、花岡村海役猟業並ニ猟具、古来ノ如ク可為左ノ通リ

一、沖引、一、投網一、流網、但内証ニテ外村方へ相渡候儀決而不相成、海役村方ニ可限事

一、きよめ一、たけ高

一、鵜縄、一、はり、一、餌掬い、一、ごろ引、一、小目投網但シ小和田村ハ湖水氷候内、斗川々戸先ニ而針餌取候儀、前々通可為事

一、小坂村、花岡村ハ湖畔ニテ針餌取儀、前々通可為事

一、やつか　一、桶ひと　但シ二品ハ小坂村、花岡村ニテ致シ候事

一、氷引之儀、小和田村、有賀村、小坂村、花岡村、岡谷村ニ而是迄之通可為事

一、十月、十一月、十二月、右三ケ月ノ内、夜投網前々之通リ停止ノ事

一、沖投網、勿論七廻ヨリ小目ナル網ニテ殺生停止之事

一、草引之儀、前々通停止之事

一、投網船一艘一人ノ外、決而無用ノ事

一、島崎川先ヨリ有賀村青木ヲ見通シ、夫ヨリ両河原ノ分ハ上リ魚ノ節並平日トモ、寛政九年ノ通猟業一切停止之事一、持網之儀、両河原ハ勿論夫ヨリ上ノ分一切停止之事

但福島川是迄定詰ニ候得共、本文相止候場所ノ内ニ候事

一、投網ニテ漁猟致候、以来相止候事

一、文出村、小川村、福島村、有賀村、土波村上神田、札受沖投網打候義是迄通可為事、其ノ外ノ村方ハ是迄

通一切停止之事

一、投網打候者海役村方共、惣而前々之通腰札ニテ可罷出候、若無札ニテ罷出ノモノ有之候ハバ過料ノ上ニ急度咎可申付候事

一、小和田村針之餌、六斗川上ハ見出地境ヲ限リ可為是迄ノ通候、尤見出境切之芦ト申処ヨリ下方河原之分ハ、文化六年申付候通不相成候事、但シ上リ魚ノ節ハ一切不相成候事、但シ柳宮、今溝、雑々、手長免之外、下リ魚取候義是迄之通不苦候事

一、上リ魚ノ節、磯辺歩行打網、沖打札、網札不請者前々之通打申間敷事一、上リ魚ノ節、植田ヘ網打又ハ夜中田ノアゼ損シ、投網等致候義停止之事

一、上リ魚ノ節、持網ノ場所柳ノ宮、今溝、蔵溝ニ限候事、右場所ハ慰場内ニ候得共是迄通、誰ニテモ入レ不苦候事

一、嘉右衛門開発手長免、志賀七右衛門屋敷裏、工藤権右衛門屋敷裏、是迄の通定請タルベキ事

一、柳ノ宮、今溝、御蔵溝、嘉右衛門開発手長、志賀七衛門屋敷裏、工藤権左衛門屋敷裏、右ノ場所ニ而モ七廻以上ノ小目用候義制外之事

一、上築、下築並戸川並宮川ノ川役、溝役処左之通

天竜川	友之町分 同処		渋汐 古川堰		名田川 清水渕	
上 築	渋止 新川堰		大和村分		大波止新田	
天竜川	同処 同処		下横川、千本木沢		石垣前	
下 築	ぬか堰つへた堰 同処		下桑原堺大和村		西堀村分	
戸 川	同処		中堰 大畔堰		大川 中沢	
右ニ属候	四わ川 古戸川		北和田村下桑原村		大出川	
	大清水与一川 大戸川		今田尻千貫溝		溝股	
	渾 沢 東堀村分同処		富部村		境川 あど	
	古戸川増戸 小田川		角間川高まし堰		追川村分	
川役場所	同処 同処		高木村 同処		関沢	

一、上築、下築是迄之通可為事

一、上川並宮川是迄之通可為事、但シ入出川定請是迄之通可為モ、上リ魚之節ハ漁猟不相成候

一、溝役之儀是迄ノ通リ可為候

一、天竜投網、鵜縄、是迄之通可為事

一、川々ニ於テ土手ヲ切、居塚ニ致候儀致間敷、船ヲツナギ候カ又ハ川中ヘ棚ヲ抜キ候儀ハ制外、尤モ船通用ノ碍ニ不相成候様可致事

一、御家中タリトモ、河原漁猟並投網並七廻り以下ノ小目カケヤス餌付等ノ類、簀ヲ張候儀、土手ヲ切居塚等致シ候儀等、其ノ外惣テ御停止ノ条々急度相守被申、心得違之向モ有之候ハバ誰ニヨラズ相改候儀モ可有之

候間、其旨相心得可被申候事

一、御家中之面々沖投網打候儀専ニ致候者ハ札受申候、タマタマ慰トシテ罷出候者不及札受候、尤不請罷出候節ハ猟師召連可被申候事

一、御家中之面々、為慰海之村之村方ニ而相用候キヨメタケタカ等用漁猟致候ノモノハ、タマタマ罷出トモ御貸方ヨリ札受罷出可被申候事但役人以下ハ不相成候事

一、御家中慰場、島崎川ヨリ湯ノ脇迄上ハ三俣川迄ノ内前々之通タルベク候、右場所ニ於テ上リ魚之節並平水ノ節共御停止外ノ漁猟可為勝手之事

一、御家中定請、当持場屋敷内ニ而無之分ハ戸川前ニテモ是迄通運上差出可申事、平水之節上川筋、宮川筋等御家中並小役人以下御目見以上ノ者迄タマタマ罷出投網並四ツ手、スクヒ網等漁猟不苦候事

一、小役人以下御目見以上ノ者、沖投網以後札受可参候但シ小鷹匠以上ハ上リ魚之節、御家中慰場所等ノ儀御外ニ候、其ノ以下ノ者ハ決而参間敷事

一、平水之節、御城下三ケ村居住ノ小役人以下軽奉公人ノ小供、四ツ手スクヒ網為慰タマタマ衣之渡川、三ノ丸川等へ罷出候儀可為御外候、尤モ投網ハ不相成候

一、小和田村、小坂村、花岡村海役ノ外ノ漁業ハ御貸方ヨリ札請可申候

一、海役村方、沖投網ノ儀是迄之通村役人ヨリ前出御貸方へ差出人数ダケ札受可申事

一、三浜共是迄札頭之者立置為改候得共、此ノ上ハ札頭相立申間敷、海村方一同ノモノニテ相改右申付ノ条々ニ相背テ猟業致候カ又ハ腰札無之者ハ誰ニヨラズ猟具差押、名前申出可候、但シ改料ハ是迄之通ニ而海役村方一同へ為取候事一、御停止ノ猟具ニテ殺生致候モノ候ハバ役人其ノ外不依誰、右道具取押名前御届可申出事

一、沖河原ニ於テ七廻ヨリ小目ナル網日候ハバ、村役人トモ相改可申出候事

一、上リ魚有之候節、河原並漁猟ノ場所改ノモノ差出、急度相改候間其ノ旨可相心得事、但シ小和田村、文出村、小川、福島、下金子、有賀、小坂、花岡、下浜、其他舟有之村方、早速名前可申出候

一、田植之網打又ハ田之内へ、飼付致シ、稲ヲ損ヒ、又ハ田ノアゼヲ損ジ、網ヲ当テウケヲ打候ノ者有之ニ於テハ、上リ魚ノ節並平日トモ役人並ニ田主不依誰、相改名前承リ可申出事

一、平日上リ魚ノ節、共ニ土手ヲ切リ居塚等致候儀又ハ川中へ棚ヲ掛、舟通用ノ障ニ相成候様有之候ハバ小和田村ノモノ無油断相改、用イサルモノハ御家中ノ面々タリトモ無差控可申出候事

一、飼付鯉又ハ目不相応ノ小鯉持参致シ売候ノモノ有之候ハバ其者差留置可申出候、内証ニテ買受商候モノ於有之ハ売元相糾、売人買人共過料ノ上咎可申付事

一、オキ、ウケ、ヤス、飼付、カラウケ、出格子其ノ外ノ猟具相用候儀一切停止之事、但戸川並大清水之分ハ是迄ノ通ウケ打候儀不苦候
一、簗打候儀、天竜川之外何方而モ一切停止ノ之事
一、口ヲ張候儀、湖水並川々共一切停止之事、但戸川並大清水並下筋川々請之分ハ是迄之通制外之事
一、持網場当持場ニ而上リ魚之節バカリハ制外之事
一、小魚取候四ツ手網、スクヒ網、上リ魚之節一切停止之事、但持場之分並御家中之面々慰場内川筋バカリハ制外之事（長野県史料）

5　活躍する鵜匠たち

宝暦十年五月十二日、高遠藩主鳥居忠春は、領内の藤沢川にのぞんだ茶屋近くの下り橋へ出て、鵜匠が追いのぼってくるのを待っていた。初めて天竜川の鵜飼を見物しようというのである。

これより前、領内田原村の鵜匠が、五尾の初鮎を献上して来ているし、山寺村からも鵜飼による鮎だといって、十尾ほど献上してきているので、今宵の収獲を大いに期待していた。藩士の小野右ヱ門が万般の指図をするはずで、前もって打ち合せができていた。すでに、松明代も酒代百文も鵜匠たちに渡してある。

七つ半時になると、下役の今右ヱ門が網打二人、鵜匠二人、陸待ちの町人二人をつれて弁才天のところに現れ、茶屋から三町ばかり下方で、鵜匠が川に入り、鵜を使って鮎を追い始めた。川岸では、二人の網打が両側にわかれ、鵜が追いのぼる先きに立って、網を打っていくのである。松明が、二人の町人によってあかあかとかざされていた。なかなかな情趣である。こうして、この鵜飼いは二回繰り返えされたが、そのうちに松明が終えてしまったので、切りあげることとなり、領主は茶屋に入って、一杯呑んだ。その日の鵜匠は、山寺村の三郎兵ヱと新右ヱ門であった。

―という話を、郷土誌「伊那路」（第二巻、五）に中村寅一が書いていた。この史料を、中村は、高遠藩家老岩

崎三蔵家に残っている「高遠藩探勝絵巻」の中から掘り出したのである。こうして、天竜川では、盛んに鵜飼がおこなわれていた。

伊那の住人小平向右ェ門が、子孫のために書き残した小平物語には、戦国時代から江戸時代の初めにかけて伝えられた、伊那地方の伝説が織りこまれているが、その中にも天竜川の鵜飼のことが書いてある。

天竜川に同善渕というあり。七月下旬家士に鵜を遣わせて、漆戸右門見物しているところに、折節小雨降り、鵜一円に進まず、とかく河岸に飛上りける。家来共いう。渕の内に大木のようなるもの見え候。右門怪しく思いて、陸には大炬火をともさせ、自身に炬火を持ち、鵜縄をとって渕へ出、鵜を追い入れけれども、これにても一円進まず、暴に生臭き風吹き、漣頻りに打入るなり。右門不思議に思い、松明を振り立てみれば、何とも知らず、獅子の頭の如くなるに、眼日月の如くにして、口をあき、右門を目がけ目近く来りければ、左の手に松明を振り立て、二尺二寸の大脇差を抜きてこれを斬る。

すでに、戦国時代にも、天竜川では鵜飼いがおこなわれていた。いつ頃から、それが始まったかは史料を欠くが、おそらく、もっと遙かにさかのぼらせて考えることができるであろう。

鵜飼いは松本領内の奈良井川、佐久や上田城下の千曲川、松代領内などにも記録があるから、江戸時代には各河川で盛んにおこなわれ、河によっては、明治・大正になっても鵜を使っていた。

大正年代にも、上田橋の上下あたりには鵜飼いがいた。ここの地方では船を使って河面に出るのでなく、川辺の石積みなどの上に鵜匠が立って、あたりを竹竿で叩くと隠れていた魚が逃げ出す。付近に放ってある鵜がそれをくわえて来るのであって、一人が四羽ぐらい使っていた。（上田市増沢増一談）

しかし、本格的な鵜飼は矢張り諏訪湖であった。花岡村の鵜匠八人が藩の特免をうけて、代々鵜飼衆と呼ばれ、河川と違って、その使い方に特別な方法を持っていた。

鵜舟、余所にては鵜を繋ぎてつかうゆえ、多ければ糸にからみあって、つかいがたし。湖水にては、みな放ちて、数も限らず使う。実に巧手たり。（諏訪かのこ）

鵜船一艘に二人ずつの鵜匠が乗り、二艘をつらねて四十二羽の鵜をつかうのだが、鵜縄を用いず、みな湖上に放ち、あとから平船が集めていくのであって、すべて八人衆が共同の力であった。藩にたいして、鵜四十二羽の制限を七十二羽にふやしてほしいという出願をしたこともあるほどだから、鵜匠たちの捌きは、非常にすぐれた技術であったにちがいない。

花岡村八人の鵜飼衆だけで、村の魚年貢の三分の一を納め、問屋運上の人頭割も本猟師の二倍を負担していたというから、収獲もそれだけ多かったのである。そこで、やがて問題がおこってきた。そのように漁獲能率をあげたならば、おいおい湖魚が減ってしまう。対策を考えなければならないということになって、宝暦年間には、ついに鵜飼いが禁止された。

諏訪湖漁業の研究家小林正人は、「どこの国の河川でも、宝暦年代を境目にして、鵜飼が影をひそめていったが、それはいずれも、他のさまざまな漁猟技術が開発され、進歩し、鵜飼はむしろ能率の低い漁法として後退していったのだ。その中で、諏訪湖の場合は全く逆に、能率が高いことによって、禁止されたものであり、このことは、興味の深いことがらである」といっている。

鵜は、冬の間北海にいた鰯が南海に移るとき、それを追ってやってくるので、岩の上にモチ玉をまいておくと、それに引っかかった。引っかかった鵜の眼瞼を縫っておとりにし、それに誘われて寄ってくるものを次々に捕えるのである。捕えた鵜の羽を切って使用地に送り、一二年間馴らして漁に出す。首に麻縄をかけ、小魚は呑み下せるが、大魚は呑みこめないほどにくくっておき、魚をくわえた頃に引きあげれば、大きな魚を吐き出すのである。しかし、本県あたりの河川においては、鵜に捕らせるというよりも、むしろ魚を追い出すために使い、逃げ出すところを網で打つのがおおかた。

6　川々の魚自慢

徳川家康が、江戸幕府を開くために乗りこんだ頃、武蔵野のこの一角の丘陵地は、茅屋百軒に過ぎぬ小さな城下町であった。それが百年後の元禄時代には人口百万、全国三百諸侯が集まる大消費都市にふくれあがった。

江戸時代の始め、関東の漁夫たちは、小さな網や釣針で東京湾の魚を獲り、新興都市の食生活を支えていたが、そんなことで間に合うものかと見てとった機敏な関西の漁民が、大網を携えて乗り込み、二十年間ほどで東京湾の魚をとり尽したと伝えられている。

そんな風だから、元禄時代には、地方から江戸へ、江戸へと、野菜や魚をどんなに送りこんでいっても足りなかった。和漢三才図絵という本に、その頃の全国名産一覧がのせられているが、魚類についての名産地を見よう。

鯉　信濃、上野利根川、常陸霞和田、美濃墨俣、山城淀、備前、出雲、筑後。

鮒　信濃、遠江気賀、若狭、近江堅田、出雲。

鰻　越後八ツ目うなぎ、荒井、山城、信濃、近江。

鮭鱒　奥州、松前、越前、若狭。

鮎　駿河、飛騨、美濃、山城、大和、紀伊、因幡、美作、長門、筑前、肥後。

水鮭　信濃、近江

鯉、鮒、水鮭は、信濃が筆頭にあげられ、鰻の名も書かれている。鯉、鮒、鰻は大部分が諏訪湖産であり、水鮭は、千曲や犀川水系で獲れたものである。

江戸まで知られた名産魚はそれらであったが、国々の地域流通の中にも、それぞれの地方で知られる名産魚があった。村々の川で獲れた川魚を、その土地土地の漁民が、自慢にしながら、城下町や近村に売りに出かけたのである。江戸時代のさまざまな記録の中から、川々の魚自慢を拾ってみよう。

千曲川

太田村々史（飯山市）に「千曲川を初め、そこへ流れ込む運上川、出川、桑名川、寒川、野々辺川では、鮭鱒、岩魚、やまべが豊富にとれ、それが住民の食膳をうるおした」と書いている。運上川の名なども、豊富な漁獲の運上を納めたところからおこった名であろう。

戸隠から流れ出す鳥居川では、鮎がよく獲れ、特に「山水鮎」と呼ばれて有名だった。松代領内の千曲川や犀川では、鮒がよく獲れて、このあたりの土地を開発したのは、きらめくばかりの金鱗を持つ、大きな鮒の化身だという伝説さえ持っている。

池田宮御手洗弁財天の御由来

それ神代の昔、信濃国は大半湖水なりし也。然ればこのところも岸打つ浪、風にむかえば峯の松柏嵐に答う。ここに老翁立てり、扁舟に棹さして釣を営とす。ある時、この磯浪に釣して遊ぶ。沖の方より大鮒一つ泳ぎ来れり。その大きさ十尺、金鱗有り輝きて水中に星を散ずる如し。背の鰭は列なりそびえて、銀の旗鉾夕陽に光りかがやけるに似たり。

翁にいって曰く。われはこれ混沌未分よりこのかたこのところの地主なり。翁知らずや。諸々の神々この湖水の流れを解きひらきて地となさんと計り給う。水なければ、ここに住むこと能わず。われに幸い娘あり、田心比売（たごりひめ）という。すなわちこの所を譲り与えて、永く蒼生を守らしむべしと。ついに終って、沖の方へ泳ぎ帰る。逆まく煙の波を吹立て、忽ち彼れ百丈の金竜と化して見えずなりぬ。

いくばくならずして、天神地祇謀り計りて、山を崩し岩を切て流したまえば、程なく湖水は流れ乾て平地となりぬ。彼の老翁は嶺田彦の命なり。而してのち、渓の水沢の水流れ集まりて川となれり。窪き所の水は乾ずして池と成るなり。この磯浪並にも余多の池水残れり。中にもこの御手洗池は、その形鮒魚に似たり。（宝暦年間、土くれ盛）

豊富な鮒漁によって、生活を支えてきたこのあたりの古代人たちが、鮒を神格化して、感謝をこめた頃に始まった伝説であろう。屋代から上田城下に至る沿岸には、多くの付場が設けられていた。今日風な川原の宴が始まった

のは明治になってからだが、既に江戸時代から、河原の新田開発をおこなった農民たちが、特に藩の免許をうけて、付場漁を始めていたのである。

塩田平の産川では鮭が自慢になっており、会染川では石班魚が自慢された。依田川の腰越（丸子町）は飛魚の名所であった。千曲川からのぼる鮎やハヤが、河中に突出した大岩にせかれては、銀鱗を光らせながら、岩を飛びこえる光景が、観光の対象になったのである。上田城主の松平候が、日の暮れるのを忘れて時を過ごしたとき、野宴の盃に飛魚がとびこんで来たと伝承されている。

佐久高原の上源も、豊富な魚類に恵まれた。吉沢好謙が「馬流、海瀬あたり、畑村は鱒村なり。魚の宮とて、大魚ののぼりし祠あり」と書いている。大きな鮭鱒がのぼったのである。

犀川

犀川べりの丹波島宿は、善光寺の玄関口として、加賀百万石の前田公も、三勤交替の途次、ここの宿場を懐しんでいたが、御本陣柳島家から年々、犀川の鮭を贈るのが例になっていた。

見廻りのため飛脚亦鮭一疋給わり、遠路懇志の段悦び入り候。則ち賞味候。猶追て述ぶべく候。謹言。

八月二十九日　　肥後守利常

柳島太郎左衛門殿

このあたりで獲れる鮭は、松代城下や善光寺の門前町に売り出されるだけでなく、旅人たちの家へのみやげにもされた。鮭も鱒も、更に犀川の峡谷を安筑平へのぼっていった。「吉蘇志略」に、「鮭、鱒、かじかを犀川の名物とし、鮭はそれほどでもないが、鱒は極く長大なるもの三尺に及び、毎年獲って、名産となす」と書いている。

木曽川

「吉蘇志略」が、沿岸村々の魚自慢を、こんな風に記録している。

福島村　赤魚名物なり。形狭長にして四五寸なるべし。黒班ありて美味、六月の候肚内に子あり、色黄。遺種の時雌雄相撃ち鱗尾甚だ赤く、この名おこりしか。河鹿魚もここの土産なり。大河岩石の間にあり、長さ三四寸。土人いう、よく鳴き、声清亮なりと。このあたり諸澗中に岩奈魚多し。長さ七八寸、極めて大なるものあり。形鱒の如く頭大、その味は佳からず。

与川村　たなひら魚、ここの名物なり。木曽大河及び村村の渓澗多くこれを見るが与川のもの最も名あり。その形鱒のごとくにて美味。美濃州人これをあまごという。

上松村　寝覚床あり。木曽大河中に岩石錯置、さながら人工築成の如し。俗にいう、浦島子竜宮にあり、時々ここに来って約を垂ると。

三浦山　この地にまた樺木あり。その皮を炬となし、鷓慈（さじび）炬と名づく。これをかざして水に入るも、火滅せず。故に、魚を捕る者、この炬を焼き、水に照らして魚を獲る。

鷓慈というのは、鵜を使って魚をとる時の松明の意味である。三浦山といえば、平家の落人伝説で名の知られた王滝あたりの郷土をいうのだが、白樺の樹皮を燃やしながら、その火をかざして、王滝川の魚をとっていたのである。魚類蛋白を求める山村民たちが、生活の知恵の果てに生み出した鷓慈の炬であった。

須原付近に魚すくいと称する漁法あり、奇にして有名であった。毎年五月中旬から七月下旬に、木曽川の激湍をえらみ、魚が瀬を越えんとして、勢いよく飛ぶをうかがい、岩上にいて、径一尺長さ二尺ばかりの網を以て、急にすくい上げるなり。中でも鱒の幼魚もっとも多くとれ、見るものにも興味深かりし。（西筑摩郡誌）

天竜川

八代将軍吉宗に提出した「高遠藩物産帳」に、あめのうお、いわな、なまず、あかうお、がご、かまずか、かじか、よな、さすり、あゆ、たにし、つぶ、かわにら、あおかい、かたかいなどの名が見えている。

天竜の鮎鮨は、室町時代から既にその名を知られていたが『信州伊那郷村鑑』には「天竜の鮎は頂うつむき、魚堅く、すぐれて風味好し。江州醒ヶ井の小鮎、名物といえども、当郡には劣れり。美濃岐阜川の鮎大きなれども、風味劣る」と、大いに自慢している。上伊那のサザ虫採りは、いつ頃から始まったのか。かんじきを穿き、四ッ手網を携えて川に入り、河中の石を持ちあげては、浮き出すものを採るのだが、他の地方には余り見られぬ珍しいなりわいである。

初めは、売るのが目的でなく、地方民が自分の家だけでたべていたのが、段々商品化し、殊に、これを一挙に有名にし、佃煮としても歓迎されるようになったのは、太平洋戦争中、この地方に疎開していた人々が、戦後、郷に帰って、吹聴したからであった。（天竜川漁協、福沢義夫談。）

下伊那では、諏訪湖から流出するのか、海からのぼってくるのか、立派な鯉がよく獲れ、鰻も自慢になっていた。江戸時代の後期には、そこの鯉を取ってきて、庭池で養殖の研究を行うものが現れ、やがて、下伊那の特殊産業の一つをつくりあげていくのであった。

天竜水系の鮎簗は、その規模の大きいことが、江戸時代から既に有名であり、竜峡を往く旅びとたちの旅情を慰めていた。

7　大庄屋の川魚料理

飯田領内座光寺村の大庄屋北原民右衛門が、文化十五年八月十二日の日記に「昼より川原へ雑魚とりに行く、八合ばかり」と書きつけた。朝夕、ひまを見ては大島川先の天竜や、家の近くの欠野川へ釣りにでかけたのである。

旦那衆だけでなく、村びとはみんなそういう風にして、魚類蛋白を自給していた。ところによっては、多少、海魚の干物や塩物もが入ってきたが、貧しい農民生活では、年に一、二度の祭礼か、婚礼でもなければ、海魚など口に入るものではなかった。川魚が、唯一の頼みだったのである。

大町市常盤の清水千里家は、松本領内松川組の大庄屋で、江戸時代の古文書を一万余点も所蔵しているが、その中に『料理の覚』えというのが残っている。

まず、文化、文政頃の、清水家の正月料理をのぞいて見よう。大勢の下男、下女を使っていたので、正月三日のお膳のつくり方も、上方、下方と二た通りにわけてつくった。

一日　上方

朝　ぞうに・にんじん・こんぶ・ごぼう
　　ぶり・大根漬
昼　大年めし残り・さいも残り
夕　めし・そば切

下方

朝　ぞうに・上もち・にんじん・ごぼう
　　とうふ・こんぶ・ぶりの頭たたき
昼　めし・さい大年晩残り
夕　そば切

二日　上方

朝　一日同様
昼　めし・汁大根・さい大根つけ
夕　年取平大根・ごぼう・なす干し
　　田作・汁大根・皿大根なます・いわし二匹

下方

朝　一日同様
昼　めし・汁大根・さい大根漬
夕　年取平大根・ごぼう・なす干・田作・汁大
　　根・皿大根なます・いわし二匹

三日　上方

朝　ぞうに・大根・ごぼう・にんじん
　　田作・さい大根漬
昼　めし・大根汁・さい年取残り
夕　汁大根・さい大根汁・めし

下方

朝　ぞうにもち・よきもち・だいこん
　　ごぼう・こんぶ
昼　めし・汁大根
夕　めし・汁大根

正月三日のうちに、魚をたべたのは元日のぶりと、二日の晩の鰯二疋と田作りだけで、あとは全くめしと大根漬けであった。尤も、正月三日はめしを喰えるというだけでも大変な奢りであり、三カ日が過ぎると、米のめしはもう喰えないで、菜をまぜたおかゆを、味噌をなめなめたべていた。餅も「よき餅」ではなく、こな餅になってしまうのである。

しかし、一世一代の婚礼ともなると、身代をつぶしても、できるだけの御馳走をならべなければならなかった。

清水家の祖先が、村内の松崎家の婚礼に招かれたときの料理の覚えに、こう書いてある。

松崎婚礼十月廿七日

平　ふくらげ、むし玉子、しいたけ、山いも、わらび。皿　さしみ平目、海さけ、汁　はんぺん、しめじ。ちよく　いか。

椀盛り　せり、かも。大引　たい、ぶり。吸物　あんこう、きくらげ。

ふくらげ、ひらめ、海鮭、いか、鯛、ぶりなど、美ごとに並んだお膳である。大町か、松本城下へ出かけて、買いこんで来たのであろう。佐久高原や伊那谷の奥地とちがって、安筑地方は、比較的早くから、糸魚川街道を馬の背で、越後の魚が運ばれたので、一世一代の婚礼などには、こんな料理もならべることができたのである。

しかし、日常は、何年にも、そんな料理が口に入るものではなかった。魚といえば、手近にとれる川魚だけである。したがって、獲ってきた川魚の料理については、さまざまな工夫を加えて、少しでもうまく喰えるように心を砕いた。

清水家の祖先の一人は、自分で工夫した川魚料理について、左のような数々のものを書きとどめ、村びとたちにも教えてやった。農村には、料理屋や仕出し屋がなかったので、こうした庖丁使いの上手な旦那衆の自慢調理が、村びとたちに喜ばれ、冠婚葬祭には、そんな知恵のある旦那さんを頼んで、御馳走をつくってもらったりもしたのである。

鯉ときくらげの味噌汁、鮒汁、鮒とごぼう汁、ふなのなます、なまず味噌の吸物、あか魚の味噌焼き、川さけの子白味噌汁、味噌玉子すりあえ小魚につけて、さかな骨入汁、なまず味噌の吸物。

郷土の資源を、より楽しいものにして食卓を飾り、郷土食を工夫して、客を歓待しようとする地方人の心根は、今も昔も変らないのであった。

8　下級武士の釣り稼ぎ

江戸幕府が開かれて間もない頃の寛永年間、松本城主水野忠清が、足軽どもの扶持が僅かで気の毒だと、手当て米のほかに、領内河川の漁業権を与え、そこでの稼ぎで補わしめたことがある。

諏訪湖では、藩が宝暦年間まで、家中のさむらいたちには無税で魚獲りができる慰場（なぐさみば）というものを設けて、勝手に釣りや網打ちを楽しませた。殊に、春夏の候、河川がはんらんして、群れをなした魚が注入河口や、湖畔の稲田に遡上する頃には、「濁り川三日」と称して、一般漁夫の漁撈を禁じ、家中の武士たちだけで、六斗川から湯ノ脇に至る間の漁獲をほしいままにした。

上田藩でも、千曲川筋の諏訪形に禁漁区を設け、そこでは、家中のさむらいたちや、女房子供まで出て、魚をとっていた。上田市の原与金吾家には、江戸時代の『年事行事集』が残っているが、それに依ると、秋の彼岸前後になると、庄屋から村中へ「子供を河原へ出すな」の、触れを出すのが習わしであった。

その季節には、家中のさむらい衆が頻りに、釣りに出るので、もしも邪魔になり、打首にでもなったら大変だというのである。

藩の財政にゆとりがあり、扶持米を充分に出せた頃は、さむらい衆の釣りも、まだ楽しみ、遊びで済んでいたが、幕末頃、どの藩でも財政が極端に苦しくなり、扶持米をふやすどころか、不払いさえもが続くようになると、下級武士には、釣りが、生活のための稼ぎに変ってきた。

松代藩の儒者鎌原桐山は「近頃、下級の武士ら傘を張り、竹細工にてなりわいを立つるものあり。書するもの無く、釣りする者もっとも多し」（朝陽館漫筆）と記し、更に左のようにも記録している。喰えなくなった下級の武士たちは、千曲川に出て、網を打ったり、釣糸を垂れたりして、鯉、鮒、ハヤなどを捕り、こつそり魚屋の裏口に

まわって、それを買ってもらい、生活のつでにするのであったが、中には、幾らかでも高く買ってもらうために、串焼きにして売りに行くさむらいもあった。「孔」は穴あきゼニのことである

○川魚の価

藩中、魚を捕りてひそかに魚店に売る。価は四時に依り高下あり、今春の大略左の如し。但しこれは下直なり。

鮒魚長さ五寸十尾二百孔、六寸三百三十二孔、七寸五百孔、八寸一尾八十孔、九寸銀一匁余、一尺定価なし。ハヤ五寸五孔に十三尾、六寸百孔に八尾、七寸十尾二百五十孔、八寸百孔に三頭、九寸百孔に二頭、尺一尾にて銀七八分。串魚というはタナゴ、小鮒、小ハヤの類にて定りたることなし、三つざし三十本百孔、二つざし二十本百孔、五つざし四十本百孔、すずめ焼二十本百孔、鯉一尺二寸五分四百五十孔、一尺六寸銀十匁、一尺七寸銀十三匁、二尺金一分二朱。

○千曲川の魚捕法

千曲川にて魚を捕る法数種あり。網に引網、四つ手網あり。釣に鯉釣は糸ふとく鈎も大なり。餌はえび、流釣にはどじょうも用ゆ。流し釣は糸を長く、鈎を幾つもつけ、餌はどじょう、えびなど交て用い、前夜水に投じて明朝引上げる。鮒、はえなどもかかる。

はえ釣は糸細く鈎も小なり。餌はぜんまいの綿を用ゆ。これは糟釣とて、荏滓（そらまめ）を口にてかみ砕て、上流より流し、はえなどの寄りたるところにて、釣竿をふり上げる時、魚かかれば後へはね落す。一ふりに三つ四つかかることあり。糟釣は打釣ともいう。また穴釣というは水防の石垣の穴のあるところを手入して、竿の入るようになし、寒天に至りて魚の石下へ潜り集る時を待て、竿は細き割竹にてその竿へ直ちに餌を一つ、或は二つ付け、餌を用いて釣る。穴釣の餌にもぜんまいの綿を用ゆ。がんどう釣というは、右の如くして餌を用いず、ひた衝きにつく時は、魚の身のはずれへなりともつき当て、引上げる也。また蚊釣というは、鳥のみの毛を用いて鈎につけ、長き糸に幾つもつけ、水に流す時は魚これを蚊なりと思い飛びつきて呑むところを引上るなり。

かます釣は竿懸を作り、一尺ずつ間をおき竿を五本も六本もならべかけ、かわりかわりに引上るなり。餌はみみずを用ゆ。鮒はえともに餌にはみみずを用いるが通例なり。タナゴには綿虫もよし。はえの餌には蜻蛉ぶどうの虫。鮒釣糸釣の仕立はえとは異る。

引網は舟にて遠く廻りながら下し置き、魚をその中へ追

引上る。打網は手網ともいう。両手にて提て打かく込みてるなり。四手網は竹にて四つ手を作り、下に網を張りたるなり。その大きさ大小ひとしからず、十八畳敷二十五畳敷などあり。畳というは畳一畳の大きさなり。二十五畳敷程の大なるは一人にては下しがたし、両人にてなすなり。かいさん手というは、竹をもみて網を丸くつけたるを小川へ投じて魚を取る。

9 養鯉発生の歴史性

遠く石器時代から、信濃の山河は無限の鳥獣や魚類に恵まれ、それが住民の蛋白給源を支えていたが、戦国時代になると、急速に鳥やけものが減り始めた。弓矢に代って入ってきた鉄砲で、捕獲能率が大きく進展したからである。徳川家康は、部下の将士に向かって、いつも信濃の住民は、鉄砲をうつことが上手だから、気をつけるようにとさとしていた。山での猟が減った住民たちは、山の猟で減った蛋白給源を河湖に求めていかなければならなかった。そして、その要求が、ただ河湖の自然魚にたよるだけでなく、もっと積極的に、自分たちの手でふやしていこうとする意欲の盛りあがりにもなってくるのであった。

佐久の中込地方には「文禄年間、初めて、天然産鯉の養成を試みるものあり、のち享保の頃にいたり、利根川、天竜川の鯉をとり寄せて、頻りに産卵孵化の方法を講じた（浅沼信太郎著、養鯉法）と伝えられ、千曲川、湯川の合流点杉ノ木あたりに住む自然鯉を飼い馴らして、採卵した者もあったと伝えている。もしそうだとすれば、天竜沿いや千曲川沿いの、他の地方にも、それを試みるものがあったであろう。

文禄年間といえば、秀吉の刀狩りに依て、武士家業の地方豪族が、相ついで刀を捨て、商業や農業に投じていったころである。それらの帰農者の中には、魚類蛋白自給としての鯉飼いに目をつけたものもあったかも知れない。

江戸時代になって、各藩が殖産を進め、流通経済の進展にともなって、農民もまた金が欲しくなってくると、農業の在りにも工夫をこらすようになり、鯉飼いへの関心が一段と高かまってきた。

下伊那地方では、寛政年間、既に、座光寺村の北原信雄が、庭前の崖下にある湧水池を利用して、愛玩用の養鯉を始めた（下伊那教育会編、下伊那の特殊産業）と伝えられているし、その頃、山本村の大工某が、自分で発明した小麦篩機を水車に据えつけると、コヌカが多く出るようになったので、それを餌にして養鯉を始めた（鼎村史）とも伝えている。松代領内小網村（坂城町）の百姓銀右衛門が、千曲川の天然鯉を庭の池で、孵化養成しようと心血をしぼっていたのもその頃である。

しかし、中込の場合にしても、下伊那や松代領内の場合にしても、その頃までのものは、すべてまだ天竜、利根根、千曲川などの天然魚をとり入れたものであり、養殖事業というには可成り遠い、前奏曲的なものに過ぎなかった。いってみれば、心血を傾けての工夫、研究の時代であった。

食用、販売用として、大きく脚光を浴びるようになったのは、文化、文政時代になってからである。文化、文政時代、この郷土における養鯉事業は、三つの拠点を中心にして、発展しつつあった。一つは佐久地方の野沢平、一つは飯田城下の天竜筋、もう一つは松代領内である。もちろん、この三地方をのみ拠点と決定することは出来ず、こんごの研究を俟たなければならないが、今、多くの史料を持っているのは、この三地方である。

三地方における記録と、伝承をたずねて見よう。

佐久地方

ここでは、二つの伝承を持っている。一つは、文化、文政頃、桜井村の臼田丹右衛門が、商用先の大阪から淀鯉を持ってきたことによって、大きく進展し、こんにちの基盤が始まったと伝え、もう一つは、野沢の並木家に残っている文書にもとずく考証である。

御勝手御振合相直り、お上において御満足遊ばさる可く。さて又下さる品の魚に候。折節心当り候間、急ぎ進めさせられ候間、御入手下さるべく候。大阪表より御直書を以て仰せ下され、夫々へ申付候得共、折柄時節悪しく御行届遊ばされず、去り乍ら珍魚の思召にて御笑納下されたく候。

小松　郷右衛門

並木七左衛門

七月二十四日（文政十一年）

手紙の差出人は、岩村田領主内藤豊後守正縄の重役であり、御用商人の並木七左衛門が、藩財政の立て直おしに協力してくれた功績に報い、大阪表にいる藩主が、珍魚を送ったというのである。

この珍魚が数尾の淀鯉であり、七左衛門は、それを庭池に飼っていたが、おいおい増え、ひろまっていき、或は流出して水田に入り、佐久鯉のみなもとを成したと伝えるのであった。

こうして、十数年後の天保年代には、片貝川の清水をひいて庭先に池を穿ち、親魚を放って稚魚をとる農家が、可成りな数にのぼっていた。専ら稚魚を採って売るのであるが、ここに全く新しい一つの副業が出発したのであった。

そして間もなく、産卵、孵化、仔鯉から更に一歩を進め、二年鯉を飼養し、切鯉にまで育てあげて売った方が、もっと有利であることを知り、そのための水田養鯉が導き出されてきたのであった。

幕末の嘉永年間、黒船が頻りにやってくる頃には、この地方の養鯉が可成り進んでいた。三塚村の名主見習元之助と小宮村の名主利兵衛が発起人になり、村全体が共同の力を結んで、溜池利用に依る大がかりな企業化を目論んだのも、その頃である。

お恐れながら書付を以て願上候

信州佐久郡御影陣屋領内役人共申上候。佐久郡の儀鯉種売捌き方、成育方之儀、近年巧者に罷り越し追々手広に相成り、然る処同郡三つ塚村名主悴名主役見習元之助、小宮山村名主利兵衛儀、前書鯉種育て方之儀年来世話致し候処、当御領分は田方養い水不足の場所多く所々に溜池御座候につき、右溜池の分拝借仕り鯉種相放候わば育て方よろしきのみならず、御拝借池之儀につき沈乱これなきにつき、組々割番に対談仕り御運上差上げ、右金子御取廻しなし下され、徃々は右利金を以て溜池浚又は堤大破之節、御郡役御下金などの不足分に差加えたく存候。勿論手広の儀につき右両人共世話方不行届候間、最寄村々に世話方相頼み候わば恐れ乍ら下々へ融通にも相成、かつ御益筋にも拘り申す可くと存奉候間、御手数願上奉候へば恐れ入り候えども前段の始末御取調成し下され、格別の御慈悲を以て前書元之助、利兵衛願意の始末召し聞され願の通り拝借池仰せつけ下され置かれたく願上奉候。御聞済下しおかれ候わば莫大の御慈悲と有難仕合に存奉候。依て此書付を以て願上奉候。以上

嘉永三戌年十二月

佐久郡三つ塚村　名主役見習　元之助
小宮山村　名主　利兵衛
清右衛門

上田様御奉行様

（小宮碧宵著、乍恐と一札）

この計画の結果については史料を欠いているが、おいおい手広ろになった養鯉事業を、庭先の各戸池中から溜池での大量生産に持ち込むならば、百姓一党も生活が楽になるし、藩の財政を助けて、池修理費なども稼ぎ出せるであろうという建策であり、当時、既に相当な鯉生産を見て、その事業に注いでいた地域住民の情熱のほども、充分にしのばせるのである。

下伊那地方

ここでは、佐久地方や松代のように、淀鯉を持ってきたという伝承はなく、或は天竜鯉の人工養成に成功したのではないかと思わせるが、多湖つか史料によって、ある時代には、佐久地方との鯉苗交流がおこなわれたことも物語っている。

座光寺村の北原家は、幕末の頃、伊那谷に平田国学の花を咲かせ、強力な尊皇思想を導き出した稲雄を生んだ家として知られているが、稲雄の父民右衛門が左のような日記を残している。

文化十二年十月十六日　車やの池の広め普請始める。
文化十四年三月三日　昼より車屋池かえる。鯉大ばかり四十疋、車屋の池におく。
同八月十二日　池の立養編み。
同十月二十一日　車や池かえる。鯉三十六疋、四十疋あるところ四疋不足、四疋盗まる。こぬかかける。
同十月二十三日　美濃屋庄介殿、新田町の市弥殿来り、諏訪鯉商人へ三十三本三両にて売る。庄介殿より、外に鯉の子能く生み候を四本かえす約束。
同十月二十四日　昨日の衆来り、鯉を渡し金受取る。表向三両二分なり。佐久辺より鯉直段引上大流行に付、三十三疋を金三両二分にて売申候。尤も一尺より一尺三寸位までなり。

この日記は、養鯉事業の発祥当村について、多くのことがらを物語り、興味深い史料である。大庄屋の民右衛門は、庭先の崖下の池で、かなり以前から、湧水を利用して、愛玩用の鯉を飼い、採卵や孵化の研究を続けていたが、おいおい自信を得たので、水車小屋の池を広ろめ、天竜の支流欠野川の水をひいて、本格的な養鯉事業を始めたのである。

親鯉四十疋ぐらいを放しおくところから出発したが、まだ蚕蛹の出てこない時代、餌は専らコヌカであった。コヌカは水車製粉からとることができたし、小麦粉の原料水撰の際、浮かびあがった実をつぶしても使った。鯉泥棒には、悩まされたらしい。

美濃屋の庄介と新田町の市弥が、諏訪の鯉商人をつれて買いに来た。既に、諏訪、佐久、飯田地方のあいだに

は、鯉商人の往来があり、自分の方の鯉を売りに来て、いい親魚を見れば、こちらからも買って帰って、互に品種の改良にもつとめたのである。

美濃屋の庄介に、よく仔を生む鯉を四疋貸しておいたのを、返えしに来たとも書いてある。養魚池のほとりに、佐久、諏訪の鯉商人たちが集まって、技術などを語り合うこともあったのであろう。鯉仲間が、かなりいたのである。

佐久辺の商人から、鯉の値上りが大流行だときかされて、自分の鯉も高く売っているところを見ると、当時の鯉相場は、佐久地方が中心になって建てられていたのかも知れない。

ここではまだ、専ら池中養殖であり、稲田養鯉は始まっていなかった。

松代地方

文化、文政の頃、松代領内の小網村（坂城町）に、銀右衛門と呼ばれる百姓がおり、千曲川の鯉を捕ってきては、採卵、孵化、育成に研究を傾けていたが、千曲のボラ、アラメなどの鯉では、どうも面白くない。なんとかして、真鯉を飼って見たいと念願し、近江国愛知川へでかけて、大枚二十両を払い、淀鯉を求めてきた。

銀右衛門は、それの養殖に成功したが、ある年、小網川が氾濫し、彼の心血を注いだ真鯉が全部押し流されてしまった。それが千曲川に流れ込み、爾来、千曲でも真鯉が獲れるようになった（松代町史）と伝えられている。

松代藩主真田幸貫は、銀右衛門の功績を聞いて、士分に取り立て、吾妻の姓を与えるとともに、城下に近い関谷村の山林開墾にあたらせた。彼の努力と工夫に依て、松代藩の薬草栽培が有名になり、桑にも、新品種小網早生を開発して、領内の養蚕業を勃興させたが、銀左エ門の養鯉技術は、やがて、藩中のさむらい衆のあいだに普及していき、明治維新で、さむらいの職を失うや、士族たちの生活を支えるための養鯉事業へと発展していくのであった。

以上、佐久・竜峡・松代地方を拠点としての、本県養鯉事業の発祥と、それの発達過程を見て来たが、その間、天保年代には、安曇郡北穂高村でも、臼井喜代松が始めたりして、次第に全県下へも広がっていったのである。

北原民右ェ門の日記に依ると、「三十二疋の鯉を表向三両二分で売った」というが、同じ日記の中に「作男と下男の年給与それぞれ一両三分から三両」と書いてあるから、三十三本の鯉を売れば、雇人の一年分の給料がほぼ支払い得た勘定で、かなり有利な事業であった。

総じていうならば、信州における養鯉事業は、既に、江戸時代の初期から、それぞれの地方において、地域河川の自然鯉をもとに、孵化育成の工夫を試みるものがあり、中期を過ぎた文化・文政時代には、商品としての流通が、もはやかなり広ろまっていた。その時代に、大きな発達を見たのは、淀の真鯉を持ち来って、それを育て、或は天然鯉との混血による品種改良が進んだからであった。

さて、三地方の養鯉発祥には、それぞれの特徴があった。佐久では、臼田丹右ェ門や並木七左ェ門らの、在郷商人がその基盤をつくり出し、飯田領内では、大庄屋の地主北原民右ェ門を中心として、城下の富商たちが、それに協力するところから始まり、松代では、篤農的農民が指標に立ち、さむらい衆の庭池養鯉が、それに続くところから始まった。

そして、それぞれに特色のある、これらの発祥過程は、それぞれに歴史性を持っているのであった。

一般的に、幕府政治を突き崩し、維新時代をつくりあげるそこ力となったものは、既に、元禄時代から始まっていた在郷商人の、農村の中における蓄積資本と、農村地主と城下商人の結合に依る、流通経済への立ち上りと、もう一つは、喰えなくなった下級武士たちの抵抗と、この三つの要素の抬頭が、維新革命のそこ力になったといわれている。

佐久地方における丹右ェ門や七左ェ門は、在郷商人のチャンピオンであり、飯田地方における民右ェ門は、農村地主の代表的な存在であり、天竜漁業の築元として、城下の商人たちとも結ばれていた。松代における銀右ェ門と、それに続く下級武士たちは、なんとかして、新しい稼ぎの道をさがさなければ、もはや喰っていけない羽目においこまれていたのである。

富める者は、富めるものなりに、それを防衛し、より発展させていく道を考えなければならなかったし、貧しい者は、貧しいものなりに、ともかくも現状打破を希求した。こうして、それぞれの階層における、それぞれに「新しさを求める心」が、一つの現れとして、養鯉事業にもむかわせたのだし、あらゆる面におけるそれらの新しい希求が集まって、最大の現れとしては、維新革命となり、日本における資本主義経済のあけぼのとなり、産業革命へ背の景となっていったのである。

本県における養鯉事業の発祥も、そのような歴史性の中において、位置づけられなければならないであろう。

10　稲田養鯉始まる

長野県の水田養鯉は、いつ頃から始まったか。佐久の養鯉地帯では、弘化年間、桜井村の浅沼太十郎が始めたといい、下伊那の松尾村や松代地方では、嘉永、安政頃から始まったと伝えている。

天保の初年より戸々その庭園に池を穿ちて親魚を養い、盛んに稚魚を得るにつとめたり。斯くて産卵・孵化・仔鯉の飼養方法等幾多の辛酸経験を経て、漸次その発達を見るに至り、遂に稚魚の販売を以て一つの有利なる副産業となすに至りたり。然るに間もなく、労力に対する報酬の比較的大なる二年鯉の飼養勃興するに至れり。

而して弘化年中には、浅沼太十郎氏逸早く屋敷裏なる稲田に養鯉を試みたり。爾来これを習うて稲田の養鯉をなすもの多かりき。然れども当時いまだ広く製糸業の行われざりしため、その好餌料たる蚕蛹も甚だ僅少なりしかば、万止むを得ず米麦糀大豆及び蔬菜類を飼料となしたる故に、その成績も良好なる能わざりしのみならず、稲作にも悪影響を及ぼすとの説多きため、一時盛運に向いたりし稲田養鯉もある一部の熱心家に行われたるのみにて、再び世を去らざるべからざる非運におちいりたり。

然るに一方、池中飼育は天保十四年に上野国下仁田より干蛹の輸入を開始して以来盛大に赴き、干蛹の輸入年々増加すると

共に、斯業も益々発展し、明治維新に至れり。（桜井村養鯉経営誌）

初め、養鯉家たちは、屋敷内に池をつくって親鯉を飼い、親鯉を売ることもある一方、専ら稚魚をとって売り出していたのであるが、やがて、稚魚だけで売るよりも、二年鯉まで育てて売る方が、もっと遙かに有利であることを知り、そのために、水面の広い稲田を使うことを思いついたのであった。

松代藩士鈴木市兵衛は、この地方における養鯉先覚者の一人であったが、明治十七年、大日本水産会報に発表した論文「稲田に鯉児を放養するの利益」の中で「余、近在の農家に図り、鯉児数万尾を分与し、これを各自所有の稲田に放養せしめしに、予望空しからず、果たして巨多の収獲を得たり。これ実に、今をへだたる凡そ三十年前のことなりき。」といっている。

三十年前といえば、嘉永・安政頃であるが、市兵衛は、庭池で、大量の鯉仔を採卵、孵化、養成することに成功し、それを近郷の農家に分与したのであり、明治時代に入ると、この地方は大きな養鯉地帯に発達した。

竜峡の松尾村では、新井耕地の百姓丸山伊三郎と、城耕地の奥田七右ェ門らが、幕末の頃、稲田養鯉を始め（松尾村史）それが、この地方の発祥であるといっている。

そこで、水田における養鯉の大量生産が始まると、飼料の問題が大きく登場してくるのであるが、佐久地方では、天保十四年、初めて、峠向うの上州下仁田から干蛹を移入して、飼料にすることを開発した。

座繰製糸の工場や、それを行う農家をまわって買い集め、馬の背で運ぶのだが、飼料としての蚕蛹の登場は、正に革新的なものであり、それに支えられて、池中、水田ともに大きく飛躍し、凡そ半世紀後の明治末年には、早くも日本一の養鯉県が築きあげられるのであった。

特に、水田養鯉の開発は、農家にとっての、最も優れた副業となって普及し、全国的には、常に池中養殖が先行して発達する中で、本県だけは、常に水田が先行して、発展していった。

11 魚の流通と諏訪湖の問屋場

寛永年間といえば、徳川三代将軍家光の時代で、江戸幕府の基盤がいよいよ固まって、上野に寛永寺を建てたり、日光に東照宮が建てられ、諸国大名の参勤交替が始まった頃である。

長い戦国の乱世で、すっかり荒廃し果てていた田舎の村々も、おいおい定着して農業が営めるようになり、城下の町も賑いを見せ始めた。そう多くはないが、魚屋ができて、海の魚も少しずつは入ってくるようになり、市日には、近在の農村から朝露をふくんだ新鮮な野菜類が持ちこまれ、並べられるようになった。

寛永年間の松本藩の記録に、左のような運上表が見られる。越後の海産物が、糸魚川街道を馬の背に積んで入ってきたので、松本藩では、千国（北安）に番所を設けて点検し、入領税をかけたのである。

千国運上の定

一、塩一駄ニ付　大桝二升充、但京桝ニテ
　三升二合入
一、鰯一駄ニ付　上銀一匁宛
一、穀物一石ニ付　京桝二升充、何
　ニテモ其色ニテ取
一、鮭一駄ニ付　上銀一匁二分
一、鱒一駄ニ付　上銀一匁宛
一、鯖一駄ニ付　上銀一匁二分
一、鯖一駄ニ付　上銀七分宛
一、鯛一駄ニ付　上銀一匁二分
一、鰯一駄ニ付　上銀五分宛
一、鮎一駄ニ付　上銀八分宛
一、あじ一駄ニ付　上銀八分宛
一、いりこ一駄ニ付　上銀一匁宛
一、ふくらぎ一駄ニ付　上銀八分宛
一、干鱈一駄ニ付上銀一匁宛

これらの魚類は、おおかた干物や塩漬けであったが、金さえ出せば、もはや魚屋の店先で、それらを買える時勢になっていたことが、この記録によってわかるのである。

こうして、海からの魚が入ってくるようになると、こちらからは、淡水魚の領外移出も次第に始まり、領内での流通圏も広ろまっていった。

諏訪湖畔に残る古文書に「鮒鮨辛塩三船、并塩四船、江戸へつかわし候」というような記録がしばしば見られ、丹波島宿（長野市）の御本陣柳島家の文書にも「遠路鮒鮨二桶到来、入念の段悦び候　筑前光高」というような記録が残っている。柳島家から、加賀百万石の城下へ鮒鮨を送ったのに対する礼状である。

既に、桃山時代にも、高遠城主が、天竜の鮎鮨を手土産にして、任地での挨拶廻りをした記録が残っているところを見ると、江戸時代、この高原でとれた淡水魚は、専ら酎漬けや塩漬けにして、国外へ移出されたことがわかるし、串さしの雀焼きにして売り出されることもあった。上田城下の天保時代名店案内（上田市・滝沢繁造家文書）に『生物干物肴問屋　上田海野町御追手前角小松屋和左ヱ門』の看板が見えている。城下の中心街海野町、原町四十二名店の一つだが、両町四十二店のうち、呉服太物十三、旅宿十、薬種屋十軒を数えているのに対し、肴問屋は一軒しか見えていない。

江戸文化が花と開いた元禄以来、地方民のあいだにも、着るもの、飾るもの、喰うもの、すべてぜいたくな風が広ろがってきたとはいっても、まだ魚などは、ぜいたくの最右翼におり、他の、業種にくらべると、それほど多くの店が立ち並んではいなかった。

ともあれ、小松の肴問屋から、生物、干物が卸ろされて、小売店もあったし、そこから仕入れた在郷商人たちが、田舎の村へも入っていったのである。箱背負いあきんどと呼ばれ、振り売りと呼ばれていた。生物の中には、地元の千曲川水系でとれる鮭、鱒、鮎、赤魚などもふくまれており、生まを買って、自分で料理をして喰べられる楽しみが、地域住民の食欲をそゝったことであろう。

前記、上田の四十二名店のうちには、『すしや・御休所・即席料理上田海野町相生町角御本陣前すし兵左ヱ門』も、一軒名をつらねているが、そこでは川魚料理もつくったであろうし、十数軒の旅宿では、参勤交替のさむらい

衆や、行くさ帰るさの旅びとたちに、郷土の川魚料理のもてなしをしていたのである。幕末になると、佐久、竜峡松代などの養鯉産地からは、販台をかついだてんびん売りが、近くの城下や近隣の村々にでかけた。殊に、佐久の鯉売りは、だいたい十里内外を流通圏として、上州草津、高崎から甲府あたりまでも、一と晩か二た晩泊りで出ていった。

十貫ぐらいの鯉を前後二つの桶に振りわけて、足早やに、呼びながら行くのだが、鯉を死なせてしまってはと、水ばかり入れてもいゝものではなかった。揺られても、行く先まで生きているだけの水があればいいのだし、できるだけ水を少くしなければ、持っていく鯉の量も多くはできない。この兼ね合いが、商売のコツであった。旅立つ前には、鯉の身をできるだけ堅く、強い状態にひきしめなければならないので、給餌の工夫も必要であった。

諏訪高島藩の、本格的な漁業政策は、寛永の頃から始められたが、販売については、初め、湖畔の小和田、小坂花岡の三村に問屋場を設けて、売捌きを統制し、のちには有賀、小川、文出村にも出張所をつくった。村々には、十人二十人というように、農民行商があり、問屋場で仕入れたものを、遠く甲府、松本城下や、木曽谷から伊那路あたりにも売りにでかけた。

問屋にも税金が課せられた。漁獲物を持ち込むものについて、専業の魚とりを本猟師、水鳥などの猟もできる猟師、農業との兼業を百姓猟師、小猟師などに区分しておき、等級別に、頭割りで徴収するのであったが、問屋場を利用する商人からも、当然徴税された。

天明五年頃の問屋定め（花岡区所蔵）は、次のようなものであった。

問屋御廻状写帳

一、この度、小和田・小坂両村へ、湖鮮魚・水鳥売買問屋小坂村勘之丞、下諏訪町民右ェ門と申す者へ、当巳十月十日より来る戌十月まで五ヶ年間申付候。

右の定

一、問屋場の儀、小和田村一ヶ所、小坂村へ一ヶ所、文出村下へ出張所一ヶ所、申しつけ候事。

但、風烈の節、ならびに揚魚の節は、有賀村へも出張いたし、問屋場同様裁配いたし候筈に候。

一、売買にいたし候持網・沖打、並にはり・引網・たけたか・きよめ、鵜縄にて取り候魚、日日右問屋場、並に出張所にて取捌の筈に候間、その最寄り問屋へ持寄り、問屋申談、直段相立、取捌申すべき事。

一、湖網舟・きりべながし・川々ながし、並にはご・高網にて取候水鳥、これまた日々右問屋場、出張所へ持寄り、問屋へ申談、直段立て、取引同様の事に候。

一、商人は、問屋へ猟師舟付き申さず候以前に、日々集り居、直段談じ、取引申すべく候。

一、猟師へは、日々問屋より魚、鳥代銭残らず直渡し、相渡し候筈に申し付候事。

一、商人へは、魚、鳥代銭相対次第、一度づつ貸遣し、順ぐりに代銭問屋へ請取候筈に候事。

一、一手口銭の儀、百文に付四文づつのわりにて、問屋へ請取候筈に申付候。尤出張所にて取捌、並に口銭等の儀、同様の事に候。

一、引網、たけたか之儀は、春・冬日数限りもこれあるべき事に候えば、朝のうち引網、並にはり等にて取候魚、問屋場へ持参、直段相定め候内扣居り候て、たけたかに罷出候と、遅くなり指支えにも候はば、其年の寒暖、又は其筋のふり合次第、朝夕分溜置、直段相決め、取引之儀、勝手次第の事に候。

一、御家中、慰投網・揚り魚待網、並に戸川・天竜川・氷引・桶びて・上川小魚之儀は、問屋付にこれ無き事に候。

但、右之場所にて取候魚も、問屋場へ持参、取捌之儀、勝手次第の事に候。

一、猟師猟得之魚・鳥、手前遣、又は慰抔と号し、問屋場へ持参申さず、内証売決して相成らず候事。

一、小和田村・小坂村・花岡村にて、これまで問屋役の儀、右年季中は申しつけず候。尤当已分、並に来る戌の年分運上之儀は、月割をもって、上納致すべく候。右の趣、村中之者へ残らず申渡し候。以上。

第5章 明治維新とともに

1　明治新政への出発

西暦一八六八年、みやこが京都から東京に遷され、年号を明治と改めて、天皇の名による東京政府が始まった。かくて、各藩主たちは、相ついで版籍を奉還し、藩を廃して、県制をととのえるのであるが、それまでには、幾たびかの組み替えを経なければならず、中南信に飛騨をふくめて筑摩県ができ、東北信を区域として長野県ができたのは明治四年であった。

封建政治を突き崩した力は、喰えなくなった下級武士の抵抗と、世ならしを叫ぶ農民の立ち上りと、元禄時代から始まっていた農村商人の新興勢力などであったといわれる。だから、新政府草創の頃は、混とんの世情が渦巻き、殊に、戊辰戦争における各藩の紙幣乱発によるインフレと、通貨不安が、その混乱に拍車をかけた。

幕末から明治維新にかけて、長野県は日本一百姓一揆の多い地方であったといわれ、いたるところの町村からムシロ旗の大衆が蹶起して、道々地主の米蔵を襲い、豪商の店を焼き、城下町に殺到した。

そのような不安と焦燥が次第に平静をとり戻し、新政府の威信が行き渡るにしたがって、明治四年には、南信地方が飛騨をふくめて筑摩県となり、北信地方が長野県となり、ついで、飛騨を除く筑摩県が合併して、こんにちの長野県ができあがったのは明治九年である。

長野県の成立

初代の県令楫崎寛直をむかえた新生長野県が、直ちに取り組まなければならない二つの大きな問題は、土地改革

に依る地租改訂の仕上げと、業産の振興とであった。西欧にならう資本主義経済のあけぼのの中に立ち、産業革命の時をむかえた日本政府が、「土地物産の多少を検分することこそ、政典の急務である。速かに国力の厚薄貧富を詳細にしなければならない」と、呼びかけていたからである。富国強兵が国を挙げての合言葉となった。

この郷土では、幕末からの座繰り製糸が、機械製糸への転換を逞しく押し進めて、日本資本主義経済を農村の中にも定着せしめる土台づくりを急いでいた。

富国強兵といっても、一般的な当面の課題は、原始産業としての農林水産業の振興にほかならない。県はまず、そのための資源調査をしなければならなかった。河湖については、左の河湖を調べあげ、それぞれに一等、二等の地位を与える手続きをとった。それらの水利と水産に、新生郷土における産業開発の焦点の一つを合わせようとしたのである。

一等河川　千曲川・天竜川・木曽川　**二等河川**〔水内郡〕裾花・土尻・野々海・浅川・鰐川・野俣・班尾・寒川・満川・白鳥・皿川・橋場〔高井郡〕角間・横湯・夜間瀬・明神・樽川・松川、保科・鮎川・市川・百々〔更級郡〕佐野・聖川〔埴科郡〕沢山・蛭川、御堂谷・横尾沢〔小県郡〕矢出・産川・加賀・浦野・湯川・絵堂・東川・小祢・依田〔佐久郡〕中沢・朽木・花川、蛇堀・湯川・鹿曲・峯山・梓川・黒沢・谷川・相木・杣山添・湯川・大月・土川・本間・大石・秡井・雨川・片具・滑津・稲子・布施・戍間〔安曇郡〕中房・姫川・烏川・乳川・平川・鹿曲・梓川・高瀬・保高・万水〔筑摩郡〕奈良井・女鳥羽薄川・会田・牛伏寺〔伊那郡〕高原・大田切・三峯・小黒・松川・与田切・中田切・前沢・浪合・毛ツケ・帯川・米川・北沢藤沢・横川・小沢〔諏訪郡〕宮川・上川・益田・釜無・白川・大鎖・滝湯・柳川〔湖沼〕諏訪・野尻・木崎・青木・中綱・猿ヶ馬場・農ノ池・大沼・琵琶・伊奈

明治九年頃、まだ南北・上下などの郡名はわかれておらず、それが分れて、郡役所ができるのは十二年である。これらの河川の中には、こんにちでは、殆んど水を見ないものもあるかも知れないが、その頃は、豊富に水を湛えて、開発を待つ漁場になつていたのである。

河湖開放と鑑札制度

江戸時代、諏訪湖の漁業は、かなりきびしい藩統制のもとにおかれたが、河川においては多くの場合、地先漁業権の村共有が認められ、村境には入会を設け、世話人をおいて、共同作業の漁撈をおこない、収獲物を分ち合って、村民の、蛋白給源としていた。村では藩に漁業のための冥加金・川役・鮭役・網役などゝ呼ぶ税金を納め、自分たちの資源を枯らしてはならないという自主性も忘れなかった。

個人或は数人を対象として、その権利を与える場合もあった。河湖の開拓などをおこなった場合、その者の労にむくいて、地先の漁業権を免許したのである。彼らも税金は負担しなければならなかった。

家中のさむらい達は、どこででも勝手な漁撈をゆるされていた。松代藩では幕末の頃、喰えなくなった下級武士が、傘張りや手細工だけでは生計の道が立たず、河原に出ては魚を捕り、こっそり魚屋の裏口に立って、それを売っていた（鎌原桐山著・朝陽館漫筆）というし、上田藩では、千曲川の諏訪形に禁漁区を設け、藩士の女房子供にだけ捕らせていた。シーズンには、特に村役人から触れを出し、藩士の漁の邪魔にならぬように、村民をいましめた（上田小県郡誌）という。

明治八年、維新政府は河川の国有を声明し、前記のような旧藩以来の慣行いっさいを打破、村々の地先漁業権や、さむらい達の特権をはく奪し、広く沿岸の住民に開放した。改めて願いを出し、鑑札をうけて、使用料さえ納めれば、誰れでもが、どこででも、漁ができるようにしたのである。しかし、このことは沿岸村落に大きな衝撃を与えて、強力な抵抗となった為、一年後には、再び地先漁業権の慣行を認める場合をつくらなければならなかった。

鑑札制度は、農民の中にも反響を呼んだ。県の漁業調査に対し、犀川沿いの安茂里村（長野市）では「旧藩の頃、投網は銀六分、独立垂釣は無税なりき」といい、もう少し上流の山村山村では「旧幕時代、引網は銀二十匁、四ッ手網は銀六匁、そのほかは無税なりしに、明治八年、引網一円になって以来、引網を行うもの無し」と報告している。

専業ならば別として、農間稼ぎの鑑札で、一円もの税金を納めさせられてはたまらないと、農民の中の或るものは、漁具をしまい込んでしまったのである。かくて、新政府の鑑札制度は、二つの重要な現象を引きおこした。

旧幕以来、農間稼ぎの副業として、手軽るに魚を捕り、それを売って生計の具にし、或は自用の蛋白給源にあてていた農民の中から、鑑札と使用料に抵抗して、その業を廃する者が現れたのが一つの現象であり、反面、納めるべき税金は納めても、それに上廻るだけ漁獲を稼きあげたらいいではないかというのが、もう一つの現象である。

このことは、やがて、河川湖沼における濫獲をひきおこし、ついで、魚族枯渇の憂いを招いていった。封建時代の部落自治は、勿論、多くの面で打破さるべき要素を持っていたが、生活の知恵の自主性から、共同体の資源保持を忘れない良さもあった。勝手な開放漁獲によって、それが忘れられて来たのである。

漁業税と独立漁業者の出現

明治十一年、政府は漁業税を地方税の中に組み入れる方針を決し、翌年、長野県では、営業雑種税の中にそれを設定した。思い思いの漁具を使って、いつどこででも漁獲をなしうる鑑札をうけたものに、独立漁業税と呼んで三十銭を課するほか、特に幹川の全瀬〆切簗には五十円、半瀬〆切に十円、支川〆切に三円、流し網に十円の税率であった。

幹川は千曲・犀川・天竜・木曽川であり、同じ流れに二つの簗をつくる場合は、昇り魚を採るとき上流のものを第二とし、降り魚には下流を第二として、それぞれ第二簗は税率を半額に決めた。明治十五年、長野県の漁業税は総税収一七、九三五円、十六年には一九、七五〇円五〇銭を記録している。

これらの高い税金を納めて、独立漁業者になろうとするものは、経済的に余裕のある者か、或はやや専業的にそれをなすものでなければならなかった。殊に、大きな投資を必要とする簗漁業は、地域の素封家か勢力者でなけれ

ばできないことであった。

こうして一般漁業が、原則的には農民副業のはんちうにぞくしながらも、専業的色彩を深かめるようになり、大がかりな簗などの定置漁業については、その権利が親方連中の手に帰していった。かくて、特権的独立漁業者が出現したのである。

大義名分の上では〝維新政府による漁業開放〟といふけれども、実際的には一部勢力者の漁業権専有となりった。旧藩制の部落自治時代〝地先漁業の名において〟むしろ自由に魚の採れた農民大衆は、その漁場を特権者たちに奪われ、川で稼ごうとすれば、特権を持った親方連中のもとに働かなければならなくなってしまった。形を変えて、封建性は依然として温存されたのである。

そしてこの在り方は、大正時代、各地に漁業組合ができて、専用漁業権が組合だけに与えられるまで続いた。こんにちでも、河川に依り、特定の地域に、特定の個人が特別の権利を持っているようにいわれている処があるけれども、それらは、明治初年の、この独立漁業者たちが持った権利の、遺物の伝承にほかならない。

2　明治初年、郷土水産の実態

明治六年、まだ東北信だけを地域とする長野県の頃、産業振興の施策を打ち出すための前提として、県内の特産物を調査し、左のような結果を得た。

藍・木綿・麻・楮・薬用人参・煙草・蚕種・生糸・真綿・七子縞・上田縞・縮・太織縞・白木綿・小白麻・畳糸・糊紙・内山紙・小杉紙・種油・清酒・銘油・濁酒・酢・醤酒・杏仁・芍薬・桔梗・松茸・硫黄・串柿

おおかたは江戸時代からのものあり、こんにちでは、全く姿を没してしまったものも多い。農村は、すべて自給自足の生産であり、換金作物はまだ進歩しなかった。綿を作り、藍を作り、自分で紡ぎ、織り、染めて着なければならなかったし、庭先に植えた柿が客を持てなす唯一の茶菓子であった。

だから、これらの特産物といっても、生糸・織物・蚕種などを除いては、いずれも、狭い地域社会での流通に過ぎない産物であった。水産物についても、地方々々で、自慢の川魚を数えあげ、特産を誇るものがあった。

明治六年の川魚売上げ高

明治六年、初代県令楢崎寛直が調べたとき、旧長野県（東北信）全体の川魚売上げ高、一万七百七十余円と報告された。上等の白米が一円で二斗一升も買えた時代だから、こんにちの白米二百円に換算すれば、四千三百余万円にのぼる売上げで、馬鹿にならない産額といえよう。

報告書によると、最も多いのは佐久の四千五百余円、ついで更級二千百余円、埴科千六百余円、水内七百二十余円、高井四百余円、小県三百余円の順序であった。まだ南北佐久、上下水内などが分たれず、一郡をなしていた頃である。

その報告書の中では、佐久の鯉六千貫、埴科の鯉仔一万七千尾が目立ち、既に、養殖の進んでいたことを物語っている。小県や更級の千曲川からは、ハヤがよく捕れることを報告し、水内の鮎二十貫は、主として鳥居川の収獲であった。鮭・鱒とともに天然鮎が盛んに遡上した頃、鳥居川の鮎は地方に知られていたのである。

フナは、どこでもよく捕れたが、高井と水内の千曲川が主産地であり、鮭は更級から二百五十尾、鱒は更級五百尾、水内百三十尾を報告している。犀川と千曲川の合流点を中心に収獲されたものであろう。勿論、これらは正確な数字ではなく、まだ混とんとした維新直後の行政の中において、一部分が報告されたと解すべきである。

佐久や高水では、タニシや蜆もかなり売られたが、鰌の水内四百二十貫・佐久三百三十貫・高井三百貫が特徴づ

けられた。地方によって、鮭・鱒も小振りなものは、川魚と呼んで報告している。

ほとんどの県民が、まだ海というものを全く知らず、海魚といえば、腹いっぱいに塩を詰めて、板のようになった塩鮭が、あの姿のまま泳いでいると思い、鰊といえば、枯れ枝のようになった身欠きにしんが、あのまま網にかかるものと考える者の多かった時代、この海なし郷土の動物蛋白は、地域々々の、川魚流通だけによって支えられていたのである。

或る養鯉農民の日記

明治六年、維新政治による最初の長野県漁業統計の中に、既に、佐久や松代から養殖鯉の報告がなされていることを前記したが、佐久市桜井の養鯉農家臼田源吾が、その頃、書き残した日記が今も保存されている。一部分を摘記して見よう。

鯉仕入並売払覚　臼田源吾

明治五年

八月より九月迄　一、金拾弐両壱分　鯉仔仕入　子数千弐拾枚　比目方弐拾七貫百目ほど

八月より十月迄　一、金二拾九両壱分　さなげ　三拾俵

一、金壱両三分　大麦一俵

明治七年

五月九日　下の池かえ　種鯉弐尺位より一二寸位のもの廿五尾

六月廿九日　国助殿へ当才子弐千六束　代六拾銭五厘

七月一日　むら幸平殿へ当才子七八千見切、参円弐拾五銭　綿屋直平殿より　さなげ三俵

七月廿九日　臼田七助殿より新さなげ壱俵代七拾五銭

八月廿九日　岩尾村木内広作殿へ鯉六十本他に花一本

九月十五日　九月より来る子年の分鯉子仕入　桜井村幸助殿より六七寸六十枚　代六十銭　臼田幸市殿浅沼七市殿より弐百九拾八枚　代二円八拾四銭払　両ニ弐貫百五十目ノ値

十一月廿五日　下県村小林半平殿へ鯉弐百五拾壱本　代拾五円六拾銭　下ノ池かえ　一尺位大鯉三尾　一尺五寸位

より六七寸十尾　尺二三寸十七尾

明治七年　小鯉仕入一、千六百三拾枚　代拾七円三拾銭
両ニ弐貫三拾目ノ割　一、弐百五枚　代七拾五銭　但八九寸

明治七年　売揚高〆金九拾弐円弐拾三銭、此の仕入一金六拾五円七十五銭　差引売揚徳弐拾六円四拾八銭

明治八年
五月九日　臼田磯之助殿へ大鯉弐本小壱本　代弐円弐拾五銭　両ニ八百匁ノ値

七月廿三日　上桜井村臼田常太郎殿へ鯉七拾本　代九円八拾弐銭壱厘　内金四円受取　残五円八拾弐銭七厘

九月　一、しいな米弐斗五升　一、さなげ六俵又蔵殿

十一月十三日　東ノ浅沼喜市殿へ色かわり鯉尺二寸位三本三寸位三本〆六本　代弐円

十一月廿九日　小林半平殿へ鯉百六拾本小一本まけ

この日記は、その頃の養鯉経営について、幾つかのことがらを物語っている。明治五年には「両」であったものが、七年からは「円、銭、厘」となった。この間に通貨呼称が変えられたのである。「花一本」は、鯉一尾をサービスしたのであった。

鯉仔は、自分の池に二尺位の親魚がいるので、そこから採ったが、村内から融通してもらうこともあった。鯉二本、二百六十五匁を十七銭で売ったというから、百三四十匁に育つと、食用として一尾八銭ぐらいで売り出すのだが、上等白米一升五銭で買えた時代だから、一尾の値段がこんにちに換算すれば、二百数十円に当るだろうか。現在よりは遙かに小さいものが、かなり高い値段で売れたのである。

一尺位の奇麗な色鯉がきたので、鑑賞用に売ったらしいが、遇然に出来たものだろうか、工夫の結果の生産だろうか、そのことはわからない。

成魚は、一本二本と自分のところでも分け売りしたが、下県村の小林半平、岩尾村の木内広作、上桜井村の臼田常太郎らに、七十本から百数十本を卸すこともあった。かなりな数の仲介人もいたのである。

こうして、臼田源吾は、明治七年中に九十二円二十三銭の鯉を売りあげ、仕入六十五円七十五銭を差引いて、二十六円四十八銭の利益をおさめたのである。こんな記録を残しながら、明治維新をむかえた養鯉農民たちは、新時代がもたらしてくれるであろう技術改善や、新しい政治施策を待望していたのである。

町村別漁獲、漁民、漁舟、流通

明治九年、初めて長野県ができあがると、県では、県下の全町村に指令を発して、村々の歴史、人口、物産、寺社などいっさいを詳細に報告せしめ、維新県政発足の根本資料をつくりあげようとした。こんにちの部落単位が、それぞれ一町村を成していた時代で、すべての町村からの報告が集大成された。「長野県町村誌」がそれである。維新早々のことで、町村によっては統計資料を欠いているものもあったろうし、県の指令に対する理解がこぞって正確であったとはいえまいが、明治十年前後における県下町村の様子が、ほぼうかがえる貴重な資料である。その『長野県町村誌』の中から、漁業関係について、四地方別に概観してみよう。

北信地方　千曲川水系では、奥信濃でも更級でも色々な魚がよく捕れているが、常盤や照里のハヤ一万二千貫、が目立ち、鮭、鱒は飯山地方の下流でもかなり採れ、烏居川でも収獲されたが、主として青木島、川合、大豆島など犀曲の合流点に集中している。

牟礼、古町、浅野村からは鮎の報告が目立っているが、戸隠に発して千曲に注ぐ烏居川（当時古間川）が、江戸時代からも有名な鮎の漁場であった。野尻湖はまだ目立っていない。ここが漁場として脚光を浴びるのは、県の放流計画が進められるようになってからで、明治十年前後は、まだ処女地であった。

高井郡夜間瀬村の鯉仔七千七百尾、飯山奥常郷村の鯉五千尾の報告が注目されるが、鯉五千尾は千曲の天然鯉漁獲量としては多過ぎる。夜間瀬村と同じ鯉仔であって、この地方にも、早くから養鯉事業をおこなうものがあったのであろう。

漁獲高は報告していないが、高井郡村山、押羽、山王島、更級郡網掛、上五明、力石、塩崎、東福寺村では、いずれも数隻の漁船を報告している。舟をこぎ出して、かなりな量があげられていたに違いない。

明治10年頃の町村別（北信地方）魚産高

町村名	水系	産額	摘要
塩生	犀川	赤魚 200尾	
七二会	〃	〃 2貫200匁	
水内	〃	鯉 100尾	
		鮒 200〃	
牟礼	鳥居川	川魚 100貫	村内販売
古町	〃	鰍 560匁	
		川魚 12貫500匁	
		鱒 6貫	
		鯉 2〃	
		鰻 600匁	
野尻	野尻湖	鮠 600貫	
		鮒 200〃	
		鱒 180〃	
浅野	鳥居川	鯎 1貫500匁	
		鯉 4貫	
		鮒 1〃	
		鮎 800〃	漁舟2艘
		鮠 3〃	
		鱒 4〃	
豊野	千曲川	魚 35〃	
常盤	〃	鮠 1万2,000貫	
		鯰 50本	飯山へ出す
照里	千曲川	鮠 1万2,000貫	
		鯰 90本	飯山へ出す
常郷	〃	鯉 5,000尾	
		鮒 140貫	

町村名	水系	産額	摘要
		鮒 500疋	飯山へ出す
照岡	〃	鱒 68本	
		岩魚 680〃	〃
北信		鱒 60尾	
		鮭 40〃	〃
		岩魚 150〃	
夜間瀬	〃	鯉仔7,700疋	近村に売る
八幡	〃	鯉 20貫	
		鮒 30〃	
		鮠 70〃	
		スッポン10枚	
		たにし10貫	商人に売る
		蜆 3〃	
		鱒 10本	
		鰍 10貫	
		鮎 5〃	
		かまずか10〃	
青木島	犀川	鰍 20〃	商人に売る
		鮭 800尾	
		鱒 900尾	
川合	〃	鱒 50〃	
		鮭 40〃	
牛島	〃	鯉・鮒〃 鮠110貫	近村に売る
大豆島	〃	鮭鱒卵取場あり	

東信地方　ここでも、漁獲高は報告しないが、中条坂城、雨宮村などは漁船を持っていた。総じて大屋、岩下あたりが豊富な漁場であり、鯉ハヤ・鮎が中心をなしている。江戸時代、鮭がよく捕れた塩田平や、飛魚の名所であった依田川地方の生産報告を見ないが、明治時代に入ると、河川に変化を来たしていたのだろうか。

松代や野沢地方の養鯉は目立って、報告されてい

明治10年頃の町村別（東信地方）魚産高

町村名	水系	産額	摘要
松代		鯉 4,386本	養殖なり
			長野・上田に出す
西条		〃 2,000〃	松代に売る
東条		〃 280貫	〃
滋野	千曲川	鯉 180貫	
		鮒 15〃	商人に売る
		鰍 21〃	
大屋		鯉 10〃	
		鱒 5〃	
		年魚	〃
		鮠 10〃	
		鰍 10〃	
岩下		アユ15〃	上田へ出す
		鯉 20〃	
		鱒 12〃	
		鰍 19〃	
		鮠 35〃	

町村名	水系	産額	摘要
大久保		魚年産20円	小諸へ出す
豊里	松原湖		小舟浮べ釣を垂る
勝間	千曲川		農閑漁業をなす
野沢		鯉 390貫	近村に売る
原		〃 200〃	近村・野州鹿橋に売る
伴野		〃 100〃	碓永郡・小県に売る
中込	千曲川	川魚 500〃	近村・甲府に売る
羽毛山	〃	漁業をなすもの	4人
太田部	〃	〃	4人
平林	〃	〃	5人
海瀬	〃	〃	9人
田口		〃	15人
		鯉美味にして成育最も早し	

たが、既に名を成していたはずの桜井、三ッ塚、前山などの村々が報告していないのは、どういうわけであろう。県の示達を河川における自然魚とうけとったために、養鯉生産は報告しなかったのかも知れない。

中信地方　安曇地方の報告では、漁獲高を書きあげないが、漁猟を営むものの多いのが注目される。これらの漁戸によって、河川の多いこの地方では、かなりな生産を見ていたことであろう。

中川手村の犀川では、多くの鮭が採れ、漁家も二十戸からあって、生産物は主として松本町に出荷した。シーズンになると鮭を捕り、川魚を捕る人びとで賑いを呈し、その風景を見物する客人たちが遠方からもやってきたという。下流の犀曲合流点とともに、鮭・鱒の大漁場だったのである。

奈良井川上流にも、この源流まで遡上してくる鮭・鱒・鮎をねらって、漁師がおり、木曽川でも駒ヶ根（福島）には十六戸もの漁民がいて、福島では、秋風落葉の頃、尺余に及ぶシマメが

明治10年頃の町村別（中信地方）魚産高

町村名	水系	産額	摘要
七貴	犀川	雑魚240貫	松本へ売る
八坂	〃	漁猟を営むもの	19
社	高瀬川	〃	31
神城	仁科湖	〃	7
広津	犀川	〃	30
北穂高	〃	〃	10
平	仁科湖	鮒45荷	漁船10
		赤魚15〃	松本・大町へ出す
広丘		鯉仔30万尾	近村へ出す漁猟をなすもの13
深志	奈良井川	鯉 100貫	
	田川・女鳥羽川	鮒50〃	市中へ売る
		鰻 20〃	
		川魚 200〃	
坂井		たにし50〃	諸方へ売る
中川手	犀川	川魚多く鮭美味なり	
		漁猟をなすもの	20
駒ケ根	木曽川	漁猟をなすもの	16
三岳		淡魚を産す	
福島	木曽川	シマメ美味・尺に余るものあり、赤魚多し	
奈川	奈良井	赤魚産す	
贄川		漁師４人	

万尾を生産し、有数の産地になっていたことも注目されよう。

南信地方　天竜水系は、どこの町村も、漁獲高については、ほとんど書きあげていないが、上飯田の八十八人を初め、漁業をなすものの数が各村々に非常に多い。漁獲高を報告している伊那部村で、八十貫の収獲があった例を見れば、他の村々の多くの漁民たちも、それぞれに相当な漁獲をあげていたであろう。

南向、松尾、鼎、座光寺村あたりは、佐久や松代地方とともに江戸時代から既に、養鯉で知られていたはずだが、ここでも、佐久地方と同様、その産額を報告していない。どういうわけ。この地方の養鯉について、『下伊那の特殊産業』（下伊那教育会刊）が「この地方は古い養鯉の歴史を持っているが、明治初年には殆ど数戸に過ぎなくなっていた」と、いっているところを見ると、県の、この調査がおこなわれる頃には、中絶して、報告する程の生産を見ていなかったのかも知れない。しかし、明治が進むにしたがい、注目すべき再興を見たのである。

県への報告を見ても、諏訪は流石に大漁業地である。諏訪湖の漁業は、江戸時代の宝暦頃、最成期を呈し、幕末から明治にかけて、濫獲が目立ったというが、依然として、まだ相当な獲ぶりであった。しかし維新政府の河川開採れ、木曽街道を往く旅びとたちを慰めてるいと報告した。

深志で百貫の鯉を生産しているが、廃藩後、職を失った士族たちが、松本城の堀を利用して、養鯉を始めたのである。

広丘村が鯉仔三十

明治10年頃の町村別（南信地方）魚産高

町村名	水系	産額	摘要
下諏訪	諏訪湖	鰻 200貫	
		鯉1,000尾	漁猟者 198戸
		鮒35石	漁船65艘
		赤魚10万尾	
		雑魚 100石	
		えび25石	
		蜆70石	
平野			漁船 15
川岸	天竜川	鰻・雑魚	
		年産500円	四方に売る
豊田	諏訪湖	鯉・鰻	漁船 146
		鮒・鮠・えび	漁税75円
		年産 400円	松本・高
		蜆 200石	遠へ売る
湊	〃	鰻・鯉・鮠・鮒・鯰	
		鰭・鮴・えび	漁船280
		鰭・赤魚・蜆	
		年産 4,000円	
中洲			漁船 9
湖南			漁船を営むもの11
四賀		赤魚・鮒・鮒など大凡1万把を出す。諏訪湖に生じ上川に上るものを投網で漁す	
上諏訪	諏訪湖	鰻28貫	
		鮒 1,360	
		鯉 300	漁船 241
		雑魚1万5千貫	
高遠	天竜川	漁業をなすもの23	
伊那部	〃	川魚80貫	漁業なすもの15
			高遠・松本へ売る
東春近	〃	漁猟をなすものあり	
東伊那		〃	
南向		〃	10
西箕輪		〃	20
西春近			あり
片桐		〃	25
上飯田		〃	80
阿智		鯉46貫	
		渓魚 1,300尾	
神原			漁業なすものあり
平岡		〃	

放と、独立自由漁業政策によって、その後、いよいよ濫獲が著しくなり、湖魚絶滅が憂えられてくるのであった。

四賀村の諏訪上社の大門先では、焼赤魚・はぜ・小魚など一万把の売れゆきを見せていた。湖に生じ、上川をのぼってくるのを投網で漁し、小さな串に刺して焼き、串十本を一把にたばねて売るのだが、参拝客のみやげものとして売れるだけでなく、遠く甲府、伊那、筑摩、小県方面に出荷されたと報告している。

漁具、漁法とその制限

明治十二年、長野県では、全県下の漁業者について、漁具漁法調べをおこなった。明治政府の河川湖沼開放と、独立漁業者の自由、無統制な漁獲によって、おいおい濫獲が目立ち、天然魚の枯滅が憂えられてきたため、漁具・漁法を調べた上で、あるものには制限を加えて、水産保護をはかろうと考えたのである。

各郡から報告された漁具漁法について、概略を摘記しておこう。特に注目されるのは、上小地方から「下流における濫獲のため、遡上魚の減退を来たし、従来の漁具・漁法の中に、役立たたなくなってしまったものがある」と、報告していることである。

明治初年の漁具

① 投具類　ヤス（南安・上水）突槍（上水）

② 釣具類　引虫（埴科）友釣（埴科・上伊・下伊・南安）餌針（諏訪）浸針（上伊）指針（上伊）蚊頭針（上伊）餌釣（上伊）釣針（下伊）イカス釣（北佐久）浮釣（北佐久）投げ釣（北佐）釣（南安・上高・小県・埴科・西筑・上水・北佐）

③ 爬具類　蜆鋤簾（諏訪）板オシ（上伊・南安）掻網（下水）

④ 陥穽類　角筌（上高）筌（小県・埴科・下伊・西筑・南安・北佐・上水）カイズケ（小県・埴科・北佐）フシズケ（上伊）牢屋又は出格子（諏訪）魚宿（南安）鉢伏（上伊）モジ（北佐・小県）ツヅ（下伊・水内）カゴ（上水）

⑤ 網具類　引網（上高・北佐・下水・上水・北安）スクダ（上高）四ツ手網（上高・下水・上水）差網（上水）打網（上高・北佐・下水・南安）カスリ（小県）投網（埴科・諏訪・上伊・下伊・北安・上水・南安）清目網（諏訪）掬網（諏訪）サブリ網（下伊）撒網（南安）ホッパ網（南安）サデ網（南安）ササリ網（北安）カイサンデ（北安・埴科）笊籬網（南安）待網（上水）

⑤ 漁撈装置　ツケバ（小県・埴科）張簀（小県・南安）築柵（小県・埴科・諏訪・上伊・上水・北佐・上高・下伊）簗（上伊・下伊・上高）川干（西筑・南安・上伊・下伊）八陳（北安）鱒場（北佐）

実に多くのものが報告されている。これらの中には、同じ漁具を地方地方の方言で、違う風に呼んでいるものもあるし、全く同じ方法ではないが、相似た道具も多い。この報告によって、最も普遍的な漁具や、地方の特質をうかがうことができるのであるが、これらの漁具をつかって、どのような漁法が、地方地方でおこなわれていたか、報告書の中から幾つかを摘記しよう。

築　最も普遍的だが、下伊那では「天竜の本流や、支流を全瀬或は半瀬〆切って、年々暑夏の頃より凡そ四五十日間築を設く。大なるは十五間四方より三十間四方、小なるも五間四方に至る。川流稍々急なる場所を見立て設置す。時候漸次冷気に赴くにしたがい、魚降下してついにかかる」と報告し諏訪は「竹・藤蔓にて縦横に格子の如きものを川の中央水面に拵えおき、その上に簀の中央水際に麻布袋をかけ、川の両方へは石積枠を以て水瀬を止めおくなり。魚は川瀬に押され水と共に下り、簗におく袋に入るなり。」

ツケバ　小県・埴科など千曲川水系だけの報告になっているが、曰く「八十八夜以降付け場あり。川流の中央へ杭木蛇篭などを建設し、その前に石砂を集合し水行を遮る。以てハエ魚孵卵の生育する適度を量り魚の集合するを待って、一昼夜凡そ三度網を投ず。」

カイヅケ　これはほとんどすべての地方でおこなわれるが、上伊那ではフシッケと呼び、南安曇では魚宿といっている。上伊那「六月より九月の間、川中四五尺間四にし、右の内へ石積みをなし柴を覆い、十日ないし十五日間にして周囲に竹簀を張り、下流の方に筌を入置き、石柴を除き捕魚す。」フシズケを以て赤魚を捕うには、秋終に設け極寒に至りて捕う。」

清目網　諏訪湖だけの報告「清目網は長さ一尋余幅十尋余にして楮また麻糸にて製し、上に浮して付し、下にヤトという重りをつけたる網にして、一人にて数反を扱い、湖中に張り置き翌朝揚るなり。主としてカマヅカ・赤魚・ヤマメに用ゆ。」

八陳　仁科三湖だけが報告しているが、諏訪湖の清目網に似たものだろうか。曰く「竹を細く割り簀をつくり、湖岸より五六間沖まで建て廻しおき、湖岸を廻り来る魚を捕う。」

牢屋　また出格子ともいい諏訪湖だけの報告になっているが、明治初年には野尻湖にも伝えられた。曰く「この道具は竹にて製し、中に香餌を入れ、一人にて数個を湖中の水底に沈めおき翌朝引き揚るなり。大小様ざまあれども、旧藩中は湖魚の減少せんことを謀り、この器具を禁止せしも、近来専らこれを用ゆ。」

ツヅ　これは上水内・下水内だけの報告だが、諏訪湖の牢屋に似ている。「寒暖の分ちなく、暖気には浅瀬に、寒気には深みに用う。製法二種あり、一つは箱ツヅといい丈一尺五

寸・幅八寸位、片側竹簀を下げ、俗にアゴというをつくり、石の重りを四方につけ流れを留める。一つは箱ツヅといい丸さ四尺、まわりに石おもり三つつく、あとは箱ツヅと同じ。中に蚕のドキョらを入れて、急流と緩流の間、波界に沈めおき、二日間に一度揚ぐ。

築柵　上伊那「水中急流の浅きところに柵を設け小石を投げ入れ、水垢のなきよう洗置けば、赤魚群をなし産卵せんとするを投網して捕う。」

鉢伏　上伊那「飴糟・麦糟などを煎り甲鉢に入れ、魚の入るべき程の穴を穿ちたる麻布を覆い、鉢に砂の入らざる場所へ沈めおけば、餌を求めんと香気を慕い鉢の中に入るを捕う。

板オシ　上伊那・南安曇「板を以て石を発動し、下の方に網を当て、その中に入るを揚げて捕う。」

掬網・鋤簾　諏訪湖「掬網は諏訪湖にてつくり、漁船の舳につけ、湖の底を引いてエビ捕るなり。鋤簾は農具に似たる大なるものをつくり、湖底を掻き蜆を集めるなり。」

鳥毛・投石　変ったものでは、南安曇が「うぐい・岩魚を捕るに、まず鳥毛を竿につけ岩洞の巣辺へ突入れ攪動すれば、魚驚きて逃出の方を失うを兼て用意のサデ網にて捕う。鳥毛は雉子の短毛を以て竹竿の先に結びつけ、その状鎗鞘の如し」と報告し、埴科が「鯉を取るに、石を積みたる船を川中に浮かべ、深淵に至り石を投じ、鯉驚きて浅瀬に出るを捕う法あり」と報告している。

以上、湖川における幾つかの漁具・漁法を見たが、網漁については、上高井の「引網は、多勢両岸にあって引揚ぐ」南安曇の「赤魚数百群れをなすにあたって、漁者両三人打網をなす」など、共同作業のことも報告している。野尻湖の漁法は極めておくれていたが、氷上の釣りは、すでに江戸時代から行われていたことを報告し、下水内の千曲川筋で、諏訪湖の氷曳に以た漁法が記録されているのも注目すべきであろう、「雪中、氷を割りて引網を用ゆることあり」といっている。

さて、鮭鱒漁業についてだが、小県が「この魚、北境大滝の激流に遮られて登ること少し。ことに近来下流に於て張簀漁盛んにおこなわれ、当郡に至りては登魚稀れにして、この漁を廃するが如し」といっているところを見ると、溯上はおいおい減ってきたらしい。信濃川下流の大河津の分水路がつくられたのは、明治五年であった。

しかし、上高井では「鮭鱒は、主として〆切簗にて、秋の末より冬の始めの漁法なり」といい、上水内でも「鱒の子三年中を川魚と呼び、網釣針にて捕う」と報告し、上流の北佐久でも「鱒場漁法」を記録し、ことに南安曇

は、鮭漁について多くの頁をついやしている。減っては来たが、なお犀川水系や千曲川上流には、随分のぼってきたことがわかる。ここで鮭の漁法を見よう。

撒網　南安曇「毎年十一月の頃、まず河岸の流水甚だ深からざる処へ縄を用いて雌鮭をつなぎおけば、夜間雄魚来て交尾せんとして近接するを認め、撒網を以て漁る。ヤスを以て獲ることあり。」

ホツパ網　「鮭鱒を獲るに又一法あり。枝川の波合または分派へ前法の如く簗ぎとめ流上に簀を張り、流下へホツパ網をかけておけば、魚日暮に際し網と簀間をくぐり上り、夜半に至り網中に陥つるを採る。ホツパ網の製法は撒網に異らず、袋口を以て河流を呑ましめ、静置する。」

鱒場　北佐久「立夏頃より、長さ七八尺位の竹を編み、川を張り切る道具なり」

掻網　下水内「掻網は春土用期より三十日間に限り千曲川に於て行う。カラムシを以て編み、網の目凡そ一寸二分四方位にして、細き木を以て丸輪をつくり、径三尺に二尺五寸位の網の縁を付け、柄の長さ八尺なり。河中に足代を掛け凡そ十間位の先にいて、水の流れにしたがい川下へ掻く。」

ヤス　この方法は南安曇と上水内から報告され、主として千曲下流・犀川筋の漁法と思われるが、南安では「長さ八寸ばかりの鉄製四ツ股の鋭利の針を木柄の長さ一丈より一丈二三尺ばかりなるに結ぶつけ、両手にて魚に突き入れるなり」という。

突鎗　上水内「突鎗は、石へ孵卵を摺りつけるところを狙って突きさすなり。」

これらの報告にもとづいて、実情調査の上、まず、川干・角筌・ツヅ・カイヅケ・八陳を禁止したが、二十二年には、さらに諏訪湖の氷曳きと、同湖の自然ノ化場である阿原地域での漁撈を禁じ、三十一年には、進めて、諏訪湖に流入す河川でのメ切簗をも禁止した。主として、諏訪湖の濫獲を防ぐことに力が注がれたのである。

3　鮭の人工孵化、放流の記録

維新政治の基盤が固まると、政府は勧業局御用係関沢明清をアメリカに派遣したが、視察結果の一つとして、川鮭の人工増殖法を持って帰った。カリフォルニアやサンフランシスコでは、年々数百万尾の種を流し、年々数百万尾の鮭を得ている。各州の清水池沼あるところ、清流河川のあるところ、人工増殖の鮭を見ないところはないという報告であった。

彼が持ち帰った方法は、日本でも有望であり、それを為すべきであるということになって、勧業局が指導にあたり、明治十二年には、全国で二府四県がそれの実施に着手した。

長野県知事楢崎寛直もいち早く、これを取り入れようと目論んだ。まず上伊那郡南箕輪村に孵化養場をつくって、取りあえず越後三面川の鮭卵を移入して孵化し、ついで、千曲川から親鮭を採捕し、上高井郡綿内村に人工採卵場を設けた。それを天竜川・千曲川と野尻湖に放流し、一部分を滋賀県に提供して、鯇と交換し、野尻湖に放流しようという大がかりな企画であった。

南箕輪に県営養魚場

勧業局にたのんで、技師鏑木余三男の派遣を乞い、県勧業課が中心になって、まず南箕輪村字日向に、湧水利用の養魚場をつくることに成功した。松本でも、すでにそのことを計画している者があったが、適当な清水を求めることができず、南箕輪が登場したのであった。

その日の記録を見よう。

明治十二年二月十九日

勧業課　鷹　野　正　雄

天竜川へ鮭魚放流の儀につき勧業局より鏑木余三男出張につき、鷹野正雄南大区派出命ぜられ客月廿五日本県出発、右人同行旧筑摩郡出張所へ罷越し候処、同庁においても兼て深志町在字清水と申候処へ鮭魚卵場設立諸機械等も用意置候え共湧出の清水僅少なるを以て孵卵に相成り兼ね、よって近傍所々点検候処適当の場所これ無く、殊に鏑木余三男の申談にも天竜川近辺然るべき旨につき、同庁第二課協議の上、伊那郡に罷越し数十ヶ所検査の内、上伊那郡南箕輪村の内字日向より湧出の清水大量にして温度も華氏五十度、殊に三尺以上高低これ無き乏地にて適当なるを以て同処と決定、地主共申談候処差支えこれ無く仍てこの所へ孵卵場設立致し度候、元来該村の儀は戸長共においても鮭魚放流の儀につき客年六月中より筑摩出張所へ建白候趣これあり、旁々同人共企望の処にて一際尽力致してくれ、都合もよろしく、該場も出来相成候儀にこれあり候。

県のこの計画にたいして、地元は挙げて協力し、直ちに左のような請書を出した。明治早々の県民たちが、産業振興の新施策をどんなに待望していたか、この史料は遺憾なく物語っている。

御　請　書

謹みて申す。かって聞く、勧農局に於て鮭魚ノ卵蓄養場設置せらるると。頸をのべてその期を待つ。然るに今般明庁並に同寮より派出あってその地を相し、不肖所有地字日向畑を以て可とし、諭さるに其地を貸さんことを以てせらる。不肖常に思えらく、業を開くは我国今日の急務なり、然るに下駑固より其術に疎く遺憾日浅からざるに、今この命を被るを得る、あに雀躍の至りならずや、命正に了諾し、且四十二坪七勺無代にて之を貸上す。よって請書かくの如し。稽首再拝。

長野県管下
信濃国上伊那郡南箕輪村
清　水　清
右村副戸長　清　水　平一郎
有　賀　鉄　二

かくて、建築諸器材費八十円、池堤新設二ヶ所（幅二間、長さ十間）四十六円、人夫一年二十八円、長野よりの鮭卵運搬費九円六十銭、薪炭油諸雑費三十円、借地料五十銭、鮭子一年分代五十円、放流費五円、合計二百四十九円十銭の予算をもって、養魚場が建設された。

取りあえず新潟県三面川から卵を移入して孵化せしめ、三万尾を天竜川に放流し、一万尾を養魚場において養育する計画であった。県の目論みでは、この放流によって一万尾を水揚げできるとすれば、七、八寸のもの一尾四銭一厘と見て四百円の収入となり、年経費二百四十九円十銭、死魚その他の損失百五十円としても、初年度において九十銭の利益となる。これを三年計画で、千曲川や野尻湖にも放流するようにして、十五年には、一万二千六百三十九円の利益をあげようという計画であった。

しかし、玉子や牛肉を投与しながら、襲来する鳥や獣にそなえ、夜番をおいて、水温を見張ったりしなければならない、この全く未知の作業は容易でなかった。何分にも、一両年前にアメリカから入ってきたばかりの技術である。地方の青年たちは、この事業の明日への期待に燃えて、ぜひ技術を伝習させて欲しいと、頻りに志願してくるのであったが、県の係官上野吉徳は、左のように懇々と説得しなければならなかった。

養魚の術の伝習について人民多く願出らるるは勧業局並に出張官にても豪も不都合あるまじく候。然れども本県においては早きに失するの儀もあらんかと存ぜられ候。総て興益を量りこれを普及するはその利害得失確然たる事に非ざれば不能。しからざれば人民損失を招くの憂いあり。しかりと雖も養魚の業たる勧業局に於て試験中にて、本県においても本年を始めとし、あだかも草本の芽の如く、いかなる果実を結ぶや未だ知るべからず。

故に万一この法の不可なる時は、その責たるや免れず。その二は、養魚は利益を量るためとして遊漫にこれなく、故にこれを畜養せば資金何程を要し、而して何ヶ年にして収益何程となるか、それを量り、而してその良否を知る。しかるに勧業局においても、唯々養魚の術のみの研究にして、いまだここに及ばず、いわんや長野県においてをや。本県は今年にその利益の如

何を研究し、確然その有益を認め、然る上人民に諭し、これを勧奨するに非ざれば不都合かと存ぜられ候。

この新しい試みについて、県がいかに慎重を期していたか、いかに心胆を砕いていたかを知り得るのであるが、引き続いて、越後三面川から鮭卵を移入するだけでなく、千曲川で親鮭を獲り、人工によって産卵ヲ化する自給計画にも着手した。

綿内に鮭の採卵場

千曲川筋は屋代橋辺に、犀川筋は安茂里村小市辺にメ切簗を設けて親鮭をとり、近隣の適当な地に産卵場をつくろうとしたのである。しかし、創始の、この作業をおこなうことは、不熟者のよく為しうるところではなかった。不熟な県官だけがその仕事に当って、もしも親鮭採捕に失敗したならば、地元民の激しい反駁をうけなければならなかった。簗づくりには莫大な費用がかかったし、両川簗場の下流落合辺までは、期間中沿岸民の漁撈を一切禁止するのだからである。そこで県は、長年このあたりの簗場づくりに経験を持つ松代町の士族仙道彦八郎ら三人を選んで県官に登用し、そのことに当らせる陣を布いた。

さて、獲った親鮭の産卵場を考えなければならなかった。勧業局派遣の鏑木余三男は県勧業課の野瀬道任と共に、松代町の大日池から川田、大豆島、更らには野尻湖にまで足をのばして、入念な調査を続けた。

上高井郡綿内村字和田の山手に、東勝寺という寺があり、その裏手に豊富な湧水のあるのを認め、そこに人工採卵場を設けることになった。

そこでの採卵構想について、勧業課の鷹野正雄は、上司に左のような計画書を提出した。

明治十二年五月十二日

勧業課　鷹野正雄

大書記官

千曲・犀川にて、年々の鮭魚捕獲高を該川岸の漁夫に伝聞するに千尾以内八九百尾の由につき、右の雌雄共四百尾程母魚に致し候わば凡そ四十万粒の採取見込み、さて、これを十万粒天竜川、十万粒野尻、十万粒千曲川に放ち、十万粒は滋賀県に遣し、同県の鯇魚と交換の積りに候。

こうして、南北に二つの養魚場が完成し、犀・曲での親鮭採捕陣容もできあがると、県では養魚場概則を制定し、夜間作業のための提灯もつくり、卵をとったあとの親魚の処分については、長野町権堂の料亭清水楼に売却するなどという、入念な手筈もきめた。

養魚場概則

第一条　鮭鱒は性質陽光を忌み陰気を好めば室内常に暗黒ならしむべきこと。

第二条　鮭子は物に触れ響に感じ驚愕すべき性質なれば勉めて粗暴の挙動なく深切に取扱うべきこと。

第三条　室内はつとめて清潔にし旦暮新鮮の空気を交通すべきこと。

第四条　育水の流通は間断なきはもちろん非常の寒温なからしめざるよう注意すべきこと。

第五条　食餌は清浄に調理し腐敗不熟物類は決して投与すべからざること。

第六条　養函は時々点検し病魚に意を注ぎもし病魚の徴候あれば立ちに別函に移し全治法を施すべきこと。

第七条　養函中斃魚汚物等あれば速かに除去しこれを遠隔の土中に埋没すべきこと。

第八条　川獺鼠イタチその他鳥類爬虫等の如き外敵の襲入を予防すべきこと。

第九条　縦覧人はもちろん係員と雖も扣所の外煙草を禁止すべきこと。

第十条　縦覧をこうものはこれを許すと雖も室内雑沓はもちろん養函その他の諸器機に手をふれるを制止すべきこと。

綿内村東勝寺裏に、この採卵場が設けられた頃のことについて、近隣の岩野巌は、父親から伝承した思い出話を左のように語っていた。

採卵養魚場がつくられたところは、今は林檎畑になっているが、土表が幾らか降下し少しばかりの清水がにじみ出してい

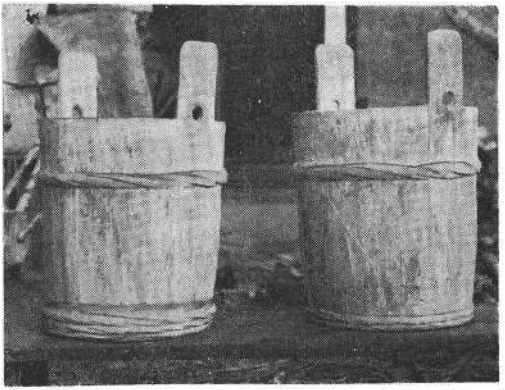

鮭子を運んだニナイ桶

る。当時の番小屋は今も清水部落の清水利雄さんの住宅に使われており、その頃使った鮭子を運ぶニナイ桶が私のところに残っている。内径一尺一寸六分、外径一尺二寸五分、高さ一尺四寸五分の桶に五寸の持柄がついており、木曽サワラでつくったもので、中も外もまつ黒に塗られていた。

東勝寺の豊富な清水は近隣全体の飲用水や田用水になっていたので、村民は挙って養魚場の設置を反対したが、御上の仕事のこととて泣き寝入らされたと聞いている。設立された頃は、そこから流れ出す堰に大きな鮭が流れ出し、村人たちが備中という農具を打ちこんで捕獲したものだと聞いていた。

放流成果、天皇に奏上

このように大がかりな規模を仕上げて、長野県における河川増殖の第一歩が踏み出されたが、この計画の遂行は、沿岸漁民にもいろいろな問題を投げかけた。天竜川に放流の指令をうけた下伊那郡役所では、左のような疑問を生じ、県の指図を申請した。

今般天竜川上流に鮭のハラゴ四万余尾試験のため放流相成候儀につき、五月中旬より七月中旬まで日数凡そ六十日間網簗猟等一切相成らざる旨、沿岸の人民へ懇篤諭達致すべき旨勧番外五三号を以て御達之趣拝承仕候処、しかる処該川数ヶ所の支流之あり候儀もこれあり、沂川候儀もあるべく候間、本川同様相達しおき申可きや、たまたま右達については専ら漁業の期節漁業廃止候儀につき、さきに許可相成居り候営業税本年前半期分は、もちろん免税候て然るべき儀と相考え候えども御達面明文これ無く候間、併せて御伺候条詳細御指令これあり度く候也。

追て本文御達網簗の類は一切相成らず、その他はすべて御差支えこれ無き儀と思考仕候、就ては免税の儀も右漁業に係るものに限り伺い候儀に御座候。

これに対して県では、支川における網簗も禁止し、もちろん免税の指令を発した。折から天竜川の農漁民たちも明日の増産を期待していたので、禁止指令に耐えたのであった。

そして、この計画はまず一年目を成功し、翌十三年、明治天皇の御巡幸を南信濃路に迎えるや、県当局は左のように上奏した。維新県政の業績を自ら吹聴し、大いに自慢したのである。

管内の儀は遠く海岸をはなれる数十里にして、加うるに水運陸運の便ならざるが故に大いに魚漁の利に乏しく人民大不幸と謂つべし。さるに於て明治十二年二月中、上伊那郡南箕輪村地方に一の養魚場を開設。該地方は天竜川接近の場所にして、ここに湧出する佳洌の水あり、冷度五十五度以内にして人工孵卵法に適するのみならず、放流の際魚児運搬等に至るまで万事至便なり。依て同年三月中北越三面川産の鮭卵凡五万粒勧業局より請求、孵卵法を施せしに、水質その他適するが故に漸次発生、五月中に至り二寸ばかりに成長したるを以て、四万尾程天竜川に放流し、残魚を試験のため該養魚場に畜養せしに、目下小は七、八寸より大は尺余に成長せり。

また千曲川の方は従来天然の鮭鱒魚多少産出するを以て、同年秋沿岸綿内村に清涼の良水あるにより該地に孵卵場を開設し、鮭親魚を捕獲、これに人工交接法を施し、冬季までに凡卵数三十万粒余を採取し、そのうち十五万粒余は勧業局養魚場及静岡県管内領家村の養魚場へ分配し、なお滋賀県琵琶湖に産する鯇魚の卵を同県より請求、鮭鱒の卵と併せて三余万の卵を前記南箕輪村、綿内村の両養魚場に於て孵化せしに、いずれも本年三月中二寸内外に成長したるを以て、鮭鱒は天竜川・千曲川に放流し、鯇魚は上水内郡野尻湖に放流せり。

この如く年々人工孵化法を以て造化の妙を奪い、魚苗を各川に畜養せしめば両三年を出でずして、信州人此の魚肉に飽く一大幸福を得、厚生の一端となる期して待つべき也。

この事業はしかし、結局は初期の目的に到達し得ず、三年目にして中絶した。河川湖沼の増殖放流事業も、その初めには、いばらの道を歩いたのである。

4　機械製糸の興勃につれて

幕末の頃、南佐久郡野沢平地方、上下伊那郡境地帯の天竜川水域、それに松代城下を三つの拠点として、信濃路の養鯉事業は既に萌芽を見たのであるが、明治時代に入って急速に発展し、その時代の終り頃には、日本一の養鯉県を築きあげるに至った。

それを成し遂げ得た要素の中には、この郷土の立地条件が、そうしなければ喰っていけない環境にあったという理由もあろうし、信州人の持つ性格と風土性が、それを可能ならしめたという理由もあるだろう。

この郷土の先人たちは、只に養鯉の場合だけでなく、養蚕、製糸においても、リンゴにおいても、或は味噌においても、ひと度それに向うや、やがて先進地を圧倒して、ついには日本一に仕上げてきたのである。内水面漁業においても、鯉に続いて、今や虹鱒を日本一に築きあげようとしている。

しかし、そのような物心両面の風土性があるにしても、養鯉発展のうしろだてには、養蚕製糸のあった事実を最も大きく評価しなければならないであろう。この高原の養鯉発達は、正に、製糸業の勃興とともに歩いてきたのである。

蚕蛹餌料の登場

幕末、養鯉発祥の頃は、専らコヌカを与え・米・麦・大豆、蔬菜類などを工夫していた。下伊那郡鼎村では、寛政年間、大工某の発明した小麦篩機を水車に据えつけると、頻りにコヌカが出たので、それを利用して養鯉が始まったと伝承し、座光寺村北原家の文書には、文化年間「鯉池にコヌカかける」と記され、南佐久郡桜井村臼田源吾の、明治五年の養鯉日記に「しいな米仕入れる」と書かれている。

そこへ、蚕蛹が登場してきたのである。桜井村養鯉事業経営誌は「天保十四年、上野国下仁田より干蛹の移入を開始して以来、池中飼育は盛大に赴き、移入も年々増加せり」といっている。下仁田に出かけ、そのあたりの座繰り農家から買い集めた蛹を、峠越しに運んだのであろうが、天保年間といえば、信州にも相当に座繰り製糸が興り始めた頃である。下仁田からの干蛹以前、地元での蚕蛹買いつけもあったに違いない。

蚕蛹飼料の登場は、確かに画期的なものであっが、しかし、それらの座繰りはまだ、個々の養蚕家の仕事場でとられる生糸であって、規模の大きい工場にはなっていなかった。蛹は「一人にして、数十百戸を立ち廻って」（松代・鈴木市兵衛翁伝）買い集めなければならないのである。したがって、切角の蛹飼料も、所詮まだ、一部先覚者たちの使用にとどまっていた。

明治政府が上州富岡に国営製糸場をつくり、全国から士族の娘たちを集めて、西洋式機械製糸技術を伝習せしめ、日本の製糸業に産業革命を企図したのは明治五年であったが、十年代、長野県は早くも製糸王国となり、日清戦争を境にして、片倉一族が、製糸業に拠って産業革命を成就、日本資本主義経済を農村の中にも定着せしめたといわれている。

かくて、明治年代に入ると、大規模化された座繰り工場や、機械製糸工場から、いくらでも蚕蛹が生み出されてきたのである。養鯉家たちが雀躍して、それに向うものが急増し、特に水田養鯉が躍進を始めた。

松代の養鯉業大瀬直温談　維新の直後、藩中のさむらい衆は動きのとれぬ借金を抱え、職を失い、途方に暮れていた。その時、松代には相次いで大規模な機械製糸工場がつくられ、そこから出てくる蚕蛹が、やり場も無く、侍屋敷の土塀の陰あたりに捨てられ、積まれ、臭気に当惑した。

そこで、喰えなくなつた士族たちが、蛹を使つての養鯉を思いついた。さむらい衆の家開りは広く、大低庭池があつて、以前から愛玩用の鯉を飼つていたから、経験もあつたし、近在の村を見ると次第に水田養鯉が始まつていたので、切鯉を育てて、長野方面に売り出す一方、鯉仔を育て、農家に売ることを考えついたのである。明治十年代には、そんな士族養鯉が五、六十軒もあつた。

養鯉業者の製糸経営

下伊那地方で、蛹飼料を使い始めたのは、明治六年、喬木村の長谷川三友が製糸工場をつくり、そこから出る蛹で養鯉を始めたのが最初だと伝えられるが、その後、座光寺村の北原米太郎も、養鯉池に隣りして、三十人繰りの製糸工場を設けた。米太郎は明治二十年代、大島川が天竜に注ぐ河原で、大がかりな新田を開発し、今もその功績を伝えられているが、その成功の要因の一つは水田養鯉であった。

開墾したばかりの水田が、なかなか思うような成果を挙げ得ないでいるとき、彼は自分の屋敷内に養鯉池と、それに接して三十人繰りの製糸工場を開設し、その蛹で養鯉を盛んならしめ、おいおい成果のあがっていく開拓田と相俟ち、事業が成功していったのである。米太郎の製糸工場は、その後、元善光寺前に移され、この地方における組合製糸の草分けとなった。

北原米太郎の孫庄司談　祖父は初め、開拓田でとれた米と、家でできた繭を持つて、それの売り先である飯田町吉沢利八の製糸工場へ運び、帰りに蛹を仕入れて来たのだが、三里の道を往来することの無駄を思い、屋敷内に製糸工場を建て、充分に蚕蛹をつくり出したのだが、蛹の与え方については、随分知恵をしぼり、工夫をこらしていたようだ。

こうして、明治以来、新飼料の豊富な出廻りは、確かに、この郷土における養鯉事業を大きく導き出したが、それだけに、技術の研究を伴わなければならなかつた。

松代に市兵衛の青鯉

維新早々のある日、松代城下の町はずれで、士族の鈴木市兵衛が、薩長と大砲をつらねて、会津戦争に出陣した

時のことなどを思いおこしながら、せつせと池造りを急いでいた。

彼は、幕末の頃から既に庭池で養鯉の研究に没頭し、界隈に評判高い『市兵衛の青鯉』を育てあげることに成功して、その種を近隣の農民に分ち、水田養鯉を奨励したりしていたが、廃藩で職を失つたさむらい達のために、養鯉の殖産を興そうと考え、真田家の御用商人八田嘉右エ門の別邸を借りうけて移り住み、関屋川の水をひいて、数面の養鯉池をつくろうとしていたのである。

池が出来上ると、池に接して屋敷内に製糸工場を招致し、そこから出る蚕蛹をいつさい提供してもらう約束をとりつけた。一日中、百軒もの座繰り農家をかけ歩いて、蛹を買い集めなければならない労苦がもう無くなり、全力を養鯉技術の研究に傾けることができるようになった。

市兵衛の努力は次第に実を結び、明治十年頃には、松代、東条、西条など近隣の地域で七千本の切鯉を産し、五六十人の士族がその事業に携わって、長野町や上田地方へ売り出すようになつた。十七年には、会員に選ばれて大日本水産会報に「水田に鯉児を放養するの利害」を発表、ついで二十一年には、長野県農商課蔵版の『鯉の飼育方法概略』を刊行して、全国的な反響を呼んだ。迎えられて、政府の主催する水産品評会の審査員となつたのも、その頃である。

彼の育てあげた親鯉が『改良青鯉』と称して、遠く宮城、青森、秋田、新潟県の試験場にまで運ばれるようになり、彼の池が農商務省水産伝習所の実験地に指定された。『鈴木市兵翁伝』（千曲釣徒草）は、彼の養鯉研究ぶりについて、左のように記録している。その頃の養鯉技術、経営、販売方式を知るために興味深い資料である。

養魚池　翁の養鯉池は遍く掃除して清浄拭うがごとし。北園の四池にはすべて魚類の大部分を分散せり、南園の二池は母鯉及び老大の魚を飼う。首夏産卵の候至れば藻草を採り、南園の池に投ず、雌魚一尾に雄魚凡十許り群接す。一尾の産卵凡五十万という。卵珠すでに付着すれば北園の一池に移し、藻草は疎らに散り浮かしむ。積鬱して腐敗をかもすを慮るなり。

その孵出して遊泳するや、先ずたにしをつきて与う。かつ微塵粉と称する細微なる水虫を与うることあり。かくて数日の後より魚苗を酌み取り順次に売り出すなり。漸く発育して一寸ばかりにも成る頃より蛹を砕きて与う。その数幾千万中必ず抜群

にして四五寸に及ぶものを生ず、これを突飛（とび）と名づく。その突飛なるものを留置き、短少のものより売るなり。然る時は短少のものは次第に減少して、長大のもののみ栄養を得て長は益々長を加うるなり。別にまた水を広くし、魚苗を疎らに放ちて発育を早速ならしむるの法をおこなう。

秋季に及べば、その長さみな八九寸に至る。その体格を検し、観骨隆起し背腹豊満して尾根緊く束子形状タイ魚の如く活溌の勢あるものを取る、これを原種となす。冬季は大小の魚を諸区池よりまとめ一二区に取り入れ、余池は悉く水を抜きおくなり。池はすべて新土を要し宿泥を忌むゆえに、閑池の池の水を抜き太陽を池底に受けしめ、春季泥土の乾くをまちて他に運搬し、新水を更にその中にたたえて、魚の大小を区分し、またこれを諸区池に分散す。

凡そ池水の掛落しに注意し、浅き所一尺ばかり深き所三尺ばかりとし、池面は陽に向い日受を能くし、堤上には疎らに樹木を植え魚の夏天清陰に倚り休息する所とす。

飼養について　飼養に供する蛹は必ず再び煮熟して後に用ゆ。常に屋前に大釜を据置き、新鮮の蛹を持ち来り直ちに繭屑を振りわけ、蛹をていねいに煮熟し石に圧して水気を去り、乾燥して桶を並列してこれを貯う。蛹を積むこと山の如きも絶えて臭穢の気無し。屑繭は浣曝して紡績家の需めに応ず、この利益もまた蛹価の一半を補うべし。

餌を投ずるにも常に度あり、凡一日に幾回を定め、先ず魚の動止を熟視す。その集合して底に沈むものは食欲の乏しきなり。この如きものは水流の停滞汚濁によるか、もしくは天候常を変じ体気和を失うにもとずくかと、細視精察してみだりに与えず反覆してその理由を尋ぬ。

もしそれ悠々として数百群をなし散遊快適するを見る、これ健全安康の徴とせり。ここにおいてか蛹篭を抱きて池に臨む。衆魚跫音を聞きて波を起し争い来つて餌を仰ぐこと稚児が慈母の膝下に赴く如し。されど一時に多食飽満せしめず、木杓を以て分量を定め疎々として散布するのみ。

鯉に三種あり　稚魚、壮魚、老魚とす。稚魚は一才魚にして長さ八九寸ないし一尺、目方百二三十匁ばかりとす、壮魚はまた一年飼い立てしもの長さ一尺三四寸、目方百七八十匁に及ぶものあり、三年飼いのものに至るまではなおこの部に属す。養を調え膾に切り甘脆口に適すはこの期のものなり。四年以上を老魚とす、特別の需に非ざれば売ること稀なり。老魚の中につきて長大肥健殆ど三尺に及ぶものを抜きて母魚とす。六十数尾飼えり。

年々売出す所の凡四千尾、量七百貫、売出時期は春揚夏揚秋揚と称す。春揚げは彼岸前後池塘整頓の序を以て魚を捕う。そのうち成る可く大なるものを撰びて売るなり。稍々小なるものは存留して更に飼養し夏揚げの分とす。秋揚げに至りては実

に一年の大収獲なり。是日は例に依り同友相集り、力を併せて網をひき水を落し、魚類区分し、魚商至れば則ち価格を定め量目を検し売渡す。こと終て団らんして魚酒を喫しつ、飼育の方法鮪価の標準など諸般の事を商議す。

長野県における水産試験場の草分けとなつた市兵衛の池の一部は今も残っている。当主一郎は専ら農業を営むが池には、数年前まで七十年の歳月を経て、市兵衛の青鯉が泳いでいたという。

全県養鯉状況の推移（長野県統計書）

	養殖場数	その面積	収獲量	金額
明治37年	3.419	2,294,400坪	289,757貫	268,985円
38	2.825	2,021,094	271,352	285,902
39	2,510	2,086,015	110,865	120,332
40	2,396	1,285,233	90,832	93,843
41	1,766	462,584	66,511	59,928
42	2,331	511,167	66,698	75,234
43	8,595	5,240,012	111,509	105,828
44	8,493	2,540,012	115,889	119,958
45	9,164	3,668,351	113,655	129,772

養鯉生産高の推移

長野県の養鯉事業は、製糸業の発展とともに急速に伸びてきたのであるが、県統計によって、明治三十七年以降の生産高推移を見よう。

池中と水田を合せたものだが、日露戦争中の三十七、八年を最高として、その後、一時後退したが四十年代に入ってまた揚げ歩調となった。明治十年代から急速に発展し始めたものが、日露戦争中、戦力増強を呼びかける政府の施策によって、一段と拍車がかけられ、この増産を見たのである。

日露戦争に突入するや、政府は、全国に向かつて左のような増産指令を発した。

農事畜産と相対して公共団体が更に一段の奨励改善を要すべきもの、これを漁業とす。近来地方団体にて漁具漁撈製造等諸種改善の方法を奨励し、殊に遠洋漁業に対し加えたる保護奨励中、また見るべきもの少しとせず。たとえば香川県が朝鮮海の漁業奨励を以て要とし、漁場探検漁具を計りたるが如く、北海道庁が国

費を以て魚介の人工孵化を試験し、水産巡回教師をして巡回講演或は実地指導をなしたるが如きなり。

更に広島、岡山二県は、そこの漁民がマニラ海に収めたる試漁の好成績にかんがみて、太平洋面の出漁を奨励すると同時に、漁業者の宿弊たる浪費の矯正をはかり、以て恒産を積ましむるため共同貯蓄法を制定せり。

滋賀県は兼て植栽の事業を以て聞ゆるも日露戦いを開くや、ややもすれば消極的節約に流れんとするの弊を憂え、訓令を発して各種の積極的記念施設を奨むると共に、記念養魚場の造成を慫慂せり。その計画に依るに、仮に余吾の一湖を以てするも七年間に、年々十万尾の鯉仔を放流せば三年の後、その半数の鯉魚を養成し得るとするも、なお十ヶ年間における収得は優に十五万円に達する見込にして、琵琶湖沿岸各浦の内湖入江その他潅漑用溜池等に実施するに於ては、その収利挙て測るべからざるものあらんという。

この呼びかけに従って、本県養鯉も大いに伸長したのであるが、戦争が終ると、国内事情に大きな変化がおこった。大国ロシヤを破って一躍世界の市場に脚光を浴びた日本に、工業ブームがひきおこされ、生糸や綿糸が世界の市場制覇に向うのであった。

農村の男手は鉄道敷設や工場建設工事に動員され、女手は製糸や紡績工場へ吸収された。水田にまで桑が植えられ、養魚よりは遙かに利益の多い換金作物が入ってきた。農村人口が俄かに減り出し、都市の工場人口がふくれあがっていった。

そのために、鯉もまた、日露終戦の直後の頃には、上表の如く、一時減産傾向を来たしたのであるが、間もなく、再び増産にむかった。工場や鉄道の建設材を求めて山林伐採が頻りにおこなわれ、そのことに依る河流変化と、維新以来の濫獲が手伝って、河川湖沼魚が減り出したため、県当局が、動物蛋白給源を失う県民保健の重要性を思い、自然魚に代る養殖政策を進めたからである。

5　普及していく水田養鯉

幕末時代における養鯉の多くは、流水利用の池中であったのに対し、南佐久の千曲川、片貝川デルタ地帯では、早くから稲田放養を試みる先覚者がいた。

しかし、それはまだ技術的にも未熟であり、餌料の点にも壁があって、一進一退の形を辿り、魚に伸びるという状態にはなかったが、明治十年代に入り、技術もおいおい進み、蚕蛹餌料が豊富に出廻ると、急速な伸展が促がされた。

佐久市桜井に残っている『桜井村稲田養鯉事業経営誌』（明治末期刊）は「明治十年頃より、稲田養鯉の法もまた勃興するに至れり。これより先、稲田養鯉に心をひそめたりし柳沢某、臼田某らは飼料として専ら干蹄を用い、苦心経営の結果、鯉魚の成育を非常に速かならしめたのみならず、稲作上にも亦好影響を得せしむるに至りたり」と前提し、水田養鯉の利害を左のように強調していた。

鯉魚は常に飛躍しつつ稲田の全面に渉りて遊泳するものなれば、水中に酸素と温熱とを入れ肥料養分の分解を促し、かつ彼らに投与したる餌料は彼らの胃腸を通過して、更に養価を増したる肥料成分となり、稲に供給せらるるを以て非常に稲の繁茂を盛んならしむるものなり。かつ深水の関係上冷気の年においても比較的出穂の時期を早め、結実上すくなからざる良結果を得るものなり。

しかのみならず、養鯉により除草の労力を節減するなり。除草は単に雑草の発生を防ぎ且つこれを除くに止らずして、地返しをなし地中に酸素と温気を入るる必要あるを以て、全然これを廃する能わざるも、一旦鯉魚を放養せば絶えて雑草の発生することなく、全く除草の煩を避くるを得るもなり。故にいわゆる除草として、単に地返しの目的によつて一回これを行うものなれば、頗る労力の節減をなし得るものなり。

その頃の放養手引き

普通の場合、三つの池を用意した。産卵池、孵化池、放養池で、大小は魚の数に応じるが、産卵池は一坪について親魚十尾の割合にし、雌一尾に雄五ないし十尾を放って、四、五十万の卵が得られた。雌雄を同棲させ、河藻を投じておくと、五月下旬に産卵する。

四、五十万粒の卵を孵化させるには、一坪ほどの池があれば充分で、産卵の河藻をそれに散布し、フ化後二十日ばかりを過ぎ、長さ五分ぐらいになったところを放養池に移し、或は水田に放つのである。南佐久地方では、放養池を持たないで、水田にすぐ放養するものもあった。

さらに南佐久では、特にフ卵池も持たないで、産卵された河藻を水田に散布する場合もあった。そのためには、溜池と称する一小池を用意しておき、秋になると数千の鯉魚をここに群棲せしめて、越冬させるのであった。

一般的には、孵化して六月二十日頃に至るとき、すでに田植えをすました水田中に放つのだが、一反歩につき一千尾か五、六百尾の割合で放つのが常であり、餌は蚕蛹を粉末にし、或は大小麦の挽き割粉などを与えた。

七月上中旬には、二三寸に成長するので、蛹を粉にする必要もない。こうして、二百十日頃には、田面の水を除き、住宅近傍の溜池に鯉魚を集めて、一坪百尾ぐらいの割合で飼養し、越冬ののち、翌年六月初旬、ふたたび水田に放養するのである。

これは一反歩につき、四、五百尾が適当とされ、十日ぐらいは餌がいらない。その後、百尾にたいして、一日五合ぐらいから段々増量し、七月中旬には二升ばかりにする。こうして九月中旬に至ると、長さ九寸から一尺をこえ、売れるようになるのである。

餌には蚕蛹を主として、大小麦麩、大豆、たにし、海老の稚魚などを与えるのだが、蛹がどんなに好結果をもたらすかについて、一つの実験報告がなされている。

飼料量	反当収量	増量			当才鯉同		
		二才鯉一尾重量					
		最大	最小	平均	最大	最小	平均
無飼料	一〇貫五三〇匁	三三匁	一三匁	一五、九匁	三匁	一匁	一、八匁
五割減量	四五、八一〇	七九	三三	五一、八	一五	三	五
標準	六四、九八〇	一三八	四四	七三、九	一三	四	八、四
五割増量	七七、三一〇	一四六	七三	九六、四	二四	三	一五、五

（信濃教育会刊　信濃産業誌　明治末期調）

稲作りを忘れて

水田養鯉は東京郊外、群馬、山梨、埼玉、新潟県などを中心に、各府県で奨励されたが、特に長野県で発展した。太平洋戦争が始まる頃まで、本県の養鯉は、常に水田が池中をリードする産額を示し、他府県は池中、溜池が先行しているのに対象的であつたが、この姿は明治三十年代に始まっていたのである。

三十年頃には「県下いたる処、多少の養鯉をなさざるなし」（長野県農会報）といわれたが、最も盛んなのは、千曲川、片貝川に沿う野沢、臼田、大沢、前山、桜井、中込、岸野の村々であり、続いては天竜川の氾濫原の上に立つ地方で、下伊那から上伊那にかけての全域に及んだ。

明治三十八年の例に見ると、群を抜いて多いのが南佐久、ついで下伊那、上伊那、諏訪、東筑、安曇平の順になっているが、水田地帯である更埴地方が比較的産出の少いのは、二毛作地帯だったからであろう。

こうして、水田養鯉が普及してくると、一面、それへの反省がおこった。養鯉に依る利益追及を専らにし、本来の稲作をむしろ従と考えるような風潮も生じてきたからである。明治三十六年、長野県農会では、左のような指示を発し、農家の自省を促したほどである。

一年生放養の場合には、餌料少きをもつて水田に普通の肥料を施さざるべからず。また収獲量に影響するところ少きも、二年鯉放養の場合には、普通の肥料の半減とす。これは、多量の飼料を与えるを以て、鯉魚糞尿自然稲作の肥料となるものなれば、稲作繁茂に失し、往々倒伏して白死多生し、一般品質劣るを常とす。

旦、一の弊風は養魚を専一とし稲作を副業視するの傾向ありて、ために九月下旬、甚しきは十月の交までも水田に放養する故、収獲の時季到達せるにかかわらず、なお漫漑しおきて米質の如何、収獲の多寡等をかえり見ざる如し。もちろん稲作と養鯉とを比較し、養魚に利ありとするは可なりと雖も、一般の農家はこれら収支の計算に無頓着の如し。

養鯉の経営分析

農家には、流行となれば、精密な収支計算を無視して、それに向かう傾きがあった。県農会は、そのことについて養鯉農家に警告を発したのであるが、桜井村では早くそのことに着目し、明治末年には、村農会が中心となり、十坪当りの池中養鯉と、一反歩当りの二年鯉水田飼育に分類し、二つの経営分析をおこなった。

明治四十四年、この村では千四百坪の池を持ち、村内四百反歩の水田に放養して、十万八千尾、一万四千貫の鯉を水揚げしていた。一貫目八十五銭で売れたから、一万二千円に近かい産額であり、正に本場であった。そこでの経営分析を掲げてみよう。

一　稲田養鯉一反歩当収支計算表

二ヶ年鯉飼養ノ場合

収入ノ部

品目	数量	価格	単価	備考
玄米	三石二斗	円 五八五〇〇	一八〇〇〇	糀米二斗 一六〇〇 八〇〇 ワラ百八十貫 二四〇〇 一三〇 籾殻十貫 二〇〇 〇二〇 ノ一箕五百匁百ノモ 収穫魚六十貫 四〇〇〇〇 六七〇 一円ニ付一銭ノ割 一貫五百匁ノ割

畦畔大豆	五舛	四〇〇	〇八〇	
鮒及其他	一貫五百匁	一〇〇〇		鮒及雑魚
計		一〇四一〇〇		

支出ノ部

品目	数量	価格	単価	備考
苗代整地	壱人	四〇〇円		苗代十坪ノ使用人夫
苗代肥料	五〇〇	四〇〇円		人糞及木灰
種子	三舛	三〇〇	一〇〇	種籾及大豆（畦畔用）代
播種害虫駆除及管理人夫	二人	八〇〇	四〇〇	
本田整地人夫	八人	三二〇〇	四〇〇	耕耘畦畔ノ築造ヨリ代掻迄
本田肥料	大豆粕四枚	六〇〇〇	一五〇〇	
	過燐酸一俵	一三〇〇	一三〇〇	
施肥人夫	半人	二〇〇	四〇〇	大豆粕粉砕器使用ヨリ施肥ニ至ル
挿秧人夫	二人半	一〇〇〇	四〇〇	苗取及挿秧人夫
放養鯉魚	十二貫	一二〇〇	一〇〇〇	
除草人夫	一人半	六〇〇	四〇〇	除草ハ一回
飼料代	十五俵	二一七五〇	一四五〇	干鯡一俵正五五貫目ノモノ
飼料給与人夫	二十人	八〇〇〇	四〇〇	一日三回百二十日間ノ給餌人夫十八回ヲ以テ一日トス
器具及損耗			五〇〇	桶笊等其他
本田管理人夫				餌料給与人夫ヲ以テ之レニ充ツ

刈取人夫	二人	八〇〇	四〇〇	刈取乾燥ヨリ束ネ寄セ迄
扱落運搬人夫	五人	二〇〇〇	四〇〇	扱落運搬ヨリワラノ始末迄
玄米調製俵装人夫	四人半	一八〇〇	四〇〇	籾ノ乾燥ヨリ玄米ノ俵ニスル迄
雑費		二五〇		雀威料俵繩代等
鯉魚収穫人	一人	四〇〇	四〇〇	二人ニテ半日ヲ要ス
小作料	一石四斗	二五二〇〇	一八〇〇〇	
計		八七〇〇〇		

収支計算表

収入	支出	差引
一〇四円一〇〇	八七円〇〇〇	利益 一七円一〇〇

2 池十坪当り収支計算表

収入ノ部

品目	数量	価格	単価	備考
種鯉	八百尾	三二〇〇〇〇	〇四〇	一尾五十匁当才壱円二一貫二百五十匁ノ割
鯉魚	四十貫			干鯡一俵五貫目ノモノ
飼料	七百二十尾二百十九貫六百匁	一〇三六八〇	〇八〇	尾数一割減

支出ノ部

品目	数量	価格	単価	備考
管理人夫	二十五人	八七五〇	三五〇	投餌ヨリ販売迄ノ人夫

器具損料	五〇〇〇	器具一切ノ損料及池ノ築造修繕費ノ年割	合計	九三四一〇
地代 米七俵 一二六〇	一八〇	一坪七合ノ小作料一石十八円ノ勘定	収支計算表 収入	支出 差引 一〇三円六八〇 九三円四一〇 利益 一〇円二七〇

二年鯉を水田で飼養した場合、一反歩あたり八十七円の支出にたいし、百四円十銭の収入を見、十七円十銭の利益をおさめることができ、池中養殖の場合には、十坪あたり九十三円四十一銭の支出にたいし、百三円六十八銭の収入をあげ、十円二十七銭の純益をおさめたのである。

水田におけるこの純益は、ほぼ当時の小作料と同額のものであって、このことこそが、稲田養鯉に拍車をかける最も大きな理由であったといわれる。

佐久地方は単作地帯である。米のほかに麦は水田には向かなかつたので、裏作的収入になる鯉が非常な勢いで普及した。しかも農民の魅力は、この収入は年貢に関係がなかつたということであろう。今も昔も百姓は弱いものの代表で、税金に関係がないといえば誰れでもが飛びつく。近所の人のやることが次々と真似られて、普及していつたのである。明治末年に調べられた桜井村の経営分析の中で、特に注目されるのは、当時の年貢料と鯉の収入が殆ど同じであつたということだ。その頃は、一反歩で三、四俵穫れたが、半分は小作料にとられてしまつた。鯉の収入だけでその小作料がおさめられるとすれば、本来の稲作は総べて身につく勘定である。それこそが、普及の大きな原因となつたことが推測されるのである。

（臼田駿著、佐久鯉の歴史的考案）

鯉仔づくりも盛況へ

鯉仔生産も明治以来、南佐久はもちろん、松本、南安北穂高、伊那谷、下高井郡夜間瀬村、東筑摩郡広丘、小県郡岩下村などが、それぞれ地域での供給地となり、殊に北穂高からは、大正時代にかけても県外移出を見るほどで

あったが、すべて、水田養鯉の発展とともに盛んになったのである。

南信濃における一つの拠点は松尾村で、古くから『島田の鯉仔』の名をうたわれていたが、明治初年には、阿島あたりでも生産されたと伝えられるし、上伊那郡南向村史には、明治六年、「本村の前身大草村にて、横前伴蔵、宮崎銀治、同態蔵、福沢市作ら盛んに養鯉を行い、大草鯉の名近隣に知られ、東筑方面より鯉仔の購入に来村するもの多かりき」と書かれている。

しかし、水田養鯉の発達とともに、最も急速に伸張したのは松尾である。ここでは幕末の頃、既に一、二の先覚者たちに依て、毛仔の培養を試みられていたが、明治十七年には三戸が飼養し、末期には三十戸前後を数えるにいたつたと記録している。

松尾のうちでも、東北部を占める寺所や新井部落など、総じて思い川の中流が核心をなした。ノ化場はとかく豪雨に流される心配をもたれたが、天竜段丘の最も下の方にあり、川に向かって僅かな傾斜を見せているだけの思い川沿岸は、排水もよかつたし、流される心配がすくなかったからである。

ここからの毛仔供給によって、天竜沿域の養鯉が大いに延びて行き、伊那鯉の名声をあげ、東信濃の南佐久とともに、信州鯉の一つのメッカとなつたのである。かつての日には、毛仔を静岡方面に仰いでいた地帯が、その後はむしろその方面への供給地ともなり、更にそれを足がかりとして、太平洋戦争後は、鋤柄鹿蔵らを中心とる業者が、美濃地方に進出し、溜池養鯉をも盛んに行うまでにいたっている。

明治三十年頃まで、まだ交通の開けなかった時代、この谷間に入ってくる魚類は、三州街道を馬の背で運ばれる浜名湖の鰻ぐらいのものであった。魚類蛋白の小量を喫く地方民の止むに止まれぬ要求が、鯉仔飼養や、食用としての、養鯉に向かわせたのである。

明治末期、南佐久郡桜井村では、六十戸の主要養鯉家のうち、だいたい二十戸近いものが鯉児を養成し、年に二三百万尾から四百二十万尾の生産をあげ、三百数十円の売上げを見ていた。

6　初めて漁業法制定さる

明治十九年、漁業組合準則が公布された。主として海の場合、漁民を商業資本の制圧から守り、漁民自身による共同の利益を図らせるため、漁民は誰れでも漁業組合員たる資格において、地先水面の漁業権を平等に享受し得ることにしたのである。

しかしこの準則にしたがって、本県あたりの内水面において、組合がつくられるまでには、なお長い才月をかけなければならなかった。まず木崎湖に漁業組合が結ばれ、ついで諏訪湖組合が結成されるのは、遙かにおくれ、明治末年になってからである。したがって、各地に漁業組合がつくられるようになるまで、本県河川湖沼の実情は、維新早々の河湖開放以来、独立鑑札漁業者に依る濫獲が依然として続いていたのである。

明治漁業法の内容

三十四年、政府は初めて漁業法を制定した。定置、区劃、特別、専用の四種とし、それをなさんとするものは、すべて新しく出願して、許可をうけなければならず、定置や区劃漁業権は個人にも与えられるけれども、専用漁業権は漁業組合だけに限られた。江戸時代以来の、「磯は地付」の一村入会の慣行を、組合をつくらせることによって、法制的に確立しようとしたのである。

朕帝国議会の協賛を経たる漁業法を裁可し玆に之を公布せしむ

御名　御璽

明治三十四年四月十二日

内閣総理大臣　侯爵伊藤博文
内務大臣文学博士男爵末松謙澄
農商務大臣　林　有造

法律第三十四号

漁業法

第一条　本法に於て漁業と称するは営利の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業とするを謂ふ

本法に於て漁業者と称するは漁業を為す者及漁業権を享有する者を謂ふ

第二条　私有水面には別段の規定ある場合を除くの外本法の規定を適用せず

第三条　漁具を定置し又は水面を区劃して漁業を為すの権利を得むとする者は行政官庁の免許を受くべし前項の免許は漁業組合に於て其の地先水面を専用せむとする場合を除くの外従来の慣行あるに非ざれば之を与へず

第四条　水面を専用して漁業を為すの権利を得むとする者は行政官庁の免許を受くべし

前項の免許は漁業組合に於て其の地先水面を専用せむとする場合を除くの外従来の慣行あるに非ざれば之を与へず

第五条　漁業組合に於て其の地先水面の専用を出願したるときは行政官庁は漁業の種類を限定して免許を与ふることを得

従来の慣行に因り前条の免許を出願したるときは行政官庁は其の慣行に因り漁場の区域及漁業の種類を定め之を免許す

第六条　漁業免許の期間は二十ヶ年以内とす但し第九条第一項に依り免許を停止したる期間は免許期間に算入せず

免許期間は免許を受けたる者の申請に依り之を更新することを得

第七条　漁業権は相続、譲渡、共有及貸付の目的と為すことを得但し地先水面専用の漁業権を処分するには行政官庁の認可を受くることを要す

第八条　漁業権は免許を受けたる日より一箇年間漁業に従事する者なきときは行政官庁に於て其の免許を取消すことを得引続き二箇年間休業したるとき亦同じ但し行政官庁の認可を受け休業したるときは此の限に在らず

第九条第一項第二項に依り免許を停止したる期間は前項の期間に算入せず

第九条　行政官庁は水産動植物の蕃殖保護其の他公益上必要ありと認むるときは漁業免許を制限し若は停止し又は之を取消すことを得

漁業者にして本法に基づきて発する命令の規定に違背したるとき亦前項に同じ

第十条　漁場の区域又は方位を標示する為め標識を建設せんとする者は他人の土地に立入り又はこれを使用ずることを得

前項の場合に於て漁業者は行政官庁の認可を受くべし

第十一条　行政官庁は漁業者に漁場の標識の建設を命ずることを得

第十二条　第十条に依り他人の土地に立入り又は之を使用するが為め生じたる損失は其の請求に依り之を補償すべし

第十三条　地方長官は水産動植物の蕃殖保護又は漁業取締の為め主務大臣の認可を得て左の命令を発することを得

一　水産動植物の採捕若くは販売に関する制限又は禁止

一　漁具、漁船若は採捕の方法に関する制限又は禁止

一　漁業者の数又は其の資格の制限

一　水産動植物に有害なる物質の遺棄に関する制限又は禁止

主務大臣に於て前項の制限又は禁止を為すの必要ありと認むるときは命令を以て之を定む

前二項の命令には漁具及漁獲物の没収に関する罰則を設くることを得

第十四条　主務大臣は遡河魚類の通路を害するものと認むるときは主務大臣は其の所有者に除害工事を命ずることを得

工作物にして遡河魚類の通路を害するものと認むるときは主務大臣は其の所有者に除害工事を命ずることを得

第十五条　前条第二項に依り除害工事を命じたるときは主務大臣は工作物の所有者に対し相当の金額を補償すべし但し利害関係人の申請に依り除害工事を命じたるときは主務大臣の定むる所に依り申請者之を補償すべし

第十六条　行政庁は水産動物の蕃殖保護に必要ありと認むるときは公有水面に通ずる私有水面に前三条の規定を適用することを得

第十七条　漁業に従事する雇人及雇主の取締に関する規定は命令を以て之を定む

第十八条　一定の区域内に住所を有する漁業者は行政官庁の認可を得て漁業組合を設置することを得

漁業組合の地区は浜浦漁村其の他漁業者の部落の区域に依り之を定むべし

前項の区域に依り難き場合に於ては市町村又は之に準すべき区域内に於て其の地区を定むることを得

北海道に於ては郡を以て漁業組合の地区と為すことを得

第十九条　漁業組合は漁業権の享有及行使に付権利を有し義務を負ふ但し自ら漁業を為すことを得ず

第二十条　漁業組合に於て其の地先水面の専用の免許を受けたるときは組合規約の定むる所に依り組合員をして漁業を為さしむべし

第廿一条　漁業組合の設置、管理及監督に関する規定は主務大臣之を定む

第廿二条　漁業者又は水産動植物の製造若は販売を業とする者は水産業の改良発達及水産動植物の蕃殖保護其の他水産業に関し共同の利益を図る為水産組合を設置することを得

水産組合に関しては重要物産同業組合法の規定を準用す

但し同法中農商務大臣に属する職権は主務大臣之を行ふ

第二十三条　漁業免許若は其の更新を拒否せられたる者又は第八条、第九条若は第十四条第二項の処分を受けたる者其の処分に不服なるときは訴願を提起するとを得

前項の処分に依り違法に権利を傷害せられたりとする時は行政訴訟を提起することを得

第二十四条　漁業免除の違法許可若は其の更新に依り権利を傷害せられたりとする者は行政訴訟を提起することを得

第二十五条　漁場の区域、漁業権の範囲又は漁業の方法に付漁業者の間に争あるときは関係者より行政官庁に裁決を申請することを得

前項の裁決に依り違法に権利を傷害せられたりとする申請者又は争議の相手方は行政訟訴を提起することを得

第二十六条　免許に依らずして免許を受くべき漁業を為したる者は百円以下の罰金に処す免許の停止中又は免許の条件若は制限に違背して漁業を為したる者亦同じ

前項の場合に於ては漁獲物及何人の所有を問はず漁具を没収す但し没収すべき漁獲物を既に譲渡し又は消費したるときは其の代金を追徴す

第二十七条　使用人、漁夫其の他の従業者の所為は漁業者の所為と看做し前条の罰則は之を漁業者に適用す

第二十八条　第三条、第四条の権利を侵害したる者は被害者の告訴に因り百円以下の罰金に処す

第二十九条　漁場の標識を移転し又は毀壊したる者は三十円以下の罰金に処す

第三十条　明治三十三年法律第五十二号の規程は本法又は本法に基づきて発する命令に依る犯罪に之を適用す

附　則

第三十一条　本法は明治三十五年七月一日より之を施行す

第三十二条　本法の規定は臘服獣猟法の効力を妨げず

第三十三条　本法施行前に受けたる漁業の免許又は公有水面使用免許に依る第三条の漁業者は本法施行の日に於て本法に依り免許を受けたるものと看做す但し其の免許期間は第六条の期間内に於て行政官庁之を定む

第三十四条　従来の慣行に因る第三条又は第四条の漁業者は本法施行の日より一箇年以内に出願するときは之に免許を与ふべし

前項の漁業者は其の免許を出願したる者に在りては許否の処分を受くる迄の間其の他に在りては本法施行後一箇年間従前の例に依り漁業を為すことを得

第三十五条　本法施行前に於て水産業の改良発達及水産動植物の蕃殖保護其の他水産業に関し共同の利益を図る為行政官庁の認可を得て設置したる組合にして本法又は本法に基づきて発する命令の規定に牴触せざるものは本法施行の日より本法に依る水産組合と看做す

漁業権出願者相次ぐ

漁業組合準則を公布して、組合結成を導き出そうとし、更に漁業法を制定して、専用漁業権を与え、沿岸漁民の保護と、その手に依る濫獲防止を期そうとしたのであるが、海の場合と違つて、河川湖沼漁業者の団結には、まだなかなか関心が盛りあがってこなかった。

漁業組合の場合、それの指導力となるべきはずの顔役たちが、むしろ従前の独立漁業に魅力を感じ、組合結成などはかえって邪魔だと考え、動き出さなかったからである。だから、有力者たちは、組合結成に向う前に、競って定置や区画漁業権の出願に殺到、慣行による地先漁業の免許を受けようとした。

新法による区劃漁業権の長野県第一号は、森田斐雄の野尻湖におけるものであった。森田は上田出身で長野市に寄留し、県会議長になったり、上水内郡長を勤めたり、上田電灯株式会社を興した事業家であった。漁民としてよりも、事業としての先見から、野尻湖の漁業権を獲得したのである。

長野県告示第二百五十八号

長野市横沢町九十四番地寄留森田斐雄出願ニ対シ上水内郡信濃尻村ヨリ古間村ニ渉ル野尻湖全部ニ付左記ノ通リ区劃漁業ヲ免許ス。

明治三十五年九月五日　長野県知事　関清英

一、免許番号　第一号
二、免許月日　昭和三十五年八月廿九日
三、漁業権者の氏名住所
　長野県長野市横沢町九十四番地寄留
　森田　斐雄
四、漁場の位置　上水内郡信濃尻村ヨリ同郡古間村ニ渉ル　野尻湖全部
五、漁獲物の種類及名称　区劃漁業第二種魚類養殖業　鮭及鱒魚類
六、漁獲物の種類　無制限
七、漁業の時間　免許ノ日ヨリ満十五年間
八、免許期間　従来ノ地方慣行及契約ニ依ル
九、免許ニ付シタル制限　投網掬網釣具等ヲ用ユル漁業並ニ用具類及藻類ノ採取ヲ妨グルコトヲ得ズ

野尻湖の区劃に次ぐ免許第二号は、更級郡力石村小宮山元治の千曲川水系における定置漁業であり、続いて、小県郡城下村柳沢竹次郎、塩川村高木茂郎、横山末之助らが許可をうけ、天竜水系では、下伊那郡下条村伊藤徳弥が、支流和知川で最初の免許者となった。

定置漁業のほとんどは簗であり、三十五年以降の県の記録を見ると、年々何十人もの多くが免許をうけている。彼らの多くはいずれも村内の有力者であって、資力を持たない漁民たちは、免許者の権利のもとに漁業にたずさわるのであった。

定置漁業の免許をうけようとするものは、詳細な漁場図と工作場設計書を添えて年々出願し、県は、いちいち命令書を付して許可を与えるのである。一例を見よう。

定置漁業免許願書

一、漁場、位置及区域　別紙漁場の通り（略）
一、漁業種類及名称　定置漁業簗類漁業
一、漁獲物ノ種類　（略）
一、漁業時期　拾月、拾壱月、拾弐月及参月
一、免許期間　自大正弐年拾月壱日
　　至大正参年参月参拾壱日

前記之通り定置漁業免許相受度別紙漁場図略相添へ此段相願候也

長野県上水内郡柳原村参百弐拾四番地
大正弐年拾月壱日　出願人　山口武一郎
長野県知事依田銈次郎殿

○

漁業工作物設計書

一、マセ木　但し杉長弐間半弐拾参本、壱間半弐本（末口壱寸五分）計弐拾五本
一、杭　但し杉長五尺拾参本、四尺拾本（末口四寸）計弐拾参本
一、竹簀　但し四尺（巾弐間半弐拾枚）

右之通りニ有之候也

出願人　山口武一郎

○

長野県指令農甲収第一六八二号
免許第五七号

長野県上水内郡柳原村参百弐拾四番地
山口武一郎

大正二年十月一日付出願定置漁業簗類ノ件免許ス
大正二年十月十六日

長野県知事　依田銈次郎

○

長野県指令土甲収第二〇六〇号

上水内郡柳原村　山口武一郎

大正二年十月二日付願公有水面使用之件聞届ク

但別紙命令書ノ通心得可シ

大正二年十月十五日

長野県知事　依田銈次郎

命令書

上水内柳原村

使用人　山口武一郎

公有水面ヲ定期間一定ノ使用料ヲ以テ使用セシムルニツキ本命令書ヲ下付ス

第一条　使用免許スル公有水面ノ位置ハ上水内郡柳原村大字村山一里塚外新田官有千曲川敷ノ内水面反別弐畝歩ニシテ図面（略）記載ノ区域トス

第二条　使用ノ目的ハ定置漁業ノタメ簗設置ノ用ニ供スルモノトシ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ズ

第三条　使用期限ハ大正弐年拾月拾五日ヨリ大正参年参月参拾壱日迄トス

第四条　使用ノ方法ハ願書添付ノ使方法書ニ依リ工作物ヲ設置スル外他ノ工事等一切施スコトヲ得ズ

第五条　使用料ハ金壱円弐拾銭トシ本命令書ノ日ヨリ弐拾日以内ニ納付シ、但中途使用者ノ都合ニ依リ使用廃止スルコトアルモ前納ニ係ル使用料ハ之ヲ還付セズ

第六条　漁業権ノ処分ニ伴フ水面ニ関スル権利義務ニシテ本命令書中変更ヲ生スルモノハ更ニ命令書ノ訂正ヲ出願スベシ

第七条　期間中ト雖モ公害ヲ生ジタルトキ若クハ法律命令ノ施行ニヨリ又ハ公益上其他行政庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ本命令書ノ条項ヲ増減変更シ又ハ本件水面使用ヲ停止シ若クハ禁止スルコトアル可シ

第八条　使用人ニ於テ本命令書ノ条項ニ従ハザルトキハ之ヨリ生シタル損害ヲ賠償セレムベキハ勿論本件許可取消スコトアル可シ

第九条　水面使用ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘントスルコトアラバ使用人ノ費用ヲ以テ之ヲ除カシメ又ハ予防セシムルコトアル可シ、若シ之ヲ怠ルトキハ行政庁ニ於テ之ヲ執行シ其ノ費用ヲ使用人ヨリ徴収ス

第十条　第七条第八条ノ処分ニヨリ本件水面ノ使用免許権ヲ失ヒ該権ノ行使ニ変更ヲ来シタルガ為メ使用人ニ於テ何等ノ損害アルモ行政庁ハ其賠償ノ責ニ任セズ、但使用免許権ヲ失ヒタル場合ニ於テ該水面ニ現存スル使用人ノ物件ハ使用人ノ費用ヲ以テ行政庁の指定シタル期限内ニ之ヲ除去シ原形ニ復スベシ、若シ期限内ニ除去セザルトキハ行政庁ニ於テ除去シ其費用ハ使用人ヨリ徴収ス期限満了又ハ使用人ノ都合ニヨリ該水面ノ使用ヲ止メタル場合ニ於テモ前項但書ヲ適用ス

右ノ条項堅ク遵守ス可シ
大正弐年拾月拾五日

長野県知事　依田銈次郎

最初の長野県漁業取締規則

漁業法にもとづいて、翌三十五年、長野県では最初の漁業取締規則を公布した。内容は「氷曳き」「ズリ引」「ソ朶を沈めてなす漁業」「ジョレンに依る蜆の掻取」を禁止するなど、主として諏訪湖を対象とするものが多かったが、他の河川湖沼についても、簗の取片付け促進、魚類の通路遮断の制限を初め、取締方針が明示された。かくて、本県における水産の保護増殖政策が本格的に出発したのである。

漁業取締規則を左の通り定む

明治三十五年十月十八日

長野県知事　関　清英

漁業取締規則

第一条　諏訪湖に於て左の漁業をなすことを禁ず。

一氷引き一、ズリ引一、ソ朶を沈めて為す漁業一、三分目以下のジョレンを以てなす蜆の掻取

前項の規定は同湖の湖水成にこれを適用す。

第二条　諏訪湖に流入する河川に簗及瀬張堰を設置して漁業をなす事を禁ず。

第三条　天竜川字釜口にソ朶及ヤツカを沈めて漁業をなす事を禁ず。

第四条　諏訪湖内に石炭殻を投棄することを禁ず。

前項の規定は同湖に通ずる河川にこれ適用す。

第五条　諏訪湖内字河原及渋のエゴに周年禁漁区を設置し水産動物の採捕を禁ず。

前項の区域は豊田村字清雲開六、六四五番口の九第一号不動標識杭より同村字湖畔二、二四九番イ号二第二号不動標杭一直線見通し以内の水面とす。

毎年三月一日より七月三十一日まで前項の区域内に於て水産植物の採取を禁ず。

第六条　漁場に定置したる漁具及これに附帯せる工作物は漁業時期終了後若くは免許期間満了後遅滞なくこれを除去すべし、免許を取消されまたは制限せられたるときまた同じ。

第七条　水産動物を疲憊若くは斃死せしむべき有毒物または爆発物を使用して公有水面に通ずる私有に於て水産動物を

採捕する事を禁ず。

第八条　溯河魚類の通路を遮断して漁業をなすときは河川流幅の五分の一以上の魚道を開道すべし。

第九条　漁業に関する出願申請届出書類は漁場の属する市役所または町村役場及郡役所を経由すべし。

知事へ提出する前項の書類に対し郡市長に於て意見あるときはこれを付すべし。

第十条　漁業法施行規則第五十八条に依り郡長に提出する認可申請書には漁業免許状写を添付すべし。

郡長前項に依り認可を与えたるときは書類の写を添え速に報告すべし。

第十一条　第一条に違反したるものは拘留に処し漁具を没収す。

第十二条　第四条に違反したる者は漁業法施行規則第六十五条に依る外漁具を没収す。

第十三条　第二条第三条第四条または第六条に違反したるものは拾円以下の罰金に処す。

第十四条　第五条に違反したる者は科料に処す。

附　則

第十五条　本則は発布の日よりこれを施行す。

第十六条　明治三十一年四月県令第二十二号はこれを廃止す。

7　花盛りの河川湖沼

明治八年、維新政府がすべての漁場を国有とし、鑑札さえ受ければ、誰れでもが、どこででも魚を獲れることになった時から、河川湖沼漁業が著しく盛んになり始めた。副業としての農間稼ぎよりも、専業的な漁民が活動し始めたからである。

一般的に、維新以来の日本水産は三つの時代を劃して発展をとげたといわれる。第一期は明治三十四年、初めて漁業法が布かれる頃までであって、この間、既に前代から発達しかけていた沿岸漁業が極盛に達し、この期の終りには、幾分か衰退を示した。

第二期は、明治後期から大正十年前後までで、衰退を示し始めた沿岸漁業から、新漁場を求めて、次第に遠洋へ向うようになり、漁船、漁具、漁法の進歩に支えられて、それが可成りのところまで進んだ。そして、その後の第

に期に、日本の世界的な遠洋漁業が完成されたのであるが、その時、太平洋戦争が勃発し、敗戦によって、多くの遠洋漁場を失わなければならなくなったのであった。

以上の発達過程は、主として海においての姿であったが、その第一期、三十年前後の頃、この郷土の内水面漁業はどのように推移したか。矢張り、日本的な足どりと同じ姿で歩いていた。河川においては、三十年代に極盛期の観を呈し、諏訪湖では、二十年代に極盛期を見せたが、沿岸漁業が衰退を示したのと全く期を一にして、三十年代には著しく漁獲量を減じた。そして、海においては、遠洋に新局面を求めていったのに対し、内水面では、新しい方向を河川湖沼での放流事業と養殖とに求めていったのである。

漁業者の盛衰

明治十三年、政府は、漁業者を二分して、専業者と兼業者の別を確立した。「漁民を分って二類となす。一は、農商工の業に従事せず、専ら捕魚、採貝藻を以て生計をなすもの、これを専業と称し、一は、農若くは工商の余業に捕魚、採貝藻をなし生計の一助となすもの、これを兼業となす」旨、指令を発した。

この確立に基き、長野県では明治十六年、最初の漁戸調査を行い、爾後、しばしばそれを続けたが、ここにその変遷のあとをかかげてみよう。

十六年には、まだ全く専業者を見ず、兼業者二、三八九人を数えたが、二十年になると、一七六人の専業を生じ、兼業の数も増した。専業者はほとんど諏訪湖であったが、次第に河川でも専業者が生じてきた。

年を追って、漁業者は増大し、三十年には四千人近くを数えて、十五年間にほぼ倍増した。その後、専業者は一進一退の盛衰であったが、二十年代には漁船の数も非常に多く、千曲川水系で九二、天竜川で三、仁科三湖で二二、諏訪湖では一、二二六隻に及んだ。それが、上表でもわかるように、二十年代後半から、諏訪湖の漁業は、専業者も兼業者も減退し始めた。湖魚が減ってきたからである。

漁業戸数の移り変り（長野県統計書）
（カツコ内専業者・差引いたもの兼業者）

		明治 16	20	25	30
南	佐	—	—	75(3)	302(2)
北	佐	—	49(7)	110(5)	108(2)
小	県	269	68(2)	213(4)	721(3)
諏	訪	1,061	1,140(64)	862(38)	839(27)
上	伊	246	90(8)	305(16)	278(9)
下	伊	190	10(—)	150(8)	149(75)
東	筑	—	61(2)	221(4)	228(4)
西	筑	—	98(18)	261(14)	334(15)
南	安	—	41(1)	94(—)	85(—)
北	安	115	11(1)	154(—)	132(—)
更	級	167	634(7)	217(9)	188(6)
埴	科	192	69(20)	179(14)	148(12)
上	高	48	19(4)	138(4)	132(4)
下	高	42	58(10)	98(3)	87(3)
上	水	53	114(32)	95(12)	78(3)
下	水	6	16(2)	21(11)	18(12)
合	計	2,389	2,528(176)	3,193(145)	3,827(117)

〔注〕—は報告なし

ともあれ、このようにして、旧幕時代には、簡単に士農工商だけに片づけられていた農民の世界にも、更に、その中での職業の細分化が始まってきたのである。

大方は田圃に働き、暇なときには魚も取るのが百姓だというのではなく、水産が農村における産業構造の一つの要素となってきたのであった。

船に舟を積んで出漁

諏訪湖では明治二十年前後の頃、河川においては明治の後半、いずれも漁業極盛の観を呈した。最盛期、諏訪湖畔の花岡部落などは、どの家でも漁業鑑札を掲げない家は無く、鮒の漁期には、夜間、村中を挙げて出漁し、カガリ火を燃えたてる漁船が何百艘もつらなって、湖上の絶景が目を見張らせたという。

河川も同じように賑った。明科から松本に至る区間の犀川筋では、全国的にも珍しい鮭の瀬付漁法が盛んに用い

られて、旅びとの目を奪い、天竜川では、莫大な人力と資材を投ずる大がかりな全瀬メ切簗が設けられて、盛大な簗祭が地域の住民を昂奮させた。

千曲川漁協組の監視員和田松治（長野市川田）は父祖以来の漁民の一人だが、その頃の活況ぶりについて、左のように話していた。

和田松治談　父寅之助は漁船も持っており、数人の仲間といっしょに千曲川で、上流は坂城あたりまで、下流は飯山あたりまでも泊りがけで出漁した。その頃は、越後境に近い大滝から松代まで帆かけの通船が上り下りしていたが、六間に七間のその帆かけ船に、二間半の自分の漁舟を積んで、よく松代の岩野辺へ出漁した。

岩野に見晴屋という料理屋があり、四、五日間もそこに寝泊りして引網を打つのたが、三貫目ぐらいの鯉や二貫目もある鮭がよく獲れ、一貫目ぐらいの鱒はいくらでも獲れた。冬になると池が凍るので、無数の鴨が千曲川におりて来て、魚を掻き廻してしまうため、時によっては殆ど獲れないこともあったが、盛んに獲れる時は、二カ月の漁期内に、今の金に換算したら六百万円から七百万円ぐらいの水揚げをしたように思っている。

明治の終りから大正になると、それが段々減ってしまったが、それでも、大正十二年に千曲川漁業組合ができて、自由な独立漁業がダメになり、地先の専用漁業権になる頃までは、そのような漁業のやり方が続いていた。副業とはいうけれども、二カ月で、だいたい一年喰っているだけの収入をあげた。

ツケ場宴の歴史

千曲川水系の名物になっているツケバ宴が、いつ頃から始まったかの歴史は明らかでないが、更埴漁協組の堀内荘一郎は、その地方での伝承をつぎのように報告している。

今から九十年ぐらい前、明治の初め、戸倉に酒造りの坂井量之助という人がおり、時折仲間を誘って千曲河原に出かけ、魚

を獲って、その場で焼いてたべるのを楽しみにしていた。これがツケ場の始まりだと伝えられる。その頃、坂井がこのあたりに湧湯があるのを認め、明治二十六年に一念発起して開湯したのが、戸倉温泉の始めであり、温泉の発展につれてツケ場宴も賑やかになった。この地方のツケ場は四月上旬から七月下旬までの三カ月で、シーズンには八十カ所もの漫幕が河原に張られウグイの塩焼、魚でん、天ぷらなどで客を喜ばせている。

島崎藤村が小諸に住んだのは、明治三十年代であるが、彼は「小諸辺ではハヤがよく獲れるが、土地の人たちが千曲川の岸へ酒を提げて行って、河から釣ったばかりのハヤを魚田にして味うなどは、ちよっと旅の人の知らないことだ。ハヤの魚田は素ばらしい」と書いている。

三十年頃、明治の農民たちにとっては、河原での魚田の宴が、日常生活をうるおす、この上もないリクレーションだったのである。やがて、旅人たちも、その宴に興味をひかれて加わるようになり、こんにち風なツケ場への発展となったのである。

千曲川漁協組の創立者であった山口武一郎（長野市柳原）は、明治漁業法が定置漁業権の免許制を布くや、まつ先にそれを受け、村山橋付近に簗を設けた一人であるが、その頃のツケ場の活況ぶりについて、左のような『鮭鱒川沿革記』を残している。

由来吾信州は到る処山岳重畳として高地に位し、環境海と接するの地無く、魚類は僅かに馬背により遠く越後より輸入せられつつありし状態なりしに、今や漸く溌剌新鮮なる美肉を味うを得、爾来需用頓に起り、その美味たるや海水魚の到底及ぶべきに非ずとして各地に喧伝せられ、川鱒川鮭の声価大いに発揚すると共に、漁獲の技術も長足の進歩を遂げ、自然販路も拡張せられ、顧客は遠近を問わず蝟集して絡駅をなす。

千曲、犀川の簗川漁期においては時あだかも春秋行楽の好季とて遠近人士の遊楽地となり、漁場付近は一日の清遊を試みんと来遊し、鮮魚の飛躍して銀鱗の陽光に映じて五彩を放つの壮観を見んとする者、或は宴を張って歌舞喧腹する者日一日と多きを加え、大享楽場化の観あり、従て付近村落の食膳を賑わす唯一の嗜料となり現今に至る。

こんにちのように、いつどこででも遊べる娯楽場や、遠方にでかけるリクレーション旅行のなかった時代、ツケ場の宴遊がどんなに農民のいこいであったか、更にまた、海無し郷土の地域住民にとって、食卓を飾ってくれる川魚が、どんなに喜ばれたか、この記録は遺憾なく偲ばせている。

漁獲高の足どり

明治時代における本県の河川湖沼漁獲高統計を見ると、年によって一進一退はあるけれども、二十二年には二六万貫であったものが、三十二年には三六万貫となり、三十八年には五三万貫となって最高の記録をつくった。日露戦争中の食糧増産の要請に応じて、この記録がつくられたのであろう。地区別では、諏訪湖の生産が大半を占め、河川では上小地方が最も優れた漁場であり、ついで天竜川の上伊那地方や、明科を中心とする生坂から松本までの犀川が多かったけれども、木曽川、千曲川下流地域でも、尺余の鮭、鱒、鯉などが少なからず収獲された。

明治時代の河川湖沼漁獲高
（長野県統計・単位貫）

22	265,287
23	111,847
24	203,388
25	279,451
26	153,392
27	188,201
28	160,475
29	181,108
30	171,715
31	151,380
32	368,371
33	243,051
34	201,252
35	194,758
36	172,634
37	253,881
38	533,282
39	286,077
40	191,813
41	240,203
42	302,807
43	316,794
44	273,016

三十年代に入ると、大宗をなしていた諏訪湖の生産が目立って減少したにも拘らず、全体としては必ずしも減少

せず、むしろ増加さえ見たのは、河川が活況を呈したからであった。

総じて、明治時代の足どりは、二十二年から二十五年までの数年間が一つの盛期であり、その後やや後退したが三十二年から数年間、つまり漁業法が制定されて、定置漁業が免許制となった頃から、また一つの盛期を現出し、四十年代は、連年三十万貫前後に固定した。そして、大正時代へと続くのである。

減る魚、ふえる魚

北海道についで、全国第一の長い河川沿岸線を持つ本県では、太平洋側から、或は日本海側からの遡上魚があり気候風土も複雑な様相を持って、いるため魚族が多く、三十有余の魚種にのぼるといわれる。

冷水性から温水性にいたるあらゆる魚族があり、本川の上源や支流の渓谷には、いわな、やまめ、かじかなどが多く、中流では鮎、うぐい、はや、下流では鯉、鮒、うなぎなどがよく獲れた。蜆やえびは、村々の小川や池沼でも収獲されたが、諏訪湖ではそれが王座を占め、県内の村々に行きわたって売られた。

明治時代における魚族別漁獲高の変遷を見よう。年々鮒、はや、うぐい、かじかなどは、どの河川にも共通してそれほどの消長はなく、多量に漁獲されたが、魚によってはいちじるしい増減を見せている。

二十八年の統計では、一番獲れたのははやであり、ついでは鮒、鮎、鯉、かじか、どじょう、鰻、鱒、鮭の順序であった。鮎の一万四千貫、鮭の一千貫などが特に注目される。

天竜、千曲、木曽川におけるそれらの遡上魚が、明治時代、どのように盛衰したか。二十八年は一万四千八百貫も獲れた鮎が、四十四年には僅か一千貫に落ち、十分の一になってしまった。鮭、鱒も盛衰が激しかった。二十八年には一千貫を上廻ったものが、ひどい時には七、八十貫に落ちこんだ。しかし、これは、明治末期になると殆ど旧に復し、大正時代には、むしろ二十八年を上廻るようになった。三十年代において、一時、千曲川の鮭、鱒漁獲が、どうしてこのように急減したのか、その理由が明確でない。

魚獲高の足どり　（長野県統計・単位貫　35年以後統計を欠くものがあるが、それは雑魚に編入されたのか）

イワナ	ドジョウ	フナ	カジカ	ナマズ	その他魚	シジミ	その他の貝	エビ
1,189	3,096	15,219	4,168	1,383	37,672	21,496	31,231	2,654
1,274	3,692	17,976	3,132	2,377	35,544	31,185	51,673	4,654
1,455	4,105	15,027	3,685	1,654	37,308	16,801	60,110	3,933
1,216	4,376	13,267	3,565	1,806	32,567	16,757	48,599	4,344
1,115	4,281	15,742	2,945	1,974	32,345	213,993	71,734	5,388
3,555	3,819	10,459	3,086	2,082	34,839	99,577	57,763	4,861
1,484	4,189	16,534	3,189	1,984	31,289	67,965	45,477	5,319
—	—	—	—	—	49,386	99,697	12,046	21,717
1,053	2,817	17,192	3,210	—	44,128	98,457	11,563	7,656
—	—	—	—	—	83,454	71,927	24,020	12,385
—	—	—	—	—	29,955	84,852	32,560	13,170
—	—	—	—	—	32,099	85,377	11,559	13,170
—	—	—	—	—	30,694	82,873	11,358	13,142
—	—	—	—	—	90,206	45,132	41,915	5,306
—	—	—	—	—	70,661	89,058	49,042	90,838
—	—	—	—	—	40,627	75,375	38,470	32,056
—	—	—	—	—	40,941	24,039	48,187	27,604

鮎、鮭、鱒などの遡上魚が漸減していく当時においても、鯉と鰻は逆に足早やな増量を辿り、三十七年には、鯉が三十六万貫の記録をつくって、十年間に三十倍の増加となった。しかしこの統計の上で、鯉が三十培もの増加を示していることについては、余りにも多すぎるので、統計作製上に何らかの事情があったとも思われ、解しがたい要素がふくまれている。

8　幅広い養魚の試み

本県における養鯉の歴史については、既に、その足跡を見てきたが、明治時代には、伝統の鯉だけでなく、もっと巾広く、さまざまな魚族の放流や養殖が試みられ、以後の時代への胎動となった。

尤も、そのような試みは、江戸時代にも全然無かったわけではない。諏訪湖では、寛政年代、早くも湖畔の先覚者たちが、琵琶湖から源五郎を、富士川からエビを、更に天保年間には蜆を甲州から移植したと伝えられるし、各藩の城主たちも、

明治時代の河川湖沼魚類別

	サケ	マス	アユ	コイ	ウナギ	ハヤ	アメノウオ	ウグイ
明治28	1,103	1,453	14,821	9,845	2,584	18,748	1,931	14,324
29	267	1,012	7,133	10,266	2,556	17,673	1,711	10,920
30	320	735	4,741	10,703	1,992	19,253	1,985	10,784
31	206	802	2,956	6,629	2,141	17,728	1,723	10,594
32	148	484	654	8,622	3,279	12,818	1,357	7,440
33	107	640	948	14,475	2,614	12,203	1,443	6,264
34	79	538	3,936	11,131	2,607	13,405	1,133	7,924
35	240	564	1,063	8,041	2,204	—	—	—
36	122	551	806	7,361	1,990	—	—	7,366
37	84	1,757	2,822	53,203	4,229	—	—	—
38	291	3,430	653	365,054	3,317	—	—	—
39	249	2,582	705	135,048	5,288	—	—	—
40	179	2,992	1,750	41,972	6,853	—	—	—
41	267	2,660	4,806	47,243	2,668	—	—	—
42	240	3,024	1,116	56,247	2,581	—	—	—
43	185	2,820	1,132	123,476	2,653	—	—	—
44	935	3,373	1,284	119,583	7,070	—	—	—

それぞれ領内の小川に蜆を放たしめ、動物蛋白の補給に資そうとした。蜆は、運搬にも放流にも手がかからなかったし、格別の技術も要さない素朴な事業だったからである。

しかし、明治の新政となり、技術研究の時代が訪れると、すべての面で地域住民の知恵が深かまり、積極的な生産意欲が盛り上った。水産の面でも同然である。

スッポン養殖に成功

松代城下の藩士鈴木市兵衛が、千曲川でとらえた数疋のスッポンを庭池に放って、観察を始めたのは弘化年代のことであったが、爾来二十数年間不断の観察を続け、多くの実験を試みた結果、ついにそれの養殖に成功した。

年々十数貫を産出し、松代名産として上州方面へも出荷するほどになったのであるが、農商務省水産課長関沢清明、農大教授佐々木理博、安部元老院技官らは彼の成功を大きく注目、しばしば現地を視察したのち、彼の池を水産伝習所の試験池

に指定し、明治十三年十一月の「中外水産雑誌」にその養殖法を紹介して「鈴木氏の如き、実に人為を以て天造を奪う」と絶讃した。

ひたすらに富国強兵を目ざす維新政府は、地方の一城下町における、このような内水面水産への貢献をも見逃すことなく、中央にとり立て、産業振興に資そうとしたのである。

スッポン養殖の法

松代町に住する旧真田藩士鈴木市兵衛氏を中心とし、大日方孫三郎・大瀬義八郎らは各家二三枚ないし六七枚の種スッポンを養いおき、年々大約六七百粒の卵子を得て孵化育養す。

種スッポンを養うには八十八夜より、秋の彼岸まで充分に餌を与うべし。餌料は肉類を良とすれば常に蚕蛹を与え、二日ないし五日毎に小鳥の肉を投ずる。彼岸後は養池の泥中に潜み翌年の八十八夜まで餌を喰わず。育養池は種々あれども大概、七八坪の広さにて、適宜の深さに掘り、雌雄一対を限り放ちおく。多く入れたる時は互に斗争して疵を負い、衰弱して斃るることあり、数頭を飼養せんとせば数個の池を要す。

種スッポンとなすに、雄は形小なりとも雌は大なるを良とす。大概日方三四百日ばかりに長じたる者は百二三十粒の卵を有す。さて産卵の季節は年々八十八夜頃に至り、雌雄養池の水面に浮び出て頻りに相重なり、五月中旬の交に養池のふちを周游する時とす。

産卵場は養池の近傍につくり、南方に向けて四、五尺の高さとし、北方を凡そ三尺となし南方は五寸ばかりとなすべし。かく斜に土を盛りたる囲りに幅三寸位の板を立てておけば、雌はここに這上り四足にて穴を掘り、十時頃より正午の間に二三十粒の卵をその中に産みつけ、最初に石の無き土をえらび前足に掘り、卵の上に平らにかけ、稍々卵の見えざるようになれば、四足にて囲りの土をかき、而して上地を爪にてかきまわし、他のものの心得ぬようになし置きて池に入り、又二、三日過ぎ産卵場に来り最初の如くして産卵す。六月下旬までに三度なして産み終る。

六十五日ないし七十日にて孵化し、一時に土中より出て池に馳入らんとする故に、産卵場と養池の間に五、六合入の瓶を埋めおき、この中へ這い落つるように仕掛け、これをまとめて別の小なる池に放つなり。二年までは一所の育養池におくも、満二

年を経れば互に闘争するを以て区別するを良とす。

池は六尺四方深さ一尺ばかりに掘り、泥を五寸入れ水は泥の上に二三寸の深さになし、周囲に浅き処を設けおけば、児スッポンその泥中に入り、常に頭のみ出し、時々出て餌を求む。成長に遅速あれども大概一年を経て十五六匁より二十匁位に長じ、三年目には八九十匁より百二三十匁に成長す。それを売るなり。

ドイツ鯉・鰻・金魚・姫鱒

明治三十三年、長野県農会が創立され、ついで郡農会と町村農会の系統組織ができ上り、新しい農村建設の指導に当ることになると、副業収入をはかる道として、水産養殖もとりあげられた。

たとえば、北安曇郡農会が木崎湖の開発を目論んで、遠く琵琶湖と十和田湖から鱒類卵をとり寄せて、人工養殖に手を染めたのもその頃であり、南佐久や下伊那郡農会がそれぞれ主産地の村農会と協力し、農民を導いて、食用魚や鯉仔の技術改善に工夫をこらしたのも、その頃である。

ドイツ鯉　明治四十年、南佐久の養鯉地帯に初めてドイツ鯉が入ってきた。三年前、水産講習所がドイツから輸入したばかりの「革鯉」を南佐久郡農会が普及しようと計画し、まず桜井村の農家に稚魚を与えた。

これは、うろこが少いため、見にくさが目立って、余り歓迎されるに至らなかったが、その混血は佐久鯉に一つの効果をもたらしたといわれる。ドイツ鯉は寒気と粗食に堪える性質があり、こんにち佐久鯉が、背に肉がのって、立派になった要因の一つは、その混血にあると思われている。

鰻　諏訪湖の鰻養殖は大正時代になってからだといわれているが、三十年代、小諸に住んだ島崎藤村が「鰻はこの地方で、ぜいたくなものの一つになっていた。遠州の鰻を諏訪までかつぎ上げて、あの湖水で泥を吐かせたのが、山越しに小諸へ廻ってくるという話だ」と書いているところを見ると、その頃、既に浜名湖の鰻の移植が試み

られていたのであろう。南佐久郡農会では、明治四十四年、水産講習所から既に浮蛹餌に慣れた当才鰻を購入し、その費用の半額を補助して、桜井村の浅沼仙次郎ほか二名に飼育させた。

姫鱒　野尻湖畔の池田万作が、明治四十四年、十和田湖から十万粒の姫鱒卵を購入し、野尻湖に放流して成功をおさめた。

金魚　明治とともに松代城下の士族らは、挙って養鯉に向かったが、明治末期の量産時代を迎えると、ここにはそれを支えるだけの水量を得ることができず、致命的な障害となって、松代鯉は長い歴史の幕を閉じ、落伍していかなければならなかった。

多くの士族たちが廃業の止むなきにいたった時、その一人大瀬直温は金魚の養殖を思いついた。毎年、大和の金魚行商がこの地方にも入り込み、大瀬の養鯉池を足場にしていたところから、その行商と連絡をとり、奈良郡山の金魚を移植したのである。

全国的に有名な大和の金魚も、松代における養鯉の場合と同じく、廃藩で失職した士族たちのつくりあげた事業であったところから、その地の業者たちが同じ士族である大瀬の計画に共鳴し、協力を惜しまなかったので、松代への移植が成功したのであった。

木崎と野尻湖の開発

明治後期、養殖事業への胎動が始まると、仁科三湖と野尻湖が大きく脚光を浴び、開発の対象となってきた。

仁科三湖　明治十四年、政府が、勧業局培養の鱒子を木崎湖に放流した。先年、アメリカに見習って鮭鱒の人工養殖を政策の一つに大きくとりあげた政府が、アルプス山麓の清冽な湖水に着目し、試験放流を試みたのである。その後、木崎に農林省水産講習所の養魚試験場がつくられたのは、大正十年であった。

明治十年代の仁科三湖は、古い伝統による漁具漁法のまま、まだ新時代の脚光を浴びないでいた。十二年に、

長野県が指令を発して、漁場の模様を調査した時、地元平村から左のような報告がなされた。

北安曇郡平村

採漁

一、赤魚　湖尾湖上共に川筋へクキと唱え白き小石を並べ置、魚集り来るを投網にて採る

一、鯉・鮒・鯰漁　湖水中引網並八陳と唱ふる器械にて採る

漁場　字青木湖

一、湖旧慣に拠り西山勘十郎一名にて湖尾共に進退漁業仕来り、御一新以降御鑑札を受け税納仕り漁業まかりあり候処、今般西山勘十郎相続人西山要三拝借願差出候処、湖水貸渡の義は聞難く、届出漁業に依り湖中に於て投網等をなすは苦しからずと御指令相成り漁業は従前の通り仕来り候。

一、右湖漁法器械　引網　ササリ網　八陳

一、湖水尾漁場　壱ヶ所漁法器械打網

一、距離　行程壱丁巾五間

一、器械引網は長さ凡二十五間、ササリ網長さ八間位、巾一丈二尺位。尤水中大石倒れ木など多くなり、又は磯より深底の場多く見え引網のヶ所少し。八陳は竹を細く割り簾を作り、湖岸より五六間沖迄建廻し置、湖岸を廻り来る魚を採る。

一、季節　春分彼岸明け後十二日より五月中迄

一、教量　不詳

字中綱湖

一、湖　旧慣沖綱耕地にて共有にして漁業なす、御一新以降御鑑札を受、漁税上納仕り漁業罷在り候。

一、漁法器械　青木湖に同じ

一、季節　前に同じ

一、数量　不詳

字仁科湖

一、湖　旧慣海ノ口稲尾森耕地にて漁業仕り来り、御一新以降御鑑札を受、漁税上納漁業罷在候。

一、漁法器械　青木耕地に同じ

一、季節　春分八十八夜より半夏迄

湖尾漁場一ヶ所、旧慣簗役として銀拾三匁五分を上納致し所有人確定の上売買をなすに依て漁業仕来り、御一新以降御鑑札を受け魚漁をなす。

一、漁法器械　投網　長さ壱尺五寸位

一、漁場距離　行程弐丁　巾八間

一、漁業の沿革　極寒厚氷に至っては直径尺に未満の穴を穿ち、長き糸に釣針を下げ魚を採る、大暑中漁更に無し

一、水生動物保護等の方法は追て申上候

一、引網・ササリ網運転の用具は何れも船也

右之通上申候也

このような状態におかれていた漁場に、明治十四年、初めて勧業局が人工鱒の放流試験を行ったのである。その成果については明らかでないが、明治後期になると、北安曇郡農会が地元関係村民と協力し、まず琵琶湖・十田和湖から姫鱒を導入して、本格的な開発に手を染めた。

四十一年には、湖畔の海ノ口・稲尾・森などを区域とし、百数十名の漁民を結果して、長野県で最初の漁業組合準則による仁科三湖漁業組合を創立した。諏訪湖組合に先んずること数年の先駆である。その中心となった湖畔の大久保喜代松は、明治から大正にかけた時代における木崎湖開発の指導者の一人であったが、木崎養魚試験場の創立にたずさわった川尻稔は、彼の思い出を左のように語った。

川尻稔談　木崎湖で思い出すのは、土地の先覚者大久保喜代松のことだ。彼は平村の村長を勤めたりしたが、北安曇郡会農と協議して、湖の養殖計画を立て、明治四十年に仁科三湖漁業組合を設立したのみならず、四十年以降数年間に木崎湖産鱒を多量とに採卵孵化し、また琵琶湖や十和田湖からも鱒を、諏訪湖からエビ・シジミを移すことなどに生涯をかけて尽力した。

野尻湖　明治十二年、野尻村から湖の漁撈について、新しく誕生した長野県に左のような報告書を提出した。

その頃、この湖では、手網で岸辺に寄ってくる魚を捕えるとか、ケイサンで小堰へのぼってくるものを掬うとか、或は差し網を池尻にあてて置くなど、諏訪湖あたりにくらべると極めて幼稚な漁法にとどまっていた。それには、それなりの理由があった。江戸時代、湖水は、琵琶島に鎮座する宇賀神社神主の完全な特権支配でて、村民は船を浮かべることさえも許されず、まして湖上漁業など思いもよらなかったからである。

上水内郡　野尻村

一、魚漁法　手網を以て湖水の岸へ寄り或は池尻川へ下る処を打掛け捕る

但期節は春の土川入より五六十日間

一、鮒魚漁法　ケイサンを持つて湖水べりの田へ上り或は小川筋へ上り居る処を下へ当て捕る

但入梅より入梅中大雨の時に便

一、鱒魚漁法　差し網を池尻川へ張り置き下る時右網にくるまり居るを捕る

但秋の土用入より三十日間

一、貝　里俗に泥貝という　漁法　鉄縁の小網に長き柄をつけて置き水中よりすくい上げる

右の外雪中氷の上にて釣り魚をなす

慣例

一、該湖水の慣例たる周囲水際境にて往古より宇賀神社詞掌の特権に相成り居り、船なども該社参詣船にて同人所有に付、入用の節は同人より借り用い、従て漁猟など致すもの村内は更らなり、周囲村々と雖も同人へ相話し承諾の上該業を営むことに相成居り、爾来沿革等ありと雖も依然右の慣行たり。御一新以来諸税御発行に付該慣例も自ら履行成り難き姿に立至り、当時は該業税金上納のものは勝手営業いたすと雖も其区域たる神主の定めたる従前の慣例あり。

漁場

一、湖水南の岸

字樅ヶ崎　字琵琶ヵ崎　字砂ナ間

右三ヶ所　富濃村並に同村近辺のもの、漁場、富濃村より距離十丁余、野尻村より壱里余

一、同東の岸

字松ヵ崎　字菅川沖　字市川

右三ヶ所　古海村並菅川のもの、漁場、古海村より距離十二町、野尻村より壱里余

一、同北西岸

字船瀬　字扇平　字金ナ山

字畑ヶ尻　字水戸口

右五ヶ所　野尻村のもの、漁場、同村より距離壱町より二十町に至る

器具類並に製法

手網　丈ヶ壱丈余　方八尺位

但麻糸を以て製し始り目を六十位に透き立、順次大きくなり末へ六百位にて止む。沈みは鉛にて製し目方壱貫五百目程付申候

差シ網　長五間　巾四尺

但　麻糸を以て製し四寸位の目に透き申候、右網を透き立候針は長さ四寸位、巾四分位右針を以て駒板という大小に随い目丈の板を入れて透き立申候

一、水生動物を保護し又は孵卵育養の方法等も御座無候

一、漁業の沿革及び当時施行する処の規則等も御座無き故興廃の見込は別段これ無しと雖も、近来鯉なども生育し適々捕るものこれ有り、さすれば孵卵生育の法を設け候上は自然蕃殖に赴くべく思考仕候。

明治維新によって、宇賀神社の独占支配から開放されると、長野県勧業課では、いち早くこれの開発に着目し、二つの日論みを立てた。

明治十二年五月十二日　　勧業課　鷹野正雄

大書記官

野尻湖水は半ば湖中より湧出、その半ばは湖岸山腹より湧出する清水にして、湖中澄明なるを以て鮭・鱒・鯉放流には最も適当なる見込みにつき犀川・千曲川にて捕獲せる親鮭を以て、綿内村養魚場に得し人工卵十万粒を放養致し度く。また同卵十万粒を滋賀県に送って、琵琶湖の鯇魚と交換し、これも野尻湖に放流したらんにはと存ぜられ候。

○

明治十二年十月六日　　勧業課　花岡猛男

大書記官

当県の如きは湖沼河川多しと雖も未だ水産多からず、然るに諏訪湖の如きは往昔某氏蜆の居らざるを憂いて、該種を放蜆せし所漸く蕃殖し、今日に至りては幾十石の蜆を得るに至り、実に該湖近隣の人民採蜆営業をなすもの幾百人。然るに野湖尻の如きは未だ蜆のおるを聞かず、甚だ遺憾なり。ついては該湖にも放蜆せば幾ばくなら寸蕃殖を遂げ、近接の人民も諏訪湖近隣の民と同様若干の利を得るに足らん。これ物産を蕃殖し利を得るの一端にこれあり候えば、種蜆御買上の上右湖水へ放養相なるべき哉。

但御決裁の上は諏訪郡役所へ該蜆五斗入二俵買上方依頼申越積りに候。

これらの計画にたいし、地元は大いに喜んで、直ちに野尻村長宮川茂作、富濃村長石橋五郎右ヱ門らが「船頭足一人十二銭、蜆放人足一人十二銭也」の地元負担を回答し、いずれも実行に移された。野尻湖のあめの魚と蜆は、こうして棲息が始まったのである。

やがて、諏訪湖からは漁撈能率の高い「窄屋」が伝わり、直江津方面から刺網も伝えられ、立ち遅れていた湖水が俄かに脚光を浴び始めた。

江戸時代、船を漕ぎ出したり、能率の高い漁具を使っての漁撈は許されなかったが、冬季氷上の穴釣りは、永い

伝統を以て許されていたらしい。明治二十一年、湖畔の池田直之助ら数名が名前をつらね、その伝統を訴えて、氷上使用の許可願を県に提出した。

明治三十四年、初めて漁業法が制定され、区劃漁業権を個人にも与えられると、長野市在住の森田斐雄が、長野県免許第一号として、野尻湖の区劃漁業権を獲得したが、現地における実際の養殖には、湖畔の有力者池田万作が当ったらしく、四十年代、池田は十和田湖から十万粒の姫鱒卵を導入し、苦心の結果、養殖に成功した。

9　明治時代の料理と加工

明治時代、農村における食生活は、だいたい江戸時代の延長に過ぎなかった。牛肉をたべるも起風り、二十年代信越線の一部が通ずるようになってからは、多少の生魚も入ってきたが、それはまだ特別な富裕者とか、特別の祝いごとの場合にたべられるだけであって、日常の農民生活は、白米さえも喰べれる機会はすくなかった。

麦やヒエ八分の主食であり、野菜だけの副食物であった。だから、河沼で釣ってくる鮒や雑魚や、溜池で掬いあげるエビ、谷川の石をひっくり返えして捕える沢カニなどの動物蛋白が極めて大切なものであり、祭りや来客には振り売から買い求める鯉で、持てなしたりした。

奥信濃の太田村史に千曲川を初め、そこへ流れこむ運土川・出川・桑各川・寒川・野々辺川で、鮭鱒や岩魚が豊富にとれたから、それが住民の食膳をうるおしたと書いている。

そのような川魚を、明治の人びとは、どんな風に料理していたのだろうか。生きている魚をとらえ、自分の手で料理を工夫して喰べることは、生活の楽しみの一つでもあったし、「川魚あり」の看板を掲げた茶店では、自慢の腕をふるった。

仕出し屋などのなかった時代だが、どこの部落にも、一人二人の庖丁巧者がおり、村うちの冠婚葬祭には、たのまれていって、自慢の品々をこしらえてやり、喜ばれ、感謝されていたものである。

ぜいたくな鯉料理

古い川柳に「洗鯉喰ってツバナの値をねぎり」とか、「生作り固唾を呑んで見守られ」というのがある。その頃、既に鯉の洗いもあったし、ピクピク動く生作りもあったのだ。「高価な洗鯉を喰べながら、安物のツバナを値切っているから面白い」とひやかしているところを見ると、鯉料理はぜいたく品であった。

伊那郡座光寺村の棚田伴七が、明治初年の或る日の日記に「如来寺門前の料亭竹泉へ、百目の鯉を銀四十掛で売ったが、百目あれば上品だから、丸煮にして客に出し、大いに喜ばれたという話だ」と書いている。一尾百匁の鯉が上品だったのである。丸煮は、鯉こくだろうか、うま煮だろうか。

佐久郡桜井村の臼田源吾も、明治七年の日誌に「下県の半平殿へ、鯉二本売る。二五〇匁、代十七銭」と書いている。二尾で二百五十匁ならば、一尾は百二三十匁である。多少の蚕蛹飼料を使うようにはなったが、まだ技術の進歩しない時代、普通商品としては、百匁前後の鯉が自慢になったのである。米一升が十二銭、上職人の日当が十銭という頃、百匁十銭近い鯉は、確かに、ぜいたくな料理だったに違いない。

明治天皇と川魚

明治十三年、天皇が南信濃に巡幸されたとき、木曽路の宿で出した料理は、鯉の甘煮・赤魚の照焼・生鱒の塩焼あめの魚の塩焼・鮒こく・鯉の照焼・はらごの煮つけ・鰻こくなどであった。県が手配して、県産の川魚をすべてととのえ、天皇の御前で、郷土自慢にしたのであろう。

鮒こくや鰻こがく顔を見せている。こんにちでは見かけないが、鯉こくよりも、むしろ鮒こく、鰻こくなどがつくられたのである。海無し県での川鮭も、天皇の興趣をよんだにちがいないが、ちょうどこの年、試験を始めた県営養魚場（上高井郡綿内村）での、人工孵化による千曲の鮭を御膳に供し、大いに維新県政を吹聴したのであった。綿内の人工採卵場で、卵をしぼりとったあとの親鮭は、長野町の料亭清水楼に払い下げられたが、権堂名物の一つとして、生鮭の味が、善光寺参詣客の旅情を慰めたことであろう。

島崎藤村とハヤの魚田

島崎藤村が小諸に住んだのは、明治三十年代だが、こんな随筆を残している。

ハヤは千曲で釣れて、馬場裏の私の家まで売りに来る人がよくあった。同じ河魚でも、香魚・岩魚・赤魚・たなびらの類は少なかった。何といっても、小諸辺ではハヤだ。土地の人達が千曲川の岸へ酒を提げて行って、河で釣ったばかりのハヤを魚田にして味うなどは、ちょっと旅の人の知らないことだ。ハヤの魚田も香ばしい。

小諸辺での鯉は、水田に放して養うと聞いた。鰻はまた、あの地方では贅沢なものの一つになっていた。遠州の鰻を諏訪までかつぎあげて、あの湖水で泥を吐かせたものが、山越しに小諸へ廻ってくるという話であった。

加工への工夫

諏訪湖のように多くの漁獲があるところでは、早くから、加工販売のことも考えなければならなかった。

諏訪上社の門前では、既に江戸時代からも、上川にのぼってくる赤魚・はぜなどの小魚を投網で捕り、串焼にし、名物として売っていたが、串焼の加工は、そこだけでなく、魚のとれる地域の農家では、多く捕れると、串焼

きにして、各家庭で保存食にすることを考えていた。爐ばたに立てて遠火で焼くのである。

明治の後期、川漁が活況を呈して、漁獲が多くなると、串焼加工が広く普及した。加工技術の進歩しない時代、それだけが唯一の加工販売品だったのである。

三十年代には、長野県統計の上にも「魚類製造物」の欄が登場した。製造物とは大袈裟だが、要するにエビは乾したもの、その他の魚は串焼に過ぎず、大正時代には、ほとんど姿を消してしまった。燻製ができたり、缶詰加工が進歩してくるまでには、なお長い年月をかけなければならなかった。

しかし、明治時代にも、加工について工夫をこらし、心を傾けた人びとはすくなくなかった。

明治九年、諏訪湖畔の正願寺で高島博覧会が開かれたとき、鋸・真綿・小倉織・蠟石細工・氷餅・寒心天その他もろもろの地元名産品の中にまじって、古畑喜平の新製品「氷魚漬」というものが出品され、ついで十一年、明治天皇の北信ご巡幸を迎えると、こんどは古畑為助が「魚砂糖」を献上した。それらが、どのような製品であったかは明らかでないが、ともあれ、諏訪湖魚の加工について、父祖たちは、いつの時代にも心血を注いだのである。

二十八年、神戸にひらかれた第二回内国水産物品評会には、南佐久郡桜井村農会から「薬浸の鯉魚」というものが出品された。それ自体食品ではないが、こうして、加工意欲への、科学する心がおこり始めてきたのである。四、五年たつと、同村の臼田某が「鯉の煮つけ物」を馬の背に積んで、高崎へ運んだと書き残している。どのような加工であり、何の目的であったかはわからないが、郷土人の、缶詰加工研究への序曲と見るべきであろう。

明治36年の魚類製造物

（長野県統計書、カッコ内金額）

乾	エビ	926貫	（997円）
焼	フナ	819	（815）
焼	ハヤ	1,872	（3,039）
焼	アラメ	30	（35）
焼	赤魚	8	（18）
焼	白孝魚	62	（79）
焼	雑魚	856	（821）
	合計	4,573	（5,803）

10 広がっていく流通

明治時代、川魚はもちろん、養殖鯉も、ほとんどが地域の消費であった。「佐久鯉」とか「下伊那の鯉」とかの名はまだおこらないで、「野沢の鯉」「桜井の鯉」「座光寺の鯉」「島田の鯉」「松代の鯉」などと、狭い主産地名で呼ばれたいた。それぞれがそのように呼ばれて、村の自慢にし、近隣を売り歩かれたのである。伝統の村自慢意識を捨て、本家争いの気持を切りかえて、大局的な「佐久鯉」「下伊那鯉」などと呼ばれるようになるのは、大正から昭和にかけての頃、販路が県外でもかなり伸び始めてからであった。

明治から大正初期時代、松代鯉は、おおかた長野や上田方面の間で売りつくされたし、座光寺や島田の鯉も、飯田界隈だけで消費された。「暗くなり、顔や品物が見えなくなっても、座光寺の鯉屋です、というと、どこの家でも信用して買って呉れた」（座光寺・北原庄司談）のである。

佐久地方の鯉も、一部の業者が、県外の甲府、高崎、草津から県内の松本、諏訪、伊那、長野方面などへも、遠く行商したが、大部分は矢張り地域の消費であった。だいたい、十八里四方が商圏だったという。

「生ま師」と「ボテ振り」

「どじょう売り一疋ひなに持ってかれ」という川柳があった。農家の庭先に立って、どじょうを売っているうちに、一疋ひなに喰い逃げされた情景である。

地方によって「箱背負い婆さん」「蜆売り」「鯉屋」「ボテ振り」「振り売り」など、いろいろに呼ばれたが、

川沿いの村々からやってくる顔馴染みが、早朝、戸毎の庭先に立って「川魚はどうかねえ」「どじょうはいらねえかねえ」と売り歩くのであった。

明治34年、養鯉農家の家計簿から
（佐久市桜井臼田勇太郎家）

品名	単位	価格
（売）		
切鯉	500匁	38銭
鯉仔	12,000疋	1.00
ふなゆま	5升6合	70
	4貫507匁	21.50
（買）		
鮭	2疋	1.05
いわし	10疋	8
蛹	2俵	2.90
鯉	1箇	3.00
白砂糖	1斤	12
お茶	1本	15
新聞	1月	30
はがき	1枚	1銭5厘
牛肉	100匁	21銭8厘
豆腐	2丁	5
卵	20箇	37
女髪結	日当	1.00
作料理	3人	1.00

北信地方の千曲川沿いには、仲買商売の「生ま師」と呼ばれる者が、ところどころの村にいた。川にでかけて、大漁を得た漁師たちが、帰りがけに最寄りの生ま師の池へ、その収獲物を卸しておくと、村びとが買いに来たり、小売行商がそこから仕入れていった。

長野市川田和田松治談　大きな村には一人、小さな村だと数村を地域にして、生ま師がいた。漁師は獲れた魚を生ま師のところへ持って行き、冬ないどは、生ま師の庭の池に、永を割って入れるのだが、春になって、氷が解けてみたら、みんな死んでいたという話もあった。生ま師のところへは、村うちの人も来たが、小売りをする者が仕入れに来て、小売人たちは販台に入れてかついだり、箱に入れて背負ったりしたりして、近在を売り歩くのであった。

木曽大桑村田沢重市談　子供の頃は木曽川でも二尺もある鱒がよく獲れ、漁師たちはそれを庭の池に蓄養していた。お祭やお客さんのある時は、それを買いにやらされたものだが、それが谷一番のご馳走だったのである。

上田市小牧増沢増一談　この地方では、漁師が網を打っているところへ、ボテ振りが集まってきて、仕入れていった。たいていは二貫目ぐらい持っていったが、腕の悪い者はその二貫目が売れない時もあったらしい。明治から大正にかかる頃、上田町内では、鮎百匁が米三升・かじかが一升五合・やまめ二升・鰻二升・はや五合という値段であった。

値段もかなり高いものだったが、大正時代になると、料理屋などでは余り買わなくなった。こんにちのように川魚が好まれる時代ではなかったし、汽車が通るようになって、海の魚が入ってくると、何ごとでも旅のものが貴重がられ、地元の品物で

は、お客から金がとれないからであった。

松代と佐久に養鯉販売会社

養鯉が盛況に赴くと、当然、販路の開発と魚価の維持が問題になってきた。

明治十四年、早くも松代町の養鯉士族たちが集まって、養鯉会社を創立した。大瀬義八郎・大日方孫三郎上林伊右門ら十数名が投資し、鈴木市兵衛を社長として、販路拡張と販売調節に依る価格維持を目論んだのである。しかし、彼らの計画は思うように進展せず、間もなく解散の止むなきに至った。商売馴れのしない、いわゆる士族の商法だったし、蓄養技術も未熟だったからである。

越えて二十三年には、佐久鯉の中心地桜井村の養鯉農民が集まって、東信鯉魚飼育会社を計画した。

切鯉買入れ値段
（佐久市臼田勇太郎家日誌）

年　度	1円につき
明治31年	1貫600匁
32	1,650
33	1,200
35	2,100
36	1,600
37	2,000
38	1,500
39	2,000

東信鯉魚飼育会社規約書

今般有志の者結合協力資金を拠出し当社を創立し、その業を経営し、一同の利益を計るため玆に株主の協議を以て左の条条を結約せり。

第一条　当社の名称は東信鯉魚飼育会社と称す。

第二条　本社を長野県下南佐久郡桜井村に設け支社を東京府下北豊島郡王子村に置く。同村内に於て地所を借受け鯉池を設くるものとす。

第三条　本社責任は有限なるべし。

第四条　本社の目的は鯉魚飼育を拡張し汎く販売するを以て目的とし其営業年間は十ヶ年を以て一期とし株主総会

をを以て営業年間を伸縮することあるべし。

第五条　当社の資本金は五百円とし壱人につき壱株を以て限るべし。但し営業の臨時金員入用の儀は金五百円を限り社長副社長及び幹事連印を以て他より借用することあるべし。

第六条　株金は応募者の数を以てこれを定む。

第七条　準備金として株主一同より株金額面の無利子借用証書を社長及び幹事宛てに各自より差出すものとす。

第八条　株金募集は廿二年三月を以て悉皆一時に徴収し社長幹事連印の領収証を発し該証を以て株券に代う。

第九条　当社の役員はこの規約に従い当社の事務を取扱うものとす。

第十条　当社の役員と称するもの左の如し

社長壱名　副社長壱名　幹事五名

但し事務の繁閑に応じ便宜役員を増減することあるべし。

第十一条　本社の事務は社長これを総掌す。

第十二条　本社の鯉魚飼育販売其他百般は副社長これを掌る。

第十三条　幹事は営業上実況を視察し時々或は会計等を監督し社長副社長と常々業務上百事協議するを以て本務とす。

第十四条　社長副社長は常々幹事と協議の上業務を取扱い其重大に渉るものは株主総会の上決行するものとす。

第十五条　当社の役員たるものは当社の資産を濫用し又は私用に供すべからず、若し犯すものは其金銭に対し年中二割の利子を加え物品は評価を以て代金を徴収し尚評価三分の一以上の過怠金を命ずべし。

第十六条　幹事は社長副社長に於て営業取扱上不利或は専断の所行あるときは株主総会を開き任期中と雖も決議の上解任することを得。

第十七条　社長幹事は義務職とし無給たるべし。但し実費は本社これを負担し要務頻繁なるときは株主一同協議の上多少報酬金を付与するものとす。

第十八条　副社長は支社の業務を総学するにより月俸金七円を給すべし。

第十九条　本社の役員は株主一同の投票を以て選挙するものとし、其任期は各壱ヶ年毎に改選するも妨なし。

第二十条　損益決算報告は毎年十月廿日を期し株主一同に報道するものとす。

第二十一条　株主中より鯉魚買入は時の相場を以て買入るものとし利益分配は純益金十分の五を該品へ配当するものとし若し損害を生ずるときはこれに準ず、残十分の五を株主より割賦するものとす。

第二十二条　株主五名以上より請求あるときは社長は三日以内に株主総会を開くべし。

第二十三条　本支間往復二日間旅日当壱回金三円とし滞在一日金五十銭を付すべし。

第二十四条　支社常詰役員へ賞与金として純益金百分の十を給すべし。

第二十五条　この規約は当社株主の格段決議を経て一同承諾の上決定したるものなれども創立の際編立したるものに依り業務実行上不都合又は不完全なるときは株主総会に於て何時にても加除更生するものとす。

右之件　衆議を尽し相定め候証拠として株主一同記名調印候也

明治廿弐年三月十三日

南佐久郡桜井村　臼田松三郎　臼田治吉郎　臼田銀太郎　臼田慎三　臼田由太郎　臼田勘作　臼田広助
桜井喜一郎　柳沢立助　桜井高一郎　臼田秀吉　関永左ヱ門　吉沢栄次郎　柳沢源蔵　臼田由三　臼田安太郎　小林吉次郎　臼田京之助　浅沼甚太　臼田熊重郎

この会社の業績については判明していないし、果たして、創立の実現を見たかどうかについても資料を欠いているが、この頃、すでに郷土の先人たちは、大がかりな東京進出を考えていたのである。

王子に池を掘り、そこに事務所を設け、東京市内の共販を行おうとする、農民自身の企業意欲の燃え上りであって、その意欲が郷土産業の後継者にひきつがれ、大正時代に入ると、ついに実現を見たのである。

鯉、汽車に乗つて

明治の前期、まだ汽車の開けなかった時代、どこの養鯉地帯でも、流通は総べて天びん棒の担ぎ売りであり、佐久の業者は凡そ十八里以内を商圏としていた。

十八里の商圏内を、販台をかついで、遠く行商することは容易でなかった。鯉がいたまないために、水ばかり多く入れてもよいものではなかった。いたまない程度にいい加減の水を入れ、できるだけ多くの鯉を担がなければ商売にならないのである。その加減こそが商売のコツでもあった。

養鯉家は、みんな「何々屋」の屋号を持っていたが、佐久地方では「養鯉で損をしたものはないが、販売で失敗

の経験をもたないものはない」といわれている。遠くへ泊りがけで行商する者の中には、儲けて帰るというよりも旅先で遊山をして帰れゝば、それが儲けだと考えているものもあった。

ところが、明治二十一年になると、まず長野・軽井沢間の汽車が開通し、二十六年には東京・直江津間が全通した。鯉もまた、汽車で運べるようになったのである。

県内の汽車開通一覧

信越線	明治21年	長野・軽井沢開通
	26年	東京・直江津全通
篠ノ井線	明治35年	長野・塩尻開通
中央東線	39年	塩尻・新宿開通
中央西線	44年	塩尻・名古屋開通
飯田線	42年	辰野・松島開道
	大正11年	飯田まで開通

前記の東信鯉魚飼育株式会社が目論まれたのは、明治二十二年であるが、おそらくは、東京への鉄道開通をひかえて、その暁の、汽車輸送に依る東京進出にそなえようとしたのであろう。

汽車の開通によって、海の生ま魚が、この海無し郷土へも入ってくることになったが、こちらからもまた、養殖鯉の県外進出が可能となって、前途の光明が認められて来たのであった。

明治四十年の統計(明治大正国勢要覧)によると、全国養鯉生産三八九、八三八貫、価格四三七、七八七円のうち、長野県が九〇、八六五貫・九三、八四三円で、ほぼ四分の一に近いものを占め更に四十五年には、一一三、六五五貫・一二九、七七三円に増大し、第一位となって、全国をリードした。しかし、本県の養殖鯉が、本格的に大量の県外移出を見るのは、大正時代の末期からであり、更にそれが進んだのは、昭和初頭、国鉄の活魚輸送車が登場してからであった。

第6章　大正時代の足どり

1　掠奪漁業への反省

明治時代の濫獲がたたつて、大正時代前期になると、河川湖沼魚族の減少が目立つてきた。上表によつて、大正時代の漁獲高を見ると、初期には、二十万貫から三十万貫のものが、十二、三年頃からは十万貫台を割つてしまつた。殊に、鮎や鯉の減少がいちじるく、その他の魚類が、危くそれを補つていた。

統計表の上では、大正初年から始まつた諏訪湖の公魚が、十一年までは顔を見せていない。その間は、公魚が、その他の魚類の中に包含されたのであろう。その他の魚が、おびただしい数字を示しているのは、そのためである。

大正十四年の一例では、その頃、もつとも多く捕れた魚は、著しく減つたとはいえ、なお鯉の二万貫が筆頭に立ち、諏訪湖の公魚がそれに続き、鮎が三位を占め、うなぎの六千貫、鱒の三千余貫、鮭の三千貫が、それに続いた。鮎、鱒、鮭など、かなりまだ遡上してきたのである。

諏訪市矢島監茂談　三代続いて漁業をやつているが、大正の初めまではまだよく獲れた。鮒・鯉・鰻など一度出れば十貫から十五貫はとれたし、エビなども夕方カブトを入れて翌朝あげると、三斗から四斗も入つていた。それが、大正の終り頃には殆ど獲れなくなつた。

湖畔には鰻釣り専門も百数十人おり、充分商売になつたのだが、二、三人に減つてしまつた。私も父の代までは漁業だけで生計が立つたが、それが駄目になつたので、田畑を買うようになつた。その後、湖魚が盛り返えしたのは、全く組合のおかげである。公魚を初め蜆にしても、その他の魚にしても、組合の放流増殖がおこなわれなかつたら、湖魚は枯れ果てゝいたかも知れない。

族別漁獲高　（長野県統計・単位貫）　註　フナは雑魚にふくむ

ヒガイ	ウグイ	イワナ	ドジョウ	その他魚	シジミ	その他貝	エビ	総計
—	19,700	—	—	40,736	26,018	46,926	27,866	246,644
—	21,296	—	—	44,827	25,116	40,374	29,834	301,229
—	17,861	—	—	43,145	34,963	43,392	31,164	256,390
—	—	—	—	58,494	64,021	37,777	34,541	372,896
—	—	—	—	69,993	74,760	12,279	32,802	449,411
—	—	—	—	62,629	51,460	9,675	8,665	340,983
—	—	—	—	101,494	48,503	1,484	7,095	387,212
—	—	—	—	147,457	31,328	2,274	8,948	903,660
—	—	—	—	152,786	34,576	2,505	10,632	929,988
—	—	—	—	220,986	13,330	910	28,452	1,033,735
2,017	1,798	2,014	5,405	144,426	13,214	371	25,334	621,473
954	1,396	2,308	6,083	—	13,418		15,213	91,678
1,122	1,132	1,677	5,337	—	14,581		5,708	73,696
1,203	1,592	1,789	5,931	—	20,815		5,840	88,110

河川湖沼における、このような魚族減退は、心ある人びとを憂慮させ、漁業に生きる人びとをおびやかした。明治時代の掠奪漁業に、きびしい反省がおこったのである。

恐しい毒揉みとデーザ

明治時代の掠奪漁業は、ほとんど手段をえらばず、ただ多く捕れさえすればの漁具、漁法を工夫させた。そのことについて、諏訪湖畔に住む岩下岩平が、明治漁業への反省を左のように書き残している。

明治の初年廃藩置県となりて藩政も改まり、河川漁業などについても寛やかになり、日を経るにつれて乱獲も人々によりて工夫をつくされた。甚だしきは毒揉みと称して乾水の頃に、山椒の木皮と石灰とを煮付け臼にて搗き粉末を練り毒素を河川の上流処々に揉み

	サケ	マス	アユ	コイ	ウナギ	ワカサギ
大正 1	2,329	3,654	3,291	127,713	3,025	—
2	2,000	3,436	4,838	125,685	3,193	—
3	2,073	2,998	1,252	182,230	3,199	—
4	1,332	2,924	1,042	168,134	3,199	—
5	947	3,743	4,806	245,016	5,065	—
6	777	3,539	3,543	196,194	4,481	—
7	470	4,252	5,135	219,290	5,394	—
8	1,176	4,006	4,725	231,921	5,830	—
9	1,143	3,657	2,729	240,959	5,833	—
10	676	4,970	2,417	243,503	5,854	—
11	3,476	4,777	7,330	67,848	6,078	11,268
12	2,277	3,304	833	27,992	5,941	11,959
13	2,438	2,931	6,480	17,296	6,032	8,862
14	3,030	3,268	7,266	21,901	6,495	8,980

流して、魚族を捕うる者さえあるに至り、ために年々魚族を減滅し、日を追うて魚獲高を減退する傾向となりたり。大正十二年、改めて県令に依る漁業取締規則の制定せられて、不正なる大方の乱獲も漸次閉息矯正さるるようになりつるも、いまだ尚密かに工夫利用する輩ありて、まことに嘆わしき極みなり。

ここに最も留意し、何とか講究せざるべからざるは年々湖中より産卵に溯上する魚族について、乱獲をほしいままにされおることなり。永明村上原より横内前における占用瀬付を利用し、本流と同じに瀬付を作り、その瀬付に枝瀬付を作り、魚の上りよきように魚道を拵え、形状漏斗の如くすぼまりたる上流口に、三四分目より順次大目に編みたるデーザと称する網を張り切つて、乾水の時に鮎・ハヤ・ムロ・カマツカ等の魚道を辿り上るを捕獲し、洪水の濁りを利用しては赤魚・あめの魚の上るを乱獲するものにて、このデーザと称する漁具はこの地方特有のものなり。

勿論漁業取締規則違反なるべきも、一般にありふれたる漁具器にあらざるため、大方は知らざるもの多く。このデーザ器に依りて乱獲せらるる魚族は莫大なる量に上り、昨年永明村某氏が張り切つたるデーザ器に、一と夜中に入りたるあめの魚は十貫、十二貫なりと聞く。全く驚嘆せざるべからざる乱獲なり。

水覗眼鏡の恐怖

明治から大正の初頭、奈良井川上流地方に水覗眼鏡によるヤス突きが入つてきた。マユの仲買いで全国を歩いている者が、群馬方面で見かけたこの漁法を持ちこんできたのである。

幅七、八寸に長さ一尺四、五寸の小さな箱船をつくり、底にガラスをはめ込み、船型の先頭にローソクの灯を立て、河中を覗きながら、ヤスで突きとるのであり、初めはローソクを使つていたが、やがて、カンテラを使うようになり、更に進んでガスランプを使うようになつた。

こうなると、ローソクのように消え易くもなかつたし、石油のように油煙も立たなかつたから、この漁法は実に能率があがつた。殊に鰍や赤魚がよく捕れ、一夜に一貫五百匁ぐらいの収獲が常であつた（洗馬村荻場茂談）という。

竿釣りやサデ網が、ほとんどの漁法であつたこの地方に、新しく入つてきた極めて能率の高いこの漁法は、忽ち広ろがつていつた。まだ放流増殖の手が打たれず、自然魚だけにたよつていた時代、これに依る濫獲は、正に恐怖であつた。

大正末期、楢川、宗賀、塩尻、洗馬、広丘、笹賀、芳川、朝日村を区域として、奈良井川漁業組合の創立総会が開かれたとき、席上、一部のものから、突然、水覗眼鏡の禁止が提案された。しかし、よしんばそれが濫獲の恐怖を持つとしても、村々の中には、現実に、その漁法しか知らない漁業者が二百数十人にも及んでいたので、この提案は、大きな反響を呼び、賛否二分して、ついに創立総会はお流れになり、二つの組合ができた。

爾来三年間、けい争ののち、漸く妥協が成立して奈良井川漁業組合がつくられたのであつた。そして間も無く、水覗眼鏡は許可漁業となつて制約されたが、こうして、大正時代は、明治漁業における濫獲への反省が、いろいろ

な形をとつておこなわれ、どの地区にも河川防衛の気運が強まつて来たのである。

上小からも反省運動

大正十年頃、上小地方の千曲川では、長谷川栄三郎、石井岩雄、増沢増一、翠川国平らの漁業者が集まつて、曲水漁業同盟（会長成沢伍一郎）を結び、濫獲防止による河川振興をはかつていたが、彼らは、そのために、漁業者以外の投網を禁止し、イカス釣りを制限し、鵜飼いの厳禁運動を展開した。

長野県漁業取締規則改正の要望

曲水漁業同盟会長　成沢伍一郎

一、独立漁業者以外には絶対に投網を禁止するよう県当局において取締規則を設けられたし

理由　わが長野県の如き山間地にありては多くは渓流若くは小河川において漁業をなすにより、主なる漁具は投網なるを以て、遊漁者に猥りに投網を黙許するときは漁業者の蒙る損害すくなからざるがためなり。

二、　イカス釣を禁止せられ度き件

理由　イカス釣は一定の場所を占有し而も主として稚魚を捕獲するため魚族の繁殖を阻害することすくなからず、為めに一般漁業者の蒙る損害すくなからざるに付絶対に禁止せられたし。万一不可能の場合は少くともこれを占用漁業として取締る必要あるを認む。

三、鮎の捕獲解禁期は従前通り七月一日以後とせられたし

理由　千曲川筋においては従前の解禁期七月一日にても尚早き感あり、当時鮎漸く二十匁以下の幼魚にして其後僅かの期間が最も発育の著しき時なれば、むしろ解禁期を遅らしむる必要ある位なるに却て解禁期を早め六月一日に改定せんとする意向なるやに聞知す。果して然らば、これ千曲川水系に対して極めて不利不適なる改正なるを以て、矢張り従前通りとせられんことを望む。

四、鵜を使用する漁業は絶対に禁止せられるよう県当局において取締規則を制定せられたし。

理由　1、鵜が魚族に与える恐怖は鷹の雀に於けるよりも一層甚しく、一度鵜を川に放たんか魚族の全部は悉く下流に逃げ延び或は深淵或は石堤の奥深く逃避して旬日容易に姿を見せず、これがため他の漁業者は全く漁業不可能となり連日不漁のため其日の生活に窮するもの少からず損害甚大なり。

2、鵜を使用する漁業は其年の十二月より翌春二月迄の冬期間にして、即ちその間は魚族の運動極めて鈍く沿岸の石堤沈床等の中に冬籠りをなし居るを以て鵜使用者は常に鉄棒其他の用具携帯し、石堤沈床の石をこじ起し甚しきは石を取除き魚族を追い出し鵜をして容易に捕獲せしむるを以て、彼らは実に堤防破壊の常習者たりというも決して過言に非ず。

3、鵜の捕獲したる魚族は概して腹中の胆を破砕せらる為胆汁染透して苦味多く甚だ美味を減退するため市価常に破格低廉なるを以て一般漁業者の販路を妨害すること甚し。

4、鵜は好んで大魚を捕獲する特色あるを以て魚族の繁殖を極端に妨害す。現に上小組合が本年六月中北佐久郡北御牧村地籍千曲川二支流鹿曲川との合流点付近に鮠の孵化場を設置せんとして実地を視察したる際、現場付近には俗に「目高」という鮠の幼魚絶無なりしを以て、これが原因を調査したるに同地方は従来鵜の使用者多かりしため親魚が鵜に捕獲せられたると、及び鵜を恐れて遠く下流に逃避したりたることにより其の付近に産卵する親魚が絶無となりし結果と判明したり。

5、以上は其主なるもの二、三を挙げたるに過ぎざるも之を要するに、鵜を使用する漁業は魚族の繁殖を妨げ堤防を破壊し、一般漁業者を脅威し百害あって一利なきが故に速かに禁止せられたし。

こうして、各河川における濫獲防止運動がほうはいとして起ってきたが、湖水においては、更に一歩を進めて、濫獲を防ぐだけでなく、積極的な放流に依る増殖事業が始まった。

2　諏訪湖の放流始まる

大正時代は、河川における放流増殖に先立ち、まず湖沼から、本格的な放流増殖への出発を見た時代である。

開発を待つ湖沼の姿（大正時代・長野県調査）

湖沼名	所在地	海抜高	面積	湖岸線	最大深度	重要水生物	利用価値
諏訪湖	諏訪湖	二、五〇七尺	一、四六五町歩	四、二里	二三尺	公魚、鮒、鯉、鯎、鰻、鯰	多し
野尻湖	上水内郡信濃尻村古間村	二、一四五	四〇三	三、一七一二		赤魚、公魚、鮒、鱒、鯉、雑魚	多し
青木湖	北安曇郡平村	二、五〇八	四五二	二、〇五一九一		公魚、姫鱒、赤魚、鯉	中位
中綱湖	同　右	二、五〇〇	六	二〇	四三	公魚、虹鱒	少し
木崎湖	同　右	二、四〇九	三三五	一、三二	九六	公魚、姫鱒、赤魚、鯉	多し
松原湖	南佐久郡北牧村	四、三〇三	二〇	三〇	二五	赤魚、鮒、鯉	
柳久保池	上水内郡更級郡信級村	二、〇六二	八	二九	七九	同　右	
猪名湖	南佐久郡南牧村	三、五三一	二〇	二九	二五	鱒、鯉、鮒、鰍、岩魚	少し
蝶湖	同　右	三、五三一	一〇			同右見るべきもの少し	少し
琵琶池	下高井郡平穏村	四、二二四	一二		六九	見るべきものなし	少し
大沼池	同　右		三三一、〇四			見るべきものなし	
大正池	南安曇郡安曇村	五、〇六五		一三			

明治末期、いち早く、仁科三湖に漁業組合がつくられ、次いで諏訪湖にも、それが設立されたのは、その手に依て、放流事業に向かうためであった。

長野県としても、まず、湖沼の開発を目論んだ。既に明治時代から散発的な放流試験はおこなわれていたが、大正時代に入るとそれを本格化したのである。

開発対象としての湖沼調査をおこない、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖、松原湖、柳久保池、猪名湖、蝶湖、琵琶池、大沼池、大正池などが当面の対象となった。

まず公魚に成功

明治末期から大正にかけて諏訪に漁業組合が創立されると、まず、公魚の放流が計画された。わが国に

おける公魚の移植は、明治四十二年、水戸涸沼の採卵を福島県松川浦に放流したのが始まりで、まだ歴史が浅かった。

大正四年二月、それを霞ヶ浦から諏訪湖に移植しようとしたのである。その頃、霞ヶ浦の志戸崎孵化場には、その後、長野県諏訪水産試験場長に赴任した鴨脚七郎が、採卵を担当しており、棕梠枠二十枚に着卵させたものを二つの箱に氷詰めにし、下諏訪に運んだのであった。これが、本県下への公魚移植の第一頁である。

しかし、第一回は思うように成功しなかった。下諏訪地先の承知川に孵化場を設けたのだが、天候不順の上に、卵が凍りついてしまっていたためである。

翌五年、こんどは大事をとって、農商務省水産局に依頼し、二人の技術者の派遣を乞うて、三月二十四日、四百万粒を採取の上、両氏付添いで下諏訪に運んだ。同町富部湖畔に孵化場を設けて、大部分をそこに移し、二十七日に一部を裂いて、上諏訪の宮川先に設けた孵化場に移した。

三月二十六日から孵化し始め、四月四日には全く孵化を終ったが、こんどは六〇%の孵化率を見、組合では、その日の感激を「成績甚だ佳良にして、異例なり」と記録した。こんにち、諏訪湖の生命を支えている公魚は、その時から始まったのである。

翌六年二月には、湖水で美事に成長した公魚の群れが、産卵のためシマメをなして、威勢よく六斗川をさかのぼった。既に、移植のことを耳にしていた漁師や住民たちであったが、目のあたりに、この盛んな有様を見ては、今更に目を見開いて驚き、それを目がけて、投網を打ち始めた。組合では、直ちに一部の禁漁区を設けて警告を発し、濫獲を防ぎ、増殖の措置を講じなければならなかった。

引続き、三回目の移植計画を持っていたが、この大きな成果を見て、しばらくは移植を中止してもいいことを思い、俄かに計画を変更して、次には、シラス鰻の移植にかかつた。

大正六年三月八日　　諏訪湖漁業組合長小松伝八

水産講習所長殿

シラス鰻移殖事業嘱託申請書

諏訪湖水産経営に関する事業に対しては年々多大なる御

助力並に御指導に預り漸次発展に向いつつあるは真に感謝に堪えざる処に有之候。大正五年度事業としては先年通り公魚卵移殖の計画なりしが、本年二月十日頃より六斗川に遡上するもの日々数百貫に登り、捕獲したるもののみにても三千貫に達し蕃殖予期以上の好成績を示せり。依てもはや移殖の必要無之と認め前事業を休止し、シラス鰻移殖を試みることに相成り候。就ては甚だ恐縮の次第には有之候得共左記予算範囲内において同事業執行方御嘱託申度此段申請候也。シラス鰻移殖費予算

一金八拾五円也

内訳

一金拾五円　二十万運搬器新調費（一個は貴所分拝借致度）

一金弐拾円　東京より茨城採捕地まで及滞在旅費

一金弐拾五円　シラス鰻四十万尾採捕費

一金　五円　諸雑費

追て以上は諏訪着までの経費概算に有之必要の場合は尚支出する事を得べく候間可然御取計相成度申請候也。

諏訪湖の放流日誌

こうして、諏訪湖組合は、次から次へと計画を立て、工夫をこらして、放流事業を進め、湖魚の復活に力を傾けたのであるが、組合日誌の中から、大正時代における活動のあとを幾つか摘記しよう。苦心の有様を遺憾なく物語っているが、ことに大正四年、既に、琵琶湖の小鮎卵を持ち来って、人工孵化を試みている記録は、本県におけるその後の、鮎放流史の第一頁を飾るものとして、注目さるべきである。

諏訪湖放流日誌

大正四年

五、六　地区内河川二十ケ年占用知事より許可さる。

八、二四　新魚族養殖試験のため県費補助申請、交付決る。

四、二　滋賀県琵琶湖より小鮎卵十五万粒小口組合長携行、直ちに四賀村赤沼地籍の宮川に孵化場を設け、組合役員指導のもとに孵化せしめ、同月十八日孵化終れり、成績三〇%なり。

四・二八　二十八日より諏訪湖大凌い、人夫一九四人にて

九日間かかる。収得鮭一〇六貫・鯉・鰕三円六六銭。

大正五年

二・一四　公魚卵孵化事業について農商務省水産講習所に依嘱、同所助手川村久次郎氏茨城県霞ヶ浦湖に出張採卵に着手、同二十四日四百万粒を採取、同氏付添い下諏訪駅に下車、同町富部湖岸に孵化場を設け、同二十七日その一部を割て（約三分の一）上諏訪町宮川先にも孵化場を設け執行せり。三月二十六日より孵化し始め四月四日全く孵化し終れり。成績甚だ優良にして六〇%の成績なり、異例という。

八・二〇　郡役所桜上にて淡水魚族蕃殖の経路につき農商務省日幕技師の講演をきく、聴集四百人

九・二六　向う二十年間の専用漁業農商務大臣より免許さる。

一一・二二　魚喰鴫試験捕獲許可されて執行、解剖せり

一二・七　本組合宿年の希望たる県独立漁業税免除、県会を通過し六年一月より実施となる。

大正六年

二・一四　十四日より六斗川において産卵保護のため公魚の捕獲を禁止し、再調の上十六日川口より七百間のほかは解放し、一カ月後全く解禁す。

四・二一　シラス鰻の移殖を計画、水産講習所に依嘱して霞ヶ浦より鰻の稚児三十万尾、稚児のやや生育せるもの四万尾を二十二日に放流せり。

六・四　三重県赤須賀漁業組合より鯢到着、小松組長大和主事出場、なお水上巡査同道して大和下に放流せり。

六・一三　名古屋角山支店より鯉児到着二十二貫八百五十匁あり、上諏訪より放流せり。

六・一三　水産講習所より分与のカラス貝を六斗川先に試験放流せり。

六、二六　南安曇郡丸山悦十に鯉児三十五万尾買入契約す。

七、一三　鰻児八貫九百匁小笠原重太郎より来着、吉沢監視立会放養せり。

七、二一　皇太子殿下に漁業施設御台覧に供す。吉沢監視指揮せり。組長湖水魚族を献上したり。

八、一〇　小松組長、大和主事下諏訪に出張、鯉児放流稲田借地の協定をなす。

九、一二　天竜河口に至り小鯢一石七斗八升購入直ちに湖中に放流。

一二、二〇　姫鱒卵一万粒吉沢今朝蔵氏より購入、下諏訪四王に於て孵化場を設け、保護を同氏に依頼せり。

大正七年

二、一二　諏訪郡費補助六百円の許可あり。

二、一三　姫ます孵化稚魚を湖に放流す。

二、二五　六斗川公魚溯上につき川口より四百間禁漁地を制定せり。

四、一五　人工孵化のため小松組長、吉沢監視人六斗に

於て公魚の採卵をなす。
五、二八　この日より七月二十四日までの間三十日にわたって鰻児到着、いずれも上諏訪沖に放流す。
六、一六　禁魚地手入草刈取なす。
大正八年
三、五　白魚移殖試験について県に申請す。
一〇、三〇　淡貝購入のため組長、主事茨城県大浦町に出張。
一一、三　淡貝到着、湖に二十箱即時放流す。
大正九年
二、二六　公魚加工講習会をひらき二十三名出席す。四日間にわたる。
三、二四　この日より六日間淡貝到着放流す。
九、一　諏訪湖魚介蕃殖調査会を設けることになり、この日委員二十名を嘱託す。
一〇、二九　四賀村に蜆移殖をなす。
大正十一年
七、二五　文出孵化場鯉児二万九千尾を捕獲放流す。(第一回)
七、二六　小川同上一万六千尾(第一回)
七、二七　有賀同上一万六千五百尾(第一回)
七、二八　湊村同上二十一万八百尾(第一回)
七、二九　赤砂同上六万六千百尾(第一回)
八、二三　高木養殖場へ種蜆二石九斗二升五合、以下二十一の養殖場に放流す。
大正十二年
三、一九　霞ヶ浦から移殖の真蝦購入のため組長以下出張す。
三、二六　真蝦五升、鯉二貫匁到着高木下放流す。
三、三〇　移殖真蝦採捕禁止を組合員に通知す。
五、四　千葉県三島より鰻児到着、鶴遊館沖に放流せり。
七、二四　東部沿岸各所に種蜆蒔付ける。衣渡、砥川、高木下、舟渡川、六斗川横堀、四王先、宮川西側、湊村万田にも蒔付く。
九、二六　長地村、中洲村、湖南村に種鰌分配放流す。

魚を喰う鯰退治

つぎつぎに放流し、増殖をはかっていくためには、取締りも厳にしなければならなかったし、魚族の選択や計画も緻密でなければならなかった。そのために、諏訪湖組合では、魚介蕃殖調査会をつくり、殊に、蜆や鰻増殖のた

めには、各浜に十一の小組合を設けて、末端への施策の浸透をはかった。

稚魚を守るためには、魚喰鴨の退治もしなければならず、県の許可をうけてそれの捕獲をはかったが、最も大きな問題は、鯰を退治することであった。大正六年五月、組合は、総会において「鯰は他の魚族を同食し、蕃殖上有害なるを以て、箱漁業をなさしむ」の決議をおこない、これを実施した。

なまづ箱漁具に関する決議

一、なまず箱は二尺に一尺以内とす。

二、なまず箱は他の魚族を招誘するの装置を禁ず。

三、なまず箱は他の漁業に害を与えざることの装置を要す。但製作済の時は組合の検査を受くるものとす。

四、なまづ箱漁業者各浜各一の組合を設け、その名義を以て本組合より特別の許可をうけ共同責任を以て執行すること。

五、一組合の数は其区域内組合員十名に対し一箇の割合とす。

六、箱一箱の賦課金は金三円とす。

七、組合は箱数を届出で其数に相当する鑑札の下付を乞うと同時に納金するものとする。

八、なまず箱を沈置せんとする時は本組合に届出立会の上総て沈置するものとす。

九、なまず箱を揚げんとする時は本組合に届出立会を求むるものとす。

十、なまず箱を沈置並に捕揚する作業舟には組合より渡したる標旗を掲揚し何人にも見易き様すること。

十一、壱組合の作業人員は四人迄とす。

十二、作業時間は毎日午前九時より午後四時迄とす。

十三、立会請求の時は不止得場合の外五箇以上の作業をなす計画を立つること。

十四、前各項に違反したる時は中止を命じ箱及賦課金を没収し且組合規約違反者として過怠金を徴収す。

十五、各浜とは旧称に依る四ヶ浜とし左の区分とす。

一、湊村、平野村、川岸村二、下諏訪町、長地村三、上諏訪町、四賀村、豊田村、湖南村、中洲村

見よ銀鱗の輝きを

大正時代、諏訪湖全体の漁獲量としては、なお往年の姿を復活することができないだけでなく、依然として落調

を続けていたが、公魚の急速な増産がそれを救い、あすの復興に曙光を見せていた。

公魚の移植成功がもたらした当時の、湖群の活況ぶりについて、諏訪教育会刊行「諏訪」は、左のように記録して

禁漁期が過ぎると各浜の漁師たちは、夜の十一時頃船べりを叩いて呼び合い、燈火なしで浜に出揃う。風の様子にも依るが夏は魚の游泳する沖へ威勢よく漕出す。月明は好ましくないので、月のない夜が選ばれる。夜の暗がりのあちこちには数隻ないし十隻ぐらい集団した投網船の幾群かを見ることができる。午前零時を過ぎると、一斉にざんぶざんぶと網が打たれる。昼のみの湖を知るものは、かくも夥しい、そして威勢のよい夜の漁撈を想像だもしないであろう。

あたりにはこの漁撈より先に宵から沖うちと称する鯉、鮒の投網が、点々として漁つているのを見ることができる。公魚投網のうち浜によつて違うが、湖の東と南の所謂上の浜では、網を水中にうつた後百回以上も上下に揺り動かし、網の上方に魚を集めて獲り、西の方の浜では、網の下方に集める。魚は多く群れて游泳する。猟師はそれをしまになつているといい、風・気温・水温を見て次第に船の位置を換えて追うのであるが、時には錨を用いることもある。

諏訪訪のワカサギ漁獲高（諏訪湖漁業組合調べ）

	数量	金額	単価
大正13年	15,371貫	21,519円	1円40銭
14年	14,625	19,012	1.30
15年	20,000	26,000	1.30
昭和2年	38,500	46,200	1.20
3年	40,000	40,000	1.00

投網は一人一日一貫目の限度があるために、猟を終つて帰路につく頃は夜の白々明けで、この時間に出る公魚のかすみ網船、鯉、鮒の出格子船など、入れ代るのである。この朝の出船のかすみ網船には二人乗つているのが多い。一人は漕ぎ一人は網を張つてあげる。その猟師船には年寄、子供、娘などがまじつていて、若者の集つてする夜半の投網船のような活気は見られない。また船の数も甚しく少い。

「きよめ」は置き道具の一つで、投網のように魚を追うものでなく、游泳してくる魚を網を張つて待つというおとなしい漁法である。投網のような烈しい労力、早業はいらないが多くの人手を要する。網は極細の絹糸でつくられ、目数は一反に十

万という極めて細いもので、公魚がそこに来ても気づかない程のものである。随て網は新しいのがよい。この「きよめ」を直線に二十反張ると三町余りにも及ぶのである。一時間余りで次第に手繰り上げられる。

朝日にあたつて公魚の銀白に光るありさまは全く美しい。夜は魚が割合に水面近くを游泳し、明方になると水底に沈むので晩の投網、夜明けの「きよめ」は漁に好都合である。きよめにかかつた魚の取り放しは非常に大き労力と人手を要するもので、到底投網のように簡単にはいかない。公魚は寒くなるにつれて他の魚と同様岸に寄る傾向があり、寒さのため仕事も困難になるので、晩の投網は次第に減るが、「きよめ」は夏を過ぎると網のいたみも少くなるので、漸次増していく。更に寒さがひどくなると「きよめ」を夕方張つて朝上げるようにする。結氷期には氷の下に張る。

二月になると産卵期に入り、半ば頃には霧ヶ浦から卵を移入し、三月になると主に六斗川で人工採卵が行われる。初夏の田植頃には前年の公魚の充分に成長した大きいのが「きよめ」で捕獲される。こうして早春孵化した公魚は、秋から翌年の初夏にかけて大部分漁獲されてしまうのである。従て発育盛りの期間禁猟されるのは、真に当を得た措置というべきである。

公魚はその風味は必ずしも高尚上品とはいえないが、殆ど何人にも嫌われることがなく、特別な調理も必要とせず、年寄子供も丸ごと食することが出来るので、広く一般から要望されるのである。面白いことには移殖当時のあつさりした味いに比して、近頃脂ぎつてきた。これは餌料や水質その他環境の変化によるものであろう。

全県下に公魚ブーム

諏訪湖の公魚移植が成功し、その漁獲量を増していくと、大正末期から昭和初頭にかけて、全県下に公魚ブームがおこつた。競つて魚卵の分譲をうけ、各町村の溜池に放流したのである。十万粒以上三十粒まで一万粒あたり二十五銭、それ以下一万粒あたり三十銭でわかたれた。

昭和二年　南佐青沼、中込、平賀、栄、川上、臼田、桜井、前山、海瀬、東筑里山辺、山形、朝日、広丘、芳川、洗馬、今

井、西筑山口、日義、上松。

昭和三年　小県滋野、東塩田、東筑岡田、上伊美和、片桐、諏訪富士見、上水吉里、柳原、更級稲荷山、下伊喬木、富草、智里、北佐伍賀。

昭和四年　北安平、会染、神城、北小谷、上水吉田、鳥居、柳原、古里、安茂里、櫛、若槻、小田切、北小川、南安安曇、穂高、東筑松本、下高木島、中野、科野、倭、夜間瀬、往郷、諏訪富士見、原、小県和、依田、長、東塩田、川辺、富士山、東内、泉田、塩川、更級稲荷山、更級、桑原、信里、村上、力石、中津、埴科杭瀬下、坂城、戸倉、埴生、上高日野、仁礼、下水太田、永田、上伊西春近、小野、長藤、宮田、下伊川路、富草、座光寺、伍和、泰阜、竜江、売木、喬木、神稲、上久堅、生田、波合、山本、北佐南御牧、高瀬、伍賀

県下の村々からだけでなく、新潟県や山梨県下からの注文も殺到し、諏訪湖組合では、しばしは売止めをしなければならなかつた。

こんにちでも、「こんな池に公魚がいる。鳥でも喰わえてきたものが育つたのだろうか」と、土地の人びとを不思議がらせている地方があるが、いずれも、大正時代の公魚ブームに乗つて、諏訪湖から持ち来たらされたものの名残りなのである。

木崎と野尻湖の放流

大正十年、水産講習所の木崎養魚試験場が海ノ口に設けられた。中野宗治が創業に当り、川尻稔がそれを次いだが、彼らが、本県水産業に残した足跡は大きかつた。

木崎養魚試験場は、昭和十四年、上田市の千曲河畔に移されて、現在の淡水研支所の前身となるまで、十数年

間、仁科三湖において、各種鱒類の放流試験を行い、その結果、木崎では虹鱒、キザキマスを主体とし、青木湖ではヒメマスを主体とするようになつて、三湖の開発に貢献した。

木崎湖漁業組合の放流記録

（長野県産業要覧による）

大正 1, 2 年	諏訪湖から蜆２石１斗移植
大正 1, 2, 3 年	愛知県下と東京府下から鰻240貫移植
大正 1, 2, 3 年	琵琶湖からあめの魚25万粒を購入、孵化放流
大 正 3 年	諏訪湖からエビ１石５斗移植
大 正 5 年	諏訪湖から鯰75貫移植
昭 和 2 年	北海道から紅鱒の子45万尾移植

野尻湖の放流記録

明治44年	池田万作ら十和田湖から姫鱒卵10万粒を購入、孵化放流
大正元年	この年以後、池田万作らしばしば姫鱒の放流をなす
大正15年	この年より昭和６年まで県が鱒族の孵化放流をなす
昭和２年	北海道より紅鱒児53万粒放流

本県において、もっとも早く、明治末期既に法的漁業組合を結成した仁科三湖組合では、その後、青木、木崎両組合に分立したが、大正時代湖岸の漁民たちは、上表の如く、多くの移植放流事業を行って、こんにちのいしずえを築いたのであり、その指導には大久保喜代松らが立ち、北安郡農会が協力したのである。

野尻湖では、明治三十年代、初めて漁業法が制定されるや、いち早く、区劃漁業権を設定し、池田万作らが中心となって、開発につとめていたが大正時代には、それをいよいよ本格化した。

木崎湖の開発が、水産講習所によってなされたのに対し、野尻湖では、県営の放流事業がしばしばおこなわれた。大正時代には、湖民によって放流された姫鱒が、一時、北信地方の消費地に行きわたり、野尻湖名産をうたわれたこともある。

野尻湖は、水産学上にいう貧営養湖で、諏訪湖や木崎とちがい、飼料にも心をくばらなければならず、東北電力からの補償を以て、冬季渇水期、乾いた湖辺に肥料を施し、プランクトンの培養をはかった例もある。

したがって、池田万作らの放流事業にも、格別の苦労を要したのであるが、彼は、湖畔のよき指導者となり、大正元年には、諏訪湖から地引網を持ち来るなどして、漁具の進歩もはかった。

3　水産県政、四本の柱

大正時代、県では、相次ぐ水産施策を打ち出した。

まず、農商課の中に初めて水産係を設けて、指導体制を確立し、ついで魚族保護のための許可漁業制度を定め、更に進んで、漁業税を組合に委譲した。その源資を以て、放流増殖の自主的な活動を促そうとしたのである。

これらの施策が柱となって、水産信州振興への車が大きく廻り出したのである。

初めて水産係設く

明治十三年、上高井郡綿内村と上伊那郡南箕輪村に県営養魚場を設け、いったんは、直接的な採卵、孵化、放流の仕事に手を染めた県であったが、思わしい成果を見ることができなかったまま、明治時代は、直接的な事業から手をひいていた。

そして、専ら漁業統計の整備や、取締規則の制定による机上政策だけに終始していたが、大正時代に入ると、直接的な事業にも手を下し、水産行政を大きく前進させることになった。野放し漁業に依る濫獲がおそれられ、県民の蛋白給源の枯渇が問題となり、その対策が重要な日程になってきたからである。

大正八年、積極的な水産行政への第一歩として、農商課の中に水産係を設けた。新しい技術と、広い視野を持つ専門技師を配置し、本格的な指導体制を敷いたのである。

川湖における放流増殖の指導や、種苗のあっせんから、副業としての池中養鯉や、水田養鯉についても、彼らが指標に立つのであった。太田知度、長田正雄らが初期の指導係を相次いだ。

許可漁業制度の設定

大正十二年には、長野県漁業取締規則を改訂した。明治三十五年、漁業法制定にともなって、初めての取締規則を制定したのであるが、それは殆ど諏訪湖だけを対象とするものであり、普遍性を持っていなかったため、全面的に改訂し、許可漁業制度を新設した。

水覗眼鏡、魚堰、瀬付、石塚、鵜飼、四つ手網は、知事の許可をうけなければならなくなり、ヤツカ、氷引、ズリ引、ジョレン掻取、石コジ、電流使用は禁止された。

遊漁者には、竿釣、投網、叉手網だけを許し、諏訪湖の渋のエゴ、島々谷の梓川、上高地明神池、木曽川の一部などに初めて禁漁区が指定され、違反者には罰金、科料の処分をおこなうこともきめられた。

長野県漁業取締規則

第一章　総則

第一条　漁業に関し出願申請又は届出をなさんとするときは漁場を管轄する市町村長を経由すべし。但、漁場の管轄が二市町村以上にわたるとき又は不明なるときは、住所地の市町村長を経由すべし。

第二条　工作物の施設を必要とする漁業の免許若くは許可を出願せんとするときは願書に工作物の施設方法並設計書を添付すべし。

第三条　漁業法施行規則第四十三条に依り郡長又は警察官署長に許可を出願せんとする者にして漁業の免許を受けたる者は漁業免許指令書（写）を添付すべし。

郡長又は警察官署長漁業法施行規則第四十三条の出願を許可したるときは願書の写を添へ遅滞なく之を知事に報告すべし。

第四条　漁場に定置したる漁具及之に付帯せる工作物は漁業時期終了後若は免許期間満了後遅滞なく除去すべし、免許を取消し又は制限したるとき亦同じ。

第二章　漁業許可

第五条　左の各号の一に該当する漁業をなさんとする者は一漁業毎に知事の許可を受くべし、但、専用漁業権に依り之が漁業をなさんとする者は此の限りに在らず。

一、魚堰漁業（方言ヤナを含む）二、瀬付漁業三石塚漁業（方言カイツケ）四、水覗眼鏡漁業、之らの漁業を許可したるときは鑑札を下付す。

第六条　前条漁業の許可を出願せんとするときは願書に左の事項を記載すべし。

一、漁業の名称二、漁業の場所三、漁獲物の種類四、漁業の時間五、許可期間

第七条　許可漁業の期間は五年以内とする。

第八条　第五条の漁業者漁業をなすとき鑑札を携帯すべし。

第九条　鑑札は之を相続貸付質入又は譲渡することを得ず。

第十条　許可を受けたる漁業を廃業し又は其許可期間終了し若は許可の効力消滅したるときは十日以内に鑑札を添付し其旨届出つべし。

漁業者死亡したるときは戸籍法に依る届出漁業者前項に準じ其旨届出づべし。

第十一条　左の各号の一に該当するときは其事由を具し鑑札の再下付を申請すべし、此場合に於ては現に存する鑑札を同時に返納すべし。

一、鑑札を亡失したるとき

二、鑑札を毀損し又は記載文字不明となりたるとき

住所氏名其鑑札の記載事項に異動を生じたるときは其事由を具し鑑札を添へ書換を申請すべし。

第十二条　許可期間更新の許可を受けんとする者は更新期間を定めて期間満了の日より少くとも一箇月前に申請すべし。

第十三条　左の各号の一に該当するときは許可したる漁業を制限し停止し又は許可を取消すことあるべし。

一、水産動植物の蕃殖保護又は公益上必要ありと認めたるとき

二、本則其他漁業に関する法令に違反したる行為ありと認めたるとき

三、漁業者引続き一年以上休業したるとき

第三章　禁止制限

第十四条　左の各号の漁具漁法を用いて水産動植物の採捕をなすことを得ず。

一、ヤッコ又は粗朶を沈めてなすもの二、氷引三、ズリ引四、三分目以下のジョレンを以て蜆の掻取をなすもの五、石コジ六、電流の使用

第十五条　木崎湖中綱湖青木湖並之等の湖水に流入する河川に於て目合三分目下の簀を使用して水産動植物を採捕することを得ず。

第十六条　諏訪湖に流入する河川に於ては簗及瀬張堰を設置して水産動植物を採捕することを得ず。

第十七条　漁業者に非ざる者は左に掲ぐる以外の漁具漁法を用いて水産動植物を採捕することを得ず。

一、竿釣二、投網三、手網

第十八条　漁業法第三十九条の水面に於て爆発物又は水産動植物を疲憊又は斃死せしむるべき存毒物を使用して水産動植物を採捕することを得ず

第十九条　一月一日より六月三十日に至る間鮎を採捕し又はその間に採捕したるものを所持若は販売することを得ず。

第二十条　諏訪湖内字河原及「渋ノエゴ」に禁漁区を設定し水産動植物の採捕を禁ず。前項の区域は豊田村字清雲開六、六四五番の口の九第一号不動標識杭より同村字湖畔二、二四九番イ号に第二不動標識杭一直線見透し以内の水面とす。毎年三月一日より七月三十一日迄前項の区域内に於て水産動植物の採取を禁ず。

第二十一条　野尻湖に於ては六月一日より七月三十一日迄蝦を採捕することを得ず。

第二十二条　左に掲ぐる水面を禁漁区とし水産動植物の採捕を禁ず。

一、南安安曇村島々谷字二俣に於ける梓川支流島々谷南沢北沢合流点第一号不動標識と第二号不動標識との見透し線より上流

一、南安安曇村稲核に於ける梓川支流水殿川流域中梓川本流との合流点第一号不動標識と第二号不動標識との見透し線より上流

一、南安安曇村上高地明神池

一、西筑日義村野々尻における株式会社電気製鋼所設置の第一取入口堰堤より上流六十間下流六十間の区域

一、西筑福島町字中原に於ける株式会社電気製鋼所設置の第二取入口堰堤より上流六十間の区域

一、西筑大桑村大字須原字和村に於ける大同電力株式会社須原発電所設置の堰堤より上流六十間下流六十間の区域

一、西筑大桑村大字須原字和村に於ける大同電力株式会社大桑発電所設置の堰堤より上流六十間下流六十間の区域

一、西筑吾妻村字芽ヶ沢に於ける大同電力株式会社賤母発電所設置の堰堤より上流六十間下流六十間の区域

第二十三条　溯河魚類の通路を遮断して魚業の採捕をなすときは河川流幅の五分の一以上の魚道を開通すべし。

第二十四条　湖沼河川に遺棄又は放流する物質にして水産動植物に有毒なりと認むるときは知事は之を制限若は禁止し又は期間を指示して除害に必要なる設備をなさしむることあるべし。

第二十五条　養殖、学術研究其他特別の理由に依り漁業法施行規則第四十五条の許可を出願せんとするものは願書に左記事項を記載し知事の許可を受くべし。

一、目的二、採捕せんとする水産動植物の種類三、採捕の場所四、採捕の時期五、採捕の方法

第四章　罰則

第二十六条　左の各号の一に該当する者は五十円以下の

罰金又は科料に処す。

一、許可を受けずして第五条第一項の漁業をなしたるもの

二、第十四条第十五条第十六条第十八条第十九条第二十一条に違反したるもの

三、第十三条の制限又は停止に違反して漁業をなしたるもの

前項の場合に於ては魚獲物及漁具は之を没収す、但之が全部若くは一部を没収すること能ざるときはその価格を追徴す。

第二十七条　第四条第八条第九条第十条第十一条第十七条の規程に違反したるものは拘留又は科料に処す。

漁業税を組合に委譲す

仁科三湖や諏訪湖に漁業組合が結ばれると、早速、県にむかって漁業税の免除運動を展開した。湖魚の枯渇で、漁民は全く生活に窮しているし、組合としても資本を投下して、魚族の復興をはかっていかなければならないので、県税を免除して欲しいというのであった。

三年間にわたる陳情運動の結果、大正五年十二月の県会で、仁科三湖と諏訪湖に対する漁業税免除が可決された。「宿願、ついに成れり」と、諏訪湖組合では、その日の感激を記録している。

この先例にならい、大正十二年には、漁業組合を結んでいる地域の漁民に対して、全面的に免税する方針が打ち出された。県税賦課規定を改訂し「漁業法によって設立されたる組合の組合員が、その区域内において漁業をなす場合」また「組合の所有する船にして、組合の用に供する場合」は、県税を免除することになったのである。しかし、簗など定置漁業への課税はなお続いた。

県税を免除し、その源資を組合賦課金として徴収し得る方途を講じ、それを以て、各組合の自主的な放流増殖を導き出そうとしたのであるが、この施策に刺激されて、各地区に組合設立の気運が急速に盛り上った。

木曾川で漁業補償第一号

県水産係の放流指導は、早くから組合のできた湖水を対象として、まず始められた。そこへの鯉、鰻、鱒類などの種苗斡旋や、補助金交付から始めたのであるが、おいおい河川にも組合が出来揃うと、それを対家としての放流指導にも手を染めた。

幸い、放流財源の見透しがついてきたのである。即ち、大正十一年、木曽川に進出した大同電力が、沿岸住民に対する福祉の資として、二十六年間、年々三万円の寄付金をおくる契約を県との間に結んだからであった。ついで、政府も、鮭鱒を中心とした魚族増殖政策を打ち出し、府県の、その事業に対して国庫補助金を与えることになったので、県では、水産職員を一挙に培増して、それにそなえた。

大同電力の木曽川進出に依る漁業補償第一号は、本県水産史上、一つの劃期をもたらすものであった。

寄付願

幣社事業については、爾来御援助の下に逐日発展の域に相進み候については、玆に別記の通り寄付行為を以て地元関係町村の公益の資に相供し度に付、貴官に於て可然御処理相願度此段御願申上候也。

大正十一年二月一日

大同電力株式会社々長　福沢桃介

長野県知事岡田忠彦殿

寄付申請

一、金七拾八万円也

一、用途　西筑摩郡に対する福祉増進の目的を以て処理せらる長野県知事の御指定に異存なきこと。

二、納方　大正十一年度より大正三十六年度に至る二十六箇年度に分割し、年度割参万円也を年度内に上下二期に分納すること。

右之通りに候也

大同から寄付された地域福祉の資の多くの部分が、知事の裁定において、漁業補償にふり向けられたのは当然で

ある。県では、福島町新開に孵化養魚場を設けて、あめの魚、たなびらなどを養成の上、木曽川に放流することを目論み、鯉仔の放流も計画した。

明治十三年、一度試みられて以来、長く中絶していた長野県営の河川放流事業が、ここに復活し、以後における放流史の発端となったのである。

これより先、大同電力では、大正八年、賤母に一六、三〇〇kw、十年、大桑に一二、一〇〇kwの発電所をつくり、更に須原・桃山・読書・落合などでの建設を計画していたが、十一年、まず前記の寄付契約を結んだのである。

今までのように、地方資本に依る小規模発電所が、支流を堰き止めてつくられるのではなく、中央の大資本が県下の河川を目ざして進出し、大がかりに本流を堰き止め、大規模発電所を建設する動きが、こうして木曽川から始まり、忽ち全県下の河川に及んでいったのである。

長野県の水産業と、水力発電所開発との関係は、全く表裏の結びつきにあり、水産史上、かなりな頁を費やさなければならないものであるが、それの口火が木曽川で切られたのであった。

爾後、相ついで建設される発電所の漁業補償は、常に、まず会社から県に寄付され、それに県費と、各組合の賦課金とを加えて、河川放流を遂行する方策がとられた。だから、大同の寄付金が始まったときから、河川増殖への財政基盤がかためられたのである。

水産係を設けて指導体制が確立され、許可漁業制度を設けて魚族を保護し、漁業税を廃して、各組合に経済的余裕を持たせ、更に今また漁業補償寄付金による、県費水産財源が確立して、ここに水産県政四本の柱ができあがったのである。

四本の柱に支えられて、車が活発に廻り出し、昭和時代の逞しい放流、増殖活動へと発展していくのであった。

5　組合ぞくぞく誕生す

明治十九年、政府は既に漁業組合準則を制定していた。淡水魚の場合には、河川を区劃して組合をつくらせ、それに地先の漁業権を与えることによって、自主的に漁業の振興を期させようとしたのである。

漁業組合準則

漁業組合準則は左のようなものであり、明治三十四年に制定された漁業法は、この準則によってつくられた組合にのみ、専用漁業権を与えることを規定し、更に四十三年の漁業法改正によって、この組合準則に基く組合の組合員には、漁業税や営業税の免除をしなし得ることを規定した。

（省令）農商務省令第七〇号

漁業組合準則ヲ左ノ通り相定ム、依テ此準則に基キ組合ヲ設置セシメ其規約認可の上当省へ届出スベシ。

明治十九年五月六日　農商務大臣　西郷従道

第一条　漁業（水産動植物採捕を併称ス）ニ従事スルモノハ適宜区劃ヲ定メ組合ヲ設け規約ヲ作リ管轄庁ノ認可ヲ請フベシ。

但漁業僅少ニシテ他ノ漁場ニ関係セザル地ハ管轄庁ノ見込ヲ以テ組合ヲ要セザルコトアルベシ。

第二条　組合は営業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トスベシ。

第三条　組合ハ左ノ二類トス。

第一類　捕魚採藻（遠海漁業若クハ大地引網捕鯨鮭漁昆布ノ採収ノ類）各種類ニ従ヒ特ニ組合ヲナスモノ。

第二類　河海湖沼沿岸ノ地区ニ於テ各種ノ漁業ヲ混同シテ組合ヲナスモノ。

第四条　前条第二類の漁業ニシテ漁場相連帯スルモノハ必ズ一組合トナスベシ。

第五条　組合の規約ニ掲グベキ事項ハ左ノ如シ。

一、組合ノ名称及ビ事務所ノ位置二、組合ノ目的三、役員選挙法及ビ権限四、会議ニ関スル規程五、加入者及ビ退去者ニ関スル規程六、違約処分の方法七、費用ノ徴収及ビ賦課法八、捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事九、漁具漁法及ビ採藻ノ制限ヲ立ル事十、漁場区域ニ関スル事十一、前各項ノ外組合ニ於テ必要トナス事項。

第六条　組合ハ規約ヲ更正シ若クハ其組合ヲ分立合併セ

ントスルトキハ管轄庁ノ認可ヲ請フベシ。

第七条　組合ハ連合会ヲ設ケ其規約ヲ作リ若クハ之ヲ更正セントキハ管轄庁ノ認可ヲ請フベシ。

第八条　二府県以上ニ渉ル組合及ビ連合会ノ規約ハ交渉管轄庁ヲ経テ農商務省ノ認可ヲ請フベシ。

但規約ヲ更正シ若クハ其組合ヲ分立合併セントスルトキモ亦本条ニ準ズベシ。

第九条　二府県以上ニ渉ル組合ハ便宜ノ地ニ事務所ヲ設ケ其他ハ毎府県事務所支部ヲ設ケルベシ

但支部ハ組合ノ事情ニ依リ其必要ナラザル場合ニ於テ之ヲ置カザルヲ得

本県下においては、明治時代の長い間、この準則に基く漁業組合は設立されなかった。鑑札さえ持っていれば、いつどこででも漁撈のできる独立漁業者たちは、組合をつくることに依て、その組合に専用漁業権が与えられ、自由な漁業ができなくなることを恐れたという理由もあろうし、新しい制度には、総べて、しんじゅんするという農民性もあったからであろう。

しかし、四十三年、漁業法を改訂して、各府県知事が適当と認めるならば、漁業組合準則に基づいてつくられた法制組合の組合員に対しては、漁業税を免除してよいということになり、更に四十四年、農商務省訓令を以て、各府県知事に対し、準則組合の設立を極力勧奨するようにとの指令が発せられるや、本県においても、急速に、組合結成の気運が高かまってきた。

まず、木崎三湖と諏訪湖組合生まる

明治四十一年、木崎・中綱・青木湖が集まって、一つの漁業組合を結んだのを口火として、四十五年には、小口小次郎、小松伝八、大和又蔵、宮坂玉治らが先頭に立って、諏訪湖漁業組合を結成した。

茅野以南以北十カ町村、千三百余人が集まって、上川、宮川、天竜川上流をも区域にふくんで設立したのである

が、この組合は、魚族増殖のほかに、初めから共販事業をも目標の一つとし、組合規約の中に「本組合は、漁獲物の調和及び市価を維持するため共同販売所を設置す。組合員の漁獲物は、組合の販売所を経由するに非らされば、如何なる場合と雖も他に販売することを得ず」と規定した。

諏訪湖漁業組合経費分賦収入方法

一、経費分賦金額は予算の定むる所に依り共同販売所及び組合員に賦課す。但共同販売所賦課は等級別とし役員会の決議を以て定む。

一、共同販売所賦課金は四月・七月・十月の三期に其月末日限り徴収す。

一、人別割は五月三十日、営業割は八月三十日限り各一期に徴収す。

一、分賦徴収は漁業組合長の納入告知書に依るものとす。

諏訪湖組合の創立早々大正二年における予算規模を見よう。収入総額一、三六七円六〇銭で、使用料手数料五五〇円、共販賦課金五五〇円、県費補助一五〇円、人別割二八七円五〇銭、営業割二八七円五〇銭などが主なものであり、支出は、事務所費五五八円、給与二三五円、雑費二三五円、会議費一五五円、魚族保護費一〇〇円、漁業取締費二三五円、新魚族養殖試験費二五〇円などであった。

この予算面から、組合発足の当初は、まず監視員を配しての漁業取締り、即ち濫獲防止と、何をいったい放流したらよいかという、放流試験とに重点をおいて出発したことがうかがえる。ここから、公魚を初め多くの魚族が話題にのぼり、実行に移されていったのである。

三十二組合の創立一覧

仁科三湖や諏訪湖にくらべると、河川組合の設立は可成り遅れて、大正十年、鳥居川に結ばれたのが最初である。ついで翌年には木曽川漁業組合が誕生し、千曲川、犀川中川手、鳥神、天竜川、下伊那などが相ついだ。正に、ぞくぞくと誕生したのであり、昭和七年には三十一組合を数えて、ほとんど全河川に出来そろった。

昭和九年現在における組合状況一覧

組合名	設立年月	区域	取得漁業権	組合予算	組合員
木崎	明四一	海ノ口・稲尾・森	区劃	四六四円	一三五人
諏訪湖	明四五・六	川岸・平野・長地・下諏・上諏・四賀・中洲・豊田・湊・湖南	専用、定置五	五、〇五五	一、二四〇
鳥居川	大一〇・一〇	古間・柏原・富士里・中郷・三水・戸隠	定置一	二、二七四	五〇
木曽川	大一一・七	西筑摩十四町村	区劃	二、八九六	二九八
千曲川	大一二・七	大豆島・朝陽・柳原・長沼・川田・綿内・井上・日野・豊洲・小布施	専用、定置二	三、四一九	二七五
犀川中川手	同一二・六	中川手村		六七五	一二五
鳥居川鳥神	同一二・二	鳥居・神郷		四九〇	七一
犀川上川手	同一三・五	上川手村		二四〇	一二五
天龍川	同一三・六	上伊二十五町村	専用	四、二九八	二三六
下伊那	同一三・一〇	下伊二十六町村	専用	二、五八五	二、二三四
信級	同一三・一〇	信級・津和鷹ノ巣(柳久保池)		八〇	二九
青木湖	同一四・二	加蔵・青木・中綱	区劃	五七〇	五一
下高井	同一四・一二	中野・高丘・平隠・延徳・夜間瀬・平野・穂波・科野・平岡・長丘・日野		二五〇	六五

犀川上流安曇	同一四・二	安曇村		五一〇		二五九
松本	同一四・四	松本・島立		三〇六	八〇	
高瀬農具川	同一四・一二	野口・源級・二ツ屋・鹿島・大・社・常盤		四七〇	一〇五	
犀川	同一四・四	高家・豊科・島内		二一八	一九五	
高水	同一五・三	木島・往郷・穂高・俵・豊郷・瑞穂・古川・堺・秋津・飯山・常盤・外様・太田・岡山・水内		三二七	二七二	
犀川穂高	同一五・六	南穂高・穂高・北穂高		三五二	一〇二	
姫川	同一五・九	北城・南小谷・中土・北小谷		三三八	三四八	
南佐久	昭二・三	海瀬・青沼・田口・平賀・中込・桜井・野沢・臼田・前山・栄切原	区劃	一、二五〇	三六〇	
更埴	同二・八	更級・埴科二郡十七町村	専用	一、八〇四	四〇〇	
犀川上流波田	同二・二	波田・梓・八景山		二九一	一五〇	
犀川中部	同二・一	東川手・生坂・陸郷・広津		五四九	一八〇	
野尻湖	同三・八	野尻・菅川	個人区劃	五〇〇	一四	
上小	同三・三	小県十七・北佐三町村・上田市	専用、定置一	二、六六三	五〇一	
奈良井川	同三・九	片立・寿・神林・今井・宗賀・洗馬・伝丘・贄賀・芳川・朝日塩尻・楢川	専用	一、〇四〇	六〇〇	
七貴	同三・九	七貴村		八五	一一九	
諏訪東部	同三・九	永明・米沢・北山・湖東・豊平・泉野・玉川・宮川・金沢・原富士見	専用	九四八	二三六	
北相木	同四・三	北相木村		六二	二二	
北佐久	同七・五	伍賀・平根・岩村田・中佐都・高瀬・御代田（湯川）	区劃		四三一	

これらの漁業組合が頻りに組織される頃、大正十五年六月、南佐久地方の養鯉業者は、七百数人が集まって、法制団体としての南佐久水産会を結成し、並木齢輔、伴野宗二らが先頭に立っていた。

長野県漁業聯合会の結成

漁業組合準則に基づく法制組合が結成される以前からも、同志的結合としての漁業団体が無かったわけではない。濫獲を憂え、河川湖沼魚防衛を願う熱意から、自らにして形成された「心ある人びとの同志的結合体」があったのである。

たとえば、上小地方には、長谷川栄三郎、増沢増一、翠川国平、石井岩雄らが中心となって、曲水同盟を結んでいたし、木曽でも、棚橋文吉、加藤丑之助らが、郡下の全市町村に呼びかけて西筑摩漁業組合（組合長伊東淳）を組合織し、伊那地方にも野溝準治らが中心となって、同志的漁業団体を持っていた。野尻湖畔の池田万作らが、諏訪湖に働きかけて、湖沼中心の長野県水産研究会を組織したのも、大正の初めであった。

そんな頃の大正八年、長野県に初めて水産係が設けられ、指導体制が確立されると、それらの同志的漁業団体と諏訪、木崎などの法定組合が集まって、任意団体としての長野県漁業聯合会（会長大和又蔵）を結成した。各地の同志的結合体は、その後、続々と漁業組合準則に基く漁業組合へと発展していくのであったが、漁業聯合会は、新たにできた県水産係の中に事務局を設け、県と表裏一体となって、河川湖沼漁業の振興に向い、やがて、全国淡水漁業連合会が結成されると、それにも参加した。

各地区に誕生した法定漁業組合や県漁業聯合会は、初め、専ら濫獲防止や増殖方策の話しあいの場となっていたが、大正時代の後期になると、新しい問題がおこってきた。中央大資本に依る電源開発が急速に振興し、漁業補償という問題が発生してきたからである。

5　漁業権の設定を急ぐ

各水系に法定漁業組合が誕生すると、いずれも競って、区劃や専用漁業権設定の手続きを急いだ。漁業法にもとずく専用漁業権は、組合にだけしか与えられず、区劃漁業権もまた組合に優先することを決めていたからである。組合に地先の漁業権を確立してやり、そのことによって、独立漁業者の自由・無統制な漁獲を抑制し、組合の自主的な計画による放流増殖業事を遂行しようとしたのである。区劃については知事の認可をうけ、専用漁業権は農林大臣の免許をうけなければならなかった。

本県における専用漁業権の第一号は、大正五年、諏訪湖漁業組合に与えられ、区劃漁業権の第一号は、大正十五年、木曽川漁業組合に免許された。野尻湖では、明治時代、すでに個人に依る区劃漁業権が設定されていたが、改めて、野尻湖漁業組合に与えられた。

漁業権の免許手続きは、かなり複雑な書類整備を必要としたし、行政当局も綿密に調査する方針をとったので、組合の指導者たちは、その手続きに心を砕かなければならなかった。

奈良井川組合が、専用漁業権の免許をうけたのは、昭和に入ってからだったが、同組合には、今も、そのときの手続書類いっさいが保存されている。その資料に依って、苦労の多かった手続きのあとをしのんでみよう。組合の設立後、どの組合も、このような手続きを急ぎ、それぞれに漁業権を確立したのである。

奈良井川漁業組合の例

奈良井川組合は、昭和四年に成立し、翌五年に至って、ようやく農林大臣の免許をうけたのであるが、出願に際しては、免許願や、その区域における漁獲の状況のほか、漁場となるべき沿岸地主の同意書、或は、その河から揚水している農耕者に、絶対迷惑をかけない旨を誓った覚書なども添付しなければならなかった。

専用漁業免許願

一、漁場ノ位置及区域　別紙漁場図り通り（略）
奈良井川トノ合流点ヨリ上流ノ本支流全部、東筑摩郡塩尻・朝日・笹賀・芳川広丘・宗賀・洗馬村・西筑摩郡楢川村

一、投網漁業　鯉・鱒（山女・鯇ヲ含ム）自一月一日　赤魚・鯉・鰻　至十二月三十一日

一、叉手網漁業　鯉・鱒（山女・鯇ヲ含ム）自一月一日　赤魚・鯉・鰻・鰍　至九月三十日

一、水覗眼鏡漁法　鯉・鱒（山女・鯇ヲ含ム）自一月一日　赤魚・鯉・鰻・鰍　至十二月三十一日

一、石塚漁業　赤魚・鯉・鰻・鰍　自一月一日　至十二月三十一日

漁具ノ種類又ハ漁業ノ方法　漁獲物ノ種類　漁業時期

一、竿釣漁業　鯉・鱒（山女・鰍ヲ含ム）自一月一日　赤魚・鯉・鰻　至九月三十日

一、瀬付漁業　赤魚・鯉・鰻・鰍　自一月一日　至十二月三十一日

一、魚堰漁業　右同　右同

一、漁業権存続期間　弐拾ヶ年

前記ノ通リ専用漁業免許相受度別紙漁場図弐通（及関係書類）相添ヘ此段相願候也

長野県東筑摩郡洗馬村二四四番地

奈良井漁業組合長理事　熊谷村司

昭和五年壱月参拾日

農林大臣　町田忠治殿

○

奈良井川専用漁業出願ニ関シ調査ノ件

一、出願漁業ニ付種類別ニ漁業者数、漁具数、漁船数、漁獲高

具漁法	漁業者数	漁具数	漁獲高
一、竿釣漁業	三六七名	六三七	一、四四二貫
ソノ内訳	鱒八七〇　鯉四〇〇　鰻五八　赤魚九二　鯉二二		
一、投網漁業	二七三	四八二	一、九九四
	鱒八五〇　鯉一〇二　赤魚九二〇　鯉七〇		
一、又手網漁業	二八二	三七五	一、二三〇
	鱒五二〇　鯉二〇〇　鰍四〇〇　鰻二〇　赤魚五〇　鯉四〇		
一、水覗眼鏡漁業	三五〇	四八一	一、九八〇
	鱒二三〇　鯉五八　鰍一、一五〇　鰻三〇　赤魚三六二　鯉一五〇		
一、石塚漁業	三五	三五	七〇
	鱒二〇　鯉一〇　鰍五　鰻一五　赤魚二二〇		
一、瀬付漁業	三八三	八八	二〇
	鱒四〇　鯉三五　鰍一〇　鰻五　赤魚七三〇		
一、魚堰漁業	四三	四四	七五〇
	鱒三〇〇　鯉八五　鰍一〇　赤魚三五〇　鯉五		

○
同意書
奈良井川漁業組合ヨリ奈良井川及其支流ヲ漁場トスル地先専用漁業出願ニ対シ拙者等ニ於テ何等異議ナク同意候也
昭和七年十月二十一日
長野県東筑摩郡宗賀村漁場敷地所有者　丸山茂重
同右　市岡皆吉
同右　小松愛保
同右　百瀬真澄
同右　田中滋
同右水面占有者　小松愛保

○
覚書
本組合ノ田川ヲ漁場区域トスル専用漁業免許願ニ関シ貴殿ノ占有ニ係ル東筑摩郡片丘村地籍五安田川尻場口ノ水田揚水堰堤ニ接続シ工作物ヲ施シ又ハ水田揚水ニ支障アル如キ施設ヲ為サザルコトヲ御締約致シ候。為後日如件。
奈良井漁業組合長　熊谷村司
片丘村熊井平林弥茂之助殿

水産庁からの抗議に驚く

専用漁業権を与えられる組合は、地域内のすべての漁業者を網羅する組織でなければならなかったので、出願にあたっては、地域内全市町村長の「村内に、組合員ならざる漁業者一名もこれ無く候」の証明書も添付しなければならなかった。奈良井川組合でも、それを添付した。ところが、出願後間もなく、農林省水産庁技師中野宗治から、組合長熊谷村司のもとへ、左のような照会の手紙がとどけられた。組合員ならざる漁業者、一人もこれ無しの証明書がついているけれども、こちらで調査の結果、数人居るではないか、という抗議であった。

拝啓　陳者貴組合御出願に係る奈良井川専用漁業に関しては夫々手続中に有之候処、此程右入漁関係として長野県当局より回示の書類に依れば、宗賀村居住者にして竿釣を行う者組合員外に四名有之候趣に候え共、右四名は何とかして此機会に組合に加入せしむる御見込無之候也

漁業権の免許に当りては将来を考慮し、出来得る限り充実せる権利に致度希望に候えば、審査当時呉々も申上候通り組合地区の者は、いやしくも川に漁を行う程の者は是非とも組合に加入せしめ、漁業権を中心として共々に河川の魚族の蕃殖保護に留意しつつ、漁利の永遠を希い度と存候間此点御強調の上、足非この際組合員たらしむることに御配慮相願度ものに候。

然し若し不幸にして右四名が組合加入を肯ぜざる場合には組合としては今後如何なる処置に出でらるる御意向なりや、その点、並びに右四氏は今後組合の処置等に対し反抗の挙に出ずるが如き憂い無之ものに候や、其御見込等承知致度候間、御手数乍ら右御取調べの上御回報相煩し度此段御照会申上候。

独立漁業者の中には、最後まで、組合の専用漁業権設定に反対したものもいたのである。新しい時代をむかえて、共同の福祉の道をどんなに説明しても、漁民の中には、自由漁業の未練を捨て切れず、抵抗を続けるものがあった。それを説得するために、どこの地区でも、創業の指導者たちは、多くの苦労を重ねるのであった。

漁業者だけでなく、沿岸農民の中にも、漁場となることに反対するものがおり、組合の当事者たちは、それも説得して、書類を整備しなければならなかった。

奈良井川組合では、水産庁からの抗議に対し、左のような調査結果を回答するなど、三年に近い才月をかけて、ようやく、農林大臣の免許に接したのである。

昭和七年十一月十二日

熊谷村司

中野宗治殿

拝復　本組合より出願の専用漁業に関しては重ね重ねの御高配を辱うし感激に堪えず候。陳者十一月七日付を以て御申越に相成候宗賀村居住者にして竿釣を行う者の四名に就て本組合に加入の見込充分に有之候。

次に十一月八日付を以て御送り致し候「漁場敷地が他人の所有に属し、又は水面が他人の占有に係るもの」の関係町村長の証明書並に所有者占有者の同意書中、鎖川漁場敷地所有者朝日村大字針尾某氏の同意に就て、再三再四訪問せし処本人留守にてその子息に御願致し候え共承知せざりしため、同意書へ捺印出来ざりし次第に御座候間、甚だ御手数を煩し延引いたし誠に申訳無之候え共右人の同意書取急ぎ提出致すべく候間、何卒御賢察の上御含み置き被下度候。早々。

指令
免許番号第五三一九号
住所　長野県東筑摩郡洗馬村
地先　奈良井川漁業組合
昭和五年一月三十日付願専用漁業ノ件免許ス
但シ左ノ通心得ベシ
昭和八年四月十八日
農林大臣　後藤　文夫

漁場　別紙漁業図ノ通（略）
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期

ます漁業	ます（方言あめのうを、方言やまめ、いわなヲ含ム）	自一月一日 至十二月三十一日
うぐい漁業	うぐい（方言あかうお）	自一月一日 至十二月三十一日
こひ漁業	こひ	自一月一日 至十二月三十一日
うなぎ漁業	うなぎ	自一月一日 至十二月三十一日

存続期間　自昭和八年四月十八日　至昭和二十五年十二月三十一日

昭和八年四月拾八日登録済　農林省印

揉める上下流間の協定

各水系に地区組合が続々と設定され、漁業権時代がやってくると、上下流の組合間に、深刻な紛糾がおこり始めた。下流で余り大がかりに獲ってしまうと、上流の漁民が生活をおびやかされるというのである。

時には、上流や下流の漁場を偵察して、その非をあばき立てるような場合も生じて、上下流の協調をはからなければならない問題が日程にのぼってきた。たとえば、昭和二年、犀川水系の上下組合が、左のような協定を結んだ。

協定書

犀において川下流鮭、鱒瀬張擬を出願の場合には、支流

を〆切り本流を開通し魚族の潮上に支障なからしめられたし。但しこの為め下流出願後において漁獲僅少にして見込なき場合は、更に協定し適当の方法を講ずることとす。

昭和二年五月十八日

代表者　犀川穂高漁業組合長　小笠原新治

犀川中川手漁業組合理事　岩渕　利雄
犀川中部漁業組合長　藤沢　義誠
千曲川漁業組合長　近藤　千作
更級郡真島村　小林鹿之助
上高井郡綿内村東　弥三郎

この協定で、瀬張は本瀬を避けて、支流にだけ設けることを申合せ、若しもそのことによって、下流の漁業が余りにも少ないことが判明した場合は、改めて相談することを協定したのであったが、その後三年間、この協定を実施の結果、下流の漁獲が余りにも少いことが判明した。

そこで五年には、協定を改め、本流においても、瀬張をなし得ることにし、その代り場所数を限定、水深一尺以上、川幅五分の一の開放を申し合せた。

協定書

一、犀川下流の内瀬張個所は本支流の内三ヶ所に限定の事

一、各瀬張共規定の通り五分の一は必ず開放なし置く事、但し深水量は一尺以上の場所とす

一、免許期間は一ヶ年とし万一前各項を遵守せざる場合は県において期間の更新を認めざる事

一、右漁業期間は六月五日より七月一日迄及び十月二十日より十一月三十日迄とす

一、瀬張の箇所決定の上は当事者氏名と場所を上流各組合へ通知する事

一、昭和二年五月十八日協定事項は本日限り無効とす

犀川下流鮭鱒瀬張堰に関し関係者一同長野市県庁東門前大和喜旅館に会し右の通り協定す

犀川中部漁業組合長　藤沢　義誠
犀川中川手漁業組合長　古原　勝蔵
犀川穂高漁業組合長　小笠原新治
千曲川漁業組合長　近藤　千作
上水内郡大豆島村　市川　金蔵
上高井郡綿内村東　弥三郎
更級郡青木島村　町田　幸吉
長野市川合新田　山崎　善治

更級郡真島村　小林鹿之助
長野県農林技師　太田　知度
長野県農林技手　後藤　喜好

このように、次々に起ってくる問題を解決しながら、漁業権確立への道が切りひらかれてきたのである。

6　養鯉、日本一となる

明治末期、全国養鯉産額三九万貫のうち、長野県は九万貫、凡そ四分の一を占めて大いに優位をしめしたが、大正時代に入ると、益々拍車がかかり、十五年には全国一七四万貫のうち五五万貫を占めて、第一位の地位をいよいよ強固ならしめた。

昭和七年の農林統計をみよう。大正時代をつらぬいて、築きあげられた成果である。注目されるのは、全国的な発展過程では池中養殖が常に先駆し、溜池や水田がこれに次いで、発展してきたのに対し、長野県では常に、農家の副業としての水田養鯉が先駆し、池中、溜池がそれに次いだことである。

昭和7年、10万貫以上の鯉の産地　（農林統計）

全国	2,638,263貫
長野	466,718
山形	241,670
群馬	171,305
愛社	153,185
静岡	136,810
大阪	135,137
新潟	120,916
福岡	113,747
滋賀	107,181
京都	103,470

水田養鯉の発展

明治後期、養鯉を主として考え、むしろ稲作りを二の次に考えるような傾向を生じたため、県農会が警告を発したこともあるほどだったが、大正時代には、それがますます進んだ。大正十五年における各分野の生産量は、水田鯉三九万三千貫、池中一二万五千貫、溜池三万九千貫の順位であった。

大正時代の郡市別水田養鯉状況を見ると、それをおこなわない郡は一つもなかった。南佐久は、常に最高の地位を占めたが、総体としては北信濃よりも南信濃に普及し、木曽谷や安筑平にも相当な活況を見た時代があった。

善光寺平や川中島方面は、麦の裏作ができる二毛作地帯で、放養期間を長く持つことができなかったし、水田の有効利用度も高かったため、養鯉のことを余り思わなかったのであろう。それでも高井地方では、或る程度の放養を見た。須坂や中野に製糸工場が栄え、蛹餌料に恵まれたからである。

ともあれ、南佐久をメッカとして、急速に全県へ普及し、下伊那で最も大きく発展した。大正五年の放養水田総面積三二五万坪、生産高一〇万三千貫が、大正末期には四六二万坪、三九万貫に伸張した。

南佐久では、西北地方一円にわたる千曲・片貝両川流域に目立って発達し、臼田、野沢、桜井、前山、岸野、中込あたりが主産地となり、野沢の如きは稲田総面積四百町歩の九割までが放養された。

大正時代水田養鯉の足どり（長野県統計書）

（上段は放養面積坪　下段は生産量貫）

	大正5年	10年	15年
南佐	2,028,325	1,906,645	2,081,252
	46,036	67,074	102,949
北佐	124,480	143,350	295,355
	1,838	2,786	11,162
小県	102,250	92,841	13,088
	2,979	3,440	5,339
諏訪	41,126	269,310	437,942
	2,416	6,538	18,667
上伊	276,271	451,617	634,137
	9,305	11,648	22,393
下伊	200,711	212,312	198,003
	29,007	25,896	29,799
西筑	175,460	129,920	81,459
	1,027	8,027	1,864
東筑	119,463	51,354	415,823
	1,443	1,048	6,837
南安	13,200	93,411	77,389
	710	5,696	4,902
北安	142,009	67,175	230,551
	3,212	2,818	5,315
更級	17,150	7,000	3,450
	137	28	322
埴科	—	7,522	9,850
	—	172	84
上高	6,605	4,070	2,680
	5,240	365	627
下高	6,000	10,444	45,195
	100	281	842
上水	225	220	—
	46	50	—
下水	—	—	68
	—	—	20
長野	—	—	820
	—	—	520
松本	543	3,600	—
	350	50	—
合計	3,254,218	3,450,761	4,627,434
	103,846	135,917	393,799

海抜六八〇米の高原平地を流れる片貝川は蓼科山の扇状地帯に発し、前記の町や村をうるおしながら千曲川に注ぐのだが、その合流地域は渇水もなく、氾濫の虞れも少なく、豊富な水量を用水路にとり入れると水温も容易に上

昇した。

「佐久鯉の歴史的観察」（臼田駿著）は同地方における水田養鯉の発達原因について、左のようにいっている。

昔は、冬の水を田圃にかけ流す稲作法がとられたので、千曲の水が上流から土を運び水田に入って凍ったりするうちに完全腐蝕し、有機微生物を充分に発生して鯉の餌になった。豊富な水が湧水をまじえて、適当な温度にのぼるという条件もととのって、無餌養放時代にも格別な天恵を持っていた。

長い伝統の中における住民の経験と知恵とに依て、農民たちは、やがて三つの自然的な区分を発見した。高柳や鍛冶屋部落を中心とした水田が種苗を作るに適し、桜井・三塚・跡部などの流水地帯が切鯉に向いており、さらに中込の杉の木地域が産卵に適していることを知ったのである。

八ツ岳に発する水系と秩父に発する水系が混じる畑八に始まり、浅間の水が混合する高瀬あたりまでが、水質として最良の地域であり、この地域をはずれて育った鯉は臭味を持っていることも知った。これらの水質を上手に利用して、昔の人はそれぞれの池をつくった。

池の古いものを調べてみると、築造した時代が判然としない。恐らく明治以前のものは二段式の石垣を作って、冬住みの部分と放泳の部分をつくっている。それ以前に作られた木構いの池を残骸によってしのぶことができるようだ。桜井・野沢の旧家の庭先には、鑑賞というよりも養殖を意図した古い池がうかがえる。

下伊那では、天竜川沿岸の氾濫原が上伊那に延び、そこが養鯉地帯となって発達した。特に上郷、座光寺、喬木などが中核となり、ほとんどの村で盛んにおこなわれた。この地方の特徴は、新田利用による発達であって、下伊那教育会刊『下伊那の特殊産業』は、左のように指摘している。

天竜沿岸の低地は、徳川時代までは文字通りの氾濫原であったが、次第に堤防を築造して現状の如き立派な水田地域をなしたのである。故に氾濫原を占める水田は大部分新しく、従て労苦の割合に収穫が上らなかった。

しかしこれを養鯉田として利用すれば、それによって収益が得られるばかりでなく、蚕蛹それ自身ならびに鯉の排泄物によ

って肥料を節約し得ることとなり、米の生産も増し得られることになる。その他鯉が株間を放泳飛躍するので、水中に酸素と温熱を入れて肥料の分解を促進したり、自然に除草されて労力の節約となる利益さえあげられている。

池中養鯉も伸展す

水田養鯉の発展にともなって、池中養殖も発達した。通常の場合、二年間水田に放養したものを三年目には池で養成し、切鯉として売り出すのであるが、もちろん終始池中や溜池で育てるものもあった。

総じて、南佐久地方では水田を中心とした考え方が発展し、竜峡や松本地方では池中を中心とした考え方で発達した。池を持たない水田養鯉は、一年或は二年鯉まで放養したのち、池中養鯉業者に売り渡した。

大正時代における池中養殖の推移を見ると、多少の盛衰はあったけれども、大正五年には一二万八千貫であったものが、昭和五年には二二万三千貫に、ほぼ倍増した。大正の初め頃は、松筑地方が県下随一の池中地帯であり、下伊那、諏訪がそれに続いていたが、末期には松筑地方の減退が目立ち、下伊那が群を抜いて最高となり上伊那や安曇地方がせり上った。そして昭和に入ると、更に興亡を生じ、下伊那は依然リードを続けたが、諏訪、上伊那、殖科、下高井がいちじるしく進出した。

下伊那地方の池中養殖発展については、『下伊那の特殊産業』左のような調査結果を報告している。

氾濫原低地は天竜川並びにその支流を利用し得るの便を有し、多量の水を必要とする養鯉地として好適の場所である。特に市田村出砂原より導かれた水路は座光寺村河原、上郷村飯沼における郡下第一の養鯉地域を形成せしめている。その他竜西では宮崎川に依る南条河原、野底川及び松川の分流による別府地籍がこれに次ぎ、竜東では小川川流域と、これを導ける阿島・伊久間等があり、何れも本郡養鯉の核心地域を占めている。

かように水利の便を得られる地方が特に盛んなのは当然であるが、夏季は餌を多量に与えて成育率を高からしめるため、一層豊富な水を必要とする。なお注目すべきは、これら潅漑水路がそれぞれ川から分れて迂余曲折しながら、瀬となり小滝となって流下するためその都度空中の酸素を混入することである。

この酸素の多少が養鯉成績に関係することは三沢勝衛氏の指摘した通りである。市田よりも座光寺の方が成績がいいといわれるのは、水温関係は勿論であるが、また「水のこなれる程度に差があるからだ」との業者の言も恐らく一つには、この酸素吸入量を意味しているであろう。

池中養鯉生産額の移り変り（長野県統計書）

	大正5年	10年	15年	昭和5年
佐久	2,885貫	2,626	5,167	56,525
佐久	1,375	1,219	2,758	6,130
県	2,450	3,671	7,502	5,810
諏訪	3,701	7,290	7,827	20,498
上伊那	2,364	2,901	16,048	23,262
下伊那	15,799	15,242	50,305	56,088
西筑摩	175	497	2,031	681
東筑摩	78,036	17,302	3,228	3,454
南安曇	2,800	1,123	7,489	5,930
北安曇	1,376	5,972	8,178	15,300
小県	135	500	365	7,161
諏訪	2,530	5,644	5,394	14,970
上伊那	130	93	253	530
下伊那	2,580	3,542	4,194	3,531
上水内	695	352	1,003	—
下水内	140	470	—	350
長野	135	155	1,200	—
松本	10,650	3,500	—	1,630
田川		2,690	4,600	2,035
合計	128,040	74,779	125,532	223,885

上郷村飯沼に来ると流勢が減じ、かつ上流部で養鯉地域を通過してくるから、業者の所謂「つかれ水」となるため、この地域では却て成績が低下するといわれている。同村に於て野底川の水を利用する別府の鯉が、飯沼よりも肉がしまっていると称せられるのも或はこの関係かも知れない。

更に水温条件は、その発育と密接な関係がある。俗に「明け二」（二年鯉の意味）と称する売鯉の養鯉地域が、喬木村・上郷村別府・下久堅村・松尾村の如く、松川や小川川その他渓流の直接流入する地域を占めているのは、水量関係は勿論水温条件に支配されているのである。即ちそれらの諸水は天竜川に比すれば、春季は水温の上昇後れ、秋季は却て早く低温となるため、給餌期が短縮され、従てその成長が遅れる。

通常天竜川の水に依るところでは、四月より十二月中旬までを給餌期としているが、前記の如き「明け二」飼養地域は五六月より十一月までである。なお「明け二」の行われるのは早く切鯉業者に販売して、早く資金の回収せらるることや、適当な飼養池が得られ難いことにもよる。

切鯉業者が四季を通じて水量の豊富な上郷・座光寺・市田の低地に多く分布しているのは、明け二を更に一年間養池に移し、二百匁ぐらいに成長せしめて売り出せるように、水便のよい広い池を必要とするからである。

父祖たちの知恵

こうして、大正時代、本県の養鯉は、水田・池中を通じ大きく発達したのであるが、そのかげには、父祖たちの知恵と工夫が重ねられた。南佐久の主産地地方では、分家を出す場合、新しく定められる分家の敷地内に、果たして適当な養鯉池をつくれるかどうかが、まず先決の問題であった。

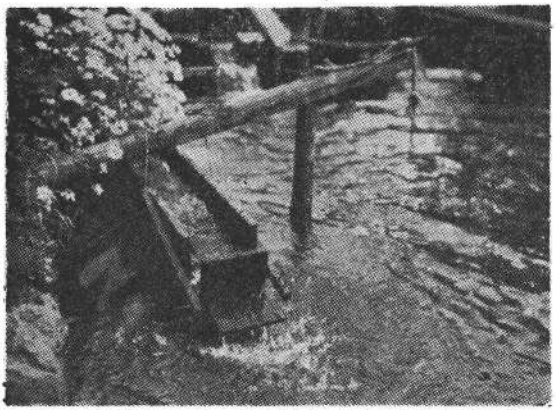

養鯉池入口につくつた水車（平出部落にて）

次の時代を背負う若い家庭は、新生活の第一歩を養鯉の課題から発足するのであった。三沢勝衛は、信濃の風土産業について、多くの貴重な研究を残しているが、父祖たちが、養鯉のために知恵を傾けた工夫の結果を左のように述べている。

千曲川の上流佐久高原の中の野沢平は、こちら、殊に松尾村と同じように昔から養鯉業の盛んな地方である。ところが昨今それが次第に盛んになり、どこの家でもやらない家はないといったように盛んの部落もできた。であるから、この部落（桜井村）では、分家するものは、先づその見立てた新らしい屋敷へ、第一に養鯉池を設けるというのが普通というほどにまでなっている。

そういった風に一筋の川にして、次第に養鯉池が増加してくると、恐らくその水中に含まれている酸素のようなものが次第に減るからであろう。下流の方の養鯉池が、次第に飼い悪い、即ち鯉の元気が悪くなっていくのである。

ところが、その河水が、一度そこにある僅か二米内外の段丘の端面を滝となって落ちると、すっかり復活して、又上流同様のよい養鯉池ができるのである。しかも、その段丘の処を利用して、水車屋でも経営すると、全く一挙両得である。既にそういった実例も二三出来ている。

ところが、それは段丘があればこそ、そういった都合もつくが、段丘のやない土地ではちょっと無理であるかのように考えておったが、そうでない。天竜川の上流平出部落、ここも相当の養鯉業をるところだが、そこでは、その養鯉池へ引込む水口を、直ぐその養鯉池の処に設けないで、少し離れた上流から引入れる。するとそれが丁度養鯉池への入口辺にまで来ると、そこに僅か一尺内外の落差ができる。その落差の処へ、下駄の歯位の大きさのもの四枚を打付けた水車を仕掛け、それでその水を清浄にしている。この地方では、入口にそういった玩具のような水車を持った池の鯉は非常に育ちがよいといっている。

7　販路拡張にいばらの道

大正時代は、まだ目星しい加工が集まっていなかった。養殖鯉も川魚もおおかたは活魚として、地域に流通していた。諏訪湖の魚や佐久、天竜の鯉のように、かなりな生産量を見ているものも殆んど地域の消費であった。

売られていく鯉には、毛仔(けご)鯉・当才鯉・田上げ魚・池上げ鯉・土用上げ・親魚などいろいろに呼ばれるものがあったが、問屋・仲買人・小売人の経路で扱われた。諏訪の公魚、佐久の鯉、上田地方の養殖鮎のように、汽車で東京方面に運ばれるものも多少はあったが、おおかたは販台に入れて、まだ天びん棒の振り売りであった。

村々へやって来た振り売りは、今でも私たちに郷愁を呼びおこさせる。金魚やどじょうもよく売りに来たし、殊に諏訪湖の蜆売りは、どんな山村でも待たれていた。水田へ放つための鯉仔売りが、呼んでくるのを心待ちにしている農家もあった。

水田養鯉のブーム時代には、どこの農家でも、たいてい一、二枚の田には鯉仔を放った。それに依て現金収入をはかるというよりも、秋になってあげたものを庭の池に飼っておき、蛋白の自家自給を考えたのである。

県民生活の中の淡水魚

海の無いこの高原では、上流家庭や旅館、料理屋は別として、大衆相手の魚屋には、大正時代になっても、乾物や缶詰しか並べられていなかった。生きている魚といえば養殖鯉や川魚だけであり、それの地域流通だけにたよって、動物蛋白源を支えていたのである。

その淡水魚類も、まだ多くは住民の口に入らなかった。浅沼信太郎（南佐久）が、県会で「県民の魚肉消費一人平均一ヵ年二貫九百匁、そのうち県内生産の淡水魚の消費量は四百匁程度に過ぎない。本邦人平均五貫九百匁に比すると、全く問題にならない。県民保健の立場から、速かに魚類の養殖をはかり、河川の放流をおこなわなければならない」と、県当局の注意を喚起したのも、その頃である。

徴兵検査において、南佐久と下伊那の壮丁たちの優れた体格が、しばしば目立ったが、養鯉地帯の食生活がもたらした結果（田中一雄談）と、考えられたこともある。南佐久地方では、たいていの農家が、鯉の洗いぐらいは、立派に料理ができたといわれる。

しかし、大正時代、養鯉がいちじるしく発達し、諏訪湖の公魚なども開発されると、おいおい増産が進み、地域流通だけでは、それを消化することができなくなった。流通問題が、大きく話題にのぼってきたのである。

諏訪湖の共販制

江戸時代、諏訪湖魚の販売については、藩の特免をうけた問屋が権威を振っていたが、明治維新によってすべてが解放されると、問屋制度も失われ、大きい魚屋が漁夫から買いつけて、のれんを分けた小売店に売らせたり、旅に出る売子たちに卸すようになった。

諏訪湖漁業協同組合原田清治談　屋問はなくなり、大きな魚屋が幾軒かあって、専ら湖魚を買いつけていた。上諏訪の山藤大和屋・田中屋・太田屋・小松屋、下諏訪の林屋・本山、岡谷の清水屋・鴨池・浜丑などが大きなもので、卸しをやっていた。旅に出る売子は、漁夫から直接仕入れたり、卸しから受けたりしていたが、湖魚の売子は岡谷にしか無かった。岡谷というところは生糸の盛んな商業町だったから、全体に商売気があったのだろう。

大きな魚屋は、自分のところへ出入する漁夫を専嘱のような形で持っており、値段を一方的にいい渡していた。漁民たちは安すぎると思っても、一度ほかの店へ持っていくと、出入りを差しとめられるのがこわくて、一方的な魚屋のいい分に買い叩かれ、泣き寝入っていなければならなかった。

諏訪湖組合の共販セリ市風景

同組合矢島茂盛談　親代々の漁民の一人だが、組合ができるまでは昔からの習わしで、エビや鮒や鯉を入れた販台をかついで、寝ずに、松本や甲府まで売りに行った。地元の魚屋へ出してもいいのだが、買い叩かれるのが面白くないから、一銭でも二銭でも高く売って、自分の儲けにしたかった。これではいけない、どうしても組合をつくって共販にすべきだと思った。

大正二年、諏訪湖漁業組合では規約の中で「組合員はすべての漁獲物を、組合を通じておこなわなければならない」ことを規定した。共販制を決意したのである。そして上諏訪五・有賀一・文出一・湊一・岡谷一・下諏訪の富部一・赤砂一の魚屋を指定し、共販をおこなった。

大正十二年、関東大震災で農商務省の保管書類一切が焼失したとき、諏訪湖組合では改めて、共販事業についての記録を提出したが、その中に「大正十年度共販取扱高二二七、七七一円、手数料額一一三円五五銭。大正一年度取扱高二二八、九五〇円

手数料一〇五円四銭なり」と報告している。

こうして共販に踏みきったのであるが、大正末期になると、組合と一般販売業者の間に紛糾がおこり、対立のまま、やれるならやって見ろというようなことになり、昭和六年頃まで、それが続いた。折角の共販も半身不随の形におちいってしまった。

昭和六年七月に至ってようやく解決を見、本格的な共販の歩みを始めた。第一区上諏訪と第三区岡の谷共販所を新築し、第二区下諏訪と第四区豊田共販所には建物を賃借して、発足したのである。

販売人は、組合が適当な数を限って指定し、左の規定のもとに、朝ごと、それぞれの共販市場に集まり、セリ市をおこなうのだが、こんにちでは、湖魚全漁獲高のうち七割までがここに集まると、組合当事者は見ている。

諏訪湖漁業協同組合専属販売人規約

第一条　諏訪湖漁業協同組合専属販売人（以下販売人と云う）となるには理事（組合長）の許可を得なければならない。

第二条　販売人の許可を得たる者は所定の支払保証金並に連帯保証人二名による誓約書を組合に差入れるものとする、この場合保証人の適否は理事（組合長）が認定する。

第三条　連帯保証人は自己の保証に係る販売人が買掛金の支払いを怠り、その他組合に損害を与えた場合は其の債務を履行するは勿論、其の他の損害に対し弁償する義務あるものとする。

第四条　前条のほか組合の名誉を汚し、又は抜買等組合に対し非協力的な行為をなしたる販売人は許可を取消し、又は一定期間各市場への立会を停止する。

第五条　販売人は前日、組合市場からの買掛金は翌日の市場開始時刻迄に皆済するに非ざれば立会する事が出来ない。

但し予め理事（組合長）と精算日を約定したる場合は此のかぎりでない。

第六条　魚介類の受渡は「せり売り」を原則とし必要に応じ協定価格、特売（仮荷渡）及び最底売渡し価格を設ける。

協定価格は理事（組合長）が販売人の代表者と取り決め、仮荷品、最底売渡価格は各販売所長が決めるものとする。又出荷人が差値を附した魚介類はその該当価格に達しない時は、出荷人に返品するものとする。

第七条　販売人は組合の需要其の他特別の場合を除き市場に搬入された魚介類のすべてを消化する義務があるものとする。
但し理事（組合長）と談合の上その一部を制限することが出来るものとする。

第八条　本規約に明示なきものは必要に応じ理事（組合長）が指示するものとする。

或る鯉商の日記から

昭和初頭に出版された信濃教育会編集『長野県の特殊産業』の中に、大正時代の鯉売りについて、左のような記録が見られる。

1　毛仔（けご）　仲買人小買人小売人への卸相場は大体二、三分のもの百尾で二銭から三銭。小売は卸より五割ぐらい高い。

2　当才鯉　佐久の当才鯉は種鯉として、善光平や関東地方の池鯉養鯉に年々相当出ている。二十匁から四、五十匁・体長五、六寸を普通とし、一貫目一円以上はする。

3　切鯉　満二才或は三年鯉で、百二十匁から二百五十匁を適当の大きさとし、それには左のような呼び名がある。

(イ)　田上げ鯉　秋の落水期に田から捕って直ちに販売するものを田上げ鯉と呼び、田圃で取引されるが百匁五銭或は六銭が普通である。

(ロ)　池上げ鯉　秋に田から池に移して貯えた上、年末から翌春初夏の候に亘り相場の上るのを待って販売するものを池上げ鯉と呼ぶ。池を有するもの、資力の豊かなもの、或は仲買人・問屋などは自家生産品及び田上げ鯉を買入れて池に飼い、この方法で売るのである。へ一、二掛はいい値で売れる。

(ハ)　土用上げ鯉　百匁前後の種鯉を春稲田に放ちおき、土用に至って採捕販売するのをこのように呼び、最も高い相場で売れる。

(ニ)　親魚の売買はまことに少いが、時に他府県から多量の注文があるので、親魚を育成しているものもある。鑑賞用・愛玩用としても飼育された。

南佐久桜井村の斉藤武一（長野県淡水魚卸商業協同組合長）は、主産地における生産者でもあり、仲買人でもあるが、昭和三年頃の、彼の日記の一部を摘記して見よう。大正から昭和にかけた頃の、販売業者のありさまを知る資料として興味が深い。

五月九日　夕方金魚輸送のため幸太郎様よりリヤカーを貸り、中込まで出す。東京より金魚無事着の手紙来る。

五月十三日　夕方お客様が金魚取りにきた。五十のところ七十位持っていったと思うが、他人ごとで免や角いわれるのもつまらないから、気嫌よくやった。金魚早く発送してしまいたい。

五月二十五日　午後当才池の水を切ってみたが、意外に居らぬのには驚いた。三千六百本の品ようやく八百を数えただけ。まさかこんなに亡くなりはしないと思った。

七月二十二日　天気悪いためか餌のたべ方少く、あと三日ばかりで上げる鯉に充分与えられぬのが残念だ。

八月三十一日　鮒を逃がしてはならぬと、細い簀を各田へ張った。

九月十三日　昼休みもしないで鯉買いにでかける。まず堀込高一君と善一郎君より三百貫ばかり、重田作市様の鯉八十貫、帰り卯作様外二名より計百五十貫ほど買い、熊久保の原宇仲様の品八十貫約束して帰る。

九月十五日　飯前に久市様宅へ行き中鯉の話をしたが、余り相場が上ったとのことで、買えないような様子でがっかりした。

九月十七日　下県岡村繁様の鯉引取日だ。小半日かかってようやく七貫目ばかり引取っただけ、田上げの取引は割が悪い。

九月十八日　新道の三角田の鯉取り。思ったより成績良好だった。当才が三四百いるらしい。鯉は六十匁平均、自分の理想のところだった。

九月二十日　右仲様の切鯉を引取ったが割合に少いのには閉口、予定数の三分の一。そのうちに静雄が出てきたが、これも矢張り予定の三分の二程度、どうもこれでは困る。明日は大口だが、たくさんあって呉れればいいと思う。

九月二十四日　新道と大仁田池何者にか少し盗られたらしい。稲が大変痛められていて気持が悪かった。

九月二十五日　毎日親類中が寄り集って鯉取りばかり。実によいことだ。

十二月三十一日　ああ昭和三年も終った。年越の金が少くて心細いが、人足の払いもすまして決算を終り、休むときは一時になった。来年こそは大いに馬力をかけて活動しなければならぬ。回顧してみて今更ながら、自分の自信が少し何だか…。

村々を往く鯉仔売り

水田養鯉ブームが起ると、当然、鯉仔売りが繁栄した。鯉仔は一日でも早く孵化すれば、それだけ成長が早いのだから、鯉仔業者たちは、それの工夫に力を注いだ。そこで、鯉仔の生産販売は、養鯉地帯を背後に持つ地方で、分業的に発達した。

大正時代、野沢町や岸野付近、南安曇郡北穂高村の青木花見、下伊那郡松尾あたりが鯉仔の主産地となった。北穂高の鯉仔は、古く天保時代、臼田喜代松が創始したという伝統を持っており、大正時代には五百万尾ぐらいの生産をあげるようになっていた。北信地方から越後、佐渡、南は諏訪、山梨、愛知、岐阜までも商圏がのびていた。竜峡の松尾地方も代表的な産地の一つであり、古くから「島田の鯉仔」の名をうたわれていたが、大正時代には二十数業者を数え、鯉仔組合を結んだ。年産七百万尾に、自主的な販売統制をおこない、全南信地方から美濃や静岡へも出荷した。

鯉仔の孵化には極めてデリケートな技術を必要とする。松尾以外の地方でも多少これを試みたものがあるが、多くは失敗している。これは自然的事情やその他にも多少の関係は認められるけれども、技術上の失敗が一番大きい。特に孵化期における水温関係は最も大切で、なるべく産卵後五日から七日位までの間に孵化するのがよく、一夜の失敗で全部死なせてしまうことさえあるから、熟練と注意を必要とする。

五月下旬に孵化田の水温を調査せるに二十五六度であったが、業者は殆ど寒暖計さえ用いず、手加減でやっている。その他孵化田に続く水田に焼酎粕などを施して田を肥し、微生物の発生を容易ならしめたり、石灰を撒布してオタマジャクシやその他の害虫を殺し、又アオミドロを枯死せしめたり、色々技術上の熟練を必要とする。（下伊那の特殊産業）

鯉仔は、急激な動揺や水温の変化を極端に嫌うため、加減よく、天秤棒で運ぶのが一番安全であり、村々を呼びながら振り売りにでかけるのであった。

水温の差が数度に及ぶときは、まず移入しようとする水をすくって、徐々に鯉仔の桶に注加し、馴れさせてから移さなければならない。運搬には、直径一尺八寸、深さ七寸ぐいの阪台に、水一二寸ほど入れ、体長五分の毛仔ならば、凡そ一万尾ぐらいを放ち、天びん棒でかつぐのであった。

佐久鯉の名、野沢屋と共に

野沢の鯉、桜井の鯉と呼ばれる鯉の県外出荷は、既に明治初年から始まっており、高崎前橋、富岡、安中、松井田、草津、甲府方面へも売られたが、まだ天びん売りのささやかなものに過ぎなかった。

明治二十五年には、桜井村を中心として養鯉販売株式会社を創立し、東京への進出を策したが、これも軌道には乗らなかった。

明治四十一年には、堀籠喜太郎・茂原二市・田中久太郎・箕輪竜助・臼田孫四郎・柳沢立助・臼田捨太郎・浅沼仙次郎・臼田茂忠太・茂原辰吉・篠原宗作らが中心となって、有限責任南佐久養鯉販売組合を創立し、共販への方向を策したが、これもまだ、東京への本格的な進出を成切させるには至らず、数年にして中絶した。

ざるの中に鯉仔があり、洗面器に入れながら数える（下伊松尾にて）

第7章　昭和前期の河湖防衛

1　長野県漁業組合連合会の誕生

大正初期、各水系に同志的結合体としての漁業団体が生まれ始め、大正後期から昭和初頭にかけては、それらが相ついで、漁業組合準則に基く法制組合へと移行していったが、その過程の中で、大正八年には、それらの各種漁業団体が集まり、任意団体としての長野県漁業連合会を結成した。

ところで、各地域漁業組合の法制団体への移行が出揃うと、漁業連合会もまた、法制組合に切り替えようとの議がおこってきた。今までの、専ら漁業振興をはかる使命のほかに、新しく、水利使用者に対し、漁業補償を要求するという役割の遂行が必要になってきたからでもある。

昭和二年五月二十七日、漁業連合会の代表者たちが諏訪郡役所に集まって、長野県漁業組合連合会創立のための委員会をひらき、それを直ちに創立総会に切り替えて、規約、予算を決定し、役員の選任もおこなった。

役員選挙は、県下を七区にわかち、第一区（諏訪）大和又蔵、第二区（天竜川）野溝準治、第三区（下伊那）田中一郎、第四区（犀川上流安曇、穂高）小笠原新治、第五区（犀川中部、中川手）宮下精吾、第六区（千曲川、鳥居川、下高井北部）近藤千作、第七区（南佐久）浅沼信太郎らが理事に、前田悦之助（南安）藤沢義誠（東筑）らが監事におされ、会長大和、副会長野溝、近藤が決定した。

かくて、四年十月八日、県の認可に接すると、五年の秋、白骨温泉に第一回の総会をひらいて、漁業連合会の解散を決議し、ここに、漁業組合準則に基く長野県漁業組合連合会が、本格的に発足したのであった。

創立当時の予算規模

創立当時における県漁連の予算規模は総額一、三七四円五六銭に過ぎず、こんにちに比すれば隔世の感である。

県漁連経費賦課方法（昭和5年）

1	平等割	一団体につき2円
2	組合予算額割	
	500円未満	1円50銭
	1,000 〃	1.50
	2,000 〃	2.00
	3,000 〃	2.50
	4,000 〃	3.50
	5,000 〃	4.00
	5,000以上	7.50
3	組合員数割	
	100人未満	1.50
	200 〃	3.00
	300 〃	5.00
	400 〃	6.00
	500 〃	10.00
	700 〃	15.00
	1.000 〃	20.00
	1.000以上	25.00

収入の主なものは、単組分賦金五四八円、県費補助五〇〇円などであり、支出の主なものは旅費四五〇円、会議費二四〇円、種苗購入費二五三円、視察費一〇〇円などであった。

こんにちのような独立採算性は全く無く、専ら単組の分賦金に頼るのであった。単組への賦課方法は、平等割として一団体当り二円ずつのほか、上表の如く組合予算額割と組合員数割の三本建てとした。この方法については、その後、漁獲高割制、漁業権証券に対する資産割制、遊漁料割制など、いろいろな変遷を見ながら、今日の組合均等割、組合員数割の二本建制に落ちついているのである。

その頃の単組の規模を知るために、昭和五年

昭和5年度の単組予算と負担金

組合名	予算	組合員数	負担金合計
下高北部	422円50銭	160人	6円00銭
南佐久	2,000,00	360	10.00
千曲川	523,00	260	8,50
上小	3,180.00	460	15.50
穂高	705.30	100	5.00
野尻湖	502.00	17	5.00
青木湖	908.86	50	5.00
諏訪湖	5,525.00	1,300	34.50
犀川	87.90	193	6.00
木崎湖	376.00	160	8.50
烏居川	4,174.00	43	4.50
天竜川	3,703,42	1,630	30.50
下高井	185.00	130	6.00
木曽川	1,995.00	273	9.00
奈良井川	959.00	600	18.50
松本	224.00	75	4.50
下伊那	1,886.06	1,784	29.00
高瀬川	495.00	120	6.00
姫川	500.00	449	13.00
中川手	677.50	125	7.50
犀川中部	674.00	220	8.50
諏訪東部	1,306.80	179	7.00
鳥神	196.00	65	4.50
上川手	139.00	146	6.00
更埴	1,130.00	397	10.00
安曇	572.17	258	8.50
七貴	163.00	113	6.00
合計	33,210.51	9,667	282.00

度における各組合の予算と、県漁連の分担表を掲げて見よう。分担金表は実績である。連合会は当初の五年度予算の編成当時、分担金収入として五四八円を見込んだのであったが、実績には大きな狂いを生じた。創業当初の苦労のあとをしのばせている。

水産会館の建設

昭和十六年、東京電灯の西大滝ダム建設に依る漁業補償金四三万円が寄付されると、そのうちから七三、〇〇〇円をさいて、長野県漁連会館を建設した。組合や漁民の中には、その源資をむしろ配分すべしとの意見もあったが、県漁連の指導者たちは、時の金として消費してしまうよりも、将来に備えての活用を力説し、会館建設に踏み切ったのである。当時の勇断と称すべきであった。

長野市昭和通りに一九八坪八合の土地を買い求め、市内吉田にあった長野製糸株式会社の事務所建物一〇一坪を三、八〇〇円で譲りうけ、一二、〇〇〇円の工事費を以て、北野建設が請負い、十七年五月竣工したのであった。県漁連創立以来、県水産係の中におかれていた事務所が、ここに移された。

建設当時は、太平洋戦争に突入したばかり、資材欠乏のときだったので、ガラス窓のレールなど、竹製で間に合わせなければならなかった挿話も残っている。

土地買収、建設工費はおおかた東電の漁業補償料によってまかなわれたが、それに関係した犀曲水系以外の諏訪湖、天竜川、下伊那、木曽川漁業組合においても三五、〇〇〇円を寄付し、真に全県的漁民の堂殿となったのであった。

初め漁連会館と称し、昭和二十年、県漁連が水産会となったとき水産業会館と改め、こんにちに至っている。

2　河川放流への段取り

長野県水産指導当局は、大正年間、まず湖沼における放養指導から着手し、末期には、木曽川の放流増殖に手を染めたが、昭和時代に入ると、いよいよ全河川への本格的な放流事業を押し進めた。

河湖の放流について、当面、鱒類が考えられた。国でも、鮭、鱒の増殖施策をとっていたし、木崎湖には、水産講習所の鱒族試験分場が設けられ、着々研究が進んでいたからである。

県は、まず明科に県営の魚類増殖基地をつくり、ついで、水産増殖事業契励金制度を設け、発電会社からの漁業補償金が入るようになると、それを源資にして魚業振興資金も設定したりした。県漁連と地域単協では、それの推進に協力し、或る時は、組合に与えられた漁業補償金を惜しみ無く県の施設のために拠出し、或るときは、組合自主の水産五ヶ年計画を打ち出したりした。

そのような段取りが、つぎつぎに組み立てられながら、河川湖沼漁業の復活が促がされていったのである。

明科の基地づくり

大正の終り頃、長野県初代の水産技師太田知度が、明科付近の豊富な湧水に着目し、わさび畑の湧水を利用した養魚場を設けて、鱒族の人工孵化、養殖を行い、県内放流の種苗基地をつくりたいと考えた。

大正十五年、太田は、明科で旅館業を営みながら、手広くわさび畑を経営している倉科多策を説き、養魚場建設に協力する約束をとり結ぶことに成功した。倉科は、同志竹田信平と語らい、犀川橋の南側に一、三五〇坪の地をさいて、一九面の池をつくり、一三、〇〇〇円の工事費を投じて一切の設備をなした上、運営資金年額三、〇〇〇円を添えて、無償で県に貸すことを約束したのである。県は、そこで飼われる食用魚を無償で倉科に提供すること

を契約した。

かくて、昭和二年、県土木技師門司武久の設計で一切の工事が完了すると、長野県魚類増殖場と銘打つて発足した。県では、倉科の寄付金だけでなく、国庫庫助や発電会社からの寄付金をこれに注いだ。長野県の虹鱒が、やがてそこから発祥し、県水指へと発展していくのである。

昭和元年から七年にわたり、北海道、青森、栃木の虹鱒、栃木、秋田の河鱒、北海道、秋田、福島の姫鱒などを初め、虹鱒、本鱒、雨鱒、白鱒、国鱒と、ほとんどすべての鱒族が明科増殖場で試養された。遠くアメリカやソ連からも卵をとり寄せたが、数年にわたる試験の結果、アメリカ産の虹鱒と河鱒の孵化放流に焦点をしぼり、増殖方策を導き出した。

増殖場の施設を拡充して、種苗の供給センターたらしむると共に、特に虹鱒の食用養成を目論んだのである。

本格的な河川放流を押し進めていくためには、まず県内でそれら鱒類の種苗を自給する体制を組みあげなければならないことを思い、併せて食用虹鱒の養殖により、本県水産業に新しい息吹をふきこもうしたのであった。

昭和元年～7年購入卵鱒別魚種別購入先数量

魚種	購入先	数量（粒）
虹鱒	北海道	200,000
	アメリカ	550,000
	青森	105,000
	栃木	70,000
河鱒	アメリカ	2,960,000
	栃木	179,000
	秋田	60,000
姫鱒	北海道	2,000,000
	秋田	150,000
	福島	406,000
紅鱒	北海道	3,180,000
本鱒	〃	1,100,000
雨鱒	〃	140,000
白鱒	アメリカ	1,000,000
	ソ連	1,000,000
国鱒	秋田	600,000

東洋一の養鱒場を誇る

鱒卵の県外からの移入を脱皮し、自給体制を組み立てようと考えた県では、太田に代って水産技師となった長田正雄らが主唱し、明科養魚場の拡充にとりかかつた。県漁連がこれに協力して、発電会社からの補償金を能う限り注ぎこんだ。

敷地を一万四千坪に拡張して、新たに十三面の池を設け、付属建物のいっさいを完了すると、昭和十二年には、河鱒、虹鱒各百万粒を採卵する能力となって、民間養鱒業者にも配給した。併せて、河川放流用の虹鱒一五万尾と河鱒五万尾を手元で養成し、食用三万尾を市場に送り出した。松本、軽井沢、諏訪方面のほか、東京、静岡、名古屋など県外出荷も少しずつ始まつたのであった。

ここにおいて、大正十五年の開場以来十星霜、明科養魚場は、東洋一を自称し、左のような抱負を発表した。

長野県明科養魚場は本邦において最も古い歴史を有する養鱒場で、他に比類ない豊富な水量と交通の便に恵まれ、地位また犀川の清流にのぞみ、雄大なる日本アルプスを背景とした理想の地域を占め、敷地総面積二万坪によぶ東洋第一の鱒養場であります。

日本の屋根というべき本県は、冷水を好み棲息する鱒族繁殖に適する河川、湖沼甚だ多く、本場は内水面増殖の中枢機関として、又は民間養鱒業者への種卵、種苗の配給指導機関としての重き使命があります。

◦鱒の種類　本場にて飼育の鱒はアメリカ産の河鱒（ブルークトラウト）虹鱒（レインボウトラウト）を主とし、ブラウントラウト、イエロートラウト、日本種あめのうお、木崎鱒などで、河鱒、虹鱒は飼育が容易であり、数回採卵が出来、増産の目的に好適な種類です。

◦水　質　約七〇〇メートル上流のわさび畑から湧水する豊富な水量は、取入口にて一秒間八〇立方尺、水温は摂氏で夏期十六度、冬期九度、養鱒には最適な水温で降雨にも殆ど混濁することはありません。新設池に使用するものは、この他に湧水と河水と混合する約一〇〇ケの水源があり、夏期二〇度、冬期七度を示し、鱒は終年餌を摂ります。

◦飼育池　総数九四面、河川式池二面、総水面積は実に五三六坪、全国第一の水面を有し、大なるは二五〇坪、小形なるは三坪に至るまで各種の飼育池があり、魚種大小によって適当な池で飼育しています。

◦調餌室　一五坪、二馬力モーターで、五種類の調餌機を運転すると、数十万尾の大小各種の餌量一日分数十貫を二、三時間にて調整することができ、餌の貯蔵には電気冷蔵庫の設備があります。冷蔵室八坪では一トンの餌料を冷蔵し、一日百貫の製氷が出来ます。

県、増殖奨励金制度設ける

昭和四年、長野県では、水産増殖事業奨励金制度を設けた。明科養魚場における鱒族の人工孵化が進み、放流、養殖用種苗の自給体制が組み立てられると、それに呼応して、この制度を設け、全面的な増殖事業を押し進めようとしたのである。

水産増殖事業奨励金交付規程

第一条　水産増殖事業奨励のため本規程により毎年度予算の範囲内に於て奨励金を交付す。

第二条　奨励金は本県内に地区を有する漁業組合聯合会又はその他の団体にして河川湖沼に水産動植物の放養若くは移植をなす場合に於てその種苗購入費又は種苗養成費の十分の三以内を交付す。

第三条　奨励金の交付を受けんとする者は左記事項を具し毎年五月二十一日迄に知事に申請すべし。

一、起業の事由
二、事業計画
三、事業に関する収支予算
四、事業施行に関する総会又は総代会の決議録写
五、規約又は会則

前項の外知事は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし。

第四条　知事は事業計画その他を審査し適当と認めたる者に対し奨励金を交付す。

第五条　奨励金交付の指令を受けたる者第三条第一項第二号第三号の事項に大なる変更を加へ又は事業を中止せんとするときは予め事由を具し知事の承認を受くべし。

第六条　奨励金の交付を受けたる者事業に着手せんとする

とき又事業を終了したるときは遅滞なく其旨知事に届出づべし。

第七条　知事必要と認むるときは其事業の施行に関し命令を発し官吏吏員をして事業の検査をなさしむることあるべし。

第八条　奨励金交付の指令を受けたる者奨励金の交付を請求せんとするときは事業終了後精算書並事業報告書を添へ請求書を知事に提出すべし。

第九条　奨励金の交付を受けたる者は知事の指定したる期間内毎年其放養又は移殖をなしたる水産動植物の蕃殖状況を知事に報告すべし。

第十条　奨励金の指令を受けたる者又は奨励金の交付を受けたる者左の各号の一に該当するときは知事は奨励金交付の指令を取消し又は既に交付したる奨励金の全部又は一部の返還を命ずることあるべし。

一、本規程又は本規程による命令若くは処分に違反したるとき

二、奨励金交付の条件に違反したるとき

三、事業施行の方法不適当と認めたるとき

第十一条　本規則に依り知事に提出すべき書類は主たる事務所を管轄する市町村長を経由すべし。

信濃川魚族振興資金の設定

昭和十三年、長野県信濃川魚族増殖振興資金が設定された。国鉄が千手発電所を建設するにあたって、千曲・犀川水系の漁業組合に支払った漁業補償料のうちから二十五万円をさいて県が保管し、この振興資金を設定したのである。

その後十六年には、東電が西大滝ダム築造にあたって支払った漁業補償料の中から、更に一〇万円を割いてこの資金を増額し、ついで十九年にもまた七万五千円を増加し、総額四二万五千円となって、県に保管されているのである。

長野県信濃川魚族増殖振興資金設置管理規則

第一条　信濃川筋に於ける魚族増殖並に保護のため昭和十三年度において二十五万円を基金とし長野県信濃川魚族増殖振興資金を設け之を特別会計とす。

第二条　資金より生ずる利子その他の収入は之を毎年度信濃川筋における魚族増殖事業費に充つるものとす。

第三条　資金は左の方法により之を管理す。

一、公債及確実なる株式の募集に応じ又はこれを購入すること

二、勧業銀行又は興業銀行の発行する債券に応募し又は之を購入すること

三、郵便貯金に預け入れを為すこと

四、公債其他確実なる担保を徴し利付にて預け入れを為すこと、但し時宜に依り担保を徴せざることを得

五、知事に於て適当と認むる団体の水産事業に要する経費に対し三分五厘以上の利付にて担保を徴し貸付をなすこと

六、県の歳入に利付にて融通をなすこと

第四条　資金は之を費消することを得ず。

漁県連、水産五ヶ年計画樹てる

昭和六年、満洲事変が勃発して、日本軍の大陸進攻が始まり、満洲建国と、そこへの大量開拓移民が送り出されるようになると、国内の生産増強が大きな日程になってきた。

昭和九年、県漁連では、水産五ヶ年計画を樹てて、それの遂行を単協に呼びかける共に、県にむかっては、魚苗センターの充実と水産試験場の設立を要望した。

五ヶ年計画の基準となった昭和七年、県下の全河川湖沼における漁獲高は五一万五千貫、一二〇万円であったが、五年後には、放流・増殖に依り、六八万三千貫に増大しようというのであった。赤魚に最も大きな期待をかけ、鱒類・鮎・鰻・赤魚を重点に、それらは二倍から六倍にもっていこうと考えた。そして、それの遂行を期するため、十年には、上田市で全国水産展覧会を主催し、気勢をあげた。

県漁連の五ヶ年計画は、県会にも反響を呼び、九年十二月、全会一致を以て左の決議を行い、水産試験場と魚苗

配給機関の併設による漁業振興策について、知事に意見書が提出された。やがて、下諏訪に試験場が設けられる口火となったのである。

水産業の根幹をなすものは、一に水産種苗の円滑にして豊富なる供給に俟つべきものなるを以て、速やかに水産試験場の実現を計り、各種の試験業務に加えて、種苗供給機関として水産種苗生産事業をも行わしめ、以て水産業の興隆と助長とを講ぜしめられたし。

3　小鮎の放流始まる

琵琶湖の小鮎を県下にとり入れる試みは、既に大正四年、諏訪湖漁業組合が鮎卵を移入して、六斗川で人工孵化をなし、放流した記録をもっているが、そのまま中絶した。

本県が、初めて琵琶湖の稚鮎を本格的に、河川へ放流し、こんにちへの発祥をなしたのは昭和二年である。まず五万尾を持ち来り、木曽川に二万四千尾、諏訪の上川と宮川に二万四千尾を放流し、この第一年目において、木曽川では六八%の三二一貫、諏訪では七五%の三四六貫を収獲することに成功した。

荻場茂談　琵琶湖の鮎は終生体長が三寸以上にならないのでこれを小鮎といい、明治末期までは、河川に棲息する大鮎とは違うものと思われていた。それが石川千代松博士の研究の結果、琵琶湖に棲む間は環境の関係(伤裡変異)で大形にならないが、この小鮎を河川に放流すれば大鮎と同じ発育をするものであると発表された。そして先生自ら運搬し、大正二年と四年に東京府下多摩川上流に放流、そのことを証明して、大きな業績となった。

それを大正八年滋賀県で、また十二、三年には京都府で放流した結果、いよいよ成績の良好が認められ、爾来滋賀県において統制の上、各府県に配給移植し、北は青森から南は九州南部にまで及ぶようになり、ついに、移植魚類中産業的効果の王座を占めるに至ったのである。

木曽川棚橋覚太談　私は子供の頃から明けても暮れても木曽川へ釣りに行った。大きくなって東京へ出たが、なにかにかこつけ、釣りがしたくて帰ってきた。忘れもしない、昭和二年、福島大火のとき、大急ぎで帰郷したが、その際木曽川に降りて釣っていると、全く見かけない魚がかかった。不思議に思い、漁師を訪ねて聞いてみると、それが、この春県で放流した小鮎だろうと教えて呉れた。木曽の人たちは昔からうぐいやたなびらの釣りならば、どこの人にも負けないが、新らしい小鮎となると、大いに釣り方の勉強をしなければならないと思って、大変楽しかった。

諏訪湖組合の報告　昭和二年五月一日、県事業として琵琶湖産小鮎を上川・宮川に放流、尾数二万四千。体重は八、九月に至り最盛期二十匁より五十匁に達し、放流尾数の七割五分の漁獲あり、極めて良好なり。続いて、三、四年にも二万尾ずつ放流し、いずれも前年と同じく結果良好なり。

木曽川と諏訪での試みに美事な成功をおさめると、翌三年からは、各組合の希望を募り、全県下の適地河川に放流した。

発電所が出来たり、農業開拓の河川取水が進んで、川なりに変化が生ずるに従い、海からの遡上魚が急速に減退しつつあるとき、この小鮎の出現は、漁民に救いの神の思いをなさしめ、遊漁者たちを喜ばせた。

儲かる放流鮎

昭和二年、まず五万尾の放流から始まったものが、四年には一一万尾に飛躍し、五年四五万尾、六年五六万尾と急増した。地区組合がこぞって、いかにその事業への力を傾けたか、如実に物語られている。

放流開始当時の経営成績を見よう。放流量に対し、年々大体八〇%前後の漁獲率をあげることができたから、歩りは良好であった。三年には、小鮎購入金額一、二〇〇余円に対し、五、四七〇円の水揚げを見、ほぼ四、四倍留の収獲率であったが、五年には十倍にはね上り、それからは七、八倍に定着した。漁民や組合が、放流事業に飛び

放流開始当時の小鮎の経営成績

	昭和2年	3年	4年	5年	6年	7年
小鮎購入量(尾)	50,000	60,000	110,000	450,000	567,000	363,500
その金額(円)	960	1,228	2,077	6,924	8,516	5,346
漁獲数量(尾)	33,505	50,173	87,468	338,872	475,946	271,020
〃 (貫)	667	912	2,212	11,345	10,673	6,744
その金額	4,003	5,477	13,276	68,071	60,404	40,468
放流時一尾平均体重(匁)	0.77	0.91	0.8	0.8	1.2	1.5
漁獲時一尾平均体重(匁)	19.9	18.2	24.6	33.4	22.4	25.0
漁獲率(%)	67.4	83	79	75	84	75
収益倍率(倍)	4.2	4.4	5.0	10.0	8.0	7.5

ついてきたのは当然であり、長野県産業要覧は、その頃の様子について「漁民たちは、飯びつの資をさいても、移植をのぞんだ」と記録した。

折からの昭和恐慌で、農村不況のどん底に沈んでいた漁民らは、幸い、小鮎の放流投資を即効的な不況対策の一つと考えたが、何分にも資金が乏しかったので、七年十二月、県漁連では、県会の勧業委員に対し、陳情書を送って県の援助を訴えた。

長野県漁業組合聯合会長　野溝準治

県会勧業委員小沢正人殿外

河川湖沼における漁業を専業とする一万余名は所謂下層階級にして境遇上平素窮乏に耐えつつあるも、魚価、惨落の結果一層困憊の極に達し甚しきものあり。小鮎放流事業は僅か四、五月間に拾倍の金額として回収せらるるにつき、漁業者は飯櫃の資を割きて計画したるも、現下の不況のため次第に実行力を欠き、昭和六年度における放流数量は県下七十五万尾、この漁獲高一七、〇〇〇貫・九八、〇〇〇円なりしも、本年度においては三十六万尾に過ぎざる状態なり。

由来小鮎放流事業は、現下の不況時においては斯くの如き有利にして即効的なる事業なるを以て、不況対策並に下層階級救済の一事業として、昭和八年度に於ては県費を以

て小鮎三十万尾を県下各河川湖沼に放流相成様特に御高配願度し。

鮎簗再び盛んに

江戸時代から明治・大正にかけても、天然鮎の遡上が頻りな頃は、天竜川でも千曲川水系でも、鮎簗が盛んにおこなわれたが、その収獲が次第に落ちると、自然、簗もすたれ始めた。それが、小鮎放流の成功によって、再び盛り返えしてきたのであった。

小鮎の放流投資は極めて有利と考えられたが、そのためには捕獲率をできるだけ高めなければならなかった。これを高かめる手近かな道が、鮎簗にあったことは論をまたない。

鮎簗が減退していった主原因が、天然鮎の収獲減にあったことは勿論だが、それに加えて、簗漁業は従前通りの税金であり、更にまた、簗をしつらえる際に使う川砂利に、使用料がとられるという負担にも堪え兼ねて、鮎簗が衰退していったのである。

そこで、再び簗漁業が盛りかえし始めると、県漁連では、簗税と砂利使用料の減免運動を展開した。これらを減免して、盛り返えし始めた簗漁業の振興を期さなければ、切角の小鮎放流施策も、真の成果をおさめることができず、空しく見逃がして、海へ下らせてしまわなければならないと、県への訴えを繰りひろげたのである。

上下組合の共販制

小鮎放流事業の勃興につれて、大きく飛躍したのは上小地方であった。鮎漁場としての天恵に、組合幹部の指導

力が加わったのである。更埴から上小にかけての千曲川水系は、県下河川の中でも、特に漁場としての自然条件に恵まれていた。鯉に適する点では、更埴の方が優れた要素を持っていたが、鮎や赤魚は二つの地方でよく獲れた。この天恵の上に立って、天然鮎の時代から、上小では鮎簗が盛んにおこなわれた。天竜でも、大がかりな簗が盛んであったが、上小の千曲川では天竜ほど大がかりで無く、比較的手軽く、しかも長い期間行うことができたので、簗数が多かった。

小鮎放流の効果によって、簗が盛り返えし、その他の漁法による鮎漁獲も増大してくると、昭和八年、上小組合では共販制度を始めた。上田市に販売所を設けて、組合員の漁獲を集荷し、或は遊漁者たちが売りに来るものを引きとり、地元へ卸すとともに東京築地へも出荷した。丸子・大屋・田中には仲買人を指定して、集荷販売に当らせる組織であつた。

上小組合細川清明談　区域内に八カ所から十カ所の簗があり、多いときには一度に一五〇貫から鮎が獲れ、うぐいの収獲も少くなかった。これらの価格を平均的に維持し、業者の買い叩きを防ぐために共販制を設けた。以前は漁業者のところへ、ボテ振りが集まってきて仕入れ、高崎や上州富岡あたりまで出荷されたこともあるが、それを一切組合の共販にした。組合員だけなく、遊漁者たちが売りに来ることもあるが、鮎は一、二、三等級にわけて、一等品は多く東京の築地市場の注文に応じる。でうぐいなども、東京から五〇キロ、六〇キロと注文のくることがあった。共販は、運営委員会によって経営している。

各水系で生態研究

昭和六年、長野県では、各水系における小鮎の移動範囲や発育状況を調査し、左のような結果を得た。遡上を妨げる工作物などの有無に依り、必ずしも完全な調査ということはできないが、凡その姿を知り得るであろう。

河川の下流においては相当広範囲に移動するが、上流に向うにしたがって漸次その範囲を縮少し、岩魚棲息区の下流においては殆ど移動を認めない状態であって、水温の低きに原因するものなるべく、育成がよくない。

河川別の小鮎の成長ぶり（長野県産業要覧）

	天竜川			木曽川			千曲川		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
7月	20匁	8	15	10	5	7	12	8	10
8月	40	15	25	30	15	25	30	16	22
9月	57	20	30	35	20	30	60	25	35
10月	—	—	34	50	30	40	80	45	55

各水系における小鮎の移動範囲

放流地点より上流へ　同下流へ

千曲川	10里	2里
犀川	8里	1里
千曲川上流（臼田町付近）	5里	1里
奈良井川	2里	1里
天竜水系三峯川	5里	2里
木曽川黒川	2里	10町8町

鮎の移動は年によりて相違し、広範囲の移動をなすときと、著しく範囲の縮少せらる年とがある。原因は水量の多少によるものでは無く、成育の初期における水温と硅藻の発生状況の良否に関係するものの如く、移動範囲大なる年においては、成育が良好である。

昭和六年五月二十七日奈良井川に放流した小鮎について、詳細の調査を為し得たるを以て、左にこれを摘録する。

東筑摩郡洗馬村大字太田橋より放流したる小鮎七、〇〇〇尾は、放流地点の十三丁下、同村下平より同村梨の木、放流地点より上流二十七丁に至る約十四丁の区間内は、全漁獲率の五割余を占め、之より上流同村長瀬地先、放流地点より一里八丁に至る間において二割の漁獲率を示し、放流地点より下流一里余に至る区間に於て、漁獲率二割を示した。

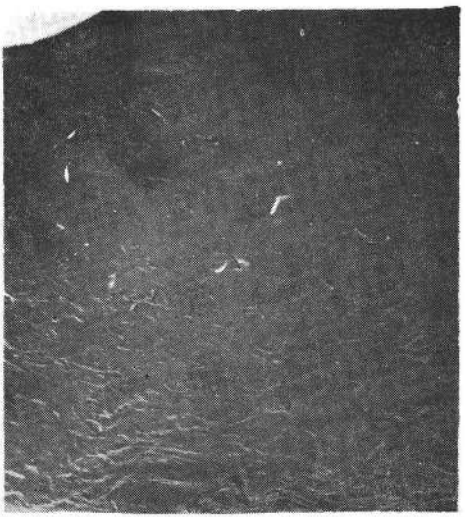

放流された小鮎（上田橋付近にて）

前記放流地点より更に四里の上流、西筑摩郡楢川村字桃岡へ放流せし小鮎三、〇〇〇尾は、上流十四丁を経たる同村字長瀬に至る区間内に於て全漁獲の七割を占め、之より上流同村奈良井に至る、放流地点より一里二十四丁の間にて一割の漁獲率を示し、放流地点桃岡の下流十四、五丁の間に二割の漁獲率を示した。

奈良井地先は水量多からず、水温低くして岩魚の分布棲息区である。従て鮎の成育不良で遡上数量極めて少く、僅かに水洪時少数を漁獲せるのみである。

小鮎輸送に心胆を砕く

琵琶湖からの稚魚輸送には、受け入れ組合が交替で係員を出すのだが、組合の幹部たちは心胆を砕かなければならなかった。

戦前は、ほとんど貨物列車で運んだが、「琵琶湖で二〇万尾ぐらいを貨車の水槽に積み込み、途中二日間は、四人が交替で夜も寝ずに水びしゃくで水槽を攪拌し、酸素の補給をしなければならず、それでも五割ぐらい死んでしまうようなことがあった。」（上小・細川清明談）といわれる。昭和六年頃、琵琶湖畔の姉川から諏訪の六斗川まで、飛行機で運んだことがある。ハンザー単葉機を二台使用し、一台に一万五千尾ずつ積んで空輸したが、この場合の活魚輸送器は、鉄板製縦二尺二寸五分・横一尺四寸・深さ二尺一寸五分の水槽で、上部に三寸～七寸方形の口をつくって、水の注入や魚の収容に便し、水槽内に酸素分散器を入れ、圧搾酸素を供給した。

空輸時間は僅かに一時間二五分であったが、それでも一割が死んだ。容積と収容魚数を対比すると、一立方尺に二、二三八尾を入れた勘定になり、これが多過ぎたための斃死であろうと、県の報告書に記録されている。

戦後は、殆ど貨車を用いず、五トン積みトラックに大型水槽三個、各二〇貫ずつ、計六〇貫を一挙に輸送するようになったが、トラック輸送の苦心や工夫について、奈良井川漁業組合の荻場茂は、左のような手記を残し、結論的に「稚魚が各河川に送り届けられたとき、或る程度の斃死が出たからといって、余りとがめ立てすることは、一

心にやっている担当者たちを必要以上に萎縮させ、却て投げやりになってしまう結果を思わなければならない」と指摘した。

彦根市外船町に在る滋賀県移出用鮎苗配給協同組合が、琵琶湖周辺十一ヶ所の配給所と移送する府県との連絡に当っている。配給鮎は湖中に簀を張って採る「沖採り」と、河川を遮断して遡上魚を捕るものとがある。採捕した小鮎は深さ二米縦四米・横三米内外のモジ網の中に収容して蓄養池に入れ、蓄養小鮎は間一日をおいて輸送するが最適である。

鮎苗配給協組からの出荷連絡を受信すると、荷受組合は直ちに予て指定してあるトラック会社と県漁連と、もう一つ放流地点にその旨を伝えた上、付添人夫や輸送用具をととのえて現地に向う。付添人は水槽一箇に一人を最少限度とし、予備員一人を同乗させる。用具はヒシヤク三・死魚摘出網三・バケツ四・タモ網二・温度計三・電池二・氷砕鉄棒長さ一尺六寸ぐらい先尖りたるもの一・一寸したものを結ぶ太い綿糸ナイフか鎌一・ムシロ四枚・それぞれゴム引合羽・水中長靴。

先方を出発するときには、三時間ぐらい前から運転手と協力して水槽木枠を組立て、酸素分散器を装置、所定の氷を積み、水槽に波返しより五六寸下まで注入し、小鮎を収容したとき水位が波返しの程度に達するを適量とする。

五月中ちく養池及び水槽に入れた水温は十七度から十五度なので、出発前の氷を入れる量は一水槽に十貫ないし十二貫を適量とする。そうして水温を二三度低下して出発するようにする。

収容された鮎は限られた水量の中に密生するので、数分乃至十数分の間に水中酸素の容存量を全く消費し、環境を激変する。この状態を緩和するために、水槽に移し始めたならばバケツで移し始めた水槽の水を汲み、できるだけ高く上げながら瀑下する操作を繰り返し、小鮎の水槽中沈下のままの状態で出発することが輸送上最大の要訣である。

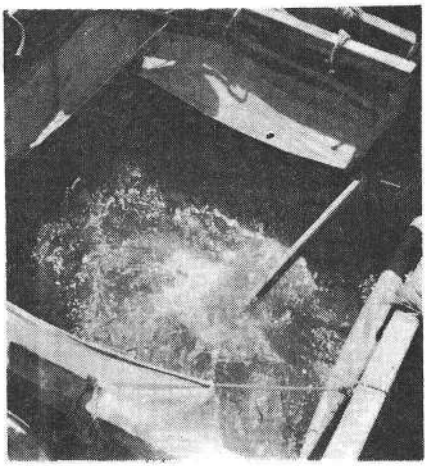

小鮎輸送トラック上の水槽を水ーヒシヤクでかくはんしながら……

出発時に特に注意すべき事は、付添人は夕刻出発なら冬仕度同様にし、なるべく空腹にして出発すること。運行につれ二時間ぐらい迄は絶えずヒシャクで攪拌する。輸送中酸素欠乏症を来すときは水面近くにたくさん浮き出す。苦悶状態や死魚が対流の関係で水槽の中部に現れると、これは最早や回復の見込みがない他の鮎に影響しないよう速かに摘出網で掬い出し、用意の容器に移さなければならない。

輸送の経路は姉川からの場合、長浜・関ヶ原・大垣・岐阜・鵜沼・美濃太田・多治見から木曽路に入り、平均時速二十五キロ、松本まで十五時間ぐらいで着くのが適当である。

出発後二時間ぐらい過ぎたら攪拌を一たん中止し、鮎の動作を監視する。この場合沈下して落付いているようなら輸送の一番危険な峠を越したのであり、二十分位の凝視中に騒ぐようなら、更に攪拌を続けなければならない。輸送中の水温は氷によって、常に十一度内外の保持が肝心である。七度以下になると硬直死の虞れがある。

4　河湖魚の防衛成果

戦前の昭和時代における長野県漁業は、河川湖沼魚の防衛に必死の力を傾けた時代であった。大正後期から始った大規模ダム建設による発電事業がいよいよ進み、工業の勃興によって工場建設が盛んになると、水源の山林が伐り払われて、河湖が枯渇した。農業水利が進められると、いたるところで河水が取り入れられて、河なりの変異が著しくなった。

去年の漁場が、今年は干上り、ひとたび大雨が降れば、たちまち洪水となって、魚巣をおし流し、稚魚は流失してしまうのである。ダム建設によって、河川が分断され、ふるさとへの魚道を奪われた遡上魚族は、最下流の魚梯の下で一挙に捕獲されて上流に姿を見せない。

それらの条件がかさなって、昭和前期は、漁業組合も漁業者も、魚族の防衛に必死の努力を傾けなければならなかったのである。

河川湖沼漁獲の推移

上掲の漁獲高表を見よう。昭和一、二、三年頃は、河川湖沼の漁獲量がどん底に落ちこんで、ついに一〇万貫台を割り、本県水産史上、かってもなかったし、その後にもない最低記録となった。

どの魚もすべて減退したが、殊に、鮭・鱒・鮎などの遡上魚とうぐいの減少が目立った。

しかし、どん底に落ちこんだ漁獲量が、四、五年頃から次第に上昇を辿るようになり、十数万貫台を回復した。まだ、その前の時代における盛時には及ぶべくもないが、必死の防衛努力が減退を喰い止め、ともかくも、ここまでの回復をかち取り得たのである。うぐいの回復ぶりが目立ち、鮎も大きく盛り返えしたが、決定的な回復要素となったのは、諏訪湖のわかさぎであった。うぐいの回復は、各漁業組合における人工増殖と、漁場保護の結果であり、鮎の復活は、天然鮎の絶滅を補うためにおこなわれた琵琶湖小鮎の移植放流によるものであった。

諏訪湖における公魚を初め、もしも各組合の防衛努力がなかったならば、県下の河川湖沼は枯れ果てたであろう。

増殖の功績者たち

河湖における放流熱意は、既に明治末期から傾けられ始めていたがで昭和時代に入ると、河川においても、現にそこに泳いでいる魚族の増殖工夫が始まった。

魚は自然に生まれるもの、それを獲っていればよいという考え方から、生まれるのを待つだけでなく、自分たちの努力と工夫で、生み為し、ふやしていかなければならないという考え方が、漁民の中からもおこってきたのであ

る。いわば、掠奪的原始漁業から、企業意識への転換であった。彼らにとって、川は、もはや単なる釣り場ではなく、優れた養魚場と見られた。

上小組合の増沢増一は、千曲川畔諏訪形の中原地籍に、河水をひいて三尺巾の堰をつくり、四区の孵化場を設けて、長い苦心の末、七割までの赤魚人工孵化に成功した。

昭和二年、それを組合の事業に移して、専ら増殖をはかり、上小漁業組合繁栄の基盤の一つとなったが、やがてそこからの稚魚が他の河川にも運ばれていくようになり、それにならって、他の漁業組合でも人工孵化を試みるようになった。

そして戦後になると、淡水研上田支所の中村一雄を中心とするスタッフが、更に一歩を進め、人工孵化に依る赤魚稚魚の給餌培養に成功した。

また、奈良井川漁業組合の荻場茂は、木曽川上流のたなびらを奈良井川に移植することを思い立ち、県水指の指導を求めながら、数年間、苦心を重ねたが、昭和二十年、ついに成功した。

古来、木曽のたなびらを日本海側の河川に放養することは困難とされていたのであるが、加藤丑之助（木曽福島）が木曽川で採捕したたなびらの人工孵化を為しとげて、荻場の目論見に協力し、奈良井川に一万尾を放流したのである。

天竜川の鮎は巨鮎と呼ばれ、大規模な発電所ダムができるまでは、鰻とともに、大平洋から頻りに遡上してきた。ダム建設に依て、それが全く遡らなくなると下伊那組合では、昭和八年泰阜発電所工事現場の下流で、遡上してくる鮎苗・鰻苗を掬いあげて、上流に放

の推移

単位貫・内わけではその他の魚類と略す）

どじょう	蜆	えび	総計
4,521	13,519	634	61,943
3,890	12,468	1,151	65,891
5,721	12,657	1,295	75,489
8,061	14,260	3,363	113,986
10,062	13,261	3,556	185,964
9,074	17,765	4,488	233,729
7,326	10,082	2,284	160,232
9,115	22,926	2,348	176,972
9,914	19,006	3,617	168,638
9,017	7,257	3,372	120,887
7,843	6,289	4,204	138,628
9,108	20,294	4,909	158,339
8,167	21,548	4,517	144,086
7,235	26,566	9,975	160,610
—	—	4,764	289,307

戦前の昭和時代における河湖漁獲高

（長野県統計・

	鮭	鱒	鮎	鯉	うなぎ	わかさぎ	ひがい	うぐい	いわな
昭和1	2,841	1,702	8,299	11,365	5,921	9,845	1,258	422	1,616
2	4,207	2,578	3,557	11,673	6,014	15,361	1,387	206	3,399
3	3,216	2,940	8,968	15,889	7,037	12,674	880	1,048	3,164
4	1,499	5,924	6,737	19,885	5,499	25,110	1,139	15,039	2,470
5	12,844	16,901	19,404	30,894	9,054	24,392	797	40,908	3,891
6	17,989	14,136	15,612	39,642	10,078	57,302	6,251	37,018	4,374
7	17,395	16,765	100,49	23,397	7,811	28,238	1,029	31,269	4,587
8	17,726	16,968	12,648	27,318	7,693	22,178	972	32,146	4,934
9	14,391	12,201	9,560	26,958	7,571	33,369	1,808	26,398	3,345
10	4,533	5,530	7,995	21,059	7,266	27,557	1,146	22,986	3,169
11	4,416	7,970	11,171	22,685	7,927	32,035	1,676	28,995	3,417
12	3,856	7,135	11,493	22,077	8,478	32,646	1,168	33,488	3,687
13	1,701	5,399	8,417	21,945	7,670	31,480	966	28,451	3,828
14	1,462	5,924	2,145	22,055	6,077	37,881	977	26,444	3,869
15	576	9,616	11,136	27,807	5,740	37,731	—	—	—

ち、或は浜名湖鮎の移植も試みるなど、絶えず、懸命の努力が続けられた。戦後、南佐久南部組合が、山梨県からやまめの成魚を移入して、南相木の栗生川に放ち、三年間にわたって川の一部を徹底的に禁漁の結果増殖に成功し、今や、そこから川上村・南牧村・北相木村などにまで、広く移植されている業績も、ここに付記しておきたい。

以上は、幾つかの例に過ぎないが、どの地域、どの水系でも、そのような工夫がこらされたのであり、けん命な魚族防衛を続けたのである。

遡上魚、影を見せず

県下の大規模ダムは、大正後期、まず木曽川から始まったが、その頃までは、木曽川の大桑あたりでも、二尺もある鱒がよく獲れ（田沢重市談）支流上源の渓流では、竿をかついで川を渡ると、大形のたなびらが独りでにひっかかるぐらいであった。

鮭は日本海側に限られたが、鱒類・鮎・鰻などは太平洋側からも、日本海からも頻りに遡上した。二、三米もか跳ねあがって、前途に横たわる岩壁を泳ぎ越えながら、そのふるさとへのぼってきたのである。その

前に立ちはだる堰堤は、余りにもむごい壁であった。

昭和五年の秋、新潟県北魚沼郡川口村の信濃川上流漁業連合会長から、長野県漁連会長大和又蔵に宛てて、左の手紙がとどけられた。鮭や鮎がのぼってこなくなったため、漁民は殆ど生活の道を絶たれている。調べてみると、それは、大河津分水路における魚梯の不完全に依るものであることがわかったので、信越協力して、内務省に改造方を迫りたいという依頼状であった。

昭和五年十一月二十四日

新潟県北魚沼郡川口村
信濃川上流漁業者聯合会長
川口漁業組合長　真島淳三

近時信濃川上流に於ける漁獲著しく激減せるを以てこれが原因を詳細調査せる結果、其主因たる信濃川下流大河津分水路開通に基因せるを以て、屢々当局に請願せるも爾来完全なる施設を見ず、これがため沿岸漁業は益々衰頽し已に廃止の止むを得ざる状態に迫りつつあるを以て、これが対策に関し上流五郡の漁民代表者相会し、別紙の通り決議し其実現につき陳情請願することに決定仕候。

ついては貴県に於ける該河川沿岸漁業も勿論同様不漁に窮しつつあること思料仕候条、関係当業者と相謀り共に主務省へ請願、速かに其施設実現に努力致候様御取計相成度此段及御依願候也。

○

大河津上流漁業代表者不漁対策協議会決議　近時大河津分水上流に於ける漁業の不漁は主として分水路開通に基因するを以て、これが対策に付左記事項を決議す。

一、大河津分水路閘門に完全なる魚梯又は魚道を設置すること。
二、大河津分水閘門より同分水路全部を絶対禁漁区となすこと。
三、分水路河口海面方十哩を禁漁区となすこと。
四、前各項の施設を当局へ請願し速に其実現に努むること。

理由

イ、信濃川河口即ち新潟は水深浅く且つ水勢軟弱にして魚類の溯上に適せず。これに反し分水路新河口は水勢極めて強烈にして海面十余哩に突出し、尚深度深く魚族の溯上に至適なるを以て魚族は全部この水流を辿り溯上するも、閘門に於ける水の落差非常に高く、これに魚梯若くは魚道を設くるに非ざれば、この閘門を遡ること能わず。且つ閘門下流に於て漁業をなす場合は、あだかも嚢中を探るが如く殆ど全部の魚類を捕獲し得るを以て上流には全く溯上の見込無く、且つ海面河口に於て魚族の集中するを漁獲するに於ては、益々其溯上障碍を甚しからしめ、該魚族の蕃殖を絶対に阻止すると共に上流の漁業は全然廃止の止むを得ざるに至る。

これがため多大の失業者を出し、且つ生活の資源を奪わるるに至るを以て、速かに前各項の施設を促し、以て歴史ある漁業をして永遠に盛んならしめ、且つ本県特有の水産物たる魚族の蕃殖に努め、沿岸漁民の生活に安定を与えんとするにあり。

ロ、信濃川及魚野川に於て漁獲する魚類は主として鮭・鱒・鮎等にして、之れを上流に於て魚獲するときは其熟度極めて適当にして其味亦良好、よく世上の嗜好に適するは、現今該魚類が地方名産として遠く県外帝都にも、尚其名を博しつつあるを以て明かなり。然るに之を下流に於て漁獲するも其熟度甚だ若きに失し、風味亦劣等、殆ど物産として移出するの価値なきは普く世人の知る処なり。

故に本県水産漁獲奨励上、下流の漁業を禁止し、其魚類をして其特徴を発揮せしめ、以て販路の拡張を計り、益々声価の発揚に努むるは極めて適切なる施設なりと認むるに依る。

発電所建設以前、既に、このような遡上阻害もあった上に、間もなく、本流の全瀬をメ切る大がかりなダムが築かれたのだから、遡上魚が急速に減滅を辿り始めたのは当然である。

昭和八年以降の遡上魚獲高を見よう。八年頃までは、どの遡上魚もまだかなりな数量にのぼっていた。明治・大正時代にくらべると、減っては来たが、まだ発電所に依る被害は目立たず、その後において、被害速度を急激に早めたのである。

上表の中で、鮎・うなぎは、むしろ年を追って増大さえし、鱒類もまた、鮭に比すれば落調がゆるやかであり、十九年には卵上昇さえしているが、これらは、昭和初頭から始められた補殖放流が、効を奏したからの数字であっ

て、この数字の裏側で、実は、海からの天然遡上は全く絶滅していたのである。

発電所ダムの建設が、ほうはいと広ろがっていくにつれ、補殖対策もたたないまま、文字通り絶滅していったのは鮭である。八年頃には、まだ一万七千貫の水揚げを見ていたものが、年々落調を早めて、十八年には二〇〇貫となり、十九年には僅か一六〇貫に落ち、二十年には、ついに本県統計の上から、その姿を消してしまった。

盛り返す諏訪湖

戦争前の昭和前期、諏訪湖の漁獲高推移を見ると、二年頃、どん底に落ちたものが、五年には十六万貫・十一万円に盛り返えし、十四年には十八万貫・二十五万円を復活した。十八年に、僅か七万四千貫に急落したのはもちろん戦争の打撃であって、例外と見るべきである。

大正時代にはまだ及ばないけれども、ともかくも、このような復興を支えたものは、主として、ワカサギやムロ（琵琶湖・霞ヶ浦産）の移植成功と、湖民をあげてのけん命な放流による蜆・淡貝・タニシの増大であった。昭和十一年のワカサギ漁獲は三万二千貫・三万円（農林省統計）にのぼって、北海道・霞ヶ浦・八郎潟に次ぐ全国第四位となり、量においては諏訪湖全漁獲高の四分の一、金額においては三分の一を占めた。

表中、淡貝やタニシのむきみの著しい増大が目立っているが、この時代、県の指導によって、むきみとしての加

河川遡上魚絶滅の足どり

（長野県統計書）

年次	さけ	ます	鮎	うなぎ
昭和8	17,726貫	16,966貫	12,648貫	7,693貫
9	14,891	12,206	9,560	7,571
12	3,856	7,135	11,492	8,478
14	1,462	5,924	12,145	6,077
16	570	3,962	13,592	6,952
18	219	3,382	14,295	10,158
19	163	8,966	11,526	13,037
20	0	6,629	8,459	10,676

諏訪湖漁獲高の推移（諏訪湖漁協調・単位貫）

魚種	昭和2年	5年	8年	10年	14年	18年
わかさぎ	21,050	36,920	20,130	36,780	47,510	10,790
ふな	32,400	28,800	18,090	25,090	33,800	15,500
こい	8,350	5,280	7,210	3,900	6,840	1,790
うなぎ	3,230	2,700	3,310	3,350	2,420	3,590
えび	4,100	2,530	3,600	5,390	12,690	1,640
とんこ	—	10	480	780	120	1,930
蜆	9,700	8,400	9,550	6,270	13,420	4,990
蜆むきみ	—	290	180	270	550	—
淡貝むきみ	1,200	1,800	20,930	14,250	21,450	1,050
たにし	2,150	1,350	480	980	9,800	6,600
たにしむきみ	4,500	3,760	11,650	12,740	9,940	21,060
むろ	850	1,130	11,410	7,230	5,490	260
どじょう	3,150	2,250	1,930	2,150	2,170	2,080
はや	5,080	4,050	2,470	1,820	1,040	50
なまず	2,300	1,950	1,660	1,770	1,750	1,240
その他	32,350	55,370	47,680	990	9,980	1,350
合計	134,510	162,400	161,800	123,890	179,000	74'100

工出荷が奨励され、装飾加工に依る貝殻販売が盛んになったのである。

蜆については、古来「諏訪湖のシジミ」と呼んで県下の辺境地方にまで親しまれていたので、組合もそれの滅滅防衛にはいちだんと力を注ぎ、湖畔の部落ごとに蜆小組合をつくり、それぞれに地先を貸し与えて、地区自主の増産をはかった。

昭和五年、釜口水門を掘り下げて、治水の湖底浚渫と、一部の埋め立てをおこなおうとする県の計画をきいたとき、湖畔の漁民たちは、折しも、滋賀県瀬田川から移植したばかりの蜆が、全滅してしまうだけでなく、湖魚全体に大きな打撃を与えることをおそれ、各方面への陳情運動を展開した。

陳情書

諏訪湖治水事業の一部として、本年度において天竜川掘下工事御起工の趣聞き及候処、該河川の掘下並水門設置等にたいしては如何様に御施行相成べきや御内示相願度、近年諏訪湖における重要物産たる鯉・鰻・赤魚・蜆等の種類殊更に激減し、就中蜆の如きは天竜川筋及豊田村地籍大河原を除くの外は全滅に近き有様に有之、当組合に於ても之が対策上本年度に於て滋賀県より八十石、天竜川並大河原養殖地より四十石の種蜆を移植湖岸一帯

に蒔付を致し候次第、仄聞するが如く天竜川浚渫工事は河川の中央を凹形に掘下げ河口に水門御設置の由、施行の如何によりては河川の蜆は全滅の非運に陥るべきは勿論、水門の如何によりては諏訪湖との連絡全く遮断せられ、河川の魚族のみならず湖水に於て影響極めて重大なるを憂慮致すものに有之候。治水の完備は勿論有利の事業たるは申迄も無之候も、湖水としても産業上の見地より其施設よろしきを得ば年産四五十万円の生産を得べき敢て難きに非ず。現下専業漁民三百五十余名副業者一千名の漁業者は漁獲激減と不況とに合せ、窮境見るに忍びざる次第、何卒御高配を賜り度及懇願候。

昭和七年十月一日

諏訪湖漁業組合長　宮坂玉治

長野県知事石垣倉治殿

○

天竜川浚渫による工事中の損害に対して県への要望

一、工事中の損害金三千五百円

二、湖水沿岸三ヶ村の蜆養殖場に工事中年五十石づつの種蜆を放流されたし

三、工事完了後は工事前と同様なるべく収獲の減少せぬよう施設方法を講じられたし

四、水門下流漁業者の将来魚貝増殖方法施設に対する保証書を作成せられ第三者を保証人とせられたし

五、湊村地籍の湖岸埋立は最少限度にすると共に将来漁場縮少による緩和策を他の方法により講ぜられたし

右の要望相達せられる様何分の御配慮相煩し度奉願候。

昭和八年一月十三日

諏訪湖漁業組合長　宮坂玉治

県会議員　宮坂作衛殿

高林一雄殿

今井梧楼殿

山岡久兵衛殿

この結果、水門に標尺を設け、零尺までは被害補償金を与えず、それ以下に水位低下の場合、段階的に一定の率を以て、月々低下日数に乗じた補償金を県が支出することにして、申合せが成立したのであった。このように、次々と起ってくるさまざまな問題に、心血を注ぐ努力を重ねながら、湖魚の盛り返えしを築きあげてきたのである。

5　漁業補償運動の展開

長野県水産史上、発電所を中心とする漁業補償問題は、大正末期から昭和時代を通じ、常に、もっとも大きな問題としてつきまとっていた。

漁業組合が、河川魚防衛のための補殖源資を発電会社に要求して立ち上ったのは当然であり、県もそれに協力し、会社側もまた出来るだけ、それに応じようとした。たしかに、信濃の天然魚は、大規模ダムの出現によって絶望におちいったが、そこからの補償料提供によって、絶望から立ち直り、河川魚を防衛し得てきた事実もまた、見逃すことが出来ないであろう。

しかし、発電会社と漁民たちの折衝は、それほど容易に成立せしめられたものでは無かったし、これからも、それ程容易に進められるはずのものではない。両者間に誠意が通い、組合の指導者たちはまた、組合員を納得せしめる努力を払いながら、補殖事業を妥当に推進しなければならないのである。

発電王国への道

日本における電気事業は、明治二十年、東京電灯が開業したときから始まり、長野市に初めて電灯がともったの

は明治三十一年五月であった。小坂善之助（長野市柳原）が長野電灯株式会社を興し、裾花川に、僅か六〇KWの茂菅発電所をつくりあげることに成功したのであり、水から火を出すなんて、小坂は気狂いだといわれた時代である。

三十二年には、諏訪電気の釜無川落合発電所、飯田電気の松川第一、三十三年には松本電気の薄川、三十五年には上田電灯の神川畑山、三十七年には信濃電気の米子発電所と、その建設は急速に広がっていった。大正三年頃までには、会社十一・発電所十一ができ、全県下五万二千戸に電灯がともされ、一四万個の灯数をかぞえるに至った。

しかし、これらはいずれも、地元資本に依る零細会社が、支流河川の上源につくる小規模なもので、魚族に影響を及ぼすほどのものではなかったが、大正末期になると、物凄い勢いで、中央の大資本が入ってきた。大正八年、大同電力が木曽川へ入ってきたのを皮切りに、電京電灯・京浜電力・矢作電力・東信電気・梓川電力、関西電力などが、各水系に競って進出し、さながら河川ラッシュ時代を迎えた。

ぼう大な中央資本は、いたるところで本流の全瀬を〆切る大堰堤を築き上げ、思いもよらぬ湖水を出現させ、川の姿を全く変えてしまうのであった。漁民たちは肝をつぶして狼狽し、生活の不安におびやかされたが、しよせん抗すべくもない時勢の波であった。発電所も建設され、漁民も生き得る両全の道を探がし出し、それの遂行に努めるよりほかはないのである。

昭和八年、下伊那漁業組合は、天竜川に進出した矢作電力との間に覚書を交換した。不安にさらされた漁民が、不穏な形勢を示し、社会問題に発展しそうな様相を呈したため、県知事以下の県首脳と地元の全県会議員らが仲介に立ち、共存共栄の覚書の交換にいたったのである。

覚書

下伊那漁業組合と矢作電力株式会社とは、天竜川水系下伊那地域にわたる組合の漁業区域における発電用河水使用に伴う問題の一切に関し協議をとげ、こゝに両者間の意見の一致を見たり。即ち組合は会社の事業が国家的重要事業たるを認め、こ

れが電源の開発に全幅の賛意を表すると共にその事業の遂行に援助を与うべきことを約し、会社は事業の遂行に伴い、時に河川の自然を変改するの余儀なき事情をも慮り、組合の事業に対し支障の緩和に努むべきことを約したり。依て両者は、世上往々にして至難とせられたる河川漁業と発電事業との両全を所期し、互譲と協調の精神により共存共栄の実をあげんことを協定す。

昭和八年十二月十一日

下伊那漁業組合長　田中　一郎　　同　乗山信太郎
副組合長　江塚佐三郎　　矢作電力株式会社副社長　杉山　栄
取締役　石田新一郎　　同河川課長　渡辺　秀幸
林　将治　　同農林技師　長田　正雄
仲介人　吉川　亮夫　　同土木主事　揖　謙助
長野県知事　岡田　周造　　長野県会議員　平田　史郎
同内務部長　小早川貞登　　同　関川　一実
同土木部長　岩崎　治　　同　中原　謹治
同農商課長　武島　一義　　同　中島　定雄

その後、このような覚書は天竜水系だけでなく、どの水系においても交換された。漁民の諒承を求めず、県が一方的に発電所の建設許可を与えたため、富山県下神川水系の漁民大衆が、むしろ旗を押し立てて県庁に殺到し、流血の惨事の果て、県官や県会議員の買収摘発騒ぎまでひきおこした例もあったからである。

いわゆるデモクラシーで、農村の中にも育てられている社会主義思想が、昭和初頭の経済恐慌にあふられて、各地に小作争議や電灯料不払い運動などが勃発しているときだけに、中央大資本の河川進出は、充分な用心深かさをもって進められなければならなかった。

そのような時勢の中から、長野県の発電王国への道が大きく切りひらかれてきたのである。

太平洋戦前の大規模発電所建設一覧

（1万KW以上、県河川課調）

	会社名	発電所名	最大出力	完成年月
千曲川水系	東電	中津川第一	39,600	大正13.9
	中電	平穏第一	10,200	昭和2.5
	東電	小諸	15,800	〃 2.9
	〃	島河原	14,100	〃 6.3
	〃	信濃川	165,000	〃 16.5
犀川水系	東電	竜島	20,100	大正11.120
	〃	高瀬川第三	22,200	〃 13.10
	〃	奈川渡	18,500	〃 15.11
	〃	霞沢	39.100	昭和 3.11
	昭電	広津	18,500	〃 14,11
	〃	常盤	12,100	〃 16,6
天竜川水系	中電	太田切	20,600	大正11.11
	〃	南向	24,200	昭和 4.5
	〃	豊	13,600	〃 11.12
	〃	生田	20,600	〃 16.2
	〃	飯島	12,500	〃 20.1
木曽川水系	関電	賤母	16,300	大正 8.6
	〃	大桑	12,100	〃 10.3
	〃	須原	10,000	〃 11.5
	〃	桃山	24,600	〃 12.9
	〃	読書	112,100	〃 13.4
	〃	落合	14,700	〃 15.10
	〃	寝覚	35,000	昭和13.10
	〃	常盤	14,600	〃 16.4
姫川	黒部	姫川第四	24,500	〃 9.12
	電化	姫網	24,500	〃 13.1
	中電	姫川第四	13,300	〃 15.1
東北		関川高沢第二	10,800	〃 2.7

ツンポ桟敷の怒り

中央資本の大規模発電所が造られ始めた頃、漁民たちの中には、多くの要求があった。ダムには充分な魚道を添えてもらわなければならなかったし、工事中、漁業ができないことへの損害賠償もしてもらわなければならなかった。

工事が完成したのちには、遡上魚の減退や、漁場喪失による魚族の補殖をしていくための補償料も貰わなければならなかったし、突然行われるダムの水量調節の放水が、漁具を押し流してしまったり、魚巣を流失してしまうことへの被害補償もして貰わなければならなかった。

もちろん、それらのことについて、県も無関心でいたわけではないし、発電会社も補償を考えた。そのために、県は水利使用や発電所建設の許可を与える場合、充分な魚梯をつくり、通水を絶やさないようとの命令を発した。補償についても、県と会社が話し合い、通常の場合、工事中の損害には一時金を出し、完成後の補殖には年次金を補償せしめた。それらの補償金は、県への寄付金の形をとって、ひと先ず県に入れられ、県から組合や漁民に対して、適宜に配分され、或は県の河川放流源資に当てられるのであった。

このように、魚道施設についても、また補償の問題についても、それぞれ仕組みはできていたのであるが、しかし、そのことを組合や漁民大衆に対して、事前に意見を徴し、希望を入れるという手続きがとられなかった。官と会社だけの間においておこなわれ、民間はツンボ桟敷におかれていた。戦前の、官の権力行政がそうさせていたのである。

大正から昭和にかけて、農民のあいだにもデモクラシー思想がひろがってくると、漁民大衆も、ツンボ桟敷での不満を盛りあげ、殊に漁業組合が出来、さらにそれが大同団結しての県漁連が組織されると、その声がいちだんと大きくなった。

昭和五年、県漁連では、左の陳情書を県知事に提出した。魚道施設やそれらの完全管理について、事前に漁業者の意見を徴しないから、事後の紛糾が絶えないし、補償についても、許可前に解決してかからないために、解決が長びき、漁民大衆の不穏を招くというのである。

陳情書

県下の各水系における発電事業は経済界の不況にもかかわらず毎年その数を増加し、昭和五年十一月現在に於て百馬力以上のものが一一二地点四十二万五千KWの発電をなし、正に電気国の実質をもたらすに至っているが、その反面に於て沿岸農民とか漁業者とかがその影響をうけて不測の損害を蒙り、各所に紛争を生じていることは近頃における著しき現象にて、本年の如き不況時に於て、人心に及ぼす影響は甚しいものあると考えます。

特に命令条項に「魚族の棲息溯上に必要なる水を流下すべし」とあるにかかわらず。渇水時に於ては魚族の溯上期にさえ一滴の水をも流下せず」、又調整池及貯水池の利用によりて水位の増減を生じ魚具を流失せしめ、又は漁業上に支障を来さしむる等のことあるのは遺憾の次第でありまして、元来魚族の棲息溯上に必要なる水量の如きは、水利許可命令条項中へ放流最低水量を明記し、違反を現認したる場合は厳罰にする様励行されては、如何かとも考える次第なるも、未だかって電気会社が命令条項の違反によりて厳罰に処せられたのを聞かぬのは不思議な次第であります。当局はその命令条項の厳守励行に対し如何なる方策を採り、如何なる方法を講ぜんとされるか。

次に発電水利事業に依る漁業上の損害補償の問題について、従来は発電開始後関係業者の再三の陳情に依り事後に解決したるも、これは徒らに問題を紛糾せしむるのみにして、甚しきは一問題の解決に五ケ年の年月を要し、会社に於ては早や発電を開始し、相当の利益配当までをしているのに、漁業者側では漁数を減少し、業を廃するものあるに至りては見るにしのびざる次第であります。今後は発電工事着手前に於て魚族の保護又は増殖問題を解決し、安んじて電気事業に従事せしむるよう願度き次第なるも、当局の方針は如何。

次に、従来築造せる発電所堰堤架設の魚梯は不完全にて、関係の漁業組合よりは度々其改造につき陳情するも、未だ其改造せられたるものを見ず、土木課の主張として、改造は困難なりとの意見のあるを聞きます。その真相如何。

昭和五年十二月

長野県漁業組合聯合会

同	浅沼信太郎	同	月岡 順蔵
同	小笠原新治	監事	藤沢 義誠
会長理事	大和 又蔵	同	池田 万作
副会長理事	野溝 準治	同	川上 律恵
同	近藤 千作	同	
理事	田中 一郎	同	
	宮沢 勝治		
	伊東 淳		

この問題は、やがて世論となって県会にも反映し、昭和六年十二月、全会一致の決議をもって「許可事前に、漁業組合及び地域漁民の意見を徴すべし」の建議書が知事に提出された。この建議をきいた県漁連では、追っかけて、意見聴取の機関として、県知事統宰のもとに、関係者を網羅した河川振興審議会を設けることを陳情した。

これらの運動が次第に功を奏して、昭和八年頃からは、前に記述した天竜川の場合のように、事前に、組合と会社側との間に、共存の覚書が交換されるようになり、それが各水系に広がっていったのである。

各地に紛糾続く

会社側の電源開発と、沿岸住民の漁業が共存共栄するための覚書が交換され、或は漁業補償契約も成立して、工事が進められ、完成後の運営が行われるのであったが、実際上には、なお多くの問題が発生した。

戦前、県下の河川に建設された一万KW以上の大規模発電所は、前表の如きものであったが、このほかにも数多くの発電所が出現したのである。たとえば、大正十三年には七三ヶ所であったものが、昭和七年には百十数ヶ所となった。毎年平均四、五ヶ所ずつが建設された勘定である。

これだけ多くが次々建設されると、それだけ、河川の様相も年々急変してしまうので、去年の覚書や協定に、今年はもう不安を持たなければならなかったし、県もまた、許可条件の魚梯などが、果たして適切につくられているか、或は通水が完全に行われているかの監察が、不行届きになったであろう。

殆ど毎日、河に降りては、魚道の管理ぶりなどに関心を持たずにはいられない漁民たちは、しばしば、全く用をなしていない魚梯のありさまを見、会社側が約束通り、規定通りの施設も管理もしていない事実を目前に見て、絶えず、そのことを組合や県に訴えるのであった。

二、三の例を摘記しておこう。北佐久漁業組合は、東信電気に対し、幾度か魚梯の改造と完全通水を交渉したがどうしても聞き入れられないため、才判に訴えてもと催告書を発し、上小組合では、諏訪電気との折衝が壁に突き当ってしまったため、県知事の調停を申請したのである。

干あがつて水の通らぬ魚道　（千曲川上流海ノ口の例）

徴告書

長野県北佐久郡岩村田町大字岩村田
催告人　北佐久漁業組合
右組合長理事　佐藤　仙夫
東京市京橋区宝町一丁目七番地
被催告人　東信電気株式会社
右法定代理人取締役　鈴木忠治

催告の原因

一、催告人は北佐久郡高瀬村・中佐都村・岩村田町・平根村・伍賀村・御代田村・西長倉村・軽井沢町計八ヶ町村を地区とし現在組合員五百四十名の組合として、昭和七年五月二十三日付を以て其筋より設定認可せられ、続いて昭和八年二月二十四日北佐久郡高瀬村大字鳴瀬字本願田用水取入口堰堤より上流軽井沢町水源に至る湯川全線に対し昭和二十八年二月二十三日迄其期間満二十ヶ年の区劃漁業の免許を得たり。

一、被催告人は是より先其筋の許可を得て北佐久郡小諸町に設置せる発電所に引水せるため、催告人の漁業権を有する前記湯川の河川中北佐久郡高瀬村大字鳴瀬に二ヶ所の堰堤を設置し、一歳中該河川の全流を取入れ下流には毫末の水量も流出せしめざる実情にあり。

一、被催告人の右引水は既得の権利に属すと雖も、該引水については魚梯設置の上絶えず分水し、魚族の溯上流下に支障なき施設を条件とし県及国に於て之を許可せられあるに拘らず、被催告人が現在に於ける右引水施設は右条件に違反し、一滴の水をも流下せしめざる不法あるため、催告人の漁業権は全然じうりんせられ、昭和八年度に於ける催告人の漁業上の損害は其額莫大なるものあり、因て催告人は本年三月十八日の組合員総会決議に基き玆に本催告に及ぶ次第なり。

催告の趣旨

一、被催告人は本年五月末日迄に前記高瀬村地籍に於ける二ヶ所の引水堰堤に対し完全なる魚梯を改築し、六月一日以後魚族の遡上流下に支障なき程度の分水を為すべし。

催告人は本年度に於ても来る五月下旬迄に鮎・鱒・鯉・鮒等相当多数魚族の放養計画中なるを以て、被催告人に於て前記要求に応ぜず其儘放任せる場合、催告人は被催告人に対し其賠償の請求をなすべし。

右及催告候也

昭和九年四月十三日

催告人法定代理人　佐藤仙夫

被催告人法定代理人　鈴木忠治殿

○

陳情書

千曲川支流依田川上流和田川・大門川は諏訪電気株式会社の発電事業に起因し、両河川に於ける魚族は極度に減滅し漁場は逐年荒廃せしめらるるが為め、当組合依田窪支部は昭和二年以来数次に渉り該会社に対し、河川の通水及不完全なる魚梯の改造等を施行せらるる様催告せるも、電気事業不振の旨を以て吏に之が施行を見ず、尚また本春は魚族放流費中へ多少の寄付方申出でたるも、これまた不況を口実として希望に添われぬ旨の通知に接せり。玆に当組合は役員会を開催し左記の件を決議仕り候に依り、御高配を賜り、速に漁業者をして其職に安ぜしめられたく、此段奉懇願候。

昭和九年八月三日

上小漁業組合長　成沢伍一郎

長野県知事　岡田周造殿

記

一、諏訪電気株式会社左記発電所の通水魚梯の改造方を県を通じて該会社に交渉方御願の件

水沢発電所　大正十一年十一月建設

青原発電所　大正十四年十二月建設

理由

唐沢発電所　大正五年五月建設

大出発電所　大正七年七月建設

上小漁業組合依田川上流和田川、大門川に於ける漁獲は発電所建築前と今日との比較次の如し。

	建設前	現在
鱒	一二〇尾 二百貫	なし
同子魚	五、〇〇〇尾	一五〇貫 なし
岩魚	六、〇〇〇尾	五〇〇貫 二、二〇〇貫
はや・鮴其他	一五〇貫	四〇貫
鮎	なし	一五貫

附記　鮎は現在漁業組合にて放流しつつあるに依り漁獲あり。

以上如述の次第にて発電所建設前は百五十人余の漁民をして食膳を賑わしたるに現在は六十人の組合員にして、なおかつ鮎・鰻の放流を以て辛じて漁獲を得るに過ぎず、依て之れが補足をなすため左記案件を作成し、これが完徹を期す。

一、現在の魚梯は極めて不完全にして原形を存するに止まり、更に魚族遡上の用をなさず、依て速かに改造方を要求するものなり。又平常魚梯魚道は断水せられ居り真の用をなさず、確実なる通水を切望す。

二、第一条の遂行不可能の場合は当組合選定の位置に金壱千円五百円の程度に於て三百坪の池を築造し、鱒・岩魚等の養殖をなすため年々稚魚代及び監視費として最少限度金二百円宛の出費を要求する。

三、第一条二条とも応ぜられぬ場合は、止むを得ず過去に於ける漁業損害補償料として壱千円、魚族放流費として金三百円宛毎年当組合へ好意的寄付を要望する。

相次いで各地に発生するこれらの紛争について、組合の幹部たちは、時に、地域住民の力を結集し、時には、全水系組合の団結をかためて、県や会社に当り、ねばり強く解決をはかっていかなければならなかった。

戦前の、昭和前期は、正に河魚防衛のための苦闘時代であった。

信濃川堰止めの補償

鉄道者が、新潟県中魚沼郡貝野村に信濃川の全瀬を堰き止めるダムをつくり、第一期四四、〇〇〇KW、第二期同量の発電所を建設する計画をきいたとき、そこから上流の信越の漁民たちは、結束して立ち上った。

大河津に分水路をつくって以来、少くなりつつあった遡上魚が、今また全瀬を堰き止めることによつて絶滅するであろうことをおそれたからである。

昭和五年五月、犀曲水系十八の漁業組合は、集まって協議の末、実行委員を挙げて直ちに上京、左の上申書を提出して、魚梯設備、減水地域の整備、魚族養殖施設に関する要望を強調すると同時に、堰堤工事中の被害補償十三万五千円、養殖放流と自然遡上との生長減率に対する補償金十二万円、漁具仕込替え資金四万七千円、合計三十万二千円、ほかに失転業者救済金を考えて欲しいという要求を主張した。

鉄道省御計画信濃川発電所に対する上申書

鉄道省信濃川発電工事に対し犀川・千曲川両水系関係十八漁業組合は数次の陳情に基き、更に左記の通り具体的条項を掲げ清鑒を仰ぎ以て漁業者の救済を蒙り度此段上申候也。

昭和六年十月二十日

十八漁業組合実行委員長

上小漁業組合長　成沢伍一郎

同　上　実行委員

犀川中部漁業組合長　藤沢　義誠

犀川穂高漁業組合長　小笠原新治

千曲川漁業組合長　近藤　千作

高瀬川・農具川漁業組合長　宮沢　勝治

記

一、魚道の設備及付随事項

昭和六年十月十二日、堰堤築造河水取入口現場御調査立会の際、堰堤は出来る限り左岸に築造せらるる様陳情せるに対し鉄道省信濃川電気事務所阿部技師殿、内務省萩原技師殿・農林省児玉技師殿御説明により了承せるも、左記事項に付特別なる御詮議を乞うものとす。

イ、堰堤上下流相当の距離及放水口付近一帯を禁漁区として制定されたきこと。
ロ、魚梯流下の水量を出来る限り多量にせらるるは勿論常時土砂吐きに注意し魚梯効果の発揮に力められたきこと。
ハ、放水口より多量の河水を放出せらるべきにより之れに迷入する遡上魚類を少からしむる方法を講ぜられたきこと。
ニ、減水区域の整備及付随事項
堰堤より放水口に至る減水区域は魚族の遡上に支障なき様川床の整備に努め魚梯の誘導力増進の方針を講ぜられたきこと。
なお減水区間に於ては定置漁業の新規免許を認めざる様協定せらるることに御配慮せられたきこと。
三、魚族養殖施設
堰堤築造に伴う魚族遡上減少に対しては夙に当局に於て御研究御計画せらるるように仄聞するを以て之に信頼せんとするも一応御計画案を内示せられたきこと。
四、漁民救済及被害補償金の下付
本月六日付提出の陳情書添付の理由に基き関係十八組合に対し金参拾万弐千円被害金として御下付被成度。
イ、堰堤工事中の被害補償金拾参万五千円　実際の漁獲高最低五万円の参割減と認め三ヶ年分計上、本県幾多の苦き経験に徴し洋灰・土砂の流出及工作物の設置に基き或は工事作業の為め遡上魚族の減少を来すこと明かなり。
ロ、養殖放流と自然遡上の魚族との生長減率に拠る補償金拾弐万円　実際魚獲高最低拾五万円の弐割減と認め四ヶ年分計上。
ハ、漁具仕込み替資金四万七千円　漁業者四千七百人一人につき金拾円、魚種及漁場の変異により漁具漁業装置変更を要するを以てなり。
ニ、魚梯並に養殖の効果如何によりては専業者失業救済・転業者救済・従業者失業等の救済資金御下付懇願の場合を生ずべきを以て適当なる対策を講ぜられたきこと。

農林省としても、この堰堤築造に依る魚族被害の補償を考えていた。即ち鮭一〇、二九五尾（九、二六六貫）鱒一二、六三五尾（七、五八一貫）鮎五二、四四九尾（一、〇四九貫）鰻五〇、七三二尾（一、二六八貫）が獲れなくなることを推定し、それに代えるため、河鱒または虹鱒卵一〇〇万粒・小鮎三四八、五三四尾・鯉児一二六、〇〇〇尾鰻一〇一、四六四尾を七年間に補償しようという計画であった。

犀曲水系十八組合は、犀曲漁業連盟（会長成沢伍一郎）を組織して結束を固め、交渉委員浅沼信太郎（委員長）長谷川栄三郎（上小）中村和平（高水）丸山栄康（犀川）川上律恵（犀川上流）荻場茂（奈良井川）を専任し、五年以来十二年まで、六年間にわたる長い運動を続けた結果、左の条件を以て妥結を見、一時金四十六万円の補償金を獲得したのであった。

昭和十二年五月八日

鉄道次官　喜安健次郎

長野県知事　近藤　駿介殿

当省信濃川発電工事に伴う貴管下漁業被害救済の件に関しては、堰堤に魚梯を付設致候外猶減少を見るべき魚族の補殖その他のため左記条件に基き見舞金として四十六万円也交付可致候条此段及通牒候。

記

一、本見舞金は鉄道省信濃川発電工事に伴う工事中及び工事竣工後における漁獲の減少その他一切の漁業上の損害並に之に付帯する費用を填補するものなること。但しその内訳は明示せず。

二、知事は信濃川筋河川漁業に関する行政事務管掌者として本見舞金の交付を受け、魚族の補殖施設その他の漁業被害の防止、又は填補のため必要なる経費に適宜之を充当すること。

三、魚族補殖施設に関しては之が施設の場所及び方法等につき新潟県と協調を保ち、信濃川筋河川漁業の維持に努むること。

四、本見舞金は鉄道省信濃川発展に関する一切の工事竣工を標準としたるものにつき、之に伴う漁業上の損害に関しては、堰堤工事に因ると、その後の如何なる工事に因るとを問わず、今後県より鉄道省に対し何等の請求をなさざるは勿論、関係者に於て苦情を申出たるときは凡て県に於て之を処理し、鉄道省に対しては一切迷惑を及ぼさざること。

五、信濃川筋に於て発電その他の利水工事に関する許可を受けたる者、鉄道省の発電工事に関して施行したるため、漁業損害の填補その他の負担につき、本見舞金に依り利益をうくるものと認めたるときは、知事は当事業者をして其の限度において本見舞金額中相当額を鉄道省へ提供せしむる様留意斡旋すること。

但しその提供すべき金額及び支払時期等は鉄道省の申出を基礎とすること。

見舞金四十六万円は、いったん県知事のもとに提供された上、知事の指示にしたがって、三十万円を県保管の特

別会計（信濃川魚族増殖振興基金）に繰りこんで、将来の河川増殖に備えることとし、五万円を当面の増殖設備費としてとり、九万五千円は、十八組合と青木・木崎両組合に上表の如く配分し、一万五千円は陳情運動費に充当された。

組合への配分は、組合平等割・組合員人頭割・漁獲高割・漁場価値・漁業権・組合創立年次・専業者・経費負担状況など多くの基準を設けて割り出されたものである。

鉄道省との交渉は、全国的にも初めての大がかりなものとして、その成行を注目され、長野県水産係長長田正雄は「全国的な模範にしたい」と、県関係当局を挙げての情熱を傾け、交渉委員たちも、六年間にわたって、全精力を注いだのであったが、新潟、長野両県選出の代議士たちも強力な支援を与えた。

鉄道省信濃川発電所
補償金の組合別配分額

上小	12,628,65銭
南佐	5,209.02
更埴	6,462.60
千曲川	10,915.41
高水	5,000.07
鳥居川	3,080.91
下高	2,327.46
鳥神	2,357.61
犀川中部	3,583.80
同上流	3,537.99
同穂高	4,747.05
奈良井川	6,333.87
高瀬	2,793.24
松本	2,614.41
犀川	2,992.71
中川手	4,704.81
七貴	2,646.09
上川手	3,053.82
北佐	2,533.33
波多	1,477.15
青木湖	300.00
木崎湖	700.00

東電の補償問題解決

鉄道省との折衝が続いている頃、もう一つの大きな問題である東京電灯の西大滝ダム建設交渉が、既に始まっていた。東電は、下水内郡岡山村大字照岡に、千曲川の全瀬を〆切る大堰堤をつくり、十九万KWの大規模発電所を建設しようとするのであった。

かくては、鉄道省の堰堤をどうにか泳ぎのぼってきた遡上魚が、ここで再び前途を阻まれ、ついに、悉く潰滅してしまうであろうことをおそれた犀曲水系の漁業者たちは、前にも増した補償要求に立ちむかわなければならなかった。

十八組合は、改めて犀曲漁業組合連盟（会長浅沼信太郎）を結び、いかなる場合にも、結束を破って単独行動に出ることのないよう、全組合代表者が誓約書に署名捺印するところから、要求運動を出発させた。

誓約書

今回千曲川流域に建設せんとする東京電灯株式会社経営の発電所に対し、千曲川犀川本支流関係各漁業組合が相提携して当局に其善後策を陳情するについては、其目的を達成するため各組合は本問題に対し、将来一致団結して之に当り、決して単独の行為をなさざることを誓約し、ここに署名捺印す。

昭和十年十二月二十日

この誓約にもとづいて、直ちに東電社長に対し、左の通告を発すると同時に、実行委員（委員長長谷川栄三郎）を挙げて、接衝を開始した。

工事中、専用漁業権及び区劃漁業権に与える損害二五七、一四六円、定置漁業権における損害二四、五二四円、その他の漁業被害五三、八五〇円を推算し、更に工事竣工後の損害或は補殖費として一、二四六、二五〇円、総計一、五八一、七七〇円の補償を要求して立ち上ったのである。

拝啓　尊社益々御繁栄社長様初め御皆々様愈よ御清祥之段奉賀上候。

陳者　仄聞するに尊社兼々御計画の信濃川発電所御設置の件今般御起工の趣国家のため誠に御同慶の至りに御座候。然れば既に御承知の通り先に鉄道省信濃川発電所の設置あり、今又尊社の同水系に工事御施行相成候場合、其完成の暁は吾々祖先伝来の天恵の魚族はここに全く溯上を閉塞せられ、漁獲皆無と相成は必然の理、随て本水系に在る吾等専業漁業者六千余人の安危に係るは勿論、延いては子孫の休戚に関する重大問題に有之候。

尤も本件に対する補殖並に養殖の諸問題については、県と充分なる御理解を有せらるる御事とは存候得共、吾々漁業権確保の点に於ては本連盟は之が適正を期する為めに今後本県庁を通して終局の御諒解を相願うの考えに御座候得共、又時に依り当連盟直接御懇願を得度場合も可有之に付予め御了承置被下様得貴意度如斯御座候。

昭和十年十二月二十日

犀曲漁業聯盟代表十八名連書

東京電灯株式会社長殿

この交渉もまた、十六年に至るまで六年にわたる長い才月をかけなければならなかったが、一時金総額四十三万円で妥協成立し、長野県知事鈴木登と東電社長新井章治との間に、左の協定書がとりかわされた。

協定書

長野県（以下甲と称す）と電京電灯株式会社（以下乙と称す）この間に、乙の信濃川発電所工事に伴う漁業損害の補償に関し協定すること左の如し。

第一条　乙は乙の信濃川発電工事に伴う工事中及び工事竣工後に於ける漁場の喪失・漁獲の減少其他一切の漁業上の損害並に之に付帯関連する費用を填補するため補償金として甲に対し金四十三万円也を提供するものとす。

第二条　甲は本協定の趣旨に基き前条に依る補償金を甲の責任において有効に使用するものとす。

第三条　乙の信濃川発電所工事に関する漁業問題については今後甲は乙に対し何等の請求をなさざるのみならず之に関し漁業者其他の第三者より苦情又は請求ありたるときは凡て甲に於て之を処理するものとす。

右協定の証として本書二通を作成し各々其一通を保有するものとす。

昭和十六年一月

長野県知事　鈴木登

東京電灯株式会社社長　新井章治

補償金の出し方

補償金四三万円は、一〇万円を県保管の信濃川水系魚族増殖資金に加え、一〇万円を県水産試験場費に、一五七、五〇〇円を関係組合拡充資金に、一二、五〇〇円を減水区域補殖施設資金に、三五、〇〇〇円を県漁連の拡充に、それぞれ知事の指示を以て配分され、一五、〇〇〇円が陳情運動費に充当された。

多くの場合、漁業補償金は、二つの形をとつて提供された。一つは、工事中の漁場被害や、竣工後の補殖施設、或は漁場変化に因る漁具仕込替え資金などをふくむ一時金であり、もう一つは、年次増殖補償金である。

幾つかの水系漁業組合が協力して提供をうける補償金は、多くの場合一時金の形をとり、これらは一旦会社から県に寄付され、県が勘案し配分する手続をとった。一時金は、県の魚族振興費として県費に繰りこまれるものもあり、組合に配分された一時金は、組合事務所の建設などに使われる場合もあり、県の指導、試験機関に寄付する場合もあり、養魚池の施設などにふりむけられる場合もあったが、おおかたは、その時々の金として使われた。前記の如く、県水産会館もその時の基金を以てできたのである。

昭和20年までに得た発電所設置に伴う一時金

年次	会社	金額	受得者
昭和4年	天竜川電力	80,000円	天竜川水系組合
8年	矢作電力	55,000	下伊那組合
12年	鉄道省	460,000	犀曲水系組合
13年	東信電気	20,000	上小組合
15年	矢作電力	10,000	天竜川水系
〃	日本発送電	5,300	木曽川組合
16年	中央電力	5,300	下伊生田村
〃	東電・信濃川	430,000	犀曲水系
17年	信州電気	12,000	姫川組合
20年	信濃川水内発電	125,000	犀川水系
〃	泰阜発電所	24,000	下伊那組合

年次金は個々の漁業組合が、地域の発電所や農業水利者との契約において取得する場合が多く、一定の年月を経ての更改期には、その都度、組合の要求が会社の査定にあい、組合にとっては不満足ながらも、時の物価にスライドして、その額を増していくことができる仕組みになっていたものもある。したがって、各組合の年々の放流事業は、年次金によって支えられているものが多く、組合の増殖資金の基盤となったので、更改期の交渉には指導者たちの努力が傾けられた。

しかし、多くの組合員の中には、これらの資金を本来の放流増殖に使うことを諒承し得ず、むしろ、その時々に分け取ることを主張するものもあった。たとえば、木曽組合創立当初の総会記録を見ると、「二、三の者、放流の成果無きことを述べ、分配せよと発言するものあり」と、書かれている。

恐らくこのことは、多くの組合にあったことであり、組合の指導者たちは、地域社会における公益性を説いて、それらの人々を納得せしめながら、河魚防衛への投資振りむけにつとめなければならないのであつた。

6　養殖時代へのあけぼの

昭和前期の十年代は、長野県水産史上に一つの劃期をもたらす時代であった。河川湖沼魚防衛のための放流事業が始まると、心ある漁民たちの中から、漁業とは、ただ自然に発生する天然魚を漁獲するものではなく、自分たちの力で生み出すものだという考え方がおこってきたからである。

しかも、電源開発の補償金が入ってくるにしたがって、河川は金を生み出すものという考え方が、加わってきた。補償金を投資して、放流を行い、併せて自分たちの増殖工夫をこらしながら、河川を一つの生産工場と考えるようになってきたのである。いわば、漁民たちの企業意識の盛りあがりであった。

そして、このような企業意識は、河川湖沼におけるよりも、養殖業者のあいだに一層強く盛り上った。由来、養殖業には、もともと企業要素を持っていたのだけれども、まだまだ、より副業的な意識が先だっていた。水田を先駆として発達してきた養鯉業者の中に、農家副業的な考え方が先だつたのは当然であるし、養鱒にしても副業的な考え方が先だっていた。

それが、昭和十年代には、次第に専業的様相を呈するようになり、したがって、企業としての経営意識が高まったのである。

ふえてきた専業者

大正十年から昭和十五、六年における漁業者数の変遷を見ると、大正十年には、専業者三四八人、それの雇人五七人に過ぎなかったものが、昭和五年には専業者が八〇〇人を数え、それの雇人は殆ど三倍余に増加した。専業者の最も多いのは諏訪であり、南佐久、上伊那、下伊那、北佐久がこれに続いた。

諏訪湖に専業者の多いのは、古来の姿であって、当然とうなづけるが、他の地方でこれほどに増加したのは、畢竟、養殖専業者の激しい進出を物語っている。専業者が増加すれば、それだけ企業化されなければならないであろう。副業から専業へ、古来の原始経営から企業化へ、それのあけぼのが訪れたのである。

明治以来、信州の農村は、全く養蚕業を中心に育てられていたのであるが、昭和恐慌から日支事変へ、更に太平洋戦争へと続く過程の中で、製糸業が急激に減退していくと、農民たちは、養蚕に代る換金作物を探し出していかなければならなかった。

こんにち、長野県の農村産物の多くは、そのときの、換金農業への工夫の中から生まれたものであるが、その

漁業者と漁船の移り変り

	専業者(被雇人)	副業者(被雇人)	漁船
大正10年	348 (57)	7,150 (501)	786
15年	243 (65)	13,00 (850)	619
昭和5年	804 (125)	15,065 (881)	750
11年	811 (171)	18,304 (598)	680
15年	738 (197)	16,037 (477)	723

昭和5年の郡市別漁業者数(長野県統計書)

南佐	2,545	下伊	1,749	更級	210	下水	61
北佐	1,095	西筑	858	埴科	198	長野	4
小県	739	東筑	803	上高	137	松本	93
諏訪	2,204	南安	201	下高	368	上田	145
上伊	3,485	北安	855	上水	122		

頃、養魚業に命をかけるため、副業から専業に考え方を切りかえていったものも多かったのである。

昭和前期の養殖推移　（長野県統計・単位貫）

	水田養鯉	池中養鯉	溜池養鯉	うなぎ	金魚	ます類
昭和 1	211,650	125,532	39,306	1,598	1,365	300
2	230,550	166,802	58,047	1,903	1,336	420
3	224,371	196,250	42,762	420	1,390	370
4	235,595	214,371	42,604	236	1,114	420
5	274,041	223,885	37,509	490	1,013	620
6	258,827	238,747	32,444	536	1,187	2,448
7	224,898	216,240	25,580	2,646	百尾 1,172	2,450
8	249,926	256,463	33,402	60	995	852,0
9	263,399	263,590	24,811	342	241	1,411
10	260,217	242,190	25,908	1,915	825	1,074
11	69,169	254,778	24,497	1,530	547	1,453
12	266,197	256,516	33,273	1,530	535	8,921
13	233,699	252,741	29,143	1,670	576	2,353
14	341,687	268,638	35,125	2,850	2,645	3,483
15	210,241	355,145	19,684	1,725	975	3,973

（以下単位百尾）

昭和七年頃、うなぎの池中養殖は、東筑摩地方で最も盛んにおこなわれ、上伊那がこれに続いた。金魚は上田地方が盛んであり、埴科や木曽谷でも生産された。

養鯉、池中に定着す

昭和前期における養鯉の推移は上表の如くであるが、注目すべきは、昭和十年代において、池中養鯉が次第に水田を圧倒して、十五年には全く地位を転倒し、十六年には、池中が水田を数倍も上廻るに至ったことである。

明治以来長い間、本県の養鯉は常に水田が先駆し、池中がその下に立っていたのであるが、昭和十年代には、全く地位を替え、池中に定着したのであった。水田中心の副業的な姿から、企業としての、池中の専業へ向ったのである。

昭和十五年頃、水田養鯉の最も盛んなのは南佐久で、下伊那、上伊那、諏訪、岡谷などがそれに続き、池中は、これも勿論南佐久が筆頭に立ち、下伊那、岡谷、上伊那、諏訪、埴科、東筑摩、上田市が続いた。

昭和15年の郡市別養鯉生産高

（野野県統計・単位貫）

	水田	池中
南佐	86,387	100,798
北佐	19,623	6,618
小県	4,997	4,632
諏訪	10,053	22,284
上伊	22,229	35,503
下伊	40,931	64,424
西筑	3,390	1,077
東筑	3,684	13,931
南安	5,334	3,480
北安	4,403	9,940
更級	25	4,243
埴科	1,405	17,083
上高	191	10
下高	714	15,973
上水	171	615
下水	89	—
長野	—	—
松本	400	1,660
上田	1,000	13,825
岡谷	5,515	39,450
飯田	300	44

水田養鯉が後退した理由の裏には、農村の若ものたちが戦線や軍需工場に動員されて、本来の水田すらが荒れる程に人手不足を来たした原因もあるし、製糸業の衰微と、その上、軍需物資に徴発されて、餌料の蚕蛹が入手困難になった理由もある。

しかし、専業的な方向を目ざした池中養鯉者の生産が、なお増加にむかっているのは、企業化への意欲が、餌料手当てに精根を傾けさせ、技術の改良にも情熱を注がせた結果である。

鮎の養殖に成功

鯉や鰻にくらべると、鮎の人工給餌による池中養殖の歴史は新しい。琵琶湖の小鮎について、その端緒がひらかれたのは明治末期、石川千代松博士に依るものだったが、長野県下の試験機関で、その研究にかかったのは、大正から昭和にかけた頃である。

埴科郡坂城町で養鯉業をいとなんでいた小山良平が、上田市に池をつくって、鮎の人工養成を志したのは昭和五年であった。鯉の養殖ができるのに、鮎の養殖ができない筈はないというのが、良平の悲願であり、まず餌料の研究から着手した。

凡そ五年間、心血を注いだ結果、十四年に至り、蛹・大麦・小麦に野菜を加えてねりつぶした餌料に依て、五〇%までの養成をなし得ることに成功し、全国的に注目された。この成功に見習って、南佐久地方の養鯉家の中からも、それに向かうものが現れ、昭和十六年には県下で三一、〇〇〇貫、十七年には四一、〇〇〇貫の生産を見るようになったが、折から、戦争激化による物資欠乏と、高級ぜいたく魚の追放という戦時政策のため、殆んど中絶の形になった。したがって、それを本格的な企業に乗せるためには、戦後を待たなければならなかった。

小山の業績は高く評価され、昭和四十年には、信濃毎日新聞社の文化賞に輝いた。

小山一平談　上田中学を終えた私は上級学校に進みたかったのだが、父が養鮎のことに命をかけている時だったので、九年から、上田市に設けた実験池の池番を担当させられた。池のほとりに僅か三畳の小屋をつくり、自炊生活を続けながら、餌料の研究と鮎の観察に精根を傾けた。魚類にもビタミンの大切なことがわかったが、まだ簡単にそれが手に入る時代ではなかったから、どうしてビタミンの豊富な餌料をつくり出すか、それの工夫をこらすために、医者の門まで叩いた。五年間、そのための、苦労を重ねたが、十四年には、その餌をつくり出すことに成功し、五〇%までの養成をなし得て、企業化への見透がついた。今は、餌だけでなく、水温や明るさの調節管理によって、成長を早めたり遅らせたりすることができるか、どうかの調査を進めている。（信濃毎日新聞）

木曾谷の虹鱒卵

長野県における養鱒事業は、昭和初頭、明科の県営養魚場をメッカとして始まったが、十年前後には、地元の明科（内川武雄）を初め、軽井沢、下伊那鼎などから、全県的に、それに向かうものの数を増した。

木曽谷の田沢重市（大桑）が、虹鱒卵の培養に手を初めたのは昭和四年であり、おいおい近隣に広ろまっていったが、十九年頃には、木曽の虹鱒卵が全国的に行きわたるようになり、本県の特産として大きく脚光を浴びた。太平洋戦争が激化して、だんだんだん遠洋漁場を失い、ついには沿岸出漁さえもできなくなると、政府は、魚類蛋白

の給源を内水面に求めなければならなくなり、その時、虹鱒が全面的に奨励されたのであるが、その鱒卵供給の役割を大きく果たしたのが木曽谷であり、昭和三十二年、水産功労者として田沢に黄綬褒章が贈られた。

田沢重市談　初め、虹鱒卵をアメリカからとり寄せ、それを人工孵化して親魚をつくり、爾後の卵を培養したが、氷詰めにした卵を運ぶのには船で半月もかかった。ワサビ畑の湧水を利用して池をつくり、宮内省日光養魚場長田中甲子郎さん（読書出身）の協力を得たり、醒ヶ井試験場長田口長次郎さんたちの指導を受けて、成功したのだが、随分苦労を重ねた。

こうして、養殖時代へのあけぼのをむかえるや、昭和八年には、二千貫に過ぎなかった本県の食用鱒生産が、十七年頃には一万六千貫に飛躍して、養鱒信州築きあげへの基盤をつくった。

7　指導、試験機関の成立

こんにち、長野県の水産指導機関としては、明科の水産指導所を本所として諏訪・佐久に支所を持ち、木曽川に孵化場を設け、たなびらの魚苗センターをつくりあげようとしている。

明科本所には、所長小宮山高司・庶務部長蠶芳男・業務部長山本長・試験指導部長小林正典らのもとに、十五人のスタッフが配され、諏訪支所には所長名東実以下八人、佐久支所には所長富永正雄以下四人、木曽川孵化場に一人、それぞれ若い技術者や事務担当者を配して、県水産業界の指導がなされ、不断の試験研究が続けられている。

このほか、農林省が、淡水区水産研究所支所を上田市に設けて、所長中村一雄以下七人の技術スタッフが、県下の溜池や河川における増殖の研究調査を進めている。

これら諸機関の成立過程について、概説しておこう。

長野県水産指導所

明科における県営魚類増殖場の歴史は、前に述べたように昭和初頭から始まっているが、十三年四月、その施設を拡充して、長野県水産指導所が発足した。これの施設について、県漁連や地区漁業組合では、たとえば、鉄道省信濃川発電所の漁業補償金の中から五万円、電気化学工業の姫川発電所補償金五、五〇〇円、中央水力の阿智川補償金一、五〇〇円、同社の小渋川補償金三、五〇〇円、東電信濃川発電所補償金三万円など多くの資金を提供した。

当初、技師二・技手五・主事補一・助手三の陣容で、総額五一、七四四円の予算から出発し、その後も、犀曲漁業連盟などからの資金が投じられて、拡充していったのであった。これによって、漁獲減少対策のため適切魚種の補給と、その研究とを期待したのである。

年度別虹鱒種卵の生産(指導所調)

年度	採卵数量	発眼卵数	発眼率
13年	2,388,000	1,433,100	60.01
14年	4,334,886	2,730,257	62.99
15年	4,699,000	2,235,500	47.57
16年	3,599,000	2,094,600	58.19
17年	4,197,100	2,799,460	66.69
18年	3,104,555	1,558,386	50.19

年度別虹鱒種苗の供給数量

	発眼卵供給数	稚魚供給数	
		放流用	養魚用
13年	733,000	90,300	44,000
14年	1,098,000	117,500	124,500
15年	1,035,000	183,000	40,967
16年	1,040,000	101,000	92,300
17年	980,000	155,024	106,830
18年	2,500,000	161,983	297,300

これより先、大正から昭和にかけた頃、県では、発電会社からの補償寄付金をさいて、木曽新開、天竜水系の伊那村・日曽利・片桐・南向・伊那町、上高地大正池、木崎湖、野尻湖などに数多くの孵化養魚場を設けたのであったが、指導所の機能が高まっていくにつれ、それらの養魚場は漸次地元漁業組合に移譲し、指導センターを明科一本にしぼった。

上表によって、指導所発足以来の戦前における発眼卵供給数量を見ると、十七年頃から急激に減っているが、発眼率が思うような成績をおさめ得なかったことと、指導所自体の方向が、種苗供給よりも、むしろ成魚の育成に力を注ぐようになったためである。

稚魚供給においては、初め、専ら河湖放流用に向けられていたものが、次第に養殖用に向かっていった。一つには、養鱒事業が急速に振興してきたからであり、一つには、河川湖沼放流については経済効率をひきあげることがなかなかできなかったからである。

河鱒は、上源河川において、可成りな経済効率を現し、前途を期待されたが、河川での紅鱒は、漁獲歩溜りが悪く、それの需要が一進一退をたどっていたのである。指導所としての種苗培養技術も、まだ進歩していないのであった。

諏訪に水産試験場

明科に水産指導所が設けられたけれども、そこが、紅鱒・河鱒を主とする冷水魚苗の供給や、養鱒事業の指導を専らにするようになると、立地条件の複雑な県全体としては、もう一つ、温水魚の研究や、もっと広範囲な河湖魚の試験も必要になった。

昭和十五年四月、県営水産試験場を設けたのは、そのような要望にこたえるためである。下諏訪町砥川上流の春宮付近に、二、九三〇余坪の敷地をもって、三七、八四六円を投じた養魚池をつくり、いっさいの付属建物をしつらえた。養魚池はそこに設けただけでなく、分場を諏訪湖岸の富部にもつくり、特に高浜温泉を利用した設備が注目された。まず、諏訪湖産の鯉・鮒について、親魚の養成と稚魚の増殖試験が目論まれ、戦前、野口常利・鴨脚七郎・多田稔らが相次いで場長となった。

建設費総額は一五九、〇〇〇円で、国庫補助一五、〇〇〇円のほか、東電西大滝発電所補償金の一部一三五、〇

○○円に、諏訪湖・天竜川・下伊那各漁業組合と関係市町村の寄付金なども投じられた。しかし、間も無く、太平洋戦争突入となったため、戦前には多くの事業をおこなうことが出来ぬまま、やがて、春宮の本場は豊川海軍工敞の工場用地として買上げられてしまった。その後、本場を高浜の現地に移し、二十年には試験場を廃して、諏訪指導所となり、二十一年には、水産指導所の諏訪支所へと変っていたのである。

淡水研上田支所

農林省水産講習所では、大正初期から、群馬県下の丸池その他二湖でマス養殖試験と、湖沼調査を行っていたが、大正十年、講習所官制を改正し、マス・ウナギ・鯛・カキの四種について、それぞれの専門試験場を設けることになると、マス試験のためには、木崎湖畔の海ノ口に水産講習所木崎養魚場を開設した。

敷地一九、三一一㎡に、総面二、六三三㎡に及ぶ五十面の池を配置し、場内の地下から湧出する水のほか、青木湖を水源とする農具川の水をひいて、各地から移植したマス類を試験飼育しようとの計画であって、建設には農林技師中野宗治が当り、川尻稔が引きついだ。二人が、長野県水産業のために残した功績は大きく、中野はその後、中央に帰ってからも、信州の河川漁業に深い関心を持って指導し、川尻は、木崎養魚場が昭和十四年、上田市に移って、農林省水産試験場上田分場となる日まで、長くこの地に住んで指標となった。

川尻稔談　われわれは、仁科三湖の湖沼学的な調査とならんで、三湖に各種のマスを放流し、その生態や成育の比較調査をおこない、その結果、八年には規模を拡大して、青木湖ではヒメマス、木崎ではニジマス・キザキマスを主体とする試験に改め、設備を充実し、陣容をととのえた。この長い期間中に施行した試験事項は非常な数にのぼり、幾つかの結果報告をおこなった。

仁科三湖ぐらい湖沼学的に多くの研究がおこなわれているところは、日本のほかの地方にはないだろう。中でも最も早く調

査したのは丸川久俊で、のち田中阿歌麿が詳細を研究な発表している。川村多実二・上野益三・宮地伝三郎・菊地健三・管原健・吉村信吉らも貴重な資料を残した。われわれが発表した試験結果の主なものは左の如くであった。

冷水性魚類の池中養殖試験(大13)鱒卵砂利中孵化試験(大11～13)鱒卵の落下に対する抵抗(大12)鱒卵及稚魚の酸素消費量(大13～14)鱒卵の孵化適温について(大13～昭2)あおみどろの生活力と水温の関係(大15)魚卵孵化用水の温度の変化が孵化に及ぼす影響(昭2～3)魚卵に及ぼす振動時間の影響(昭和2)紫外線の孵化に及ぼす影響(昭4～5)人工餌料に添加する各種食品の影響(昭5～7)青木湖の生産調査(昭10)

木崎湖養魚場は、仁科三湖の水力利用に依る発電所計画が持ちあがると、試験への支障をおそれ、上田市の千曲川沿いに移ることになり、今までの施設は県に払い下げられ、県は、その運営を木崎湖漁業組合にゆだねた。

農林省水産試験場上田分場となって、ここに移ったとき、長野県から試験池と建物、上田市から敷地が寄付され県漁連も漁業補償金をさいて提供し、十四年九月に着工、十六年十一月に完成した。木崎湖時代のマス試験は一応の成果を見たので、上田では、中流河川における魚類の増産研究に焦点があわされた。

敷地総面積二七、一二〇㎡に、七一面、水面積三、七七七㎡、水路延長二、三〇〇米の養魚池と、実験室・標本室・調餌室・宿舎・事務室など一切を設備し、終戦後の二十年六月、淡水区水産研究所上田支所となった。

ここには二つの研究室がある。一つは増殖研究室で、四人の技術者たちが1、河湖・溜池などにおける水産生物の生存環境と生態2、そこでの増殖に関する調査研究と取り組み、もう一つの養殖研究室では、三人の技術者スタッフが1、温水性魚族の品種改良・種苗育成2、溜池養殖池などにおける温水性魚族の養殖技術に関する試験研究を行っている。

ここで行った主な研究は、左のようなものであったが、淡水研での研究が、長野県の漁業界に大きな足跡を残すのは戦後になってからである。そのことはあとに触れよう。

1、千曲川の各種魚類の実態調査2、千曲川の重要漁類ウグイ・アユ・オイカワ・カジカなどの生活史に関する研究3、千曲川の水質・餌料生物に関する研究4、千曲川における各種工作物と魚族の移動との関係5、千曲川におけるウグイの増殖に

関する研究。6、溜池の無給餌養魚7、施肥による溜池の生産増進に関する研究8、溜池におけるコイ種苗の育成試験9、溜池における給餌養魚の研究10、コイのセコケ病に関する調査11、ソウギョによる溜池・水田の除草と魚類生産との関係12、溜池におけるフナの食性に関する研究13、溜池におけるエビの生態に関する研究。

8　加工と流通

昭和の初め頃、長野県が諏訪湖漁業組合に対し、魚類加工についての照会を発したとき、組合から「焼鮒は、一串一尾差し大きさ二寸、量目十匁内外、一串二尾差し大きさ一寸より一寸五分、量目三匁より五匁。生魚を背開きとして串に差し、調味液の配合用いず、直接適度に焼く。取引は十串を一把にたばねて八銭より十二銭とし、小量は紙に包み大量は箱に入れる。販路は松本、上下伊那、山梨、その他外来者の土産物として、昭和二年の製造高六万束なり」と、回答した。

その頃、魚類加工といえば、江戸時代そのままの、そんなものしかなかったのである。しかし、食生活が進み、海産の魚類加工が工夫されるようになると、川湖魚も旧態依然ではすまされなくなったし、生産が高かまると、活魚だけでは販路が行きづかえることにもなった。

県としても、生産の増強を呼びかける以上、販売についての策を考え、価格維持についての方途も講じてやらなければならなかった。そのため、加工の工夫が必要になつてきたのである

わかさぎの加工始まる

大正七年、東京の野村利兵衛なるものが「桜乾」というものを発明した。専ら海魚を材料に、調味液をつかって製造する、いわば甘煮、佃煮の類である。これが忽ち地方にも広ろがって、富山や千葉県では、家庭の副業として普及され、水産加工に重要な地位を占めるようになった。

昭和十一年、長野県では、わかさぎでそれをつくろうと思い立ち、諏訪に講習会をひらき、左のテキストを与えて、指導に乗り出した。

わかさぎの桜乾製造法

イ、調理法　頭部、胸鰭の付け根から落し、腹部を尻鰭迄切り内臓を除去し、清水で洗滌、腹部の黒膜を除き、よく水切りをなしたるのち、右手の親指にて腹部より尾部に開き、左手親指にて尾部より反対に、背皮を破らぬようにして二枚に開き、左手を以て尾部より背骨を除去す。

ロ、調味液及調味液浸漬　公魚原料十貫目に対し飽和塩水一升二合、水八合、砂糖六〇〇匁、味淋三合、ゼラチン二枚を用う。飽和塩水は水一升に対し塩約五合を溶解し、底に小量の塩の溜る程度のもの。調味液は一度沸騰せしむ。

調味液に浸す時間は気温、原料の鮮度、調味液の割合により一様に非ざるも大体三時間、仕事の都合にて一昼夜浸漬す。調味液は平均に散布するを要す。

ロ、乾燥　調理した公魚は調味液に浸し、簀又は金網上に展げ、肉肌を上にし（左右を少しづつ重ねて横約五尾、縦約六尾を並べることあり、之を連乾と称す）皮肌の簀に付着せざる程度にて反転、皮肌を乾燥し、再び肉肌を上にし其のまま乾燥せしめ、後、鋏にて尻鰭の端や周縁を切り整える。

簀に付けてから白胡麻（原料十貫に対し二合）又はケシの実（原料十貫に対し約一合）を散布するも可。

ニ、荷造　地方により一定せざるも横一尺二寸五分、縦一尺九寸、高さ五寸のエゾ松三分板製の箱に正味三貫目を詰め、二箱重ねて米巻薦（十九目）にて包み縄掛けをなす。又二百匁、五百匁、一貫入のボール箱を用うることもある。箱の内部にパラフイン紙を敷く。主として宅扱便による場合多きを以て前述の荷造となす。

この講習会のあと、諏訪湖組合では、県費補助をうけて本格的な公魚、鮒、ム、口淡具などの佃煮研究にも取りかかり、それに成功して、こんにちの、名産が始まったのである。初め、これを組合の事業として行ったが、やがて

むしろ個人経営にうつすことの適切を思い、市民の手に移していった。

諏訪湖魚の加工について、もう一つ特記されなければならないのは、戦後のことになるけれども、昭和二十八年に、湖畔の小泉実が、従来、肥料ぐらいにしかならない廃物同然に考えられていたゼニタナゴの加工に成功し、大きな貢献をなしたことであって、県漁連から、その努力を表彰された。

この頃、今までボタン材料としてだけ売られていた淡貝殻に加工して、装身具を造り、数倍の高値を以て、茨城や大阪方面に出荷することにも成功した。

鯉の鑵詰にかけた身代

佐久鯉の鑵詰加工も、辛酸の歴史をつづっている。昭和二年、桜井村の臼田伝弥が、鯉こくの鑵詰加工を思い立ち、私財を投じて工場を設け、数年間にわたって心血を注いだが、ついに成功することを得ず、昭和八年、村内有資産を悉く傾けつくして倒産した。数の六十一才のとき、一家をまとめて、ブラジルに移民しなければならなくなを渡って再起を期したのであっり、海たが、生花の師匠となって成功し、飛行機をつかって、三千人もの弟子を教え歩く身分になり、昭和四十年死去した。

伝弥の創業した工場は、その後、この地の池中養鯉組合が再興をはかったこともあり、幾多いばらの道を歩きながら、終戦後、佐久養殖漁協の事業とし、東海区淡水産研究所における野口栄三郎博士らの指導によって、ようやく完全な成功を見たのであった。

こんにちの、佐久鯉の加工品の中には、そのような郷土先人の血脈が、綿々て流れているのである。

活魚車の登場

昭和初頭、信州鯉の流通に一つの飛躍期を持ったが、それには二つの要素があった。一つは、国鉄が信州鯉の将

来性に期待をかけたことであり、他の一つは、昭和三年の活魚車の登場であった。

その頃、たとえば佐久の場合、中込駅で荷積みし、小諸で積みかえるのだが、販台に入れた生魚を運ぶ扱いは、不馴れな鉄道職員にはむずかしいことだったので、出荷者が六、七人の人夫をつけて、小諸駅での積みかえにあたった。鉄道がなすべき作業を手伝うのだからという意味で、行きがけの人夫賃は無賃に扱われたが、帰えりは乗車賃を払わなければならなかったし、その上、容器の返送にも高い運賃を払わなければならず、それが販路拡張の大きな隘路となっていた。

桜井村の斉藤武一、臼田和助らは大手の出荷者であったが、大正十四年、小荷物取扱規則によって、牛乳の場合には、食糧品特別扱いとして、容器の返送が無賃になっていることを知り、鯉についても、それの適用陳情を展開し、成功した。国鉄当局が現地にのぞんで調査の結果、信州鯉の存在を高く評価し、将来性を認識したからであり、このことによって、運賃が二割方引き下げられ、東京進出に光明を導き出したのであった。もう一つ、折から、国鉄が活魚車をつくり出し、鮮魚輸送に革新をもたらした。その時も、佐久鯉を北海道まで試験輸送して、成功したのである。活魚車は、一車に二五〇貫ぐらいの生魚を入れ、水槽に氷を加えて、水温を低下し、酸素ガス発生機をそなえて、水中に酸素を漸次容解させ、水の交換を行わずして、長く輸送に耐えさせる仕組みであった。

佐久鯉の東京出荷

（長野県産業要覧）

年代		数量	価格
大正15年		5,000貫	11,500円
昭和	2	18,000	39,600
	3	39,000	78,000
	4	56,000	10,000
	5	57,000	85,500
	6	48,000	48,000
	7	27,500	27,500
	8	80,000	不　明

斉藤武一談　活魚車も初めのうちは、まだまだ非常に苦労のともなうものであつた。汽車が走るのにつれて、車輪にとりつけたベルトが廻り、それがポンプをまわして、水槽の水を吸いあげる廻転式だつたが、長い輸送の途中では、五時間から八時間も停車することがあつてその間は、ついて行くわれわれがポンプをまわさなければならなかつた。

運賃実質的の引下げと活魚車の登場が要素となって、大正十五年には五千貫に過ぎなかった佐久鯉の東京進出が、昭和八年には八万貫台に飛躍し、その頃まで全く地域消費にとどまっていた天龍の鯉も、七年には生産量の二割を東京に送り出すようになり、信州鯉の流通拡大に、一つの躍進期を持つたのである。

県の蓄養池奨励

おいおい流通が拡大してくるに従い、通年的出荷調整に依る価格維持を考えなければならなくなった県では、昭和三年、補助金を与えて、各地に共同蓄養池を設置せしめる道を開いた。折からの昭和恐慌で出荷が停滞し、価格低落が激しかったため、それの対策としても共同蓄養池を設置し、市況を見ながらの出荷を策したのであつた。

昭和三年度には、北佐高瀬、下伊上郷、下高中野、下諏訪、南佐野沢、東筑岡田などに設けられ、四年度には南安北穂高、穂高町、上高日野、木曽福島、埴科五加、五年度には北安南小谷、上水柳原、小県神科、六年度には上伊朝日、下伊喬木、諏訪長地、北佐岩村田、木曽福島、上水古間、七年度には木曽福島、上水古間という風に、相ついで蓄養池が設けられた。

9　戦争体制の組立てへ

昭和六年の満州事変勃発を発火点として、日本軍の大陸進攻が始まり、満州建国が進み、更に進展して中支大陸への戦線が拡大されると、あらゆる面で、臨戦体制の組み立てが急がれた。水産業界にも、当然そのことが要請された。

まず漁業組合の組織替えから始められ、水産報国の宣言となり、やがて、大政翼賛会の下部機構としての長野県

水産協力会が結成された。

十三年、いよいよ国家総動員法が発せられ、それにもとづく国民精神総動員長野県実施要綱が策定されると、物資統制が本格的になり、蚕蛹や魚苗の配給制から、鯉や鮎の出荷統制へと進展していった。

銃後奉公を宣言す

昭和八年、臨戦的漁業組合令が発せられるや、県下においても、十二年、諏訪湖組合が無限責任諏訪湖漁業組合に衣替えしたのを皮切りに、各組合が、保証責任組合として再発足した。賦課金組合から出資組合に切り替え、今までのように、魚族の保護や放流事業を行うだけの存在ではなく、国家目的遂行のために、積極的な経済活動をも行わしめようとしたのである。

そのために、産業組合中金を改めて、漁業組合もそれに出資参加し、そこからの融資を受ける得道を開いた。すでに、全中国大陸に広ろまつてきた戦線を支えるための、食糧政策の一環を漁業組合にもになわせたのである。

単組の組織替えが出揃うと、十四年五月、県漁連も保証責任組合に移行し、保証責任全国漁業組合連合会にも出資参劃した。

役員は理事宮坂玉治、成沢伍一郎、中村和平、遠藤嘉樹、熊谷村司、野溝準治、柳沢貞雄、土屋俊治、池田万作、西山清市、監事土屋熊治、宮沢圭治郎、北沢茂利栄らが選ばれ、会長に成沢、副会長に野溝、遠藤、新たに専務制をしいて土屋俊治が就任した。

再発足の県漁連は、早速、左の宣言を決議して、水産報国を誓い合った。

宣言

今や時局は長期建設の段階に入り、銃後国民の責任は愈よ重大にして、挙国一致各々其の職分に応じ、奉公の誠を

つくし、一意時難の克服に邁進せざるべからず。

この秋に方り我ら水産業者は、自己の使命に対する認識を新たにすると共に、協心戮力銃後の農山漁村を護り、益益生産力の確保増進に努め、以て今次聖戦の目的達成に資せんことを期す。

右宣言す

昭和十四年七月八日

長野県漁業組合聯合会

決議

一、国民精神を昂揚し水産報国の信念を堅持し、曠古の聖業を翼賛せんことを期す。

一、隣保相互の美風を発揮し、出征者をして後顧の憂なからしむることを期す。

一、国策に順応して水産物の生産力を拡充し、農山漁村の経済に資し、併せて国民保健と食糧の確保を期す。

一、時局に鑑み内水面漁業の重要性を広く認識せしめ、之が発達助長に全幅的協調を要望し、以て漁業組合の戦時的任務の遂行を期す。

一、協同組合主義に依り、速かに漁業組合並に連合会の改組を断行し、以てその組織活動の強化を期す。

右決議す。

統制機構の確立と水産協力会

大陸の戦局がどろ沼に入り、長期化すると、国民徴用令の強行となり、十五年には、大政翼賛会と隣組制度が組み立てられ、議会政治が黙殺された。完全に軍と官僚の天下になって、米の供出が始まり、ついに食糧の配給制が実施された。

昭和十三年、保証責任全国漁業組合連合会が組織された。帝国水産会（会長野村益三）大日本水産会（三井米松）全国漁業組合協会（高草義代藤）らが話し合って、つくられたものであり、統制機構を全漁連一本にしぼって、元糸を軍と官僚が握る仕組みをつくったのである。

長野県漁連も当然これに投じて、全漁連から県漁連へ、そして単組へと、資材配給・生産物販売の完全な統制機

構ができあがった。

昭和十六年には、長野県水産協力会が組織された。県下においても、漁業組合、水産会、養魚水産組合など、それぞれに分立していたが、それらを集めて長野県水産協力会を組織し、県経済部長が会長となって、水産報国の施策打ち出しの機関としたのである。

このような協力会は、水産業界だけでなく、すべての自治体、すべての業界に組織され、大政翼賛会の下部機構となった。戦争遂行の軍官政府が、国会や地方議会を無力なものにし、それに代る機関として、大政翼賛会のもとに府県協力会をつくり、各種業界にそれぞれの協力会をつくり上げたのである。

長野県水産協力会会則

第一条　本会は長野県水産協力会と称す

第二条　本会は国家の要求に即応し、水産業を通じ職域奉公の実を挙ぐるため戮力挺身するを以て目的とす。

第三条　本会は事務所を長野県漁業組合聯合会におく。

第四条　本会は長野県下漁業組合員、養魚水産組合員、水産会員を以て組織す

第五条　本会は第二条の目的を達するため必要な事業をおこなう。

第六条　本会に左の役員をおく。

会長　一名　副会長一名　理事六名以内

監事　三名以内

第七条　会長は長野県経済部長を以て之に充つ

第八条　会長は会務を総理し本会を代表す

第九条　副会長は長野県商工水産課長を以て之に充つ

第十条　副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理す。

第十一条　理事及監事は委員中より会長之を委嘱す

理事は会長の旨を承け会務を処理す。

監事は本会の会計を監査するものとす。

第十二条　本会は顧問若干名、参与若干名をおくことを得。

顧問は委員会の議を経て之をすいせんし参与並に幹事は会長之を委嘱す。

第十三条　本会の総会は委員会を以て之に代う。

第十四条　委員は漁業組合聯合会、養魚水産組合、水産会の各団体より五名以内を選出するものとす。

第十五条　本会に於て付議すべき事項左の如し。

一、会則の変更に関する事

二、本会の解散に関する事。
三、第五条に掲ぐる目的達成に必要な諸計画に関すること。
四、その他必要と認むる事項。

第十六条　委員会は会長を座長とし委員会の決議は出席したる委員の過半数を以て之を決す。但し前条第一号及二号の決議は委員の四分の三以上の同意あることを要す。

第十七条　委員会は毎年一回定期に召集する外会長必要ありと認むるときは臨時に之を招集するものとす。

第十八条　委員会の決議は会員之を実践し委員は之を推進するものす。

第十九条　委員の脱退は当該会員その所属漁業組合、養魚水産組合若くは水産会を脱退したるときに限るものとす。

第二十条　本会は本会事務所に在の帳簿を備うるものとす。

一、役員並に委員名簿
二、委員会決議録
三、会計簿

第二十一条　本会の経費は長野県漁業組合聯合会、南信養魚水産組合並に南佐久水産会の分担金、補助金及寄付金を以て之に充つ。

第二十二条　本会運営上必要なる細則は会長別に之を定む。

実際上、協力会議では、もはや民間が発言し、要望を主張す余地は殆どなくなり、専ら中央からの一方的な軍官命令を伝達する機関と化した。したがって、その委員についても、警察が人物調査を行い、自由主義的色彩を持つ者は退けられた。

長野県水産協力会委員

会長　県経済部長八木芳信、副会長　県商工水産課長小出広善、顧問成沢伍一郎、今井梧楼、伴野宗二、参与掛川周三、土屋俊治、長井喜助、内川武雄、熊谷村司、遠藤嘉樹、佐々木虎治、増田珍儀、幹事多田稔、堀詮　田中一雄、八尋武良次、鴨脚七郎、野本菊次

委員岩下真次、原才三郎、長谷川栄三郎、荻場茂、竹前武夫、臼田和助、臼田哲弥太、野溝準治、丸山栄康、斉藤要、佐藤仙夫、木内政蔵、箕輪融、宮沢正、宮沢四郎作、宮坂玉治、鋤柄鹿蔵

干蛹魚苗配給制となる

戦時水産行政の下部伝達機構として水産協力会がつくられ、全漁連―県連―単組の統制系統機構ができ上ると、十六年五月、長野県では中央の指令にしたがって、まず養魚餌料干蚕蛹の配給統制要綱を発し、ついで、鯉・鮒苗の配給統制をおこなった。

その頃、鯉苗は野沢町杉ノ木、松代町、南安北穂高、下伊松尾などが主産地となっていたが、自由取引を禁止し、そこでの生産量にもとづいて、県水産試験場長が町村や組合への配分を決定するのであった。

昭和十六年五月十二日　　長野県知事　鈴木　登

養魚餌料用蚕蛹配給要綱

第一　本県に割当てられる養魚餌料用干蚕蛹は当分の内長野県漁業組合聯合会（以下県漁聯と称す）を通じ配給するものとす。

第二　県漁聯は左に掲ぐる団体（以下指定団体と称す）をして各々その指定団体区域内に於ける需要者に配給を為さしむること。

第三　第二の指定団体区域内に住所を有する養魚餌料用干蚕蛹の需要者は各々第二の団体を通じ配給を受くること、但し同一地域内に二箇の指定団体ある場合は何れか一方に依ること。

第四　県に於て養魚用干蚕蛹等の割当を受けたるときは指定団体の配給数量を決定し県漁聯に通知するものとす

第五　県漁聯は第四の通知に基き指定団体に配給すること。

第六　指定団体に於て第五の需要者別割当数量を決定するに当つては予め需要者の申告に基き需要者名簿を作製し餌料配給委員と協議の上需要の緩急の程度に応じ之が割当を決定すること。

餌料配給委員は各指定団体に於て地区内需要者より若干名を選出すること。

第七　指定団体は県漁聯と協議の上団体毎に各々配給所

（荷揚駅、運送店倉庫その他）を設けること。
配給所の数は原則として各団体に一箇所とし団体の実情に依り四箇所以内とすることを得
第八　需要者が指定団体より割当を受けたるときは第七の配給所より購入すること
第九　県漁聯は団体に於ける需要者別数量を毎翌月末迄に県に報告すること。
第十　本要綱又は県の指示に反し統制を紊る者に対しては将来配給を停止することあるべし

指定団体名	指定取扱区域
上小漁業協同組合	上田市、小県郡、北佐久郡の一部
天竜川同	上伊那郡
諏訪湖同	諏訪郡
奈良井川同	西筑摩郡、東筑摩郡
更埴同	更級郡、埴科郡
千曲川同	上高井、上水内、長野市、下水内郡
高水同	下高井、下水内郡
北佐久同	北佐久郡
下伊那同	飯田市、下伊那郡
犀川　同	松本市、東筑摩郡、南北安曇郡
佐久養殖販売購買組合	南佐久郡
南信水産養殖有限会社	飯田市、上下伊那、諏訪郡、岡谷市

○

鯉、鮒苗配給規程

第一条　鯉苗及鮒苗の配付を受けんとするものは毎年四月三十日迄に水産試験場長に申請すべし
第二条　配付すべき鯉仔、鯉卵、鮒仔、鮒卵、数量及価格は水産試験場長之を定む。
水産試験場長に於て必要と認めたるときは鯉苗及鮒苗の価格を減額若くは無償にて配付することあるべし。
第三条　水産試験場長は鯉苗及鮒苗の配付を適当と認めたるときは配付尾数、期日、時刻、及配付場所を申請者に指定す。
前項の指定をうけたるものは代金及運搬容器を携帯して指定の場所に出頭すべし、但し指定の期日及時間に出頭せざるときは配付数を減量し又は配付をなさざることあるべし。
第四条　配付をうけたる鯉苗及鮒苗は配付申請書に記載したる飼育期間内水産試験場長の許可を得るにあらざれば之を採捕し又は販売するを得ず。
第五条　水産試験場長の配付を受けたるものに対し其の成績の随時報告を命ずることあるべし。
第六条　第四条に違反し第五条の報告をなさざるものに対しては次回よりは配布をなさず。

南信養魚水産組合結成の反響

漁具、餌料の配給いっさいを全漁連、県漁連、単組の系統でのみ行うことになると、養魚家たちに衝撃を与えた。県漁連の主体をなしている河川湖沼業者は、漁具などには深い関心を持つけれども、餌料については養魚者ほど懸命ではないし、河川湖沼組合員は、公共性を優先に考えるが、養魚業者は営利を優先しなければならなかったからでなる。

このような異質の立場に立つものが、一本のルートで配給をうけることに、養魚家たちは、不安を持ったのである。県下の養魚者たちは、たとえば佐久の如く、すでに水産会を結んで活動しているものもあり、上小地方や木曽谷のように、地域漁業組合の傘下に投じて、河川業者と手を握っているものもあったが、辰野、松尾、座光寺、川岸などを中心として、相当数の養鯉、養鱒業者を持つ南信地方は、まだ個々独立であったため、配給を受けるための組織をつくらなければならなかった。

そこで、漁業組合側の主張する養殖業者吸収説と、養魚者側の希望する独立組織説が対立した。

陳情書

県下の一部に水産組合設立を目論み居るもの有之候趣なるも、本県は先覚者の指導に依り既に十数年前より多数の漁業組合設立せられ、之が系統機関として聯合会を組織し更に全国漁業組合に加入し、その機能を充分発揮し得る一元的組織をなし、一致団結共存共栄の実を挙げつつあり。然して本県の河川湖沼漁業は近時水力電気事業の発展に伴い魚族の蕃殖極度に阻害せられ、之が補殖方策として漁業経営に於ても池中養魚者と同様なる経営をなさざるべからざる実情にして、養魚者と漁業者とは事業経営並に生魚物の処理販売には不可分の関係を存するものにして、養魚者をむしろ機能の整備せる漁業組合に加入せしむるは両者の副利増進を図る唯一の方途と思考せられ、水産組合設立の必要を認めざるのみならず、既設漁業組合の統制を紊る

の結果ともなり、将来本県水産振興上甚だ遺憾の義と彼存候につき、県下の実情に徴し大局的見地を以て善処相成様御高配相成度此段及陳情候也。

昭和十五年五月十三日

保証責任長野県漁業組合聯合会
理事会長　成沢伍一郎

両者の対立にたいし、県では既設組合との摩擦を避けるため「既に漁業組合に参加せるものは、新設組合に加入する必要なし」の条件を付して、南信養魚水産組合の設立を認可した。岩下貞次（岡谷）原十三郎（辰野）箕輪融（伊那）宮沢正（川岸）宮沢四郎作（川岸）鋤柄鹿蔵（松尾）らが中心となり、今井梧楼（岡谷）を会長とし、事務所を岡谷市役所において発足したのである。

その後、南信養魚有限会社に改組して、単組とならぶ末端配給機関となったが、設立当時は、その勢力を中信地方にも延ばそうとする計画がもたれたりしたゝめ、県漁連は、統別にヒビの入ることをおそれ、左のような指示を発して、防戦策を講ずるのであった。物を繞る抗争は、いつの世にも深刻である。

拝啓時下益々御清栄之段奉賀候

陳者過般下伊那、上伊那、諏訪及飯田、岡谷の二市三郡を地区とせる南信養魚水産組合を許可せられ候。右は既設漁業組合と摩擦を防止する為、漁業組合に加入せる養魚者は該水産組合に加入の義務なしとして条件を付し許可せられたる処、最近松本市、東西筑摩、南北安曇一市四郡に対し更に地区拡張計画中の趣なるも、養魚者にして漁業協同組合に加入し居るものは、水産組合より加入方要請せらるるとも其の加入を要せざるのみならず、養魚用蚕蛹配給についても将来漁業協同組合を通じて配給せらるるものに付、此点充分各組合員に周知せしむると共に、地区内に於ける未加入の養魚者は積極的に貴組合へ加入方御勧誘の上、組合の強化拡充を図り以て本県水産業の発達に力むると共に、水産報国の実を挙ぐる様御配慮相成度

昭和十六年一月十四日

長野県漁業組合聯合会長　成沢伍一郎

各漁業組合長殿

鯉、鮎の出荷統制さる

昭和十五年には、鮮魚販売要綱を決めて、まず鯉の出荷が統制され、ついで十六年には、鮎の出荷も統制された。鯉も鮎も、生産地において販売するものは、地域の漁組を通じておこない、県外に出荷するものは、県漁連を通じて全漁連に委託しなければならなかった。

鯉の場合、東京での販売を委託された全漁連は、魚市場、商業組合、陸海軍、共同炊事場或は大口需要者などに対して荷割販売をなす仕組みであった。市場に卸したものについては、全漁連が一分の手数料をとって、そのうちの三厘を県漁連に与え、市場以外で販売したものについては手数料を五分とし、内二分を県漁連におろす仕組みであった。

鮎については、県漁連が主要河川の沿岸組合を糾合して、適当な出荷ブロックをつくり、県漁連または出荷ブロックは、出荷者に対し、当該県の生産者販売価格の限度内において、適当な仮渡金を出すことが決められた。

販売の委託をうけた全漁連は、指定消費市場の協力を得、東京市内の有力な料理居を糾合して、共同購入組織に依る荷受組合を結ばしめ、それに卸す仕組みであったが、代金については、その都度所定の手数料、通信料を控除して、出荷者に送金する方式であり、手数料は全漁連五厘、指定市場二分であった。

これらの販売統制は、地元仲買業者の生活をおびやかす問題となったため、鯉については「都会志向品種を共同出荷に振り向け、地方消費に適する品種はなるべく地元販売として、生産地の魚商に与える打撃を緩和するように」との指令を発し、鮎については「地元仲買を手数料制度によって、なるべく県漁連或は出荷ブロックの出荷業を担当せしめるように」との指令を発した。

しかし実際上、この統制系統にもとづく出荷計画は余り成果を見ることができず、食糧欠乏がきびしくなるに従い、殆ど空文化した。地域での食糧品がすべてそうであったように、魚もまた公価を無視した闇価で、横に流れて

しまったからである。

10　決戦下の苦闘

昭和十六年十二月八日、ついに米英に対する宣戦が布告され、太平洋戦争に突入した。物資の欠乏が底を突いていく中で、もはや戦争は、大陸や南方前線だけの戦争ではなく、銃後国民を挙げての戦争となり、決戦の決意をうながされるのであった。

諏訪湖には漁業報国隊が結成され、河川の漁業者も養漁者も懸命に立ちあがった。そして十七年には、河川湖沼魚も養魚も、記録破りの魚獲高をあげた。戦争で、海面における魚場も漁船も失ってしまった政府が、頼みの綱を内水面にかけるほか無く、つぎつぎに、河川湖沼と養殖への施策を打ち出したからであった。決戦の後半には、何分にも、決定的な物資の窮迫となって、がたがたと漁獲高が崩れ落ちていった。

宣戦の詔勅を聞いて

宣戦の詔勅をきいた四日目、県漁連では緊急役員会を招集して、第一には、国策に順応する戦費貯蓄として、各組合員が漁獲高の一割を貯蓄することを申し合せ、第二には、一ヶ月以内に、必要な地域の青壮年漁業者を以て、漁業増産報国推進隊を組織することを決議し、全県下に声明を発した。

声明

畏くも米英に対し宣戦布告の詔書を喚発せらる。国家興亡の危局に直面せる我等漁業組合の使命愈々重大なり。此際我等は鉄石の団結と一大決意を以て水産物を増産確保し、以て、決戦態制下に於ける、我等に課せられたる重大使命の達成を期す。

昭和十六年十二月十二日

長野県漁業組合聯合会長　成沢伍一郎

○

決議

我等漁業組合は政府の戦時財政経済政策に協力し貯蓄報国の実を挙ぐるため、昭和十七年度各漁業協同組合員水産物生産高の一割を貯蓄目標として急速に推進し、昭和十七年度貯蓄の国策に順応せんことを期す。

昭和十六年十二月十二日

長野県漁業組合聯合会
役員並に各漁業協同組合長一同

○

決議

決戦態勢下に於ける漁業組合の重大使命たる漁業生産拡充増強の具現は、我等水産人として実に重大なる責務なり。之れを遂行せんがため、其の原動力たるべき漁業増産報国推進隊の結成を図るは現下洵に緊切なるものと確信す。

仍て右推進隊の結成は来る昭和十七年一月二十迄に之を完了し、以て国家の要請する目的を完遂せんことを期す。

昭和十六年十二月十二日

長野県漁業組合聯合会役員　各協同組合長一同

諏訪湖に漁業報国推進隊結成さる

太平洋戦争ぼつ発と同時に、水産業界の決戦体制をかためるため、全漁連では、漁業増産報国推進隊の結成を計画し、府県系統機関に指令を発した。左の要綱である。

1、水産物増産確保の使命達成のため、各漁業組合は実践推進力たるその地区内の青壮年を中心として、漁業増産報国推進隊を結成し、職域奉公に先駆挺身せしめること。
2、本隊の事務所は各組合の事務所内におくこと。
3、原則として地区内に居住する青壮年にして、推進し得る識見と自覚を有し、隊長において承認したるものをもつて隊員とす。
4、隊長は組合長とし、副隊長、幹事若干名をおくこと。
5、推進隊は、軍需及び非常用水産物の確保供出に関する事項、大衆向水産食糧の確保に関する事項、政府の漁業生産計画に協力する事項などを扱うものとす。
6、本隊の指導、統制、連絡は漁業組合系統機関により有機的に行わるるものとす。
7、年令は原則として二十五才以上四十五才までとす。
8、隊員は皇国日本の興隆を期し、世紀の偉業完成に邁進することを誓うこと。

この要綱にしたがって、県漁連の決議声明となり、推進隊結成の指令となったのであるが、本県にあっては、それが諏訪湖において結成された。

隊長宮坂玉治、副隊長有賀弼彦以下、吉沢米作（下諏訪）山岡庄一（岡谷）花岡新吾（湊）岩波光広（中洲）細田武雄（上諏訪）芳野吉好（同）小泉為一（同）らを幹部とし、六十名の青壮年を以て、十七年二月十五日、結団式をあげた。長野県水産業界の太平洋戦争への第一歩は、ここから始まったのである。

鯉、大陸に向い大陸の草魚来る

昭和十五年六月、日本軍の中国大陸進攻の裏側で、北支の開発が進められている頃、関東軍が、日本鯉を送りこんで、養鯉事業をおこそうと計画した。

山西省大原市で飛行場設置のため、湿原地帯に排水路を築き溜池をつくったので、佐久から十万尾の鯉仔を買いつけ、養魚事業をおこそうとしたもので、宮沢好雄（中込）岩下伝次（野沢）篠原要（三塚）らが軍の要請をうけて、輸送と飼養に成功した。

それから間も無く農林省の指導に依り、長野県水産試験場鴨脚七郎、長野県農林技手臼田勇太郎（南佐桜井村）らが、こんどは、揚子江の草魚を日本に移植する役割を与えられ、華中水産株式会社専務田口長次郎、農林省水産局技師徳久三種ら主任の協力を得て、十六年十一月、上海に渡った。

その年五月揚子江で産卵孵化し、十二月まで現地で飼育して、一匁平均に育ったもの六万七千尾を買いこみ、運んできたのである。

現地での購入発送準備中に、太平洋戦争が勃発し、目の前で英米の軍艦が撃沈されるありさまだったので、すべての手続や準備に多くの苦労を重ねなければならなかった。酒造り桶を利用した容器二つに魚を入れ、七、〇〇〇トンの台中丸の甲板上に三昼夜、潜水艦の出没を心配しながら、文字通り不眠不休の水槽撹拌を続け、神戸に上陸したのである。この時を以て、草魚というものが、初めて本県に入ってきたのであつた。

鴨脚、臼田の海上輸送日記（摘要）

十二月二十四日　明日出帆につき船積準備をなす。

準備品は自転車のタイヤ、注気用ポンプ、水換用ホース、バケツ、ヒシヤクなど。

十二月二十五日　午前七時、草魚を貨物船台中丸へ積込む、水槽二個に各三万尾。午前十時出発、出発前既に鼻上を始めたため不安を生じ、二、三回自転車タイヤ注気用ポンプに依り空気を送る、一時良好なり。正午鼻上頻り、不安一層増大し、鴨脚、臼田共二桶の中に定置したる攪拌機に依り水面の攪拌に努む。午後一時、水温上昇のため鼻上いよいよひどく、鴨脚、臼田攪拌機に依らず、ヒシヤクにて懸命に攪拌す。午後八時、船員二名を頼みて攪拌を続行す。臼田、鴨脚夜半を交替し、一瞬の休みなし。

十二月二十五日　魚体弱まるのみなり、船員と交替にて攪拌す。

十二月二十六日　午前二時、船員攪拌の労に堪えず逃出。六時、鴨脚、臼田疲労甚し。斃死魚約二千五百尾、何れも栄養不良なり。

八時、洗顔食事の隙なく、デッキまで運ばす。午后四時、完全輸送の見込たたず。

六時、積込み氷全く終り今後船中の水を貰うより他なし。十時、暴風雨となり攪拌も困難。桶の中にも波を生じ、二、三升の草魚を押しあけられ、海中に押し流されていく様、惜しみても余りある中に、再び大波あり、桶人ともにさらわれる不安強し。もはや草魚と生死を共にする覚悟かたむ。

十二月二十七日　午前十時、雨水を脅して注水す。一桶につきバケツ三十五杯ずつ。正午、魚体小康を保ち、輸送前途に曙光を認む。

十二月二十八日　気温、水温ともに低下に連れ魚体益々活溌となり、われらも元気恢復す。午前八時、門司港通過瀬戸内海に入る。斃死約二、〇〇〇尾なり。

十二月二十九日　午前八時十分、神戸港到着予定時刻突然変更のため八時間も待たさる。その間も攪拌の手は一時もゆるめられず。

飼料が極端に欠乏している折から、餌を必要とせず、天然の草藻だけで育つ草魚には大きな期待がかけられたので、県では、各町村からの希望を求めてその種苗を普及した。諏訪東部漁協（組合長高林友市）には、その時の草魚がずつと育てられていたが、その後、諏訪市水族館に移され、今も飼養されている。

こんにち、県下の河や池に見られる草魚は、その時から始まったものでなる。長野県につづいて兵庫県や福岡県でも移植したが、利根川河口では、人工孵化による草魚の種苗生産に成功して、学界の注目を浴び、現今日本の草魚は、すべてそこから供給されている。

草魚は、初め食用として取り入れられたのであったが、終戦後は、もう一つの要素をもって放養されるようになった。溜池の雑草を喰いつくさせることに依て、貯水の力を保持し、水質の更新を助けしむる用途が加ってきたのである。

誘蛾灯の虫を集めて

開戦直前、長野県では既に干蛹の配給統制をおこなっていたが、生蛹はまだ統制されず、十貫当り一等品（腐

敗不良蛹を含まぬもの）二円九十銭、二等品（不良蛹の包含一割以内のもの）二円五十銭、三等品（不良蛹一割以上のもの）一円十銭の公価で自由取引されていた。

然しそれも、開戦後は統制品となった。食糧品が底をついてきたため、軍の食用にしたり、石鹸材料にふりむけなければならず、三十釜以上の工場から生ずる生蛹は、すべて軍が徴用したからである。

これは、養魚家たちにとって致命的な打撃となった。三十釜以下の工場からしか集められないことになると、いずれも、ささやかな座繰り製糸に過ぎず、しかも県下に点在するそれらの工場を歩き廻って集荷することは、実際上、しよせん不可能なことであったからである。当然、県漁連の陳情運動となった。

陳情書

戦時水産食糧供給の不足は愈よ急迫を告げ、殊に本県の如く海恵なき地方に於ては其の不足殊に甚しきもの有之、これをそのままに推移せしめんか、県民資質の上に将又保健上に由々しき欠陥を生ずるものと確信せられ候。

就ては吾ら水産養殖業者は県下漁業者と相提携し、県内に於ける魚肉蛋白源の自給自足を目論み、以て国家の要請に応ずべく一意専心水産物の増産に挺身し来たり候。

而して本県に於ける養魚飼料に関しては、従来より干蚕蛹並に生蚕蛹を多量に使用し来り候処、今般三十釜以上の製糸工場より生産される蚕蛹は総て御統制相成哉に仄聞致す処、斯くては殆ど蚕蛹入手の道は絶たれ、県下養殖業の蒙る支障極めて甚大なるものに有之、水産物増産は勿論従来の生産維持すら困難なる有様に御座候。

尚三十釜以下の工場としては殆ど総て座繰業者にして、これらは県下各地に点在する関係上、これら業者より生蚕蛹を得んとせば集荷困難なる実情にして、現在に於ては到底実現至難に有之候条、右事情篤くと御賢察の上、従来使用致し居り候生蚕桶は吾ら養殖者に於て入手出来得るよう特別の御便宜御取計被下度此段及陳情候也。

このような陳情運動と、県と組合が一体になっての特配交渉を繰り返えしながら、十七、八年頃は、まだどうにか生蛹の手当てをなし得ていたが、十九年には、もはや殆どその特配も不可能に至った。断末魔的様相の中で、業者たちは、空しく池を荒らさなければならなかった。

これより先、太平洋開戦の直後、池畔に誘蛾灯を立ててそこに集まる虫を捕り、なお養魚を続けるようにとの、

農林省の奨励が始まった。今にして思えば、馬鹿らしいことであるが、当時は、そんな対策が真面目に考えられていたのである。

米英に対する宣戦が布告された翌日、長野県経済部長の名において、全県下の漁業組合や養魚家に、左のような通達が届けられた。

水産応急施設に伴う養魚餌料聚集誘蛾灯に関する件

諸物資の規正強化に伴い養魚餌料の入手愈よ逼迫を告ぐる情勢に有之候処、これが応急対策として誘蛾灯設置に依り養魚餌料を聚集し、養魚経営の万全を期し度、就ては県に於て昭和十六年度事業として之が設置の普及を図ることゝ相成候条、左記趣旨御了知の上可及的多数設置方御配慮相成度、希望の向を取纏め至急回報相煩度。

追て誘蛾灯効果に関しては別紙参照相成度。

記

一、養魚誘蛾灯全県下設置見込数　一五〇台

二、右一台価格(設置費共)　一二〇円

三、右誘蛾灯は県に於て設置するものとす。

四、設置希望者は誘蛾灯一台に付六〇円を県に寄付すること。(二人数台も可)

五、県は右寄付者に対しては誘蛾灯を無償貸与するものとす。

六、誘蛾灯設置に伴う経費は業者の負担とす。

○

養魚誘蛾灯について

臨戦態勢下より決戦態勢下へと推移せんとする現情にあり、動物性蛋白質供給源たる魚肉の確保は米麦とともに不可分のものと思考されます。今般餌料窮乏の一つの対策として農林省が奨励中の誘蛾灯は充分期待できるものにつき、ここに農林省発表の効果を掲示し参考に資せんとす。

記

一、本年四月以降東京府水産試験場付属水産養魚場、同入川養魚場、同吉野養魚場に於て実施せる結果は、一般池一日三回投餌せるに比し誘蛾灯設置養魚池一日二回投餌し、然もも減じ飼育せるに何ら遜色無く発育良好なり。

二、誘蛾量調査(昭和十六年七月三日)

1、点灯時間　夜七・三〇～一〇・二五、但し八時より軟風生じたるため誘蛾著しく減退せり。

2、調査方法　灯の直下二尺の距離一坪面積内にハエ取紙を一面に敷き詰め昆虫蛾を付着せしめたり

3、付着数　三万八千三百二十七尾(約八百匁)但し中型以上の蛾は鱗粉の関係上落下せるも付着せず再飛翔するに至る。

4、右に依る一ヶ月誘蛾量推定　一日誘蛾最適時間夜七時より九時迄二時間と、し右一ヶ所三八、〇〇〇尾（約八〇〇匁）は点灯有効三十分間に依る誘蛾量と見なし、一日三貫二百匁一ヶ月無風誘蛾有効日数二十日とし六十四貫

5、一ヶ月誘蛾量の餌料効率　昆虫蛾の餌料効率は干蚕蛹の約六割に相当するを以て一ヶ月六十四貫の昆虫蛾は蚕蛹三十八貫に相当す。

但し右計算の方法は一坪面積内落下量を計算の基礎となすを以て十坪の水面範囲には少くとも右の三倍量落下すと推定し得、依て一ヶ月誘集昆虫量の餌料価値は蚕蛹百十四貫に相当す。

6、養魚誘蛾の経済　一ヶ月の所要電力料金は普通四円～八円最高十円に対し、一ヶ月の誘集昆虫の給餌料は蚕蛹百十四貫に相当するを以て飼料代約百十四円の利益を上げ得ることが出来る。而して之による鯉類増肉量は六十八貫の見込なり。

尚一ヶ年に於ける昆虫類の誘集時期は四月以降十月初旬までなるを以て其の期間は六ヶ月にわたるも、昆虫類の誘集盛期は六、七両月なるを以て一ヶ年鯉類増肉量は約三百貫程度と推定せらる。

尚右誘蛾灯を完全に利用せば田畑、山林の害虫をも駆除出来得て一石二鳥の成果を挙げ得られ臨戦態勢下にふさわしき施設と思料せらる。

政府、養殖に頼みをかける

南方への進軍が拡大されるにつれて、海上での漁業は全く不可能になった。遠洋漁場が失われ、近海においても空襲と機雷に悩まされたし、国内での自動車まで木炭を焚いて走らなければならないようなガソリン危機がやってくると、海上漁業は全く不可能になってしまったのである。

もはや、魚類の補給を国内の内水面に頼るよりほか道のなくなった政府は、滋賀県に次ぐ淡水魚県としての本県に対し、特に大きな期待をかけ、つぎつぎに施策を打ち出してきた。十七年、長野県では農林省の協力を得て、養鱒業奨励交付金制度を設け、養鱒池を新設し或は増設しようとする者に、その経費の半額を補助する道をひらいた。

その頃、県下には可成りの数の玉繭、ビス繭取扱業者がおり、彼らはそれらの不良繭を買い集めて、真綿をとっ

たりしていたが、その中から、この交付金制度によって、養鱒に向うものが多かった。蛹の活用を考えたのである。生蛹統制の中にありながらも、製糸養蚕県としてのこの郷土には、なおそのような一つの活路を持っており、それが、決戦下の養魚を支える要素の一つともなったのである。

十七年早々、農林省では、重点主義に依る漁業順位を決定し、その方針にしたがって、内水面の増産を推進するよう指示した。もはや餌料手当ても、種苗手当ても全く行詰まったから、池中養殖は成行きにまかせるか、むしろ抑えるようにして、専ら餌のいらない河湖の天然魚増産に重点をおけというのである。

鱒については、池中を抑えて河川湖沼に重点をおき、鯉は河湖を重点に、ついでは稲田を奨励し、池中は成行にまかせろ、わかさぎは湖沼を専らにし、ぜいたく魚の鮎は池中を抑えて、出来たら河川でやれ、鰻も池中は抑えて、河湖に重点をおけという方針なのである。かくて、池中鮎は、全く姿を消してしまった。

養殖及び内水面の重点主義による漁業順位

魚種	甲（極力推進すべきもの）	乙（なるべく推進せしむべきもの）	丙（成行にまかすべきもの）	丁（漸らか抑制すべきもの）
鮭	河川養殖			
鱒	河川養殖	湖沼養殖		池中養殖
鯉	河川湖養殖	稲田養鯉	池中養殖	
わかさぎ	湖沼養殖	河川養殖		
鮎		河川養殖	湖沼養殖	池中養殖
鰻	湖沼養殖	河川養殖		池中養殖

しかし、県下の養鯉、養鱒業者たちは、能う限りの力をふりしぼって、決戦増産につとめ、政府もまた、長野県のその努力に対しては、能う限りの資材配給を考えた。養蚕、製糸県としてのこの郷土には、前記の如く、努力さえ傾ければ、なお蚕蛹の人手も或る程度はできるという条件があったからである。

太平洋開戦以来の養殖生産高を見よう。鯉は、十六年に六八万貫であったものが、十八年には九四万貫となって絶頂を示し、鱒は、一万一千貫であったものが、十八年には二万貫に増大した。

全国的には、種苗、餌料、漁業資材とともに窮迫を告げる中において、本県の養殖業が、このような絶頂期を現出し得た陰には、

政府や県の、内水面重視の施策と相俟ち、組合と業者たちの必死の努力があったのである。

しかし、それにも自ら限界があった。十九年には、鯉、鱒ともに落調を始め、二十年に至っては鯉が僅か五万貫におち、鱒はついに姿を見せなくなってしまった。それにしても、これは余りにも少くなすぎる数字であるが、断末魔的世相の中だったので、県への生産報告を怠ったものもあったのではなかろうか。

ともあれ、こうして間もなく敗戦を迎えるのであったが、ここに注目しておきたいのは、決戦下の増産で、このような絶頂期を築きあげたその施設と意欲こそが、戦後の復興に役立ったことである。

決戦下の池中・水田含む養殖生産高

（長野県統計、単位貫）

	16年	17年	18年	19年	20年
鱒	11,653	16,500	20,121	19,871	ナシ
鮎	31,801	41,801	ナシ	ナシ	ナシ
鯉	686,463	602,500	943,792	764,985	57,977

河湖漁獲絶頂に達す

養魚だけでなく、河川湖沼の漁獲高においても、十八年には、絶頂を示した。十六年には二六万貫であったのが、十七年には三二万貫を数え、十八年には更に増大して四三貫に飛躍した。政府の重点主義漁業政策が、池中養殖は成行きにまかせるか、或は抑えるようにして、専ら河川における自然魚の増産に主点を注ぐ指導をしたからの増産でもあり、殊に、農林省が本県下の河湖に期待をかけ、稚魚や漁具の斡旋に、最後まで協力したからでもあった。

県漁連の総会記録によると、十六年度「仔鯉斡旋順調に運び、予定の移植を完了せり」、十七年度「仔鮎斡旋順調に運び、所期の移植を完了せり」、十八年度「仔鮎斡旋、非常な困難を来したるも、県水産試験場の協力により、予期に近き成果を収めたり」と報告している。

決戦下の河湖漁獲高

（長野県統計書）

（池中養殖を除く・単位貫）

組合別	18年度	19年度	20年度
諏訪湖	191,700	128,867	146,403
更埴	55,310	54,080	42,180
千曲川	10,200	8,000	22,100
犀川殖産	29,950	31,150	22,068
犀川	19,800	22,214	19,010
天竜川	8,470	9,420	14,022
上小	36,227	27,744	13,456
下伊那	14,509	8,344	7,667
木曽	20,324	17,104	6,495
高水	4,011	4,645	5,256
北信	5,800	4,700	4,420
木崎湖	6,708	3,375	3,650
南佐南部	1,760	2,430	3,140
北安中部	750	1,115	2,340
奈良井川	9,380	4,856	2,200
北佐久	3,00	2,617	2,090
南佐久	1,798	1,818	2,090
野尻湖	4,125	4,795	1,700
東信	2,460	3,066	1,360
青木湖	1,310	1,120	1,320
松原湖	530	470	1,157
安曇	1,820	1,820	850
諏訪東部	150	250	405
姫川上流	390	—	—
入山辺	196	220	340
犀川上流			
波田	250	200	295
根羽川	1,300	1,528	210
鳥川	200	240	53
合計	432,433	346,188	326,277
	1621,624	1298,205	1223539

決戦下の、このような絶頂期的漁獲高を支えたものは、諏訪湖を中心とした公魚、鮒、各河川における鮎、うぐい、はや、鯉など、主として放流に依る成果であった。地区漁業組合や漁業者たちが、懸命な努力を傾けたのである。しかし、養殖の場合と同じように、終戦間際の十九、二十年頃には、力尽きて、河川魚もまた落調をたどった。鯉仔の培養ももはや出来なくなり、琵琶湖からの仔鮎も斡旋がとだえてしまったのである。

11 終戦前夜

昭和十九年春、いよいよアメリカの本土空襲が始まって、学徒が戦線に動員され、女子挺身隊が工場に徴用される頃になると、戦局は全く急迫した。大本営の景気のいい戦果発表で、国民はまだ戦勝を信じていたけれども、南方諸島では玉砕が続き、しばしば退却が繰り返えされて、竹槍をかついでの本土決戦が目前の覚悟となった。松代

の山腹に洞穴を掘って、大本営の最後の拠点をつくり、天皇をそこに移そうとしたのもその頃である。水産業界においても、もはや海の魚は鰯一本も入ってこなくなり、魚屋の店頭は一日中戸があかなかった。せめて、病人や妊産婦の魚類蛋白を河湖の自然魚と養殖魚にたよらなければならかった政府は、頻りにその供出を呼びかけ、長野県においても『漁業増産報国手帳』を製作して、漁民の増産と供出を促すのであったが、一向に出てこなかった。

そこで、どたん場には、漁業組合を完全な軍を官僚の支配下に組みこみ、漁業権の存在などを全く無視した水産動員体制を布いたが、半年後には、敗れ終ったのである。

出ない供、出来ない配給

主食をはじめ、すべての生活必要物資がそうであったように、戦局がきびしくなるにつれ、川魚にも公定価格がきめられ、供出と配給の計画が立てられた。今までの自主的な供出方針を改め、上からの供出割当てを強行しようとしたのである。県が、各水系における過去の実績にもとづいて、年間の漁獲量を推定し、各漁業組合に供出量を割りあてると同時に『漁業増産報国手帳』をつくり、県漁連を通じて地域組合に送り届けた。

各漁業組合では、割当数量について組合員個人個人の供出量を作定し、漁業手帳に記入の上、組合員に配布して、組合員の出荷予定を聞くのである。漁業者からの出荷予定が報告されると、組合は、それにもとづいて、それぞれの地域内における配給計画を立て、配給券を印刷し、それを市町村長に送り届けた。

市町村長は、受けとった配給券を適宜隣組に割りふり、隣組においてその配給券を貰うことができた住民は、それを持って小売店に出かける仕組みであった。漁業者は、組合の指定した最寄りの供出所まで収獲魚を運ぶのである。こうして手順が決められ、計画は立てられるのであったが、実際には、どこの地区でもほとんど供出がなかった。たとえば二十年の例を見よう。

県では、県内合計四四万余貫の生産を推定し、そのうち約半分の供出を組合に割当てたが、八月から十二月ま

での主産期に、実際集荷されたものは僅か一万四千貫に過ぎず、生産推定量に対して三十分の一、供出指令に対しては二十分の一にも充たなかった。大部分の漁業組合はゼロであつた。米や野菜さえ、幾ら声を大にしてもなかなか供出されないのであった。

諏訪湖でも急速に供出が減っていき、組合では総会ごとに、左のような報告をしなければならなかった。公定価格は馬鹿らしく安かったし、主食に飢える住民は血眼で魚を欲しがったから、おおかたは自家用の名で闇に流れたのである。

十八年度　共販の取扱数量五万四千貫、金額一三六、九九二円、十七年に比すれば二六、三〇〇貫の減少なり。自家販売多きと、公価の低きに依る。

二十年度　共販取扱一五、三〇五貫、一九四、四九八円、前年に比し更に一〇、〇二九貫を減ず、自家消費多きに依る。

十七年には八万貫の取扱量が、二十年には一万五千貫に落ちこんでしまったのである。すべての面で、供出拒否の闇取引きが殆ど常識化した。諏訪湖さえもがそうだったのだから、他の河川の供出が殆どなかっ

長野県の漁業増産報国手帳

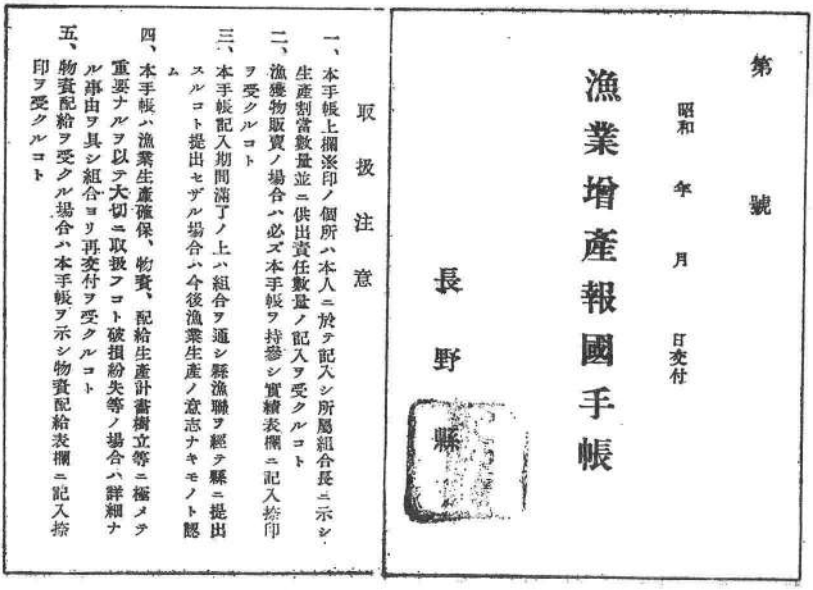

たのは当然であろう。

20年度（6月～12月）の魚類供出計画と実績

組合名	生産予定量	供出予定量	集荷配給量
南佐南部	4,000貫	2,380貫	168貫
松原湖	500	250	0
南佐久	3,000	1,500	0
北佐久	2,500	1,300	0
東信	1,200	1,000	0
上小	30,000	14,000	1,103
更埴	54,000	25,000	0
千曲川	15,000	5,000	805
北信	4,700	3,500	386
高水	18,000	2,800	0
野尻湖	3,500	2,000	82
奈良井川	5,000	2,000	100
犀川上流 波田	1,000	500	0
入山辺	250	100	0
安曇	2,000	500	0
烏川	250	100	0
北安中部	1.500	500	0
犀川	23,000	12,000	130
青木湖	2,000	1,000	0
木崎湖	5,000	3,000	0
犀川殖産	27,000	1,000	1,800
諏訪東部	300	100	0
諏訪湖	180,000	16,000	6,900
天竜川	15,000	6,000	0
下伊那	25,000	7,000	709
根羽川	1,800	500	0
木曽川	18,000	4,000	1,211
合計	4453,00	222,030	13,294

川々に釣り人の群れ

海の魚は全く来なくなったので、多少の供出を見ていた鯉は、病人や妊産婦の一部に廻るわされ、さながら薬品扱いであった。

県では、農家に対して、鯉仔を水田に放ち、当才魚でたべろと呼びかけたが、農村の青壮年は悉く戦線や工場に動員され、人手不足のため、本来の水田さえもが荒れ勝ちな中で、その呼びかけはいたずらに空転していた。

漁業組合に対しては、鮒などの、なるべく安い大衆魚の放流をおこなわせ、釣れる者はそれを釣つて、各自家の蛋白補給に努めよとも呼びかけた。敗戦前後には、せいぜい、それぐらいの水産行政しか、最早や無くなっていた

のである。

市民の中の婦人たちが、農家の庭先に立って、一つのカボチャや多少の野菜の分ちを乞っているとき、釣りのできる男たちは、一心に川辺へ降りていった。

県漁連の調べに依ると、十八年には鑑札をうけた釣人が五、四五八人だったのが、十九年には、六、九二三人となり、二十年には更にふえて一〇、五五〇人となった。この統計の中には報告漏れの組合もあったし、このほかに相当数の密漁者もあった筈である。一尾でもの鮒を求め赤魚を求めて、如何に多くの人たちが河原に立ったか、想像ができるのである。

密漁者の濫獲を防ぐために、たとえば諏訪湖組合では、十八年年度の総会席上「常任監視員一名のほか臨時監視員十名により、専ら不正漁業の監視に当った」と、報告するほどであった。市民たちは食物を求めて山野や河湖に殺到したのである。

決戦下の漁鑑札交付数と一人平均漁獲高

（県漁連調査、漁獲高単位匁）

組合別	18年度		19年度		20年度	
	鑑札数	漁獲高	鑑札数	漁獲高	鑑札数	漁獲高
南佐南部	30	500匁	80	700	20	200
南佐久	不明	不明	不明	不明	825	2,400
北佐久	62	1,000	144	1,000	400	600
東信	300	300	400	300	500	300
上小	1,515	2,415	1,198	2,330	1,820	1,780
更埴	730	5,000	827	5,000	1,161	5,000
千曲川	388	3,000	346	2,500	531	2,000
北信	27	210	17	300	11	400
高水	2	500	6	500	26	300
奈良井川	312	1,000	449	2,000	175	700
安曇	71	500	111	500	127	500
烏川	10	100	10	100	5	100
北安中部	32	100	48	5,000	36	5,000
犀川	495	3,000	550	3,000	420	3,600
諏訪東部	不明	3,000 不明	166	1,000	260	1,000
諏訪湖	626	2,000	1,193	2,500	1,927	3,500
天竜川	142	500	463	1,000	1,246	1,000
下伊那	243	2,500	247	3,000	439	2,500
木曽川	716	830	668	800	621	750
合計	5,458	26,455	6,923	31,530	10,550	31,630

魚価の足どり

全国的に出廻る鯉や鮒については、海産魚介の公定価格とともに、

十六年から既に公価を決められていたが、十年になると、長野県では地方取引きの川魚についても自粛価格を制定した。

昭和十七年五月九日
長野県漁業組合連合会長　成沢伍一郎
各漁業組合長殿

五月八日の組合長会議において、県農水課多田技師田中技手、物資課青沼属、経済保安課高橋部長臨席の下に慎重協議の結果、普遍的魚種別価格につき左の通り自粛価格を決定致し候。自粛価格は準公定価格と見なし取締りを受くることに相成候間此段及通牒に及び候也。

わかさぎ	卸売	三寸以上	一、〇〇〇
	小売〃〃	〃	一、二〇〇
わかさぎ	卸売〃〃	三寸以下	四〇〇
	小売〃〃	〃	五〇〇
鱒族	卸売〃〃		一、三〇〇
	小売〃〃		一、五〇〇
	但し本鱒、特産鱒を除く		
かじか	卸売〃〃		八〇〇
	小売〃〃		一、〇〇〇
追河	卸売〃〃		五〇〇
	小売〃〃		六〇〇

うぐい　卸売百匁につき　六五銭
　　小売〃　八〇

戦争がいよいよ苛烈化し、物資の欠乏が底をつき、戦争インフレが急進し始めると、公定価や自粛価格など全く無視され、闇取引きが横行した。十八年七月、農林省は改めて川魚にも全国的な公価を決め、経済警察を強化して、取締りを厳重にした。

農林省告示第三百六十号

価格統制令第十条の規定に依り淡水鮮魚介類最高販売価格左の通り指定し、昭和十八年七月五日より之を施行す。

昭和十八年七月二日　農林大臣　山崎達之輔

品種	道府県	産地卸売最高販売価格（正味一貫）	産地小売最高販売価格（正味百匁）	消費地卸売最高価格（正味一貫）	消費地小売最高価格（正味百匁）
すっぽん	各道府県	丸一五、〇〇〇円	丸一円六〇	丸一七円〇〇	丸一円八〇

あゆ（滋賀県産小鮎を除く）	岩手・山形・宮城・栃木・群馬・山梨・長野・新潟・岐阜・静岡・三重・富山・石川・福井・滋賀・奈良・和歌山・岡山・島根・山口・徳島・高知・熊本・大分・宮崎	丸一一、〇〇	丸一一、二〇	丸一四、〇〇	丸一、四〇
	その他の道府県	丸一一、〇〇	丸一、二〇	丸一四、〇〇	丸一、五〇
虹鱒・河鱒（陸封性）	各道府県	丸一〇、〇〇	丸一、一〇	丸一二、〇〇	丸一、三〇
姫鱒・いわな・あまご・やまめ類・ひがい	各道府県	丸六、〇〇	丸、七〇	丸七、〇〇	丸、八〇
うなぎ	宮城・茨城・千葉・静岡・愛知・三重・熊本・	丸六、〇〇	丸、七〇 蒲焼一、〇〇	丸六、六五	丸七七 蒲焼一、六〇
	その他の都府県	丸六、〇〇	丸、七〇 蒲焼一、〇〇	丸七、〇〇	丸八〇 蒲焼一、七〇
鯉・鮒大草魚（鮒大は全長七寸以上）	秋田・山形・福島・茨城・群馬・埼玉・長野・新潟・岐阜・静岡・愛知・滋賀・奈良・その他の道府県	丸三、八〇	丸、四八	丸四、五〇	丸五二
		丸三、八〇	丸、四八	丸四、五〇	丸五五
どじょう	宮城・茨城・栃木・埼玉・千葉・新潟・愛知・滋賀・岡山・香川・徳島・佐賀	丸三、六〇	丸、四六 割き、七五	丸四、〇〇	丸、五〇 割き一、〇〇
	その他の道府県各道府県	丸三、六〇	丸、四六 割き、七五	丸四、五〇	丸、五五 割き一、〇〇
もろこ類		丸三、八〇	丸、四八	丸四、五〇	丸、五五
淡水産えび類、なまず、はぜ類大（はぜ大とは全長二寸以上）	各道府県	丸二、八〇	丸、三六	丸三、五〇	丸三、四五
わかさぎ（ちが・あまさぎ）	北海道・青森・秋田・茨城	四月～十月 丸一、五〇	丸、二〇	丸一、九〇	丸、二五
	その他の道府県	十一月～三月 丸二、八〇	丸、三六	丸三、三〇	丸、四三
		四月～十月 丸一、五〇	丸、二〇	丸二、〇〇	丸、二六
		十一月～三月 丸二、八〇	丸、三六	丸三、五〇	丸、四五

ふな小はぜ小（前記大以下のもの）	各道府県	丸 二、〇〇	丸 二、二六	丸 二、五〇	丸 三、三三		
滋賀県小鮎	滋賀県	丸 二、〇〇	丸 二、二六	丸 二、三〇	丸 三、三〇		
	二匁未満その他府県			丸 二、五〇	丸 三、三〇		
うぐいおいかわ（はや）にごいはす雷魚	各道府県	丸 一、五〇	丸 二、二〇	丸 二、〇〇	丸 二、二六		
食用蛙（刹とは頭と皮を除去したもの）	各道府県	丸 一、二〇 刹 二、八〇	丸 一、一六 刹 二、三七	丸 一、五〇 刹 三、五〇	丸 一、二〇 刹 四、五		
淡水産かに類其他淡水産魚類	各道府県	丸 一、二〇	丸 一、一六	丸 一、五〇	丸 二、二〇		
淡水産あみ類	各道府県	丸 一、五〇	丸 一、〇七	丸 一、七〇	丸 一、一〇		
しじみ類	各道府県	殻付 一、二八 刹身 一、二〇	殻付 一、〇四 刹身 一、二六	殻付 四六 刹身 一、七〇	殻付 〇七 刹身 一、二二		
たにし、からす貝其他淡水介類	各道府県	殻付 一、二〇 刹身 一、二〇	殻付 一、〇三 刹身 一、二〇	殻付 三五 刹身 二、一〇	殻付 〇五 刹身 二、二八		

説明

一、今回の価格は淡水鮮魚介類全部に公定され、従来のように食用のみに限られていない。併し養殖用種苗と鑑賞用は除かれている。

一、価格は産地と消費地に分けられていて、産地で引渡せば産地価格、産地以外の地で引渡せば消費地価格となるが、知事が特に産地又は消費地市町村を定めたときは之に従うものである。

一、丸とは尾売（特に定めなき限り「ワタ」抜を含むもの、割きとは頭部「ワタ」背骨をとつたもの。（但しドジョウは卵をつけたもの）刹身とは介殻をとつたもの、うなぎ蒲焼とは割きうなぎの素焼に「タレ」を二回以上をつけ焼きあげたものをいう。

一、「ユデモノ」「ムシモノ」「マキモノ」「一塩モノ」「冷凍モノ」は本表価格に含まれ、割き刹身、蒲焼で規定になおはまらぬものは丸の価格とされ、丸と殻付のみの価格をきめたものを切身、蒲焼にしたり、又丸と蒲焼のみの価格を定めたものを割きにしたり、したものは丸の価格とされるし、食用うなぎの製品は蒲焼及び農林大臣の定めたもの以外は丸の価格とされる。

一、本表品種の刺身、洗い、酢のもの等は昭和十六年農林省告示第六四〇号中「三」の刺身の価格に依るものとされる。

一、生産者若くは生産者団体又は卸売業者が、水面で引渡すときは卸売価格の一割引とされる。

こうして、公価を改訂し、供出の促進と闇流しを取締ろうとするのであったが、依然として、闇取引きは絶えないし、供出は思うように進まないため、二十年六月、長野県知事は、業者の希望を容れて、鯉、鮒、草魚の長野県例外価格を認め、百匁の小売値段を一円十二銭に引上げた。しかし、しょせん闇相場に追いつけるものではなく、益々横に流れ、供出が一向に進まないまま、終戦をむかえたのである。

かくて終戦直後には、文字通り市民生活を餓死に追い込むインフレの昂進となったが、公定魚価もまた、ほとんど毎月のように、うなぎのぼりにひき上げられた。その足どりの一例をあげておこう。

魚価うなぎ上りの足どり（百匁消費者価格）

	二〇年一一月 二一、二改訂	二一年六月改訂
鯉、ふな、赤魚、わかさぎ	四、〇〇	八、〇〇
その他	三、〇〇	六、〇〇
鮎	五円〇〇	一〇、〇〇
鰻類うなぎ	五、〇〇	一〇、〇〇

	一五、〇〇
	一〇、〇〇
二五、〇〇	
二〇、〇〇	

どたん場の漁業会づくり

十九年秋から二十年の春にかけて、凡そ半年のちには、最早や敗戦となるどたん場であったが、政府は、水産業団体法と重要水産物生産令を緊急公布し、水産業界を軍隊組織に組み立てようと計画した。中央に水産業中央会をつくり、その下の県段階に府県水産業会をつくり、それにつながる地域漁業組合を漁業会と改めて再発足させ、その系統組合を軍隊的に編成し、運営しようとしたのである。

重要水産物生産令は、適当な地区に、それぞれ特技を持つ水産要員を指定し、地方庁にその名簿を登録常備し

て、いつでも命令一下、そのものが、どこへでも出動できようにすることを規定した。兵士同様、漁業者にも軍の徴用動員令を下す用意であった。

組合ごとの地先漁業権などは全く否定され、国家が必要とする場合は、水産要員がどこの川、どこの湖にでも出動し、必要な水産物を獲保する仕組みであった。

そのような水産動員体制組み立ての方針が決定すると、長野県水産業会を組織するため、十九年十二月十四日、島田農林大臣の名をもって、長野県経済部長原保雄以下、漁業界の代表成沢伍一郎、野溝勝、土屋俊治、宮坂玉治、並木三郎、遠藤嘉樹、柳沢貞雄、鋤柄鹿蔵、池田万作らを委員に任命し、水産業会設立の命令を下してきた。

その頃、県下には、各地区に河川湖中心の漁業組合があり、養魚面では、南信地方の養殖業者が南信水産養殖有限会社を結び、佐久地方の養鯉家は佐久養殖購買販売組合をつくり、各地に点在する個人経営者は、それぞれに独立していたが、新しい水産動員体制によって、個々独立したり、或は地域的に割拠している養魚団体のあり方が許されなくなった。全県下の養魚者が一丸となって、池中養殖特別漁業会を結成し、県水産業会のもとに集まらなければならなくなったのである。

かくて、十九年十二月二十四日、まず長野県池中養殖特別漁業会が組織され、会長野溝勝、副会長並木三郎、専務理事小山良平、理事鋤柄鹿蔵、宮沢正、斉藤要、前島頼輔、山本松三郎、生田穂並、百瀬彪一、三輪保夫、監事小林寛治、宮沢四郎作らが就任して、発足した。

農林大臣の水産業会組織指令は、まことに緊急なものであり、単位機関では漁業会への切替えが、まだ間に合わないものもあったが、池中養殖漁業会の結成を見ると、指令を受けた委員を中心に、取り急ぎ代表者会議をひらき二十年一月二十七日、左の出資口数をもって、長野県水産業会が創立された。

会員	会員数	出資口数	会長名	北信	四八一	三六	岩間 四良
南佐久南部漁業会	一、一四九	三〇	佐々木虎治	野尻湖	六一	一八	池田 万作
南佐久	六〇〇	四八	川村 七蔵	奈良井川	六七八	四八	荻場 茂
更埴	七九一	六〇	柳沢 貞雄	犀川上流波田	一五五	九	浅田 中衛

北安中部	三七五	一八	奥村　巌	烏川	八四	五	北林　寛正
青木湖	五三	一八	西沢録四郎	犀川殖産	四三八	三六	西沢　登
木崎湖	一六〇	二四	北沢茂利栄	諏訪東部	二七〇	一三	矢崎　要
松原湖	四五	五	鴾野　増一	諏訪湖	一、三一六	一二二	宮坂　玉治
北佐久	五五〇	三〇	佐藤　仙夫	天竜川	一、九六〇	六〇	野溝　準治
上小	一、〇九二	一二六	成沢伍一郎	下伊那	一、四二一	六〇	江塚佐三郎
東信		二四	掛川　周三	根羽川	二五八	一一	石原延太郎
千曲川	三九八	七二	土屋　俊治	木曽川	四九五	三〇	棚橋　覚太
高水	四二三	四八	中村　和平	姫川上流	三〇三	三〇	横沢三右衛門
入山辺	七一	〇	斉藤　武茂	長野県池中養殖特別漁業会	一、五三一	一一九	野溝　勝
安曇	二六一	三〇	川上　律恵				

役員には会長成沢伍一郎（農林大臣認可）、副会長野溝勝、土屋俊治、専務理事楠慶治、理事野溝準治、宮坂玉治並木三郎、柳沢貞雄、内川武雄、監事池田万作、鋤柄鹿蔵、顧問遠藤嘉樹、評議員斉藤要、佐藤仙夫、荻場茂、丸山常康、宮沢四郎作、長谷川栄三郎、増田珍儀らが就任した。

生産、販売はすべて統制に服さなければならないことが規定され、いっさいは知事の認可によるのであった。二十年度の事業予算は一七二、一九八円を計上し、賦課金総額二五、九三六円で、漁業会が七〇%、池中養殖特別漁業会が三〇%を負担し、各漁業会は平均割二五円、会員数割一人一円十銭が賦課された。

長野県漁連会館を水産会館と改称したのもその時であるが、全く慌しい、どたん場の戦局対処であった。

ついに終戦の詔勅を聴く

水産緊急動員体制としての水産業会が組織され、全面的な国策順応を誓い合う頃から、は、既にアメリカの本土空襲が始まり、日に日にその激しさを加えたため、この高原を求めて疎開者が殺到した。そして、八月十三日には県内の長野市や上田市も空襲下にさらされるに至り、二十年八月十五日、ついに終戦の詔勅を聴いたのである。

県漁連では、二十年度の決算総会にあたり、左のような記録をとどめた。

本年度上半期のわが国状は、既に帝都を初めとして各都市並に重要地帯は空襲の惨害を巨大に蒙り、また南方其の他各地の戦争苛烈の度を加えて、いよいよ国内もまた戦場にならんとする、全く息詰まる様相を呈しておりました。

従て諸般の施設事業の遂行は悉く戦争一本に集注せられ、労務と資材の不足を克服しつゝ、説意生産の増強とその配給とに全力を傾けつつありましたところ、突如として終戦になり、八月中旬を以て悲痛極まりなき国状の現実は、国内困頓、国民虚脱状態におち入り、その最大悪条件の直面に依り、食糧の窮乏を来すことが明かと思われましたので、吾人の生活実態と共に事、業構想もまた百八十度の大転換をはかり、新意義の下に各会の増産強化と、事業遂行とを促しましたが、隘路障害は依然として多く、しかも重要産業の業界萎縮の中に本年度を終りたるため、予期の成果をおさめ得ず、すこぶる遺憾といたします。

第8章　戦後の逞しい復興

1　終戦直後、混乱の中で

戦争が終って、軍人と官僚に依る威圧と統制が一挙に崩れ去ると、世相はあらゆる面でひどい混乱におちいった。ちまたには栄養失調者がさまよい、食料の暗買い出しが横行し、餓飢暴動がおこりかけた。

民主々義の名にかりて、法の無視が始まり、社会秩序が崩壊し、道義が地におちた。天皇までがマイクの前に立って食糧の供出を呼びかけ、俄かに結成された長野県飢餓突破県民協議会が「今こそ民族亡国の秋」を決議し、同胞愛による食糧総ざらい動員を叫ぶのであったが、農民はなかなか動かなかったし、道義は益々すたれた。

インフレが物凄い勢いで激化し、俸給生活者たちは食糧難とインフレに挟まれて、青ざめ果てた。そこへ、着のみ着のまま、命からがらの海外引揚者や、リック一つの兵隊の群れが続々と帰還したのだから世相は混乱の限りを極めた。

河川湖解放運動と漁民の動揺

無秩序の混乱は、当然河川湖沼にもおこった。漁業権の存在などを全く否定し、河川湖沼の解放を要求する一部の大衆が漁業会に殺到して、その地方に於いては、無免許取締りが殆ど不可能になった。

天恵を解放せよ（二、三、八朝日新聞投書欄）

上田市公道会の肝煎りで、千曲川の漁獲が漁業組合の手から解放されたという話は、小さいことのようだが人々の心に明るい感じを与える。湖水あり河川ある長野県が、一年中淡水魚一尾喰えぬのは何事だなどと叫ぶ議会人らもたまにはあったが、

それによって魚の出廻ったことは一度もなかった。

天恵を一部少数者の壟断に委ねておる時代は遠く去った。県民の投書や進駐軍の指示を待つまでもない。河川といわず、温泉といわず、この際できるだけ解放するよう、県は積極的な熱意を示すべきである。かくしてこそ県民にのびやかな光を与える。

しかし、行政不在のまま一切の漁獲が勝手に解放されてしまうならば、放流増産や魚族保護は一体誰れがやるのか、総べての河川湖沼は忽ち獲りつくされ、荒廃してしまうであろう。県や水産業界の指導者たちはそれを憂え、秩序の崩壊をおそれるのであったが、民主々義を口にし、一片の食物でも見逃せない住民大衆は、法を無視して河川湖沼の周辺にあふれた。上小漁業会では、その声に圧到されて、解放せざるを得なかったのである。

同じ姿が諏訪湖にもおこった。下諏訪から小坂の観音崎にかけた湖面一帯に何百という舟をつらねて、無鑑札無統制に獲りまくられた。漁業会がそれを憂えて取締っても、警察が何だ、組合が何んだ、湖水は民衆のものだとばかり、声を大きくして会の事務所に殺到するのであった。

諏訪湖漁協組林健談　ある時など、箕笠の大衆が役員会の席上へなだれ込んで、解放せよと迫った。食糧難はわかるし、湖は確かに住民のものだが、無統制無秩序に獲りまくったならば、結局は湖が枯れ果て、住民の生活をおびやかすに至ることを諄々と説明し、おいおい納得してもらうためには長い時間をかけ、身の危険さえ覚悟しなければならなかった。

いたるところの河川沼におこったこのような混乱は、やがて、漁民の保護を奪いとってしまうであろうことをおそれ、専業漁民の中には、網をしまいこみ、漁船を干して、他への転業を考えるものが出始めた。

この混乱の中にいても、県や水産業会としては、手をこまぬいて、無秩序な世相に只押し流されているわけにはいかなかった。法も制度もまだ厳存するのだし、その上に立って秩序の回復をはかり、県民保健のための蛋白給源を立てなおさなければならなかった。二十一年には、県水産業会が系統機関に予算方針を指示し、漁民の奮起を促

した。

県水産業会二十一年度事業方針

水産業会は新発足僅か八ケ月にして終戦となり、悲痛極りなき九天直下の国情は混然として虚脱に陥り、遂に二十年度を空しく終らんとするを遺憾とす。今や国を挙げての革新途上にあり、吾ら業界もまた新たに湧き興った民主々義経済の徹底と体制の確立を急とすべし。即ち自主の精神を発揚して責任を完遂し、職域を通じて国力の培養につとめ、県民福祉に寄与するところあらんため、左の三目標を定めて二十一年度事業の遂行を期せんとす。

一、危胎に瀕せる食糧事情に鑑み、漁業者の生産意欲を向上し、かつ最近萠さんとする専業者の転廃業を防止すること。

二、湖沼、河川、養魚池とも戦時中の資材難と労力不足から荒廃し果て、いるが、それらの愛護を完全にし、改善を加えること。

三、生産漁獲物の集荷について、官僚統制は解かれたといっても、この際むしろ民主的自主統制を確立し、我欲を捨てて、協同友愛の会員精神に基づく出荷によって、適切且つ普偏に配分し、以て県民保健に寄与すること。

こうして、県は水産業会員の漁獲物の二割を供出せしめ、せめて病人、姙産婦の蛋白補給を確得しようと策し、系統機関でもそれぞれ会員に割り当てるのであったが、大方は、主食や野菜類の供出と同様、空しい呼びかけだけに終っていた。

戦後水産県政の第一歩

二十一年度になると、国でも水産計画を立てた。沿岸、沖合で一一〇、二〇〇万貫、海洋で六、二〇〇万貫、内水面で三、八〇〇万貫、養殖で三、六〇〇万貫、総計一二三、八〇〇万貫生産の計画であり、敗戦によって遠洋漁

場も漁船も失ってしまったため、主力が沿岸と内水面に注がれた。

国の指示目標にしたがって、長野県でも生産目標も立てた。国の内水面目標三、八〇〇万貫を一度県当りにすると平均八二万貫になるが、内水面漁業地帯として高い地位にある長野県としては、平均三割増しの一一二万貫を計画し、上表の水面別生産目標を立てたのである。

終戦第一年目の長野県水産増産計画

水面別	20年度実績推定	増産目標	総生産目標
川	190,000貫	60,000貫	250,000貫
沼	180,000	57,000	237,000
田	350,000	40,000	390,000
中池	100,000	83,000	183,000
池溜合	50,000	10,000	60,000
計	870,000	250,000	1,120,000

二十年度の実績推定八七万貫に対し二五万貫の増産目標であるが、資材、種苗、餌料一切が極度に窮迫している中で、すべてを自給によらなければならないこの計画の遂行容易でなかったが、ともかくも左の方策を打出した。

(1) **魚苗** 県出で自給できる鯉、鮒、公魚、赤魚、鱒類に重点をおき、小鮎は琵琶湖産を確保する。

(2) **増産方法** 公魚は各湖水漁業会で人工授精をなし、着卵枠を孵化槽に収容したるのち、適当な河口に放流するものとし、技術は県が指導し、補助金を与える。鮒親魚は県水指と池中養殖漁業会が養成配付する。小鮎は、琵琶湖のほか天竜川満島仮堰堤に遡上する小鮎の移植を積極的に行う。

赤魚は最近減産の傾きあるを以て、各漁業会が歩調を合せ、自然産卵せるものの確保につとめ人工孵化放流をなす。また漁業会に於て適当な河床に孵化場を設置し、これに魚堰、付場漁場において産卵せられたる卵を採捕収容し、十分管理ののち放流する。

鱒類は、県水指で養成の上、移植し、一定期間禁漁して増殖をはかる。鯉仔は池中養殖漁業会が支部別の担当生産量を定めて養成し、六七月頃下流河川に放流。鯉児は、池中漁業会が十月～十一月頃までに養成し、体重五匁内外のものを集荷し、各漁業会の計画によって配付放流する。また鯉卵の魚巣に着卵したものを池中漁業会から県が購入し、適当と認むる漁業会に無償で交付、湖岸に極く接近せる水田に撒布し、孵化浮上を待って湖水に放流する。

水田養鯉 必要な鯉仔、鯉卵の量を四月上旬までに市町村農業会が取りまとめ、地方事務所で一括し県に申込む。県は需要

地域及び需要量に基き、池中漁業会各支部別担当数量ならびに配布地域を決定し、分会に配布せしむ。なお本年度において、逼迫せる輸送事情に鑑み、鯉卵に依る水田養魚を試み、新増産方途を開拓せんとする。

溜池利用　適当な溜池を十～二十ヶ所指定し、担当市町村を指導して、鯉卵、公魚親鮒を増殖する。鯉卵は敵害を防ぐため溜池の一部を小区画しこれに魚巣を収用し、孵化浮上せば区画を除き増殖をはかる。

餌料について　以上鯉の養殖については出来るだけ奨励金を交付するが、特に餌料調製施設を奨励する。現下、最も効果的なる蚕蛹は殆ど入手できぬ状態になりたるを以て、それに代る塩虫、魚の落物、植物性餌料に頼ることにし、これらの新飼料調製施設を適当区域に二ヶ所ないし四ヶ所設置するものにして、設置に要する経費に相当額の助成金を交付する。

水田養鯉は、大正時代から戦前、既に日本一の発展を見ていたが、戦争の拡大に伴い、蚕蛹は殆ど人の食糧に供せられ、養魚餌料に全く配分がなく、終戦後もそのまま継続せられつつあったのと、労力不足などに原因して、急減していたものを復興しようと策し、併せて溜池養魚に力を注ごうという計画であった。

県が当面の力を水田と溜池に注いだのは、そこでは、餌料がなければ無いで粗放養成ができたからであり、企業的な農村副業としてよりも、農家個々の蛋白自給をはからせようと考えたからであった。

河川湖の漁獲どん底に落つ

県の立てた一一二万貫生産計画は、水田や溜池において多少の進展を見たけれども、総じては計画倒れに終り、殊に河川湖の漁獲量は依然として減退をたどった。占領軍施策によって、漁業権がどうなっていくのか、漁業組合というものがどのように変貌していくのか、それらの不安に動揺して、漁民の生産意欲は容易に盛り上らなかったし、漁場も荒れていたからである。

魚苗の育成も思うようには進まなかったし、出来た魚苗を運搬するにも、ガソリン欠乏でトラックが動かなかっ

た。汽車も車輛が足りなくて、人間が貨車の中でひしめき合っていた程である。いかに餌料が無いといっても、シマミズぐらいが頼りではどうにもならなかった。

特に漁民の生産意欲を失わせたのは、民主々義の名において、勝手自由な無鑑札捕獲の横行であった。組合の警告などは全く無視され、自然、漁民の自主に依る漁場愛護や改修も、呼びかけだけがいたずらに空転していた。

かくて二十二年には、県でも計画を立て直さなければならなかった。さきに立てていた一年間での、一一二万貫の生産目標を三年計画に切りかえ、水田養鯉や溜池利用については規模を拡大し、河川湖の増産には、監督吏員を設けて警察の協力を得、無秩序な密漁を徹底的に取締り、組合や漁民の生産意欲を盛り立てようとしたのである。

長野県水産増殖三年計画の要点

1、県水試は農林省上田水試と協調し、虹鱒、赤魚苗の大量生産を行う。諏訪支所は諏訪湖、天竜川を中心として、鮎の人工孵化、公魚卵の移植事業を行い、佐久支所は水田養鯉試験、鯉卵の移植試験、鯉と源五郎鮒の魚苗生産、鯉の越冬試験を行う。

2、特に漁業取締りを強化するため県に漁業監督吏員を設け、各漁業会に監視員を強化し、毎月件数をまとめて警察と連繋蕃殖保護をはかる。

3、漁獲物の供出制度を確立する。総漁獲高の二〇%を供出目標とし、病人、妊産婦優先に配給する。資材配給は魚の供出者を優先し、販売価格をひきさげる。4、水田養鯉の品質向上のため検査制度を布き、普及していない地方をえらんで、三十町村に十町歩の指導養鯉田を県営で施設し、普及センターとする。

23年度淡水魚増殖県費予算事業別予算

事業別	予算額	財源
河湖増殖費	347,400円	県費150,000円 寄付金197,400
指導養鯉田施設費	190,000	全県費
溜池移殖費	200,000	県費 100,000 生産収入100,000
魚苗増殖費	60,000	全県費
合計	797,400	

5、県下の溜池二、六〇〇ヶ所、面積一、一五〇町歩を

えらび、県営を以て、鯉、鮒、公魚を養殖する。
6、餌料確保のため縞ミミズの発生施設を奨励し、池中施肥に依るミジンコの発生増産をはかり、海産物中の非食用となつたものの餌料化を研究奨励する。

こうして、敗戦直後の混乱の中から再建を期して、県は次々と懸命な施設を打出し、県水産業会はそれを系統機関に伝達するのであったが、なおもなかなか成果はあがらなかった。

養魚技術も普遍化してはいなかったし、たとえば海産物中から非食用となったものの餌料化を研究するといっても、ほとんど一尾の鮒だに手には入らない時代である。県営の沼池養魚も、失敗の語り草を残す例がすくなくなかった。

県の施策、指導或は漁業の厳重な取締りにもかかわらず、河川湖の漁獲量はむしろ年々減少し、二十年には一、四四三トンであったものが、二十四年には八六五トンに減じ、二十五年には、僅に一八トンにとどまって、ついに史上最底のどん底に落ちこんでしまった。

漁獲量の減少が憂えられる過程の中で、雷魚退治が話題になったのもその頃である。戦時中の魚類不足を補うために、養殖業者の中に、雷魚を取り入れるものがあったが、それがいつの間にか河川に流出し、特に更埴地方では河沼の魚族を荒す結果になったところから、それの退治奨励策がうち出されたほどであった。

発電補償特別増額運動起す

終戦直後の時点において、日本発送電が、県を通じて各水系の漁業会とその地元関係者に支払う発電所補償金年次契約額は、上表の如く三二、一五一円となっていた。大正末期以来、それぞれの会社との間に結ばれていたものが、戦時体制としての日発創立と同時に、すべて日発に引継がれていたのである。

これらの年次補償金は一とまず県に寄付する形をとられたものがあり、それを源資として、各漁業会の魚族保護

や増殖事業が続けられてきたのであるが、二十二年春、各漁業会からこれの特別臨時増額運動がおこった。忽ち二十倍、三十倍と急騰していく戦後インフレの中で、この契約金のみに依て増殖事業を続けることは最早や不可能だから、臨時特別措置としての増設を要求すべしという声であった。

その声に応えて二二年四月、長野県水産業会では、まず日発に対し、左の懇請書を発送した。

発電所年次補償契約金

河湖名	補償関係	契約補償額
木曽川	旧大同電力関係	3,044円
千曲川	小諸発電所	1,500
千曲川	塩川発電所	1,500
天竜川	上伊那関係	8,500
天竜川	諏訪湖関係	3,000
天竜川	下伊那関係	13,552
和知川	下伊那関係	1,255
計		32,151

昭和二十二年四月二日　長野県水産会長　成沢伍一郎

日本発送電株式会社総才　新井章治殿

貴会社が先年長野県内各河川の水を引用し発電所を設置せらるるに当り、当時（合併関係各社を含む）関係漁業会に対し魚族増殖施設のために寄付金、補償金を、また増殖資金として引続き年々寄付金を交付せられ、之を以て各漁業会は夫々河川に適する魚族を放流し、為めに県内淡水魚の増産に寄与する処少からざるもの有之候を深謝申上候。

然る処最近に於ける物価の奔騰は、魚苗・稚魚・漁業資材・労賃など悉く従前の二十倍乃至三十倍に達し、為めに寄付金・補償金の一定収入を以てしては、魚族に依り差あるもその二十分の一乃至三十分の一の極めて少量の放流をなし得るに止まり、戦後海洋漁業の大縮減に伴いその不足を内水面に於て補わざるべからざるを機として奮発、その増負担を忍び来り候も、貧弱なる漁民の力は及ばず、遂に増産は愚か減産状態を現出し、若しこのままに推移せんか、食糧増産の今日より急なるなき秋、減産に次ぐ減産の悲しむべき状態に至らんとする現況は真に遺憾の極みに御座候。

而して戦時中は一滴の水も電力化すべき施設が講ぜられ今日に及び、為めに小渓に棲息する魚族に影響し、一〇〇%を超ゆる利用発電は貯水と放流が随時大巾に行われ、流量に水位に毎日大なる変動を見、為めに川辺に生苔に水草に産みつけられたる魚卵は枯死し、又冬期湖水に抱ては小魚の凍死するものを生じ、加うるに増殖の根源たる魚巣を喪失してその安息が害され之が適地の再巣営には数年を要すべく、且つ又魚道の荒廃は自然遡上を妨げるなど、魚族繁殖の諸条件を害して減産に影響すること多大のものと存じ候。

もとより業者は如上幾多の隘路を打開し、困難を克服して増産に努むると共に、近年賦課金を徴収し、入漁料を増額し、なお会員に賦課的寄付金を求めて増収をはかり、鋭意増産施設に充当するといえども、経費の増嵩は急テンポなるに、之に応すべき河川漁業者は資力乏しく、然も釣竿・投網程度に依る遊閑的会員を加えてなお僅かに一万五千人の貧弱なる少数集合体にありては、増産を遺憾なからしむる巨額の負担には到底堪うる能わざる実状に御座候。

貴会社に於かれては、現時極めて経費御多端と推察仕り、かかる際寄付金・補償金に依る増額救済を仰ぎ候は恐縮に候えども、河川水利と最も密接関係に拠りて生活する細やかなる漁民の生死の岐るる所に有之候に付ては、前述の諸情況を御洞察賜り、格別の御同情を以て之を増額せられ、関係漁業会に交付の御詮議を賜りたく玆に関係者を代表して奉懇願候。

県水産業会では、細川清明・岩間四郎・北原嘉平治・木下真平・佐藤仙夫・丸山栄康・野溝準治・棚橋覚太・楠慶治らを以て水利補償委員会を組織し、県経済部長を仲介者として、幾たびか日発への交渉を重ねた結果、その年六月、県知事と日発総才との間に、左の契約を結ぶことに成功した。

二十一、二年度に限って、特別増額を行い、二十一年度には既契約の一・五倍、二十二年度には既契約分の六倍と二十一年の増加分をふくめて支払い、ほかに既契約分の三倍に相当する金額を臨時見舞金として贈るというのであった。

協定書

日発は現下の経済事情を考慮して、同社が従来長野県に対して支払っている魚族補殖費を昭和二十一年度と二十二年度に限り、臨時に増額するについて長野県知事と次の事項を協定する。

記

一、昭和二十一年度は増額分を既契約の一、五倍とする。

二、昭和二十二年度は増額分を含め既契約〇、七倍とする。

三、この協定書に依る増額率は、漁業会との単独契約により直接漁業会に納付していた魚族補殖費についても適用するものとする。

四、この協定に依る増額は、二十一、二年度に限る臨時措置であるから、既契約事項の内容には何ら変更をもたらすものではない。

昭和二十二年六月二十五日

長野県知事　林　虎雄

東京都文教区小石川町

日本発送電株式会社総裁　新井　章治

覚書

昭和二十二年六月二十五日付を以て魚族補殖費臨時増額につき日発と長野県知事との間に交換したる協定書に付帯し左の事項を取極める。

一、昭和二十二年度の増額率は七倍とするが、長野県下における特殊事情を考慮して既契約金の三倍相当額九万六千四百五十三円也を日発は見舞金として支払うこととする。

これは、二十一、二年度に限る特別措置として協定されたのであるが、やがて一つの前例となり、爾来、時勢にスライドして引きあげられるようになった。

西大滝ダムの人間魚梯

幾十幾百という大小の発電所ダムは、いたるところで漁場を荒廃させた。殊に決戦下には、「水の一滴・血の一滴」が合言葉とされ、どこの発電所でも一滴の水の流下も許さず、多くのダムで堰堤の嵩上げがおこなわれた。発電絶対優先のために、魚道の存在などは殆ど無視され、漁業者が不満の声をあげれば非国民呼ばわりをするのであった。

しかし終戦をむかえ、解放の民主化がやってくると、漁民の声が急速に盛りあがり、二十二年六月、まず信濃国境に近い高水漁業会から、県水にむかって、左のような陳情書が送達された。

昭和二十二年六月二十七日

高水漁業会

長野県水産業会御中

信濃川発電所西大滝堰堤における魚道については、戦時中発電に重きをおき、その使用に対しては口ばしを容るるを控えていましたが、只今の魚族遡上の状況から見て、このままにしておくことは、上流関係漁業会のため甚だ遺憾のことだと存じますから、発電会社の補償を明らかにし、魚道の真の使用を発揮させて、数百万円の稚魚放流費の幾分なりとも節減せらるるよう、関係漁業会と協力して会社に当り、当然なる要求を為し、当然なる会社の義務を履行させるよう、御配慮を講ぜられたく玆に意見を申し入れます。

戦時中、日発は一滴の水をも流下せしめず、最大の発電力を発揮するため、西大滝堰堤に木製一米弱の嵩上げをなし、魚道下に移動式魚箱をしつらえ、それに掬い入れた魚を捲上機によって上流に放つ仕組みをつくったのであるが、実際上捲上げ操作は殆ど行われず、むしろ掬上げか密漁の場とさえなっている姿を高水漁業会が現認したため、この意見具申となったのであった。そこで、県水では、上流水系の関係組合から、鮭・鱒・鮎の遡上期をねらい、輪番制で監視員を派遣し、ひとまず掬上げ操作の実動を昼夜を通じて四十五日間監視し、その記録を作製して、会社に対し改善策を迫った。

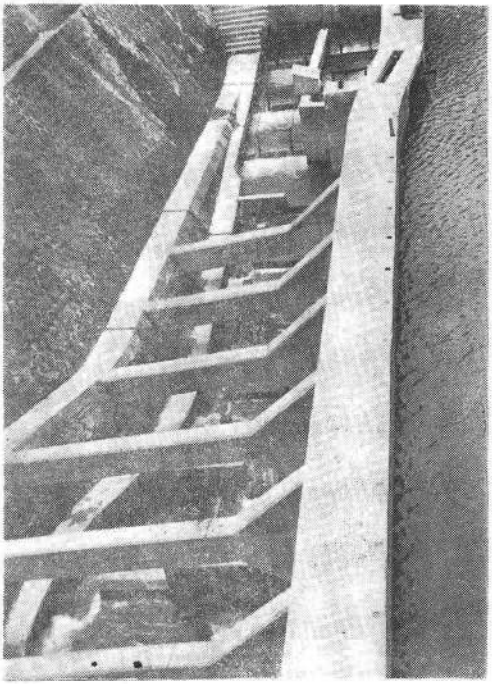

魚ののぼらぬ西大ダムの魚道

昭和二十三年四月二十三日

長野県水産会

関係漁業会長殿

本日関係会長協議の結果、魚族遡上の最盛期である左の期間、地元業会の協力を特に煩すとともに、関係各会からも輪番に出張、移動式魚箱の運

転に立会い、又密漁監視も励行して魚族の遡上を図り、保護増産を期することに決定いたしました。左記順序により各会から熱心な適任者を選定御派遣を願います。

記

四月三十日～五月三日（北信）五月三日～六日（更埴）六～九日（上小）九～十二日（犀川）十二日～十五日（東信）十五日～十八日（北信）十八日～二十一日（犀川殖産）二十一日～二十四日（南佐久南部）二十四日～二十七日（南佐久）二十七日～三十日（千曲川）三十日～六月二日（青木湖）二日～五日（木崎湖）五日～八日（奈良井川）八日～十一日（安曇）十一日～十四日（北安中郡）

備考1、地元高水漁業会永井朝太郎理事に特に連日御苦労をお願いする予定。2、日発西大滝取入口主任殿とは充分連絡して下さい。天候・気温・遡上時刻・流水状況・魚道昇り口付近の魚族の集遊状況・その他詳細の日誌を必ずつけて下さい。

派遣員たちは、四日間用の米二升・味噌・野菜のほか寝巻などすべてを携え、永井理事宅に泊り込んで、魚箱の掬い上げ状況を監視し、或は徹夜で密漁を監視した。

国民が飢餓線上にさま迷い、たとえば旅行をしても、宿では飯・味噌・御茶・木炭・寝巻など何一つ用意することのできない世相の中で、郷土漁業界の先人たちは、このような労苦を払いながら、保護・増殖に努力を傾けてきたのである。

西大滝における、人間魚梯さながらの努力は、一ヶ月半にわたっておこなわれたが、その間、水系上流において「確かに大きな天然鱒か悠々と泳ぎ昇ってくるのを見た」とか、天然鮎が釣れたという期待の報告が、沿岸漁業者から県水産業会に寄せられ、関係者を喜ばせた。

その日の喜びの記録の幾つかを摘記しておこう。

高水漁業会永井理事からの第一報各漁業会から馳せ参じられた皆様の努力に依り、五月十日夕刻までの十日間に、ます九尾（五、六百匁から九百匁ぐらい）赤魚五貫目以上掬いあげて上流に放ちました。鮎はまだ遡上しません。

七、八年ぶりの珍しい「ます」の遡上する姿を発見して、よき獲物なりとばかり狙いとって、逃がさないようなことがあって

は、切角の日発との交渉も、掬いあげの努力を傾けた役員の皆様の苦心も水泡に帰してしまいます。一人の僅かな満足が、数千数万の繁殖を喪う結果になっては残念です。

よって此の際は、夜数人のための犠牲心を発揮して、このよき目的物も、秋産卵して増殖作用を終了せしめてのちにするよう、全会員に充分徹底、よくその保護に努めて、絶滅した「ます」滅亡に瀕する「やまめ」の自然増殖に効果をもたらすよう、特に御配慮に預りたくお願いいたします。

高水漁業会理事　永井朝太郎

長野県水産業会専務　楠　慶治様

○

昭和二十三年五月十五日　長野県水産業会

各漁業会長殿

西大滝魚道の掬い上げ状況につき、県食糧水産課田中一雄技師と楠専務が視察しましたが、鱒の遡上が段々少くなって、五月十日以後十七日の間に、鱒四本・赤魚四貫九百匁を掬いあげ、上流に放ちました。このほか魚道中に游泳する姿を見ること屢々あり、六尺近き角落を飛び越して上流に遡上するものと想われました。

就ては、これが捕獲は秋の産卵後まで絶対にしないよう、今後とも十二分に周知徹底、増産に寄与させて頂きたく、なお之を法令として発希方は県にもお願いしてあります。

○

昭和二十三年六月十五日

長野県水産業会長　成沢伍一郎

各関係者殿

先般来御協力を仰ぎ、また関係十三漁業会よりは役職員を現地に出帳せしめ遡上魚掬いあげに努めおり候処、第一次計画期間（四月末より六月中旬まで）も無事終了致し相当の実績を収め候と共に、新潟港より遡上「ます」「あゆ」の来るを確かめ、多量の赤魚と共に堰堤上流に移すことを得、その他堰堤直下の滞留水中に貫余の大鯉を屢々見る等、魚道改修の上は之ら魚類の遡上が自然に行われ、必ずや、増産に寄与することの大なるを想見致され候事慶賀に不堪候。

玆に、今次の当会の実施計画に連日御協力に預り候現地の西大滝取入口の皆様を始めとし、御指導下され候皆々様に厚く御

礼申上候。

信濃、鮭ついに歴史を閉づ

人力と電力の併用による掬い上げ放流の実施調査は可成りの成果をあげ得たけれども、このような人力と電力の併行による魚梯を年々繰り返えせるものではなかったので、直ちに会社への魚道改修運動を展開し、会社は百五十余万円を投じて、漁業会派遣員たちの要望に基く改修工事を行い、密漁防止のための木柵などもめぐらしたが、結局、機械による掬い上げ式魚道には根本的な欠陥があり、密漁も所詮防ぐことができなかった。

かくて二十七年には、ついに掬い上げ機による魚梯への期待を全く放棄し、新たに七十万円の補償金をうけ、各漁業会が地区内での放流増産を行う方向で、話合いの妥結を見たのであった。

当時の県漁連会長市村郁夫談このとき、七十万円の補償料から一割を裂いて、県漁連の事業資金に繰り入れることを提唱し、単協の諒解を得ることに成功した。これは、今までの補償料取得の場合には例のないことであり、分け前の分取りを急ぐ単協には難色を示すものもあったが、そうすることに依ってこそ、連合会の活動基盤を固めることができるのだし、増殖事業の将来に処する道でもあると考え、その時を前例として、その後の補償料取得には、すべてそうしようとしたのであったが、残念なことに長くは続かなかった。

こうして、遡河魚の道は完全に閉ざされ、殊に移植放流のできない鮭は、その後間もなく、長野県漁獲統計から全く姿を消し、原始以来の長い歴史を終ってしまうのである。

2　組合の民主化と新漁業権

占領軍司令部は、日本民主化の土台として、まず財閥を解体し、次に要地を解放して、漁村の民主化を進めるた

めに、いち早く農業協同組合法を制定した。農地解放とともに、もう一つの土台として漁業権の改革を目論んだが、これは可成り立ち遅れた。漁業問題が内側にひそめている封建性は、殊に海面においては、農業の場合よりももっと色濃く、復雑だったからである。

水産業協同組合法と、民主的な漁業法の確立が立ち遅れている間、漁村には混乱が続き、空白が大きな不安をもたらしていた。漁業権がどのような行方を辿るか、組合がどのような形に仕組まれるかは、漁民の生死を決する問題だったからである。

長野県では、二十一年七月二日、諏訪湖漁業会に全県下水産関係者の集合を求めて、民主化さるべき漁業権と漁業組合の在り方について世論を聞き、中央に反映させることを図った。

長野県漁業民主化懇談会の質問事項

①許可漁業の権利を県連合組合にも享有せしめ、共同経営を作るのはどうか②漁業権を物権と見做す現法は改むべきでないか③河川における漁業権をどのように設定したらよいか④入漁権の設定につき、積極的に行政官庁の介入を必要としないか⑤専業漁民だけで組合をつくるのはどうか⑤金の無い者、資材や漁船を持たない者と持つものが共同経営をし、労務を時の相場の賃銀に計算して配当を貰うようにしたらどうか⑦地先では何でも獲れ、どんな漁具でも使えるようにした方が、生産が上るのではないか⑧親子の漁業権を持っている者をどう思うか⑨漁業会の権利が不公正に貸付けられたり、貸付料をとる具になってはいないか⑩漁業権を免許したり、漁業会が会員に貸しつけたり、入会をなす場合、漁民の代表も参加した委員会を作って、一々相談しなければならないようにしたらどうか。

これらの質問に対する世論の上に立って、二十三年十二月十五日、「水産業協同組合法」と「水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律」の公布を見るに至り、翌年二月施行された。問題の漁業権を規定する漁業法は、なお国会で揉みあげていたため、一と足先に組合法が施行されたのであった。漁業法が発布されるまでの臨時措置法として、旧来の漁業権は、新しい協同組合結成のため清算事務に入った各漁業会に、その取扱いを委託した。

漁協と県漁連の再発足

協同組合法が制定されると、県下の各漁業会は相ついで旧漁業会の清算事務に入り、新漁業協同組合を結成した二十四年秋には、それらすべての組合が集まって長野県漁業協同組合連合会を創立し、旧長野県水産業会のいっさいを引継ぎ、二十五年六月には初めての通常総会を開いた。

傘下に投ずるもの二十四組合、一口二千円、総出資額七四二、〇〇〇円で、創立当時の役員には組合長成沢伍一郎、同副会長に小松寛美専務理事楠慶治、理事荻場茂、佐藤仙夫、町田時治、市村郁夫、監事酒井義徳、傘木修らが推され、第二回通常総会において成沢、佐藤が退き、理事細川清明依田勇雄、木下真平、監事三堀厳らが加わり、連合会長に市村郁夫が就任した。

その後、三十一年には、県養殖漁協（代表小山一平）釜無川漁協（植松弥）三十二年には佐久養殖漁協（臼田駿）なども傘下に投じた。

新しい協同組合の組み立に当って、政府は、旧漁業会役員が参加することを避け、創立後に推されて役員に加わることだけを許すように指導した。創立に当って旧役員が参劃するのは、旧来のボス勢力が発言して、組合設立の民主化を妨げるであろうという、占領軍のさし金であった。

新しい組合の意義と使命

新しい協同組合の意義と使命について、水産庁編「水産業協同組合の解説」は、冒頭に左の如く特記した。

日本資本主義の後進性の故に、また漁業の持つ産業的特殊性の故に、わが国の漁業団体は今まで官制的組合乃至強制的組合の色彩を払拭し得なかった。だから新しい組合が第一義的に要請することは、それが下からの自由な自主的な結合でなければならないということである。

新しい協同組合は、その運営を通じて官僚支配を徹底的に排除する。彼らは、新しい組合が如何なものであるかという客観的な説明と、漁民がその協同組織を運営するに当て、漁民自体の、また漁業をとりまく外部の諸条件についての情報と教育は、行政官庁の義務として精力的に行わなければならないが、必要な助言の範囲をこえて、干渉にわたることは厳に戒められるであろう。

県漁連創立当時の出資口数
(25年3月末現在)

組合名	組合長	出資口数
諏訪湖	小松 寛美	40
上小川	成沢伍一郎	34
天下那	下平 晒四	30
下川原	木下 真平	30
千更川	町田 時治	30
高川殖	市村 郁夫	30
奈井水	酒井 義徳	25
南良川	荻原 年男	25
南佐久	萩場 茂	15
佐久部	川村 澄雄	15
佐久信	上原 茂次	13
北東信	荻原 梅太	13
北安曇	小林 金吾	13
木姫湖	岩間 四郎	13
諏訪流	上条 郁三	10
青木部	傘木 修	7
北野湖	北沢 幸義	7
雑魚部	市川 究治	6
波合川	西山 道春	4
	杉木篤次郎	4
	酒井 光作	3
	児玉 僕治	3
	百瀬 決人	1
		371

従来の漁業会は、漁業経営者、漁業権または入漁権の所有者を当然会員とし、漁業に密接な関係あるもの、及び地区内に住所する一般住民を任意会員としていた。したがって団体はその組織においても、運営に於ても、非漁民的な利害によって左右され、漁民の主体性は維持し得なかった。役員構成に於ける非漁民層、特に封建的なボス勢力の占める比重は、これを単的に示している。

新しい協同組合においては、漁民の内でも特に資格制限を設けてこれを正組合員とし、更に準組合員についても範囲を限定し、定款で資格を定めるようにしている。準組合員は議決権も選挙権も与えられない。

いずれにせよ、この項は漁民の主体性が強力に支持されている。しかしこれを真に支えるものは、勧労漁民大衆の自覚で

ある。新しい協同組合の出発は、単なる看板の塗りかえではない。非漁民的ボス勢力は、この際徹底的に排除されなければならない。

組合はその行う事業によって、その組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする。あくまでも組合員への奉仕が第一義であり、営利自体が、組合員と切りはなされて事業の目的とはならない。生産部面の協同化は、個々の組合員と組合との対立の止揚であって、この直接の奉仕の完成された形態である。

県漁連創立直後26年度の収支予算書

収　入

科　目	金　額	説　明
1. 事業収入	5,095,400円	
(1) 種苗斡旋収入	2,870,000	小鮎　2,515,000 その他の種苗　355,000
(2) 購買斡旋他金	1,840,000	
(3) 購買斡旋手数料	110,400	
(4) 湖河魚族保護事業収入	60,000	県費補助その他
(5) 共通学生鑑札料	200,0000	
(6) 寄付金	15,000	魚道監視施設保護者指定寄付
2. 非経済事業収入	885,800	組合員1人当り 22円 (16,500人)363,000 組合数割　21,900
(1) 賦課金	384,900	
(2) 繰入教育情報資金	900	
3. 事業外収入	218,800	貸間料　(月14,900)
(1) 賃貸料	183,400	会議室貸料　3,000 貸地料　1,600
(2) 配当及預金利息	3,200	中金配当　620 預金利子　2,580
(3) 雑収入	2,200	
(4) 調査事業交付金	30,000	
収入合計	5,700,000	

支　出

1. 事業費	4,963,300	小鮎斡旋費　2,500,000
(1) 種苗斡旋費	2,850,000	その他　350,000
(2) 購買斡旋費	1,840,000	
(3) 資材保険料その他	2,100	資材火災保険料その他
(4) 湖河魚保護費	75,000	魚道保護監視施設費
(5) 増殖保護奨励費	180,00	増殖保護施設交付金　140,000 取扱手数料1枚10円　(20,000枚) 学生鑑札調製費10,000

		取扱店看板調製費 14,000 県の分15万円(日歩20) その他20万100日分 (26厘)
2. 非経済事業費	35,000	印刷物、映画等
(1) 教育情報費	10,000	懇談会、観光連絡費
(2) 繁殖保護費	15,000	
(3) 表彰、記念祝典費	10,000	
3. 共通費	701,700	
(1) 役員報酬	172,700	年14,000(1名)年 7,500(1) 月9,800(1) 年4,200(8)
(2) 給料手当	311,400	職員2(月5,800円) 嘱託(1)月4,000 事務員(1)月3,000 家族手当月(600～200) 地域手当賞与その他
(3) 厚生及退職給与費	4,000	
(4) 保険料	9,000	
(5) 修繕費	3,000	
(6) 旅費交通費	42,600	
(7) 通信費	28,000	
(8) 水道光熱費	11,000	
(9) 公租公課	44,000	
(10) 交際費	24,500	
(11) 消耗品費	6,900	
(12) 会議費	40,000	
(13) 雑費	4,600	
支出合計	5,700,000	

新しい組合は、もはや特権的財産としての漁業権の上にあぐらをかいて、たとえば、発電会社から受ける補償金の配分の多きを求め、かつこれを急ぐというような在り方を許されなくなった。組合はその目的とする、魚の増産、増殖事業によって、組合のために直接の奉仕をすることを一義的に遂行しなければならないのである。

県漁連会長依田勇雄氏、戦前の組合指導者が、専用漁業権の上に立って、或る程度の力を尽した事実は勿論認めなければならないが、総体としては、とかく官のいい分だけに傾き、権利と全く表裏である筈の増産施策や、真に漁民のための事業を怠っていた事実もまた見逃がせない。

たとえば、漁業権を与えられているが故にこそ、またそれによって将来の生活権が守られなければならないからこそ、取得することのできた発電補償料のごときも、それがどの程度真に有効適切に漁民のために使われたか。当面の、漁業権への分け前だけを優先して考へる分け前取り主義の指導者意識がなかったであろうか。

戦前、国鉄の千手発電所や東電の西大滝ダムで、漁民たちが血涙をしぼって獲得した四十二万円の補償金が、今もなお県に

保管されたままになっている。当時の四十二万円といえば、こんにち一億円を超える金額であるが、それが県会議決の設置規則の規定に反し、全く眠らされてしまっている。寄付金受入れ当時の因由が顧みられず、之を町村の学校建設資金に貸出し或は一般会計に繰入れ使用して、現在金は半額の二十余万円の財産として保管されつつあるのが現状である。そのような考え方や、扱い方が戦前の指導者には通用していたのだ。この金の成立の主因や、殊に戦後制定された漁業法や漁業協同組合法の精神と民主主義に則るとき、これは関係漁業組合のものとすべきであるとする声がおこつてくるのは当然でなければならない。

明治漁業法への反省、犀川の例

漁業協同組合はつくられたが、次に、漁業権がどうなるのか、全国的に、最も重大な関心であった。組合ができても、漁業権が与えられないならば、組合員に残るものは組合費を負担するだけでは無いかとして、新しくできた組合への参加を断っている者も多いのであった。

新漁業権の在り方を繞って、国内には論議が百出し、陳情運動が繰り広げられた。新漁業法を定めるに先だち、水産庁の係官たちは、先づ現行漁業権の欠陥を検討し、それをカビの生えた明治漁業法と指摘したが、新漁業法の立案者の一人、松本威雄は左のように主張（鯨岡稔著、免許可料制度撤廃運動秘録）した。

明治漁業法の欠陥

一、漁業権、漁業免許なる漁場秩序は官僚によって支配され、漁民は免許の事前手続には参加していなかった。

二、徳川期の封建性的慣行を、そのまま継承している。

三、漁場の利用を固定的な漁業権として規律し、これを物権として保護し、独占的排他性を与えたため、権利者の恣意のままにまかされて、漁場調整が行われず、水面の総合的高度利用が妨げられ、権利者に不当に強い力を与えた。

四、漁業権の個人免許を認めたために、一部特権階級が権利を独占し、漁民大衆から漁場を収奪し、これを身分的支配れい属下において、農地に於ける地主と小作人の関係の如く、漁業の封建性の基盤を培った。

五、明治三十四年に固定した漁場秩序は、その後の基盤の変化にもかかわらず、旧来の関係をそのまま押しつけて生産力を阻害している。

六、個別的な出願に対する無方針な免許のために、漁場全体の総合利用をなし得ず、漁場の収益方法は乱脈を極めた。

長野市の犀川を挟む地域から、犀曲の合流点にかけては、非常に古い時代から最も優れた天然鮭、鱒の漁場であり、鮭川、鱒川の大漁には、多くの吹き流しを千本幟と称して押し立てて祝う習わしが、江戸時代以来、大正初年までも続いていたほどであるが、そこの古老の話の中にも、前記の如き、明治漁業法の欠陥として、幾つかのことがらが指摘されている。

犀川殖産漁協組合長北原嘉平治談　若い頃、丹波島の山岸繁次郎家を訪ねたとき、茶の間の長火鉢の曳き出しから、太政官の鱒川相許し候事という五寸四方ぐらいの免許状を出して見せてもらったことがある。江戸時代からの特権として、太政官が引き続き与えたものであろう。

長野市青木島市川音治談　丹波島地先の犀川は裾花川の流れ込みで災害の多い河だったから、松代藩でもしばしば築堤工事をやらなければならなかったが、河川管理や工事は地元に請負わせた。長谷部正太郎の家は村惣代の家柄であり、自然河川管理の運営にも中心になっていたので、明治になっても慣行にしたがい、彼に漁業権が与えられた。大正の初め、思うように、鮭、鱒が獲れなくなるまでは、長谷部の勢力下で、それにれい属する漁民たちが、五月から六月には鱒川、十一月には鮭川をやっていた。

長野市青木島中村由太郎談　鮭川や鱒川は犀川を殆ど〆切って簀を張るので大変な金もかかり日時も要した。川巾三十間ぐらい、深い処は六尺、浅い処でも三尺ぐらいに杭を立て、竹簀を張るのには大変な人手がいるし、一度大水が出れば押し流されてしまうのだから、金持ちや勢力のある人でなければ、とても出来なかった。三十間の簀張りの二ヶ所に一間半程の三角形の部屋をつくり、そこへ魚を追いこんで掬うのだが、冬の鮭川は苦労をした。

それだけにうまくいくと収獲が大きく、二貫目の鱒が一日何十本となく揚った。河原に小屋を建て、漁夫たちが警戒したり、絶えず簀に突つかかる垢取りをしたりするのだが、時には、決死隊といって数人が組みをつくり、千曲川の下流の方まで

夜暗に乗じて出かけていき、下流の簀張りを破つたりして魚の溯上をはかったこともある。下流の業者は業者で、それを防ぐために又特別監視隊をつくって、河中騒動が夜中に起ったりした。たくさん捕れた時には、千本幟を河原に押し立てて祝ったから、シーズンの賑いは非常なものだった。大漁祝いの吹流しは今この村の善導寺が施餓鬼の時に立てるのと同じい。捕れた魚は長野市東町に市場があって、そこへ出荷した。

長野市青木島石井保吉談　明治の頃は、漁業鑑札を持っている者が大変威張っていて、普通の漁民はそれにれい属するか、諒解を得なければならず、われわれが不服をいっても、俺たちは六法を持っているんだぞとおどかされて、どうともならなかった。六法というのは、明治初年以来の法にもとづく慣行権と新しい鑑札を与えられているぞという意味であった。

新漁業権獲得の闘い

明治漁業法の封建性を打破し、日本民主化の土台となる新漁業法の制定までには、三転四転の経過を経なければならなかった。ワシントンにあって、日本占領政策の最高方針を決定する連合軍対日理事会が、この問題を極めて重視したからである。

たとえばアメリカが、海における漁業権は漁業者組合或は漁民組合に与え、河川湖沼における漁業権は、実際に増殖事業を営もうとする個々にのみ与えることを主張するのに対し、ソ連は、海は各国の所有物であるから総べての者に解放されなければならない、国は漁業調整委員会を設定し、漁業界各種の紛争調停に当らせよなどと、それぞれ強力に主張するのであった。

これらの勧告があるだけでなく、日本自体の新漁業法立案者の間にもしばしば意見の対立が生じ、業界からの陳情や意見具申も盛んになって、三転四転した。

二十二年一月、まず第一次原案が発表され、漁業権は、漁民組織である協同組合とその連合会以外には与えない方針が打出されたが、任意加入の協同組合にのみ与えることへの激しい反論がおこって、間もなく第二次原案の発

表となった。この案は、強制加入の漁民協会なるものをつくらせ、これに専用漁業権を与えると同時に、他の漁業権は個人或は他の団体にも与えるという考え方であった。しかし、この考え方にも、旧法が包蔵する封建性を払拭し得ないではないかとして、反対がおこった。

三転、四転して、最終案が国会に提出されたのは、立案着手以来三年目の二十四年五月であったが、ここでも保守、革新が対立して激しい論議を呼び、殊に、内水面において重要な問題がひきおこされた。原案に「内水面においては、区副漁業権だけを認め、その他の漁業権はいっさい認めず、河川湖の増殖は国営で行う」と規定されていたからである。河川使用料や、入漁料などを国の収入として、増殖財源にするというのであった。

アメリカ流の考え方では、現在行はれてある彼の国の方式に従い、湖の放流増殖事業はすべて国或は県営で行い、漁場は一般に開放し、大衆のレジャーとしての、自由使用にすべしというのであったが、然し吾国の歴史や慣行から見て、国や地方自治体において、莫大な経費を伴う放流事業を始めとして増産、増殖事業を行うことはまず不可能だったし、一面、日本人の公共感覚についても考えなければならないという、強い反対主張がおこったのである。

アメリカのように、一般遊漁者が、誰れにいわれなくても、政府命令の一定捕獲量を自制し、増殖事業に協力する公共習性が養われていない日本にあっては、無統制に開放されるや、忽ち濫獲におち入り、魚が育つ前に獲り尽されてしまい、底知れぬ放流費がかさむばかりで、全く公営効果を期待することはできないというのであった。

しかし、アメリカ軍司令部は、自国の内水面漁業の規制に準じ、日本漁業法の制定に際し内水面に漁業権を認めない立法を強制して来た。日本の漁業協同組合にとって、これは死命を制する問題であった。これより先、既に漁業権が組合に与えられなくなるかも知れない前途を見透し、そうなったら、組合にいても、遊漁者と全く変るところ無く、ただ賦課金を背負うだけではないかとして、脱退者が出始めていたのである。

この原案に接して、今さらに組合の指導者たちは狼狽し、河川湖漁民たちは絶望し、内水面業者の総蹶起となった。鉢巻姿の代表者たちが飽くまでも従前通りの専用漁業権（新法では共同漁業権と呼ぶ）を組合に獲得するため、政府関係筋への波状請願を展開し、国会議員への陳情戦をくり広ろげた。

新潟市にひらかれた公聴会には、本県からも、鉢巻、たすき掛けの漁民代表が多数馳せ参じて、左のように力説

し、全国内水面漁業者とともに訴えた。

河川湖沼の専用漁業権存続を必要とする資料

一、河川湖沼の専用漁業権の性質上から存続を必要とする理由。

イ　河川湖沼の面に於ての生産の増強と、漁民生活の安定を期する限りに於ては、種々の変遷を経て適格な権利付与の客体と定められた現行制度の漁業会に許される専用漁業権の所在は、もっとも良く河川湖沼漁業の本質に適合し、その本然の姿を具現したものなること。

ロ、河川湖の漁業会に許された現在の専用漁業権の実体は、批難せらるべき独専的性質を有しない。多数会員の集合体である漁業会、つまり会員の持つ権利であって、しかも極めて円満且つ平等に各人に依り行使されている。

ハ、農耕地の耕作が現業農業者にのみ許されるのと同様、漁業権もまた現業漁業者の専用とするを適当且つ実際に即すると考える。

ニ、現行法のもとでも、漁業会員でない者に釣竿その他簡易な漁具での漁獲は、入漁料の支払いを条件として許し、現に一般的に開放してある。この線より更に急進、これを無主物先占の如き状態にまで開放して、衆人の濫獲に委せんか、国家管理の形態ができても、長鞭馬腹に及ばず、却て河川漁業の衰退を招く怖れが強い。

二、河川及び流水の状態が発電利水事業に依り、之を分断され、且つ毎日時の流量を異にして魚族の棲息を不能ならしめたる事例が多い。

河川流水は自然に流れて瀬となり淵となり、その間に魚巣が営まれ更に海に注がれて、淡鹹両棲魚族と共に自然増殖が盛んに行われたるものである。

然るに水力発電事業の発達は之を阻み、河川は全川〆切堰堤に依り随所に分断分水せられて、ときに長方形の池と化し、然も水は調整に依りて増減常無く、為めに海よりの溯河魚族は遂いに絶滅せしものあり、その他の魚族も亦自然増殖率の減退せることおびただしく、依て河川漁業会は近時毎年多額の経費を投じて、採卵孵化、稚魚の購入放流の漁場愛護施設をなし、監視を励行して増殖を図りつつある状態は、殆ど池中養殖者と同様というべく、かくの如く生産増強を積極的に完遂したる所に、専川漁業権の存すべき理由のあること。

三、河川湖沼の専用漁業権の開放は該漁業の衰退を招来すること。

イ、大衆の自由漁獲は漁業者の増産意欲を喪失、経費を投じて増産施設をなすもの無きに至る。

ロ、漁業会員の共同責任のもとに漁場の愛護育成がなされてきたのに、之をなすもの無きに至るのみならず、却て

漁場荒しの出現となる。

ハ、監視と共吟味に依る盗獲濫獲の防止が不能に陥り、密漁の犯罪が増加する。

ニ、漁場の喪失、増産施設の不徹底等に加えて、大衆の自由捕獲が行われるときは、専業者の漁獲は減退し遂に転業の止むなきを生じ、減産を招来する。

四、専用漁業権の開放は失業者を増加すること。

イ、河川湖沼の専業者はその規模小なるを以て、大衆の濫獲による減産にあう時は忽ち生計を失い、失業者に転落する。

ロ、副業その他の漁業者に就ても亦不安を感ぜしめて、副業の喪失或は転換を出現せしめて減産を招来する。

五、専用漁業権の死蔵悪用を厳禁せしむること。

イ、漁業権の死蔵は直ちに取消し処分を断行せられたい。

ロ、漁業権を投機的狙いを持つもの、その他投機的利益さく取を主とし、増産を二次的とするが如きには断乎たる処置をとられたし

全国内水面を挙げての政府案修正要求運動は、ついに成功し、二十四年十一月二十九日、新漁業法が成立した。専用漁業権が、共同漁業権の名において、協同組合にも与えられたのである。

当時の県漁連専務楠慶治談　占領下の国会は自主性のまことに薄いもので、政府原案も提出前にだいたいＧＨＱの内意を得ねばならず、この手続中に示されたものが、アメリカでの内水面漁業は大衆のレジャーとして現に解放され、漁業権としては認められていないので、之に準じて制定するようにとの強い指示であり、組合に漁業権は与えず、漁場は一般に開放すべきで

ハ、専用漁業権の免許について、一定の増殖行為を条件として必行せしめ之を怠るときは免許を取消されたし。

六、河湖漁業国家管理の場合に予想せられる欠点。

イ、地方に適応する多種魚苗の慾求に応ずる生産設備が全国的に不足している。

ロ、適地適時の移植放流に副わんとせば、設備費が著しく増大する。

ハ、本省、県庁、地方などおびただしい人件費を要する。

ニ、監視が行き届かず、遊漁、密漁者が増加する。

ホ、現在の国家財政に鑑み、特定財源によりて計画せらるる国管事業は、まず人件費などを優先し残額だけが直接の増産費となり、これを全国河川湖に配分せらるる故に極めて小額となること必然で、折角理想的な増産計画も減産計画となり、目的と結果の相反する予見は難くない。

ヘ、必然的に魚価が上る。

あるというのだから、修正要求はなかなかむづかしいことであった。

国会の水産委員会が修正意見を出してみても、余りそれを強調すると、議員は占領軍の命令で追放されてしまうというような噂も飛んだから、われわれが組合に漁業権を獲保しようとする修正運動も必死だった。そんな風で内水面の悲痛な要求も容れられないままに、既に衆議院を通り、参議院に廻され殆どどたん場に来ていたが、われわれは引き下らず、参議院の水産委員会に陳情、要請する事数次、ときの委員長を煩はしてGHQに訴え、遂にそれ程要望するのならば参議院で修正し、それを再び衆議院が修正議決するのも止むを得ないものとして、GHQも黙認することがあり得るかも知れなと云う処まで漕ぎつけて、最後の段階でついに修正要求を勝ちとり、共同漁業業権を獲得することができたのであった。このことは吾国内水面漁業上特筆大書して後世に伝えるべきことと思う。

新漁業法の成立と旧漁業権の補償

新しい漁業法と、その施行法は二十四年十二月十五日に公布され、翌二十五年三月十日施行された。これに依て漁業生産の維持発展をさせ、日本の民主化と経済再建の役割をになうことになったのである。

漁業制度改革の骨子は左のようなものであり、特に内水面については、その特殊性に即応して特別な規定が設けられた。その中で、最も大きな関心を持たれたのは、全面的な漁場整理を行うために、旧来の漁業権をいっさい消滅せしめ、それに対しては補償金を支払い、漁場を適切に整理の上、改めて再免許するというのであった。

漁業制度改革の概要

一、沿岸漁場の全面的整理

1、新法施行の際現に存する漁業権は、地区別又は漁業権の種類別に、新法施行後二年以内において、政令の定める期日に全国一律に消滅させ、同時に計画的に新漁業権の免許を行う。

2、右の漁場整理のため消滅する漁業権及びこれを目的とする入漁権、賃借権並びに使用貸借による借主の権利を有する者に対して、政府は補償金を交付する。

3、補償金の交付は都道府県毎に設置される漁業権補償委員会の定める補償計画に従て漁業権者に行われる。

4、補償金は、三十年以内に償還すべき政府発行の証券を以て交付する。（三十年償還はその後の陳情運動により五ヶ年となった）

5補償の財源は、政府の徴収する漁業権の免許料、漁業の許可料に求める。（これもその後の猛運動により免許料、許可料の徴収は撤廃となった）。

二、漁業権及び入漁権（主なもの）

1、漁業権の種類と存続期間

A、定置漁業権　五年　漁具を定置して営むものB、区劃漁業権　五年　一定の区域内において、かわら、石、竹、木等を施設して営む漁業C、共同漁業権　十年　一定の水面を共同に利用して営むもの。

2、漁業権は物権と見做し、貸付けることができない。

三、内水面漁業

1、内水面においては、漁業協同組合を内水面漁業の管理団体としてこれに漁業権を免許し、管理、増殖をなさしめる。

2、内水面における共同漁業は、その免許をうけたものが当該内水面において水産動植物の増殖を行う場合でなければ、免許してはならない。

3、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、共同漁業権の免許をうけたものに増殖義務を命ずることができ、命令に従わない場合は漁業権の免許を取消すことができる。

4、内水面における、水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する民主的機構として、漁業者、採捕者、学識経験者の中から知事の選任する委員を以て構成する内水面漁場管理委員会を道府県ごとに設置する。委員は十三人、任期は二年（三七年、四年に改める）とする。

新しい共同漁業権は、今まで、漁協の放流増殖事業は主として知事の行政指導に依って行はれて来たのを、自主的に、積極的に自ら実行すべき事を義務づけた。かくて、長野県漁連では直ちに臨時総会を招集して、会長成沢伍一郎が「内水面から漁業権を抹殺する政府原案に対し、吾々の熱と叫びと団結の力に依る真剣さが、ついに議会や占領軍当局の容るるところとなって、修正法案が通過し、然かも協同組合に優先免許制を認めて、新たな共同漁業権が制定されたことは、真に慶賀に堪えない」と報告した。

補償金五千五百万円来る

新漁業法を施行して二年目、即ち二十七年には旧漁業権を総て消滅させ、全面的に漁場整理の上、改めて新漁業権を免許することが決められ、そのため旧漁業権者に対し、政府は全国で一七八億余万円（海面一六八億円、内水面一〇億六四一万円）の補償金を支払うことになり、支出予算が編成されようとした。

昭和二十二年七月から二十三年六月三十日までを基準年度として、定置、区劃、特別漁業権については、推定賃貸料の十三倍、専用権については、基準年度の当該権利による漁獲金額を補償金として各府県に配分しようとするのであった。その漁獲高を調査して、国への要求を行い、交付された金額の各単協別配分を計画するため、府県知事の任命によって漁業権補償委員会が設置された。長野県では県漁連に漁業組合長を招集し県、漁連、組合の三者懇談の結果、二十五年十月、単協組合長又は理事の中から野溝準治（天竜川）岩間四郎（北信）腰原卓朗（犀川）上条郁三（安曇）傘木修（木崎湖）高橋長治（東信）千野兵庫（犀川殖産）宮坂玉治（諏訪湖）花岡保（北佐久）相沢毅（更埴）らが任命され、宮坂玉治が会長となって発足した。

初め、水産庁は長野県に対し、仮割当てとして二、一一六万五千円の補償額を内示してきたが、関係者の予想に比し、余りもに小額であるとの不満がおこり、補償委員会はあらゆる資料を用意して、強力な増額運動を展開した。増額運動については、二つの論拠を立てた。第一は、基準年度の漁獲量である。仮割当てについて、水産庁は市役所町村役場の所謂机上推定に基づく過少報告（漁業センサス）を基準にしているが、この報告は、税金を意識した個人からの報告であって、漁業組合自体の綿密な調査に依れば、実際には、全県で四一二、二四一貫の漁獲があり、市町村報告を遙かに上廻っている。

第二は、仮割当ての基準となった政府指示の魚価を見ると、量的に少ないため流通市場に正式に上らず、明き売り式に安値で捌かれた中央的な値段を基準にされているが、海無し県での新鮮な淡水魚はその利用価値高く、稀少量も手伝って、淡水魚価はもっと高いものであり、それが漁民の日常生活を支えているのである。たとえば二十三年三月、われわれは鮎百匁七五円、鯉五五円、赤魚五〇円、いわな六五円、かじか五五円、鮭鱒六五円、鰻七五円、おいかわ四〇円、わかさぎ四五円、その他の魚類三〇円、蜆二〇円などの協定価格をつくっている。

以上の資料に基づいて、政府の考えるよりは遙かに多い実際漁獲高を基準とし、そのうえに地方の実価である高い魚価を乗じて算定されなければならないことを強く主張して、総額一八八、九八四千円の増額補正要求をひっさげ、県と県漁連及び地域組合とが一体になって、猛運動を展開したのであった。

増額補正要求運動を繰り広げたのは、勿論、長野県だけではなかったが、結局本県は三四、六九三千円増しの総額五五、八五八千円の獲得に成功した。仮割当てに対する全国の内水面増加総額が全国平均〇、六一%であった中において、一、六四%と倍額以上の増加を勝ち得たことは、県当局と県漁連の指導者や補償委員会の必死の努力のたまものであったといえよう、海無し県としては岐阜につぐ全国第二位であり、琵琶湖を有する滋賀県よりも七一四万円多いのであった。

内水面関係府県別漁業権補償金(単位千円)

都道府県名	仮割当額	本割当額	増加額
栃　木	3,618	21,749	18,131
群　馬	3,834	23,638	19,804
埼　玉	3,213	7,844	4,631
山　梨	1.773	10,239	8,486
長　野	21,165	55,858	34,693
岐　阜	50,539	91,432	40,893
奈　良	807	850	43
滋　賀	86,430	48,715	△37,715
秋　田	9,801	67,588	57,787
茨　城	37,385	44,865	7,480
千　葉	44,470	46,758	2,283
東　京	4,852	10,869	6,017
静　岡	102,441	172,130	69,689
石　川	18,983	29,869	6,017
福　井	3,7852	5,173	21,388
兵　庫	12,831	29,360	16,529
北海道	24,050	43,815	19,765
その他	196,184	275,663	79,479
合　計	626,161	1,006,410	380,249

いずれにしても、元来、金も無く資産の少くない漁業団体、殊に戦後のインフレで喘ぎ続けていた本県水産業界にとって、五千五百万円という補償金の獲得は、正に劃期的なことがらであったから、さて、これの単協配分については、分取り作戦を退けながら、慎重な検討を加えなければならなかった。

県補償委員会は、長野県独自の考え方で、区劃漁業権は実質が専用と異ならないので同様に扱うこと、配分の公平妥当を期するため、漁獲額統計にだけ基準をおかず、総額の二

五%を見立てに依て配分するという、二つの基本方針を打出し、ついで次頁の表の如く細部の算定基準を決定した。由来、日本のあらゆる生産統計がそうであるように、漁獲統計もまた各組合が共通した正確さを持っているとはいい切れず、報告数字には算定の不正確のものや政治的意図の加味されている場合が少くないため、報告数字だけに依る配分の危険をおそれ、むしろ見立て割の慣習採用が公平を期し得ると考えたからであった。

漁業権補償金の組合別割当額(単位千円)

組合別	定置漁業権	専用区副漁業権	合計
南佐久南部		1,241	1,241
南佐久	36	2,031	3.194
東信	127		
北佐久	38	803	841
上小	438	3,661	4,099
更埴	102	4,998	5,100
千曲川		2,500	2,500
北信	66	1,687	1,753
高水		1,112	1,112
北安中部		451	451
犀川		3,204	3,204
犀川殖産		1,531	1,531
奈良井川		1,107	1,107
安曇		393	393
諏訪東部		347	347
天竜川	127	3,994	4,121
下伊那		3,711	3,711
根羽川		243	243
姫川上流		432	432
木曽川		1,606	1,606
野尻湖		64	64
松原湖		163	163
青木湖		594	594
木崎湖		960	960
諏訪湖	79	18,012	18,091
合計	1,013	54,845	55,858

こうして、二十五年十一月補償委員会発足以来会議を開くこと八回、小委員会四回を重ねて、二十六年九月ようやく配分の本決定を見たが、その日の感激を『漁連だよりは』左のように記録した。

九月二十九日の補償委員会で全委員出席のもとに、五、五八五万八千円の漁業権種類別並に漁業組合別の配分額が正式に決定された。これが配分算定は下記六種十一分類に及ぶ基準設定の通り行われたが、ここに至るまでの当事者の労苦は実に多大であり、回を重ねる委員諸氏の熱心なる論争検討ごとに、調査表の改訂、算出、印刷を行うこと十数度に及んだという。

われわれ第三者からこの決定額を通覧するとき、少しも偏した点が無く、歪められたあとも無く、極めて公平妥当であったことが感ぜられて喜ばしい。各組合、権利者にとっては真に重大なことなので充分に研究し、速断的に、どうも自分の方への割当金額が少いというような批判のないようされたい。補償委員各位と関係当局の多大な労苦によって生まれた、この劃期的

な大きな仕事の完成に対し、深甚なる謝意を表する。

税金と免可料撤廃にも凱歌

旧漁業権補償金の五千五百万円には三つの経済的負担を伴っていた。一つは補償金に対する課税であり、二つには二十五年という長期償還の漁業権証券（国債）であること、他のもう一つは新漁業権に対しては免許料、許可料が徴収されることであった。

税法をそのまま適用されるならば、全国一七八億円余の補償金について、所得税三五%府県事業税一二%、即ち凡そ半分が徴税されてしまう仕組みであるが、二十五年経たなければ償還を終らない国債を貰らって、一時に四十七%の税金を支払うならば、切角の補償金がむしろ漁民をおびやかすし、負担に苦しむ結果になるとして、免税と、国債償還（支払）期間短縮の運動がおこってきた。

全国水産業界を挙げて、政府への請願となり、衆参両院に対する陳情となったが、幸い、この二つは容れられた。償還期限五ヶ年、利率五分五厘が実現し、課税は六%として、本県の場合、三三五万円を納めることで解決した。

しかし、なお残されている免許可料の徴収問題は、一段と深刻であった。補償金交付の法案が国会を通過した裏側で、その財源が無いと主張する大蔵省に対し、水産庁が「国債償還の期間内に、その額に見合うものを漁業権免

長野県漁業権補償金の算定基準　（単位千円）

1.	専用漁業権と区劃漁業権補償額		54,845
イ	基本割	総額比 75%	41,138
	A 漁業センサスの漁獲額割	50%	20,570
	B 昭和23年漁獲金額割	20%	8,228
	C 昭和25年漁獲金額割	30%	12,340
ロ	見立割	総額比 25%	
	A 人頭割	15%	1,895
	B 昭和25年漁獲高割	20%	2,680
	C 漁場生産力、負担力その他各組合の基本算出額の均衡等を勘案して5階級の見立増率を乗じる額	65%	
	1級（5組合）		3,351
	2級（4　）		2,140
	3級（5　）		803
	4級（5　）		2,838
	5級（5　）		0

許可料として汲い上げる」という一札を入れていたからである。

免許可料の徴収は、海漁業においても非常に重大な問題であったが、内水面においても、特別の事情を訴えて抗議した。海の場合には養殖の義務を負わされていないのに、内水面では漁業権免許可の条件として、増殖が義務づけられている。補償金の年賦に見合うような高額の免許可料をとられては、義務の履行が非常に困難で、ために、組合経営を危殆に陥らしめることは明かであるというのであった。

初め、業界は減額運動を展開し、少しづつ効果を挙げていたが、徴収初年度を目前に控えた二十七年四月に至り、全国内水面漁業団体中央会総会で、免許可料の撤廃決議がなされ、ついで八月には、全国の許可漁業者を統合して、漁業免許料制度廃止期成同盟会（実行委員長小浜弥八漁経連会長）が結成され、各地で続々と開かれている漁民大会と相俟ち、激しい請願戦をくり広ろげた。

漁業免許可料制度廃止期成同盟会設置趣意書

新漁業法には漁業の免許可に対し料金を徴収すべく規定している。しかもこれらは手数料といった程度の生優しい額ではなく、特権料ともいうべき考え方で相当な額に達するものである。併し漁業の許可は立案者が述べているように、被免許可者に特権を付与するものではなく、一般に禁止していたものを特定の場合につき、その禁止を解除する行政行為であって、いわば警察許可の一種に過ぎないことは、従来よりの定説であって、一点疑念をはさむ余地がない。

他種産業においても許可事業なるものは枚挙にいとまのない位多いが、漁業の免許料の如き金銭負担を課されるものは何一つないのである、他の事業の許可と全く本質を同じくしながら、漁業の許可の場合にだけ何故を以て許可料を負担せしめるのか、業者はトント了解に苦しむのである。かかる差別的取扱を強いる悪法に対しては、業者は非常なる憤懣を禁じ得ないのである。故に業者は全国を挙げて結束し、茲に漁業免許可料制度廃止期成同盟会を設置し、以て不合理な本制度の廃止に邁進いたす次第である。

昭和二十七年七月、期成同盟会は東京日比谷公会堂に全国の業者代表を集めて、漁業免許可料廃止大会を開き、その決議を衆参両院議長並関係委員会長、関係大臣に陳情し、その撤廃実現を期することにした。参加者は大会場

に溢れ、場外会場も亦二千余名を数え、本県からも漁連の役員を陣頭に若い職員たちが参加した。かくて、鉢巻に腕章をつけた漁民代表らは、反対趣旨を明らかにした幟を竹竿に結束して、都内三方面にデモ行進し広く大衆に訴え、目的貫徹に努力した。

爾来、二十八年六月まで一年間にわたって、不断の逞しい運動を続けた結果、国会内における水産議員同盟の結成にまで発展し、翌七月、ついて漁業法の中から、免許可料制を撤廃する改正案が成立を見たのであった。

3　復興への体制づくり

新漁業法は、漁場の綜合的な高度利用に依て漁業生産力を発展させ、併せて漁業の民主化を図る機関として、海には府県毎の海区漁業調整委員会をつくり、河川湖沼には内水面漁場管理委員会をつくることを決めている。

当面、この委員会の重要な役割は、新しく共同漁業権を与えるための、整理された新漁場を組み立てゝ増産計画を立てることであり、委員には県議会議員などの参劃することを禁じ、飽くまでも漁民の下からの声に依て計画されることが指示された。長野県知事林虎雄は、委員に細川清明、小松寛美、成沢伍一郎、木下真平、杉村豊治、植松秀夫、楠慶治、三堀厳、荻原梅太、荻場茂、町田時治、井出欽一、中野宗治の十三名を任命し、成沢が会長、楠が会長代理となって、二十五年十一月十六日、第一回の委員会をひらいた。

委員会は、事務規程の中に「委員は、親戚や配偶者に関する事項の審議に参加することができない」「会議はすべて公開すること」などを規制し、委員会の民主化と公正を期した。占領軍司令部は、この委員会の使命を非常に重視し、漁業民主化の車はこれを中心にして廻るものと考えたから、各府県の漁場管理委員会が成立すると、それに向って左のような書簡をおくった。

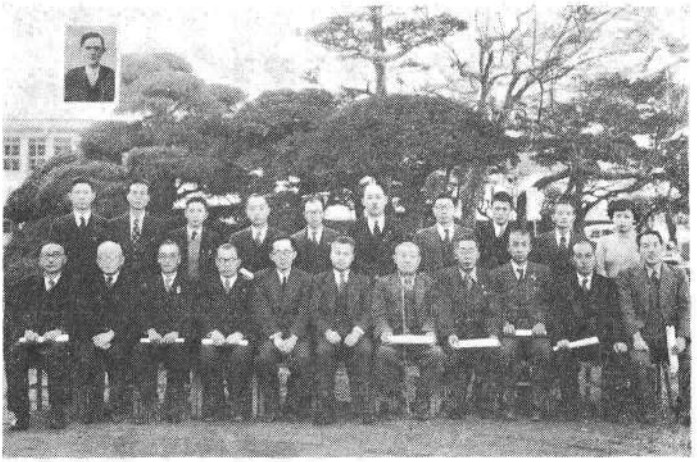

第一回漁場管理委員会　前列左から委員町田、楠、小松、中野、笠原県経済部長，中村副知事，成沢会長、委員三堀、荻場、木下、井出
後列左から剣持主事、橋詰技師、田中技師、委員細川、植松、荻原、柳原特産課長、西沢書記，峯村書記、岡田書記，(上)杉村委員

会長殿、私はあなたと他の委員の方々が、このたび内水面漁場管理委員に選任されましたことに対しお喜び申上げます。一九四九年制定の新漁業法が成功するか、或は失敗に終るか、一つにかかって、あなた方がその使命を立派に遂行するかどうかにあるのです。あなた方が、各地方の地区を新漁業法の精神に基づいて編成し、管理することに成功されるならば、真摯な、そして国を思う漁民の賞讃と感謝をかち得るのであります。

漁民の代表者が、国家の漁業の運営に対して発言権を持ったのは今度が初めてであり、同時に、法律の規定する適格性の優先順位に基づいて、免許可漁業の権利を広く漁民の手に割り当てようとすることも、これが初めてであります。あなた方は、日本の漁業を世界に於ける漁業の民主的管理の顕著なる範例とすることができる好機会に恵まれているのです。

わたくしは、皆さんの新しいお仕事の上に幸運のあらんことをお祈りしてやみません。

一九五〇年十一月十七日

連合軍総司令部天然資源局

水産部長　ウイリアム、C、ヘリントン

長野県内水面漁場管理委員会長殿

漁場管理委員会に諮問、新漁場を決める

長野県漁場管理委員会は、知事の諮問をうけて、幾たびかの会議ののち、新漁場案を答申した。旧来の支流にまでわたる漁場を整理し、中型漁場を打ち出した。理想としては、一流域一漁場の大漁場主義を考えたのだが、一挙にそれを採用することの困難を思い、中型に整理したのである。

今までの漁場は、封建時代以来の地先特権を温存することに重点をおいたため、非常に細かく区劃され、それぞれの漁業権が地区組合に与えられていた。たとえば、千曲川水系においては、その下流（高水組合）鳥居川、夜間瀬川（北信）村山橋上下地域（千曲川）犀曲合流点上流（更埴）上小地域（上小）小諸付近（東信）その上流と湯川（北佐久）その上流（南佐久）最上流（南佐久南部）という風に区分されていた。

犀川水系においては、犀曲合流点上流（犀川殖産）明科付近（犀川）松本上流（奈良井川）梓川下流（波田）その上流（安曇）高瀬川（北安中部）裾花川（裾花川）と区分され、木曽川（木曽川）は一本に、天竜川は最上流（諏訪）中流（天竜川）下流（下伊那）のほか、根羽川（根羽川）に区分された。

諏訪湖に注ぐ上川（諏訪東部）富士川上流釜無川（釜無川）にも、それぞれ独立の漁業権が存在した。

知事は漁場管理委員会に諮問して、これを大幅に整理した。湖沼にあっては旧来の五区を一応そのまま残したが、河川において共同漁業権の対象となる漁場は、十七に整理したのである。新漁業法が、漁民共同の力を発揮し、できるだけ広範囲な綜合管理をなすことに依て、増殖の達成を期していたからであった。新漁場案が計画されると、県下を十一地区に分ち、南佐中込、上水豊野、長野市、南安島々、下伊大島、東筑明科、諏訪市、木曽福島、木崎湖畔、下伊根羽、更級篠ノ井において公聴会をひらき、関係地区民の意見を聴し、その世論の上に立って本決りとなり、二十七年一月一日を期して、いよいよ左の漁業権が免許された。その後、浪合川、平谷川（下伊）に共同漁業権が増加され、三浦貯水池（木曽）諏訪湖網生簀の区劃漁業権が設定され、こんにちに至っている。

免許番号	河湖名	漁場の位置	関係組合（○印代表）	義務増殖の範囲数量								
				鮎	鯉	鮒	うぐい産卵場	鰻	ます類	どじょう	簗数
				貫					千尾		
共一	千曲川上中流	更級小島田村より上流の千曲川本支流	南佐久南部・南佐久北佐久・東信・○上小・更埴	500	170	230	13	70	40	0	16
共二	相木川	南佐久小海村南北相木村	北佐久南部	20	5	5	2	0	2	0	1
共三	湯川本支流	北佐久郡軽井沢・岩村田・高瀬村外四ケ村	北佐久	40	20	25	2	10	8	0	2
共四	千曲川下流	共一以下の千曲川本支流・犀川本流の中長野市及び大豆島村以下	○千曲川北信高水	0	130	160	2	50	30	0	0
共五	夜間瀬川本支流	下高井郡夜瀬村外四ケ村	北信	10	5	10	2	5	4	0	1
共六	鳥居川本支流	上水内郡鳥居村外四ケ村	北信	30	15	15	2	5	4	0	1
共七	樽川本支流	下高井郡木島村外四ケ村	高水	0	20	20	1	5	4	0	1
共八	犀川本支流・穂高川鳥川・中房川・乳川高瀬川・土尻川・農具川	共四の犀川本流より上流、奈良井川裾花川を除く農具川は平村三間橋以下	○犀川犀川殖産北安中部	0	300	300	6	30	100	0	0
共九	裾花川本支流	長野市上水内郡芋井村外五ケ村	裾花川	30	5	0	2	5	2	0	2
共一〇	奈良井川本支流鎖川、田川、薄川	松本市東筑摩郡島内村外十五ケ村	○奈良井川犀川	50	20	5	3	15	30	0	2
共一二	天竜川本支流	諏訪郡と上伊那との境界から下流の天竜川本支流	○天竜川下伊那	500	300	350	8	100	8	6	4

				義務増殖の範囲数量							
共一三	木曽川本支流	西筑摩郡木祖村外十三ヶ村	木曽川	0	60	0	8	20	40	0	0
共一四	梓川本支流	南安曇郡安曇村外二ヶ村 東筑摩郡波田・新村	○安曇 波田	0	10	0	2	0	40	0	0
共一五	姫川本支流	北安曇郡神城村外四ヶ村	姫川上流	0	40	0	2	0	40	10	0
共一六	中津川本支流	下高井郡堺村外二ヶ村	○志賀 高水	0	0	0	0	0	20	0	0
共一七	根羽川本支流	下伊那郡根羽村	根羽川	30	0	0	3	5	40	0	0

				鮎	鯉	鮒	うぐい産卵場	鰻	ます類	あめの魚	むろ	公魚	えび	蜆	どじょう
共一一	諏訪湖、天竜川上川、宮川、角間川、砥川	諏訪市・岡谷市・諏訪郡川岸村外十四ヶ町村	○諏訪湖 諏訪東部	30貫	220	510	5	300	40千尾	0	100万粒	500万粒	100	5.000	30
共一八	猪名湖、長湖松原湖	南佐久郡本牧村	松原湖	0	5	5	1	0	2	0	0	5	0	0	0
共一九	野尻湖、池尻川、古海川	上水内郡信濃尻村古間村	野尻湖	0	50	50	2	25	14	0	0	160	0	0	0
共二〇	青木湖、中綱湖農具川	北安曇郡平村、中木加・蔵、中綱	青木湖	0	30	20	2	5	30	0	10	100	10	0	0
共二一	木崎湖、稲尾川、農具川	北安曇郡平村・海ノ口・森・稲尾・山崎・美麻村新川	木崎湖	0	70	50	2	10	6	0	10	200	10	0	0
区一	蓼科大池	諏訪郡北山村北佐久郡芦田村	北山村池ノ平耕地整理組合	0	0	0	0	0	50	10	0	1	0	0	0

共同漁業権漁場の設定と同時に、許可漁業の許可も行った。長野県では、河川湖魚族の濫獲を防ぎ、増殖をはかるために魚堰、瀬付、箱伏、やす、刺網、ごろひき、四ッ手、漬柴、筌、小型やな、石塚、簀建、せき四ッ手、地びきを許可漁業として、許可数に一定の制限を加えていたが、管理委員会は、筌以外の総数限度を二、三八〇件と

し、釜は一、七五二件に制約した。

その頃、釜は殆どの河川湖でおこなわれ、その他で多いものはやすの四八三件で、佐久や安筑地方、木崎、野尻、青木湖で専ら用いられた。ついで、各河湖に共通して多いものは箱伏四六五、刺網四一四、石塚三七〇、四ッ手二〇〇、瀬付一九七、魚堰一五七の順で、瀬付は青木、木崎のほか更埴から上流の千曲川と、犀川中流、奈良井川が特徴的であり、天竜では下伊那だけがおこなった。

魚堰は上小、更埴、千曲川、高水組合の地域に多く、天竜では上伊那が専ら用い、石塚は諏訪湖、上小、更埴地区が大部分を占め、上伊那もかなりの数をかぞえた。四ッ手は全く諏訪湖に限られ、地びきは高水地区に最も多かった。

以上、新漁業法に依る最初の漁場設定と、二十年代における許可漁業の姿を見てきたが、三十九年、漁業法の一部が改正されると、更に漁場整理がおこなわれ、二十七年の共同漁業権は二一、区劃一であったものが、共同一七、区劃四となった、同時に義務放流範囲量についても、年々、漁場の実情に応じて、数量を指示した。たとえば、四十二年の指示量は左のようなものであった。

共11	共12	共13	共14	共15	共16	共17
松原湖	野尻湖	青水湖 木崎湖	釜無川	三浦	浪合	平谷
0	0	0	0	0	0	0
0	0	10,000	0	0	0	0
50	30	0	0	80	0	0
					0	0
0	20	50	0	0	0	0
		万				
0	0	100	0	0	0	0
150	85	18万尾	0	10kg	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2,000	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	6,000	12.00	2,000	1万	26,000
0	10	0	0	0	60	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	2	3	2	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	30
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0
0	50	0	0	10	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	300万	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	10kg	0	0	0	0	30
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	4	0	0
0	0	10万	0	0	2万	0
0	0	0	2	0	0	0
1,400万	4,300万	15,000	万300万	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	10	20	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

昭和42年度における各漁場の義務放流量

漁業権番号		共1	共2	共3	共4	共5	共6	共7	共8	共9	共10
区域内組合		南佐南部 佐久・上 小・更埴	千曲川 高水 北信	裾花川	犀川殖産・ 犀川・妄叟 北安中部・ 波田・奈良 井川	諏訪 湖 諏訪 東部	天竜川 下伊那 遠山	木曽川	姫川 上流	志賀	根羽川
鮎	稚魚	6,500kg	450	210	460	200尾	2,700	700	0	0	420
鯉	青仔	0	0	0	0	225,00	0	0	0	0	0
	当才	1,500kg	1,250	30	360	410	1,750	135	0	0	120
鰻	稚魚	220kg	360	8	350	170	240	40	0	0	50
鮒					万粒	万		万	万		
	卵	0	0	0	25	3,000	180	1,000	0	0	0
	稚魚	360kg	600	20	200	1,360	0	0	0	0	120
どじょう	稚魚	0	60kg	0	0	130	25	0	0	0	0
川ます	稚魚	0	2万尾	6,000	4万	0	0	0	0	0	0
	幼魚	0	6万粒	0	0	1万	0	1万	0	2万	0
	卵	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虹ます	稚魚	6万尾	5万	5,000	36万	0	15万	0	2万	2万	17,000
	卵	1,000kg	0	0	460	0	0	300	0	0	0
	親魚	0	0	0	0	6万粒	0	0	0	0	0
いわな	産卵場	5ヶ所	1	0	6	0	20	2	3	0	4
	卵	0	0	0	0	0	0	0	0	2万粒	0
	稚魚	0	0	2,000尾	0	0	0	0	0	0	0
	親魚	0	20kg	0	30	0	0	0	0	0	0
やまめ	親魚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	稚魚	5万尾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卵	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	産卵場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かじか	産卵場	5ヶ所	8	3	2	0	15	4	0	0	6
なまず	産卵場	3ヶ所	1	0	0	2	0	0	0	0	0
うぐい	稚魚	0	0	0	100kg	0	150	0	0	0	0
	成魚	8万尾	0	0	0	0	4万	0	0	0	0
	卵	1,480万粒	0	3万	0	80万	0	0	0	0	0
	産卵場	4ヶ所	1	0	11	0	0	1	3	0	1
おいかわ	産卵場	7ヶ所	7	0	3	4	15	0	0	0	3
	卵	0	0	1万粒	0	0	0	0	0	0	0
あめのうお	親魚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	稚魚	0	0	6,000	0	0	0	0	0	0	0
	産卵場	0	0	0	3	5	6	0	3	0	6
	卵	0	0	0	0	0	65万粒	2万	0	2万	0
あぶらはや	産卵場	0	0	0	4ヶ所	0	0	0	0	0	0
わかさぎ	卵	0	0	0	0	75,000万粒	0	100万	0	0	0
むろ	稚魚	0	0	0	0	130kg	0	0	0	0	0
ひがい	稚魚	0	0	0	0	130kg	0	0	0	0	0
	親魚	0	0	0	0	0	40kg	0	0	0	0
えび		0	0	0	0	130kg	0	0	0	0	0
とんこ	産卵場	0	0	0	0	9ヶ所	0	0	0	0	0
にごり	産卵場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単協に漁場管理協議会

新しい漁場は、旧来の小漁場を整理統合したので、共同漁業権は幾つかの組合に共通して交付される場合がすくなくなかった。したがって、一漁場を関係組合が共同して管理することになり、それぞれに代表組合が設けられた。県知事は、漁業権の免許に当り、前記漁場一覧で示したように、各種魚族の義務放流量を定めたから、単協ではそれぞれの漁場について、各自の分担魚種別数量を協議して定め、共同責任でその事業を遂行することになった。今までのように、各組合が勝手に放流したり、しなかったりして、流れて来たり、溯ってくる有難味だけに頼るというような在り方は許されなくなり、共同の計画にしたがって、最も効果的に行わなければならなくなったのである。

それを円満に遂行するために、各漁場毎に関係組合は、集って共同漁業権漁場管理協議会をつくった。ここで綜合的な放流増殖計画を立て、それに基いて綿密な連絡の上、各組合が事業を進めるのであった。一つの例を千曲川水系に見よう。ここでは、犀曲合流点から最上流の南佐久南部組合まで、更埴、上小、東信、北佐久の五組合が一つの共同漁業権（第一号）の下におかれたが、左のような協議会規約を結んだ。

第一号共同漁業権漁場協議会規約

第一条　この協議会は第一号漁場協議会という。

第二条　本協議会は第一号漁場の管理並に行使方法その他を審議協定することを目的とする。

第三条　協議会は各組合から選出した二名宛を以って構成し、会長一名、副会長一名、常任協議員及び事務員若干名をおく。常任協議員の任期は二年とし、各組合より一名宛とし、会長、副会長は協議員の互選とする。

第四条　協議会の事務所は会長所属の組合におく。

第五条　本協議会は以下の事項を管掌する。一、魚族増殖事業共同化の促進二、漁業の生産管理三、漁業の流通面の共同化の促進四、その他当該漁場に関する問題。

第六条　操業区域は逐次全流域に及ぶことを理想とするも、当分は他地区に出漁を希望するものは地元組合の許可をうけ、正式に入漁するものとする。

第七条　魚族の増殖、漁業生産等漁業の相反する要求を勘案して適宜漁業の調整を計る。

第七条　増殖事業は免許の裏付けたる数量増大につとめ、適地適種主義によりその数量は協議の上決める。

第九条　当分各組合操業区域の監視を厳密にし、違反事項に関しては相互忌憚なく通報して非背の絶無につとめる。

第十条　免許料は協議会に於て各組合負担額をきめる。

第十一条　漁業料及び入漁料については追て協議する。

第二条　水利事業、電気事業その他の補償は原則として之に依る被害に応じ、協議会は各組合と協力して漁場荒廃の防止につとめる。本漁場に於て何らかの施設をなさんとするものある時は、本協議会は之をを審議し支障のあるものについては之を防止する。

長野県漁業調整規則成る

新漁業権の免許可とともに、長野県では漁業調整規則を公布した。従前の漁業取締規則に代るものであり、取締規則は廃止された。官権によって取締るという精神ではなく、漁業者とそれに関係する住民の、公益的自覚を呼びさまし、漁業と漁場の調整を民主的に押し進めようとの意図であった。

漁業法（昭和二四年法律第二六七号）第六五条の規定に基き、長野県漁業調整規則を、次のように制定する。

長野県漁業調整規則（昭和四十三年規在）

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、漁業法（以下「法と」いう。）その他漁業に関する政令とあいまって、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（申請又は届出機関）

第二条　この規則の規定に基いてする漁業に関する申請又は届出は、地方事務所長を経由しなければならない。但し、県内に住所を有しないものにあつては、市町村長の身元証明書を添えて、直接知事に提出することができる。

一部改正〔昭和三二年規則二三号〕

（代表者の届出）

第三条　法第五条第一項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、代表者選定届又は代表者変更届によるものとする。

全部改正〔昭和三五年規則四一号〕

第二章　漁業の許可

（許可を受けない魚堰漁業等の禁止）

第四条　次に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ営んではならない。但し、漁業権に基いて行う場合はこの限りでない。

(1) 魚堰漁業　(2) 瀬付漁業　(3) 箱伏漁業（ろうやを含む）　(4) やす漁業（火光、水覗眼鏡を使用するものを含む。）　(5) 刺網漁業　(6) ごろびき漁業　(7) 四手網漁業（間口三メートル以上のもの）　(8) 漬柴漁業　(9) 筌漁業（網筌を含む）　(10) 大型やな漁業（小型やな漁業以外のやな漁業）　(11) 小型やな漁業（簀落し、又は押やなを含む。但し、間口は三メートル以下、占有水面積は一、六五三平方メートル以内、工作物のそでは牛枠を使用しないもの。）　(12) 石塚漁業　(13) す建漁業　(14) せき四手網漁業　(15) 地びき網漁業

一部改正〔昭和三八年規則三号〕

第五条　削除〔昭和三八年規則三号〕

（許可申請）

第六条　漁業の許可をうけようとする者は、次の事項を記載した漁業許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。

(1) 漁業の名称　(2) 操業区域又は場所　(3) 漁獲物の種類　(4) 操業期間　(5) 許可期間　(6) 漁具の規模及び数　(7) 使用船舶の船名及び漁船登録番号

二　第一六の規定により、定数が定められた漁業に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間内にしなければならない。

三　知事は、前項の期間を定めたときは、公示する。

四　知事は、第一項の申請書の外、必要と認める書類の提出を命ずることがある。

（許可の有効期間）

第七条　漁業の許可期間は一年以内とする。

（許可証の交付）

第八条　知事は、第四条の規定による許可をしたときは、許可証を交付する。

（許可証の携帯義務）

第九条　前条の許可証は、当該許可に基いて当該漁業を行うときは携帯しなければならない。

二　第一二条第二項及び第一三条の規定により、許可証を知事に提出中のものは、知事又は地方事務所長が証明した許可証の写を携帯して、漁業をすることができる。

三　前項の許可証の写は、許可証の交付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。

四　第二項の規定による証明は、漁業許可証明願によるものとする。

（許可証の譲渡等の禁止）

第一〇条　許可証及び前条第二項の規定による許可証の写は、譲渡又は貸与することができない。

（許可の制限又は条件）

第一一条　知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業を許可するにあたり当該許可に制限又は条件を付けることがある。

（許可の内容の変更及び許可証の書換並びに再交付）

第一二条　漁業の許可を受けた者が第六条第一項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事に変更の許可を申請しなければならない。

二　前項の規定により変更の許可を申請しようとする者は、漁業許可変更申請書に、許可証及び変更理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

第一三条　漁業の許可を受けた者が、許可証を亡失し又はき損したときは、遅滞なく知事に許可証の再交付の申請をしなければならない。

二　前項の規定により再交付を申請しようとする者は、亡失の場合にあってはその事由を具した書類を、き損の場合にあっては、許可証を添え漁業許可証再交付申請書を知事に提出しなければならない。

第一四条　知事は、第一二条の規定による変更許可又は前条の規定による再交付の申請があった場合において、その申請を正当と認めるときは、許可証を書き換えて交付し又は再交付する。

（許可証の返納）

第一五条　漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い又は取り消されたときは、遅滞なくその許可証を知事に返納しなければならない。但し、許可証を返納することができないときは、事由を具して漁業許可証返納届を知事に提出しなければならない。

二　漁業の許可を受けた者が死亡したときは、その相続人が前項の手続をしなければならない。

（漁業許可の定数）

第一六条　知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整上必要があると認める場合は、第四条各号に掲げる漁業について、漁業の種類別に水域及び許可数（以下「定数」という）を定めることがある。

二　知事は、前項の水域及び定数を定めるときは、現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会経済的条件を総合的に勘案して決定するものとする。

三　知事は第一項の水域及び定数を定める場合には、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

四　知事は第一項の水域及び定数を定めたときは、公示する。

五　前三項の規定は、第一項の規定により定めた水域及び定数を変更する場合に準用する。

（許可をしない場合）

第一七条　知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可を与えないものとする。

(1)　漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠くものであるとき。　(2)　漁業調整その他公益上必要があると認めるとき。

二　知事は、前項の規定により許可をしないときは、あらかじめ当該申請者にその理由を、文書をもって通知するものとする。

三　知事は第一項の処分を行う場合には、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

（優先順位についての勘案事項）

第一八条　知事は、第一六条の規定により定数が定められたものの許可の優先順位については、その申請に係る漁業について、次に掲げる事項を勘案して決定するものとする。

(1)　当該水産動植物の増殖に対する熱意の程度　(2)　当該漁業の漁場において、当該漁業についての経験の程度。

(3)　当該漁業にその者の経済が依存する程度　(4)　漁民が当該漁業の経営に参加する程度。

（許可の取消）

第一九条　漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた後に第一七条第一項第一号に該当する場合は、知事は、すでに与えた漁業の許可を取り消すものとする。

二　知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

（錯誤によってした許可の取消）

第二〇条　錯誤により許可をした場合においてこれを取り消そうとするときは、知事は、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

第二一条　知事は、漁業の許可を受けた者が、許可を受けた日から六箇月間操業しないときは、当該許可を取り消すことがある。

二　許可を受けた者の責に帰する事由による場合を除き、第二二条第一項又は法第六七条第一項の規定に基く指示若しくは同条第七項の規定に基く命令により漁業の操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

（漁業調整その他公益上の必要による許可変更、取消又は操業停止）

第二二条　漁業調整、その他公益上必要があると認めるときは、知事は許可の内容を変更し若しくは制限し、操業を停止し、又は当該許可を取り消すことがある。

二　許可を受けたものが、この規則の規定に基く処分に違反したときも又前項に同じである。

三　前項の規定による処分は当該処分を受けた者が有する漁業の全部の許可について行うことがある。

四　第一九条第二項の規定は第一項の場合に準用する。

（許可の失効）

第二三条　漁業の許可は、次の場合にその効力を失う。

(1)　許可を受けた者が死亡したとき。(2)　許可を受けた者が、当該漁業を廃止したとき。

第三章　漁業調整

（有害物の遺棄漏せつの禁止）

第二四条　水産動植物に有害な物、又は有害な物を漏せつする虞れがある物は、これを遺棄し、又は放置してはならない。

二　知事は、前項の規定に違反する者がある場合において水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害設備の変更を命ずることがある。

第二五条　（削除昭和三五年規則四一号）

（禁止期間）

第二六条　次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に規定する期間これを採捕してはならない。但し、区画漁業の内容となっている水産動物を区画漁業権に基いて採捕する場合はこの限りではない。

名称	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで
いわな	十月一日から二月十五日まで
やまめ（あめのうお、たなびらを含む）	十月一日から二月十五日まで
木崎ます	九月十五日から三月三十一日まで
にじます	十月一日から二月十五日まで
かわます	十月一日から二月十五日まで

さけ	十一月一日から一月三十一日まで
さく河性ます	一月一日から十二月三十一日まで

二　前項の規定に違反して、採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

（全長等の制限）

第二七条　次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。但し、区画漁業の内容となっている水産動物を区画漁業権に基いて採捕する場合はこの限りでない。

名称	大きさ
さけ	全長一五センチメートル以下
さく河性ます	全長一五センチメートル以下
いわな	全長一五センチメートル以下
やまめ（あめのうお、たなびら、木崎まを含む。）	全長一五センチメートル以下
にじます	全長一五センチメートル以下
かわます	全長一五センチメートル以下
ひがい	全長一〇センチメートル以下
うぐい	全長一〇センチメートル以下
こい	全長一八センチメートル以下ただし、佐久間湖において全長二〇センチメートル以下
ふな	全長一〇センチメートル以下
うなぎ	全長三〇センチメートル以下
おかいわ	全長八センチメートル以下
たんがい	殻長一五センチメートル以下

二　かじか及び前項の表の上欄に掲げるもののうち、さけ、さく河性ますの放産した卵は、採捕してはならない。

三　前二項に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第二八条　左に掲げる漁具漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1)　水中に電流を通じてする漁法、(2)　鵜縄を用いてする漁法(3)鵜飼漁法、(4)　石こじ漁法、(5)　（潰壜壜伏を含む）漁法、(6)川干漁法、(7)　石うち（はんまうちを含む。漁法、(8)　潜水してする漁法、(9)　水中銃（もりを含む）を用いてする漁法、(10)　刺網を二枚以上重ねてする漁法。

第二九号　次の表の下欄に掲げる漁具漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具漁法は、それぞれ同表下欄に規定する範囲内でなければならない。

名称	範囲
網漁具	網目こま一二ミリメートル（一三節）以上。但し、諏訪湖にあっては、こま一八ミリメートル（九節）以上。
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま五・五ミリメートル（二九節）以上。
はぜ類採捕用四手網	網目こま三ミリメートル（五一節）以上。
三日月網	網目こま三ミリメートル（五一節）以上。
しじみ採捕用漁具	目合10ミリメートル以上

（禁止区域）

第三〇条　次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1)　木曽川　木曽郡日義村野々尻の新開発電所堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(2)　木曽川　木曽郡木曽福島町字塩淵の寝覚発電所堰堤から上流一一〇メートルに至る区域。

(3)　木曽川　木曽郡三岳村字黒田の寝覚発電所堰堤から上流九〇メートル下流二七五メートルに至る区域。

(4)　木曽川　木曽郡三岳村大字下殿の常盤発電所堰堤から上流九〇メートル下流二七五メートルに至る区域。

(5)　削除

(6)　木曽川　木曽郡大桑村大字須原字和村の大桑発電所堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(7)　削除

(8)　木曽川　木曽郡上松町小野ヶ谷の桃山発電所堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(9)　削除

(10)　天竜川　駒ヶ根市大字東伊那字二トノ瀬の大久保発電所取入口堰堤から上流五五メートル下流二七五メートルに至る区域。

(11)　天竜川　駒ヶ根市大字中沢字北田の南向発電所取入口堰堤から上流五五メートル下流二七五メートルに至る区域。

(12)　天竜川　上伊那郡辰野町大字伊那富字川向の東天竜耕地整理組合用水取入口堰堤から上流五五メートル下流一八〇メートルに至る区域。

(13)　削除

(14)　天竜川　下伊那郡泰阜村字ほつきの泰阜発電所取入口堰堤から上流五五メートル下流六七〇メートルに至る区域。

(15)　天竜川　下伊那郡天竜村大字長島平岡発電所堰堤上流三三〇メートルから放水路下流一三〇メ

ートルに至る区域。

(16) 削除

(17) 三峯川　上伊那郡長谷村大字黒河内字和泉原の長野県三峯川砂防堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(18) 犀川　東筑摩郡明科町の犀川発電所堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(19) 犀川　上水内郡新州新町大字水内字高岩の水内発電所堰堤から上流一八〇メートル下流三六五メートルに至る区域。

(20) 梓川　南安曇郡梓川村大字梓字八景山の長野県梓川農業用水取入口堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(21) 梓川　東筑摩郡波田村字赤松の赤松堰堤から上流五〇メートル下流一〇〇メートルに至る区域。

(22) 梓川　南安曇郡奈川村奈川渡の龍島発電所堰堤から下流大白川合流点第一号不動標識より第二号不動標識見通線までに至る区域。

(23) 梓川　南安曇郡安曇村大字大野山字沢入の奈川渡発電所取入口堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(24) 梓川　南安曇郡安曇村大字大野川字中平の奈川渡発電所取入口堰堤から上流九〇メートルに至る区域。

(25) 梓川　南安曇郡安曇村字上高地梓川筋国有林霞沢発電所取入口堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルの区域。

(26) 島々川　南安曇郡安曇村島々谷字二俣の梓川支流島々谷南沢合流点から上流。

(27) 水殿川　南安曇郡安曇村稲核の梓川支流水殿川流域中梓川本流との合流点第一号不動標識と第二号不動標識との見通線から上流。

(28) 明神池　南安曇郡安曇村上高地明神池。

(29) 奈良井川　松本市大字島立荒井の長野県南安曇郡勘衛門堰堤土地改良区用水取入口堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(30) 千曲川　南佐久郡八千穂村大字穂積字東馬流の穂積発電所取入口堰堤から上流一一〇メートルに至る区域。

(31) 千曲川　南佐久郡佐久町大字高野字東中川原の臼田発電所取入口堰堤から上流一一〇メートル下流一一〇メートルに至る区域。

(32) 千曲川　小諸市大字小諸城下小諸発電所貯水堰堤から上流一一〇メートル下流三〇〇メートルに至る区域。

(33) 千曲川　北佐久郡北御牧村大字羽毛山字大岩下の塩川発電所堰堤から上流九〇メートル下流九〇メートルに至る区域。

(34) 削除

(35) 千曲川　飯山市大字照岡西大滝の信濃川発電所取入口堰堤から上流一八〇メートル下流三六五メートルに至る区域。

(36) お米川　更埴市大字杭瀬下のお米橋から下流千曲川本流との合流点まで八月一日から十月三十一日まで。

(37) 聖川　長野市篠ノ井塩崎字高原河原地先堤防上から下流千曲川本流との合流点まで。八月一日から十月三十一日まで。

(38) 沢山川　更埴市大字雨宮字古川地籍七十間橋から下流千曲川本流との合流点まで。八月一日から十月三十一日まで。

(39) 沢山川　更埴市大字生萱橋から下流同市大字雨宮地籍の斉場橋まで。八月一日三十一日まで。

(40) 蛭川　長野市松代町東寺尾千曲添地籍の神田川と関家川との合流点から下流千曲川本流との合流点まで。四月一日から五月三十一日まで。

(41) 米子川　川上高井郡東村大字仁礼の米子川支流北の沢流域中本流との合流点の第一号不動標識と第二号不動標識との見通線から上流。

(42) 鳥居川　上水内郡信濃町大字柏原字黒姫山の鳥居川第一発電所取入口堰堤から上流九〇メートル下流九〇メートルに至る区域。

(43) 鳥居川　上水内郡信濃町大字柏原字黒姫山の鳥居川第二発電所取入口堰堤から上流九〇メートル下流九〇メートルに至る区域。

(44) 鳥居川　上水内郡信濃町大字柏原字黒姫山大橋の鳥居川第三発電所取入口堰堤から上流九〇メートル下流九〇メートルに至る区域。

(45) 姫川　北安曇郡小谷村大字北小谷字おふなせの大網発電所取入口堰堤から上流三六五メートル下流四五五メートルに至る区域。

(46) 姫川　北安曇郡白馬村大字北城外出下河原の姫川第二発電所取入口堰堤から上流九〇メートル下流九〇メートルに至る区域。

(47) 姫川　新潟県西頸城郡小滝村大字山の坊字宮沢尻の姫川第六発電所取入口堰堤から上流二七五メートル下流三六五メートルに至る区域。

(48) 諏訪湖　諏訪市大字豊田字清雲開六、六四五番のロ九第一号不動標識から同市大字同字湖畔二、二四九番のイ号二第二不動標識一直線見通し以内の諏訪湖内字河原及び渋のエゴ

の内面。三月一日から七月三十一日まで。

(49) 諏訪湖　諏訪市大字上諏訪字渋崎一、七九二番地の第一号不動標識から六斗川上流渋崎一、八五四番地の第二号不動標識までの区域及び第一号不動標識を基点として諏訪湖内の第三、第四、第五不動標識のそれぞれ一直線見通しの内面。一月一日から四月三十日まで。但し、わかさぎ卵人工孵化放流のため諏訪漁業協同組合が行うわかさぎ採捕については、この限りでない。

(50) 裾花川　長野市妻科地籍の八幡川取入口堰堤から上流五〇メートル下流一〇〇メートルに囲る区域。

(51) 農具川　大町市大字平地籍内トムス橋から下流木崎湖へ注入するまでの農具川。但し、河口より上流二五〇メートルの間は除く。

(52) 稲尾川　大町市大字平字稲尾川。但し、河口より上流一五〇メートルの間は除く。

二　知事は、前項各号の区域には、禁漁区の標示をするものとする。

（さく河魚類の通路を遮断して行う漁業の制限。）

第三一条　さく河魚類の通路を遮断して漁業をするときは河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

（移殖の制限）

第三二条　本県内に棲息しない水産動物（卵を含む）は、知事の許可を受けなければ、これを河川及び湖沼に移殖してはならない。

二　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移殖許可申請書を、知事に提出しなければならない。

(1) 移殖しようとする水産動物の種類及び数量(2)移殖の目的、(3) 移殖しようとする水産動物の産地及び購入先、(4) 移殖の区域、(5) 移殖の時期

（移殖の禁止）

第三三条　えびがに及びその卵はこれを本県内に、又雷魚かむるち―らいひ―、たいわんどじょう等と称するもの及びその卵はこれを上高井郡、下高井郡、上水内郡、並びに下水内郡における千曲川本流及び支流を除く水域に移殖してはならない。

（遊漁者の漁具漁法。）

第三四条　遊漁者は、次に掲ぐる漁具又は漁法による外水産動物を採捕してはならない。

(1) 竿釣一人二本以内とする。(2) 徒手採捕、(3)叉手網（間口四五センチメートル以上のものを除く。）

（増殖試験研究等の適用除外）

第三五条　増殖試験研究その他特別の事由により第二十六条から第三〇条までの規定にかかわらず水産動植物を

採捕する者は、左の事項を記載した特別採捕許可申請書を提出して知事の許可を受けたのちこれを採捕することができる。

(1) 採捕の目的、(2) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量、(3) 採捕期間、(4) 採捕の場所及び区域、(5) 使用漁具及び漁法、(6) 使用船舶の船名及び漁船登録番号。

二、知事は前項の許可をしたときは、特別採捕許可証を交付する。

三、知事は、第一項の許可をするにあたって、制限又は条件を付けることがある。

四、第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る増殖試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

五、第九条（許可証の携帯義務）の規定は、第一項の規定により、許可を受けた者が、当該許可の内容となっている水産動植物の採捕に従事する場合に準用する。

（漁場の標識の設置に係る届出）

第三六条　法第七二条の規定により、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該漁場に対し、漁場の標識の建設をしなければならない。

二、前項の漁場の標識を建設したときは遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（漁場標識の記載事項）

第三七条　前条に規定する漁場の標識は、一五センチメートル角以上とし、漁場附近の土地又は水面上一、五メートル以上の高さに建設し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 免許番号

(2) 権利の種類、(3) 漁場の位置及び区域、(4) 漁業権者共有の場合はその代表者の氏名又は名称、(5) 免許年月日

二、前項に規定する標識の記載事項に変更を生じ、若しくは標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は標識を亡失し若しくは、き損したときは、遅滞なくこれを書き換え又は新に建設しなければならない。

第四章　罰則

第三八条　次の各号の一に該当するものは、六月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し、又は併科する。

(1) 第四条、第一〇条、第一二条第一項、第二四条第一項、又は第二六条から第三〇条第一項までの規定及び第三一条の規定に違反した者。

(2) 第一一条、第二二条第一項又は第三五条第三項の規定による制限又は条件に違反した者。

(3) 第二四条第二項の規定による命令に従わない者。

第三九条　第九条（第三五条第五項において準用する場合を含む。）、第一五条、第三四条、第三五条第四項、第三六条又は第三七条の規定に違反した者は、科料に処

る。

第四〇条　前二条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。但し、犯人が所持していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価格を追徴することができる。

第四一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三八条又は第三九条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料を科する。

漁業監視員の役割

漁業組合が監視員を設けて、組合事業の違反を監視し、或は摘発する仕事は、漁業組合が出来始めた最初から最も重要なことがらの一つであった。それが組合の経営を支え、増殖の成果を可能ならしめ、漁場を守るための基本だったからである。

二十七年、新漁業法に依る、新らしい漁場が設定されると、長野県では漁業監視員設置要綱を制定し、予算を裏づけた。県費を以て数十名の監視員を各単協に配置し、その下に単協費を以てする監視員を嘱託して、連繋を密にしながら不正漁業を防衛したのである。

県の監視員たちは、ただに違反者や密漁を取締るだけでなく、自然的或は人為的な漁場変化についても、注意深く心掛け、異状斃死魚を発見した場合、それの状況観察などもおこなって、漁場の荒廃を防ぎ、放流後の繁殖をはからなければならない役割も課せられた。

長野県漁業監視員設置要（抜粋）

（目的）

1　県は県内の漁業権漁場を管理する漁業協同組合（以下「組合」という。）の申請する組合員に長野県漁業監

視員（以下「監視員」という。）を委嘱し、漁業者に対し漁業についての指導と漁業法規の周知に努めさせ、河川・湖沼における水産資源の保護育成と漁業秩序の確立を期するものとする。

（監視の方法）

1　監視員は適時漁場を巡回して監視し、第一の目的達成のために必要な措置を構ずる。

2　巡回して監視する範囲は監視員が所属する組合の管理する漁場の範囲内とする。

二、漁業監視員の任務

㈠　漁業秩序の維持

ア　採捕者（組合員、遊漁者）の指導

イ　採捕者の安全確保

ウ　悪質違反者の処置

㈡　水産資源保護育成

ア　漁場の調査、自然的人為的漁場変化の観察

イ　増殖魚族の観察

ウ　漁獲調査

採捕者数、漁獲組成（魚種、大きさ、量）の観察

エ　魚貝類の異常斃死の調査

状況観察、資料の蒐集

三、魚貝類の異常斃死事故発見時の処置

㈠　日　時

㈡　場　所

㈢　状況観察

◦　魚体各部の異常

◦　斃死魚の分布状況（特に上限の位置）

◦　事故現場より上流部沿岸の状況（産業都市排水、遺棄物等）

㈣　資料の蒐集

◦　魚の組成、大きさ、量（被害算定資料）

◦　魚の保存

◦　被害水域及び流入汚濁水の採取

㈤　報　告

◦　組合に報告

全国初つの子供漁業組合

長野県水産復興のための体制が、あらゆる面で固められると、河湖には活況がみなぎり始め、増殖への意欲が盛り上ってきたが、二十六年には、千曲川漁組合区内の上高井郡日野村に全国初めての子供漁業組合がつくられた。日野中学校の男女生徒百余名が集まって、組合規約を設け、千曲川組合から千曲川支川の一部、延長二キロの占用管理を委託されて、鯉稚魚の放流、漁場愛護、濫獲防止などの作業にあたった。子供たちは、中学校長と千曲川漁業組合長を顧問にいただき、指導を受けながら、小遣銭を節約した二十円を出資金ととして、梅雨あけには毎年三万尾の鯉存を放流し、話題を呼んだ。

十四才の組合長を頭に、村内男子生徒の大半と女子十四名を加えた組合員たちが、七月十八日、三万尾の鯉存を放流し、漁場開きをおこなつた。最近子供の密漁で川魚の漁獲がメッキリ減つて、各地の組合が対策に悩んでいるとき、この子供組合の結成は大変喜ばれた。

事業資金は、キヤラメル一箇の代金二十円ずつを集めたのだが、三万尾の鯉仔が三年後には百匁以上に成長、ざつと百五十万円からの財源になるというが、この三年間は網その他に依る漁獲を禁止して、河川荒しの警戒に日夜つかなければならない。しかし少年少女たちは漁獲日誌をつけて、稚魚の成育死ぶりを統計にとつたり、人工増殖もしようと細い計画を立てている。

組合長佐々木木政三君は「ことしはまず土台をつくります。卒業すれば組合員でなくなるので、それまでに土台を立派につくりあげ、下級生たちにゆずります。こんごは鮎、うなぎなども放流し、将来獲つた魚は全部患者用に、保健組合へ売つたりして事業資金にしたいて思つています」と語つている。（昭和二十六年七月二十一日朝日新聞長野版）

4　基金協会と信漁連の誕生

二十七年一月、各漁業会に漁業権証券が届けられると、間もなく漁業会は清算を完了して、法上自然に解散し、すべてが新しくできた各漁協組に所属した。

五千五百万円の巨額な証券の保管には、分散を防ぎ、かつ確保を期さなければならないので、県、単協、県漁連が協議の上、ひとまず一括して農林中金に委託した。

水産庁は県知事に対し、「この金は、組合の旧債償還に当てたり、放漫な経費に分散することなく、真に漁民大衆の総意を以て、新漁業法の希求する適切な面に運営されるため、資金化協議会をつくること」を指示していたので、直ちに長野県漁業権証券資金化協議会が設けられ、依田勇雄、成沢伍一郎、市村郁夫、町田時治、小松寛美、下平晡四、木下真平、傘木修ら漁民代表のほか、県経済部長笠原吉三、農林中金長野支店長今福次夫、県漁連専務楠慶治らが委員にえらばれた。

多額の資金源を得た各漁業組合は、それぞれに資金化の具体案を建てて、資金化協議会の検討を求め、適当と認められた場合は、その限度の枠に応じて、一定額の証券を農林中金に買いとらせ、政府の資金運用部を通じて国債整理基金特別会計が買い上げ、現金化を図るのであったが、一部には、証券を担保として、他の金融機関から有利な条件で融資を受けるものも出た。

漁業権証券の資金化に活況

各漁業組合は、資金化事業計画の樹立にとりかかつた。五千五百万円は、零細漁民にとつて劃期的な大金でり、最も多い諏訪湖組合の交付金千八百万円は、組合員一人当り平均一万五千余円、最少の松原湖でも三千四百余円となつた。これを共同の利益のための増殖施設や教育のために、どのように費したら最も効率的か、単協はそれぞれに補償管理運営委員会を設けて、立案に活況を呈した。

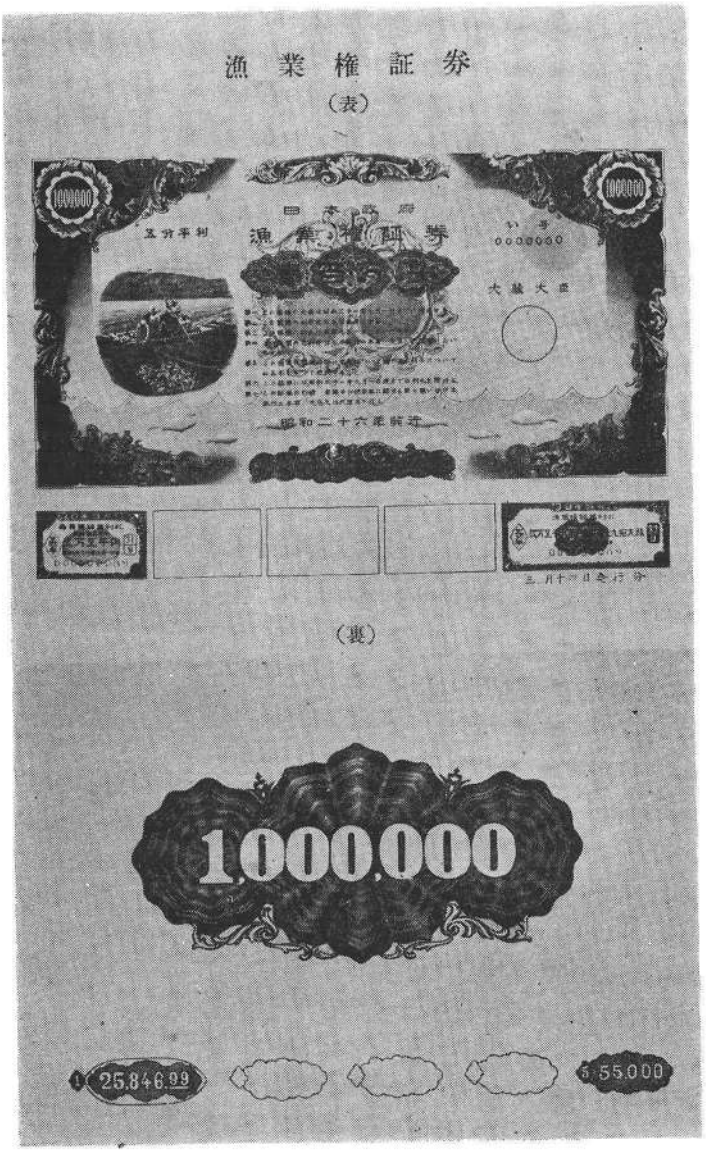

交付されて一年目、二十七年十二月末現在における資金化状況を各漁業組合別に見よう。最初の一年間に早くも千七百余万円三〇%を資金化し、それの多くが共同施設に投ぜられ、ついで放流、生産施設、運営資金、増殖施設の順であつたが、これを機会に各組合とも、増資を行い、証券取得直前の出資額に比し二十六倍、一組合平均二百十万円に充実し、漁業組合の基礎を固めた。

27年末現在漁業権証券資金化事業資金内訳（単位千円）

組合名	生産施設	増殖施設	放流費	共同施設	運営資金	合計
佐久	139		319	817	125	1,400
東信	300			260		560
上小	36	113	915	64	202	1,330
更埴	750	118	200	1,450	280	2,798
千曲川			125			125
北信				500		500
高水		122	154	142		418
北安中部			150			150
犀川殖産			115			115
奈良井川			100			100
天竜川			150	2,337	293	2,780
下伊那			950	400		1,350
諏訪湖	560		2,170	2,243	500	5,473
計	1,785	353	5,348	8,213	1,400	17,099

放流に最も大きく投じたのは諏訪湖、下伊那、上小などであり、共同施設に多くを投じたのは諏訪湖、天竜川、更埴であつたが、更埴が上山田温泉地区内に組合事務所を新設したのもその時であり、天竜川では幾つかの養魚池をつくつた。

諏訪湖組合では、補償費が多かつただけに積極的な事業をおこない、諏訪市を初め下諏訪、岡谷の両市場を改築して冷蔵施設を完備し、なお違反者取締りのため二十三馬力の巡視ボートを購入したりした。

各組合、独立採算に向う

漁業権補償金の交付は、単協に経済的基盤強化の一つの要因を与えたが、それにともなつて、組合の在り方に大きな変貌をもたらした。前近代的な組合の指導者たちは、小額賦課金と遊漁者料金のみで小さく固っていたものも、或は発電補償金の上にだけあぐらをかいて

いた組合も、その在り方を反省し、自らの事業企画によつて自立採算的方向を目ざめし、持ち金を死蔵することのないようにすることを思いついたのである。

その意図は、収益効率の極めて低い河川漁業一辺倒から効率のよい養魚池の経営となつて現れた。木崎、上小、更埴、天竜川、犀川、姫川上流、佐久を初め多くの組合が、既に池を持つものはそれを拡充し、或るものは新たに池を設けて鯉、鱒、鮎などの養魚を企てた。

殊に天竜川組合が設けた幾つもの池は、地方的には人的、物的両施設とも相当な規模のものであり、かなりな成績を収め今日に及んでいるが、その他の組合は遺憾ながら思わしい成果をおさめることができなかった。昼夜を分かたず、不断の心くばりを必要する養魚業の性質上、技術的にも労務的にも、組合のワイシャツ職員的勤労や、いちいち会議をひらいて衆議に諮らなければならない運営の中においては、事業のぬかり無い遂行が困難だったからである。

この時、上小漁業組合でも養魚を試みたが、ここの指導者たちは、組合養魚が思うような成果を挙げ得ない欠陥を知ると、逸早く方向転換を考えた。やはり河川放流にこそ重点を注ぐべきことを再確認し、鮎や赤魚を充分に放ち、そのことを広くPRして、遊漁者をより多く誘い、それの出荷と相俟って共販効果を挙げることこそが、自立経営の根幹であるべきことを思い、方向を転換したのであった。漁場が自然条件に恵まれている事実もあったのに加えて、上小組合のこの方向転換が、こんにちの成果を収めている。上小の方向転換にならって、その後、更埴組合もまた、その行き方に努力を傾け、遊漁者誘致に成功しつつある。

単協の自主採算的経営の方向に併せて、指標に立つ県漁連でも当然その在り方を考えた。二十七年から、明科水指の一部を借りうけて、にじ鱒釣り池を経営したのも増収策の一つであると共に、虹鱒の河川への放流と蕃殖に資し、進んで、大衆のにじ鱒消費の増加に貢献したい念願だったのである。

ついで三十一年には、本部に経営、河川、養殖の三部制を採用し、養殖振興とも取り組んだ。かくて三十二年には、養殖部が、明科水指産の虹鱒卵全国出荷を一手に委託されたが、これも独立採算の増産をはかるためであって数年間継続した。

養魚餌料の販売斡旋を目論み、県連の財政基盤の培養につとめる事業を開始したのもその頃からであり、劃期的な着手であつた。

幾つかの、これらの事業企画の推進に依り三十三年には事業売上高合計二、九〇〇万円、純益四三万円であったものが、四十年には売上高一億円を突破し、純益を二三二万円に増大した。このことは当然単協への賦課金依存度を低め、二十四年の県漁連創立当初は、全経費の六一%までを賦課金に頼っていたのが、四十年には八%にとどめ得るようになった。

県漁連、事業収益の発展

水扱い指	33年 売上高	33年 純益	40年 売上高	40年 純益
虹鱒稚魚，卵，食輸出鱒用	15,284,130	189,743	0	0
餌料斡旋	9,925,255	198,531	92,963,750	1,013,855
購買品	610,158	41,261	1,254,543	73,980
釣場	3,217,965	1,104	9,359,272	1,240,806
合計	29,037,508	430,639	103,577,565	2,328,551

諏訪湖の真珠養殖

単協経営の独立採算を念願とした増殖事業は、一時非常な活況を呈し、各漁業組合ともそれぞれ事業を企劃したが中でも諏訪湖の真珠養殖計画が注目を浴びた。二十七年、諏訪湖組合では漁業権償補金の一部を裂いて真珠の養

県漁連明科にじます釣堀の賑い

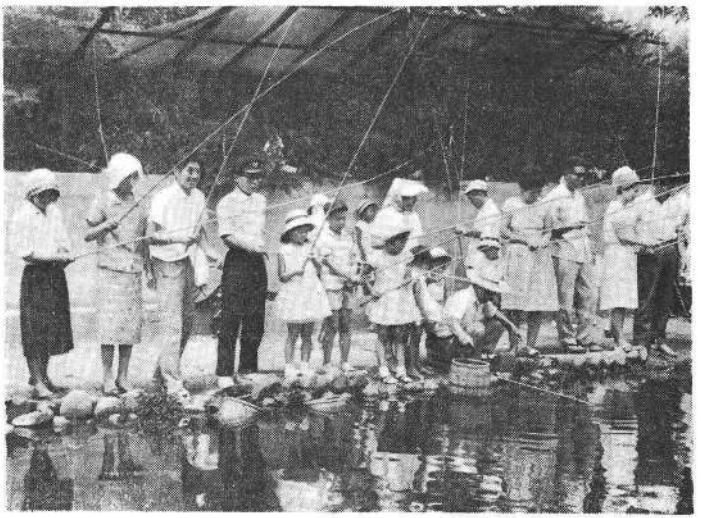

殖を目論み、和歌山県白浜町の田中真珠養殖会社に委属、技術者三名を招いて、湖のカラス貝に核を入れ、中川口や湊村小坂沖などに三百個、下諏訪訪富部に七百個を放流した。

技術者はいずれも加工熟練の娘たちで、カラス貝の貝殻の内側についた薄い肉を細かく切り、米国ミシシッピー川の貝を粉にしてまるめた核とともに、カラス貝の卵巣の中に入れた。三年後には、薄い肉がすっかり核を包み、カラス貝の内側と同様の光沢を持った真珠が出来上るのだが、諏訪湖のカラス貝は、極めて優れたピンク色の光沢を持っていたので、美しい真珠が期待されたのであった。この時、下伊那郡阿南高校でも、諏訪湖から核入りカラス貝六十箇を購入し、平岡ダムの人造湖に放流したが、諏訪湖の場合も、阿南高校の場合も、結局は思うような成果をあげることが出来ず、中絶した。

長野県漁業信用基金協会の設立

二十七年、政府が中小漁業融資保証法を制定し、専ら海の漁協を対象に、漁業権補償金の一部をさいて府県別の漁業信用基金協会を設立せしめ、その資金利用に伴う損害に対し、政府がこれに保証を与える政策を打ち出した。

本県漁連では、この企画を海面漁業のみに止めず、内水面漁業者も参加せしめて、資金利用の便益に浴せしむべきであることを強調し、県特産課長柳原正之、水産係長田中一雄、県漁連専務楠慶治らが成案を急いだ。

折から、長野県では、戦後のインフレにスライドして、発電会社の河川使用料を年額六千万円増徴しようとしていたが、漁業界の指導者たちは、そのような高額使用料を増徴し得るのも、結局は、河川漁民の犠牲においてあがなわれたものにほかならないのだから、その一部を漁民のために裂き、単協が出資する漁業権補償財源と合せて、長野県漁業信用基金協会を設立したいと計画したのである。

昭和二十八年一月八日

長野県漁業協同組合連合会長　市村郁夫

長野県知事　林虎雄殿
長野県副知事　中村勝治殿
長野県副知事　松平忠久殿
長野県総務部長　西沢権一郎殿
長野県経済部長　笠原吉三殿

長野県漁業信用基金協会の設立に対し県費六百万円の出資懇願書

原始産業中で漁業に対する金融施策は他の事業に比して最も遅れており、従て地方小漁業者が融資を得ることは今日まで頗る困難でありました。

今回これが打開策として「中小漁業融資保証法」が昨年末公布され、県単位の漁業信用基金協会の設立を促し、これに対しては県の出資援助が定められ、更に政府は協会の債務保証に対し保険するなど、漁業の生産金融に対し、国、県、協同組合、漁民に一貫する施策が始めて樹立されました。

ここに漁業者多年の希望実現の機会が漸く到来致しましたので、今日まで信用力薄弱のために借入金を為さんとしても、その能力を認められず、苦難に喘ぎ来つた零細漁民互助のために、県内の漁業協同組合は全力を傾注して長野県漁業信用基金協会の設立を計画致すことになりました次第であります。

既に中小産業者のための信用保証協会に対しては、県より多大の出資又は寄付行為が行われていると承ります。何卒漁民の窮状をご洞察賜り、特別のご高配を以て新協会に対し、県費六百万円の出資を仰ぎたく、県内漁業組合を代表して懇願申上げます。

かくて、県が三三五万円を出資し、単協四三五万、その他県漁連、県養殖、各養魚生産組合、特定個人などが加わり、一口五万円、総額一千万円の資本を以て、二十八年六月四日、創立総会をひらくにいたった。

理事長小松寛美、理事笠原吉三、堀江三五郎、木下真平、君島森四郎、北原嘉平治、楠慶治、小山一平、監事三

堀巌、宮田敬一、中山伴亀らが選住され、被保証人の保証金額は原則的に出資金の五倍とし、特別の場合は十倍までとすること、保証料は日歩七厘五毛、保証金額の協会合計額限度は、総出資額の四倍までとする方針などを決定して発足し、八月二十三日には、全国内水面に於ける只一つの府県機関として注目されながら農林、大蔵大臣の認可をうけた。その後、基金を一、四三〇万円（県出資五〇〇万円）に増加し、保証額は十五倍まで引上げたが、創立以来の保証額の足どりは別表グラフの如くであり、役員の多くは県漁連の役員が兼任し、理事長は第一次小松寛美、第二次西沢寛志、第三次（現在）林健らが相ついだ。

長野県漁業信用基金協会組合出資額

	千円		
諏訪湖	950	奈良井川	100
上小	350	木崎湖	100
下伊那	350	高水	100
更埴	350	青水湖	100
千曲川	250	東信	100
天竜川	250	姫川上流	50
北信	200	安曇	50
木曽川	150	諏訪東部	50
犀川殖産	150	北安中部	50
南佐南部	150	合計	4,350
佐久	150	長野県	5,000

・信用基金協会参事田中政利談　今まで、河川漁業者も養殖業者も金融機関の信用度は薄く融資の途を求めても貸出しを拒否せられる例が少なくない実状であった。大部分が零細であつたし、金融機関もまた養魚業への関心を余り示していないため、所謂町の業者からの高い金利で已むなく融資をやつていたのが、基金協会の保証を得られることになつたので、業者と銀行のつながりが出来るようになり、自然、金融機関の養魚事業への関心も高まつて、なかには養魚の成績の上がつた者は直接銀行との取引で融資を得られるに至つたものも出たりして、協会利用の直接効果ばかりでなく、協会の橋渡し的役割をはたし得るに至つた。

基金協会は、特に本県の養殖事業振興に役立つた。養鱒事業を始める人たちの中には、餌料の蛹を手に入れ易い関係から、繭仲買業の転向する者が多かつたので、資本力の薄いそれらの人びとには協会の保証が大きく役立つた。こんにち日本一といわれて本県養鱒事業も、発足当時、この財政援助が大きく物をいつたと思われる。協会事業の遂行過程には、返済ができなくなつたり、そこからまた立ち直るといつたような難関にぶつかるものも幾つかあつたが、いきなり取立てるようなことはせず長い目で返えせる日を待つといういき方で、相互機関としての協会らしい使命を果たしてきたと思つている。

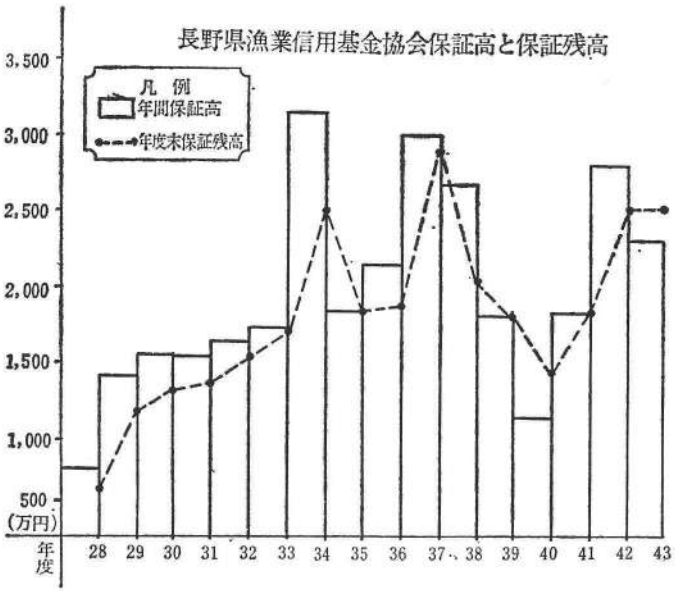

長野県信漁連の創立

内水面としては全国ただ一つの信用基金協会が、おいおい成果をおさめつつある時、更に一歩を進めて、漁業者自体の手による金融機関をつくろうという声がおこつてきた。

そのためには幾つかの理由があげられた。一つには、単協の基金協会出資は、事業利益が生じても、法の定めるところに依て、配当をうることができない。これでは組合経営に役立たないから、配当のうけられる金融機関にも進むべきだとし、もう一つには、漁業権補償金の逸散をもっと積極的に防ぐために、この際、県漁連に新しい使命を与え、それの財政的基盤を培養すべきだ、という意見が盛り上ってきたのである。

漁業権証券は、既に年々いろいろな形で資金化され、事業がおこなわれてきたが、三十二年には完全に償還が終り、残額のすべてが各単協の預金に繰りこまれる筈で、あったのでこの中から出資して、長野県信用漁業協同組合連合会を創設しようとするもので、これも内水面漁業としては全国ただ一つの目論みであつた。

三十一年春の基金協会総会、続いて開かれた県漁連臨時総会から順次設立への気運が高かまり、六月二十四日には、一口二万円、総額一千万円の出資を以て設立する目標を決議し、各方面への働きかけに着手した。

長野県信用漁業協同組合連合会設立発起人代表
県漁連会長　依田勇雄

漁業協同組合長殿

信漁連設立準備会の状況の御知らせと出資金の御引受につき御願い

標題の件、予ねての公示通り本日開催、定むべき事項等を決定、委員の選任を了し又定款作成委員に依つて引続き協議を尽して、夫々の事項が定まりました。

尚御加入と共に出資額を御決定願いたいのでありますが、発起人竝びに当日の出席者一同竝びに県漁連の役員会に於ても大体別表の通り内定し、之を基準として御引受を願いたいことを特に御願い申上げる次第であります。

勿論、この数字は県側とも十分打合せ致し、漁証券の管理の点より又水産増殖に便し、且つ漁業金融の円滑を図りたい念願から出発したものであるために、一応経済力を有せらるる処には多額となつて居ります。勿論申込額は御自由であるべきですが、連合会運営の最低限度等も考慮するとき、第一次出資として五〇〇万円は寧ろ少額の感もありますが、先づ出発時はこの程度と致しますとき、組合の現状よりして割当の様になりましたことは誠に遺憾ですが、之に依らざるを得ない実状も御酌みとり下れ、本県水産業者全体のために御理解と御協力を仰ぎたい次第であります。

追て

1　出資額記入申込書を其だ勝手の御願いでありますが、創立総会開催日（予定八月二十八日）迄に御送付願いますれば幸いです。

2　創立総会の日時は別に公示御知らせ致しますが、その当日迄に資料を御査閲御めんどうながら御参持御出席煩はしたく特に御願い申上げます。

かくて、三十一年八月二十八日、長野市農林中金支店会議室において創立総会を開き、取りあえず四一〇万円の

出資を決定し、役員に会長林健、副会長小山一平、専務理事楠慶治、理事尾沢嘉一、依田勇雄、三堀巌らを選任、発足したのであったが、その後、漸次出資者が増加し、各地養魚生産組合の参加も見、総額一、三九〇万円を数えて初期の目標を突破した。

信漁連創立時の各組合出資額

諏訪湖	96万円	木崎湖	6
下伊那	22	安曇	4
佐久	20	青木湖	4
犀川	26	南佐久部	2
上小	20	北安曇部	2
天竜川	20	諏訪東部	2
佐久養殖	20	姫川上流	4
犀川養殖産	12	県養殖連	100
更埴	10	県漁井	10
北信	10	軽養合	2
木曽川水	10	計	410
高遠	8		

拝啓　皆様におかれましては信用基金協会を日頃御利用下され御礼申上げます。

御承知の通りこの制度は、中小漁業者の金融難救済と云う大きな目的で出発したのですが、実は基金を抱えて保証だけしか出来ない協会は、法律の定めとは申しながら誠に遺憾の次第であり、殊に皆様が之を利用する借入金の総てを強制的に政府保険に附さねばならないために、この保証料等に利子を加えると日歩三五五毛となり、相当多額の負担となるので之を遺憾として、今日までその打開策につき種々と苦心して参りました。

今回この声に応じ又皆様の改善策への熱意の結晶として、長野県信用漁業協同組合連合会設立を関係者と共に発起し、一昨八月二十八日その創立総会を極めて円満裡に了しました。これから信漁連設立認可の官庁への手続竝びに引続いて出資金の払込を了して、設立登記までの諸般の手順を要しますので、業務開始は十月初旬の予定でありますことを御知らせ申上げます。

勿論その場合は手続の簡素化処理の迅速を期すると共に、従来に比し低利の融通の出来ます様努力致したい所存でありますことを申上げて創立の御挨拶と致します

昭和三十一年八月三十日

長野県信用漁業協同組合連合会長　林　健

県漁業信用基金協会会員殿

三十一年九月十日、設立認可の指令に接し、直ちに業務を開始した。貯金は定期、普通の二種とし、融資は会員の漁業経営上の資金に限り、建物や生活資金については、当面それを行わず、源資に余裕を生じた第二段、第三段階において行う方針のもとに出発したのであるが、創立一ヶ月にして、預金が既に一、一四六万円を突破し会員の関心の深さを示した。

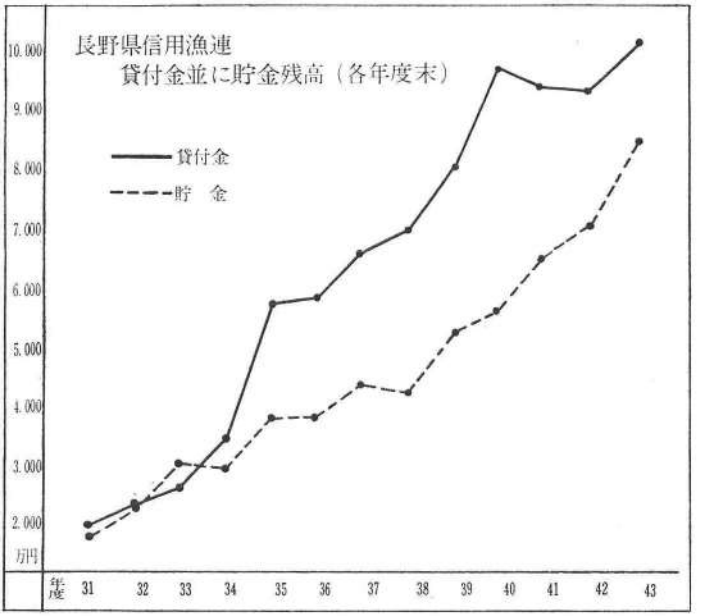

信用基金協会の創立といい、信漁連の設立といい、漁民自らの手に依る長野県独得の二つの金融機関が、この郷土の水産業発展に果たして来た役割は大きく評価されなければならないが、殊に注目されることがらは、その出資は主として河川漁業者の手に依てなされ、それの利用は主として養殖業者のためにおこなわれたことであつた。

いうならば、河川漁業者が漁業権補償金を裂いて提供し、養殖業者がそれの高度利用によって、両々相挨ち、郷土水産業の全面展開に大きく貢献してきたのであった。両者の大乗的な理解を築きあげる道は必ずしも坦々たるものではなかったが県当局の指導と、郷土愛に立つ当時の組合指導者たちの高い識見と、そして逞しい推進力がこれを成しとげてきたのである。

5 水産県政の歩み

こんにち、長野県の産業全体の中において、水産業の占める地位はそれほど高いものではない。たとえば昭和三十九年度の産業別県民所得を見ると、総所得三、六五八億五千万円のうち、第一次産業としての農林水産所得は二二、四%であり、その中での漁業水産養殖に依る所得は〇・三%に過ぎない。

最も多いのは、第三次産業の四六、九%、ついで第二次産業の三〇、七%である。大正昭和の時代を通じ、おいおい興り始めた商工業が、殊に戦争を契機として、長野県の産業構造を決定的に変貌させたのであるが、その中で農林水産業の全体が後退を示し、水産業の占める比重の低下は一段と顕著であった。

昭和39年度県民所得の産業別対比
（単位百万円・信毎年鑑）

県内生産所得	金額	構成比
1. 総額	365,857	100%
A第1次産業	81,890	22.4
(1)農業	59,915	16.4
(2)林業狩猟	20,931	5.7
(3)漁業水産養殖	1,044	0.3
B第2次産業	12,285	30.7
(4)鉱業	363	0.1
(5)建設業	31,043	8.5
(6)製造業	80,879	22.1
C第3次産業	171,682	46.9
(7)卸、小売	51,622	14.1
(8)金融保険不動産	18,810	5.1
(9)運輸通信	27,185	7.4
(10)電気・ガス・水道	7,871	2.2
(11)サービスその他	66,194	18.1

漁業自体としては、必ずしもその生産量を減少したのではなく、特に鯉や虹鱒を中心とした養殖業は、戦後、全国的にも注目されるほどの発展を遂げたのだが、それの速度にも増して、第二次、第三次産業が急激な発展をとげたため、県民所得全体の中における比重としては下降したのである。

明治、大正時代には、水産業の占める比重が比較的高く、県産業全体の中においても〇、六～〇、七%という地位を示していた第一次産業の農林水産全体が、まだ工業や商業に圧倒されることなく、江戸時代以来の産業構造を持ち続けて

いたのである。

もう一つ、戦後における農林水産物の販売収入状況を見よう。昭和二十九年頃は、稲作が勿論筆頭で、水産は第十位にいたが、四十年になると、畜産、林産の上昇と麦類、いも類の著しい減少が目立ち水産はやゝ地位を高めて第七位にのぼり、販売金額においてもほぼ二倍半に増大した。

以上幾つかの産業統計が物語るように、本県産業構造の上における水産業の、すくなくとも数量的な地位はそれ程高いものではなかったし、発展の速度も目立つものではなかった。それにもかゝわらず明治維新以来、長野県政の上では、いつの時代にも、水産のことが脚光を浴び、それへの県民の関心も強かったのはなぜだろうか。

長野県産業の移り変り（比率・信毎刊信濃の歩み）

	農業	工業	林業	畜産業	水産業	鉱業	蚕業
明治35	63.0	33.9	1.2	0.7	0.6	0.1	
40	54.8	41.8	1.8	0.9	0.5	0.1	
45	51.1	45.7	2.0	0.6	0.6	0.1	
大正 5	38.2	58.9	1.6	0.5	0.7	0.2	
15	14.2	9.2	1.9	1.3	0.3	0.2	72.9
昭和 6	16.4	12.0	2.3	2.3	0.7	0.3	67.2
12	23.2	15.1	4.7	2.3	0.4	0.5	53.8

農林水産物販売収入高順位

（単位千円・県園芸特産課調）

昭和29年		40年	
稲作	14,076,000	稲作	21,021,000
養蚕	8,227,000	畜産	16,392,984
麦類	3,454,000	林産	12,421,980
豆雑穀	3,078,000	養蚕	10.413,033
畜産	1,868,000	果樹	9,998,204
林産	1,578,000	そさい	5,941,660
果樹	1,522,000	水産	2,856,000
そさい	1,365,000	工芸作物	2,833,037
いも類	1,300,000	花き	845,189
水産	1,182,000	麦類	838,704
工芸作物	812,000	いも類	540,000
花き	162,000	豆雑穀	343,440

河川湖魚への限りなき郷愁

さあ出船だぞ（諏訪湖の漁船）

荻原碌山は「私の心を育てたものは、あの、ゴツゴツしたアルプスの山々である」といい、島崎藤村は「千曲川旅情の歌」を作っているが信州人は誰れもが、この高原の山河に限りなき郷愁を持っている。河川湖への郷愁は、只にそれが美しい流れであり、舟を浮かべた思い出の湖沼であるというよりも、そこで釣り、そこで捕えた魚への郷愁であり、それを喰べた日の思い出なのである。

まだ交通の発達しなかった明治から大正へかけての時代、この郷土の父祖の殆んどは、海魚の味を知らなかった。海魚は腹にいっぱいの塩をつめたまま泳いでいると思ったし、身欠き鰊は枯れ枝のような棒のまま泳いでいるものと考えていた。漸く汽車が通じて、初めて海というものを見ることができるようになった修学旅行の子供たちは、塩辛くない生きた鰯を買って帰えるのが、欠かせない旅行土産であり、近所にくばって喜ばせた。

海無し郷土の住民たちは、主食は田圃で獲る

もの、副食の魚は川や湖で捕るものと考えていた。池沼で魚やエビをとらえ、谷川の石を崩してカニを探すのが、要求される動物蛋白の給源のすべてであった。それとハッキリ意識はしないけれども、そうした食生活の中の役割を果たして呉れた河湖への限りなき郷愁が、信州人の心をかき立てるのである。

さればこそ、県の政治もまた、食生活の中における河湖の役割に、常に大きな関心を持たなければならなかったし、そのような郷愁の中に育つ地域の指導者たちも、絶えず河湖漁業への深い関心を持った。直接、当面、漁業を営むわけではないけれども、各地域で、有力者たちが漁業組合員となり、やがて組合の幹部となり、県政の機関にも進出し、発言していった。必ずしも漁民としては無く、地域の大衆とともに、河川湖魚への魅力にとらえられていたからである。

一例として昭和三十六年からの、河川における採捕者数の足どりを見よう。年々非常なテンポで組合員の数を増し、年鑑札、日鑑札を増していき、四十一年には総合計七万を超えるに至つた。このほか、漁業権漁場における密漁者も可成りの数にのぼっている筈だし、法定漁場外の池沼で釣りを楽しんでいるであろう人びとのあったことを思えば、この郷土の漁獲人口は、おびただしいものである。

このように見てくると、戦前までの、唯一の動物蛋白給源として重視された時代は勿論、戦後のリクレーション漁獲時代になっても、河川湖沼魚への関心はほとんど、全県民的なものであり、不可欠なものであった。

産業構造の中における、県民所得の数字的な地位とは別に、見えないところで、県民保健を支え、心の潤いを育てていた点に、海無し長野県の水産の特色があり、従て本県水産行政の特異性があったのである。戦後長野県水産係長として長く指導に当った田中一雄は、左のように語っていた。

田中一雄談　県の水産予算を要求する場合、いつも問題になるのは、産業統計の上で、水産に依る県民所得が決して高い地位におらず、表に現れる生産物としての数量が、それ程高いものになつていないため、水産行政に多くの予算を裂くことの困難さであつた。だから、水産予算の立案には、県首脳部の、数字には見えないものへの深い理解がなければならなかつた。

たとえば戦争中から戦後にかけて、食糧欠乏が甚しく、殊に動物蛋白の窮迫が憂えられた時、相当な予算を投じて、農家の水田養鯉や溜池養魚を奨励したが、それは商品所得を高めるための生産物としてではなく、地域住民の蛋白自給をはかるためで

河湖における採捕者の足どり（県漁連調）

	36年	37年	38年	39年	40年	41年
組合員数	20,393	20,927	21,362	22,245	23,048	23,983
漁期鑑札	12,883	13,990	16,863	18,584	15,503	15,114
日鑑札	4,221	9,334	12,308	17,492	29,367	31,805
合計	37,497	44,251	51,533	58,321	67,918	70,902

あつた。だからその政策の見返えりは、産業統計の上に目立つてはこないけどれ、県民の食生活を空気のように支えたのであり、そこに、本県水産行政の特異性があった。

水産行政の機構と人事

明治維新の県治草創後間もない、十三年、既に千曲川に鮭の親魚を求めて人工採卵、孵化に成功し、天竜川と千曲川に放流を試みて以来、長野県の水産行政は可成り活潑に遂行された。大正八年には初めて水産技手を配置し、本格的な指導を進めたが、昭和二年に至り一挙に職員六名の陣容を固め、八年にはいよいよ内務部農商課水産係を発足させた。

しかし、これらの機構づくりや業績については、その都度の章において述べてきたので、ここでは主として、戦中から戦後における変遷を見ておこう。昭和初頭、各水系地区に漁業組合が出来揃い、昭和四年、県漁連が結成されると、業界は挙つて、水産業の地位を高かめるために、水産課の独立運動を展開し、独立設置は成功しなかったが、十年には、商工水産課の呼称を実現せしめた。

太平洋戦争に突入し、食糧問題が大きな日程にのぼつてくると、県は商工水産課を廃して、食糧課を設け、食糧増産とそれの配給に主力を注ぐことになり、水産の名は課名から消え去った。終戦直後、日本の水産業が遠洋漁場を奪われ、漁船を失って、海での漁業が望まれなくなると、政府は、動物蛋白給源を専ら内水面に頼らなければならなくなり、自然、本県の淡水魚も政府の期待に向かわなければならなかった。

食糧課の名を改め、食糧水産課の名を再び浮かびあがらせたのもその時である。食糧課長橋詰英雄、水産係長田中一雄らが業界の熱望にこたえて水産の呼称を復活し、内水面漁業の振興を期したのであった。

しかし、戦後の経済復興が急速に進むにつれて、長野県の産業構造全体に大きな変貌がおこり、農林水産面にお

いても著しい構造変化が生じると、当然、県の行政機構も変革を必要とし、やがて特産課、園芸特産課というような名称に移向して、水産行政はその中に包含されていった。こうして、県における課名変遷の上にも、県産業変遷の推移の姿が興味深くしのばれるのである。

以上、県産業全体の中における水産業の地位の移り変りを見てきたが、そのことは、同時に、水産業自体の内部

長野県における水産主務課係の変遷

明治9　長野県筑摩県合併官房第二課(勧業)水産を扱う
12　勧業課農務係の扱いとなる
19　長野県処務規程制定、第一部農商課水産主務課となる
23　内務部第二課農商係の扱いとなる
40　内務部農商課、水産を扱う
大正8　農商課に初めて水産技手(太田知度)をおく
12　商工課できて産業技手(1名)水産助手(1)おかる
13　水産助手2名となる
15　農商課商工係が水産を扱い技師(1)技手(2)となる
昭和2　商工係に技師1のほか水産技手助手を一挙6名増員県営明科増殖場始まる
8　内務部農商課となり、初めて水産係を設く、係長長田正雄、技師1技手2助手4の陣容
10　経済部商工水産課と名称され水産の地位大いに高かまる
13　明科増殖場県水産指導指導所となり、水産係長所長を兼ね9名の所員をおく
14　八尋武良次水産係長となり、課内に水産物検査所を設け水産係員兼務す
15　多田稔係長となる、諏訪水産試験場発足す
17　経済部農水産係となる
18　経済部食糧課水産係となり、課名から水産の名消ゆ、県水試南佐久採苗場発足す
19　経済第一部食糧課となる
21　経済部食糧水産課となり、再び課名に水産の名浮かび出す
22　田中一雄水産係長となる
25　経済部特産課水産係となつて、水産の課名呼称また消ゆ
31　農地経済部特産課水産係となる
32　特産課長清水雅敏水産係長兼務となる
33　橋詰実水産係長となる
35　農地経済部園芸特産課水産係となる
38　農政部園芸特産課水産係となり、現在に至る

においてもまた、推移の道をたどらなければならないことを教えている。

こんにち、県園芸特産課の中の、水産係長橋詰実を中心とする北村正雄、府川三郎、深津鎮夫らのスタッフが、明日への導きをどのように持っていくか、新しい歴史への課題である。

県水産係長橋詰実談　最近は、地区漁協組の財務内容を見ても大きな変化がおこつている。発電会社の補償金や賦課金にたよつていたウエートが、遊漁料中心になつているものが多いし、どの漁場でも遊漁者が急増している。どこの漁業組合でも鮎の放流に懸命になつているが、増加する遊漁者にこたえるためであつて、好むと好まざるとにかかわらず、河川においては観光立県の県是との結びつきにおいて、経営を考えていかなければならなくなるであろう。

その場合、組合員の中の専業漁民をどのように位置づけていくかが問題になる。漁民の生活の場としての漁場と、遊漁者のための漁場と、この関連をどう考えていくかが、こんごの宿題である。しかし、諏訪湖の例を見ると、中間的漁民がだんだんに落ちて、その代りあとに残つた専業的業者の一人当り漁獲高はふえているので、ここでは、失張り専業者の位置づけを高くしなければなるまい。それにしても、若い世代の漁民は急減している。

遊漁時代になると、河川魚の流通問題はそれ程関心を持たれないが、養殖の鯉や鱒はまだいくらでも、増殖の余地があるので、流通の問題が大きな日程になる。海魚の値段が、おいおい生産費増加のため高値になりつつあるので、価格の点では、養殖魚も立ち打ちできるのだが、販売ルートの確立をどうしていくかに問題がかかつている。今までのように、生産者から出てきた魚商だけに頼る在り方には限度が来ている。海魚販売のルートに乗せることも考えられてくるだろうし、大きく発展を期するためには、生産と販売の分離という、流通機構の本来的な在り方も研究されて行かなければならないであろう。

水産指導、研究機関の変遷

長野県では昭和二年、明科に初めて養魚増殖場を開設して、河川湖の魚苗センターをつくりあげることに着手し、やがて養鱒のメッカへと発展していつたが、このことについては既に前章で詳説した。

十四年には、下諏訪に水産試験場を発足させ、ついで十八年には野沢町に県水試南佐久採苗場を設け、専任技術者を配属して、鯉種苗の育成を目論むなど、相次いで試験研究機関を打ち出したが、戦争が終ると、それらのすべ

長野県水産指導、試験研究機関の人事

1. 県水産指導所歴代所長

長田正雄(兼、昭13)小林武（兼、14）八尋武良次(14)谷崎正生(24)小宮山高司(40)

2. 県水産指導所歴代部長

〔庶務〕 吉池千古、阿部良則、石田芳真、吉沢太一、宮坂専吉、轟芳男〔業務〕谷崎正生(兼)名東実、山本長〔試験指導部長〕橋詰実、谷崎正生(兼)小林正典

3. 県水産試験場歴代場長

野口常利(兼、昭15)鴨脚七郎(16)多田稔(兼21)

4. 県水指諏訪支所歴代所長

下川秀男(22)岡田一雄、小宮山高司(37)名東実(40)

5. 県水指佐久支所歴代所長

波田野幸太郎、岡田一雄、小宮山高司(33)富永正雄(37)

てを一本にしぼり、県水産指導所のもとに統合して、それぞれ支所となし、明科本所に十六名、諏訪八名、佐久四名の陣容を配した。

これらの機関が、それぞれの立場において、本県水産業に寄与した力は高く評価されるであろう。たとえば、明科本所は日本一の養鱒信州を築きあげる指導力となり、諏訪支所は、温泉利用に依る鮎卵の孵化飼育に成功し、或は諏訪湖における鯉の網生簀の企業化を導き出し、明日の養鯉業界に一劃期をもたらした。

佐久支所は、溜池鯉の育成を企業化して、水田に代る種苗生産に新しい分野をひらき、養魚餌料の開発にも大きな力を発揮したが、これら各指導研究機関の貢献については、それぞれ時代に関連して触れていこう。

なお淡水区水産研究所上田支所において、川尻稔、中村一雄らを中心とするスタッフが相次いで、本県の溜池開発や、河川におけるウグイの増殖に貢献した足跡も、それぞれの時代において記録されなければならない。

県水産予算の推移

戦後、急速に発展した産業復興につれて、尨大化していく県予算の中で、水産費がどのような足どりを示したか、一般水産費と水産指導所費について、次表を見よう。終戦直後の頃は、予算内容もこんとんとして変動が多

く、その数字も安定せず、本格的に確立してきたのは二十七、八年ごろからであつた。安定し始めた二十八年の予算総額は五千六百余万円にのぼり、終戦直後に比すると大きく伸長した。インフレの昂進に伴う増大もあったが、水産行政を重視した結果でもある。海での漁場を失ったため、政府も内水面を重要に考えるのであった。二十八年度の水産予算が県議会で可決されたとき、県漁連では、左のように喜びの記録をとどめた。

長野県水産費実支出の足どり

年度	水産業費	水産指導所費	計
	(千円)	(千円)	(千円)
昭和21	362.8	270	633
22	4,678	1,201	5,879
23	1,463	3,014	4,577
24	3,004	4,547	7,552
25	5,731	10,426	16,157
26	7,206	23,745	30,951
27	26,877	14,747	41,624
28	32,803	23,794	56,597
29	32,193	19,554	51,747
30	20,963	21,844	42,807
31	18,820	32,377	51,197
32	21,252	35,971	57,223
33	23,818	39,485	63,303
34	25,346	42,112	67,458
35	26,893	40,939	67,837
36	29,515	41,947	71,462
37	30,010	42,477	72,487
38	28,442	49,839	78,281
39	45,983	60,789	106,772
40	31,172	55,942	87,114
41	33,339	69,366	102,705
42	52,124	68,319	120,443
43	105,198	78,193	183,371

(註)
31年、この年より指導所費に更員給与計上
32年、辺地水産振興費(40万円)始まり38年まで続く
36年、漁業近代化資金制度を水産事業費で創設
38年、水産事業費に1,570万円(犀川振興、東電生坂発電所補償金)の臨時経費あり。
この年より給与費計上さる。諏訪湖振興対策事業始まる(267万円)
43年、養殖主産地形成事業(佐久)始まる(2,274万円)

水産関係二十八年度予算について

二十八年度の長野県予算は総額百三十八億の巨額にのぼり、前年に比すれば四十七億余円の増加である。そのうち水産予算は別表の加くで、県費全体が人件費をふくめて五二%の増加であるのに対し、六二%の増加になつている。この増加率を見たのは水産業界のため喜びに堪えず、柳原正之特産課長らに感謝の意を表したい。

水産関係昭和二十八年県支出予算

	事業	二十八年度当初予算純県費その他の財源		二十七年度当初予算		増減△		摘要
水産業費								
1	水産業協同組合費	三二、四八七	千円	二六、一六〇	千円	六、三二七	千円	常例検査、事務費、講習会経費
		二四八		一五〇		九八		
2	水産資産対策費	七、二三〇	千円	二五、二五七	千円	△一七、九二七	千円	あゆ委託事業、放流補助、経済調査、ダム漁業調査
		一九三		五五		△五〇		競技会
3	野尻湖魚族増進費	二〇		一五四		四		放流事業 フカ場補助
		一七四		一七〇				
4	養魚振興事業費	五〇		一五、一五〇		一〇、〇〇〇		養魚生産委託事業
	一五、二〇〇	五四四		二七四		四五三		
5	漁場管理委員会費	二七〇		二七四		四五三		事務的経費委員一四名
	五四四					九一		
6	寒天検査費	—		一、六五〇		一、四六三		寒天改良委託事業 工場設置補助
	一、六五〇							
7	寒天製造振興費	九五〇		一、五五〇		一、二〇〇		
	二、五〇〇							
8	諏訪支所復旧費	二四二		五二五		六、〇〇〇		工事費
	五二五					△五、四七五		
9	漁業制度改革費	—		一、〇一〇		七二四		事務費
	一、〇一〇							
10	漁業権証券資金化	一四六		—		—		事務的経費委員一〇名
	一四六							
11	漁業協議会費	三、四四〇		三、三九五		四五		出資金（漁業信用基金協会）
	漁業金融対策費							
12	養魚場設置費	—		一、一〇〇		一、一〇〇		全額寄付金による養漁池施設
	一、一〇〇							
水産指導所費		三、八〇〇		一九、七五〇		八、三五〇		一五、二〇〇	明科諏訪、佐久、事務費
1	所費	一、四〇〇		—		九五〇		四五〇	春仔五〇万尾 秋仔四〇万尾
	一、四〇〇								
2	鱒類増殖事業費	一、〇〇〇		一九、〇〇〇		六、五〇〇		一三、五〇〇	二三、〇〇〇卵
	二〇、〇〇〇								
3	木曽川孵化場増殖	一〇〇		一〇〇		四〇〇		△二〇〇	孵化事業
	事業費								
	二〇〇								放流効果試験性魚に関する調査
4	諏訪湖開発研究費	五〇〇		三〇〇		二〇〇		六〇〇	湖水公魚苗
	八〇〇								
5	鯉族増殖費	八〇〇		三五〇		三〇〇		八五〇	飼育 鯉起冬試験 稲田養魚
	一、一五〇								飼料試験 魚苗生産（六二%増）
計		一一、〇三〇		四五、〇〇七		三四、五一〇		二一、五二七	
	六五、〇三七								

しかし農蚕林など原始産業全体に支出された経費に比すれば、漁業に対する率がまだ多いとはいえないので、なお今日以後も、業界は県にむかって強力な働きかけをしなければならないであろう。（漁連だより）

この水産予算で注目されるのは、総額五六、〇三七千円のうち、純県費が一一、〇三〇円であり、四五、〇〇七千円の多額を事業収入、手数料、寄付金などに求めていることである。寄付金の大部分は、その年々の一時的な、発電会社からのものであって、ここに長野県水産予算の特色があるといえよう。

河川の多い長野県においては、いつの時代にも、水利経営が重要な県政上の一つの焦点であり、したがって河川漁業は、常に河川県政全体の中に座を占めて考えられなければならなかった。この郷土の淡水魚が、必ずしも数量的な産業として高い地位を持たないにもかかわらず、県政上に大きな関心を以て扱われてきた要因の一つは、そこにあったのである。

ともあれ、二十五年頃には一、六一五万円に過ぎなかった水産予算が、十年後には六、七三八万円、四十一年には一億円を超えるにいたったが、予算の力点は、小鮎を初め各種魚種の放流と、養殖事業の資金融通を柱として組み立られ、四十年代には鮎の蓄養池設置が奨励された。鮎を本命とする本県の特殊性から鮎蓄養池が格別必要なのであり、佐久、上小、上下伊那などが率先して施設を急いだ。

三十年代以降の予算措置の中で、特に注目されるのは、辺地特産振興施策の一つとして、辺地河川の放流を奨励し、或は、養魚事業を助成するために、漁業近代化資金を制定したり、諏訪湖の沈木引揚げ事業を行い、或は佐久鯉の主産地形成事業などに着手したことであった。

漁業近代化資金の制定、佐久鯉の主産地形成については項を改めて記録しなければならないが、諏訪湖の漁業地域振興対策は、三十八年、大雨のため上川が氾乱して、無数の樹木が諏訪湖に流れ込み、沈澱して、漁民の生活を脅かしたので、国と県とが経費を支出し、漁民の失業救済事業として、大がかりな沈木引き揚げ事業をおこなったのである。

漁業近代化資金制度を設く

昭和三十六年、政府が農業近代化資金制度を打出し、農業構造改善事業支弁のための借入金に対して利子補給の途を開くと、長野県では独自の政策として、漁業近代化資金制度を設けた。本県に於ては、鯉、鮎、鱒を中心とした養殖事業が戦後急速に本格的企業化の軌道に乗り出し、県特産物としての地位が高かまってきたため、それの企業近代化を促進しようとしたのである。幸い、本県には、他の海無し県には例を見ない漁業信用基金協会と信用漁業協同組合連合会が早くから設立されており、養殖業者の多くがそれを利用していたので、組合や養魚者が信漁連から融資を受ける場合、それの利子を補給する制度を設けたのであり、まず三十六年度において一三七万円の県費予算を計上し、ついで年々百数十万円から一八〇万円を支出した。

長野県漁業近代化資金融資利子補給金制度のしおり

一、貸出の対象は、直接的には漁業協同組合、漁業生産組合とし、間接的には転貸を受ける漁業組合員とする。

二、資金の用途は設備資金（養魚施設、養魚機械、漁船、漁具、運搬施設、貯蔵施設、加工施設）運転資金（種苗、飼料、生産資材の購入）転貸資金（漁業組合が組合員に運転及び設備資金として転貸するもの）とする。

三、借入者は、所要資金総額のうち二〇％は少くも自弁しなければならない。

四、設備資金は三年、運転資金は一年の返済とし、年三分（約三分の一弱）の利子を補給する。

五、漁業協組、生産組合、長野県信漁連に出資した会員でなければ、この制度の融資をうけ得ない。

信漁連からの近代化資金借入について、利子補給制度を打出したので、県に対し県信用基金協会は等しく漁民の利用する信用基金協会の保証料についても、その半額補給の途を講ぜられたい旨の懇請を行った結果、同様の補給

の途が設けられた。

これら長野県独自の金融助政成策によって、養殖事業は一段と躍進し、信漁連に交付される利子補給金と、基金協会に交付される保証料補給金は、とりもなおさず組合員の負担軽減となって、漁民団体の財政基盤を固めるのに役立った。

観光と水産の結びつけ

戦後の復興が進むにつれて、全国的な観光ブームが興り、町から村から観光団体が繰り出し、旅行者が急増した。信濃路の風景が大きく脚光を浴び、温泉へ、山へ、スキー場へ、県外からの観光客が殺到した。

そのような時勢の中で、二十七年、明科水産指導所長谷崎正生が、水産復興策の一つとして、観光と淡水魚を結びつける運動を提唱した。戦争中すっかり荒廃した河川湖漁場に、戦後は工業の隆昌、工場の増設に伴う廃水や汚水や渇水問題が起きて、漁民は生活をおびやかされてきた。徒らに声を大にして、増産だけを呼びかけても、直接漁民には良い効果を期し得ない。漁業復興のためには、事業資金の融通によってより多くを生み出すと同時に、それの市場開発につとめなければならないというのが、谷崎らの主張であり、そのために、観光客への郷土産淡水魚必供運動を展開すべきだというのであった。

長野県水産の復興策について

天然水面における漁業生産は近時、発電所設置の増加に伴い漁場価値の減殺甚しく、漁獲努力の増大にも拘はらず水質汚濁問題、渇水問題等も重複して、一層減産に拍車をかけている。従て県下一万七千名の漁業組合員は伝来の業をもつて糊口をしのぐことが出来ず、濫獲は遊漁者も加つて愈々その度を加え、この面における水産業の将来は真に憂慮されるものが多い。

現在既に、極めて一部の漁場を除いては最早漁業としての産業形態を失うに至っており、従て県下漁業者の増殖生産に投下する資金は、年間一千万円に満たない少額である。

生産増強の基礎は増殖技術の確立にも俟たなければならないが、生産意欲を最も増大せしむるものは、生産品需要の強化であり、消費市場を伴わない生産は興隆しない。幸いにして本県は屈指の観光的消費市場を多数擁しており、しかも之が水産面より見た考慮が従来全然払われていなかった。三百万人に及ぶ観光客を遇するに、新鮮ならざる海魚を以てされていたのが多かった。

観光資源開発の一助として、又水産物生産品の消費市場として考えるとき、之が将来性は単なる生産増強だけを以てせず、本県特産品として之ら市場に博く名を得ることに努めるなどして、その実現を図るべきである。

養魚の復興には、生産条件と生産品の消費が伴わなければならない。養魚事業は自給に端を発し、産業形態にまで進展したが、戦時統制という絶対特殊条件のため、生産が急落し、自家消費にも足りない有様となつた。昭和二十五年度より之が振興に着手し、初年度約三万貫を復活、第二年度たる二十六年においては約十万貫の生産を増し得た。

本県水産業の復興進路を求めるためには、現漁業組合をして一個の生産団体としての強化策、生産技術陣の確立、協同組合連合体の強化に依る生産集出荷に対する事業資金的措置が考えられなければならない。その連合体をして、絶えず変動する社会情勢に圧倒されることなく、各種水産施策の推進母体たらしむるよう強化するに非ざれば、戦時に受けた産業的衰退の苦汁を再び味うであろう。

「消費の促進運動を裏づけとしない生産増強は、しよせん大きな発展を見ることができない」と指摘し、「その点、観光県としての長野県は絶好の消費市場を持つではないか」との提唱は、水産業界だけで無く、全県下の観光関係業者の間にも大きな反響を呼び、県水産指導当局と県漁連並びに観光協会共催の「水産と観光協議会」を、まず水指の地元明科町に、ついで上高地、渋温泉などで開催したのをきっかけに、多くの観光地でひらいた。

観光関係業者からは「現在の供給量では、旅行者の需要に応じ切れないので、止むなく県外から移入している」「供給に確実性を欠くため海魚に頼らざるを得ない。客の閑繁と漁期の調節をはかり、価格をも引下げられたい」

などの意見が出、生産者側からは「観光客の一部が違反漁業をしているので取締られたい」「魚種の需要時期と需要量とを相互連絡することに依り、受給を調節したい」「取引方法の改善によって価格も下げたい」などの意見が交換された。

これらの希望の上に立って、県では、観光誘致のため釣魚の競技会を催すこと、観光・水産両者の協力に依る虹鱒・川鱒・鮎の増殖を行うことなどを決定し、淡水魚の鑑賞宣伝を兼ねて、各観光地に河魚善養販売用水槽を設置するなどの計画も打ち出した。

この結果、水指と県漁連の協力で、第一次として県内十ヶ所に水槽を設け、鱒などを観賞に供した。取引きについては、県漁連と県養殖が中心になり、観光関係の需要に対する斡旋を行って、販路の拡張につとめ、県観光課では関係団体と提携して、淡水魚料理の講習会を各地にひらいたりした。

観光と水産を結びつけたこの方向の打ち出しは、本県水産史上の一劃期であり、やがてこの計画は中央にも進出して、信州鯉や信濃の鮎の販路を拡張し、殊に信州産虹鱒の声価を高かめ、海外への輸出にまで発展していくのであった。

天皇、虹鱒のメッカへ

水産と観光を結びつけて、客膳への淡水魚必供運動が始まり、信州の鯉、鮎、赤魚などの名が高かまると、県外からの鮎釣りが自家用車をつらねて、千曲、天竜、木曽川の各水系漁場に数を増し、殊に千曲川では、付け場を設けて客を誘うものが多くなった。

アメリカへの輸出も始まって、信州虹ますが大きく脚光を浴びると、養鱒ブームが巻きおこり、販路も急激に伸びたが、それはまず軽井沢を一つの拠点とした。千ヶ滝や中軽井沢の雲場ノ池に鱒釣りの施設がつくられると、軽井沢にお馴染みの深い皇太子も、時として糸を垂れられた。

皇太子は、本県の内水面漁業に格別の関心を持ち、明科水指、淡水研上田支所、佐久養鯉地帯などをしばしば視察された。長野県漁連が、会長市村郁夫らを代表として、松本でつくられた新式の六角型の釣竿と漁具一式を添えて、プリンスホテルの皇太子に献上したのもその頃である。

三十年代には、明科指導所で、突然変異的に黄色い虹鱒ができて、鑑賞用としての需要が始まり、全国的にその卵が送り出されたこともある。長野県知事西沢権一郎が携行して、黄色い虹鱒二百キロを伊勢神宮に献上し、五十鈴川に放流したのは、三十七年であった。

三十八年には、天皇陛下の明科水指行幸となった。三十年代に入って著しく発展した信州虹鱒のメッカに深い関心を持たれ、信濃路御巡幸の途次、お立ち寄りになったのである。

虹ますのメッカを訪ねられたご視察の模様について、信濃毎日新聞は左のように報道した。

明科町の県水産指導所に着かれた両陛下は、谷崎所長のご案内で黒幕のおおいと電灯照明で、ニジマスの産卵の時期を早める施設や採卵室、ふ化場、加工場などを熱心にごらんになった。同指導所が三十年に見つけ、育成してきた黄色いニジマスに両陛下はスプーンで粒エサをまかれたが、天皇陛下は谷崎所長に「ニジマスの養殖の盛んなのは水の条件がいいためか」「エサに入れるビタミンはなにから取るのか」「栄養の面ではいいといっても、経済的にはどうなのか」など専門的な角度からのご質問があり、お帰りになるときは、「こんごもいっそう使命達成に努力してほしい」と激励された。

西沢県知事、黄色い虹ますを五十鈴に放つ

6　河湖の復活、遊漁時代来る

相次ぐ発電所設置に依る漁場の荒廃、戦争中の掠奪生産、終戦直後の人心の虚脱、それらの要素がかさなつて、昭和二十四年には、河川湖における天然魚の漁獲高がどん底に落ちこんだ。

大正四年頃は、総漁獲量一、六八三トン、昭和七年頃は一、九二〇トンを数えたものが、二十四年には僅か八六五トンに後退してしまつたのである。殊に本県の主要魚である鮎、わかさぎ、鯉、ふな、うなぎ、うぐいなどの減産は、別表の如く惨憺たるものであつた。これは放流、増殖が出来なかつた組合が相当あつたためである。

このことは、労力と資材を多く要し、餌料がなければどうにもならない養魚においてはもつと深刻であり、鮎養殖の如きは殆ど絶滅し、伝統の養鯉も、戦前、漸く盛り上り始めた養鱒も、空しく池を枯らしていた。

漁獲復興の足どり

二十四年頃、どん底に落ちこんだ河川湖の漁獲が、県や県漁連の指導、組合活動、漁業者の努力などと相俟ち、どのような足どりを以て復興してきたか、別表を見よう。

昭和二十四年をどん底として、少しづつ立て直り始めた二十五年の生産指数を一〇〇とし、主要魚類の漁獲高推移を見ると、三十九年までに一七五となり、合計量に於て二十年の状態に復活した。もちろん、大正初期や昭和初頭の生産高には、まだ遥かに遠いが、水力発電所の激増とか、山林伐採による水源枯渇という多くの悪条件がかさなってきていることを思えば、この復興は注目すべきものであった。

魚類別の復活は、鮎において最も代表的であり、ほぼ五倍に増大した。ついでは鱒類の四倍増、わかさぎ、鯉、ふな、うぐいなどもそろって二倍前後増加したが、うなぎは五〇%の増加にとどまった。これら魚類別の復興状況を見ると、県下の河湖においては、いかに放流事業が重要であるかを物語っている。鮎も鱒類も、各漁協組の逞しい放流作業の賜物にほかならない。

県漁連の放魚祭（千曲川村山橋にて　34.10）

海産鮎の取入れ

多様性に恵まれた県下の河川には、それぞれ多少の特長を持っていた。たとえば、千曲川本流では鮒がよく獲れ、やまめ、岩魚などの鱒類が余り獲れないし、木曽川、犀川その他の川では岩魚、やまめがよく釣れ、鰻も多かった。おいかわは千曲や天竜が特長的であったが、これは琵琶湖産の仔鮎に混じてきたものが、急速に広ろがったといわれている。

総じて、どの川でもよく獲れるのは鮎、うぐい、鯉、鱒類でなり、殊に鮎とうぐいは本県河川の本命であった。鱒類はやまめ、岩魚、河鱒、虹鱒をふくみ、河鱒、虹鱒は一時盛んに放流されたが、鮎とちがって経営上に問題もあって、その後のび悩んだ。遊漁時代に入ると、むしろ上流において、岩魚ややまめに関心が高かまり、本県河川の特長的なものとなって、それの人工種苗確保が大きく要求されている。

湖沼においては、諏訪湖を種苗基地として、各湖とも公魚が絶対であり、いま諏訪湖の六斗川で採取される公

魚卵は、全国的な基地の一つともなっている。一般的に湖では、うぐい、鮒、鯉ます類が公魚につぎ、諏訪湖では鰻が目立ち、たなご、もろこも相当に獲れ、わかざきと共に湖畔のつくだに加工業を支えている。

河川湖の特長はだいたい以上の如くであるが、採算上からの本命は矢張り鮎とうぐいで、共同漁業権の免許条件としても、鮎の放流とうぐいの孵化場施設をもっとも大きく義務つけ、県費の補助を以てする放流事業も鮎に重点をおいている。

県下河川の鮎放流は、殆んどが琵琶湖の小鮎であり、水温の上昇関係から、早いところは四月に始まり、五月を最盛期とし、六月に及ぶところもある。早い川では六月十日頃に解禁し、七月を最盛期として、八月になる地方もある。

県が年々百数十万円（半額は組合の寄付）を投じて、各漁協に委託放流を行うほか、各組合でもそれぞれの環境にしたがって、さまざまな魚族を放流しているが上表によって二十五年以来の推移を見ると、鮎と鱒稚魚は非常な延び率を示し、そのほかは三十五年を頂上として爾後一進一退である。

戦後の主要魚漁獲高推移（単位トン・長野県統計）

	あゆ		ます類		わかさぎ		こい	
	トン	指数	トン	指数	トン	指数	トン	指数
昭和25	24	100	38.5	100	109	100	62.7	100
30	63.4	264	93.9	244	213.4	196	96	153
35	86.5	361	127.9	332	242	222	104.5	167
39	123.5	514	167.1	434	233.1	214	117.7	188
42	114		174		246		133	

	ふな		うなぎ		うぐい		合計	
	トン	指数	トン	指数	トン	指数	トン	指数
昭和25	81.4	100	28.4	100	144	100	818	100
30	148.7	183	41	175	219.1	152	1,282.9	157
35	161.8	199	43.2	185	212.3	147	1,257	154
39	151.8	186	42.5	150	260.7	181	1,428.7	175
42	218		47		254		1,186	

鮎については、四十年代になっても、なお種苗の要求が高かまっているが、この傾向は全国的な姿でもあり、自然、各府県とも種苗不足が訴えられ、あすの淡水魚界の大きな課題となっている。

鮎放流を本命とするだけに、本県における稚魚の手当ては、戦前戦後を通じ、つねに重要な問題であり、殊に戦

後、琵琶湖産稚鮎の全国的な需要が高かまるにつれて、魚苗の入手がこんなんになると、それの対策として、海産鮎への関心が強まった。

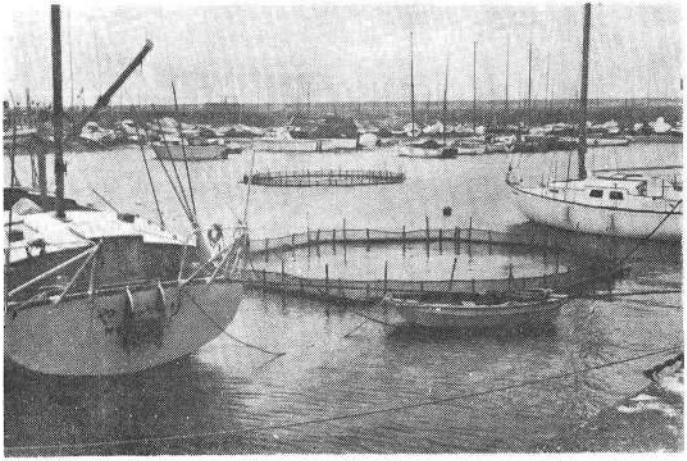

海産鮎の蓄養施設（神奈川県葉山町）

主要魚族放流量（県園芸特産課調）

	あゆ	ます		こい		ふな	
	稚魚（万尾）	卵（万粒）	稚魚（万尾）	稚魚（kg）	卵（万粒）	稚魚（kg）	卵（万粒）	稚魚（万尾）	稚魚（kg）
昭和25年	93.1	11	66.4	262	181	1,779	608	1	777
30	145	—	99	439	158	2,740	7,942	15	1,670
35	255	110	50.8	647.3	348	5,445	2,783	26	5,998
39	263	35	78	2,086	267	7,693	4,325	28.5	2,178
40	299	37	58.2	2,754	84.3	7,275	4,975	66	3,621
41	229	15.3	81.2	1,056	305.5	1,578	3,850	216	3,630

	うなぎ（kg）	わかさぎ（百万粒）	しじみ（kg）	えび（kg）
昭和25年	2,060	1,310	5,250	135
30	2,055	630	38,450	178
35	1,733	1,123	50,310	295
39	1,499	1,991	27,000	88
40	1,669	1,473.3	26,400	70
41	1,656	1,757	16,850	30

終戦直後、長野県では、新潟からの稚鮎移入を計画した。信濃川の大河津分水路の堰堤下までのぼってくるものを捕獲し、更埴や北佐久、上小地方を中心とする千曲川に放流したのであり、数年間続けられた。

当時の長野県経済部長橋詰英雄談　戦争から終戦直後の食糧欠乏時代、統制の網をくぐつて、多少でも海の魚を入れるために新潟県との間には格別の関係を生じ、接触の機会が多かつたので、その関係をもういつぺん頼つて、海産稚鮎の移入を計画した。新潟県の水産技師天野政之氏が協力してくれて、こちらからは虹鱒の稚魚を送り、向うからは鮎を持つてくることになつて、大河津分水路の堰堤下で、付近の漁民が採捕したものを運んできた。

戦争で道路はすつかり荒れ果てていたし、輸送機関もないので、小型の三輪車にのせて、ガタガタ走つたが、係の田中一雄水産技師らといつしよに、しつかり、腹にさらしを巻きつけて運搬の苦労をしたことが今も忘れられない。

新潟からの移入は、引き続き、県の笠原吉三経済部長、柳原正之特産課長、県漁連会長依田勇雄、専務楠慶治らに依ってもおこなわれ、一時、県下の稚魚手当てに光明を与えたのであったが、その後、新潟側が自県優先の政策をとらなければならなくなったため中絶のやむなきに至った。

琵琶湖鮎が早生であるに対し、海鮎は晩生であったから、それの運搬、育成に成功さえすれば、河川の鮎漁期を延ばすことができ、経営上にも有利だったので、各組合はそれに深い関心を寄せ、海鮎移入工作に、一つの活況時代をもたらした。

ついで二十八年五月、更殖漁協専務斉藤寅太、佐久漁協荻原梅太らが、利根川中流の群馬県行田付近の遡上鮎に着目、地元の大里郡葛和田村と話し合って、取入れることに成功した。しかし、公然の取引きはおこなうことが出来ず、ひそかな諒解のもとに、夜間に運び出さなければならないというような苦心を重ねた。

佐久漁協荻原梅太談　二十八年に、大里漁業の今村力蔵さんと相談がまとまり、行田市行田橋上流九キロの地点で、海から遡つてきた稚鮎をタモで採捕し、一尾ずつ数えて手製の篭に入れ、その地方で陣屋と呼ばれる採捕小屋に蓄養しておき、十二時過ぎの夜中に、取りまとめて貫量により取引きするのであつた。

地元との取引きの話合いをきめるまでには、あらゆる努力を払つた。今村さんが、この地方の漁民は山が少なく、薪炭に困つているからそれを欲しいというので、心配してやつたり、利根川敷につくられた薩摩芋についても、販路を拡張して呉れないかというので、それも協力してやつた。

そのようにして漸く、閣で取引きすることに成功した。二十八年からは、利根川の海鮎と琵琶湖鮎を併流することに依り、漁期をのばすことが出来、成果をおさめた。殊に小宮山高司佐久水指所長が、関係県と話をつけて、正式ルートでそれが入つてくるようになると、第一漁場全体の組合にも配分することが出来るほどになつたが、やがて、そのあたりにも多目的ダムがつくられて、三十七年には、ついに採捕が皆無になつてしまつた。

その後、茨城県が、もつと河口に近い栗橋下流で採捕した利根川稚鮎の配給計画を立てたとき、県特産課長吉池希佐秋と県漁連では過去の実績を主張し、交渉を成立せめて二回ほど導入したが、これも河口ダムの出現に依り、終りになつてしまつた。

奈良井川組合の荻場茂らが、中野宗治の協力を得て、三浦三崎の海鮎を移入した記録も残されているが、天竜川組合長三堀厳が、東京都内水漁連の梶川謙三(府中)と協力し、神奈川県内水面漁連とのあいだに、沖採り稚鮎移入の話し合いを成立せしめたことも特記されなければならない。天竜川では、そこから稚魚を放流したこともあり、こんにちでも、長野県と神奈川県のあいだには、取引きの道がひらかれているが、その端緒は、三堀らの橋渡しのときにつながっている。

このようにして、長野県における海産稚鮎移入計画は、しばしば試みられ、多くの努力が払われたのであったが蓄養技術や受入れ施設の問題もあり、各基地での優先順位などもあつて、総体としては成果を見得ないでいるのがこんにちまでの実情である。

僅かに下伊那組合だけが、静岡県からの供給を得て、だいたい年々の放流を行っている。佐久間ダム建設に際して設けられた静岡、愛知、長野県の共同漁場を話し合いの場として、移入の道がひらかれているのである。

うぐいの大型稚魚に成功

うぐいの増殖も、本県の河川にとつては重要な問題であった。千曲川水系で有名な付け場の盛況は、うぐいによって支えられているのだったし、犀川、天竜、木曽川でも、仁科三湖でも遊漁者を誘うのはうぐいだったからである。

県では、共同漁業権の免許条件として、うぐいの自然孵化場施設を各組合に義務づけたが、やがて、淡水研上田支所の川尻稔、畑久三、中村一雄らの相次ぐ研究が実を結んで、うぐいの人工孵化、稚魚育成に成功した。

うぐいの増殖については、昭和初頭、上田市の一漁民増沢増一が、既に、河中における人工の孵化施設を工夫し、大きな貢献をしていたが、淡水研のスタッフは、更に一歩を進めて、池中に依る稚魚の大型育成に成功したのであり殊に中村一雄はそれによって、博士となった。池中において人工給餌し、大型化した稚魚を放流することに依り、稚魚を外敵から守り、流失を少くし、成長を早めて、経営をより有利に導くことができるのである。

県は、県漁連と提携して年々うぐい増殖の技術講習会を開き、中村らの指導をうけながら、それの普及につとめたが、要領は左の如くであつた。

うぐいの孵化育成について

1　ツケバ漁業枠付場（通称マヤ）あげ川（通称揚付場）割川（通称カッパ）の総称で、うぐいがこの漁場の礫上に産卵のためたくさん集まつたところを狙つて網をうつ。

2　卵の採集揚　付場の産卵場所の下に網目一、五㎜の金網或はナイロンの曳網を張つて流下卵を集める。採集卵の八四～八九％は健全卵であり、その卵の受精率は九五～九七％、卵一㎏の数は八八、〇〇〇粒である。

3　卵の運搬　卵を入れる生簀箱の中は二、三ヶ所に区切られるようにつくり、分散して入れ、河水がゆるやかに流れるところにおく。孵化場まで運ぶ時には、底に網を張つた枠が箱の中に二、三段重なるようにし、その上に卵を分けて入れる。バイクでも肩でもなるべく揺れないように注意し、乾かないように水苔などで覆う。水温一一、五度で

七・七日、一七度なら四・一日で孵化するから、遠距離運搬にはそのことを考えておかなければならない。

4　孵化場に集められた卵の取扱い持ってきた卵をゆるやかな流れの中で、底に金網を張ってある箱(三〇×六〇㎝位)に移し、水洗いしながらピンセット掬い網などで雑混物、死卵を取り去る。水生菌の発生を防ぐため、マラカイトグリーンの五〇万の一溶液へ五分間浸漬すると発育を五日間抑制できる。この消毒により三〇%孵化率を良くし、七〇%以上の孵化率が得られる。マラカイトグリーンの調合はマラカイトグリーンの〇、五gを一、七七リットルの蒸溜水に溶かし、使用のとき二〇〇倍にする。消毒が終った卵は孵化盆に移し、孵化池に入れる。

5　孵化方法　大きさ七五×五七×八㎝の孵化盆の内部を四つに区切り、底と前後に一、五㎜目の金網を張って通水し易く、消毒した卵を一盆に約一〇万粒(一、一三〇g)入れ巾一m、長さ五m、水深一〇～三〇㎝の池に四～五枚浮かべ、日光を防ぐためむしろで池を覆う。一日二回卵を覆う浮泥を払わないと孵化率を悪くし、奇形を増す。こうして三日目頃から卵内に黒い眼と稚魚の動くのが見られ、四～六日で孵化する。孵化前日小石(径五～一〇㎝)を二つ重ねて敷いた池に孵化盆を移す。稚魚は金網目を抜けて小石の間に落ち、卵黄を吸収して、浮上するまでの七～九日間安全に過ごすことができる。

6　人工受精　つけ場で捕つたうぐいの腹部を一寸押してみて、卵と精液が出るものを選び出す。小型洗面器にビニールを敷き、うぐいを布で軽くふいてから、腹部を上部から下方に向つて静かに押して卵をしぼり出す。十尾分ぐらいを採卵し、それに雄の下腹部を軽く押して、精液を卵の上に注ぎ、三、四尾分の精液をかけたら、羽毛でよくかくはんする。卵の粘着力を失わせるために尿素の〇、三%液と食塩の〇、四%液との混合液に四〇分～一時間入れ、水洗いし更に尿素の〇、八%液に一～二時間入れ河水に移す。こうして、つけ場で採集した卵と同じ方法で孵化することができる。

7　浮上稚魚の放流　浮上した稚魚は池の注水部に集まるから、バケツなどで水とともに吸みとり、運搬用の水槽に入れて放流河川に運ぶ。放流は浮上後十日前後に行つている。放流場所は天然稚魚が多く住む所をえらび、人工餌料を散布するとよい。

8　稚魚の飼育　浮上し注水口へ集まつたところへ、完全配合餌料の粉末をふるいでふるつて、最も細いもの(〇、五㎜以下)を一日数回小量ずつ散布してやる。飼いつけ後一ケ月もするとかなり大きくなるが、三週間から一ケ月目に斃死が多くなり、それが過ぎると少くなる。うぐいは鯉と違つて病気にかかり易いから、水流をよくすることが大切である。秋まで飼育すれば六～七㎝に育成し、歩留もよいときは七〇%ぐらいある。

その頃の漁具、漁法

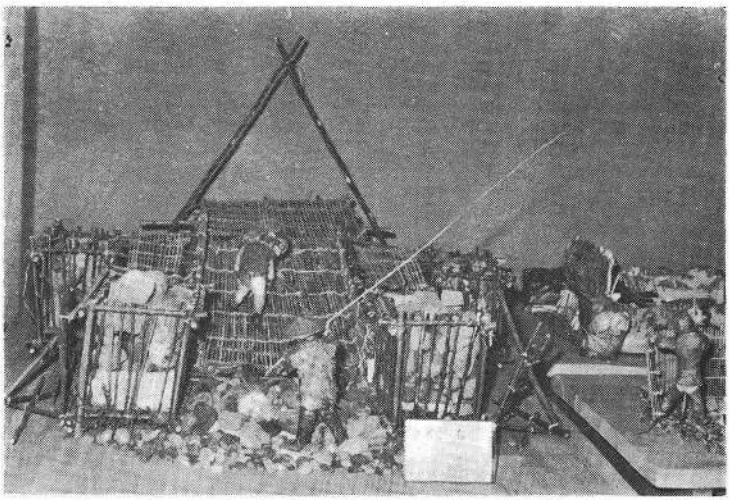

昭和時代の上小地方の簗の模型（増沢増一作・上田市博物館）

昭和二十六年、長野県特産課が調べたところによると、その頃、県下の河川湖で、使われていた漁具、漁法は左のようなものでった。網漁具では、大目刺網、小目刺網、投網、小四ツ手網、四ツ手網、抄網、さで網、地曳網、巻網。釣具類では手釣、延縄、投針。雑漁具類では貝掻き、蜆じよれん、やす、箱伏、石塚、枠付場、揚川、うなぎ籠、筌、うけ簗、桶などであり、それぞれに各河川湖の自然に即して、郷土人の生活の知恵をしのばせている。明治初年における漁具、漁法と対比してみると、移り変りのあとをしのばせて、興味の深いものがあろう。

漁具の名称	漁具の概要	漁法	漁獲物
1 大目刺網	繊細な絹糸で編んだ幕状の網に浮子と沈子をつけたもので、フナ用、コイ用、マス用とあり、フナ用を諏訪湖ではタケタカと称す	水中に張り廻游してくる魚を刺し或は纏絡して捕獲する。漁舟一隻に一、二人乗りこみ三十反を連結して張る	コイ、フナ、マス、
2 小目刺網	大目刺網とほぼ同様でワカサギ用、モロコ用とある	大目刺網とほぼ同様	公魚、モロコ、ウグイ
3 投網	円錐形の袋状の網で裾に鉛の沈子をつけ頭部に長い麻糸の手縄をつけたもの	水中に投げて魚類を掩いつくし静かに引さあげて捕う。諏訪湖では追打と称し二組が並んで両側からうつこともある。	アユ、コイ、ウグイ、雑魚ワカサギ、トンコ、フナ
4 小四手網	方形の底網の三辺に垣綱を付し一辺を口として、四本の竹で形を保たしめ竹の上部をクモ手で固定する。	あらかじめ河底、湖底に据えおき魚類を追込むか自ら迷入してくるものを捕う。二人一組となり両側から棒で追込み、急速に揚げる。ゴロ曳と称し、地曳網を用いて多量にとることもある。	フナ、ハヤ、トンコ、ウナギ
5 抄網	木、竹又は金属製の枠に袋状の網をとりつけこれに柄を付す。タモとも呼ばれ他の漁具の補助として用いられることが多い。カッスクイともいう。	諏訪湖ではエビ押、片手押などとも称し、一人舟にて片手で舟をつき進め、片手でこの漁具を水中に敷き進行中網に入るエビを捕う	エビ、ハヤ、フナ、トンコドジョウ、フナ

6	さで網	抄網と殆ど同じだが、抄網は自ら魚を追て掻つとらえるのに反し、水中に敷き魚の入るのを待つて捕う。	出水時の雑魚、カジカ
7	地曳網	浮子、沈子を有する幕状の細長い網に曳網をつけ、沿岸で魚を囲み陸地に引きよせて捕う。コイ、フナをとるときは約十名がかり、雑魚では三人がかりぐらいで使う	コイ、フナ、雑魚
8	待網	さで網と全く同じが川幅によつて大きさを異にする。	カチヨケと称して湖水の流出に据えたり、一時的増水のとき川の流れ口で魚類をうけて捕う。
			「片手廻し」と称し初め一方の曳網の端を上流の陸地にある漁夫に持たせ、舟にて網を漸次半月形に投入しながら陸地に着いて投網を終る。曳網を持つ漁夫は流れにさからわず下流に移動しつつ引寄せ、適当な地点にて担互の網を合せて引寄せる。
9	直釣	竿無く糸のみの先に釣鈎をつけて採る。蛙を餌にし雷魚を対象とするものをぼつかん釣という。	全魚種
			使うのは洪水時の終り頃水の澄みかけてきた時に限り、夜の活動時を狙い、余り急流でない淀みがちのところで橋上、舟上から網口を上流にむけて固定し、網中に魚が入つたとき脈糸に感ずる感覚により急速に引揚げる。
			大型コイ
			ばくだん鈎というものあり、太い綿糸の先に本針数本を餌玉に入れて結びつけ更にその上に補助針数本を結びつけておく。千曲川水糸の水の深いところに多し。

10 穴釣

約六尺ぐらいの綿糸又は麻糸に長さ五、六分の鈎をつけたもので、これを約四尺ぐらいの竹竿先端にひっかけて石積の穴の中に送りこみ、竹竿をひきぬいて針にかかつたウナギをとる。

湖沼や潅漑用水路で用い、餌はドジョウ、アユ、ミミズなど

ウナギ

11 枠鈎

竿のかわりに竹枠をつくる。枠は竹製の幅四分～五分の竹ベラを二本並行し、その間幅一寸七分の棒を以て双方を固着する。一方の竹ベラの長さ七寸五分、他は一尺五寸で把持を便にす。これに浮子、沈子をつけた糸に釣鈎をつけて釣獲るもの。

冬期結氷の湖上だけで行うもので、氷上に直径約五寸の孔をうがち糸の先端にコブシ大の石塊を付して湖底に到る尺度を測定し、釣鈎が湖底より五、六寸距るように浮子を結びつける。

アカサギ、アカウオ

12 竿釣

一本の竹竿に道糸を結び先端に釣鈎をつけた簡単なもので、普通の餌をつけたもの、昆虫に擬した針をつけるもの、おとりをつかつて引つかけるものがある。

掛釣は、道糸の先端に一本乃至二本のをつ釣け第一本目釣鈎がおとりアユはの尾部になる位置に結びつけて「おとりアユ」の鼻孔に通す。川瀬でそのおとりアユに喧嘩してくるアユを自然に釣鈎に引つかゝらしめる。

アユ、雑魚、凝餌針はイワナ、オイカワ、其の他

13 延縄

三千尺ぐらいのもと糸に三～五尺の枝糸を多数付し、先端に釣鈎を付して水底におく。延縄の一端に五〇匁ほどの石の重しと木製の浮子をつけて水中に投じ、舟をこぎながら釣鈎に餌をつけつゝ順次設置する。

一夜そのままにしておき翌朝引揚げ獲物を篭におさめる。諏訪湖では一本の設置に平均五人ぐらいかかり五百本～六百本の釣鈎をつける、餌はミミズ、ヒル、オケラ、エビ、ワカサギ、ミズタカ

ウナギ、フナ、ナマズ、コイ

14 流し針

「捨網」「投縄」とも称し延縄の小規模なもので浮子は使わず、川で多く用う。

幹縄の両端に五〇匁ほどの先石と三百匁程の元石をつけ、前日夕方川岸から対岸に向って投げ翌朝引上げる。

ウナギ、ナマズ、ニゴイ、コイ

15 蜆じよれん

鉄製或は竹製の簀篭に長柄をつけた漁具、河川では「掻簀」という。

漁場で舟を止め、じよれんの柄を肩で支えて湖沼底を二、三回掻いて、諏訪湖や天竜で蜆やタニシを獲る。

蜆、タニシ

16 ヤス

鉄部、木部からなり、鉄部は放射状に分岐し先端は扁平に尖っているのとアゴをつけたものがある。大ヤスは各指の長さ七寸五分、相互の間隔は一寸五分ぐらい、指の直径二分五厘から四分五厘、柄は径一寸、長さ十二尺の丸棒。小ヤスもある。

夜間冬期間など不活溌のときか産卵のため沿岸に来たところを舟上から刺突す。水視眼鏡を使うものもあるが組合の多くは繁殖保護上自治的に制限している。

コイ、フナ、マス、カジカ雑魚

17 箱伏

割竹を編み木枝と組合せて箱形又は円筒形の一種の筌様のものをつくりこれに魚の入口を設け「返し」をつけて一旦入った魚は出ることができない。千曲川水系に多く「篭」と称し、「箱」と呼ぶところもあるが諏訪湖など湖水では「牢屋」「監獄」という。

大きさは大低三尺×二尺から一尺×三尺三寸ぐらい。夕暮から水深三尺～六尺の浅瀬の葭、水藻のあるところに沈下、石を両側にくくりつけ、返しと餌をとりつける。川では下流に、湖では湖心部に向けて沈設、激流の場合は流失を防ぐため河床をやや穴にして箱を伏せ込む。餌は一握りづつ網袋に入れ箱伏の中央に吊り下げる。

コイ、フナ雑魚

18 石　塚

あらかじめ平坦なところを選び川敷を掘って礫を填充又は孤砂などを敷き、地ならしをしてからピラミット形に石を積み上げ、更にその上に薦をかぶせて魚の隠れ場所を設ける。石は結氷前に投入して水垢を充分付着せしめ、石塚の頂点は水面よりやや下にする。

石塚に魚の集合した頃を見はからって、石塚より一尺五寸ぐらいの外側周囲に簀を張りめぐらし、一方に逃口をつくってそこに数箇の筌を伏設し、小砂利を運んで簀の下部から逃げ出すのを防ぎ、しかるのち手又は鍬などにて漸次石を取り除くと魚は筌におちこむ。

赤魚、モロコ、エビ、フナ、ヒガイ、ナマズ

19 杵付場

通常瀬付とも称し、比較的深みのある流れの場所へ、岸よりやや下流にむけて斜めに杭又は牛杵を立て、砂利をまいて魚集地をつくり、内側に袖杵を入れて砂利の流失を防ぐ。

杵付場の近くに番小屋をつくって泊り込み、水垢のついていない良質の砂利を、日に孤で十杯位づつ四、五回まいて赤魚の産卵に適するようにし、産卵のため集まってくるのを二人及至三人で同時に投網をうって捕う。二時間おきぐらいに網を打つ。

赤魚（ウグイ）

20 あげ川

割り川とも称し、河川の落込みなどを利用して工作物を施し、小砂利を敷いて魚集地をつくり、その上流に「おとり」を設けて、産卵に集まるのをとらう。工作物は長さ一間～五間、幅一間～三間の溝型をつくり、上流口に竹簀（又は親魚箱）を張って囮を入れ、下流に小砂利を敷く。

付近に番小屋を設けて泊り込み、魚の集る頃を見はからって下流に網を張り、又は投網をつかって捕う。小砂利は時々水垢のついていない良質の砂利をまく。

赤魚（ウグイ）

21 うなぎ篭

割竹を二、五尺に編んだ円筒形の篭様のもので、入口に漏斗状の「返し」をさし込んで餌を円筒に入れて誘導し捕う。割竹は二、三分ぐらいのものを長さ二、五尺、径三～四寸に編む、「返し」も同様。

一人で約一本ぐらいを持ち、瀬の具合を計り下流に口をむけて設置し、両側から石などで固定する。筒にはあらかじめ「スギナ」を入れ次にミミズ二十本ぐらい入れ、再びスギナを入れて押える。砂泥のまかない、水垢の腐らないところに、口が多少河床に埋まるように設ける。

ウナギ

22 魬（えり）

「簀立」「ガンゴジ」とも称し、垣と返しを有する陥穽類中最も進歩したもの。湖の一定場所に湖岸と直角に簀を張り、魚の通路を遮断し、更にその両端に簀を複雑に立てて陥穽装置を設け、魚を自然に迷入せしむ。仁科三湖が専ら用い、諏訪湖から学んだが諏訪では禁じている。

コイ用簀の垣簀の長さは三十六尺以内が普通で垣の一端は葭簀の入口を等分する位置に達せしめ、魚取部は竹又は葭を以て蓋をする。簀の高さは水面一尺は出るようにし、六寸程の間隔を以てワラ縄で編む。魚取箱は木製でその口に割竹の「返し」をつける。

コイ、フナナ、マズ

23 筌（うけ）

割竹又は金属を円錐形に編んだ篭様のもので入口に漏斗状の「返し」をつける。「ウグイ筌」「ドジョウ筌」「雑魚筌」がある。

魚の通路に沈設し、陥入したところをとらう。湖では十数箇を幹縄に等間隔におき、長さ一丈位の投縄をつけその先に筌をつける。餌を入れる時もある。

ウグイ、アユ、コイ、カジカ、雑魚

24 網筌

竹輪を以て各所を緊張した円筒形袋状の網に、漏斗状の返しをつけ、迷入せしむ。形は筌に類似し、袋状の網中に竹輪二、三箇を等間隔にはめこんで形を保たせる。
網口には長さ二尺の枠、木(鉄、竹)を固着してある。口の枠の大きさは一尺～二尺角。網の丈は三尺乃至四尺。

湖辺至るところの草生地や注入河口等水深の浅い場所に設ける。河川では浅瀬、砂地をえらび筌の両端に竹簀を張り主として産卵に集るフナ、オイカワを狙う。

フナ、オイカワ

25 簗(やな)

河床のやや急傾斜したところをえらんで川を遮断し工作物を設け、その上下流に幾分落差をつけて両袖に築堤をつくり、流域をせばめその末端に櫓を組んで、竹簀を張り魚の通路を堰きとめて遡河する魚、降下する魚をこの上に受けて捕える。

遡河魚類を捕えるのを「上り簗」降下を捕えるのを「下り簗」というが俗にヤナというのは下り簗のことである。付近に番小屋を設け、漁師は絶えず漁撈に従事する。漁獲の少い四～七月は一人で簗のゴミを払う程度だが六～十月の最盛期には簗組合の全員が出動する。

アユ、ウナギ、赤魚、雑魚

26 桶

漁具中最も簡単なもので杉丸太を剝いで巾一寸厚さ一、二分長さ二尺ぐらいの下方をとがらせて大小二箇の竹輪に麻糸をもって編みつけ、下方の大きい筒形の格子で上部に丸太を渡して把手をつけ魚類にかぶせて捕う。

夜間瀬部の砂堆上又は注入河川の川口において、魚類を灯火である一定の場所に誘致し、その上にかぶせ水の一部を囲んで捕う。

ウグイ、フナ、雑魚

漁網は、明治以来、木綿からガス糸、絹糸と進み、終戦後はナイロンから更に合成繊維へと進歩し、漁獲能率がそのたびに向上した。諏訪湖では「昔は、裾まわり百二十尺以上の網は重くて、どんな名人でもうてなかったし、まっ暗になる程すさまじいものであったが、ナイロン以後になると百八十尺の網が打てるようになり、以前は一と網五分かかったものが、今では一時間に二十網もうてる。すべて倍の能率になった。湖の漁獲高は三十九年代を頂上にして、少くなってきているが、漁網の進歩による漁獲量の増大が、湖魚を少くした要素の一つにもなっている」と、組合長の林健は語った。

激増す遊漁者の群れ

戦後における日本の復興は、世相人心にさまざまな変化をもたらしたが、いろいろな形で日常生活をエンジョイする風習の勃興もその一つであった。遊漁時代がやってきたのも、その現れにほかならない。殊に観光地帯として脚光を浴びた長野県では、観光と釣りの結びつけを考え、県費の助成で釣り競技会を催すなどのこともあったので、単協もまた相次いで企画し、河々に釣り師たちが殺到した。

二十七、八年頃、『県漁連だより』に寄せられた投書や記録の幾つかを例記しよう。

○北佐久漁協が、軽井沢町と協力して、軽井沢高原を鱒の名所にすべく、湯川上流千ヶ滝に十五万尾を放流、六月から九月十五日まで観光客に開放の計画立てる。

○下伊那地方のアメ釣りは、正月早々から暖い日には、下平駅付近の小川で始まる。私は、余り陽気がいいので三月十五日飯田松川へでかけた。餌はミミズ、矢張り大川は時期尚早で八寸一尾、六寸一尾。本筋の渓流釣りは四月頃からだ。ヤマメの名所遠山地方は飯島発電所付近が好調、六七寸までのものが二十尾ぐらいは釣れる。ミミズもよいがカジカの卵が最上。

○諏訪湖の黒フナ釣りは氷がとけてから三月中旬までが好適、水の冷いうちは深みにいるので、初めは湊村観音先がよく釣れる。水がぬるむ五月初旬から、鮒はコズリのため浅瀬へ出て川へ上り、この頃には誰れでも釣れる。道糸はナイロンのハリスは吸いこみがよく、浪の荒い日、流れの早いところでは脈釣りフカシ釣りがよい。

○千曲川の付け場、春暖とともに千曲川の水もぬるみ、更埴地区には十余ケ所を数える赤魚付け場の抗打ちが始まった。水温C十度、相当増水して流れは早いが、五十匁以上の大物が産卵場所を求めて泳いでいる。期間は四月十五日から六月十五日で、六月上旬から五月上旬が最盛期だ。

○雑魚川組合だより　初夏の訪れとともに志賀高原四十八池の水もぬるみ、竿をかついでのぼる者が多くなった。木戸池、丸池、琵琶池などでは時たま一貫目もある鯉に手こずっている者もある。昨年組合で放流した虹鱒に喜んでいる者もある。慣れた人は一日に鮒、赤魚、おいかわなど二貫目ぐらい釣り上げる。

○千曲川漁協では秋晴れの九月十三日、信毎杯争奪第三回釣り大会を村山橋畔でひらいた。上高井、長野、上水内のつり天

狗百名近く参加、虫、ねり餌など各自苦心のえさでなかなかの賑い、山田村の西村文平さんは五百匁大のアキハを釣り上げ記録をつくった。

○上田簗、一夜で三十万円、ここ両三年来洪水で簗ぐるみ流され、赤字続きのかこち顔できたが、ことしこそはの甲斐あって、上田橋下流の簗一つで一夜に二百貫捕った。

○天竜名物の簗は簗祭も景気よく、豊漁にわき立っている。伊那町やなは五百口、五十五万円、辰野やなは二百五十口、三十万円で架設されたが、伊那では一夜に鮎一万五千尾四百貫、辰野は鮎百貫、うなぎ二百貫という豊漁。あてにならない簗勘定といわれるが、今年は千円一口に対し千二百円也の配当。

○松本のマス釣り大会、犀川組合では十月二十一日、田川でマス大会をひらいた。安筑全体から二百四、五十名。参加者一人当り二百匁の割合で放流したのが、競技終了時の三時までに約半数が釣り上げられた。審査方法は五百匁以上の大物数尾をふくめて一番大物をあげたものに技能賞、小形のものに赤の番号をつけて放流し、あがった番号をちうせんの上幸運賞。

○裾花川でも十月二十八日マス釣り大会を開いた。里島発電所放水口から下流一キロに放流し、長野としては珍しい大会なので見物客山の如く、技能賞は長野市小平富美雄、特等松本の北沢義雄、一等中村千代さんなど。

○高水組合では十月三十日から十一月一日まで、蛭川で共同漁業権免許二周年の慶祝鯉釣り大会をひらいたが、初日百七十人、二、三日目二百五十人で盛況を極めた。二年鯉百五十匁前後を六十貫放流。

○更埴組合では初めての試みとして、琵琶湖からのバスの親魚三十貫をトラックで運び、七月十六日、篠ノ井橋付近に放

千曲川のつけ場の作り方模型
（上小組合増沢増一作、上田博物館）

昭和30年代における全国内水面漁業者数　（農林省調べ）

（漁業者のうち許可漁業者は省く）

	漁業者数			鑑札種類別入漁者数		
	総計	正組合員	準組合員	期間鑑札	日鑑札	無鑑札
年	人	人	人	人	人日	人日
32	463,566	361,774	101,792	248,895	254,643	1,464,497
（長野）	(18,393)	(16,327)	(2,066)	(11,591)	(1,464)	(12,164)
33	494,265	366,982	127,273	230,071	260,866	1,046,204
（長野）	(19,148)	(17,293)	(1,855)	(14,820)	(4,065)	(8,814)
34	480,088	368,219	111,869	214,266	320,389	1,350,750
（長野）	(19,595)	(17,720)	(1,875)	(12,162)	4,952	(8,739)
35	479,896	372,696	107,200	219,672	252,511	1,393,962
（長野）	(19,325)	(18,373)	(952)	(15,621)	(2,622)	(7,721)
36	495,118	385,120	109,998	233,904	354,634	1,148,429
（長野）	(20,393)	(18,982)	(1,411)	(12,883)	(4,221)	(7,351)
37	521,477	396,071	125,406	(234,142)	411,357	1,276,407
（長野）	(20,927)	(19,481)	(1,446)	(13,990)	(9,334)	(12,011)
38	511,674	396,391	115,283	272,544	394,217	1,322,539
（長野）	(21,362)	(13,811)	(1,551)	(16,863)	(12,308)	(10,564)
39	526,763	403,307	123,456	259,481	555,426	1,233,709
（長野）	(22,245)	(20,371)	(1,874)	(18,584)	(17,492)	6,528

以上、長野県漁連だよりについて、二十七、八年頃から盛んになり始めた遊漁時代の訪れありさまを概観してきたが、一九六一年（三六年）の日本水産年鑑は左のように記録している。

流。

○諏訪湖に公魚卵の注文殺到　秋田四億万粒、滋賀五千万、山梨五千万新潟二千六百万、石川二千四百万、岐阜二千万、群馬千四百万、静岡千五百万、神奈川百万、福島百万粒という状況で、二月上旬、組合ではついに売り止め。

河川・湖沼では、農業者の生計補充の場というよりも、広く一般遊漁者を含めたリクリエーションの場という公共的性格が強くなり、さらに進んで一部には、観光事業と結びついた釣堀式の企業的経営法も現われてきている。

昭和三十四年における内水面漁業に従事した漁業者数は四八九、九四七人で、前年の五〇六、五三六人にくらべて、一六、五八九人減少している。しかし、リクレーションとして入漁したと思われる鑑札および無鑑札の遊漁者数は延べ一、八八五、六〇五人に達して、前年の延べ一、五三七、一四一人にくらべ三四八、四六四人の増加で、漁業者の減少傾向とは逆に増加しており、最近における内水面漁場のレクリエーションとしての利用傾向が如実に反映されている。

三十年代に入って、河川湖がリクレーションの場となり、遊漁者が激増してきた姿は、本県においても例外ではなく、むしろその現れが顕著であった。日本有数の観光県となって脚光を浴び、多くの河川湖に恵まれた郷土として当然なことでもある。

本県の場合漁業組合員としての漁業者は、昭和三十二年頃、一万八千人を数えていたが、三十九年までの間に四千人も増加した。鑑札をうけるよりも進んで組合員となり、自由に釣りや投網を楽しもうとするものが急増したのであって、どこの組合も申込みの増加に目を廻した。組合員となるためには、組合により万円単位の出資をしなければならないところもあり、組合員からその株を買おうとすれば、かなりなプレミアムがつく場合さえあったが、それでも参加者が続いた。

しかし、それにも増して、鑑札をうけての遊漁者は、もっと遙かに増大した。三十二年には、期間、日鑑札合せて一万三千余人に過ぎなかったものが、三十九年には三万六千人を越え三倍にもなった。ほかに無鑑札を摘発された遊漁者も相当な数にのぼり、なお摘発を免かれた密漁者も可成りはあった筈だから、県下の釣り人口は、組合員、鑑札者、密漁者を合せ、正に十万人近いものと推定される。

シーズンには、県外からも多数の釣り師がマイカーで殺到して、どの水系も活況を呈し、河原の付場小屋には紅

白のまん幕が風をはらませて、賑った。

釣り師たちがもたらすもの

遊漁時代になると、各地に釣会が結ばれ、広域水系にわたる連合会をつくって、活動を始めるものも現れた。官公署や事業所単位に組織されるものもあったが、釣具店が同好を集めて結ぶこともあった。職域組織で最も多いのは国鉄や郵政関係であったが、明け番の多いその職域では、明け番を健康的に楽しく過ごそうとする同好が、釣りに集まるのであろう。週二休制などが実施されると、この傾向はいよいよ拍車がかけられるかも知れない。

各地の釣会は、つねに地元の漁協と提携しており、会員の釣り大会を催すために、漁場を借りて魚を放ったりした場合は、釣り切れないものが、間接的には増殖の役にもたった。漁協は、団体の入漁者には料金を割引き、入漁券を釣会で売りさばいてもらうようなことがあって、そのことが無鑑札防止にも役立つのであった。

県下最大の釣会は、四十一年に、飯田、下伊那地方の職域釣り会四十一団体が連合して組織された飯伊銀鱗会である。六百人の会員を擁して、釣具の共同購入をおこなったり、家族のための釣池設置なども計画したが、四十三年には、三十万円を拠金して、天竜河畔の弁天地籍に『魚供養の碑』を建てて、一つの観光地帯をつくりあげた。正に、遊漁時代の史標である。

釣会というものが、どのような姿で、どのようにつくられるのか一端を知るために、飯伊銀鱗会の模様を例記してみよう。

銀鱗会の世帯を運営する役員陣はいずれおとらぬベテランぞろい。牧野会長は前国鉄豊漁会長で、下伊那漁協総代、丸山小PTA役員などで活躍、各種つり大会では優勝旗を一人占めする鯉つりの名人だ。会長四期、市議選出馬を取りまき連から強

くすすめられているが固辞している。荒尾副会長は飯田市役所の課長でコイつりの名人、酒豪として牧野会長と名コンビ。中山副会長は飯田郵便局つりクラブ会長で、ハヤつりの腕前は定評。飯田電電局天狗会長でアユ、赤魚つりの名手で知られた太田会長の阿南局への転任で辞任のあとを受けた鶴岡副会長は明革釣クラブの元老で、鯉、フナ、ヤマメと万能のつり人。牧野会長と名コンビで会の運営を取りしきる山口事務局長は日通飯田支店天狗会長で、魚つりは滅法好物、腕前も名人級、旧国鉄スワローズ、ノンプロ愛知産業で鳴らした野球選手。会計の伊藤、書記の窪田の両氏は国鉄豊漁会の猛者、監事の飯島氏は中電つり部のベテランなど、役員陣は多士斉々の顔ぶれ。又顧問には愛釣家で知られる西沢寛志県議、前飯田市総務部長松沢太郎氏、つりは駄目だが名文家で知られる高見飯田駅長、杉山中日支局長、塩沢前飯田局保険課長らそうそうたる顔ぶれが名をつらねている。

（信濃釣猟会機関紙、釣と猟）

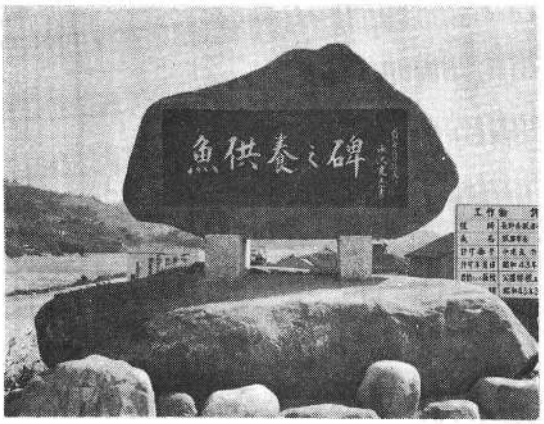

天竜河畔に建てられた魚供養之碑

遊漁時代をむかえると、各地に釣会が続出したが、マイカー族の遠征も目立ち、県外からの釣り師が各河川に殺到した。そして、その結果が、やがては古来の釣り法にさえ変化をもたらすようになった。

たとえば、上小や更埴地方の漁場へは、東京、群馬方面からのマイカー釣り師が入り込み、初めは、彼らの釣り法がエチケットを知らないものとして、地元の釣り師たちからひんせきされる場合もあったが、ついには、彼らの釣り法が、地元の釣り師たちをも、その方法に誘いこむのであった。

土小漁協佐藤憲平談　上小地方の鮎釣りは、昔からのやり方として、タナに立ちならんだ釣り師たちが、ひっかかると、それを下方の淀みにまで曳いていって竿をあげた。下方へ降りていったものに代って、今度は、次のものがタナに立つ、そういう風にして次々と、釣れる場所を譲っていくのが習わしであり、そういう釣り法しか知らなかった。

ところが、東京、群馬方面からの入漁者たちは、釣り場を一度えらんだら、そこをうごかない。それぞれ自分の足もとに淀みを造っておき、ひっかかると、そこへ引きよせてあげた。いちいち、下方へ曳いていくこともなく釣り上げるので、能率が高かった。いわば釣り法が、こちらの古来のものより進歩し、技術がすぐれていたのである。

譲り合いの無い無作法といえば、確かにそうかも知れないが、漁法としてはすぐれたものであったから、しまいには、こちらの釣り師たちも、それを見習うことになった。遠方から来た釣り師たちに教えられて、いつの間にか、この地方としては新しい釣り法が始まったのである。

密漁に悩まされる

遊漁時代になると、当然、密漁が悩みの種となった。三十二年には、一万二千余人もの密漁者が摘発され、鑑札をうけるものの総数と殆ど半々であった。

その後、取締りを厳にしたため、おいおい減少を辿り、組合に参加したり、鑑札をうけるものの増加となったが、それでも三十九年頃、なお千五百人が摘発され、日鑑札をうける者とほぼ同数をかぞえた。

四十年度における県漁連の漁獲高統計によると、組合員一人当り平均漁獲高は、河川で三九kg、湖沼で三四五kgとなり、三十六年頃からの推移は、河川においては年々増加し、諏訪湖においては三十八年を頂上として、専業者の漸減で、おいおい落潤を辿っている。

ここで問題になるのは、密漁であった。四十年度の河川湖総漁獲高推定一、六〇〇トンのうち、八六、三%の一、三八〇トンが組合員の漁獲であり、一二、五%の一九トンが密漁と推定された。有料遊漁者漁獲量は、三十六

年一二三トン、三十八年一三三トン、四十年一九九トンと漸増しているが、これは遊漁者の激増に伴う当然として、密漁が一五トン、一六トン、一九トンと年々増加していくところに、組合の悩みがあるのであった。

木曽川組合松渕才夫談　木曽川は、以前、それほど遊漁者たちに関心を持たれておらず、釣り師の数も少なかったのだが、三十年代になってからは、五月の最盛期など、遠く山梨あたりからもやってきて、毎日三百人ぐらいを数えたが、こゝでは、恐らく八〇%以上が密漁者である。見廻って摘発しようとしても、千円札をちらつかせながら、取れるなら取って見ろとすごまれて、手のつけようがない。監視員と雖も司法権があるわけではないし、へんぴなところでは、直ぐ警察へというわけにもいかない。若いマイカー族には釣り道義も薄れて、組合には悩みの種である。

上小組合佐藤憲平談　以前は、各駅に降りてくる遊漁者たちに入漁券を渡せば、たいてい間違いなくその数をつかむことが出来、無鑑札を取締ることができたが、マイカー時代になると、それができなくなった。

漁業権守る漁民大会

昭和三十七年、何度目かの漁業法改正がおこなわれたが、これに先だち、一つの重要問題がひきおこされた。中央の漁業制度調査会が、このたびの改正において、漁業権を漁業組合からはく奪し、これを市町村管理団体に与えて、全面的な河川開放を目論んでいると伝えられたからであった。

その情報をいれるや、長野県漁連は、時を移さず全県下に呼びかけて漁民大会をひらき、左の緊急決議をおこなった。

現行内水面漁業権の存続要望決議

吾々は目下漁業制度調査会が、試案として現行の内水面漁業権を敢えてはく奪し、無に等しい状態として、その衰滅を図らんとする方向にあることを聞いて驚いた。然かもその理由に至っては、極めて近視眼的短見にもとづくものであり、それは、地

球とともに永遠にある河川湖の魚族に生計を依存する多数漁民のあることを忘れ、漁業協同組合の存立を危くし、ひいて漁業生産の大減小を招来することになって、百年を過る非民主的な暴挙であると確信する。

近く開かれんとする全国漁民大会を前にして開いた長野県漁業者大会は、今、採られんとする方向が、吾らの希望を全く裏切頗る後退的であることを遺憾とし、ここに現行の内水面漁業権の存続を強く要望し、全国内水面漁業者大会において、その実現決議を致され、引きつづいてそれがための努力をり、払われるよう熱望する。

右決議する

昭和三十五年八月二十六日

長野県漁業者大会代表　依田勇雄

全国内水面漁業協同組合連合会長重政誠之殿

かくて、この運動は全国的なものとなって発展し、東京日比谷における全国漁民大会となったが、白鉢巻を結んでの猛運動が功を奏して、政府のいれるところとなり、二十七年の改正には、現行のままの漁業権の確保に成功したのであった。

組合の自己批判

遊漁時代をむかえると、水産庁の指導方針が、組合員の漁業権防衛を考えながらも、遊漁者の発言をとり入れる方向に移行した。たとえば、長野県漁業調整規則では、遊漁者には竿釣り、叉手網だけを許すことを規定していたが、実際の運営にあたっては、単協の遊漁規則の中に、投網などをも許し得る規定を設けさせた。

遊漁者が増加すると、組合の経営もそれだけゆとりを生じ、放流資金も賦課金に頼ったり、或は発電会社からの補償金に依存するだけでなく、入漁料を以て或る程度まかない得る組合もでてきた。

昭和三十九年、漁業法の改正がおこなわれたが、内水面での改正点の一つは、今まで各組合が自由に決めていた

入漁料を県知事の認可制とし、それぞれ組合独自の、環境に見合った遊漁規則を定めなければならなくなったことであった。漁場の価値に見合う適当な料金を制定し、組合員と遊漁者を公平にして、河川を開放しようとしたものである。

こうして、遊漁時代がやってくると、湖沼のように漁業専業者や副業者の多いところは別としても、一般河川においては、漁業組合経営の考え方に変革がおこった。漁場を専ら漁業農民のための生活の場として、放流をおこない、増殖をはげんでいた長い間の考え方から、釣り師のためのリクレーションの場として、共栄を期するような考え方に変ってきたのである。

たとえば、木曽川組合が、関西電力との長い交渉のすえ、木曽ダムの一湛水区域内に漁場を設定することに成功し、ボートハウスをしつらえて、レジャーセンターをつくりあげたのなども、遊漁時代に即応した一例であり、このような目論見は、こんご各地にもおこっていくであろう。

こうして、組合経営の意識の中に、第一次産業防衛の考え方から、第三次産業的、すなわち観光施設のはんちゅうに関する考え方が、次第に強まる傾向を見せている。

しかし、よしんばそのような第三次産業的遊漁時代がやってきたとしても、そして、そのことは時代的な方向であるとしても、漁業組合としては無制限に、その方向へだけ押し流されることはできないであろう。組合の指導者たちのあいだには、そのことへの強い自己反省がおこってきた。

湖沼においては、なお多くの専業者、副業者が生活しているのであり、河川においても、その数はなお少くないのである。組合経営の根底をなすものは、飽くまでも、生活権としての漁業権でなければならないし、協同組合精神に基く共同の福祉増進のための、優れた漁場つくりでなければなるまい。

この間の本来をてんとうすることなく、つねに反省を重ねながら、遊漁時代に処する組合として、河川増殖をいよいよ推進し、同時に、釣り師大衆の認識を協組事業の実情理解と、それの持つ社会性の理解へ誘っていくことが、忘れられてはならないであろう。

特殊遊漁料金									漁場で払う場合の増加額
小中学生	高大学生	身体障害者	団体	家族	特殊	特別遊漁投網	料延縄		
年 135	—	年 135	—	—	—	年1000	—		該当日釣料金の20%以内
〃 100	高年 200	通常相当額の½	年 600	—	—	〃1500	—		〃
〃 100	—	200	年 350	あゆを除くとき引虫釣1人500 1人増100	年300	〃 1500	年 500		〃
〃 150	—	250	大人300 学生100	年 500	—	〃 1500	—		〃
〃 150	—	通常相当の額½	大人350 学生100	—		〃 1000	—		〃
通常相当額の 小 1/6 中 1/3		— 〃	—	—	—	年 1500	—		〃
中年500小年300 日100日100	大年1000高年800 日100日100	—	年 800 日 100	—	にじます解禁後3日間 日200	年1250 日 400	—		〃 20%
1/10	4/10	〃	—	組合員賦課金と同額	田川専用 年 300	年 800	—		〃20%以内
中½		— 〃	—	—	—	〃1000	—		〃
通常相当½額の		— 〃	—	—	—	—	—		〃20%
年 100		— —	—	—	—	〃1100	—		10
通常相当額の½		— 〃	—	—	—日	300	—		該当日釣料金の20%以内
〃 —		〃 —	—	—	—	年 500	—		〃
年 350		— 〃	—	通常相当額の½	大 300 小中 0		—		〃
〃 50		— 年 50	—	—	—	年1000	—		〃
通常相当½の額		— 通常相当½の額	年1100	—	—	〃1350	—		〃
未満の幼子無料		— 〃	30人年900 以上日120	—	—	〃1500	〃		〃
通常相当額の		— 〃	—	—	—	年1,000 日 200	〃		〃20%以内
		— 〃	—	—	—	年1000	—		〃
通常相当½額の		— 〃	—	—	—	年 1000 日 400	—		〃
〃		— 〃	—	—	年 500 日 40	年1000	—		〃
		— 〃	—	—	—	—	—		〃
〃		— 〃	—	—	—	—	—		20
年 40	年 40	—	—	—	—	年1000	年1000		10
〃		— 〃	—	酒相の½	—	—	—		20
〃		— 〃	—	—	—	—	—		該当日釣料金の20%以内
〃		— 〃	—	—	—	—	—		〃
〃		— 〃	—	—	—	—	—		〃
年 250 日 50		— —	—	—	—	年. 1000	—		〃20%

昭和43年　　遊漁料金調　　（県認可額、単位円）

組合名	全魚種共通		通常遊漁料金 あゆ		その他の魚種	
	年釣	日釣	年釣	日釣	年釣	日釣
南佐久南部	—	—	1500	450	1000	270
佐久	—	—	1800	400	ます 1310 他 650	ます 250 他 100
上小	—	—	3750	400	400	—
更埴	—	—	3000	400	500	100
千曲川	—	—	950	200	400	—
北信	—	—	2100	340	1000	200
高水	1100	100	—	—	—	—
奈良井川	—	—	1000	200	350	100
波田	400	—	—	—	—	—
安曇	1500	150	—	—	—	—
犀川	700	70	—	—	—	—
北安中部	—	200	—	—	—	—
犀川殖産	—	—	1000	200	400	100
裾花川水系	950	—	—	210	—	200
諏訪東部	—	—	1200	500	450	100
天竜川	1200	—	—	400	—	200
下伊那	1200	150	—	—	—	—
遠山	—	—	1000	100	1000	100
根羽川	—	—	3500	500	700	300
志賀高原	700	100	—	—	—	—
姫川上流	500	40	—	—	—	—
木曽川	—	—	1000	300	500	100
釜無川	1000	100	—	—	—	—
諏訪湖	500	50	—	—	—	—
松原湖	850	100	—	—	—	—
野尻湖	3ヶ月 1250 650	150	—	—	—	—
青木湖	400	100	—	—	—	—
木崎湖	500	100	—	—	—	—
三浦	500	100	—	—	—	—

農薬、汚濁問題と学者たち

戦後の産業復興にともない、あらゆる生産工場から流し出される汚濁水、毒水問題が、河川においても、湖においても重要な課題になってきた。殊に長野県は、戦争中の疎開工場が非常な数にのぼり、戦後、それらが平和産業への煙りを大きくあげ始めたので、河湖に幾つかの問題をひきおこした。

二十八年　松本市白板の東信製紙が劇薬を奈良井川に流し出したため、流入口に魚を入れて試験の結果、三、四十分にして殆ど死滅することがわかり、町田犀川組合長ら厳重抗議の末、消毒施設の実施と増殖費交付を約束す。

二十八年　県漁場管理委員会、工場廃水による被害増大につき、県に専門調査機関を設けて対策を講ずるよう決議す。

二十八年　南佐久郡中込町北信パルプ工業が内山川に排出することの廃止について、信大教官井出秀雄、科学的調査を行い、酸素の欠乏と繊維屑の濁りによる影響なることを証明す。

二十八年　南佐久南部、佐久、東信、上小、更埴漁業組合、八ケ岳硫黄鉱業会社の湯川上流精錬所設置につき、魚類被害を訴え、排水浄化施設と増殖補償要求運動を展開す。

三十一年　南佐久郡野沢町桜井区臼田英雄の養鯉池における鯉の多量斃死が、パルプ工場の廃液によることに判明し、佐久養殖と佐久漁協、地方事務所の綿密調査を申請す。

かくて、三十七年、長野県漁連では、県にむかって「工場排水等の水質汚濁防止施設等の条例制定」運動を展開したが、このことは独り長野県だけの問題ではなく、全国内水面の関心事でもあったし、沿海漁業にとっても同様だったので、三十九年には、全国内水面漁連、全漁連、大日本水産会、全海苔、全真珠などの緒団体を糾合し、汚水対策全国漁業者協議会が結成された。

工場排水の水質汚濁防止施設方の県条例制定要請書

長野県漁業協同組合連合会

近時本県産業の伸張発展のため、各地に工場の招致が行われ県の富力を増進すると共に、わが国経済力の拡充強化に寄与しておりますことは慶賀に堪えません。

然るところ、その工場等の中には製品処理過程において、各種劇薬、毒液、濃厚色素をふくむものが使用せられ、これに加えてこれらの総合処理で化学的変化の混成廃液を排出して流水を汚濁腐敗せしめ、悪臭を発しつゝ河川に流入せしめるものが増加して来たのを頗る遺憾と致します。

これがため魚類は斃死し、魚族の天然餌料を死滅せしめてその増殖を妨げ、また流水の汚染と悪臭を嫌忌して魚族は逃避するため、その一定地域では著しい減産を来たします。これを現在のままに放置せられます場合は、水産業の蒙る被害は漸次増大するものと信じます。

希くは、工場に関する事業の運営に伴い発生する汚濁水を河川湖公共用水に排出するとき、そこには必ず害毒を蒙る漁業者がありますので、工場類の設置の場合（一定の猶予期間をおいて既設のものも含む）は県条例を制定し、これを規制して、その経営者に対し排出汚濁廃水の無毒化、濃厚汚染の中和稀釈等有効適切な施設を必行せしめられて、流水の清浄化を実現し、漁業への悪影響を速かに除かるるよう御措置に預りたく懇請いたします。

農薬使用による漁業被害の絶滅を期するため低毒性農薬の使用普及を奨励されたい懇請書（昭和三十七年）

長野県漁業協同組合連合会長　依田勇雄

三十年代は、工場汚水だけでなく、農薬問題も重大化した。戦後の技術革新で農薬も著しい進歩をとげ、やがて、空からヘリコプターで撒布消毒するまでに普及すると、水田においても河川においても魚族被害が続出し、ついには、本県伝統の水田養鯉をはばむに至った。

その結果、内水面水産業界を挙げて、農薬使用についての検討が始められ、使用方法については、できるだけ被害を防ぐよう関係筋への陳情を繰り広ろげ、薬品そのものについては、被害度の低いものの開発普及を懇請した。

農薬除草剤ＰＣＰの使用は全県的に普及し除草効果のあがる反面、その撒布排水が養魚池や河川湖に流入するとき、魚類を

死滅せしめて魚家を泣かしめ、なお小川に棲む小動物の一切を絶滅に瀕せしめつつあるのが現状であります。幸い新農薬「ニップ」の発売は低毒性で除草効果はＰＣＰ以上であり、然かも魚類等に被害を及ぼさないことが明らかとなりました。

つきましては、この低毒性の除草新薬「ニップ」の使用を奨励せられて、除草効果もあがり、漁業被害を未然に防止する両善策の実現に御高配を賜りたく、長野県漁業協同組合連合会の決議により懇請致します。

なお「ニップ」の使用による経費の増加はＰＣＰに比し一〇アール当り凡そ一〇〇円（坪当り三二銭位）程度多額になるやに聞きました。漁業被害の頻出を考え合せられまして、この増加額については県に於て当初の間助成の途を講ぜられますならば幸いとするところで、併せて懇請いたします。

農薬による被害は、特に養鯉事業に与えた影響が大きく、ついに水田養鯉の歴史を閉じさせるに至ったが、そのことは養鯉事業の項でふれよう。農薬や汚濁水問題が大きく登場してくると、この郷土の学者たちも、そのことに大きな関心を寄せ、三十八年には、信大理学部が諏訪に臨湖試験を設けたりしたが、殊に信大繊維学部の小泉清明を中心とする若い学究たちが、水質問題について幾つかの調査研究をおこない、本県水産業に貢献した。昭和二十八年から四十三年に至る間の重なるもの摘記しておこう。

一、昭和二十八年九月――小泉清明、井出嘉雄、松村庚一、関口信男らが湯川水系の陸水生物学的調査、南佐久郡八ヶ岳鉱山竝びに関係水系合同調査をおこない、八ヶ岳硫黄鉱山を流下する湯川河水の強酸性は、鉱床内に存在する硫化鉄の酸化による遊離硫酸に基因することを明かにし、大規模の採掘は湯川と千曲川の酸性を増加して、魚類、水田の鯉、稚に被害を与えることを推定した。

二、昭和三十一年八月――小泉清明、青木舜らが、上伊那郡天竜川河岸、松本市の犀川、冗田川および田川河岸地帯、南佐久郡の千曲川、片貝川、滑津川河岸地帯に存在する各種工場の廃水と、これらが流入する河川の化学的ならびに生物学的水質を分析し、魚族と餌料生物の生産との関係を検討した。

三、昭和三十二年十一月――小泉清明、和田吉弘、安藤富雄、藤井嘉広、渡辺重彦らが野尻湖の漁業被害の原因について、昭和二十四年焼山の大爆発以来、ワカサギその他魚族の発育不良、漁獲減少をおこした原因は、焼山に水源をもつ関川河水の発電用大量揚水によって、湖水の水質が変化し、プランクトン、底生動物の生産を減少したことにあることを明らかにした。

四、昭和四十二年――小泉清明、桜井善雄、川島信二らが、諏訪湖の高等水生植物の現存量について昭和四十一年九月の諏訪湖の有根水草のおもなものは、ヒシ、クロモ、ササバモ、マコモ、コウホネ、ヨシ、セキショウモの7種で、岸から約二、五mの深さまで分布し、最大生長時の現存量は、生体重で一、九五八トン、乾量で二二〇トン、昭和二十四の年生体重九七〇トンの二倍にあたることを発表した。

五、昭和四十三年八月――小泉清明、桜井善雄、川島信二、長沢武夫らが諏訪湖の汚染とけん濁物質ならびに溶存物質との関係について、諏訪湖の最近の著しい汚水は、植物プランクトンの著増と底泥の浮上に基ずくけん濁物質の増加に主因がある。湖水中の窒素と燐は工場廃水と都市下水の流入、水草やプランクトンの枯死分解によって増加し、最近の底泥は、有機物の沈積によってヘドロ化し、湖水の浅くなったことに相まってきわめて浮上しやすくなったと発表した。

六、昭和四十三年七月――小泉清明、諏訪湖浄化に関する研究の中で、湖水の水草を草魚の放養によって防除できないかを考えた。

七、昭和四十三年三月――小泉清明、桜井善雄、丸山泰男らが、諏訪湖の都市沿岸部の汚濁と生物群集の構造、分布ならびに生産に関する研究の中で、諏訪市沿岸の水濁部の魚族、プランクトン、底生動物の種類ごとの分布と生産量は、水濁の程度に一定の比例関係を示すことを発表した。

7　養鯉復興への邁進

上表によって、戦後の長野県養鯉復興の足どりを見よう。戦前十五年頃には二千トンを上廻った生産が、敗戦直後二十二年には僅か百トンに過ぎず、養鯉池は全く荒れ果て、正に全滅に瀕していた。

それが、二十五、六年頃から次第に盛り返し、二十九年には一千トン台を取戻した。この間、県の五ヶ年計画に依る技術指導、養魚振興資金一千万円の設定、飼料の全面的統制徹廃などが養鯉家の活動を促したのである。ところが、三十年代に入ると、大きな難関が生じてきた。

戦後の養鯉復興の足どり

（長野県統計）

	食用鯉総生産額	池中	水田	種苗
	t	t	t	
昭和15	2,109	1,321	788	
20	274			
22	107			
23	154			
27	457			
29	1,103			
30	981	624	557	
32	674	491	128	
34	560	446	114	千尾
35	740	600	140	3,929
36	895	810	85	
37	1,435	1,334	119	4,678
39	1,928	1,858	70	5,027
内訳 東信		1,126	31	3,223
南信		407	31	1,559
中信		127	7	243
北信		198	1	1
40	2,121	2,121	なし	kg
41	2,144	2,144	なし	247,645

種苗の大型化、量産に成功

新しく開発された化学肥料と農薬による稲作りが完成して、農村を稲作り本命に向かわせた上、農薬が水田養鯉を不可能にさせたのである。このために漸く一千トン台を取戻した生産が、三十年には九百トンに逆戻り、三十四年にはまたしても、僅か五六〇トンに落ちこんでしまった。

しかし、この時、県下の業者たちはなおひるむことなく、前向きの姿勢をとった。そして、水田に代って、種苗生産を溜池で工夫し、低毒性農薬の採用運動を展開し、或は配合飼料の開発によって、池中養鯉の生産性高度化に成功したのであった。

その結果、四十年には二千トン台に飛躍させ、完全に戦前の最盛期を復興した。この時代の地方別生産は、東信六一%、南信二二%、北信一一%、中信六%で、南佐久と塩田平（小県郡）が群を抜いて先頭に立ち、上下伊那がこれに続き、諏訪湖の網生簀が新しく脚光を浴び始めていた。

出荷は、県内が五〇%～七〇%、その他は東京を中心とし、神奈川、群馬から中部地方全域にわたったが、なお群馬方面から逆に県下へ移入されるものもあり、流通機構の複雑性を物語っていた。

新生日本は、あらゆるで面技術革新の時代を迎えたが、本県水産業界は、その革新を鯉苗の大型化と量産に求め殊に、そのことを潅漑を主とする未利用水面の溜池で成功させたことは、実に一石三鳥の計画であり、特筆大書に価するものである。

その頃、種苗生産は東信地方六一%、南信一一%、中信六%、その他で、野沢平と下伊那の松尾地方がほとんどを占めていたが、いずれも、水田培養の当才十匁ぐらいを仕入れ、池中や水田に放養し、三年の才月をかけて切鯉に育てあげるのであった。

これを若し、種苗段階で二、三十匁に仕上げ得るならば、二年間で育てあがるのである。県指導当局も業者も、そのことを悲願とした。

終戦後、上田淡水研では、所長川尻稔、畑久三、中村一雄らのスタッフが、小県郡塩田平に散在する多くの溜池を対象に、養鯉管理や投餌の基本調査を続けていたが、二十八年に至り、その一つの共池で百数十貫の大型種苗を培養することに成功した。日本で始めであった。

この学問的成果を見ると、翌二十九年、県水指佐久支所長岡田一雄、神林晃、須江茂八、長谷川好男、田代文男らのスタッフが、五郎兵衛新田村大池で企業化することにも成功し、第一年目には二、五〇〇貫、二年目には三千貫の大量種苗を二十匁から三十匁につくりあげ、養鯉家に提供することができたのである。

その日の喜びについて、県養殖漁協では「鯉種苗の自給対策には年々苦慮せしに、本年度実施せる試験の結果、溜池利用による種苗生産が現実となり、長い歴史を持つ鯉苗生産方式に大きな刷新をもたらし、大量自給の開発ができたことは喜びに堪えない」と記録した。

淡水研上田支所長中村一雄談　塩田平にある百有余の溜池について富営養、中営養、貧営養の池をえらび出し、数年間、学問的な基礎調査を続けた結果を、岡田佐久支所長らが実用化に結びつけたのだが、私どもの調査に大きく力を貸してくれた塩田の片山賢次、甲田勇、小泉義雄氏たちの深い理解があったことを忘れられない。

岡田一雄談　その頃、県では一千万円の養魚振興資金を設定し、佐久を中心に全県下で養鯉増産の方途をさがし出すための

指導をしており、佐久でも斉藤要さん（稲田養鯉の指導者）などが必死になっていたが、どうも思うような成果があがらず、不甲斐ない第一線指導者として、私どももしばしば県から叱られた。

その時、上田淡水研の学問的な成果を見たので、佐久支所員たちは、何とか努力して、それの実用化を図りたいと計画し、上田淡水研に相談したり、明科の県水指に谷崎所長を訪ねて三日三晩口説いたが、成功を危ぶんで予算を呉れないということで、支所のスタッフもがっかりした。

しかし、支所員たちは、県がそのための予算を出さないというのなら、既定の予算内でやり繰っても、ぜひ成功させようではないかということで、五郎兵衛新田池の試みとなった。ありがたかったのは、水産庁が神林晃、田代文男の二技師を派遣、協力してくれたことだ。悲願に燃えた職員らは、時間外も日曜も全部返上を誓い合い、交替で遠い池に通い続け、管理と投餌の完全を期して、とうとう成功したのであった。斉藤要さんの努力も忘れられない。

溜池における当方種苗の大量生産によって、水田は毛仔、青仔だけの培養地となり、六月始めの田植直後に放養し、消毒の始まる七月初旬には採捕する短期育生となった。

稲田養鯉の歴史終る

日本の養鯉事業が、全体的には池中、溜池を先んじて発達したのに対し、本県では、常に水田が先行の歴史を持っている。戦前の十五、六年頃、一時、池中が水田を圧倒したが、戦争中、餌料の欠乏に対応して、無餌料の水田放養を奨励したことや、終戦直後の飢餓時代も、食料自給の一環として、農民の水田養鯉を指導した関係などがあって、再び稲田放養が生産の度を高かめ、池中を圧倒した。

そして、二十八年頃には総生産額のうち、水田が六四、六%の大部分を占めていたのであるが、その後は年々極めて足早やな後退を始め、凡そ十年間、四十年には、もはや全く長野県統計の上から姿を消してしまった。幕末以来一世紀のあいだ、農家の副業として長野県水産史に大きな足跡を残してきた水田養鯉が、ついにその幕を閉じ

このペレットの製造販売に、県漁連と小諸産業ＫＫとが協力するに至って生産が拡大され需用が伸びて、効率的な育成ができただけでなく、折から、溜池における種苗育成の上に、大きな問題として起り始めていた「セコケ」病をも防止することができたのであった。このペレットは、長野県『漁連ペレット』と銘打って広く売り出された。

水田に代る溜池での、大型種苗の大量生産開発と、今また新餌料ペレットの成功を見たことに支えられて、荒れ果てた流水池も再び活動を始め、四十年には、戦前の最盛期をしのぐ養鯉王国となったのである。

富永正雄談　とにかく魚を死なせてはいけないということを第一眼目にし、ビタミンその他の添加薬品を考慮した。従来の二、三種類の原料配合では栄養のバランスがとれず、成長が遅いので十数類を配合し、アミノ酸の構成も万全にして成長を早めた。給餌直前に脂肪分を添加しなくてもいいように、一〇%前後の脂肪分を加えた。食用大豆をまぜることによって、魚の味を増す証明もできた。

水温別に依る試験の結果、水温によって蛹のまぜ具合を変える方がいいことを知ったので、このペレットを使った場合、一二度～一六度にはペレット八と二、一七度～二一度には七と三、二二度以上には六と四の割合に蛹をまぜれば鬼に金棒であるという結論を得ている。総じて原料には、ホワイトフイシミール、血粉、小麦粉、脱脂大豆、ルーサンミール、大豆油、ビタミンミックス、ミネラルを使い、粗蛋白三八%、粗脂肪一〇%、粗繊維三%、粗灰分一二%をもって組み立た。

佐久養殖漁協の活動

大正十五年、いち早く佐久水産会を結成した南佐久の養鯉業者は、戦後の二十四年、県養殖漁協の創立以来、その傘下に在ったが、二十九年には独立して、佐久養殖漁業協同組合を結成し、県漁連の一員となった。長い伝統の上に立ち、鯉を中心とする独自の共販や加工事業に向かおうとしたのである。

資金総額二七〇万円を以て創立し、組合長野村雄七、理事小林朝吉、高見沢猛、臼田良一、宮沢多佐一、臼田信

切鯉の生産様式の推移
「長野県の特産」に依る、単位%

年度	池中と溜池	水田
28	35.4	64.6
29	48.2	51.8
30	62.2	37.8
31	72.6	27.4
32	72.5	27.5
33	57	43
34	79.6	20.4
35	81.0	19.0
36	90.6	9.4
37	93.0	7.0
38	96.0	4.0
39	96.5	3.5
40	100	0
41	100	0

たのである。

すべての産業に高い生産性が要求されるようになっても原始的な水田養鯉の生産性はそう引きあげることが出来なかったし、規格の不揃いで商品価値も制約された。しかし決定的な衰退の要因は化学肥料と農薬による稲消毒の完成と、その上に立って、農家がひたすら稲作本命に移向していったからである。

ヘリコプターで空中からの農薬散布が行われ、化学肥料が競って使われるようになると、水田養鯉が不可能になるだけでなく、そこからの流水によって、河川の天然魚や、池中養魚さえもしばしば被害を蒙った。

こうして、ついに、水田養鯉の衰退を喰いとめることができず、養鯉地帯の至るところで流水池の荒廃を見たのであるが、この時、前掲の如く溜池での大型種苗の大量生産を開発し、新らしい光明が養鯉業者たちを奮起させたのであった。

新餌料ペレットの開発

新生日本の工業界は、第一次産業のための肥料や各種飼料新製品を多く生み出したが、養魚の投餌方式にもペレットが工夫された。

三十四年、佐久養殖漁協では、独自の配合ペレットをつくり出そうと計画し、農林中金から資金の援助をうけ、或は塩田養殖漁協の協力を求め、県水指佐久支所に依嘱して、餌料の再検討にとりかゝった。

支所長富氷正雄がリーダーとなり、佐久地方養鯉地帯の流水別に幾つかの特別試験地を設け、二年間の才月を費した結果、多くの難関を乗りこえて、二十七年、新配合ペレットをつくり出すことに成功した。

良、木内雅雄、市川四郎太、市川勇、柳沢清二郎、監事高見沢春治、三浦秀太、臼田雄太郎らが就任した。組合長は臼田信良、臼田駿らが相次いだ。

創立総会に於ては、当時、同地方全生産額の四〇%、鯉三万五千貫、鮒五百貫、鱒千貫、鯉仔一千万尾の共販を目標として、四十七万円の手数料収入を見込むところから発足し、東京と草津に販売所を設け、全国的な宣伝と販路拡張に乗り出したのであるが、三十八年には、佐久高原開発の一拠点となる洞源湖を開発したり、佐久平最大の年中行事として、鯉祭りを催すところまで発展した。

洞源湖は、佐久市が主唱し、地方有力会社の投資する観光開発公社の手に依て、リクレーションセンターを建設したもので、佐久養殖漁協が一手に借り受け、池中魚苗の生産と成魚の販路開拓や釣り場施設を企図したのである。

鯉祭は、毎年五月六、七、八日、全佐久市を挙げておこなわれ、名殺前山の貞祥寺における鯉供養を中心に、さまざまな行事を繰り広ろげるのだが、こんにちでは、伊那の勘太郎や沓掛時次郎を向うに廻し、佐久の鯉太郎の歌謡曲が全国を風靡するまでに至った。

この間、三十七年には、鑵詰加工にも成功した。昭和二年頃、桜井村の臼田伝弥が、家産を傾けて、失敗に終った工場あとを、野沢町農俫或は中佐都村の佐久農産会社などが相ついで引きつぎ、常に研究の火を絶やさなかったものを、養殖漁協の手によって、ついに成功したのである。東海淡水区研究所の指導が大きくあずかっていた。

8　脚光浴びる溜池生簀と網

信濃路には、河川湖沼も多いが、人工の溜池も非常に多い。山間に点在する部落や、山が浅くて水脈のすくない地域では、祖先たちが心血を注いで築いた溜池（つつみ）に寄りかかって、稲作りをいとなんできたのである。

古い池では、よく鮒も釣れたし、エビもすくえた。河川湖を持たない地方の住民には、農閑や雨の日のリクレー

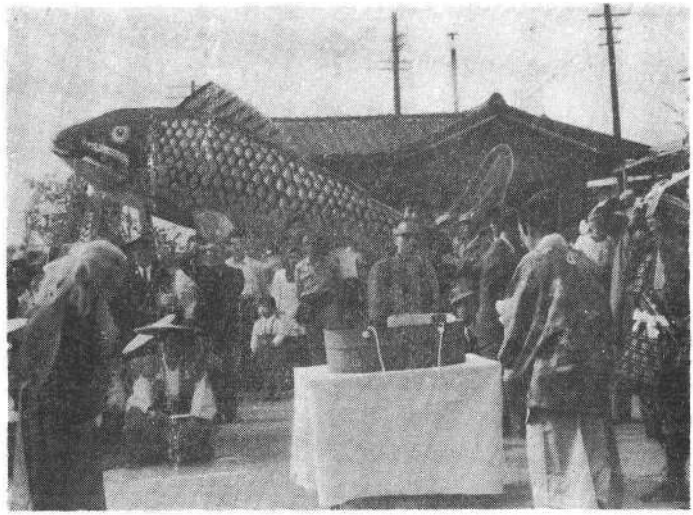

佐久の鯉祭りの賑い

ションの場でもあったし、生活の知恵が生んだ蛋白の補給源でもあった。

どこの村にも池惣代がいて、維持をぬかりなく世話し、水利の管理をおこなっていたが、いつの時代にか、それらの中から知恵のある村役人が現れて、養魚のことなども考えられるようになった。

村中が集まって魚を放ち、秋祭の頃には、水を払って捕りあげて、家々の食膳をにぎやかし、客の持てなしにもした。溜池養魚の歴史は、その頃から始まっているともいえる。

溜池養魚の歴史

幕末の頃、野沢平の庄屋たちが、溜池利用について、藩主に養鯉の建策をした記録も残っている。そこから上る利益で、池の修理にあてるならば、藩の財政も豊かになるし、百姓も助かるというのであった。

明治時代に入ると、南佐久の本場から郡外に移り住んで、その土地々々の溜池開発を目論む人びとが多くなった。ここの養鯉は、特定の者の家伝としておこなったものではなく、広く農民の副業として始まっているため、その技術も開放的だったのである。

たとえば明治十年代、早くも臼田治久太が東筑摩郡横田村に移って、横田池、観音寺池、大村池、惣社池の養鯉を始め、臼田秀吉が上田の常田池へ、臼田万作が小県郡県村の長坂池へ、臼田義太郎が山梨県下の松島池へという風に、競って郡県外に移住し、溜池を借りうけては養鯉を進めた。

大正時代には、諏訪湖が霞ヶ浦から公魚の移植に成功すると、県下いたるところの町村から公魚卵の注文が殺到し、全県的な溜池公魚放養のブームがおこった。

小県郡塩田町関藤吉談　東塩田の来光寺池は元禄時代につくられた古い池だが、大正の頃、池の世話人たちが相談して諏訪湖の公魚を移植することになり、年々、私も泊りがけで卵を買いにいった。ちょうど蚕卵紙のような形で、棕梠皮に生みつけられたものが一枚ずつ箱に詰められていて、二十箱ぐらい放った。

春放って九月から十月初め、近在の秋祭が盛んになり出す頃収穫するのだが、一年分がだいたい一週間で売りつくされ、その収入で池の修理などおこなった。

こうして、溜池への養魚の関心は、すでに古くから芽生えていたが、長野県が本格的に溜池利用の政策を打ち出したのは終戦後である。二十二年、戦後最初の水産三ヶ年計画を立て、河川湖天然魚の増産と共に養鯉、養鱒、養鮎の振興をはかったとき、特に未利用溜池での養魚の普及を目論んだ。

当時の水産技師田中一雄談　篠ノ井の上の有旅池で、最初の県営養鯉を試み、魚はある程度成長したのだが、それを収獲する段になって失敗した。灌漑用水の関係上、水をほして収獲することができないため、千曲川沿いの東福寺村（長野市）専業で漁撈をいとなむ杉村豊治さんの協力を得て、漁船を山上の池に運びあげ網を打ったのだが、何分にも泥深い池で網にかからず、とうとう匙を投げてしまった。

そのような当初の失敗を重ねながら、やがて、周到な計画が立てられるようになり、調査や技術の改善が進み、或は新飼料ペレットの開発となって、溜池養鯉が急速に発展したのである。

こゝで、もう一つ、注目されなければならないのは、諏訪湖に網生簀に依る止水式養鯉法が始まってきたことである。昭和四十年の長野県統計を見ると、養殖鯉の総生産量二、一二一トンのうち、従来の人工池中養殖による流水式が九六一トンであるのに対し、溜池、網生簀に依る止水式が一、一六〇トンを占め、断然先頭に立った。本県水産史上、劃期的な変貌である。

塩田、溜池開発に成功す

上小地方の塩田平は、水田地帯でありながら、山が浅く水脈がすくないため、百数十の溜池を持っていた。これらの池に対して、終戦直後から、上田淡水研が養魚利用の基礎調査をおこなっていたが、三十三年、折から、農林省が農山村建設綜合対策事業を打ち出すや、塩田町では、いち早く溜池養鯉に依る新しい郷土づくりを目論み、農山村建設綜合対策指定地となることに成功した。県農政課長吉池希佐秋らがその目論見を支持して、塩田養鯉の発端となったのである。

塩田養鯉は、三十三年、県水指佐久支所長小宮山高司、内川鉄朗、長谷川好男らのスタッフが指導し、上本郷部落の田中文人、八幡塩田町経済課長らが衝にあたって、上窪池で試養するところから始まった。

この試養には九百万円を投資したが、一、五〇〇貫、一二五万円の収獲をあげることができて、前途への光明となった。小宮山は、当時の思い出を「みんな泊りこみで、管理の完全を期し、非常な努力を払ったが、もしもこの試養に失敗していたら、塩田養鯉はもっと立ち遅れたであろう」と語っている。この試養には、淡水研上田支所の協力もあずかって、大きな力となった。

そこで、三十三年十一月には、町長武田助左衛門が組合長となり、各溜池の代表者が組合員となって、任意の養鯉組合を結成し、役場内に事務所を設け、経済課長主管のもとに、本格的な事業推進に着手した。

大量に生産し、農民自らの手で、県外への販売網を築きあげようとする創業には、前途に多くの難関をひかえて

いた。町を挙げての生産気運が高かまり、技術が進み、生産に拍車がかかると、販売面の隘路が壁にぶつかった。

かくて、組合の運営管理を一層合理化し、財政の基礎を健実なものとするために任意団体を改めて法人的人格を備える事業団体とすることが必要になり、三十六年五月には、任意団体から法人団体の塩田養殖漁業協同組合に組み変え、県漁連の傘下に入った。再発足の創立総会において、組合長武田助左衛門、理事甲田勇、宮鳴博敏、竹内貢、松崎勝弥、竹花八郎、村山津義、監事樋口三子男、永井和巳、小池恭平らの陣容がととのえられた。

販路については、当初から一つの特徴づけを考えて、県内に重点をおかず、東京を始め関東北陸地方の特定業者と直結する方針で、有力な商店、料理店、釣堀業者と契約をとり結ぶために、販売員を八方に走らせた。

初代専務宮嶋博敏談　溜池経営は大体部落の共同経営だが、種苗、飼料、技術を全部組合から与えられ、施設はありものなので、部落では一銭の金もかからず、しかも出来たものは、すべて組合が責任を以て販売するという仕組みで、儲かればすべて組合員のもの、損をすればすべて組合負担というのだから、組合員は安心して事業が進められた。ここに塩田鯉の発展した一つの要素がある。

溜池における当才魚の飼育例（長野県塩田地区39年度）

	A	B	C	D	E
水面積	2.4*ha*	2.0*ha*	1.1*ha*	0.8*ha*	0.5*ha*
青仔放養量	20万尾	20万尾	15万尾	18万尾	10万尾
給餌量	10.7トン	10.6トン	10.2トン	8.7トン	3.9トン
生産量	8.35トン	8.70トン	8.71トン	9.82トン	3.17トン
*ha*当たり生産量	3.5トン	4.35トン	7.9トン	8.5トン	6.34トン
生産魚平均体重	78*g*	63*g*	72*g*	61*g*	38*g*
尾数歩留り	52.3%	68.2%	80.3%	61.9%	82.7%
エサの効率	1.30 (76.5%)	1.25 (79.9%)	1.18 (84.5%)	1.30 (76.6%)	1.27 (78.6%)
使用飼料	組合指定配合飼料ペレット	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
注入水	注入水なし	注入水なし	注入水少量	注入水なし	注入水少量
水位水面積の変動など	渇水期水面積やや縮小	渇水期水面積やや縮小	アオコの発生良好水面積水位変動なし		水位変動なし水面積変動なし

放養した青仔はいずれも0.7～1*g*のもの。

A，B，C，D，Eは別々な溜池での飼育例である。

しかし、販売面では苦労が多かった。そもそもが農民の経営だから、農協へ米を入れれば自然に金が入るというような甘い考え方が先に立って、売れるは売れても、集金はなかなかむづかしいものだというような事情は理解できない。商人の方でも正体のわからないこちらのセールスが頼みにいっても、いい鴨が飛びこんで来たぐらいに思っていた。

二年目ぐらいには、壁にぶつかってちっとも売れなくなり、売れても集金ができないために困り果てた。そこで、組合の組織替えをするといっしょに、全職員が、きびしい競争裡にある株式会社員のつもりで、あぐらをかいているような、組合意識を捨て去り、遅しく立ち直ることを誓い合い、同時に、塩田鯉という新しい、名柄のイメージアップを徹底的におこなう決意をした。

元日の朝届けてくれというような無理な顧客があっても、職員が休んでいるので、役員自らが、年越しもせず、夜通し自動車を走らせて届けるように努力した。そのうちに段々誠意と努力が買われてセールスとお得意の間に人間関係が結ばれて、こんにちの発展を見たのである。

塩田養殖漁協年次別生産量

年度別	生産量 kg
36	126,293
37	169,206
38	297,278
39	438,576
40	463,282
41	658,597
42	706,227

こうして、生産、販売の両面が次第に安定し、四十二年には町内五十に近い溜池から七百トンを生産するようになり、急速に塩田鯉の名が広ろまって、創始以来僅か十年、ついに日本の代表的な養鯉地帯を築きあげたのである。

年間均一した出荷を行い、価格維持をはかるため、三十九年

上田市小牧の塩田養殖蓄養センター

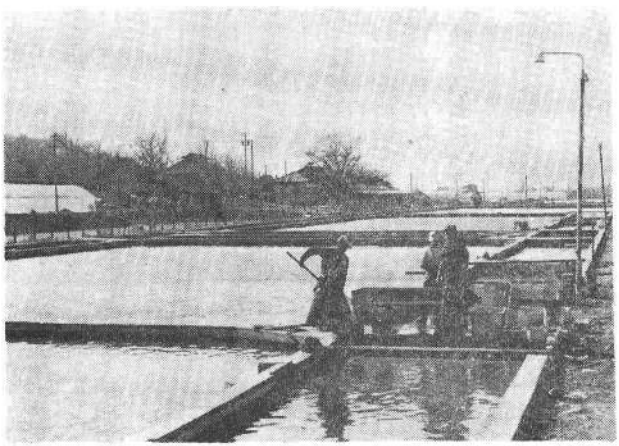

には上田市小牧に水面積一ヘクタール余の蓄養センターを建設した。総経費二千余万円を投じて、最大蓄養力四八〇トン、全国随一の施設であり、年間一億七、八千万円の売上げを見るに至った。

三十九年には、塩田町だけの養鯉組合でなく、上田市、長野市、上水内、小県郡にわたる多くの生産組合や養鯉業者が参加して、文字通り北信濃全域に及ぶ大団結となった。

四十二年、塩田組合では、この発展について、感激の記念碑を建立し、基礎を築いた武田助左衛門を頌讃した。

諏訪湖の網生簀

諏訪湖畔を行く旅人は、近来、岸近い湖上のあちこちに一定の区劃を限って、竹矢来のようなものが浮んでいる風景に目をひかれるであろう。新しい養鯉法『網生簀』である。

網生簀で鯉を飼う方法は、まだ歴史が新しく、昭和二十六年、南九州宮崎県下の溜池で試みられたのが初めであった。それが企業として成り立つかどうかの実験に入ったのは、三十五年、まず霞ヶ浦と諏訪湖であったが、四十二年頃には、水産庁が、内水面振興策の一つとして助成策を打ち出したことに依り、全国的に普及し始めた。

養魚講座（緑書房刊）は「各地の未利用水面や人造湖に普及されつつあり、飼育法の特性から見ても、技術改善が進むにつれ、こんご養鯉法の主流の座を占めることもあろうし、その飼育地域が鯉の主産地になることでもあろう」といっている。

昭和三十五年頃から、県水指諏訪支所がこれの取入れを目論み、所長小宮山高司、技術主任栗原伸夫らのスタッフが、数年にわたる技術問題や企業採算問題について実地研究の結果、自信を得、三十九年、農林省の振興助成金をうけて、企業化に進んだものである。それの意義について、栗原は左のように報告した。

網生簀養鯉を定義的にいうと、生簀によって囲まれた水体の中で、積極的に鯉を飼育する方法を指す。その水体は、水面の

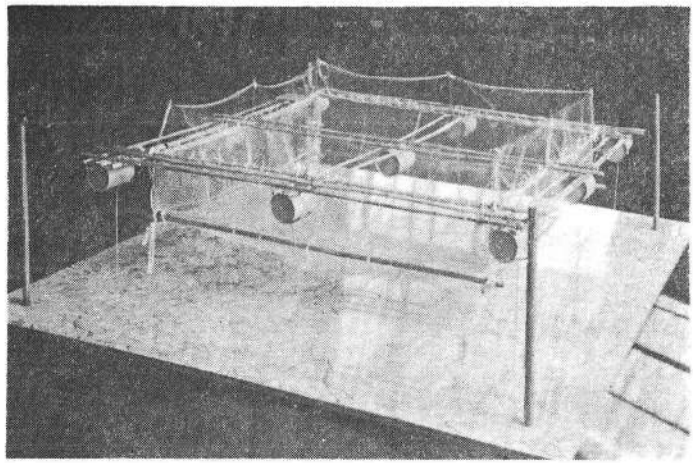

諏訪湖の網生簀のつくり方

任意の部分に容易に作ることができ、容易に移動することもできるし、単位水面当りの飼育量が多いという点で、同じように水面の部分的利用法であるが、区劃または仕切養鯉と区別することができる。

一般に魚を飼育する目的を以てつくられた小型の水面は養魚池といわれる。しかし自然界には、魚を飼育する目的のために造られた大型の水面は少く、採捕漁業のみ行なわれている水面や、水力、潅漑等のために造られた水面が多く存在している。そのような水面を積極的に利用し、地域の住民や漁民の所得を計るための一つの方法として、この網生簀養鯉法が開発された。今後の見通しとしては、技術改良によって淡水魚養殖、事業の開発に大きな役割を持つと思われる。現在実施されている網生簀の飼育方式は浮動式、固定式、沈下式とあるが諏訪湖では固定式を採用した。固定式は、霞ケ浦北浦水産事業所で開発された方法である。

諏訪湖における企業化について、当初は多くの憂慮があった。施設投資が池中養鯉の場合よりはかなり安いといっても、坪当り七万円前後になるが、果たして生産がそれに見合うか、諏訪湖のような環境の中で、果たして成功し得るか、大量生産が実現した場合、湖魚生産全体の価格不安が起らないか、というような憂慮があり、反対もあった。

しかし、諏訪湖漁協組は実現に踏み切り、専用漁業権のほかにもう一つ区劃漁業権の免許を受け、それを地区別につくられた任意の生簀組合によって分担せしめる方式で実施したのである。

諏訪湖網生簀の飼育条件の成績例（試験関係）

区分	39. 全国平均	39. 長野最高	39. 長野平均	40. 長野平均	40. 群馬最高	39. 山梨最高
放養時平均体重（g）	120	48.6	52.7	69	148	121
取揚げ時 〃 （〃）	700	927	833	685	660	1,031
㎡ 当り放養尾数（尾）	30	40.4	34	30.3	74	35.5
〃 取揚げ重量（kg）	20	33.5	26.2	18.3	45.1	36.2
尾数歩留り（%）	95	89.8	93	88	99.7	97.7
群増重比（倍）	6	17.1	14.7	8.8	4.1	8.4
飼料効率（%）	70	73	72	65	43	72
飼育日数（日）	100	153	127～176	122～178	95	101
飼育期間平均水温（°C）	20～25	22.7	21.0～23.0	20.0～20.9	21.1	23.8
網生簀の単位面積（㎡）	—	81	81	81	20	13.2
〃 水容積（㎥）	—	121.5	121.5	121.5	36	21

散在する網生簀を団地化し、立地条件、環境条件の好適な場所に集中させて、給餌管理を含め、生産の省力と生

爾来五年間、富部（組合長宮坂八郎）四王（宮坂八郎）赤砂第一（小松俊秋）赤砂第二（藤森享）赤砂第三（山岡良太郎）岡谷（浜正之）中組（浜貞春）中組第二（花岡安彦）小田井（同上）小川（藤森彦平）の十組合ができ七六〇の網生簀を経営している。

おいおい成果を収めつつあるが、前途にはなお問題がないわけではない。スヽ水現象もその一つであり、四十一年には、水温、風などの関係からそれが生じ、網生簀下層に無酸素水帯をおこして、かなりな死魚を出した。四十二年にもそれを生じたが、予想観測をぬかりなく実施し、生簀を移動させることに依て、救済対策に成功した。

諏訪湖の全面に無酸素水帯が生じるわけではないので、今後気象の予報体制を確立し、併せて湖水の汚濁を排除するならば、この問題は解決するであろう。

将来、新登場の網生簀が業界の主流をなし、量産が実現した場合は、出荷調整のための蓄養池設備も考えられなければならないが、諏訪水指支所は、蓄養池がわりに、秋採捕の鯉について、そのまま網生簀を氷下に沈め、越冬せしめる技術研究に成果をおさめつつある。

体の均一化を進めなければならない問題なども明日への日程である。

9　養鱒、日本一を目指す

長野県の養鱒事業の歴史は、昭和初頭、明科に県営養魚場をつくった時から始まった。明科の施設は、河川の漁業者団体が発電会社から受けた漁業補償金が県に寄付され、それを源資として設けられた関係上、当初は専ら河川放流の目的を以て、あらゆる鱒族の孵化養成を行ったが、その後、放流よりも池中養鱒に重点をおく方向に移行し民間からもそれに呼応して、養鱒業がおこってきたのである。

戦争中の十八年頃、既に、水指を中心として県内の養鱒は二万貫を数えるところまで進んだのであってが、戦争の激化につれ、餌料の蛹が悉く軍用にまわされたため、鯉、鮎とともに養鱒池も全く荒れ果てた。それが、戦後、資材や餌料の出廻りにしたがい、おいおい復興し始めたのである。

戦後、虹鱒養殖は独り長野県だけでなく、静岡を先頭に山形、群馬、岐阜など全体的におこってきた。戦前、長い間、養魚といえば鯉、鮎が主力であったところへ、虹鱒が大きく登場してきたのである。

虹鱒発展の足どり

長野県の養鱒復興を促したものは、県の施策、県養殖漁協の活動、業者の奮起、或は新しい餌料の開発であったが、特に他府県に見られないことがらとして、漁民自身の手に依る金融機関、信用基金協会や信漁連の設定を見た

主要県食用虹鱒生産量（単位トン、農林統計）

年	長野	静岡	山形	その他	合計
36	660	967	325	998	2,950
37	691	1,149	388	1,277	3,505
38	941	881	428	1,677	3,927
39	1,188	1,636	335	2,251	5,410
40	1,377	1,526	308	2,534	5,745
41	1,556	1,558	315	1,802	6,231

主要県虹鱒種苗販売量（単位万粒、万尾、農林統計）

年		長野	静岡	新潟	滋賀	その他	合計
37	卵	3,130	4,620	387	124	6,929	15,190
	稚魚	302	645	144	853	919	2,863
38	卵	4,052	2,848	1,000	1,125	4,262	13,287
	稚魚	225	366	155	461	1,840	3,047
39	卵	3,752	1,640	1,785	794	6,250	14,221
	稚魚	293	252	220	200	1,217	2,182
40	卵	2,625	532	510	799	3,310	7,776
	稚魚	260	262	129	154	1,072	1,877
41	卵	3,554	2,022	720	990	4,553	11,839
	稚魚	203	452	162	188	1,285	2,320

ことであった。

海においては、これらの金融機関が殆んどの県につくられ、それが戦後水産の復興を導き出したのであるが、内水面の海無し県でそれが設立されたのは長野県だけであった。河川湖漁業者と養殖業者の両輪が相俟って養鱒の復興を促した事実は、特記されなければなるまい。

本県における虹鱒発展の足どりを見よう。食用において、四十年には、第一位の静岡に迫って、それを追いこそうとし、種苗においては既に先進地静岡を追いこした。上表には見えないが、県養殖の記録によると、二十六年頃は、八〇トンを生産目標として復興を期したものが、三十五年には六〇八トンに漕ぎつけ、そして四十一年には千五百トンに飛躍し、戦後十五年間に、正に二十倍近く増大したのである。

三十九年の生産について、県内地方別を見ると、食用においては、中信地方が最も多くて六六四トン、ついで東信二四九トン、南信一六〇トン、北信一一四トンであった。稚魚においては、東信地方は全く産出を見ず中信一、五五三千尾、北信八三〇千尾、南信五五一千尾で、明科が主産地となり、卵においては明科水指を中心とし、殆ど

全部が木曽谷を主とする中信地方で三千万粒を産した。

ここで、鮎についても見ておこう。池中鮎は、二十六年頃、食用十三トンを生産目標として復興にとりかかったものが、三十五年には十五トンとなり、三十九年には九〇トンに培増した。主として上田付近と南佐久の生産であり、東信地方の特産となった。

明科水指の方向転換

長野県における養鱒事業は、明科の県水産指導所をメッカとして今日の発展を導き出したのであるが、ここにその足どりを見ておこう。明科養魚場の創設以来、河川放流の種苗センター的考え方であった県水指に、新しい方向を打ち出す考え方がおこってきたのは三十年代に入ったときであり、その頃、所長谷崎正生が、その見解を発表した。

放流鱒は、余り小さいものは歩留りの点で却て損のようだ。米国では直ちに釣れる大きなものを放しているというが、漁獲尾数の制限を守る習慣のない日本では、数日間で大部分の鱒は釣りあげられてしまうであろう。釣れ易いことは虹鱒の特長であるとともに、漁獲制限が守られない場合、その増殖をはかる上で大きな欠点となる。

孵化後二ヶ月以内の稚魚は成育漁獲は認められるが、歩留りについては疑問が残されている。体重一匁前後の稚魚では、かなりの育成と漁獲歩留りが見られるが、適確な歩留り率はまだわかつていない。二十匁以上の大きさでは放養当日五〇%以上が漁獲され、一ヶ月以内で殆ど獲りつくされる。かくてクラブ組織の釣会などには好都合だが、一般漁場としては経営的な無理があろう。

谷崎にしたがえば、釣り会に先だって成魚を放流する以外、河川での虹鱒稚魚放養は、組合などの経営にはプラスにならない。上源の渓流に川鱒類を放つのは意義があるが、虹鱒については、河川におけるよりも、むしろ池中

養殖に向うべきであり、その方向にむかって、長野県水産業の本命を求めることこそが、水産振興の道であるというのであった。

この見解は、要するに内水面漁業の企業化であり、消費市場への強い関心をともなわない生産は、しょせん大きな増産を期待できないというのである。この考え方は、当然、水指の在り方の上に現れ、従来の河川放流用稚魚養成に重点をおく在り方から、食用鱒池中養殖指導の方向へと転換した。水指が成鱒の増産を急ぎ、それにそなえて貯蔵、加工施設を整備拡充し、活魚の遠路出荷のため活魚車を設備したのもその時である。

谷崎を中心とする小林正典、山本長、田代文男らのスタッフが、新しい養鱒技術の工夫や、給餌の能率的な機械化につくした功績も記録されなければならないであろう。

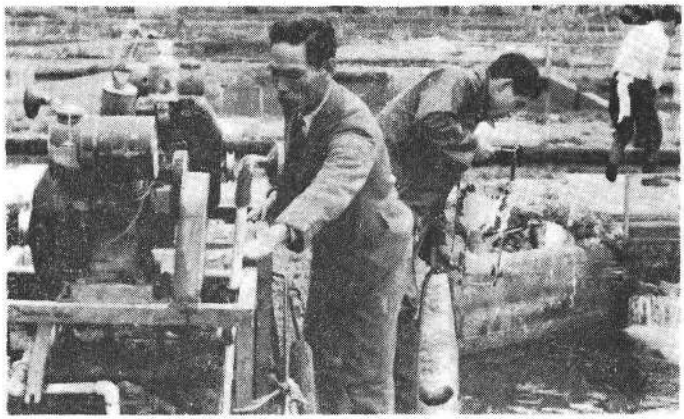

明科水指考案のエヤーポンプ式自動投餌機
（配合餌料をペーストにし圧力により噴出させる）

信州虹鱒、京東へ

これより先、昭和二十七年、明科水指所長谷崎正生が、川崎財閥の一員川崎守之助を説いて、銀座松坂屋で、信州産虹鱒の展示即売会を開くことに成功した。おいおい復興し始めてきた虹鱒を東京に進出させ、ついでアメリカに輸出しようと目論んだのである。

アメリカ産を原種とする虹鱒は、占領下において、進駐軍の将兵や米国からやってくる観光客にも愛好され、関心を持たれていたので、貿易業者の間にも、それの輸出を考えるものが現れ始めた。需要にこたえるだけの量産ができる日を待っていたのである。

松坂屋における展示即売会は、信州虹鱒中央進出の第一頁となり、日本虹鱒アメリカ輸出のきっかけとなったのであるが、『長野県漁連だより』はその日の感激を左のように記録した。

本県の一大特産物となすべく目下折角努力中の虹鱒の需要を喚起し、販路を拡大することは極めて必要なことであるが、県や漁連ではその経費乏しく、又県内養鱒業者も戦時中の損害未だ癒えず、思いながらも、東京での販売施設を実現し得ないことをかこっていた。

それが今回、財閥川崎家と谷崎指導所長の尽力で話が成立し、所要経費の一切は勿論、鱒代もその運賃も全部川崎家の負担で、東京銀座松坂屋の地下一階に、明科産の生きた虹鱒を全面ガラス張りの水槽中におよがせて、衆人の観覧に供しつつ、一方陳列棚には大小の鱒とその加工品が実に綺麗に並べられて、食欲をそそり、しかも何と百匁百三十円の正札がつけられてあった。

艶麗花の如き川崎夫人秀子さんが、エンジのワンピースにチョコレート色のすばらしいハイヒールで、純白の割烹着をつけ、女子二名と男子一名の売店係を陣頭指揮していた。

アメリカ輸出始まる

信州虹鱒の東京進出に前後して、アメリカ輸出が始まった。二十七年、岡谷の高林輝雄が信州虹鱒輸出組合をつくり、県漁連を仲介者として、明科水指産の虹鱒輸出を始めたのである。高林の家は元来養魚を営み、輝雄もまた遠く那須野に移り住んで養鱒をおこなっていたのだが、岡谷に戻り、市内の冷蔵設備を借りうけて、創業したので

あった。

この時、県養殖漁協も高林の組合を通じて輸出の第一歩を踏み出したが、二十七年度の事業報告で県養殖は「虹鱒の対米輸出がついに現実となり、需要著しく増大せり」と記録し、県漁連もまた「いよいよ海外輸出に発展、本事業が漸く活況を呈し始めたことは喜びに堪えない」と、総会に報告した。第一年目の出荷は、県漁連を通じた県水指産が三百貫、県養殖の取扱いが九百貫、六十八万円に過ぎぬものであったが、その感激は大きく、全国養鱒業者大会が明科水指に開かれ、日本養鱒協会を設立したのもその時である。

しかし、輸出への創業は坦々たるものではなく、高林は一、二年にして倒産したため、県漁連は、改めて川崎守之助と水指産一万貫の出荷契約を結び、県養殖は大洋漁業株式会社と契約した。その頃、農協経営の松本農産連が戦争中の軍用冷凍設備を継承していたので、大洋漁業は県内出荷をそこで加工の上、輸出に向けた。

県漁連と川崎との取引は、当初数年間、かなりな成果をおさめたが、やがて、清算問題からトラブルを生じて、県漁連幹部の苦慮が続き、三十年代に入ると間もなく、ついに輸出から手をひいた。官営としての明科水指自体にも、公共機関の輸出事業への深入りについて、危険負担に不安を生じてきたのであった。

このような苦闘を経ながら、輸出開始当初には僅か五トンに過ぎなかったものが、三十四年には二一四トンに飛躍し、四十年には四〇〇トンとなり、四十一年には更に倍増して、長野県が全国輸出量の四割を占めるに至り、第一位の王座を築きあげた。

長野県虹鱒輸出量（単位トン、長野県統計）

年度	合計	組合出荷	個人出荷
34	214	214	不明
35	204	167	37
36	202	118	94
37	289	294	350
38	294	204	90
39	350	302	344
40	400	344	56
41	800	283	517

県養殖漁協の活動

養鯉、養鮎、養鱒など、県下に散在する養魚業者は、戦時統制機構としての水産業会が出来るまでは、組織団体を持たなかった。南

佐久地方のように、大正十五年、すでに水産会を組織したものもあったし、下伊那郡松尾を中心にした青仔組合あもったが、いずれも法定団体ではなく、任意組合の形体であり、その他の或るものは、地域の漁業組合に加わったり、大部分は個々独立であった。

敗戦直前のドタン場で、長野県水産業会が組織され、その下部機構としての各漁業会ができ、池中特別漁業会ができて、強制加入の国家統制がおこなわれると、養殖業者たちは悉くが水産業会の中の池中特別漁業会に加入しなければならなかった。そして、戦争が終り、新しい水産業団体法が公布されると、池中特別漁業会参加の大部分を結集して、長野県養殖漁業協同組合を設立し、或るものは昔にかえって独立した。

県養殖漁協は、二十四年七月、一口の出資五百円を以て創立し翌春第一回総合をひらいたが、この時の組合員は七三五名であり、組合長黒沢富次郎、専務理事小山一平、理事斉藤要、宮沢正、前島頼輔、小口藤一、北原松一、斉藤武一、宮内寿布、臼田勇太郎、宮崎一郎、清沢善市、監事高林友市、宮林多佐一、杏掛義一らが選任された。本部を県漁連内におき、第一区南北佐久（支部長横山正）第二区上小更埴（今井今朝義）第三区北信（佐藤英二）第四区松筑（上条九一）第五区南北安曇（丸山吉雄）第六区諏訪岡谷（宮沢四郎作）第七区上伊那（春日歌雄）第八区下伊那（常盛喜八）の支部を設けて、活動を開始したのである。

創立当初、県養殖は、組合員の生産努力目標として、青仔四、九〇〇万尾、当才中羽一〇、〇〇貫、切鯉二五、〇〇〇貫、親鯉九、〇〇〇尾、虹鱒発眼卵五〇〇万粒、稚魚六〇万尾、食用一三、〇〇〇貫、親鱒一一、〇〇〇尾、食用鮎一、七〇〇貫、鮒三〇〇貫をかかげ、共販では、鯉仔七〇〇万尾、鱒発眼卵二五〇万粒、鮎一、〇〇〇貫を県外へ、食用鱒一、〇〇〇貫、鯉仔四、三〇〇万尾、鱒発眼卵二五〇万粒、食用鯉二五、〇〇〇貫、鱒一二、〇〇〇貫、稚魚二〇万尾、鮎七〇〇貫、鮒三〇〇貫を県内に販売する目標を掲げた。

その後の発展にくらべれば、正に隔世の感であり、虹鱒のアメリカ輸出などはまだ思いも寄らず、稚魚や卵の斡旋に主力が注がれた。ともかくも、まず生産復活への抱負を以て発足した組合としては、当然であったかも知れない。それが三年後には、アメリカ輸出が現実となり、俄かに活況に向かったのである。

二十九年には、佐久の養鯉業者が分離独立をし、三十一年、県養殖は県漁連の一員に加わり、漁業信用基金協会

養鱒ブーム巻き起る

や信漁連にも出資して、河川漁業者との提携による金融基盤を固めた。

三十二年、長野市九反に国県費の助成を得、なお借入金を財源として魚類販売所兼事務所を開設し、敷地内に釣場を経営、併せて料理堪能の職員をかかえて、市販拡張に乗り出す一方、虹鱒のアメリカ輸出に力を傾けた。三十八年には、明科水指内に三十二坪を借りうけて、県費補助を受けた借入金を充当して七一〇万円を投じ、組合直営の輸出向加工場と冷蔵施設を建設し、加工、冷凍、保管、輸出を一貫しておこなうまでに発展した。

アメリカ輸出がおいおい発展してきたとはいっても、その頃の時点において、直営の加工場に大きく投資することについては、組合員の中に憂いを持つものも無しとしないのであったが、専務理事小山一平らが断を下したのであって、本県事養鱒業発展のために、この布石は高く評価されよう。

この加工場を持つことによって、組合自らの輸出加工のほか、他商社からの委託加工も引受けて、組合の財政基盤を漸次培い、アメリカ市場においては、先進国のデンマーク鱒と競争し得るまでの製品を生み出すことができるようになったのである。

県養殖虹鱒取扱輸出高

	数量	金額
27	3,446K	684,450円
28	23,381	4,562,019
29	94	15,500
31	131,895	23,972,469
32	206,599	41,684,221
33	13,635	42,695,286
34	233,843	31,766,537
35	144,948	25,676,614
36	120,534	21,870,162
37	125,537	23,425,798
38	216,288	39,682,149
39	313,056	54,368,476
40	368,886	61,489,627
41	313,460	49,116,555

二十七年、アメリカ輸出が始まった頃の組合共販は三、四四六K、六十八万円であったものが、三十二年には二〇六、五九九K、三一、六八四、二一一円となり、四〇年には三六八、八八六K、六一、四八九、六二七円に増大した。

昭和三十年代、日本的に養鱒ブームが巻きおこされた。三十四年の農林統計によると、養殖業の順位は鯉第一位鰻第二位、虹鱒第三位であったが、鯉はおいおい復活してきたとはいいながら、なお戦前の半分にとどまり、鰻もまた十八年度並みの復興であったのに対し、虹鱒は戦前の八倍の伸び率を示した。

このようなブームは、長野県においても見られた。たとえば二十九年には三百人近い業者を数え、生産組合を結ぶものもあったが、おおかたは個人経営であった。信州養鱒の拠点を築きあげた明科の業者沖慶久、森田義輝、高原一郎、内川富美子、乳深よしみらが、明科水指の遊休池を借りうけて、大規模な養鱒に向かったのもその頃である。その後、南安曇の穂高地方が目さましく進出した。ブームに乗って、失敗したものもすくなくなかった。たとえば、中信地方の吉田末男、下平正一、飯沼和平らの興した中信養魚生産組合は、北穂高に大規模な池を開いたがついに成果を見ずして終り、小山一平、沖慶久、中山伴亀らに引きつがれて、着々健実な業務が行われるに至った。

全国的に、鯉や鰻の養殖事業に比すると、養鱒経営は規模が小さかった。三十四年における一経営体当りの全国平均（農林統計）は、鰻が四千坪で非常に大きく、鯉も止水式では六四〇坪を数えているのに対し、虹鱒は二〇三坪に過ぎなかった。養鱒ブームに乗り、山間の農村副業として、零細経営が激増していたからである。

しかし、次第に高度な技術が必要になり、量産が要請されてくるにしたがい、ブームに乗るだけの零細経営は脱落した。本県においても、二十九年頃は三百人にものぼっていたものが、三十五年には半減し、以後漸減した。零細経営が陶汰され、残るものの規模が拡大されていったのである。

養殖経営体数とその面積
（長野県統計、単位1,000㎡）

	にじます		あゆ	
年	経営体数	養殖面積	経営体数	養殖面積
35	164	119	14	7
36	150	132	10	3
38	137	135	14	7
39全国	933	668	249	251
長野県	125	135	17	10
東信	18	13	16	10
南信	19	23	—	—
中信	42	79	—	—
北信	46	20	—	—

上表によって三十九年の地区別を見ると、養鱒面積においては中信地方が大半を占め、経営体数においては北信が多かったが、北信の場合は、一経営あたりの養殖面積が甚だ少く、零細経営が乱立していたのである。

10　二つの魚卵センター

昭和四十年前後、本県は、虹鱒とわかさぎ卵について、日本的な供給センターを築きあげた。たえとば四十三年には、にじます卵を二十三都道府県に合計二、四三五万粒供給し、わかさぎは三十都道府県にほぼ八億九、〇〇粒万〇を供給した。

明科水指の虹鱒卵

明科の県水産指道所における発眼卵出荷高の足どりを見ると、三十三年には一、七一六万粒であったものが、三十八年には二、七九四万粒となってピークをつくった。

三十九年における主要生産県の種苗販売高は、全国養鱒家が必要とした卵一四、二一一万粒に対し、長野県三、七五二万粒、新潟一、七八五万粒、滋賀七九四万粒、その他の県の合計六、二五〇万粒の供給状況で、ほぼ三〇%に近いものが本県産であった。各県ともおいお種苗いの自給体制を急いでいるが、なお年々多量の卵が九州の果てから北海道にわたる全国へ、明科水指から送り出されていくのである。

長野県水指産発眼卵生産状況　(44.3.20調べ)

年度	親魚使用度数	採卵粒数	発眼卵数	発眼率	出荷卵数
	ビ	粒	粒	%	粒
33	13,402	26,240,241	21,179,876	80.7	17,160,000
34	23,827	41,758,613	31,321,066	75.0	21,915,000
35	22,692	38,664,135	28,881,939	74.7	23,451,000
36	22,908	40,577,758	27,997,080	70.0	22,900,000
37	23,633	37,622,332	19,923,958	53.0	15,338,000
38	27,258	41,218,441	30,576,710	74.2	27,940,500
39	24,578	41,193,265	32,223,633	78.2	24,947,500
40	21,382	32,612,173	24,432,078	74.9	18,010,000
41	23,490	37,005,700	24,076,700	65.1	20,523,350
42	19,665	33,094,816	23,080,948	69.7	20,165,000
43	21,630	32,891,002	21,081,645	64.1	18,579,000

註) 1. 本表は若年、アルビノ試験の親魚数、発眼卵数（生産と供給）一切を含む。
2. 発眼卵数にとうた卵は含まない。
3. アルビノ卵は37年度より出荷。

次第に先進地を追いこし、昭和三十七年には、一時アメリカへも輸出されるほどに至った。淡水区研究所白石技官のあっせんに依り、カリフォルニア州知事の要請をうけて一八万粒を飛行機で運んだのであった。

四十二年には、諏訪湖漁協が、農林省から六百万円の補助金をうけて、六斗川河口近くに四百万円を投じて孵化採卵池を設備し、付属して、二百万円の倉庫を設け、文字通り日本的なわかさぎ卵の供給センターとなった。四十

諏訪湖のわかさぎ卵

大正初期にま始った諏訪湖のわかさぎの採卵は、その後

虹鱒卵府県別供給実績（明科水指調、43年度）

北海道	11万粒	岡山	3万粒
秋田	3	広島	57
山形	60	山口	35
福島	15	愛媛	86
群馬	5	高知	5
茨城	5	福岡	20
石川	5	大分	81
福井	5	熊本	36
兵庫	140	宮崎	107
和歌山	11	長崎	1
鳥取	30	長野	1,688
島根	26	合計	2,435

三年度における都府県別供給高は、既に総量十億粒に迫り、上表の如き出荷量を示した。

諏訪湖わかさぎ卵出荷量
（県漁連調、43年度）

群馬	9,800	岡山	1,500
長野	12,800	宮城	1,100
山梨	16,300	広島	700
奈良	3,500	愛知	300
大阪	5,100	山口	1,100
島根	3,000	石川	300
福島	3,000	福井	1,000
東京	2,000	大分	200
神奈川	7,800	高知	100
徳島	5,600	福岡	3,000
埼玉	4,000	静岡	200
青森	1,000	山形	100
鳥取	1,500	新潟	100
兵庫	1,600	岐阜	600
京都	1.400	合計	88,900
栃木	200		

諏訪湖のわかさぎ採卵場

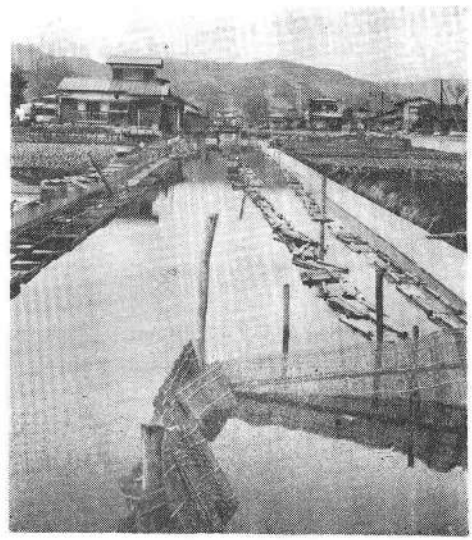

11 戦後の漁業補償

戦後、日本産業復興への逞しい歩みの中において、河川の開発が一段と脚光をおびた。戦争中の統制機関であった日本発送電を解体し、全国に九つの電力会社が再編成されるや、各社が競って長野県に殺到した。北からは東北電力、東から東京電力、西から関西電力、中部電力などが、県内各水系を目さして進入し来り、大資本を投じての

電源開発に精根を傾けたのである。

発電所の建設だけではなかった。たとえば愛地用水公園が木曽川に大がかりなダムを設けて、濃美平野をうるおそうとしたのを最大のものとし、長野市では野尻湖の水をひいて、市民の飲料水不足を救った。同時に農業水利の開発も大いに進み、三十四年、県営で埴科農業水利改良事業が行なわれ、更埴漁協との間に一一〇万円の償補を結んだ。三十年代には、長野県知事林虎雄の打ち出した大規模な県営総合開発計画が軌道に乗り、上伊那を当初の拠点として、発電を中心とし、その水をつかっての上水道施、耕地開拓、観光施設充実の施策が始まった。

これらのすべてが、河川に生きる漁業者や、これを楽しむ遊漁者をおびやかしたのは当然である。もちろん郷土開発の大目標をかかげたこれらの事業のほうはいたる勃興に対して、漁業関係者は積極的に反対することはできなかったが、それなりの補償要求が、いちだんと大きな日程になってきたのである。

戦後の水系別発電所建設一覧

（昭和41.9現在）

1. 信濃川水系（千曲川）

会社名	発電所名	最大出力（KW）	完成年月
国土開発	湯川第二	280	26.3
平根農協	平根	550	30.2
東電	切明	20,000	30.10

2. 犀川水系

昭電	赤松	5,500	26.1
〃	青木	9,200	29.5
東電	水内	31,100	29.3
〃	小田切	16,900	29.9
〃	笹平	14,700	29.10
〃	平	15,600	33.2
〃	生坂	21,000	39.8

3. 天竜川水系

中電	昼神	8,000	27.7
〃	平岡	75,000	27.9
蓼農協	蓼科	260	31.3
電源開発	佐久間	350,000	33.7
長野県	春近	23,600	33.1
〃	美和	12,200	37.1
〃	四徳	3,600	39.1
三峯川・電力	三峯川第二	10,000	39.4
〃	三峯川第一	21,600	39.4

4. 木曽川水系

関電	上松	8,000	24.8
〃	滝越	27,500	27.2
〃	御岳	66,000	29.10
〃	山口	42,000	33.4
〃	三尾	35,500	33.9
〃	木曽	116,000	工事中

5. 姫川水系

中電	姫川第三	11,500	30.9
横川発電	横川第二	16,000	39.7
〃	横川第一	10,000	40.7

戦後の発電所建設一覧

戦後、千曲川水系に三、犀川水系に七、天竜川水系に九、木曽川水系に六、姫川水系に三の発電所が建設された。いずれも戦前のものにくらべて、遙かに大規模なものであり、たとえば佐久間の如き三五万KW、木曽も一一万KW、平岡や御岳も六、七万KWの能力を持った。このほかにも、日本アルプス山中は開発された関西電力の黒部川ダムは世界的にも注目されるほどのものであったし、現に東電が進めている梓川水系ダムも、やがて劃期な姿を出現させるであろう。

戦後の発電所建設には、二つの山があった。最初の山は二十七、八、九年頃であり、第二の山は凡そ十年後の三十七、八、九年頃である。前者は、電力会社再編成によって、独立することになった各電力会社が、競ってこの高原に殺到した時であり、後者は長野県の総合開発が、本格的な軌道に乗ったときである。

高堰堤時代、魚道を諦める

大正から昭和にかけて、前期電源開発時代の頃、県当局も漁民たちも、ダムにおける魚道設置について、強力に主張し、その効果を期待した。しかし、ほとんどの場合、発電者側が魚道に正当な水を流すことを怠り、或はそれが不完全のため、全く用をなさない姿が多くなって、漁業者との紛争が絶えなかった。

終戦直後、西大滝ダムのかさあげがおこなわれた頃から、漁業者は、このような姿の魚道というものに対し、ようやく不信を持ち始めていたのであるが、その後、ダムがいよいよ大規模化し、住民を驚嘆せしめるような高さをもって、そのことがむしろ名勝地となるような時代になってくると、魚道設置はもはや不経済、非能率的なものと

なった。したがって魚道の設定は第二次的なものとなり、漁民との理解と協調のもとに、補償金による解決よりほか途なき状態となったことを、遂に漁民たちも、覚悟しなければならないのであった。

魚道が用をなさないだけでなく、大型ダムから滝つ瀬うって流下する汚濁水が、魚を死滅させた。三十三年、平発電所の堰堤が全開放されたときの被害状況について、犀川漁協（組合長尾沢嘉一）犀川殖産漁協（北原嘉平治）らは、左のような調査結果を会社側に報告した。

七月十二日夜から十三日にわたって御社平発電所の可動堰堤の全開放が行われました。開設以来初めてです。その結果は全く予想外の被害でした。高さ十数米、湛水六キロ弱に及ぶ間の巨大水量と一年に近い間の流水貯留に原因する雑物の沈澱と、流土の推積との混合腐蝕土が惑乱溢流して、その怒涛は真くろぐろの濁水となり、毎秒一八〇トン余の大量放出で犀川の清流は変じて恐しき死の如き川の実現となりました。

しかもその後も継続せられて、十六日の朝の現地調査時にいまだ混濁は続き、十七日に至ってようやく薄らいだ。この実害のために棲息魚族は大小全部が死滅、流亡して余すところなく、二十数キロの間生ける魚影が認められず、漁場的価値を全面的に少くとも数年間は喪失したものと信じます。

かくて、漁民たちもそれの組合も、魚道の意義を全く認めなくなり、流下汚水もまた防止し得ないことを覚悟した。そこで、戦後の高堰堤時代を迎えるや、漁業補償については、もはや魚道設置を要求せず、むしろそれの被害を全面的に補償せしめる方向へと転換したのである。一例を姫川発電における補償契約書について見よう。

契約書

姫川上流漁業協同組合（以下甲という）と中部電力株式会社（以下乙という）との間に、乙の姫川第三発電所建設に伴う姫川筋漁業問題について、左の通り契約する。

第一条　甲は乙の姫川第三発電所に魚道を設置せず、魚族のため放水しないことに同意し、何ら異議ないものとする。

第二条　乙は乙の第三発電所工事中及び完成後において甲が受ける一切の漁業権の損害に対する打切補償金として、

金百五十万円を甲に支出するものとする。

第三条　前条金額はこの契約締結と同時に三分の一を支払い、残額支払いについては、両者協議の上決定するものとする。

第四条　甲は乙の第二条の措置を以て乙の第三発電所に関する一切の漁業問題を解決し、今後乙に対し何らの異議の申立て或は要求はしないものとする。

第五条　この契約締結の当事者が第三者に合併若くはその事業を譲渡し、及び組織を変更したときは、その後継者に本契約の権利義務を継承せしむるものとする。

昭和二十八年八月五日

甲　長野県北安曇郡北城村
　　姫川上流漁業協同組合
　　組合長　北沢幸義

乙　名古屋市中区南大津通二丁目五番地
　　中部電力株式会社
　　取締役社長　井上五郎

右代理人　建設部長　三田民雄

立会人　長野県会議員　清水　漸

佐久間ダムを繞って

三七〇億円の巨費を投じ、静岡県佐久間村と愛知県豊根村との間の天竜川を堰きとめて、三五万KWの発電所を建設する電源開発会社の計画は、高堰堤時代に向う代表的なものであり、愛知、静岡、長野三県にわたって、三百三十戸の民家と六百町歩に近い林野耕地が水没するのであり、上流平岡ダムまでの間に、諏訪湖の一、六五倍にあたる大貯水湖ができるのであった。いかだ流しの天竜下りもできなくなるし、もちろん天竜の鮎が遡上する道も全くとざされるのである。

佐久間ダムと漁業関係について、長野、静岡、愛知三県は、それぞれに被害予想を訴え、補償を要求した。長野県の主張を見よう。

関係漁業組合は下伊那、天竜川、諏訪湖で、総計組合員四、九一四名。三組合の昭和十八年から二十二年までの五ヶ年平均

年漁獲高は鮎三、七七六貫、うなぎ七、〇六五貫、平岡ダム下流における鯉、鮒、うぐい、おいかわ一、三五〇貫である。ダムができれば鮎うなぎの遡上が阻害され、蕃殖不能になり、湛水区域の水位増減に伴い、鯉、鮒の産卵が害される。うぐい、おいかわなどの産卵場を奪われる。漁場変革に依て漁民は漁具、漁法の転換を余儀なくしなければならない。

対策として、1極度に高堰堤の場合は魚道に代る施設2、取入口の魚族流失防止施設3、鮎うなぎの遡上阻害に対する補殖4、鯉、鮒、うぐい、おいかわの補殖施設5、漁場価値減少に対する補償6、漁具、漁法の転換に対する資金の補償7、海産稚鮎、うなぎ稚魚採捕施設の設置など、以上を要求する。

昭和二十九年、三県下の関係業者は、三県漁業振興会を結成し、共同歩調の補償交渉を始めたのであったが、その間三年、歩調の乱れと、会社側の個別交渉が功を奏して、三十一年に至り、個別補償の妥結が成った。

世紀の偉業といわれる天竜川の佐久間ダムは三十一年十月十五日、完成式がおこなわれた。天竜の流れに、阜岡、平岡について三番目の人造湖がついに出来上ったわけである。ダム堰堤の高さはわが国第一位の一五〇メートルであり、世界第四位である。

この工事にあたり、電源開発株式会社が漁業関係の損失補償をどのように解決するかは、非常に注目されていた。当初は三県が協力して統一的に考えるため、天竜川水系三県業漁振興会が結成され、すべり出しはなかなか好調であったが、協力作戦は中途であえなく立消えになってしまい、個々の接拶を続けた。会社側も三県を一括しての折衝はなかなか意見の一致を見られず、さらに時間を延引することを思ったのである。

結局、最初に長野県が一、五〇〇万円、ついで愛知が二、五〇〇万円、最後に静岡が八、五〇〇万円で妥結した。会社が、各県別に解決をはかったのは、単に事務的に複雑というだけでなく、何か各県の特殊な事情を考慮してのことであろう。この補償について、金額だけで正当な補償であるかどうかは、一概に判断できない。（全国内水面漁連情報）

共同入会漁場の設定

佐久間ダムの補償問題が解決すると、そのダムを中心とする三県下の漁協組間に、共同漁場を設定し、共同漁業権を取得して、増殖を進めようとの議がおこり、水産庁でも、それを適切と認めて、免許した。

共同漁場は、静岡県磐田郡水窪町、同郡佐久間町、愛知県北設楽郡富山村、同郡豊根村、長野県下伊那郡天竜村地先にわたる区域であり、これらの関係魚協が代表をおくって、運営委員会を設け、三県の内水面漁場管理委員会の発言において、増殖管理施策が立てられたのである。由来、県境においては、隣接地域間の入会漁業をどうするかの問題が、常におこっていた。たとえば、上小漁協と更埴漁協の間にも、或は千曲川漁協と犀川殖産との間にも入会的漁場を設け、協定を結んでいた。

県境での例を見よう。木曽川漁協では、二十六年、岐阜県恵那漁協との間に共同漁場を設定し、左の協定を結んだ。

協定書

昭和二十六年六月十一日長野県西筑摩郡山口村望仙楼において長野県岐阜県関係漁場設定並に之が運営に関し本書の通り協定承認し後日の為両組合長及立会者署名の上各一通を領置する。

一、本漁業区域は、岐阜県恵那郡落合村地籍関西電力株式会社落合堰堤より長野県西筑摩郡吾妻村、読書村地籍関西電力株式会社賤母堰堤までの木曽川本流及支流とする。

二、本漁場の関係地区は、岐阜県恵那郡坂下町、中津川町及び落合村、長野県西筑摩郡山口村、田立村、神坂村吾妻村及び読書村とする。

三、本漁場の関連する漁業上の管理については、両県の内水面漁場管理については、両県の内水面漁場管理委員会が平等の立場において発言権をもつものとする。

四、本漁場を管理運営するため南木蘇漁業運営委員会（以下運営委員会という。）を設置する。

五、本運営委員会は両県の関係漁業協同組合長及びその組合長が夫々選任する三名の委員により構成される。

六、本漁場に関する増殖計画、増殖負担金及びあゆの解禁

等についての取決めは運営委員会が協議をなし決定する。

七、本漁場に関連する各種の漁業補償問題については、運営委員会において協議をなし処理する。

八、本協定事項の改正変更等については、本協定書の成立に準じて両者が協議するものとする。

恵那漁業協同組合長　西尾郁平

木曽川漁業協同組合長　棚橋覚太

立会人

岐阜県内水面漁場管理委員会　瀬義虎

岐阜県技術吏員　八木亨一

長野県内水面漁場管理委員　楠慶治

長野県技術吏員　橋詰實

共同漁場の設定には、幾つかの形があった。佐久間ダムのように、共同漁業権設定して運営するものもあったし、木曽川のように協定書による管理もあったが、釜無川の場合には、山梨側の大武川、山口部落を本県側の釜無川漁協にふくめて、漁業権を免許した。木曽川の共同漁場は、その後、大臣認可の漁業権を設定した。

補償料一億円取得の理論

三十年代、建設省の支援を得て、長野県の総合開発計画が、上伊那郡下を拠点に華々しく押し進められ始めるとその枢軸となる三峯川が大きく脚光を浴びた。三十三年には春近に二三、六〇〇Kw、三十七年には美和に一二、二〇〇Kw、続いて三十九年には、四徳に三、六〇〇Kwの発電所が相次いで建設され、その間、高遠と美和にダムがつくられた。

天竜川漁協では、組合長三堀巌が中心となり、地元県議らの協力を得て、三峯川漁業補償対策委員会を結成し、建設省と県企業局への補償要求運動を展開した。そして二年間、三十三年六月に至り、一時補償金三、一四八万円、永久年次補償五〇万円、協力費五〇万円などの獲得に成功したのであったが、続いて、更に上流に、昭電系統

の三峯川電力株式会社の手による三峯川第一発電所二一、六〇〇KW、第二、八、八〇〇KWの開発が計画される。や、天竜川漁協では、当然、それに向かっても、補償要求運動をくりひろげた。このとき、いわゆる『三堀方式』の漁業被害データーがつくられ、大正時代以来、長く続いていた補償要求の在り方に、劃期的な転機をもたらした。

従来、補償金に対する基本理念は、ダムや発電所建設によって生ずる工事中、或は完成後の漁獲量減退、漁場変化、補殖経費などを内容とする考え方であったのに対し、三堀は、補償金の性格は、われわれが祖先から受けつぎそして子孫に引きついでいかなければならない水産資源から生ずる資産への補償であるべきだ、と主張するのであった。

したがって、この考え方は、今までのように発電所建設に伴って、ただ漁獲量が減るとか、その分を補殖しなければならないから、とかいうことへの補償にとどまるのでなく、住民にとっての資産であるべき、関係河川の全水面への補償金算出となって、要求されることになった。かくて彼らは、左のように主張した。

われわれが所得する漁業補償金は、今日まで祖先から受けついだ水産資源によって生ずる資産と解釈すべきである。したがって、その使途についても、一部は個人のものであるが、大半は企業団体の所得とならなければならない。

しかしその補償金は、現在の人によって自由に終るものでなく、また子孫に対して積み立てるべきものでもない。現在から子孫に伝承する福祉的な効果利潤を基調とした事業費であって、河川消失に依る転換漁場の復利施設費であり、生活向上のためのリクレーションの事業費でもあり、その他健全財政上の積立予金などでなければならない。

補償金とは、こうした内容を有するものであるにもかかわらず、従来は、漁獲にのみ片寄った考えにしばられたため、結局漁業権侵害への正当な補償措置ではなくなり、被害対象の一部分にしか当らない補償額で終り、漁業転換施設は愚ろか、河川育成の一助にも足らない、いわゆる名分を糊塗した涙金に過ぎないものとなってしまった。

漁業者なり、その団体が従来の非科学的な補償方式にあやつられて、取り返えしのつかない宿命におかれ、組合の破綻を招き、代替の施設は瓦解して、ついに組合の経済を壊し、運営を後退した例は、全国の約九〇%に達している。この悪例に対しその種の作意や詐取行為を打破し、旧慣を払拭して、将来にその悔いを残さざるよう戒心の注意を胸に刻むべきである。

漁業補償は、相手側の要望によって、河川ならびに水利使用を与えることであり、同時に、漁業権を失う状態をいうのであるから、漁業権の内容における効果一切を補償するものである。したがって、その対象となる補償理念は、まず河川の適正価値と、生産可能量などである。

それを分析すると、河川の適正価値とするところは、その河川に棲息する適種魚と微生物であり、生産可能量というのは、河川の全水量と流域河床の面積を算出したものが生産可能量となるわけであるから、以上を基礎として生ずる経済価値が被害実数であって、いわゆる漁業補償額に該当するのである。

三堀方式に依るこの算出からは、従来の考え方では思いもよらないほどの金額要求となったが、三峯川流域の漁業者たちは、強い結束を以て立ち上り、三十七年、ついに総額一億円の補償料を取得することに成功した。

内容は、養魚池建設五千万、協力費三千万、年次補償二千万円であり、組合が経営する宮田養魚場の建設などもその補償金に依るものであったが、一億円の取得と、それに成功した三堀理論は、当時、本県水産業界の大きな話題となった。

補償金のもたらすもの

昭和四十三年正月号の『漁連だより』の中で、長野県漁場管理委員会長林健が「われわれは、漁場管理委員会が指示する義務増殖量を管下組合に義務づけ、管下組合は忠実にこれを実行、更に指示量以上の増殖をなしてきた」と、記録している。

県下の河湖漁場は、組合のたゆみない放流によって支えられてきたのであるが、それの源資を支えてきたのは、組合員への賦課金、政府の支払った漁業権補償金、遊漁者たちの入漁料、河川水利使用者からの漁業補償金などであった。

殊に戦後は、補償の金額もかなりの額にのぼるようになり、年次補償料も時勢にスライドして、おいおいひきあ

ぴられたが、それの多くが放流増殖に注がれたのである。発電会社を初めとする水利使用者に依て、信濃路の河三は、水の流れるのが川であるとする場合、その本質の喪はれた個所が多かったけれども、一面、それらの漁業補償金に依て、荒廃を防ぎ、復興の道を歩むことができてきた事実も見逃がし得ないであろう。

単協によっては、たんに河川漁場の愛護につとめる以外に、補償金を源資として養殖に向い、海無し県の蛋白補給に資することを願い、郷土特産物の振興を期するものもあった。たとえば三十年、犀川水系の七組合が、県漁連とも協力し、松本市に養鱒場を経営した。

犀川水系に小田切、笹平の両発電所ができたとき、同水系の犀川殖産（組合長北原嘉平治）犀川（町田時治）北安中部（松本篤次郎）奈良井川（荻場茂）波田（百瀬決人）安曇（上条郁三）の七漁協は協同して東京電力に当り、一、五〇〇万円の一時金を獲得したが、その中から三百万円を出資し、松本市が渚町に経営していた養鱒場の委託経営組合を設立した。

養魚池十二面、八九〇坪、稚魚池及び孵化施設五面、十五坪、その他住宅、調餌室、倉庫など一切を引きうけ、専ら鱒を飼って、市販にも供し、釣池も設けてリクレーションセンターたらしむべく、三十年四月創業したのである。しかし、夜間における管理の不行届から多くの死魚を出し、成魚についてもまた、アメリカ輸出が値下りするなどの事情が重なり、三十四年には赤字を出して閉鎖の止むなきに至った。

同じ頃、天竜川漁協でも、組合長三堀巌らが中心となり、三峯川水系で得た補償金のうちから二千万円を投じ、宮田村に大規模な養鱒場を実現させ、併せて稚魚の育成池を附設した。三十三年秋、同村平地籍の村有林四町歩を借りうけ、三年がかりでつくりあげたのである。

養殖、稚魚池など七十面、水面積二千坪に及ぶもので、孵化場、事務所、倉庫、氷庫、冷蔵庫、住宅がととのえられ、水は黒川の流水に加えて、桐木沢や水無の湧水をひいた。虹鱒年産一五、〇〇〇貫をあげ、天竜川における天然魚の枯渇を補い、地域産業の振興を期したのであった。以来十年、その間、水害などに見舞われ、苦難の道を歩く時もあったが、こんにちは成果をおさめ、天竜川漁協組の経営を大きく助けている。

ともあれ、このようにして、長野県の水産業界は、荒廃していく河川に代る活路探しに情熱を注ぎ、或るものは

それにつまづき、或るものは、それを成しとげてきたのである。そして、このことは今後も続いていくであろう。その多くは、漁業補償金のもたらすものなのである。

11 あすへの課題

長野県水産史も、いよいよ終りの頁に来た。しかし、この筆を擱くそのときから、次の時代への歴史の頁が既に始まっているのであり、本県水産業界は、あしたの日程として、多くの課題を抱えている。

たとえば、諏訪湖の汚水問題が湖民をひどくおびやかし始めているし、養鯉のメッカ南佐久では、事業の近代化を目ざし、主産地形成への歩みを始めている。河川では、放流増殖の意欲に燃えながらも、種苗の不足対策に悩んでおり、鯉や虹鱒の増産が大幅な進展を見せるにつれて、流通問題も重要な課題である。更らには「夢かける水産ビル」のことにも、ふれておきたい。

県水指所長小宮山高司談　全国的な有力組織である全国河川湖沼養殖研究会の人工湖利用部会では、今、ダム湖における養殖事業の開発研究と取りくんでいる。本県でも木曽の三浦ダムや福島町にあるダム湖で、地元の漁業組合がそれに着手した。各地のダム湖に、ヒメマス、フナ、ワカサギなどを中心とした網生簀が登場してくるのであろう。水をほさずに採れるからである。

本県での河川増殖は、どうしても観光と結びつけての方向をとらざるを得ないだろうが、その場合、ヤマメやイワナが脚光をあびてくる。虹鱒養殖もまだ延びていく。最近、魚飼い山に登るという言葉がつかわれるが、湧水を求めて奥へ入れば、まだ適地はあるし、国内での餌料開発や各国からの魚粉輸入も手つだって、エサの見通しが明るくなってきたことが、養魚を今後も発展させるであろう。現に、南安高穂町方面では、ワサビ業者の養魚へ転換が目立ってきた。

養魚では、流通問題がつきまとってくるが、鯉の場合には、長野県養魚卸商業協同組合（組合長斉藤武一）と、養殖魚協が相携

えて、かなり円滑な共販に依る流通を見ているけれども、虹鱒については全く個々販売である。殊に最近は、輸出がほぼ限界に達し、内需の開拓をはからなければならなくなっているので、ここでも共販制のもとに、国内市場に乗せるような仕組みがあしたの課題となるであろう。

諏訪湖の汚水問題

本県下の河湖や養殖池における汚濁水、毒水の憂いは、すでに戦前からも漁業関係者の深い関心を呼びおこしており、殊に戦後はその憂いがますます増大するとともに、農薬の恐怖が、更に、それに拍車をかけていたのであるが、四十三年十月、諏訪湖において、ついに決定的な衝激が与えられた。

十月九日、諏訪市で開いた工場廃水処理対策会議の席上、小泉清明信大教授が「諏訪湖のタニシからクローム、カドミウムなど人体に影響する恐れのある重金属類を検出」という小林純岡山大農業生物研究所教授の定性分析結果を発表。かねてから汚染が問題になっていた諏訪湖だけに、住民のショックは大きく、魚の売れ行きはさっぱり。

このため県衛生部が魚介類調査に乗り出し、十一月十一日「諏訪湖の重金属は自然界とくらべ問題ではない」と中間発表、「魚介類を食べてもよい」と発表した。

この間五日には、問題を重視した衆院産業公害対策委員会の山崎委員長と厚生省、通産省の係り官が諏訪市で、地元市町関係者らと懇談。国の段階でも浄化に協力することを約束した。続いて小林教授もその後行なった定量分析結果を報告。「クローム、亜鉛などの現状からみて、五年、十年といわず工場汚水など汚染の原因をなくせ」と早期浄化の必要性を強く訴えた。

一方、今回の重金属汚染問題が起こるや、地元市町や県もようやく、対策に乗り出した。諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町は、被害を受けた漁業関係者に総額二百万円の〝見舞い金〟を出した。また、県は低利資金の貸し出しを約束。さらに企業の浄化施設づくりの指導にも乗り出している。国は通産省の工場廃液調査を始め、四十五年度をメドに水質保全法にもとづく水域指定をする方針で準備を急いでいる。（信濃毎日新聞）

一時、湖魚の売れ行きが全く止まってしまって、漁民は途方に暮れ、年末にいたって、ようやく届いた県の低利資金一、二〇〇万円に依り、越年するというような有様であったが、その後は、次第に湖畔住民のショックも解け県衛生部の「まだ人体に影響を及ぼすほどのものではない。湖魚は喰べてもよい」という調査結果の発表で、魚も売れて行くようになり、漁民は漸く明るさをとりもどした。

しかし、湖水の浄化問題は、依然として大きな日程となって残り、国県との対策が急がれてている。諏訪湖漁協組では、それを促進するための陳情を各関係筋に展開し、長野県漁連では、それに呼応して、他の河湖においてもそれが起るであろうことを恐れ、全県的な漁民運動を盛りあげた。

陳情書

去る十月九日諏訪市々民センターにおいて開催された、諏訪地方工場廃水処理対策会議の席上信大小泉教授の諏訪湖周辺の各工場より排出する廃液の調査結果を発表され、二十一工場中良とするもの一、やや良一、其の他十九工場は不良と断定、このまま放置する場合は所謂重金属の蓄積によって将来第二の富山県神通川のイタイイタイ病発生の可能性があるので、早急に工場廃水処理その他の浄化対策を推進すべきであると指摘されました。

終戦後企業の発展亦新産都市誕生によって日毎に有害廃液の諏訪湖流入による湖水の汚濁と漁業上の被害の状況とこれを律する漁業調整規則第二十四条の強力推進方を機会毎に訴えて参りましたが、公害と名付けられる今日まで漁業と他産業(企業)との生産比の関係からか何等対処されず遂いに諏訪湖は最悪の事態となってしまいました。このことは、生活権をもつ当組合員一〇〇五人及び専属販売人四五人には、文字通りの死活問題であります。

古くから海抜七六〇米と言う標高の地にあって新鮮なる動物性たん白の補給源としてなくてはならない湖であり、湖周辺の住民の健康保持とそして観光客誘致に重要な役割を果して参りました諏訪湖が、一歩誤れば死湖となる危機に立たされております一面、企業は年々増え、しかも発展の一途を辿っています。これは皆当然設置すべき義務的除外設備の設置を怠たり漁業者を死の犠牲に追込んでの発展であり、又これ等企業者を減税等優遇し前記義務的施設の設置を命ずることなくこれを黙認黙過し公害野放しの今日を招いた関係機関の責任は免れることは出来ません。吾々漁業者は十余年前から前述の漁場(湖)の汚濁の事実を関係方面に訴え、火事は小火の中に消して頂き度い旨要請し続けて参りましたが、企業者は勿論関係機関共に漁業

の低生産性を理由に漁業組合はうるさい、余計なおせっかいだと受取られて来たことも理由の一つであります。

吾々漁業者は決して余計なおせっかいをした訳でなく、各業者共にそれぞれの義務づけられた法令規則の厳守励行により共存同栄を希うのみでありました。

今こそ当該工場等も法令無視を素直に認め、監督機関においても即時除外設備の設置を命じ、よろしく指導監督によって生湖への方向づけをおねがいしなければならないことは一刻の躊躇も許されないことでもあります。

しかし、諏訪湖を今日の姿に追い込み、小泉発表によるショックは湖沿岸地域住民は勿論社会問題として大きな波紋を投げ一つの恐怖となっていますが、特に漁業組合は致命的なショックであり、漁獲物の流通に多大の影響を受け、たにし、しじみ等の採取は中止している状態であります。

今回の小泉発表の真意は、このまま公害野放しが続く場合は将来最悪事態必来を憂え早急に対処すべきであると警告したものであるが、偶々これが真意が若干誇大にそして飛躍した報導をされた影響により生産物の流通被害はぼう大な金額に上り、やがて生活権に及ぶ可能性を憂うるものであります。

よって組合、組合員の受けた被害については前述の事実に鑑み、監督指導取締の任にある関係行政機関において補償して頂くようお願いします。弱い立場にある漁民を見殺すことのないよう特に御配意下さい。

尚小泉発表の真意を正確に地域住民に理解させ諏訪湖の魚貝類は現状においては何等案ずることのないことを徹底し、この社会不安一掃に最大の御手配をお願いします。

右陳情します。

昭和四十三年十月

諏訪湖漁業協同組合

組合長理事　林　　健

陳　情　書

経済の進展に伴い各種工場の市街地への進出或いは設備拡大は逐年増加しており、これに比例して人口の市街地への集中化も増加の一途を辿りつつあることは、第二次産業発展の過程における当然の姿であるが、その反面各河川、湖沼における水質汚濁は年とともに激増し又大気汚染にしても雑音にしても今や大きな社会問題となり、一刻も早くこれが防除措置が講ぜられるよう国民ひとしく希求していることは周知の通りである。

吾々漁業関係者は夙に水質汚濁に対する浄化施策を講ぜられるよう機会ある毎に強調して来たが、水の持つ複雑なる内容或いは利害相反する業態の社会的背景等のため遅々として進まぬままに今日に到っている。しかるにこの度諏訪湖における水質汚濁問題が俄然社会問題となって現れたことは、当然の帰結というべきである。しかしこれがため諏訪湖周辺の漁業者及び淡水魚販売業者に多大なる打撃を与え、生活をも脅かす結果となったことは極めて遺憾に堪えない処である。速かにこれが復元を図り安心して生業を営み、しいては諏訪湖漁業が振興できるよう、又同時に県下の公共用水面を水質汚濁から免れるよう、速かに次の諸施策を講ずるよう懇願申し上げます。

一　公害対策基本法、並びに公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律を一刻も早く諏訪湖水域に適用するとともに、他公共用水域にも可及的速かに適用するよう措置されたい。

二　公共用水域の水質保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律に基き水質基準を決定するに当っては、水産用水基準（日本水産資源保護協会発表）を当該内容に含めるよう配慮されたい。

昭和四十三年十一月五日

長野県漁業協同組合連合会
会長理事　依　田　勇　雄

佐久の養鯉団地造成

四十年代に入ると、あらゆる業界に、企業の協業化、団地化の問題がおこり、政府も県もその助長を策した。養魚においても、主産地形成事業が始まったのである。

鯉も鱒も、わが国の主要産地である本県では、四十三年から三年計画で、まず、佐久における養鯉団地の設定に着手し、続いて、鱒についても、明科を中心として、それを設定しようとの議が出てきている。

佐久団地は、二つの要素が計画された。一つは成魚の養殖団地であり、他の一つは種苗団地である。養殖団地は一ヶ所として、佐久市跡部に一五、〇〇〇㎡の土地が選定され、九、〇〇〇㎡に及ぶ池面積を設定し、年産二七〇

トンの生産量が目論まれている。

種苗団地は、青仔種苗の供給地として、長い歴史をもっている杉の木地区に、中込用水を利用して、土地面積五、〇〇〇㎡、親魚池四、〇〇〇㎡、種苗池二、四〇〇㎡を設定し、年産鯉仔二三〇万尾、当才三トン、食用一五トンを目論んでいる。

養殖団地には、共同利用施設として、養魚池、基幹注排水路、揚水施設、管理舎、倉庫、活魚車、給餌車、出荷調整池、その他の付属施設いっさいを施すもので、総経費六千余万円を計上し、種苗団地施設には九〇〇万円が計上された。土地買収費なども合せ、総額九、二〇〇余万円にのぼるものである。

大がかりなこの形成事業は、佐久養殖漁協が主体となっておこなわれるものであり、経費は、地元受益者二、八〇〇余万円、県三、七〇〇余万円、国二、六〇〇余万円の支出である。

養鯉団地が設けられることに依て、この地方の業者たちは、個々の池を廃止し、それぞれの受益者負担金を、事業主体である佐久養殖漁協に出資して、団地経営に参劃することになるのであるが、組合は、事業の経理一切を特別会計とし、組合の理事と参加者の代表が集って構成する組織を以て、事業を推進する仕組みである。

販売体制については、経営体間の競合をさけるため、生産量全体を佐久養殖漁協の窓口を通じて販売し、種苗、餌料もその方式を用いる筈である。

この主産地形成は、おいおい重大化してきた汚水問題の解結にも大きく役立つ筈であり、期して俟つべきものが多いが、この革新的な企劃が、最も効果的に遂行されるためには、なお幾つかの問題が残されており、同地方全体の生産構造に、さまざまな変革をもたらすことであろう。

鮎の種苗をどうするか

県下の河川湖沼組合は、それぞれに放流増殖に熱意を示し、年々計画的な放養事業を進めているが、一部に闇取

引が横行するほどの種苗不足が重要な問題になっている。

養殖用の鯉、鱒苗については、一応の供給が確保されているが、本県の特色というべき河川における鮎、いわな、やまめの種苗不足が殊に深刻であり、このことは独り長野県だけでなく、全国的な問題でもある。

四十二年秋、全内水漁連では、天竜川河口に近い静岡県磐田郡竜洋町に、鮎人工採苗パイロット事業場を設けた。九〇〇㎡の養成池・四五〇㎡の餌料培養池・孵化池・保温施設などいつさいを完備し、琵琶湖産・河川産の親魚を養成し、それからの採卵をおこなうとともに、天然河川産親魚を用いて、放流・養殖可能なサイズに育てあげることに成功し、一〇〇万尾の生産を目ざして努力を続けている。

本県水指諏訪支所では、名東実以下のスタッフを挙げて、鮎の人工孵卵・養成研究をつづけているが、諏訪支所におけるこの試みは、かって昭和二十四年、温泉利用に依る研究がおてなわれ、当時、その仕事にたずさわつた名東実が、日本水産学会誌に発表した左の論文が、全国的に注目された。

水量は普通第一注水口より1/20個、第二注水口より1/10個流入し、温泉水温は常時二〇度Cであったが、小池では平均水温二〇度Cとなり二月の最低水温は一八度Cであった。又大池は平均水温二〇度Cで2月の最低水温は一二度Cであった。

一〇月一〇日小池を排水して、小池に馬糞一三〇貫、人糞一〇貫、米糠八貫、緑肥一〇貫の割合で施肥し、水深を一〇糎として水温一八度Cを降らざる程度に注水した。一〇月二〇日より常時第一注水口より1/40個の注水を行ひ、一二月一〇日よりは1/20個の注水を行った。追肥として小池に一二月一八日人糞一〇貫、馬糞四〇貫を投入した。尚小池の水は一〇月八日より大池へ流出し始めた。天然餌料の発生を促進するために諏訪湖の浮游生物を採集して小池に移植したが、始め小池にのみ浮游生物の発生を見、漸次大池にも発生して、稚鮎の発育期には相当量の発生を見た。小池の浮游生物の種類として凡そ八種類見つけたが Moian と Simocephalus の発生が最も多かった。時期的の浮游生物の発生量は小池に於ては一一月、大池は一二月多かった。

試験に供した鮎卵は、岐阜県揖斐川産鮎から、岐阜県水産増殖試験場が、一〇月一八日に採卵してしゆろ枠に附着せしめたもの三〇万粒を一〇月二三日大池に収容した。この収容卵は一〇月二六日発芽し、一一月二日から孵化を初め、一一月二〇日孵化を終了した。この間一〇月二七日、二九日フオルマリン溶液（二〇〇倍溶液）に三〇分づつ浸漬して消毒を行った。発眼

率五〇%、孵化率三〇%、浮上稚鮎数約一万尾と計数し得た。

摘　要

(1) 温泉水を利用して、鮎卵の孵化飼育を行った。

(2) 鮎卵の池中孵化飼育を行うには豊富な天然餌料を必要とし、水温一八度C以上に於て天然餌料を相当豊富に発生した。

(3) 稚鮎は水温一二度C以上に於て、全長約一〇粍で浮上、全長一四粍より動物性浮游生物を捕食し、全長二三粍になれば人工餌料をも捕食する。

(4) 一〇月中に採卵すれば翌年四月には三、七五瓦以上に成育する。

流通問題への関心

この研究の上に立って、こんどは人工海水をつくり、海産鮎の適期採卵を成功させようとするものであって、その成果が注目されている。かねて本県では、中野宗治らの斡旋によって、三浦三崎や神奈川県下の海産鮎移植を試みたこともあり、信濃川にさかのぼる海産鮎を新潟県の協力によって移植したこともあるが、その後、各県とも県内優先の方針がとられるようになった事情もあって、中絶した。

一面、時期的に、本県河川での放流にはズレを生ずるなどの問題もあったが、こんごは海産鮎県との話し合いを深め、時期的なズレを克服するための稚魚養成施設なども考えて、種苗対策に努力を傾けなければならないであろう。やまめなど、渓流に放つべき陸封性ます類については、県水指木曽川孵化場が三十九年以来、日光やまめの人工採卵による養成の研究にとりかかり、当初は失敗もあったが、やがて、木曽川水系の親魚から採卵、養成することに成功し、四十三年には、木曽川に放流して成果をおさめた。漸次、各水系の上流にも、その姿を見ることが期待される。

流通問題も、あすへの日程として残されている。本県の場合、河川漁獲については、おいおい専業者が減少する反面、遊漁者が増加するので、経営対策もその方向にむかわざるを得ない状態になってきたため、河川魚における価格問題それ自体は比較的深刻化を避けられているが、然し、益々増産に向う養鯉、養鱒、養鮎などについては、価格問題に深い関心が寄せられている。

佐久における鯉の主産地形成が実現すると、企業の合理化によって、いよいよ生産が進むであろうし、塩田鯉もまた年々増加を辿っている上に、更に大きく、諏訪の網生簀が登場してくることも考えられなければならない。養鱒においても、近い将来、主産地形成が軌道に乗ると、当然生産が高まるだろうし、鮎もまた、量の上で、日本的に高い地位を占めるところには至っていないが、東京出荷については、先進県となっているだけに、価格問題が重要である。

既に、全国養鯉振興協議会では、群馬や長野が中心となって、流通問題に取り組んでいる。対策としては、もちろん、通年平均出荷施設による価格維持が考えられるけれども、一歩を進めて、飼育過程に工夫をこらし、収獲そのものを通年随時的にしていくような研究もなされなければならないであろう。

本県においては、冬季冷水のため、鯉の投餌が不可能の結果、自然、秋収穫をおこなう実情となるのであるが、現に、温水利用によって、冬季投餌を充分ならしむるような技術の開発に着手している者もある。

戦後における魚類価格調（長野県漁連調べ、kg当り、円）

年度	20	24	26	28	31	34	37	40	42
あめのうお	—	—	—	—	—	282	—	—	562
やまめ	—	—	—	309	275	360	407	485	522
にじます	—	—	—	—	—	275	391	402	391
いわな	—	—	—	309	275	329	400	462	542
かわます	—	—	—	—	—	300	—	467	413
ます類	13	173	272	304	293	—	—	—	—
あゆ	13	200	290	354	341	470	535	590	570
わかさぎ	11	120	133	216	258	180	186	237	314
なまず	11	120	120	181	130	157	153	207	167
たなご	—	—	—	—	—	70	100	—	110
にごい	11	—	—	—	—	85	—	—	110
もろこ	—	—	—	186	138	170	—	—	140
ひがい	—	—	—	—	—	177	—	—	200
うぐい	11	133	157	208	195	210	246	313	327
あぶらはや	—	—	—	—	—	170	—	—	185
おいかわ	11	106	120	146	128	132	190	175	213
ふな	11	120	120	144	128	141	170	183	185
こい	11	147	178	218	216	230	272	348	333
どじょう	—	—	—	186	168	227	290	370	504
うなぎ	13	200	288	426	408	436	486	571	555
かじか	11	147	147	200	178	238	280	400	423
とんこ	—	—	—	160	146	145	—	—	180
えび	—	—	—	314	312	625	550	750	500
その他	8	80	114	120	122	107	225	—	193
しじみ	—	59	53	120	106	150	130	120	160
たにし	—	59	53	42	53	25	40	100	10
ざざ虫	—	—	—	—	—	—	400	—	800
淡貝	—	—	—	66	21	—	—	—	90

夢かける水産ビル

戦前、本県に信濃川魚族増殖振興資金が設置され、それの管理規則が制定された。昭和十二年、国鉄千手発電所（新潟県）がつくられたとき、漁民団体が獲得すべき漁業補償金を代って県が管理することとなり、その中から、第一次に二十五万円をさいて設立したのが始まりであり、ついで十六年、東電が西大滝ダムを築造するに当り獲得した補償金の中から、十万円をさいて追加し、更に十九年にも、七万五千円を追加して成立した資金である。

管理規則は、この資金を公債、社債或は郵便貯金として県が保管し、基金より生ずる収入を関係漁業団体の放流費に充当することを原則として、知事が適当と認める団体の水産事業に、三分五厘以上の利子をもって貸しつけるのほか、消費することができないことを規定したのであった。

三十九年二月、長野県漁連では、この資金を時価に応じた金額で、漁業団体に還元して欲しいと懇願した。凡そ一億円になるだろうというのである。

懇願書

信濃川魚族増殖振興の県の資金は、本県の県境に近い新潟県地籍に昭和十二年、当時の鉄道省及び東京電燈株式会社が、各々水力発電所の建設を計画し、下水内郡西大滝で千曲川の全流量を取水するためダムを建設することになり、これにより生ずる漁業被害の永久にわたる

夢かける長野県水産会館ビルの構想図

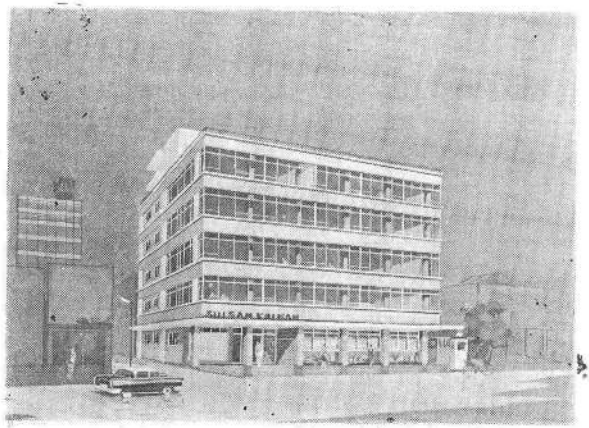

補償金が支払われましたとき、漁民に代り、県において受けられたものであります。

その中の相当額を基金として積立て、それより生ずる収入で千曲川及び犀川水系の魚族減少量を毎年補殖するために、当時県議会の議決を経て、本件の資金設置管理規則が制定され、爾来二十有七年の間、県管理のもとに今日に至りました。

註　基金は四十二万五千円、当時の金としては相当多額のものであり、今日の経済価値よりすれば、優に一億円以上に匹敵するものと存じます。

然るところ県におかれては、近くこれを管理転換、或は処分せられんとするやにそく聞いたしました。なおその場合は本資金取得の因由と、その目的に照らし、関係の深い漁業団体にそれを管理転換交付することが妥当と思われる御意見があると伺い、誠に理の然るところであり、大いに意を強ういたしております。

何卒本資金について、漁民の熱望するところを御賢察賜り、県財政多端の折柄とは存じますが、本件の資金を適当に増額して御交付頂きたく、関係漁業組合長会議の決議に基き、之を代表して懇願申上げます。

長野県漁業協同組合連合会
会長　依　田　勇　雄

長野県知事西沢権一郎殿

この懇願にもとずいて、連合会長依田勇雄らは、しばしば知事西沢権一郎と会談し、それを基金としての水産会館ビル建設についても話し合った。その結果、西沢知事も、この資金設定の経緯を熟知し、組合側の懇願にも意のあることを理解して、熱願に答えようと考えたのであったが、折から、県下を襲った颱風に依る被害が尨大にのぼったため、中絶してしまったのであった。

県漁連の指導者たちは、今も、その時、北野建設に依頼してできあがった水産会館ビルの構想図を事務所に掲げそれが実現する日のことに、夢をかけているのである。

第9章 余　録

漁業協同組合の沿革

連合会の現況

組合名	長野県漁業協同組合連合会				
創立年月日	昭和24年10月1日	出資金	千円 2972		
組合員数	正 33	准 0	計 33組合		
歴代の会長	(初) 成沢伍一郎 (現) 依田勇雄 (2) 市村郁夫				
事務所所在地	長野市大字南長野字徳永沖1,041の4				

役職員名 (昭和44年1月1日現在)

会長理事	依田 勇雄	理事	土屋 俊治
		〃	細川 清明
		〃	梅田 虎雄
		監事	傘木 修
		〃	中山 進
		〃	小林 利一
		参事	田中 政利
		技師(釣場)	高原 邦房
副会長	三堀 巌	主事	平林 健
理事		主事補	高野 茂幸
〃	小山 一平	嘱託	桜井 秀夫
専務理事	田中 一雄	書記	中沢美佐子
理事	林 健	〃(釣場)	内川 公子
〃	丸山 勇	〃(〃)	小林てる江
〃	北原嘉平治		

設立の経過

長野県水産業会 昭和19年12月26日創立
会長 成沢伍一郎

(保責)長野県漁業組合聯合会 昭和15年4月4日創立
会長 成沢伍一郎

長野県漁業組合聯合会 昭和4年10月2日創立
会長
(初)大和 又蔵
(2) 野溝 準治
(3) 浅沼信太郎

事業の概要

主な事業

1. 種苗斡旋事業 びわ湖産あゆ苗。その他の種苗として、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、そう魚、れん魚、あめのうお、やまめ、いわな、等の雅魚、種卵として河ます、にじます、ふな、うぐい、わかさぎ、ひめます、いわな、あめのうおお、やまめ等を河川放流又は養殖用として移出入の斡旋。その他大形にじます。
   切こい、錦こい、色こい、ふな等の販売斡旋
1. 餌料斡旋事業 蛹、フイッシュミール等一般餌料の斡旋、加工餌料ペレットの販売
3. 漁業資材購買事業ゴム靴、釣具、アミ、輸送機具等の資材斡旋
4. 釣場事業直営の明科つり場においてにじますの釣場事業を実施
5. 指導事業。教育情報事業(漁連だよりの発行、漁業統計の発行等)。水産関係講習会等の開催 (組合指導組合の一般経営指導、事務講習会等の開催) 。淡水魚流通対策(流通状況調査、懇談会、料理講習会等の開催)。汚水対策。受託水産振興事業(にじます種苗の需給調整、並に水指よりの受託出荷)

組合の地区

長野県一円
但し下記地域を除く
小県郡真田町、上高井郡東村、東筑摩郡坂井村、本城村、下伊那郡上久堅村

連合会の現況

組合名	長野県信用漁業協同組合連合会					
創立年月日	昭和31年10月12日	出資金	千円 13,140			
組合員数	正	32組合	准	0	計	32組合
歴代の会長	林　健					
事務所所在地	長野市大字南長野字徳永沖1041の4					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

会長理事　林　健

副会長 理事	小山　一平
専務理事	田中　一雄
理事	依田　勇雄
〃	三堀　巌
〃	丸山　勇
〃	御子紫一雄

理事	梅田　虎雄
監事	土屋　俊治
〃	臼田　駿
参事	田中　政利
主事	関屋　光男
書記	近藤富美子
〃（兼）	田中ひな子

設立の経過

河川湖沼に及ぼす自然的被害流水の発電事業への利用、工場廃水、農薬使用による水質汚濁等人為的な水産への被害の増加により、内水面漁業は衰微の一途をたどり、これを復興し、養殖漁業の増産強化及び水産加工の優良品の増産をもくろみ又組合事業の資金のための貯金を奨励し資本の蓄積を併せ行う機関として、県漁連会長依田勇雄氏外4名が発起人となり設立準備会を経て22漁協組の参加により昭和31年8月28日出資金410万円をもつて創立総会を開催し会長に諏訪湖漁協林健氏を選出し、諸般の手続を経て昭和31年10月12日登記を完了し正式に創立された。

事業の概要

1. 会員の事業に必要な資金の貸付
2. 〃　の貯金又は定期積金の受入
3. 〃　のための手形の割引
4. 農林中央金庫及び総会で議決された金融機関に対し会員の負担する債務の保証
5. 農林中央金庫の委託を受けてする債権の取立て
6. 農林中央金庫法による農林中央金庫の業務の代理
7. 長野県漁業信用基金協会の業務の代理
8. 会員の行う信用事業に関する教育指導及び連絡
9. 前各号に付帯する事業

組合の地区

長野県一円

除　小県郡真田町、上高井郡東村、東筑摩郡坂井村、本城村、飯田市旧上久堅村

協会の現況

組合名	長野県漁業信用基金協会					
創立年月日	昭和28年9月9日	出資金	千円 14,300			
組合員数	正	73	准	0	計	73
歴代の理事長	（初）小松　寛美（現）林　　健 （2）西沢　寛志					
事務所所在地	長野市大字南長野字徳永沖1,041の4					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

理事長　林　　健

理　事	宮本　三郎
監　事	北原嘉平治
〃	高林　友市
参　事	田中　政利
主事(兼)	関屋　光男
嘱託(兼)	桜井　秀夫
書　記	田中ひな子

常勤理事	田中　一雄
理　事	宮本　晃一
〃	小山　一平
〃	依田　勇雄
〃	三堀　巌
〃	臼田　駿

設立の経過

原始産業中漁業に対する金融施策は他産業に比し遅れており、従つて地方の小漁業者が融資を得ることは頗る困難であつたが、これが打開策として「中小漁業融資保証法」が昭和27年12月27日に公布されたのを機会に県知事林虎雄氏、県漁連会長市村郁夫氏外13名が発起人となり昭和28年5月18日設立準備会を開催6月4日創立総会を開催し諏訪湖漁協外57会員で出資金1,000万円をもつて初代理事長に小松寛美氏を選出し諸般の手続を経て昭和28年9月9日登記完了し正式に創立された。

事業の概要

1. 会員たる中小漁業者及び漁協組又は同連合会が漁業経営に必要な資金の借入れによる金融機関に対する債務の保証。
2. 会員たる水産加工業協組、漁協組の組合員及び水産加工協組又はその連合会が水産加工業を経営するために必要な資金の借入れによる金融機関に対する債務の保証

組合の地区

長野県一円

組合の現況

組合名	南佐久南部漁業協同組合				
創立年月日	昭和24年4月13日	出資金	千円 923		
組合員数	正 525	准 398	計 923		
歴代の組合長	(初) 上原 茂次 (2) 篠原 知 (3) 桜井 俊	(4) 由井 虎夫 (5) 佐々木音之助 (現) 中山 隆輔			
事務所所在地	南佐久郡小海町大字小海4,446				

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長 理事 中山 隆輔

副組合長 理事 加藤 藤生
専務理事 佐々木音之助
理事 林 有造
〃 今井喜久雄

理事 小平 正徳
〃 桜井多賀二
〃 佐伯 義弘
監事 川上 砥
〃 新津 政三
〃 黒沢 英夫
書記 千葉とし子

設立の経過

南佐久南部漁業会
昭和20年1月27日創立
会長 佐々木虎治
水産業団体法により創立

(保責)南佐久南部第二漁業協同組合
昭和17年2月7日創立
組合長 佐々木虎治
南相木、畑八、穂積、南牧、北牧、川上、小海の7ケ村で組合結成の動きがあり、既存の北相木組合を解散して8ケ村で創立

北相木漁業組合
昭和4年3月5日創立
組合長 井出寿一
北相木川を中心として北相木村1ケ村で創立

特記すべき事柄

1. やまめの増殖
南相木村栗生川へ山梨県より成魚を移殖、川の一部を3ケ年に亘り禁絶の結果、川上、南牧、北相木の各村へ移殖し好成績をおさめた

2. 漁業補償
(1) 昭和30年11月取水口魚道閉鎖のため中電と昭和32年6月東電と一時及び年次補償締結
(2) 昭和34年1月大東商工KKとチップ工場汚濁による年次補償締結
(3) その他
昭和26年八ツ岳硫黄発掘問題交渉中止決定
昭和38年千曲川上流より東京都への分水問題未解決のまま現在に至る

組合の地区	漁業権魚種	水系
南佐久郡 小海町、南相木村、八千穂村、南牧村、北相木村、川上村	あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ、にじます、かわます、あめのうお、やまめ、いわな	千曲川（上流）

組合の現況

組合名	佐久漁業協同組合				
創立年月日	昭和27年1月22日	出資金	千円 2215		
組合員数	正 2192	准 23	計 2215		
歴代の組合長	依田　勇雄				
事務所所在地	佐久市大字中込水上町				

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長	依田　勇雄	理事	佐々木源三郎
理事		〃	平林周一郎
		〃	臼田　午朗
		〃	高橋　安郎
		〃	土屋　繁雄
		〃	角田　寅雄
		〃	西川十三男
		〃	佐藤　衛市
		〃	佐藤　要蔵
副組合長	池野　常人	〃	岡村　安雄
理事		〃	倉坂勝一郎
専務理事	安田　鬼三太		
理事	荻原　梅大	監事	臼田　倍雄
〃	市川　刀雄	〃	磯貝六之助
〃	井出　義森	〃	山崎　守
〃	丸山　武	〃	中沢　清
〃	井出　仙助	主事	小川　要
〃	中山　昭伍		

設立の経過

南佐久漁業協同組合
昭24.5.29 創立
組合長初川村澄雄
(2)依田勇雄

北佐久漁業協同組合
昭24.4.1創立
組合長
(初) 佐藤　仙夫
(2) 荻原　梅太
昭27.1.22両組合合併現組合を新設

東信漁業漁業協同組合
昭24.5.23 創立
組合長
(初) 小林　金吾
(2) 斉藤　象次
(3) 高橋　長治
(4) 池野政之助
(5) 高橋　長治
昭31.4.22.現組合に合併

南佐久漁業会
昭19.12.3 創立
会長
(初) 川村七蔵
(2)佐々木達助
(3) 川村澄雄

北佐久漁業会
昭19.11.26創立
会長 佐藤仙夫

東信漁業会
昭20.5.13 創立
会長
(初) 掛川周三
(2) 斉藤象次

(保責)南佐久漁業協同組合
昭14.7.26 創立
組会長
(初) 土屋態治
(2) 川村七蔵

(保責)北佐久漁業協同組合
昭16.2.16
組会長
佐藤仙夫

一部東信へ合併

(保責)東信漁業協同組合
昭15.5.30 創立

南佐久漁業組合
昭2.3.29創立
組合長
浅沼信太郎

北佐久漁業組合
昭7.5.22創立
組合長
佐藤　仙夫

特記すべき事柄

(1) 増殖事業 昭和2年より佐久市中込の事務所前に5面のにじます養殖池を設け年産10トンを生産河川に放流すると共に軽井沢東京方面に出荷尚昭和35年～41年まで佐久市大沢に区有地を借りにじます卵生産30万粒をふ化し雅魚の1部を自営とし他は河川へ放流好成績をあげた (2) 漁業補償 昭和34年メツキ工場廃液のため石川製作所及び日本軽アルミKKと補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
南佐久郡 佐久町、臼田町、 佐久市、小諸市 北佐久郡 軽井沢町、御代田町、浅科村、北御牧村	あゆ、こい、ふな、にごい、うぐい、おいかわ、かじか、なまず、うなぎ、にじます、かわます、やまめ、いわな、あめのうお	千曲川（上流）

組合の現況

組合名	上小漁業協同組合
創立年月日	昭和24年6月24日
出資金	千円 1,239
組合員数	正 1239 / 准 0 / 計 1,239
歴代の組合長	(初) 成沢伍一郎 (3) 堀江三五郎 (2) 山田弥平治 (現) 小山 一平
事務所所在地	上田市大字常入1,718

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	小山一平	理事	吉池 英作
		〃	竹内 彦一
		〃	渡辺 奥蔵
		〃	柳沢 進一
		〃	山崎 清
		監事	堀内 留義
		〃	金井丑之助
		〃	秋山猶太郎
		〃	滝沢 文雄
副組合長	細川 清明	主事	佐藤 憲平
理事	中沢 寅重	〃	池田 享
〃	石井 泉		
〃	大田 武		
〃	並木 秋蔵		
〃	新保 貞澄		

設立の経過

上小漁業会	(保責)上小漁業協同組合	上小漁業組合
昭和20年4月9日創立	昭和13年7月27日創立	昭和3年3月28日創立
会長 成沢伍一郎	組合長 成沢 伍一郎	組合長成沢伍一郎
水産業団体法により創立	法改正により創立	当初、上田市、川西村、東部町、塩田町を地域とし昭和3年5月依田窪地域2町6ケ村を加え拡張

特記すべき事柄

1. 増殖事業
昭和2年4月管内5ヶ所にうぐいのふ化場を設置、昭和12年7月上田市諏訪形に231 坪のふ化場を増設増殖を計る昭和17年4月には上田市城下に増設し鯉仔の増殖を計り各河川へ放流、昭和42年7月上田市小牧に3,300 ㎡の土地を購入同年11月26,000㎥の養魚池を設置あゆ中継養魚池として利用すると共にうぐい卵約3,000 万粒をふ化蓄養し放流し増殖につとめた

2. 漁業補償
- 昭和3年8月北信電力の発電所設置計画起り反対運動により中止となる
- 昭和4年9月信越電力信濃川発電所設置計画起り、犀川、千曲川水系関係組合と共に曲犀聯盟会を結成昭和12年解決
- 昭和8年東電島川原発電所設置による補償締結昭和22年～43年間に工場汚水問題15件ありそれぞれ解決

3. その他
- 昭和8年上田市に事務所新築昭和29年3月事務所土地370 坪購入
- 昭和31年5月製氷、冷蔵庫設置、38年5月増設

組合の地区	漁業権魚種	水系
上田市 小県郡 塩田町、東部町、真田町、丸子町、長門町、武石村、和田村、川西村 北佐久郡 望月町、北御牧村	あゆ、こい、ふな、にごい、うぐい、おいかわ、かじか、なまず、うなぎ、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	千曲川（上流）

組合の現況

合組名	更埴漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年4月25日	出資金	千円 2122			
組合員数	正	1068	准	0	計	1068
歴代の組合長	(初) 酒井 義徳 (2) 杉村 豊治 (3) 君島森四郎 (4) 大井 渉 (現) 米沢嘉久太					
事務所所在地	更級郡上山田町3865—116					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長 理事 米沢嘉久太

理事	竹中永一郎
〃	田島 茂基
監事	長沢 主税
〃	山崎袈裟男
〃	藤城 功
書記	宮入まち子
専務理事	堀口荘一郎
理事	青木 利光
〃	米沢 長治
〃	沓掛 林平
〃	高橋 栄吉
〃	後藤 高雄

設立の経過

更埴漁業会	(保責)更埴漁業協同組合	更埴漁業組合
昭和19年12月22日創立	昭和14年3月1日創立	昭和6年3月10日創立
会長 (初) 柳沢 貞雄 (2) 酒井 義徳	組合長 柳沢 貞雄	組合長 (初) 大谷 源作
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
更埴市 長野市（旧松代町、篠ノ井市、更北村の内小島田 埴科郡、戸倉町、坂城町 更級郡 上山田町	あゆ、こい、ふな、にごい、うぐい、おいかわ、かじか、なまず、うなぎ、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	千曲川（上流）

組合の現況

組合名	千曲川漁業協同組合
創立年月日	昭和24年4月1日
出資金	千円 3120
組合員数	正 780 / 准 / 計 780
歴代の組合長	(初) 市村郁夫 (現) 土屋俊治
事務所所在地	須坂市村山町182

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	土屋俊治	理事	大野林之助
		〃	西沢文太郎
		〃	竹田深
		〃	中島徳太郎
		〃	堀内盛男
		監事	中野忠夫
		〃	落合繁治
		〃	栗岡義雄
専務理事	佐野一郎	〃	島倉昭次
理事	三木喜右衛門	書記	黒岩勲
〃	米沢海吉		
〃	滝沢市左衛門		
〃	和田松治		
〃	上野晶平		

設立の経過

千曲川漁業会
昭和20年2月13日創立
会長
(初) 土屋俊治
(2) 堀内源監

水産業団体法により創立

(保責)千曲川漁業協同組合
昭和14年4月1日創立
組合長 (初) 山口武一郎
(2) 土屋俊治

法の改正により創立

千曲川漁業組合
大正12年7月18日創立
組合長
(初) 山口愛太郎
(2) 近藤千作

法の制定により創立

特記すべき事柄

漁業補償

本県西大滝発電所建設のための補償締結

その他

昭和16年9月現在地に事務所建設

組合の地区	漁業権魚種	水系
須坂市（旧高甫を除く） 上高井郡小布施　旧綿内村 川田村 長野市（旧長沼、柳原、朝陽、小島田、青木島の各村）	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、かじか、どじょう、なまず、にじますかわます、やまめ、あめのうお、いわな	千曲川（下流）

組合の現況

組合名	北信漁業協同組合
創立年月日	昭和24年9月16日
出資金	千円 4452
組合員数	正 1064　准 40　計 1104
歴代の組合長	(初) 岩間 四良　(5) 岩戸 武史 (2) 宮本 真司　(6) 小口 繁治 (3) 前島 一夫　(現) 小林 利一 (4) 高野 憲治
事務所所在地	上水内郡牟礼村大字牟礼528

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　小林利一

理　事　伊藤　暉好
〃　竹前　利男
〃　横川　周治
〃　西田大次郎
〃　矢沢　清春
〃　荻原　俊治

理　事　宮沢　武男
監　事　佐藤三佐雄
〃　神田　光己
〃　網島和可人
参　事　駒村　貞雄

設立の経過

鳥高漁業会	(保責)鳥高漁業協同組合	鳥居川漁業組合
昭和20年3月15日創立 会長　岩間　四良	昭和13年12月29日創立 組合長　宮沢　圭治郎	鳥神漁業組合 下高井漁業組合 昭13.11.28 3組合合併
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立 3組合合併して協同組合を結成

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権漁種	水系
上水内郡 三水村、牟礼村、戸隠村、豊野町、信濃町（旧野尻村を除く） 下水内郡豊田村　下高井郡山ノ内町　中野市	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、かじか、どじょう、なまず、にじます、かわます、やまめ、あめのういわな	千曲川（下流）

組合の現況

組合名	高水漁業協同組合						
創立年月日	昭和24年7月28日		出資金		千円 751		
組合員数	正	683	准	68	計	751	
歴代の組合長	(初) 萩原 年男 (2) 桑原 義雄 (3) 吉楽 素二		(4) 吉越 保 (5) 水野藤一郎 (現) 伊東 清人				
事務所所在地	飯山市大字飯山下水内郡町村会内						

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　伊東清人

専務理事　常田慶治郎
理　事　藤巻　薫
〃　芳川　清
〃　片桐　文雄
〃　上倉　与一

理　事　宮川浅五郎
〃　斉藤　晟
監　事　栗岩　常雄
〃　松沢　俊郎
〃　岡本孝三郎

設立の経過

高水漁業会
昭和20年6月29日創立
会長　中村　和平
水産業団体法により創立

(保責)高水漁業協同組合
昭和14年7月15日創立
組合長　中村　和平
法の改正により創立

高水漁業組合
昭和6年6月15日名称変更
組合長　中村　和平
下高井北部漁業組合
大正15年4月14日創立
組合長　佐藤奥太郎
法の制定により創立

特記すべき事柄

漁業補償
東電西大滝発電所建設により補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
飯山市 下水内郡栄村 中野市（旧倭村） 下高井郡　木島平村 野沢温泉村	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、かじか、どじょう、なまず、にじますかわます、やまめ、あめのうお、いわな	千曲川（下流）

組合の現況

組合名	志賀高原漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年5月10日	出資金	千円 186			
組合員数	正	84	准	12	計	96
歴代の組合長	（初）児玉　伝治 （現）宮崎　一郎					
事務所所在地	下高井郡山ノ内町大字平穂2831—18					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　宮崎一郎　監　　事　山本　勇三
〃　下田藤之丞

理　　事　高森貞一郎
〃　木崎　卯平
〃　児玉　左内
〃　関谷　馨

設立の経過

雑魚川漁業協同組合
昭和24年5月10日創立
組合長　児玉　伝治
昭和26年11月15日名称変
更して現在に至る

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
下高井郡 山ノ内町木島平村 下水内郡 栄村（大字栄）	いわな、あめのうお、やまめ かわます、にじます	千曲川 （下流）

組合の現況

組合名	奈良井川漁業協同組合						
創立年月日	昭和24年11月10日	出資金	千円 1257				
組合員数	正	508	准	616	計	1124	
歴代の組合長	(初) 荻場　茂　(現) 中野　恒雄 (2) 備前　三俊						
事務所所在地	塩尻市宗賀2933						

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　中野恒雄

理　事	佐藤　忠吉	理　事	横山　伝
〃	百瀬　正人	〃	吉野　房義
〃	長瀬　光治	〃	塚原　雅敏
〃	上条　勇	〃	小坂　義美
〃	赤羽　菅司	〃	西沢　一興
		監　事	宮原　茂吉
		〃	武居　八良
		〃	三村　文一
		〃	塩原　莫
		〃	田中　正吾
		書　記	安塚梅次郎

設立の経過

奈良井川漁業会
昭和20年2月14日創立
会長
(初) 荻場　茂
(2) 武居　亮作
(3) 北原名田造

水産業団体法により創立

(保責)奈良井川漁業協同組合
昭和31年4月10日創立
組合長　態谷　村司

法の改正により創立

奈良井川漁業組合
昭和3年9月17日創立
組合長
(初) 竹下　宇一
(2) 態谷　村司

法の制定により創立

特記すべき事柄

1. 増殖事業

昭和6年以降稚あゆ1万尾以上を放流の外漁業組合当時鯉、鮒虹ます、うぐい、うなぎ等を放流、漁業会当時木曽川産たなびら稚魚約3千尾を昭和20年水 指の協力により奈良井川に放流昭和6年～7年に虹ますの歩留試験放流を実施好成績をおさめた。

2. 漁業補償

- 昭昭8年奈良井川勘左エ門堰魚道設置
- 昭和13年鉄道省信濃川発電所補償解決
- 昭和16年信濃川東電発電所及犀川水内発電所補償解決
- 昭和28年犀川小田切笹平電力所補償解決
- 昭和40年犀川生坂発電所補償解決

組合の地区	漁業権魚種	水系
塩尻市（北小野を除く）東筑摩郡、楢川村、朝日村 松本市（笹賀、芳川、今井、神林、寿）	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、あぶらはや、かじか、にじます、かわます、やまめ、あめのうの、いわな	犀川（上流）

組合の現況

組合名	波田漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年7月10日	出資金	非出資			
組合員数	正	137	准	0	計	137
歴代の組合長	（初）百瀬　決人 （現）深沢　徳雄					
事務所所在地	東筑摩郡波田村役場内					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　深沢徳雄

理事	二村	治平
監事	百瀬	政門
〃	西牧	美則
書記	鎌田	芳郎
〃	沢木	芳雄

副組合長	大田　弥勤
理事	百瀬　一寿
〃	百瀬　薩
理事	新村　周一
〃	宮下　辰巳

設立の経過

犀川上流波田漁業会 昭和20年7月10日創立	犀川上流波田漁業組合 昭和5年2月22日創立
会長 （初）浅田　沖江 (2)　百瀬　決人	組合長　記録なく不詳
水産業団体法により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

増殖事業

昭和26年虹ます稚魚養殖のため波田村赤松地籍に約99㎡の養魚池を設置年間約1万尾の稚魚を増殖河川に放流

組合の地区	漁業権魚種	水系
東筑摩郡 波田村 松本市の旧新村 南安曇郡 梓川村	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、あぶらはや、かじか、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	犀川（上流）

組合の現況

組合名	犀川漁業協同組合				
創立年月日	昭和24年10月26日	出資金	千円 14160		
組合員数	正 2,360	准 0	計 2,360		
歴代の組合長	(初) 町田 時治 (2) 尾沢 嘉一	(現) 丸山 勇			
事務所所在地	東筑摩郡明科町大字中川手3784				

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	丸山 勇	理事	秋山 正登
		〃	竹田 実美
		〃	尾沢 嘉一
		〃	寺嶋 担
		〃	池竹 善吾
		〃	今溝 正治
		〃	小川 茂治
		監事	平林 順
理事	内田 正明	〃	丸山 善一
〃	倉科 正義	〃	青柳 勲司
〃	村山 政人	書記	平林 茂男
〃	小出 正繁		
〃	小倉 三男		
〃	田中 日吉		

設立の経過

犀川漁業会	(保責)犀川漁業協同組合	犀川穂高漁業組合 犀川漁業組合 犀川中部漁業組合 犀川上川手漁業組合 犀川中川手漁業組合 松本漁業組合 七貴漁業組合 有明漁業組合
昭和20年2月1日創立	昭和13年4月8日創立	
会長 (初) 内川 武雄	組会長 倉科 多策	
(2) 横山 繁春		
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立
		昭和13年に8組合が合併漁協を結成

特記すべき事柄

漁業補償

関西電力　黒部ダム建設による補償締結

東京電力　笹平、小田切発電所建設のため年次補償締結生坂ダム建設による補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
南安曇郡、豊科町、穂高町、梓川村(大字倭)三郷村(大字明盛)東筑摩郡明科町、本郷村北安曇郡池田町松川村松本市(笹賀、今井、神林、和田、新村、芳川入山辺を除く	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、あぶらはや、かじか、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	犀川(上流)

組合の現況

組合名	安曇漁業協同組合
創立年月日	昭和24年4月8日
出資金	千円 154
組合員数	正 417 准 30 計 447
歴代の組合長	(初) 上条 郁三 (現) 丸山 俊雄
事務所所在地	南安曇郡奈川村1,555

役職員名 (昭和44年1月1日現在)

組合長理事 丸山俊雄

		理	事	奥原	誠
		〃		前田	光義
		〃		川上	良人
		〃		加藤	利雄
		〃		筒木	金市
		〃		良波	由市
		〃		加藤	広蔵
		〃		斉藤	直幸
専務理事	奥原 保憲	〃		奥原	達人
理 事	勝山 徳治	〃		宮本	藤一
〃	熊井己佐一	監	事	上条	一郎
〃	奥原 誠一	〃		上条	浦浪
〃	斉藤 完吾	〃		西村	智
〃	川上 槇也	〃		忠地	亀一

設立の経過

安曇漁業会	(保責)安曇漁業協同組合	犀川上流安曇漁業組合
昭和18年7月10日創立	昭和17年4月創立	昭和14年4月5日創立
会長 (初) 川上 律恵 (2) 小林継太郎 (3) 川上 栄	組合長 川上 律恵	組合長 川上 栄
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により結成

特記すべき事柄

漁業補償

東電梓川電源開発に伴う奈川渡、小殿、稲核、3ダム建設による補償昭和43年9月締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
南安曇郡 安曇村、奈川村	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、あぶらはや、かじか、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	犀川 (上流)

組合の現況

組合名	北安中部漁業協同組合				
創立年月日	昭和24年8月30日	出資金	千円 706		
組合員数	正 312	准 88	計 400		
歴代の組合長	(初) 杉木篤次郎　(3) 杉木篤次郎 (2) 黒川 静栄 (現) 松下 準弥				
事務所所在地	大町市役所農林水産課内				

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	松下準弥	理　事	森久　一
		〃	杉木篤次郎
		〃	工藤 邦夫
		〃	川上 忠人
		〃	高橋 雅人
		監　事	遠山 林平
		〃	奥原　睦
		〃	鷲沢 正美
副組合長理事	一本木英一郎	〃	柳沢 文恵
理　事	近藤 玉喜	書　記	丸山 重幸
〃	藤巻 房雄		
〃	堀田 鶴司		
〃	北沢 繁美		
〃	加藤　茂		

設立の経過

北安中部漁業会	(保責)高瀬川農具川漁業協同組合	高瀬川農具川漁業同組協合
昭和20年3月5日創立	昭和16年9月8日創立	大正14年12月8日創立
会長 (初) 奥村　巌 (2) 杉木篤次郎	組合長　記録なく不詳	組合長　記録なく不詳
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
大町市（平氐、野口、源波二ツ屋、鹿）	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、あぶらはや、かじか、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	犀川（上流） 高瀬川

組合の現況

組合名	犀川殖産漁業協同組合						
創立年月日	昭和25年1月20日	出資金	千円 4960				
組合員数	正	495	准	1	計	496	
歴代の組合長	(初) 千野　兵庫 (現) 北原嘉平治						
事務所所在地	上水内郡信州新町漁業会館						

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	北原嘉平治	理事	佐々木酒造尾
		〃	中山　豊作
		〃	牛越　村雄
		〃	野本　利二
		〃	鈴木　孝正
		〃	高橋市之助
		〃	宮下　一
		〃	山田文治郎
		〃	塚田　一恵
専務理事	戸矢崎年正	〃	山崎　哲夫
理事	千野　兵庫	監事	市川　善治
〃	石井　安吉	〃	清水　静忠
〃	市川　忠徳	〃	佐藤荒之助
〃	西村　一衛	嘱託	高木　隣司
〃	桜井　一郎		

設立の経過

犀川殖産漁業会	(保責)犀川殖産漁業協同組合	信級漁業組合
昭和20年6月8日創立	昭和14年11月1日創立	昭和3年10月2日創立
会長 (初) 西沢　登 (2) 増田　珍儀 (3) 北原嘉平治	組合長 (初) 塚田　佐市 (2) 尾沢　栄重郎 (3) 西沢　登	組合長　田中　茂
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

増殖事業

犀川殖産組合当時虹ます稚魚2万尾を3ヶ年に亙り試験放流、佐久産こい稚魚20万尾を放流

漁業会当時鯉、ふなの稚魚、及び地元産虹ます15,000尾を継続放流

現在の漁協になり指定魚種全般に亘り年60万余円を又昭和42年よりビワ湖産稚あゆを小田切ダム下流に放流

漁業補償

昭和18年東電水内発電所、大滝岩上げ工事の一時補償解決

昭和30年笹平小田切発所
昭和32年平発電所
昭和33年水内魚道廃止
昭和35年平発電所一斉放水事故損害等各一時補償として解決

昭和29年笹平小田切ダムの年次補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
北安曇郡　八坂村　更級郡、大岡村　上水内郡、信州新町、中条村 長野市(小鍋,山田塩生,小柴見,平柴安茂里、旧信更村の吉原、三水、安庭、山平林、旧篠ノ井の有旅小松原、岡田、旧川中島町の四ッ谷、上永鉋、今里、旧更北村の青木島甲青木島2、綱島,大塚)	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、あぶらはや、かじか、にじます、かわます、やまめ、あめのうお、いわな	犀川 (下流)

組合の現況

組合名	裾花川水系漁業協同組合				
創立年月日	昭和25年6月5日	出資金	千円 705		
組合員数	正 470	准 0	計 470		
歴代の組合長	(初) 井上 三郎 (現) 風間 和夫 (2) 高波 兼雄				
事務所所在地	長野市西後町中山進方				

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	風間和夫	理事特別会計	岡本昭一郎
副組合長	中山 進	理事	徳武 友美
理事	宮島 繁基	〃	加藤 辰次
専務理事	井上 恒雄	〃	峰村 計
常務理事	西沢忠一郎	〃	中野 忠夫
理事会計	松沢 満男	〃	荒井 安雄
		〃	小池 好人
		〃	宮下 雄幸
		〃	和田 治幸
		〃	西本 義智
		監事	宮沢清三郎
		〃	小野 常三
		〃	戸谷 佐門

設立の経過

昭和25年6月5日創立当時は裾花川漁業協同組合と称し
昭和39年12月14日現在の裾花川水系漁業協同組合に変更

特記すべき事柄

漁業補償

県の裾花川ダム建設のため昭和38年～44年に渉り交渉の結果同年2月工事中の対価補償及び損失補償等を合せ補償金と代替施設として3ヶ所に2,765㎡（内用地4,950㎡）、1,650㎡1ヶ所と養魚池 155㎡の用地を補償することとして解決

組合の地区	漁業権魚種	水系
長野市（旧長野市、旧青木島村） 上水内郡 戸隠村、鬼無里村	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじか、にじます、かわます、やまめ あめうお、いわな	犀川（下流） 裾花川

組合の現況

組合名	木曽川漁業協同組合					
創立年月日	昭和27年1月11日	出資金	千円 14593			
組合員数	正	1471	准	4	計	1475
歴代の組合長	(初) 棚橋 覚太 (現) 田沢 重市 (2) 川上 勇夫					
事務所所在地	木曽郡木曽福島町上の段					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事 田沢重市

理事	松渕 才夫	〃	棚橋 覚太
〃	市脇 益	〃	越 隆太郎
〃	鈴木 常雄	書記	小岩井文子
〃	奥田 弥一	〃	奥村ゆり子
〃	大宮 一		
〃	岩井 英憲		
理事	亀山 次雄		
〃	下原 清康		
〃	態崎 末一		
〃	松原 三郎		
〃	藤原 信一		
〃	下田 源郎		
監事	桑原 功		
〃	山田 万蔵		

設立の経過

木曽川漁業会	(保責)木曽川漁業協同組合	木曽川漁業組合
昭和20年11月11日創立	昭和18年5月26日創立	昭和11年8月10日創立
会長 棚橋 覚太	組合長 棚橋 覚太	組合長 伊東 淳
水産澗団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

漁業補償

昭和15年12月1日木曽川寝覚、常盤、発電所建設のため日発より一時見舞金並びに年賦補償契約締結

昭和16年11月木曽川低堤築造のため補償契約

昭和27年2月26日大滝川三岳、滝越発電所建設のため関西電力と補償締結

昭和33年木曽川読書発電所建設のため関西電力と補償締結

昭和42年11月木曽川木曽発電所建設のため関西電力と補償締結

増殖事業

昭和41年木曽発電所ダムに、こい、ふな、ます、わかさぎ等を年間100万円計画で放魚し増殖して魚場を開設魚舟2叟監視舟1叟を造り将来魚場として開放の計画

組合の地区	漁業権魚種	水系
木曽郡 日義村、新開村 開田村、三岳村、王滝村 木曽福島町、上松町、南木曽町、大桑村、山口村	あゆ、こい、ふな、うぐい、かじか、うなぎ、わかさぎ、にじます、かわます、あめのうお、やまめ、いわな	木曽川（上流）

組合の現況

組合名	三浦漁業協同組合					
創立年月日	昭和39年2月4日	出資金	千円 830			
組合員数	正	160	准	1	計	161
歴代の組合長	（現）胡桃沢光一					
事務所所在地	木曽郡玉滝村役場内					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長 理事	胡桃沢光一	理事	松原 三郎
		〃	滝村 実
		〃	田中 伯夫
		〃	栖村 愛治
		監事	岡田 利八
		〃	流 太郎

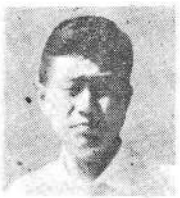

理事	島尻 勇吉
〃	小瀬川久夫
〃	細尾 征雄
〃	松原 誠一
〃	西尾 貢

設立の経過

三浦グム、及玉流川上滝河川は魚の宝庫であり岐阜県側より道路の開通のため観光ブームにより魚族資源保護と増殖を目的として組合の設立となる

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
木曽郡 玉滝村	こい、ふな、わかさぎ、いわな、あめのうお、にじます、うぐい	木曽川（上流）

組合の現況

組合名	姫川上流漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年11月14日	出資金	千円 2487			
組合員数	正	610	准	0	計	610
歴代の組合長	（初）北沢　幸義（現）松沢　安蔵 （2）松沢　嘉祥					
事務所所在地	北安曇郡白馬村大字北城15,562					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事	松沢安蔵	理事	吉田津登務
		〃	相沢　忠一
		〃	相沢　松治
		〃	花岡　留貴
		〃	丸山　利雄
		〃	横山　善人
		監事	松沢　嘉祥
		〃	松沢　照男
理事	松沢　古寿	〃	中田　菊松
〃	福島　正人	〃	郷津一二三
〃	郷津　長平	〃	深沢　政秀
〃	太田寿美男	〃	松沢　源一
〃	遠藤　覚	書記	吉沢　崇
〃	松沢　忠正		

設立の経過

姫川上流漁業会　　姫川漁業組合

昭和20年9月20日　記録なく創立組合長名不詳
創立

会長
(初)横沢三右エ門
(2)　北沢　幸義

法の改正により創　法の制定により創立
立

特記すべき事柄

増殖事業
にじますの養殖池（10面）を設定委託事業として増殖し放流し一部を販売し組合の運営にあてる

漁業補償
姫川に3ヶ所の内中電発電所設立のため昭和32年に一時補償締結同年晴海電化とも締結
昭和35年オオミ電気と締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
北安曇郡 白馬村、小谷村	にじます、あめのうお、やまめ、いわな、うぐい	姫川 （上流）

組合の現況

組合名	諏訪東部漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年4月19日	出資金	千円 78			
組合員数	正	300	准	80	計	380
歴代の組合長	(初)市川寛治 (2)樋口好光 (3)溝口慶三郎 (4)矢崎勝 (5)矢崎芳久 (6)長田益郎 (7)竹村正嘉 (8)清水浩太郎 (9)柳沢健吾 (現)竹村正嘉					
事務所所在地	茅野市塚原3,835					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　竹村正嘉

理事	大島	国嗣
監事	小川	安基
〃	白鳥	和美
専務理事	堀米	文衛
理事	長田	波穂
〃	伊藤	英次
〃	上条	匡夫
〃	加藤	寛

設立の経過

諏訪東部漁業会
昭和20年12月12日創立
会長
(初) 矢崎　要
(2) 清水　保平
(3) 小海　長明
(4) 市川　寛治

水産業団体法により創立

諏訪東部漁業組合
昭和3年10月2日創立
組合長
(初) 宮坂　常次
(2) 伊藤　栄弥
(3) 岩下　貞次
(4) 清水　継太
(5) 土橋槇次郎
(6) 国枝為三郎

法の制定により創立

特記すべき事柄

増殖事業
昭和9年11月共同施設として種苗養魚池を設置
昭和24年財政難のため養魚池を売却したが自給増殖のために好成績をおさめた

漁業補償
昭和4年3月諏訪湖漁業組合と共に信濃小電より見舞金を受ける
昭和7年10月信濃小電との間で一時補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
茅野市 諏訪郡　原村、富士見町	しじみ、たんかい、あゆ、こい、わかさぎ、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、なまず、もろこ、もつご、ひがい、とんこはぜ、どじょう、えび、にじます、かわます、あめのうお、やまめ、いわな	天竜川（上流宮川）

組合の現況

組合名	天竜川漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年12月22日		出資金	千円 91,436		
組合員数	正	2967	准	33	計	3,000
歴代の組合長	（初）下平　昞四 （現）三堀　巌					
事務所所在地	伊那市荒井区東町					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　三堀　巌

副組合長	米山　敬一	理事	中尾　勇
理事	福沢　政見	〃	池上　本衛
〃	桑原　親人	〃	後藤　庄次
理事	高木　律二	〃	小林　銀雄
〃	中谷　寛	〃	伊藤　弘美
〃	桑沢小文治	〃	宮下　良蔵
〃	小池　武	〃	小池　末治
〃	北原　千秋	〃	原　栄一
〃	樋代　友市	〃	宮脇　松治
〃	唐沢　惣一	〃	中村　治郎
		〃	保科　甚衛
		〃	田中清之亟
		監事	清水　康弘
		〃	木下　嘉市
		〃	荻野　昌二
		〃	中原　清一
		〃	池上　勇
		〃	中原　千振
		主事	福沢　義夫
		技師	三堀　善業
		技師	若林真理夫

設立の経過

天竜川漁業会	（保責）天竜川漁業協同組合	天竜川漁業組合
昭和19年12月2日創立 会長　野溝　準治 水産業団体法により創立	昭和13年3月25日創立 組会長　野溝　準治 法の改正により創立	大正13年11月10日創立 組合長 （初）御子柴国十郎 （2）野溝　準治 法の制定により創立

特記すべき事柄

増殖事業	漁業補償	その他
組合結成より毎年稚あゆ、こい、ふな、、にじます、どじよう、ひがい、しじみうなぎ、うぐい等の放流を実施特にいわな、あめのうお、おいかわ、うぐい等の産卵場を造成し好成績をあげている 尚　宮田養魚場（にじます） 伊那里〃（〃） 松尾1～2〃（こい） 伊那〃（〃） 大明神〃（こい、にじます） 等の養殖場を設定増殖をはかる	漁業組合時代天竜川電力の天竜川本流電源開発のため補償解決 漁協時代矢作水力が天竜電力より引継のため年次更改 漁業会時代矢作水力と年次更改 現協時代、昭和30年三峯川上流砂防堤防2ヶ所構築に依り建設省と 33年中電大田部川電源増強のため中電と 三峯川電源開発のため建設省、県と 37年西天竜電源開発のため県と 38年四徳川電源開発のため県と　三峯川上流電源開発のため昭電と、42年小渋川電源開発のため建設省、県とれぞれ補償締結する	組合員の厚生施設として松尾パレスを運営

組合の地区	漁業権魚種	水系
伊那市、駒ヶ根市 上伊那郡、辰野町、箕輪町 南箕村、西春近村、宮田村 飯島町、中川村、高遠町 下伊那郡阿南町、長谷村、松川町（片桐）	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、ひがい、とじよう、にじます あめのうお、やまめ、いわな	天竜川（上流）

組合の現況

組合名	下伊那漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年11月30日	出資金	千円 9502			
組合員数	正	2666	准	49	計	2715
歴代の組合長	(初)木下　真平　(2) 西沢　寛志　(3) 今井　勇吉　(4) 梅田　虎雄　(現)関島彦四郎					
事務所所在地	飯田市竜江7,118					

役職員名（昭和44年3月10日現在）

組合長　関島彦四郎
理事

副組合長
理事　鋤柄　鹿蔵
理事　竹島　吾介
〃　堀竹　亮策
〃　今村　晴男
〃　早川　義市
〃　原　武
〃　加藤　麻一

理事　伊原　利一
〃　岩下　竹松
〃　石田　利雄
〃　宮沢　猪一
〃　田島　正盛
〃　金田　修栄
〃　水上　福市
〃　前田　金三
監事　大平　盛
〃　安田　義一
〃　藤本　正平
〃　三浦　光雄
〃　木下　久男
主事　熊谷　道一

設立の経過

下伊那漁業会
昭和20年5月30日創立
会長
(初)江塚佐三郎
(2)　木下　真平

水産業団体法により創立

(保責)下伊那漁業協同組合
昭和15年7月13日創立
組合長
江塚　佐三郎

法の改正により創立

下伊那漁業組合
昭和13年11月8日創立
組合長
(初)田中　一郎
(2)　江塚佐三郎

法の制定により創立

特記すべき事柄

増殖事業
昭和8年6月鮎、うなぎ苗の採補許可を受け泰阜ダム下流より上流への移殖を計ると共に昭和9年以降ビワ湖産鮎の年次移殖と虹ます卵のふ化増殖を開始
昭和40年～42年にはやまめの人工採卵ふ化放流を実施
昭和41年にあゆ苗蓄養場を設置しその増殖を計る

漁業補償
昭和4年3月阿智川第1発電所建設のための南信電気ＫＫと補償締結
昭和8年12月天竜川泰阜発電所建設のため矢作水力と補償締結
昭和13年12月米川発電所建設のため中央電力と補償締結
昭和21年3月和知野川発電所建設のため日発と補償締結
昭和26年12月天竜川平岡発電所建設のため中電と補償締結
昭和30年11月天竜川佐久間発電所建設のため電源開発ＫＫと補償締結
昭和42年12月〃43年2月小渋川工事のため建設省と県と補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
飯田市 下伊那郡松川町、高森町、かなえ町、阿南町、上郷村、下条村、喬木村、天竜村、豊丘村、千代村、泰阜村、売木村、鹿村、阿智村、清内路村、大	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、ひがい、どじょう、にじます、あめうお、やまめ、いわな	天竜川（下流）

組合の現況

組合名	遠山漁業協同組合
創立年月日	昭和35年5月30日
出資金	千円 821
組合員数	正 532　准 9　計 541
歴代の組合長	(初) 桜井　善　(3) 小林　清吉 (2) 後藤　忠人　(現)柴原　仁美
事務所所在地	下伊那郡南信濃村大字和田1379

役職員名（昭和44年3月16日現在）

組合長理事　柴原　仁美

副組合長理事　宮下　巌
〃　鳴沢　香
理事　後藤　忠人
〃　米山　正春

理事　秦　一男
〃　遠山　富男
〃　杉野　嘉一
〃　野牧　浩清
〃　遠山　進
〃　山崎　一夫
監事　小沢　信尾
〃　鎌倉　好幸
〃　清水　与

設立の経過

特記すべき事柄

漁業補償
昭和35年平岡発電所建設のための中部電力と補償締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
下伊那郡 南信濃村及び上村	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、ひがい、どじょう、にじます、あめのうお、やまめ、いわな	天竜川 （下流） 遠山川

組合の現況

組合名	根羽川漁業協同組合					
創立年月日	昭和25年9月7日	出資金	千円 78			
組合員数	正	332	准	0	計	332
歴代の組合長	（初）筒井　普吉　（現）平岩　平志 (2)　浅井重治郎					
事務所所在地	下伊那郡根羽村役場内					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長　平岩　平志
理事

組合長代理理事　小林　一男
理事　鈴木　徳安
〃　藤城永一郎
〃　松下　孝一
〃　山口　正輝
〃　長谷川建吾

理事　松下五四夫
監事　片桐　良雄
〃　小松　修

設立の経過

根羽川漁業会
創立年月日　記録なく不詳
会長
石原延太郎

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
下伊那郡 根羽村	あゆ、うぐい、おいかわ、かじか、ふな、こい、うなぎ、にじます、あめのうお、やまめ、いわな	矢作川（上流） 根羽川

組合の現況

組合名	釜無川漁業協同組合						
創立年月日	昭和31年4月25日	出資金	千円 104				
組合員数	正	208	准	0	計	208	
歴代の組合長	(初) 植松　弥　(現) 植松　弥 (2) 五味仙之助						
事務所所在地	諏訪郡富士見町落合富士見町役場内						

役職員名(昭和44年1月1日現在)

組合長理事	植松　弥	理事	鮎沢　栄市
		〃	名取　民一
		〃	御園　博良
		監事	名取　昌一
		〃	伊藤　政勝
		〃	中山　六一
		〃	名取　好文

専務理事	植松　喜治
理事	窪田　広光
〃	有賀　近春
〃	名取　圭一
〃	窪田　利幸
〃	五味　三義
〃	井出嘉平太

設立の経過

昭和26年3月釜無川、武智川、乙具川、休戸川等の魚族の繁殖のため落合村、富士見村山梨県鳳来村大武川の有志により任意漁業組合を設立
昭和28年漁場が長野県、山梨県にまたがるため農林大臣の許可の必要のため昭和31年に申請認可を受け現在に至る。

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
諏訪郡、富士見町 山梨県、三巨郡、白川町 (大武川、山口)	いわな、かわます、やまめ、にじます、かじか、あぶらはや	富士川(上流) 釜無川

組合の現況

組合名	諏訪湖漁業協同組合					
創立年月日	昭和24年7月6日	出資金	千円 10050			
組合員数	正	1005	准	0	計	1,005
歴代の組合長	（初） 小松 寛美 （現） 林 健					
事務所所在地	諏訪市高島町1丁目21～1					

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長	林 健	理事	花岡 一夫
理事	林 健	〃	林 保利
		〃	小島 朝良
		〃	山田 保美
		〃	浜 広
		監事	小泉 実
		〃	鮎沢 渉
		〃	藤森 竹春
		〃	小口 勝国
		主事	原田 清治
理事	松沢 今夫		
〃	小松 俊秋		
〃	藤森 善吉		
〃	宮坂 政一		
〃	山岡諒太美		
〃	小口 重一		
〃	浜 健一郎		

設立の経過

諏訪湖漁業会
昭和19年11月28日創立
会長
（初） 宮坂 玉治
(2) 金子 浪治(代)
(3) 伊藤 徳一
(4) 金子 浪治(代)
水産業団体法により創立

（無責）諏訪湖漁業協同組合
昭和12年1月20日創立
組合長
宮沢 玉治
法の改正により創立

諏訪湖漁業組合
大正2年2月18日創立
組合長
（初） 小口小次郎
(2) 小松 伝八
(3) 大和 又蔵
(4) 宮坂 玉治
法の制定により創立

特記すべき事柄

増殖事業
こい外15魚種及び貝類えび等を年々約 3,500万円の経費をもつて増殖又は移殖し諏訪湖に放流し増殖を計る。
尚昭和39年より網生簀漁業を実施現在12組合で89面を有し約32万kgの水揚げがある。
昭和34年よりわかさぎ卵の増殖につとめ約15億粒の増殖をはかり全国に販売しているが好評を得ている。

組合の地区	漁業権魚種	水系
諏訪市、岡谷市 諏訪郡、下諏訪町	しじみ、たんかい、あゆ、こい、わかさぎ、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、なまず、もろこ、もつご、ひがいとんこはぜ、どじょう、えび、にじます、かわます、あめのうお、やまめ、いわな	諏訪湖

組合の現況

組合名	松原湖漁業協同組合
創立年月日	昭和24年4月10日
出資金	千円 53
組合員数	正 63 / 准 0 / 計 63
歴代の組合長	(初) 藤島和太美 (現) 鷹野 武 (2) 鷹野三千里
事務所所在地	南佐久郡小海町松原

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事 鷹野 武

専務理事 富山 秀則
理事 藤島和太美
〃 鷹島銀二郎
〃 富山喜八郎
監事 佐藤 幸男
〃 鷹野 一郎

設立の経過

松原湖漁業会 昭和20年10月20日創立 会長 (初) 鷹野 増一 (2) 畠山今朝一	松原湖漁業組合 創立年月日、組合長、記録なく不詳
水産業団体法により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

組合の地区	漁業権魚種	水系
南佐久郡 小海町(豊里、松原)	わかさぎ、こい、ふな、うぐい	松原湖

組合の現況

組合名	野尻湖漁業協同組合
創立年月日	昭和24年7月15日
出資金	千円 335
組合員数	正 33　准 11　計 44
歴代の組合長	(初) 酒井 光作　(2) 佐藤 作蔵　(3) 丸山 万治　(4) 大野 正平　(5) 佐藤 作蔵　(現)加藤松之助
事務所所在地	上水内郡信濃町野尻加藤松之助方

役職員名（昭和41年1月1日現在）

組合長　加藤松之助
理事　〃　池田 元次

専務理事　丸山 万治
理事　池田 正一
〃　小出 末松
〃　松木 翠
監事　湯沢 一郎
〃　池田 留作

設立の経過

野尻湖漁業会
昭和20年1月10日創立
会長
池田 万作

水産業三体法により創立

(保責)野尻湖漁業協同組合
昭和13年12月2日
創立
組合長
池田 万作

法の改正により創立

野尻湖漁業組合
昭和3年8月2日創立
組合長
池田 万作

法の制定により創立

特記すべき事柄

漁業補償
昭和25年発電所建設のため東北電力と締結
昭和29年11月水道道水のため長野市と締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
上水内郡 信濃町（野尻古海管川、宮濃針ノ本、）	わかさぎ、うぐい、こい、ふな、うなぎ、にじます、あめのうお、やまめ、えび	野尻湖

組合の現況

組合名	青木湖漁業協同組合						
創立年月日	昭和24年4月29日	出資金	千円 155				
組合員数	正	86	准	0	計	86	
歴代の組合長	(初) 西山 道春 (現) 西沢録四郎						
事務所所在地	大町市大字平青木20,985						

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事 西沢録四郎

理事	西沢徳右ヱ門	理事	長沢 正
〃	加藤 正一	〃	大谷 武
〃	大谷七五三吉	〃	田中 久富
監事	西沢 悦治	〃	加藤 長人
〃	西山 広恵	〃	西山 千秋
〃	加藤 盛俊	〃	西沢 英男
		〃	大谷 頼正

設立の経過

青木湖漁業会	(保責)青木湖漁業協同組合	青木湖漁業組合
昭和20年1月8日創立	昭和12年11月22日創立	大正14年2月14日創立
会長	組合長	組合長 記録なく不詳
(初) 西沢録四郎	(2) 大谷七五三吉	
	(3) 西山 道春	
	記録なく不詳	
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

漁業補償
昭和27年青木発電所建設のため昭和電工と締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
大町市（平区青木、加蔵、中綱）	しじみ、わかさぎ、うぐい、こい、ふな、うなぎ、にじます、あめのうお、やまめ、いわな、えび	青木湖

組合の現況

組合名	木崎湖漁業協同組合
創立年月日	昭和24年6月27日
出資金	千円 369
組合員数	正 53 / 准 70 / 計 123
歴代の組合長	(初) 傘木　修 (3) 柴原　滝治 (2) 遠藤　徳一 (現) 遠藤　林平
事務所所在地	大町市大字平森遠藤林平方

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　遠藤林平

理事	宇海	信男
〃	西沢	宗夫
監事	郷津	勝市
〃	種山	長治
〃	遠藤	徳一
理事	西沢	直一
〃	平林	愛明
〃	傘木	修
〃	傘木	一夫
〃	傘木	正己
〃	遠藤	久治

設立の経過

木崎湖漁業会	(保責)木崎湖漁業協同組合	木崎湖漁業組合
昭和20年1月8日創立	昭和12年11月12日創立	大正14年2月14日創立
会長 (初) 北沢茂利栄 (2) 西沢　芳直 (3) 傘木　修	組合長　北沢　茂利栄	組合長 北沢茂利栄
水産業団体法により創立	法の改正により創立	法の制定により創立

特記すべき事柄

漁業補償

昭和18年4月広津発電用水使用による河水統制事業のため補償締結

昭和26年昭電青木発電所建設のため補償契約締結

組合の地区	漁業権魚種	水系
大町市（平区海の口、稲尾、森、山崎）	しじみ、わかさぎ、うぐい、こい、ふな、うなぎ、にじます、あめのうお、やまめ、いわな、えび	木崎湖

組合の現況

組合名	長野県養殖漁業協同組会						
創立年月日	昭和24年7月11日	出資金	千円 12,820.5				
組合員数	正	164	准	0	計	164	
歴代の組合長	（初）黒沢富次郎 （現）小山　一平						
事務所所在地	長野市中御所吉原861―1						

役職員名（昭和44年1月1日現在

組会長理事　小山一平

理　事	宮沢　善一	専務理事	中山　伴亀
〃	森田　義輝	理　事	宮崎　一郎
〃	小林　哲夫	〃	高林　友市
〃	宇留賀　弘	〃	若月　清吉
監　事	臼田　栄一	〃	竹田　数雄
〃	丸茂作太郎	〃	田沢　重市
〃	小池　治一	主　事	武舎　亨
顧　問	黒沢富次郎	〃	正村　道武

設立の経過

長野県池中養殖特別漁業会
昭和19年12月20日
会長（初）野溝　　勝
　　(2)　小山　良一

水産業団体法により創立

特記すべき事柄

増殖事業
昭和29年に県の委託試験により塩田町小島池（水面33,000㎡）にて神奈川県より鯉仔を移入1年ごい12トンの生産があり、組合員に配布し、以後30年～38年まで8ケ年年産15トンの生産をおさめ以後これが動機となって今日塩田養殖溜池利用のもととなる
32年10月現事務所敷地内に 347㎡の蓄養池を造り、鯉、ますの配布を実施

その他の事業
32年10月1日に現事務所落成、水産会館より移転敷地865㎡建坪142㎡43年12月増築して 265㎡となる
38年4月1日輸出にじます冷凍加工工場を明科町に竣工し日産1トン型冷凍機1台を設置現在2台を設置して年産600～700トンを加工処理している

組合の地区

長野県一円　（小谷村を除く）

組合の現況

組合名	佐久養殖漁業協同組会				
創立年月日	昭和29年5月12日	出資金	千円 5,619		
組合員数	正 276	准 0	計 276		
歴代の組合長	(初) 野村 雄七 (現) 臼田 駿 (2) 臼田 信良				
事務所所在地	佐久市大字野沢1丁目323—8				

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事 臼田 駿

専務理事 木内 義美
常務理事 田中 薫
理事 臼田 良一
〃 柳沢 嘉雄
〃 桜井 一男
理事 竹内慎太郎
〃 小宮山 護
〃 臼田 儀作
〃 臼田 潔
監事 市川 勇
〃 飯田 求
〃 臼田雄太郎
総務課長 佐藤 敦夫
信用〃 広岡 睦子
事業〃 土屋 鶴雄

設立の経過

長野県池中養殖特別漁業会 南佐久水産会
南佐久支部 昭和15年
昭和19年12月20日創立
支部長 会長 並木 今一
(初) 伴野 宗治
(2) 並木 三郎
(3) 臼田哲弥太
(4) 斎藤 要

特記すべき事柄

増殖事業
昭和35年佐久鯉の種苗増産のため佐久市前山地籍洞源湖（約26,400㎡）を利用年産30トンの増殖をはかる
昭和43年～45年3ヶ年計画で年産220トンを目標に佐久市高柳地籍の千曲川畔に約26,400㎡の敷地を買収し養魚池64面(約10,000㎡)を作り総予算1億円国県の補助をもって鯉の佐久養殖主産地形成に着工完成すれば現在事業の約2倍の事業量に拡張の見込

その他の事業
昭和32年京浜方面への販路拡張のため東京都世田ヶ谷3—5—14に出張所を開設
昭和38年5月より第1回の佐久鯉祭を開催毎年恒例として実施
昭和40年8月現在地に事務所を新築併せて出荷調整池6面（約500㎡）を設置移転

組合の地区

佐久市、小諸市、南佐久郡一円、北佐久郡一円
小県郡（青木村、丸子町）

組合の現況

組合名	塩田養殖漁業協同組合
創立年月日	昭和36年8月22日
出資金	千円 9645
組合員数	正 77　准 2　計 79
歴代の組合長	（初）武田　助左ヱ門 （現）竹内　博
事務所所在地	小県郡塩田町

役職員名（昭和44年1月1日現在）

組合長理事　竹内　博

専務理事	関　藤吉
常務理事	浜　好彦
理事	甲田　至
〃	柳沢　一利
〃	小松　庚
理事	金井　悌治
監事	松崎　勝弥
〃	深草　栄蔵
〃	和田　清美
総務課長	越野　甲二
技術指導課長	桶口　隆夫
運輸課長	和田袈裟茂
金融係長	坂田美智子

設立の経過

塩田町には潅漑用溜池が多数あり昭和33年新農山漁村建設綜合対策事業の指定を受け上本郷区上窪池を対象に溜池利用養鯉事業に成功

昭和33年11月20日当時の町長武田助左ヱ門氏を長として各溜池の代表者を組合員として生産組合を結成し現在46池となり現在に至る

特記すべき事柄

昭和38月12月30日上田市小牧地籍に水面 334㎡のこい蓄養センターを建設

昭和39年12月20日増設して454㎡とし蓄養能力480トン、年間均一した出荷態勢を整える

昭和39年7月1日の総会に於いて塩田町外上小地域の組合員に加え上田市、東部町、長野市、上水内郡一帯の養殖者及び生産組合を傘下に収め事実上北信一帯に亘る大養殖団地の結成を見た

組合の地区

小県郡
　塩田町、丸子町、東部町、川西村、青木村、
上田市

長野県主要釣場案内図

千曲川水系（上流）

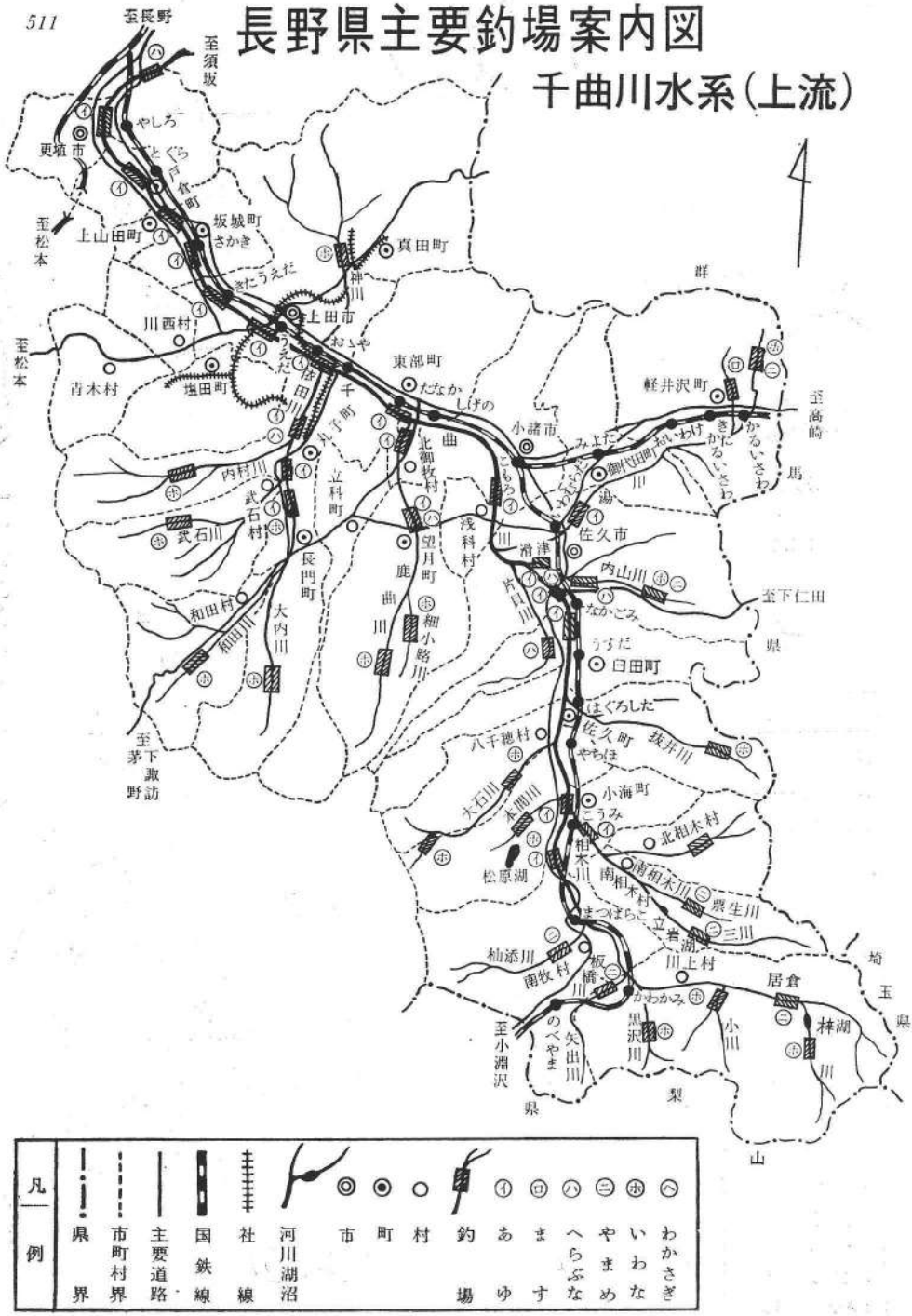

姫川水系（上流） 千曲川水系（下流）

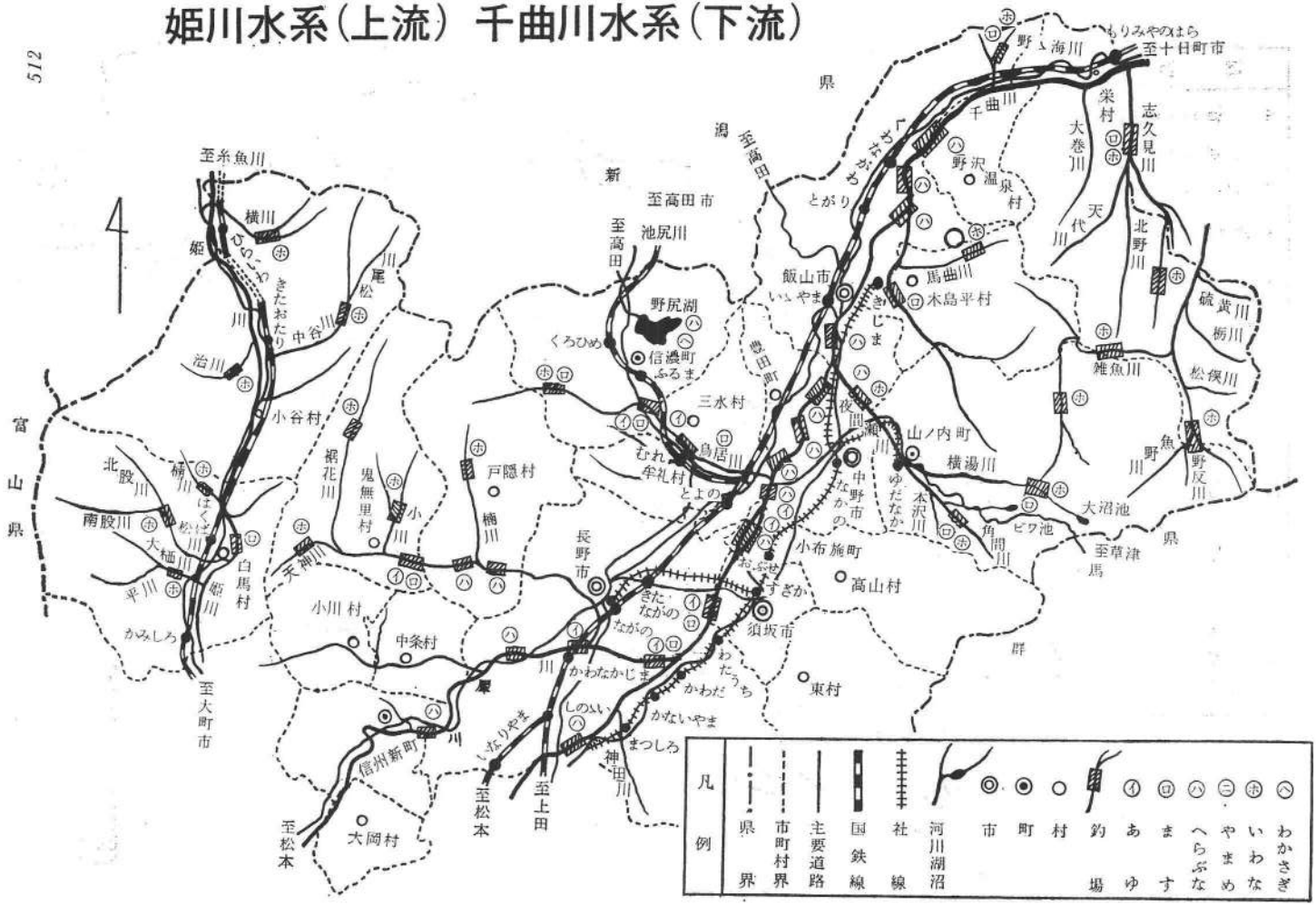

木曽川水系・天竜川水系（上流）

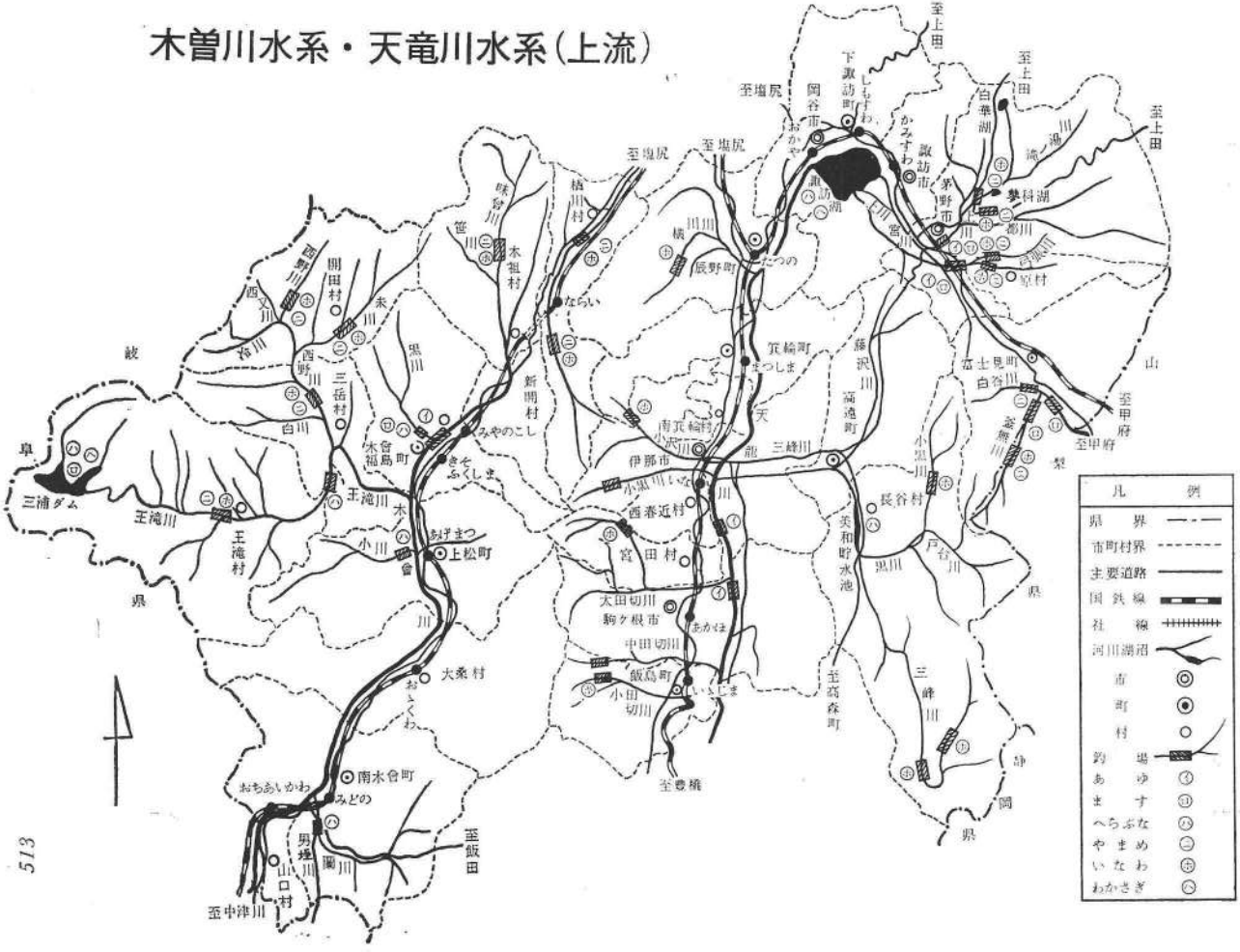

凡例

- 県界
- 市町村界
- 主要道路
- 国鉄線
- 私鉄線
- 河川湖沼
- 市
- 町
- 村
- 釣場
- あゆ
- ます
- べらぶな
- やまめ
- いなわ
- わかさぎ

犀川水系(上流)

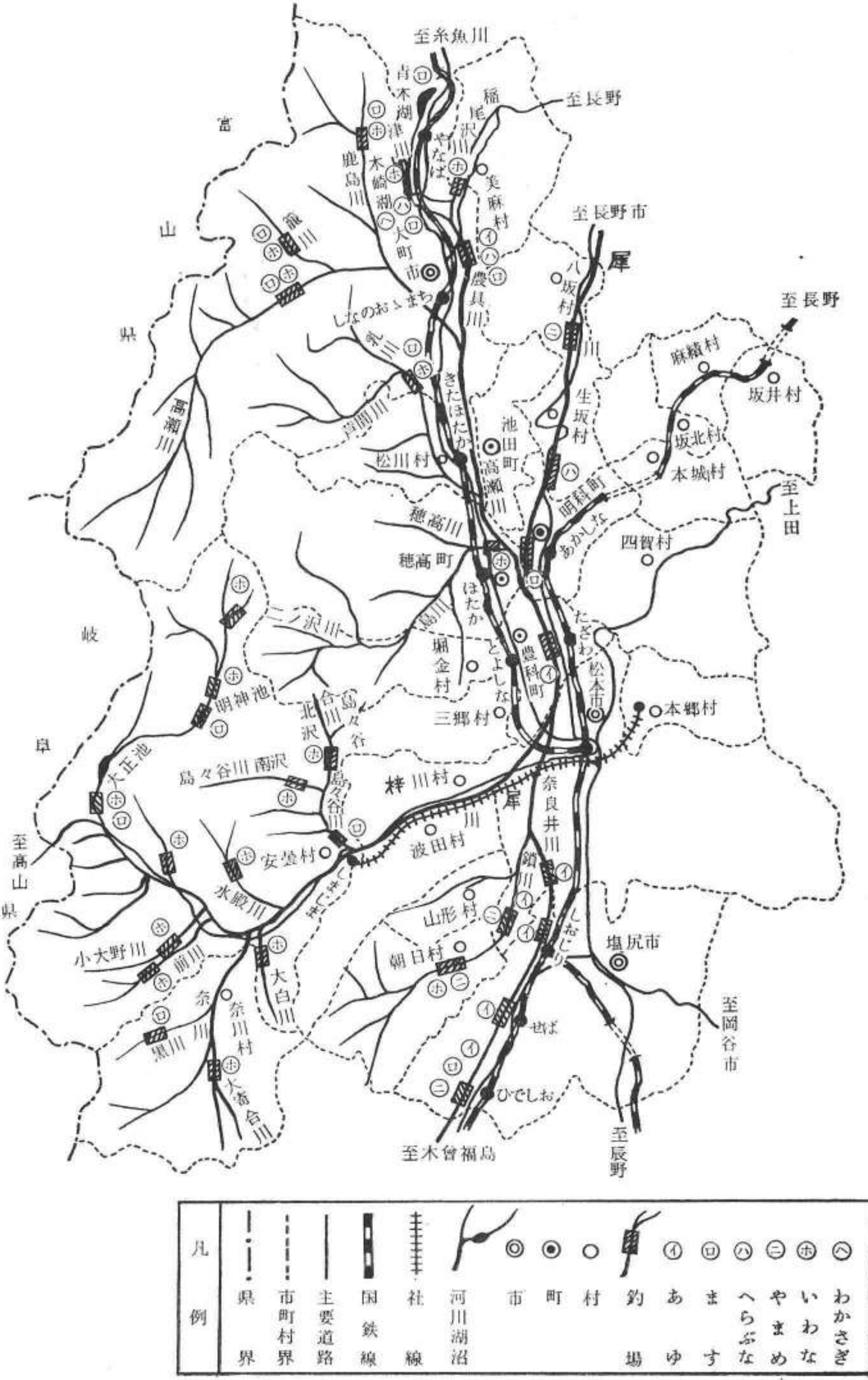

至糸魚川
至長野
至長野市
至長野
至上田
至高山
至岡谷市
至辰野
至木曽福島
富
山
県
岐
阜
県
高山県
青木湖
木崎湖
鹿島川
籠川
農具川
稲尾沢川
美麻村
大町市
しなのおゝまち
乳川
芦間川
高瀬川
きたほたか
池田町
松川村
高瀬川
穂高川
穂高町
ほたか
生坂村
八坂村
犀川
明科町
あかしな
麻績村
坂井村
坂北村
本城村
四賀村
たざわ
松本市
本郷村
豊科町
とよしな
堀金村
烏川
二ノ沢川
三郷村
明神池
北沢
合川
島々谷
島々谷川
南沢
大正池
梓川村
犀川
奈良井川
波田村
安曇村
しまじま
水殿川
鎖川
山形村
朝日村
小大野川
前川
黒川
奈川
奈川村
大白川
大斎合川
しおじり
塩尻市
せば
ひでしお
凡例
県界
市町村界
主要道路
国鉄線
社線
河川湖沼
市
町
村
釣場
あゆ
ます
へらぶな
やまめ
いわな
わかさぎ

天竜川水系（下流）

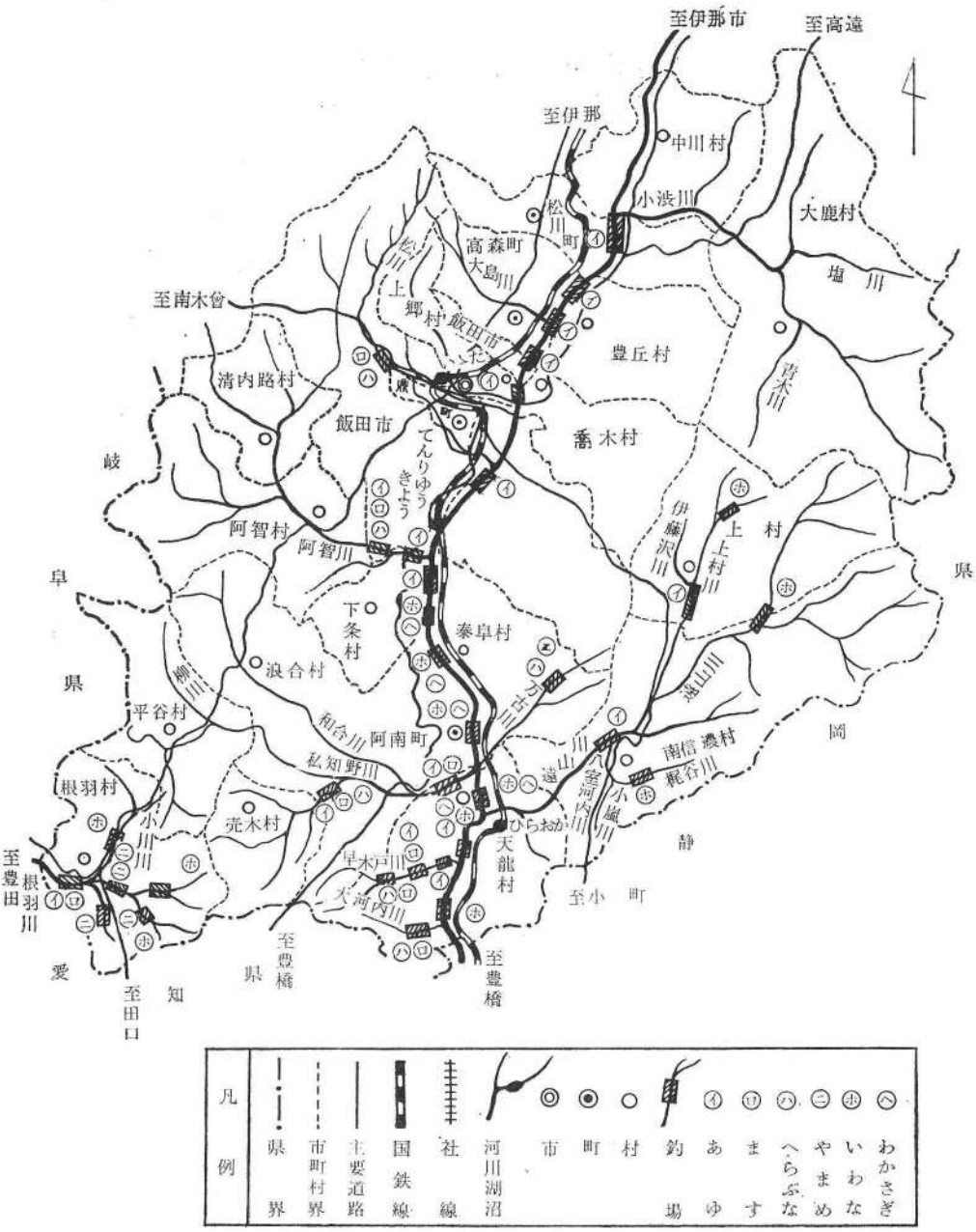
至伊那市
至高遠
至伊那
中川村
小渋川
大鹿村
松川町
高森町
大島川
塩川
至南木曾
上郷村
飯田市
豊丘村
清内路村
飯田市
喬木村
青木川
岐
阿智村
阿智川
伊藤沢川
上村
上村川
阜
県
下条村
泰阜村
浪合村
県
平谷村
和合川
阿南町
私知野川
南信濃村
梶谷川
岡
根羽村
小川川
売木村
小嵐川
天龍村
静
至豊田
根羽川
至小町
至豊橋
至豊橋
愛
至田口
知
県
凡例
県界
市町村界
主要道路
国鉄線
社線
河川湖沼
市
町
村
釣場
あゆ
ます
へらぶな
やまめ
いわな
わかさぎ

長野県水域に棲息する魚類の学名と方言

（県漁連調）

種類	方言 東信	北信	南信	中信
サケ（本県に現在せず）				えんどつこ（稚魚）明科
ニジマス				
マス（本県に現在せず）				
ヤマメ（河川型）サクラマス（湖沼型）			あめのうお	たなびら、あめうお（奈良井川）当才えんどつこ二才あめうお、きざきます
イワナ				
カワマス				
ビワマス（湖沼型）			あめのい、あめ	あめうお
アマゴ（河川型）				たなびら
アユ				あい
ワカサギ				
ウグイ	はや、あかうお	はめ、あかうお、はや	あかうお	あかうお、はや（雅魚）小はや
アブラハヤ	にがっぱや、にがばや、にがはや、にがっぱい、どろっぱや	どろっぱい、あぶらっぱい、どろっぱや	むろ（諏訪）	はや、どこっぱや、にがっぱや、（奈良井）たれかん（明科）あぶらっぺ（大町）
カマツカ	ばか（佐久）かまずか	すなもぐり、かまづか	ずこんぼ（下伊那）きす（諏訪）	すなもぐり、きす
モロコ	くちぼそ（佐久）			もろっぱや、もろっこ（奈良井）（明科）もろ、むろいしむろ（大町）
コイ				
カガミコイ	どいっこい			
タナゴ		たなんこ		
ヤリタナゴ				

フ　ナ				
ヒ　ガ　イ				
オ イ カ ワ	じんけん、ねこまたぎ(上小)	じんけん	はや、がご(下伊那)	
ハ　ス				
ニ　ゴ　イ	あらめごい、ぼら(佐久)	あらめごい、あらめ		あらめ、あらめごい(大町)
モ　ツ　ゴ				
オクウグイ	あきわ、まるた(上小)			
ソ ウ ギ ョ (レンギョ)				
ハ ク レ ン				
ブ ル ギ ル				
キ ン ブ ナ	きんぎよぶな			
ギ ン ブ ナ				
ゲンゴロウブナ	へらぶな			
ゼニタナゴ			ぜんた(下伊那)	にがざ、ざっこ(大町)
バラタナゴ				
メ　ダ　カ				
ナ　マ　ズ				
ア　カ　ザ	さすり			さすり
ギ　ギ				
ホンドジョウ	どじょう	のまどじょう、どじょう		どじょう
シマドジョウ	きりめ(佐久)	やなぎどじょ		やなぎどじょう
ホトケドジョウ	おかめどじょう			どじょう
カ　ジ　カ				ばばかじか
ヨシノボリ	やあらんぼ	だぼはぜ		どろっかじか(奈良井)おとろんぼ とんこ(明科)
ウ キ ゴ リ				
ウ　ナ　ギ				
スナヤツメ	ぎなめ	ぎなんぼ		ぎなんぼー、ぎなぎなんぼ
カムルチー		らいぎょ	らいぎょ	

長野県水産史明治以降年表

西暦	年号	記事
一八六八	明治元年	○江戸を東京と改めて遷都、明治と改元す
七一	四	○南信地方飛騨をふくめて筑摩県となり、北信地方は長野県となる
七二	五	○上州富岡に国営機械製糸場をつくったのをきっかけとして県下の製糸業勃興す
七三	六	○長野県特産物調査を行う、川魚売上高一〇、七七〇余円　○下伊那木村長谷川三友、製糸工場に養鯉池を付帯設備す、その後松代、下伊座光寺等に養鯉業者が製糸場を経営して蚕蛹の自給をはかるもの現る
七五	八	○河湖国有となり、旧藩時代の地先漁業権をはく奪して沿岸住民に開放、漁業鑑札制となる
七六	九	○飛騨を除く筑摩県と長野県合併しこんにちの長野県できる　○諏訪湖畔にひらかれた展覧会に「氷魚漬」を出品するものあり、湖魚加工の先駆となる
七七	一〇	○この頃松代の士族養鯉盛んとなる　○戸倉付近の千曲川につけ場宴を張るものあり
七九	一二	○県、営業雑種税の中に漁業税を設け、独立漁業者出現す　○県、全県下の漁具、漁法を調査し、一部漁法を制限す。県、諏訪湖の蜆を野尻湖に放つ
一八八〇	一三	○県、上伊南箕輪村に養魚場をつくり越後三面川の鮭卵を孵化養成の上天竜川に放流　○県、上高綿内村に採卵場を設け千曲の鮭を親魚として採卵、孵化養成の上千曲川に放つ。県、鮭卵を琵琶湖に送ってあめのうお稚魚と交換、それを野尻湖に放流す　○県、これらの事業について明治天皇に上奏す　○この頃、松代にスッポン養殖盛ん
八一	一四	○松代の士族ら集まり養鯉販売会社を設立、間もなく失敗す
八二	一五	○県の漁業税取入一七、九三五円
八四	一七	○松代の鈴木市兵衛大日本水産会報に水田養鯉についての研究を発表し注目さる
八六	一九	○漁業組合準則制定さる
八七	二一	○この頃、諏訪湖の漁業盛況を呈す　○松代の鈴木市兵衛の池、水産伝習所の実験池に指定さる

一八九〇	二三	○南佐桜井村に東信鯉魚飼養会社を興し東京進出を策するものあり
九二	二五	○この頃、下伊座光寺村に新田開発と養鯉との結びつけを行うものあり
一九〇一	三四	○初めて漁業法制定さる
二	三五	○長野県初めて漁業取締規則を制定す　○漁業法に依る区劃、定置漁業権出願者県に殺倒す　○野尻湖に区劃漁業権免許さる
三	三六	○県農会、水田養鯉盛んのため稲作りが二の次に考えられることに警告を発す
五	三八	○日露戦争のため生産増強を呼びかけられ養鯉生産・河川湖漁獲ともに増す
七	四〇	○全国養鯉生産額三八九、八三八貫のうち長野県九万貫を占める
八	四一	○本県最初の漁業準則組合として仁科三湖漁業組合組織さる
一〇	四三	○漁業法を改正し、知事の認定に依て法定漁業組合員の漁業税を免除し得ることになる
一一	四四	○南佐桜井村農会、水田と池中養鯉の経営分析を行う
一九一二	大正元年	○諏訪湖漁業組合できる　○本県の養鯉産額日本一となる
一三	二	○諏訪湖組合共販制を設ける
一四	三	○この頃鯉仔売り盛んとなる
一五	四	○諏訪湖組合霞ヶ浦から初めて公魚を移植し成功せず　○諏訪湖組合琵琶湖の小鮎卵を移入、人工孵化に成果挙ぐ
一六	五	○諏訪わかさぎ移植に成功す　○県、諏訪湖、木崎湖組合員の漁業税を免除し組合活動を助く
一九	八	○諏訪湖漁業組合専用漁業権を免許さる　○この頃から水田、池中養鯉とも大きく発展す
一九一九		○諏訪湖琵琶湖より淡貝を移植す　○県農商課の中に初めて水産係設けられ、水産行政推進に向う
二〇	一〇	○大同電力木曽川に進出し県下で最初の全瀬〆切ダムをつくる　○認意団体として長野県漁業連合会結成さる
		○農林省、木崎湖に水産講習所木崎養魚試験場をつくり鱒類の養殖試験始む　○上小地方に曲水漁業連盟組織され、河湖魚の保護運動起す
一九二一	一一	○大同電力木曽川の漁業補償金を寄付し、県下の発電補償ここに始まる　○県、大同の補償金を以て

一九二二　福島町新開に孵化養魚場を設け河川放流を目論む
二三　一三　◦県、漁業取締規則を改正し許可漁業制度を設く
二四　一四　◦南佐久の養鯉業者東京への共同出荷所野沢屋を築地に設け、佐久鯉の名始まる
二七　一七　◦奈良井川で水視眼鏡を禁止せよの声起る　◦この頃、法定の地域漁業組合相次いで結ばる
昭和二年　二　◦漁業組合準則に依り長野県漁業組合連合会創立さる　◦明科に県営魚類増殖場発足し各種魚類の孵化放流を始む　◦琵琶湖稚鮎の放流始まる　◦上小組合うぐいの人工孵化を始める。
三　一八　◦全県下に公魚ブーム起り、諏訪の公魚卵村々の溜池に放流さる　◦犀川上流組合と千曲川組合との間に初めて漁業協定結ばる
四　二九　◦この頃河川湖漁獲どん底に落ちこみ生産十万貫台を割る　◦国鉄に活魚車登場し本県の鯉東京進出に曙光を認む　◦鯉価維持のため県補助金を出して蓄養池設置を奨励す
五　三〇　◦県、増殖奨励金制度設く　◦木曽谷の虹鱒卵養殖業興る　◦木崎養魚場水産試験場となる
◦新潟県下の組合から、海からの遡上魚減退につき協力して政府に対策を迫りたき旨求め来る　◦発電所建設盛んになるにつれ、河川水利使用許可前に漁民の意見をきくよう県漁連県に陳情す　◦農村不況で漁業に向うもの多し　◦佐久鯉の野沢屋昭和恐慌のあおりで倒産す
六　三一　◦県、各水系について放流鮎の移動範囲、発育状況など調査す　◦琵琶湖の稚鮎を諏訪の六斗河口まで飛行機で運ぶ　◦満洲事変起る
七　三二　◦諏訪湖の共販本格的となる　◦県漁連農村不況対策の一つとして鮎放流を盛んならしむるよう県議会に陳情す
八　三三　◦上小組合共販制を設く　◦下伊那組合泰阜ダム工事現場下で鮎、鰻の遡上魚を掬い上げ上流に放つ
◦下伊那漁業組合矢作電力との間に電源開発と漁業の共存共栄につき覚書を交換す。臨戦的漁業組合令発せられて出資組合への移行始まる
九　三四　◦県漁連水産五ヶ年計画を樹てる　◦県会、水産試験場と放流種苗センターを兼ねた機関の設置について知事に意見書を提出す　◦この頃、発電会社と漁民との間に紛糾続く
一〇　三五　◦この頃より副業としての養魚から企業としての経営に進む傾向高かまる

一九三六	一一	魚全く絶ゆ　◦県、水産と観光の結びつけを策し水産と観光協議会をつくり懇談会を開く　◦各
		◦諏訪湖のわかさぎ生産北海道・八郎潟に次ぎ全国第三位となる　◦諏訪湖わかさぎの佃煮始まる
三七	一二	◦支那事変起る　◦この頃明科養鱒場東洋一の施設を誇る　◦国鉄信濃川発電所補償問題五年ぶりに解決す　◦諏訪湖組合無限責任組合となる
三八	一三	◦国家総動員令発せらる◦帝水、大水、全漁協ら話合い戦時統制団体としての全漁連結成さる
		◦発電所補償金を以て信濃川魚族振興基金県に設けらる　◦明科養魚場県水産指導所となる。各漁協漁業補償料を裂いて協力す
三九	一四	◦上小地方で鮎の人工養殖に成功す　◦県漁連出資組合に移行し専務制を布く　◦鉄道省の千曲川
		千手発電所グム完成　◦全漁連—県漁連—単組の戦時統制系統確立され、県漁連銃後奉公を宣誓す
四〇	一五	◦長い間本県養鯉をリードしていた水田養鯉後退し池中養殖先頭に立つ　◦下諏訪に県水産試験場設けらる　◦主食配給制となる　◦大政翼賛会下部機構として県水産協力会組織さる　◦受配系
		統機関として南信養魚組合組織され、河川組合との間に対立問題起る　◦鯉出荷統制となる　◦
		関東軍信州鯉を大陸に送り北支に養殖業を開発せんとす
四一	一六	◦東電との千曲川西大滝ダム補償問題解決す　◦飼料の干蚕蛹、魚苗配給制となる　◦養鯉生産著増す。鮎公価きまる　◦一二月八日太平洋戦争に突入す、宣戦の詔勅を拝し県漁連決意を声明す
		◦揚子江の草魚本県に初めて来る　◦農林省水産試験場上田分場できる、各漁協漁業補償料を裂いて協力す　◦飼料窮迫のため誘蛾灯の虫を集めて餌とするよう農林省奨励す
四二	一七	◦諏訪湖に漁業報告推進隊結成さる　◦戦争によって海洋漁場を失ったため政府専ら内水面養殖に頼らざるを得ず、養殖重点主義を打ち出す　◦県養鱒奨励金制度を設く　◦県下の業者ら川魚自粛
		価格を申合す　◦この頃川魚生産盛ん　◦飼料稚魚ともに集らず、ぜいたく魚としての鮎養殖絶ゆ
四三	一八	◦県水試南佐久採苗所できる　◦川魚生産著増す　◦県漁業増産報国手帳をつくり増産と供出を呼びかける　◦政府川魚についても公価きめる
四四	一九	◦生蚕蛹も統制となり養鱒不可能となる　◦魚類供出進まず　◦一尾の魚をも求めて釣人川々に殺到す　◦水産業団体法と主要水産物生産令を緊急公布し、地区漁業組合は漁業会となり、養殖業者

一九五三　二八　組合の旧漁業権補償証券交付さる。本県の総額五千五百万円、全国第二位、琵琶湖を有する滋賀県より多し。県下の漁場を大幅に整理し湖五、河川十七の新漁業権免許さる。　単協に共同漁業権管理連絡協議会設けらる　◦長野県漁業調整規則公布さる　◦県漁連内に漁業権証券資金化委員会できる　◦諏訪湖真珠養殖を試む　◦廃物同様に扱われていた諏訪湖のゼニタナゴ加工始まる

五四　二九　◦漁業権免許料徴収法の廃止、新漁業権の免許徴収法の廃止運動効を奏し、全国で七十億の負担軽減さる　◦県と組合と個人漁業者の三者の出資により長野県漁業信用基金協会創立さる　◦漁業権証券の資金化活発となり、県漁連、単協ともに独立採算の事業熱起る　◦この頃各組合競って釣り大会を催す、全国内水面漁業協同組合連合会結成　◦淡水研上田支所溜池での鯉苗大型化試験に成功す　◦農薬、汚水問題重大となる　◦養殖事業次第に盛り返えしつつあるとき農薬被害起り水田養鯉衰退に向う　◦長野県養殖漁協より分かれて佐久養殖漁協設立　◦水指佐久支所溜池での鯉苗の大型量産の企業化に成功す　◦佐久間ダム補償要求のため長野、静岡、愛知三県の関係漁業組合により漁業振興会を結ぶ

五五　三〇　◦この頃から遊漁者激増し遊漁時代来り、同時に県外からの組織的遊漁者ふえる　◦鮎放流大いに進む

五六　三一　◦県養殖漁協、県漁連に参加す。長野県信用漁業協同組合連合会創立さる　◦この頃全県下に養鱒ブーム起る　◦佐久間ダム補償問題解決す

五七　三二　◦県水指、虹鱒の河川への放流増殖は不適であり、池中養殖に向うべきを強調す

五八　三三　◦塩田町、溜池養鯉による新農村建設に向う　◦この頃から県の三峯川総合開発始まり、そこでの補償問題脚光を浴ぶ

五九　三四　◦河湖漁獲次第に復興し戦前二十年頃の生産額をとり戻す　◦県水指諏訪支所諏訪湖上に網生簀の企業化研究を始む

六〇　三五　◦県、水産業近代化資金制度設く　◦漁業権を組合からとりあげ管理団体に与えるとの議おこり、全国漁民大会をひらき反対運動に成功す　◦この頃ブームに乗って続出した零細養鱒次第に淘汰さる

一九六二　六一　三六　◦県水指を中心に本県産の虹鱒卵全国的に大きく進出す。　◦諏訪湖わかさぎ卵アメリカに輸出さる

三七

一二四五	二〇	◦長野県水産業会を結成し、決戦の決意を宣言す　◦中央水産業会―県水産業会―地区漁業会、池中特別漁業会の系統決戦体制でき上る　◦養鯉生産危殆に瀕す　◦八月十五日、終戦となる
四六	二一	◦上小漁業会漁業権の解放を、市民に迫られ、つづいて各地に漁場解放の声起る　◦県、水産復興計画をたてる　◦諏訪に漁業民主化懇談会開かる　◦県経済部食糧水産課となり水産の地位高まる
四七	二二	◦戦後インフレにそって漁業補償金臨時増額運動を起し会社側もこれに応う　◦民主化漁業法の制定に当りGHQは、内水面漁業には漁業権を認めないとの声あり、依て全国内水面組合は立って獲得に猛運動をおこす　◦県水試南佐久採苗所県水指佐久支所となる　◦日本淡水漁業振興会組織　◦千曲水系鮭・鱒姿を消す
四八	二三	◦犀曲水系各組合から代表を送って東電西大滝ダムの魚道の完全利用を監視し、協議の結果改造した魚道に依て鮭・鱒・鮎の上流放流を行う　◦日本民主化のための水産業協同組合法公布さる
四九	二四	◦水協法により各漁業会は協同組合への組織替えを急ぐ　◦戦時統制団体たる中央・県水産業会解散それぞれ漁業協同組合連合会となる　◦農林省水産試験場上田分場淡水区水産研究所上田支所となる　◦県水産試験場水指諏訪支所となり温泉利用の鮎人工ふ化養成に成功　◦県養殖漁業協同組合を結成　◦新漁業法衆議院を通過せるも、河湖組合に漁業権が与えられない内容を知り、全国の組合猛反対に立ち上り先づ参議院を動かしGHQに陳情して漸く同院の修正議決を実現して衆議院に回付し、その再議決となる　◦十一月、新漁業法成立内、水面組合にも従来通り漁業権を与えらる　◦全国内水面中央協議会できる
五〇	二五	◦新漁業法施行され、二年後には旧業権の消滅に対し政府が、補償し、新漁業権を夫々手続を経て関係組合が取得した　◦新漁業法により新たに県内水面漁場管理委員会設置さる　◦県経済部特産課水産係となり、課名から水産の名消ゆ
五一	二六	◦旧漁業権の解消にともなう補償金の増額運動を起して成功し、県補償委員会各組合への配分額を決す
五二	二七	◦千曲川水系に全国初つの子供漁業組合（申合せ）できる　◦県、初めて東京銀座松坂屋に信州虹鱒東京進出のための展示即売会をひらく　◦虹鱒のアメリカ輸出始まる　◦西大滝ダムの改造魚道に絶望、掬上機を廃し、魚道の通水を廃す、鮭、鮎、鰻など遡上

六三	三八	◦佐久養殖漁協鯉こくの缶詰加工に成功　◦遊漁時代をむかえて組合の第三次産業的性格が強まるのに対し、県水指と組合との間に意見対立生ず　◦明科水指ますの餌ペレットを開発す　◦明科水指の虹鱒を伊勢神宮に献し五十鈴川に放つ　◦天竜川組合、三峯川電力より一億円の補償金取得に成功す
六四	三九	◦佐久養殖漁協、水指佐久支所の援助と小諸産業KKの協力により新餌料ペレットの開発に成功、県漁連普及に乗り出す
六五	四〇	◦県養殖漁協明科に輸出鱒の共同加工工場をつくる　◦信大理学部付属臨湖試験場諏訪に設けられる　◦天皇明科水指をご視察
六六	四一	◦漁業法改正、各組合の遊漁料知事の認可制となり、河湖漁場の開放政策進む　◦河湖漁獲高戦後の二十四年一〇〇に対し一七五の指数に増加す
六七	四二	◦稲田養鯉ついに長野県統計から姿を消す　◦この前後、淡水研上田支所で成功したうぐいの稚魚育成広がる　◦鮎放流量二九九万尾となり、県水産史上の新記録をつくる
六八	四三	◦信州虹鱒躍進す　◦県湲流性ます類の人工採苗に成功、ついで各河川に放流す　◦全国内水面漁連、国の協力を得て天竜川河口に鮎人工採苗パイロット事業場を設く　◦県下の河湖・養殖給水産高七三、七五〇トン（百万貫）をついて突確す　◦諏訪湖の汚濁水問題重大化す　◦県漁連、河湖汚濁水問題について各方面に陳情　◦佐久養魚団地造成始まる

編集を終って

田中武夫

漁業組合準則にもとづく長野県漁業組合連合会が創立されたのは昭和二年であり、その創立を認可されたのは昭和四年であった。爾来、四十年の星霜を経ている。県漁連では、そのことを記念するために長野県水産史の編纂を計画した。

昭和四十三年四月、左の人びとを編集委員に依嘱して、その事業に着手したのであるが、特に楠慶治・田中一雄・田中武夫らが専門委員となり、専らの執筆には私があたった。

農林省淡水区水産研究所上田支所長	中村 一雄	同 副会長	三堀 巌
長野県特産課長	池田 稔	同 副会長	小山 一平
長野県園芸特産課技幹	橋詰 実	長野県信用漁業協同組合連合会長	林 健
同 主任	北村 正雄	長野県漁業協同組合連合会理事	丸山 勇
同 技師	府川 三郎	同	北原嘉平治
同	深津 鎮夫	同	土屋 俊治
長野県水産指導所長	小宮山高司	同	梅田 虎雄
同 業務部長	山本 長	同 監事	傘木 修
同 試験指導部長	小林 正典	同	備前 三俊
同 諏訪支所長	名東 実	同	細川 清明
同 佐久支所長	富永 正雄	長野県信用漁業協同組合連合会監事	臼田 駿
長野県漁業協同組合連合会長	依田 勇雄	同 理事	御子柴一雄

長野県漁業協同組合連合会専務理事　田中　一雄
同　元専務理事　楠　慶治
同　参事　田中　政利
元信濃毎日新聞社編集局長　田中　武夫

史料の収集については、委員の方々の格別なご協力を得、編集委員会もしばしば回を重ねたが、殊にこの際感謝の意を捧げておきたいのは、以前の県漁連役員を初め、それぞれ単協の漁業関係者の皆様に、史料の収集や談話の集録について、ご熱心な協力を賜ったことである。

○

この水産史には、恐らく数百人にのぼる人びとが登場し、数多くの生存者も名前を見せてくるが、すべて、それらの人たちの持っておられた記録や、談話の上に基礎づけられてこそ、この書物をつくりあげることが出来たのである。この仕事の完成にあたり、改めて心からの感謝を捧げておかなければならない。

さて、この史料調べと記述のために、一年数ヶ月をかけたのであったが、実は、これほどほう大な史料に目を通さなければならないとは思っていなかった。しかし、考えてみると、それほどに史料がぼう大であるということは、とりも直さず、海無し県のこの郷土にとって、蛋白自給への生活の知恵が、長い歴史をつらぬいて、いかに重要な問題であったかということの証左にほかならないのである。

○

諏訪湖・野尻湖・仁科三湖の湖畔を初め、この高原郷土は、いたるところに、先住民部落の繁栄した足跡を残しているが、彼らが競って、この水源にのぼってきたのも、多くのすぐれた漁場があったからである。狩漁生活の原住民たちにとって、河湖の多いこの高原は、この上もない楽園だったのである。

先住民たちだけではない奈良・平安朝時代、信濃は日本一の鮭、鱒漁場であり、天皇の供御や貴族の食卓にも信濃の鮭やスジ子がそなえられた。鎌倉の武士たちの中には、犀川の豊富な漁場にあこがれて、その地方に移り住みたいと、念願したものもあったほどである。

天竜川のアユも、諏訪湖の鯉も、室町時代から既に有名であり、信州の殿様たちが、知行地変えになるとき

は、天竜のアユずしを手みやげに持っていったりした。諏訪湖には「鯉はせ」と呼ばれる行事があって、飛びあがる大鯉を弓で射ち獲るのが人気を集めて、多くの観光客を誘ったものである。

戦国時代から江戸時代にかけては、諏訪湖をはじめ天竜でも千曲でも鵜飼が盛んにおこなわれ、昭和の初めまで、なおその漁法は名残りをとどめていた。

○

江戸時代から明治の中期にかけても、この高原郷土の住民大衆の多くは、ほとんど海というものを知らなかった。鮭といえば、腹に塩をいっぱい詰めたままおよいでいると思っていたし、ニシンといえば、枯れ枝のようになった身欠きニシンがあのまま網にかかって来るものと思っていたらしい。

生ま魚といえば、川魚しか知らないのである。地域住民の保健をささえる魚類蛋白の給源を、ただそれだけに頼らなければならない環境が、私たちの祖先の、生活の知恵を、川魚生産のためにしぼらせたのは当然である。

その知恵、それを求める情熱が、やがて天然魚だけに頼るのでなく、幕末から明治にかけての養鯉事業へとむかわせた。南佐久・伊那谷・松代城下などを中心に養殖鯉が発祥したのである。

○

そのように豊富な魚が、大正から昭和にかけた頃から、発電所の開発が始まるといっしょに、急速に衰え出した。アユ・鮭・マスの遡上魚が、ダムに魚道を奪われて上流河川のふるさとへ帰えることが、全くできなくなってしまったのである。

当然の結果として、漁民たちの発電会社に対する補償要求がおこってきた。漁場を持つ地域の指導者たちは、そのことのために、極めて精力的な活動をしなければならなかった。相ついで漁業組合を結成し、団結の力を発揮したのもそのためである。

県の指導も、発電会社からの補償料を源資として、河湖における放流増殖や水産試験を忘れなかった。昭和

初頭、魚苗センターとしての県営明科養魚場が始まり、琵琶湖からの小鮎移殖が始まったのも、県の指導方針が増殖を大きくとりあげ、沿岸住民がまた、その事業への情熱を傾けたからである。

県の指導や、組合の指導者たちが、もしも魚族放流への情熱をもたず、郷土水産の前途を憂えず、これらの補償金をその都度、我れ先取りに分け合ってしまっていたならば、県下の河川は枯れ果てたであろう。

○

昭和初頭以来、電源開発の飛躍的な進出によって、この高原の河川湖沼における天然魚が決定的な打撃をうけたことは確かであるけれども、一面、発電会社の協力と、その協力を生かし得た水産指導者や組合幹部の懸命な努力によって、能う限りに蛋白給源を保持してきた事実もまた承認されなければなるまい。

県漁連の旗のもとに結集した各地域の組合は、それぞれに、たくましい活動を続けてきたが、殊に諏訪湖のワカサギを中心とした移植・増殖には大正の初め、父祖たちの涙ぐましい努力があったのだし、河川に放つ琵琶湖アユの輸送にも、各組合幹部はなみなみならぬ苦心を傾けたのであった。

そして戦後、本県の水産業者らは伝統の養鯉に革新的な工夫をこらし、或は新興のニジマス養殖に立ち向いここでもまた、日本一の金字塔を築きあげようとしている。

かえりみれば明治百年、この郷土の父祖たちは、自らの蛋白給源を防衛し、子孫への遺産継承を悲願しながら、長野県水産業の歴史を力強く刻んできたのである。

○

最後に、県漁連元専務の楠さんと、現専務の田中さんが原稿の内閲や印刷の校正にまでご協力いただいたことに、深甚の謝意を表しておきたい。

歴代の三役員

県漁業協同組合連合会（県漁聯県水産業会を含む）

2代会長 故 野 溝 準 治
（伊 那 市）

初代会長 故 大 和 又 蔵
（諏 訪 市）

4代会長 故 成 沢 伍一郎
（上 田 市）

3代会長 故 浅 沼 信太郎
（佐 久 市）

5代会長　市　村　郁　夫
（小布施町）

元副会長 故 田中　一郎
（飯田市）

元副会長 故 近藤　千 作
（長野市）

元副会長 故 長谷川栄三郎
（上田市）

元副会長 故 伊　東　　淳
（木曽福島町）

元副会長　土　屋　俊　治
（須坂市）

元副会長　故　遠　藤　嘉　寿
（明科町）

前副会長　故　小　松　寛　美
（諏訪市）

元副会長　野　溝　　勝
（東京都）

前　漁連専務理事
信漁連専務理事　北　沢　千　年
漁信協常勤理事　（中条村）

元　漁連専務理事
信漁連専務理事　楠　　慶　治
漁信協常勤理事　（長野市）

県漁業信用基金協会

2代理事長　西　沢　寛　志
（飯 田 市）

初代理事長 故 小　松　寛　美
（諏 訪 市）

現　役　員

漁連会長
信漁連理事　依田勇雄
漁信協理事
（佐久市）

漁連副会長
信漁連副会長　小山一平
漁信協理事
（上田市）

漁連副会長　三堀　巌
信漁連理事
漁信協理事
（辰野町）

漁連専務理事
信漁連専務理事　田中一雄
漁信協常勤理事
（長野市）

漁連理事
漁信協監事　北原嘉平治
（信州新町）

漁連理事　丸山　勇
信漁連理事
（豊科町）

漁連理事　細　川　清　明
（上　田　市）

漁連理事
信漁連監事　土　屋　俊　治
（須　坂　市）

漁連監事　傘　木　　修
（大　町　市）

漁連理事
信漁連理事　梅　田　虎　雄
（飯　田　市）

漁連監事　小　林　利　一
（豊　野　町）

漁連監事　中　山　　進
（長　野　市）

信漁連会長
漁信協理事長　林　　健
漁連理事
（諏訪市）

信漁連監事
漁信協理事　臼田　　駿
（佐久市）

信漁連理事　御子柴一雄
（伊那市）

漁信協理事　宮本晃一
（長野市）

漁信協監事　高林友市
（岡谷市）

漁信協理事　宮本三郎
（長野市）

長野県水産史

昭和四十四年六月三十日印刷
昭和四十四年七月一日発行

編集者　田中武夫
発行者　長野県漁業協同組合連合会
　　依田勇雄
印刷者　和田信義
印刷所　長野県長野市県町五二八
　　第一印刷株式会社

発行所　長野市南県町
　　長野県漁業協同組合連合会